

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月22日
【事業年度】	自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日
【会社名】	オーストラリア・ニュージーランド銀行 (Australia and New Zealand Banking Group Limited) (Australian Business Number 11 005 357 522)
【代表者の役職氏名】	グループ財務責任者 (Group Treasurer) リック・モスカティ (Rick Moscati)
【本店の所在の場所】	オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルン (ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands, Victoria 3008, Australia)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 黒丸 博善
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 ブルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ペーカー & マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	03-5157-2700
【事務連絡者氏名】	弁護士 黒丸 博善
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 ブルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ペーカー & マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	03-5157-2700
【縦覧に供する場所】	該当なし

- (注)1. 別段の記載がある場合を除き、本書において「当行」または「ANZBGL」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行を意味し、「ANZ」、「ANZグループ」、「当グループ」または「当銀行グループ」はオーストラリア・ニュージーランド銀行とその連結子会社を意味する。
2. 本書において「オーストラリア」とはオーストラリア連邦を意味する。
 3. 本有価証券報告書に含まれている情報の一部は「将来に関する記載」である。当該記載は、様々なリスクおよび不確実性に左右される。ANZの実際の業績、収益または成果は、当該将来に関する記載に表明または示唆された結果または目標と大幅に異なる可能性がある。本有価証券報告書に含まれている将来に関する記載はいずれも本書提出日現在においてなされた記載であり、今後提出されることのある本書の訂正報告書または臨時報告書ならびに発行登録書、訂正発行登録書および発行登録追補書類の参照書類の補完情報およびそれらの添付書類においてなされた記載により、かかる記載は必要な場合、必要に応じて更新、修正、訂正または置き換えられることがある。
 4. ANZの事業年度は9月30日に終了する。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、2011年9月30日に終了した事業年度は2011年度と言及され、その他の事業年度についてもこれに対応する記載によって言及される。暦年に関する言及はその通りの意味を持つ。
 5. 本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「ドル」「豪ドル」または「オーストラリアドル」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ドル=81.67円の換算率（2011年12月8日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売相場）により換算されている。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「米ドル」とはアメリカ合衆国の法定通貨を指し、「ニュージーランドドル」はニュージーランドの法定通貨を指す。
 6. 本書中の表において、計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
 7. 「第二部 提出会社の保証会社等の情報、第1 保証会社情報、3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」（英文による原文および日本語の記述（英語版の日本語訳））以外の本書に含まれる情報は、
 - (a) 当行により作成され、当行に責任があり、
 - (b) オーストラリア連邦による承認を受けておらず、オーストラリア連邦に責任はない。

本書において言及されている連邦政府のウェブサイト、www.guaranteescheme.gov.au にて入手可能である情報および内容は、本書の一部ではなく、参照により本書に組み込まれているものではない。

第一部 【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

以下はオーストラリアの2001年会社法および当行の定款の概要を含む。以下の事項をより徹底して理解したいと希望する読者は、元となるこれらの文書を参照すべきである。

当行はその他のオーストラリアの銀行および会社と同様、2001年会社法（「会社法」）に従い、会社法により規制される。会社法は制定法であり、オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）が管理している。

オーストラリア連邦の諸法律（「豪州法」）は当行のオーストラリアにおける業務運営の様々な局面に影響を与えている。会社法に加え、特に当行に関係のある重要な豪州法は、1959年銀行法（「銀行法」）、1998年オーストラリア適正規制庁法、2001年オーストラリア証券投資委員会法および1998年金融部門（株式所有）法を含む。現行の銀行諸法から構成される。当行は上場公開会社であるため、オーストラリア証券取引所が管理する上場規程による規制も受ける。

当行に適用のある会社法の主要規定の概略は以下の通りである。

会社法により、会社は会社内部の経営および株主の権利を統治する定款を持つことが要求される。当行は2010年12月17日に開催された株主総会において当行の株主により承認された定款（「定款」）を採択している。

定款には、当行の業務、運営、権利および権限ならびにその株主、取締役、その他の役員の権利および権限に関して、豪州法の規定と一致する規則のみを含めることができる。定款は、ANZの株主総会に出席し、かつ決議に関して議決権を有する当行の株主（代理人による出席を含む。）の最低75%の投票をもって決議される場合のみ改定することができる。会社法により規定されている。

定款は通常、以下の事項に関する規定を含む。

- ・ 当行の株式に付随する権利および義務ならびに当行の株式の譲渡。
- ・ 株主総会の投票および運営方法。
- ・ 取締役の人数、権限、義務および任免ならびに取締役会会議の運営方法。
- ・ 会社秘書役の任命および社印の使用。
- ・ 会計および監査。
- ・ 株主への通知。
- ・ 会社の清算に際しての資産の分配。

会社法は、当行に対し、その取引、財務状況および業績を正確に記録かつ説明し、真正かつ公正な財務書類の作成および監査を可能にする、書面による会計帳簿を保持することを要求している。

会社法は当行に対し、その事業年度ごとに財務書類（損益計算書、貸借対照表およびキャッシュフロー計算書を含む。）から構成される財務報告書、財務書類の注記、財務書類および注記についての取締役会の声明、取締役会の報告書および監査報告書を期限内に作成することを要求している。財務報告書はオーストラリアの会計基準および会社法に規定されているその他の関連規則を遵守しなければならない。財務書類および注記は当行の財務状況および業績につき真正かつ公正な見解を表示しなければならない。当行はグループ内の親会社であるので、当該事業年度を通して随時、当行が支配している会社との連結財務書類の作成も要する。会社法に基づき、当行の監査人は1もしくは複数の個人から構成される企業でなければならない。どちらの場合でも会社法に基づく登録を行っている監査会社または会社法に基づく公認監査会社である会社でなければならない。監査人は、毎事業年度の当行の財務報告書の監査を実施し、当行の年次財務報告書に関して以下の事項について意見を述べる義務を有する。

- ・ 年次財務報告書が会社法およびオーストラリアの会計基準に従い作成されているか否か。
- ・ 年次財務報告書が当行の財務状況および業績について真正かつ公正な見解を示しているか否か。
- ・ 監査人は、監査の実施につき必要なすべての情報、説明および支援を得ているか否か。
- ・ 当行は年次財務報告書の作成および監査を可能にするため十分な会計帳簿の記録を保持しているか否か。
- ・ 当行は会社法の要求するその他のすべての記録および登録簿を保持しているか否か。

ただし、年次財務報告書に含まれる監査報告書は、上記の最初の2項目のみを明示的に言及している。

監査人は、当行の半期財務報告書の（監査以外の）レビューを行い、財務報告が会社法の要件を遵守せず、事項を記載していないと監査人が気付く何らかの事項にレビューの過程で気付いたか否かについて、監査人は株主へ報告しなければならない。

これらの事項の欠如、不履行または不足についての詳細または当行の財務報告書中のあらゆる欠陥もしくは不正は監査報告書に記載されなければならない。

当行の取締役は、会社法で特定された一定の事項に関して、当行の株主宛てに事業年度ごとの報告書を作成しなければならない。これらの事項にはとりわけ、事業年度中支払われた配当額、事業年度中推奨されたが支払われなかった配当額、事業年度の業務運営およびその業績結果の検討、事業年度中に行われた当行の主要な業務についての記載ならびにこうした業務の性質の重大な変更、事業年度における当行の経営状態の重大な変化、および当行の業務運営、業績または経営状態に重大な影響を及ぼした、もしくは今後の事業年度において及ぼす可能性のある、当該事業年度以降に生じる当行の事項や状況が含まれる。

オーストラリア証券取引所に上場されている企業としての当行の取締役会報告書にはとりわけ、取締役、秘書役および上級経営陣の報酬の性質および額の決定またはそれらに関する取締役会の方針の検討、ならびにかかる方針と当行の業績との関係を含めなければならない。

当行の取締役会は、事業年度末から3か月以内にASICに年次財務報告書の写しを提出しなければならない。当行の株主全員に対して、株主がかかる報告書を受領しないことを特別に希望しない限り、年次株主総会から21日前まで、または当該事業年度末から4か月後のいずれか早い方までにかかる報告書の写しを送付しなければならない。

定款は、当行の取締役会が、特に、当行が配当を維持する能力に関連する定款の一定の規則および会社法の規定に従って、適切と考えるいかなる配当の支払いも決議し得ることを定めている。会社法は、以下の場合を除くと、会社は配当を支払わなくてもよいと規定している。

- ・配当が宣言される直前に会社の資産がその負債を上回っており、その超過が配当の支払いに十分である。
- ・配当の支払いが会社の株主全体にとって公平で妥当である。
- ・配当の支払いによって、会社がその債権者に支払いする能力に重大な損害を与えない。

株主

会社法の規定に従い、株主総会は暦年ごとに少なくとも1回、当行の事業年度の終了から5か月以内に開催されなければならない。この総会は、年次株主総会と称される。年次株主総会の主な機能は通常、取締役の選任、取締役報酬額の決定、財務書類および報告書の審議ならびに監査人の選任および監査人報酬額の確定である。これに加え、取締役または一定比率の当行の株式を保有する株主は、その他の株主総会を随時招集することができる。この総会は、単に株主総会と称されている。

当行の株式に付随する議決権は、株主総会におけるその行使方法とともに、定款に定められている。

当行株主総会への出席権および議決権を有する株主は、代理人を立てて株主総会に出席することができる。この場合の代理人は当行の株主たることを要しない。定款には、当行のあらゆる株主総会の定足数およびその議長の任命等に関する規定が含まれている。

定款に従い、株主総会の決議は、通常、普通決議により、すなわち株主総会に出席し、かつ決議に関して議決権を有する当行の株主（代理人による出席を含む。）による投票の過半数による多数決によって、採択される。しかし、特定の事項（例えば定款の変更）については、会社法または定款によって、特別の決議方法、すなわち総会に出席し、かつその決議に関して議決権を有する当行の株主（代理人による出席を含む。）による投票の75%以上の多数による決議承認を経ることが必要とされている。

1998年金融部門（株式所有）法の定めるところによれば、何人もまたはかかる者とその関係者も、オーストラリア連邦の財務大臣の承認を得ないで、金融業界の会社（当行を含む。）の全議決権の15%超を保有することまたは実質的な支配権を所有することは認められていない。財務大臣によるかかる承認は、国益に合致する場合は与えられる。ある者に対する当行株式の保有、所有または議決権を行使する能力の制限についての詳細は、下記の「2 外国為替管理制度 - 証券保有者に影響を与える制限」を参照のこと。

経営および運営

公開会社である当行は、3名以上の取締役によって運営されることが要求されており、その内少なくとも2名はオーストラリアに通常居住する者でなければならない。取締役は自然人でなければならない。定款は当行の取締役の数を5名以上15名以下と規定している。取締役の当行を運営する権限は、定款で定められている。

定款に従い、当行の取締役は取締役会として行為しなければならない。取締役会は諸決議を取締役会会議で行うほか、定款に従い、会議を開催することなく書面決議の方法によりこれを行うことができる。個々の取締役、委員会、代理人またはその他の者は、当行の取締役会の決議で付与された場合には当行を代表して行為する権限を有する。当行の取締役会は、取締役会のあらゆる権限を1名以上の取締役またはその他の者に委任することができる。

会社は最低1名の秘書役（その内少なくとも1名はオーストラリアに居住する者でなければならない。）および定められた数の取締役（上記に記載の通り）を任命することを義務付けられているが、会社法はその他の特定の役員の任命を要求していない。秘書役は会社法および定款に基づき、特定の機能と責任を有しており、自然人でなければならない。

当行の株主は以下の事項を行う権限により最終的決定権を保持している。

- (a) 取締役会に諸権限を付与している定款を修正すること。
- (b) 株主総会を招集すること。
- (c) 会社法および定款に規定されたその他の事項または取締役の解任または不再任決議を可決すること。

定款によって付与された権利および権限を行使するに際しては、当行の取締役は相当な注意と勤勉さをもってこれに当たることが要求され、かつその権限の行使と義務の履行に際しては誠意をもって、常時当行の利益、すなわち一般的な意味ではその株主の利益のために尽くすことが要求されている。

株式の発行

当行の未発行株式はすべて当行の取締役の管理下にあり、当行の定款、会社法および上場規程に従い、取締役会が適切と判断した条件によりこれら株式を発行することができる。

定款の詳細および抜粋については、下記の「(2) 提出会社の定款等に規定する制度」を参照のこと。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

以下には当行の定款から抜粋した情報が含まれており、かかる定款はオーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルンにおいて平日（土曜日、日曜日および祝祭日を除く。）の通常営業時間に閲覧可能である。

本(2)に記載の定款の抜粋は、参考の便宜上、適宜言換えがなされており、またかかる抜粋に使用されている定義済の用語は、定款において与えられた意味を有する。定款に定められた規則を完全に理解するためには、定款の写しを全文で読む必要がある。

取締役会

取締役の人数（代理取締役は数に入れない。）は、取締役会が決定することができるが、5名以上でなくてはならない。上限は、15名あるいは取締役会が定めるそれより少ない人数を超えてはならない。

会社法、定款、および上記の人数制限に基づきその時々々に確定される取締役の上限人数を条件に、取締役会は随時、取締役となる者を任命することができる。このように任命された取締役は、次の年次株主総会において自動的に退職することとなり、かかる株主総会で行われる選挙の有資格者となる。

定款、会社法、および上記の人数制限に基づきその時々々に確定される取締役の上限人数を条件に、当行は普通決議により取締役を選出することができる。

(a) 取締役は自身が選出または最後に再選されてから3回目の年次株主総会において、その職位から退任しなければならない。 (b) 取締役は前記(a)の規定により要求される時点より前に年次株主総会において退任し、再選を目指すことを選択することができる。ただし、年次株主総会の少なくとも45営業日前（または取締役会が決定するその他の期間以前）に、取締役は取締役会に自身の意向を通知しているものとする。取締役がかかる通知を行う場合、取締役は当該年次株主総会において退任しなければならない。 (c) 取締役の選出は各年次株主総会において行われなければならない。定款に基づき年次株主総会において取締役の選出が予定されていない場合、年次株主総会において取締役が1名退任しなければならない。 (d) 前記(a)、(b)または(c)の規定は、マネージング・ディレクター（または1名以上の場合、（もしいれば）定款に基づき任命された1名）およびその代理取締役に適用されない。 (e) 定款に基づき退任する取締役は再選資格を有する。

会社法を条件として、定款の規定に基づき退任する取締役は、前回の選出または任命から最も長く職位に就いている者とする。在任期間が同一の取締役が2名以上いる場合には、かかる取締役の間で合意により退任者を決定することができる。合意に達しない場合には、退任者決定の抽選が行われる。

取締役の退職は、その取締役がかかる年次株主総会において再選されない限り、その株主総会の終了時に有効となる。

取締役の任命期間が明示的に特定されているか否かにかかわらず、会社法に従い、当行は普通決議をもって取締役を解任することができる。

取締役の数が上記の人数制限により要求される最少人数を下回ることとなる場合、残っている取締役らは、(a) 最少人数を満たす数までの取締役の任命、(b) 株主総会の招集、および (c) 緊急事態についてのみ、取締役会として行為することができる。

取締役会会議

取締役はいつでも取締役会会議を招集でき、また、秘書役は取締役からの要請ある場合は必ず取締役会会議を招集しなければならない。

取締役会が別段に定めない限り、取締役会会議の定足数は取締役2名とし、この定足数がかかる会議の終始、常に出席していなければならない。取締役を兼任している代理取締役、または複数の任命権者の代理取締役となっている者は、定足数に1回のみ数え入れる。

株主総会の招集

当行は年次株主総会を会社法により要求されている通りに開かなければならない。

株主総会は、取締役会がいつでも招集でき、また会社法もしくは会社法に基づく命令により要求される時に取締役会が招集しなければならぬ。

株主総会の通知は、会社法に則り行われなければならない。会社法および上場規程を総会の通知において遵守しなければならない。また、会社法が許可するあらゆる方法を用いて通知することができる。

会社法を条件として、取締役会は、

- (a) 株主総会を延期することができ、または、
- (b) 株主総会を中止することができ、または、
- (c) 株主総会の会場を変更することができる。

その書面による通知を、

- (d) オーストラリア国内の日刊新聞1紙において掲載する、または、
- (e) オーストラリア証券取引所に通知する、または、
- (f) 会社法および上場規程を条件として、取締役会において決定するその他の方法により通知する。

議決権

当行の株主が誰であるのか、ならびに株主総会で投票する権利があるのは誰であるのか、および保有する株式数は何株とするのかを決定するにあたり、当行は、

- (a) 総会の招集者が、総会の通知が配布される前に会社法に基づいて特定の時点を選定した場合、その時点で有効な株主名簿のみを参照しなければならない。または、
- (b) 定めていない場合には、総会の48時間前もしくはASTC決済規則が要求するそれ以降の時点において有効な株主名簿のみを参照しなければならない。

会社法、定款の規定および株式発行の条件を制約とし、

- (a) 挙手に際して、
 - () 株主が議決権行使代理人を2名任命している場合は、いずれの議決権行使代理人も投票できない。および、
 - () 定款の上記(a) () の規定に従い、本人、あるいは議決権行使代理人、代理人または代表者により出席している各株主である出席者は、1票を有する。
- (b) 本人、あるいは議決権行使代理人、代理人または代表者により出席している議決権を持つ株主は、書面投票に際して、
 - () 全額払込済み株式1株につき、1票を有する。および、
 - () 定款の下記(c)の規定を条件として、各一部払込済み株式については、その株式の発行価格全体に対する払込済み額の割合に等しい比の端数票を有する。

- (c) ただし、一部払込済み株式の保有者が持つ端数票の計算において、
- () 上場規程に基づき認められていない限り、かつ
 - () 株式発行の条件が別途定めていない限り、当行は、
 - () 払込請求に先立って払込まれた金員を勘定に入れてはならない、または、
 - () 一部払込済み株式に対して、現金または現金相当による当行への支払いを伴わずに貸記されている金員は勘定に入れてはならない、

株主総会の議長には決定票がない、ある決議の賛成票および反対票が同数である場合、かかる案件は否決されたと裁定する。

株式

会社法および定款を条件として、取締役会は当行に代わり、取締役会が決定する任意の者に対して任意の条件および時期において、未発行株式の発行、オプション付与、その他の処理を行うことができる。

当行は、優先株式（償還義務のある優先株式を含む。）を発行することができる。優先株式には、

- (a) 定款に提示されている、もしくは従い決定される権利、または
- (b) 会社法に従い認められているその他の権利、を付することができる。

当行が異なる種類の株式を発行する場合、もしくは発行済み株式を異なる種類に振分ける場合、あらゆる種類の株式に付される権利は、下記の場合に限り、（会社法を条件として）変更または取消すことができる。

- (a) 影響を受ける種類の発行済み株式の保有者75%から書面による同意を得た場合、または
- (b) 影響を受ける種類の発行済み株式の保有者による個別会議において特別決議が可決された場合。

株式発行の条件を制約として、ある種類の株式に付された権利は、かかる既存の種類と同じランクの株式を追加して発行することにより、当行の利益および資産への参加に関して変更されたとみなされない。

優先株式に付されている権利

- (a) 取締役会は、定款を条件として、発行に先立ち取締役会が決定するあらゆる権利（外国通貨で表示された権利を含む。）が付された優先株式を発行することができる。かかる方法で定められた権利は、その時点で発行されている優先株式に付されている権利と同じである必要はない。
- (b) 優先株式は、1シリーズもしくは複数の異なるシリーズで発行ことができ、各シリーズは取締役会が定める方法により識別する。

配当請求権

- (a) 定款に基づく取締役会の権限を制限することなく、あらゆる優先株式の割当ての前に取締役会は、下記の事項、またはこれらの事項を決定する方法を定めなければならない。
- () かかる株式に対して支払われる（もしあれば）配当金の率または金額
 - () かかる株式に対する配当金の支払いの時期または状況
 - () 配当金が支払われる期間
 - () その他の種類の株式との関係でかかる株式の配当金支払いの優先順位
 - () かかる株式に累積配当の権利があるのか、非累積配当の権利があるのか、および
 - () 分配できる利益がある場合に、かかる株式はさらにそれに参加する権利があるのか否か
- (b) 優先株式の発行の条件にはさらに、以下の規定を盛り込むことができる。
- () 税金またはその他の国庫賦課金、あるいは課税控除またはインプュテーション税額控除、もしくはそれら双方を考慮に入れて、もしくは参照して、配当金額を調整する基準（もしあれば）、および
 - () 優先株式の保有者に支払われるはずであった（発行の条件においてであるが）配当金の額が、配当金以外の方法で当行が優先株式の保有者に支払う金額の程度まで、削減されるもしくは消滅される旨。

配当金支払いの優先順位

取締役会が割当ての前に定める以下の配当金支払いの優先順位に関する規定（すべてまたは一部）が、あらゆる特定の優先株式について適用される。

- (a) 当行はその優先株式の配当金を下記の通り、支払うものとする。
- () 普通株式に対するあらゆる配当金の支払いより優先し支払うものとする。
 - () 利益への関与に関して、同順位の明示がなされているその他すべての優先株式の配当金と同等に支払うものとする。および
 - () 利益への関与に関して、優先して順位が明示されているすべての優先株式（もしあれば）の配当金より劣後して支払うものとする。
- (b) 償還または清算に際して、優先株式の保有者に累積配当の権利がある場合には、上記(a)で定めている通りのその他の株式との優先順位にて、当行は、かかる保有者に償還日もしくは（場合に応じ）清算開始までの未払い配当金または配当滞納金（宣言されたか否かを問わない。）に等しい額を支払わなければならない。
- (c) 償還または清算に際して、優先株式の保有者が非累積配当の権利を有している場合、上記(a)で定めている通りのその他の株式との優先順位にて、当行は、かかる保有者に償還日もしくは（場合に応じ）清算開始までに宣言されたが未払いの配当金に等しい額を支払わなければならない。

清算時の優先順位

- (a) 優先株式の割当てに先立ち、取締役会は、当行清算時の資本の払戻しに関する各優先株式の優先順位および残余資産への株主の参加の権利（もしあれば）を決定するものとする。
- (b) 割当てに先立ち取締役会がかかる決定をした場合、優先株式の保有者は、当行の清算に際してかかる優先株式につき払込済みまたは払込済みとして貸記された金額と同額の支払い、および配当金ならびに発行の条件に従い保有者に権利が与えられているその他の金額の支払いに対する権利を以下の通り有する。
- () 普通株式に対する支払いより優先して支払われる。
 - () 清算に際し当該優先株式と同順位の明示がなされているその他すべての優先株式の保有者に対する支払いと同等に支払うものとする。および、
 - () 清算に際し、当該優先株式より優先して順位が明示されているすべての優先株式（もしあれば）の保有者に対する支払いより劣後して支払うものとする。
- ただし、当行の剰余金、もしくは当行の利益または財産のその他の分配には参加しないものとする。

2【外国為替管理制度】

為替管理

現在、当グループの有価証券の保有者に対する配当、利息の支払またはその他の送金を制限する、オーストラリアにおいて効力を有する一般的な為替管理規制はない。しかしながら、オーストラリアの公共政策を反映して随時オーストラリア国内において為替管理が実施され、適用あるオーストラリアの規制当局の承認なしに特定の人物または団体との特定取引の締結を禁止する効果を有する。それらには以下が含まれる。

1. 1959年銀行業（外国為替）規制法に基づき、特定の人物もしくは団体（以下の人物および団体を含む。）により保有もしくは支配される所有権、証券もしくは資金の移動、または特定の人物もしくは団体（以下の人物および団体を含む。）への（もしくはその利益のための）またはそれによる（もしくはその代理としての）支払い等の外貨取引に関する、オーストラリア準備銀行が随時行う指示。
 - (a) 旧ユーゴスラビア連邦共和国政府（ミロシェビッチ政権）の特定の支持者
 - (b) ジンバブエ政府の特定の大臣または政府高官
 - (c) 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に関係する特定の団体または個人
 - (d) ミャンマー政権に関係する特定の個人
 - (e) イランの特定の団体および人物
 - (f) カダフィ政権に関連する特定の主要人物および団体
 - (g) シリアにおける人権侵害に責任あるまたは関与した特定の主要人物および団体

2. 1945年国連憲章第4章に基づき、かつ、2008年国連憲章（資産の取引）規則に従った、オーストラリア連邦の外務大臣がオーストラリアの官報において随時挙げる人物または団体の金融その他の資産の利用または取引に対する制裁、当該個人または団体は以下におけるものを含む。

- (a) リベリア（国連憲章（制裁 - リベリア）2008年規則を参照）
- (b) コートジボワール（国連憲章（制裁 - コートジボワール）2008年規則を参照）
- (c) コンゴ民主共和国（国連憲章（制裁 - コンゴ民主共和国）2008年規則を参照）
- (d) 朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）（国連憲章（制裁 - 朝鮮民主主義人民共和国）2008年規則を参照）
- (e) スーダン（国連憲章（制裁 - スーダン）2008年規則を参照）
- (f) イラン（国連憲章（制裁 - イラン）2008年規則を参照）
- (g) イラク（国連憲章（制裁 - イラク）2008年規則を参照）
- (h) アルカイダおよびタリバン（国連憲章（制裁 - アルカイダおよびタリバン）2008年規則を参照）
- (i) ソマリア（国連憲章（制裁 - ソマリア）2008年規則を参照）
- (j) レバノン（国連憲章（制裁 - レバノン）2008年規則を参照）
- (k) エリトリア（国連憲章（制裁 - エリトリア）2010年規則を参照）
- (l) リビア（国連憲章（制裁 - リビア）2011年規則を参照）

3. 1988年金融取引報告法に基づき、かつ一定の免除に従い、「キャッシュ・ディーラー」（オーストラリア公認預金受入機関を含む。）は1万豪ドルまたは外貨による相当額以上の「現金取引」をオーストラリア取引報告・分析センターに報告しなければならない、現金取引は1人の人物から別の人物への通貨の物理的な移転を伴う取引である。

証券保有者に影響を与える制限

以下のオーストラリア法は、オーストラリアの非居住者または非市民が当行株式を保有、所有または議決権行使する権利に対して制限を課している。

1. 1975年外資による資産買収・企業買収法

外資によるオーストラリアの会社株式の取得は、1975年外資による資産買収・企業買収法（「外国買収法」）により規制を受ける。外国買収法は、一定の金額の基準を条件とし、とりわけ以下のいずれかの状況をもたらす株式の取得または発行に適用される。

・ 1名の外国人もしくは外国支配法人が単独で、または関係者と共同で、議決権もしくは潜在的議決権の15%以上を支配する立場にある、またはオーストラリア事業を行う法人の発行済株式もしくは発行済株式に対する権利の15%以上の法律上もしくは衡平法上の権利を保有する立場にある。

・ 2名以上の外国人もしくは外国支配法人がその関係者と共同で、議決権もしくは潜在的議決権の40%以上を支配する立場にある、またはオーストラリア事業を行う法人の発行済株式もしくは発行済株式に対する権利の40%以上の法律上もしくは衡平法上の権利を保有する立場にある。

上記のいずれのケースにおいても、また一定のその他状況において、オーストラリアの国益に反する場合、財務大臣はこの買収を禁止することができる。

2. 1998年金融部門（株式所有）法

1998年金融部門（株式所有）法は、1名の者（関係者がいる場合は共同で）、または取決めに基づく2名以上の者が、その者が（関係者と共同で）15%を超える会社持分を保有することになる場合、金融部門の会社の株式を取得することを禁止する。しかし、財務大臣は、オーストラリアの国益であるという条件を満たす場合のみ、15%を超える持分がある者が保有することを承認することができる。当グループの株式について、かかる承認が与えられたことはない。

3. 2001年会社法

企業において議決権株式を取得する者は誰でも、会社法第6章に記載の株式取得条項の制限に従う。特定の例外を除き、会社法第606節は、取引を理由として、ある者もしくはその他の者のある会社における議決権が（i）20%以下から20%超へ、または（ii）20%超90%未満から、増加する場合、その者が当該会社の議決権株式の権益を取得することを禁止する。

第606節の例外の1つは、ある者が取得前の6か月間を通して当該会社の最低19%の議決権を保有していた場合、その者が追加で3%の議決権を取得することを認める。

会社法の目的上、ある者のある会社における議決権は、議決権株式に付属する投票総数であり、かかる議決権株式につきその者およびその関係者（広く定義される。）が当該会社の全議決権株式に付属する全投票数の比率に応じて「関連持分」を有している。広く言えば、特定の資格に従い、ある者が証券の保有者である場合、その者は証券の「関連持分」を保有し、証券に付与された議決権を行使する権利もしくは行使を支配する権利を持つ、または証券を処分する権利、もしくは処分する権利の行使を支配する権利を持つ。

さらに、会社法に基づき、当グループの実質的な持分の保有を始めるもしくは保有をやめる、またはある者が既に実質的な持分を持っておりその持分に少なくとも1%の変動がある場合、かかる者は当グループおよびオーストラリア証券取引所に特定の規定情報（氏名および住所、ならびに詳細、即ち当グループの議決権株式における関連持分）を知らせる通知を行う必要がある。かかる通知はおおむね、その者が情報を知った時から2営業日以内に行うものとする。

上記1から3に記載の制限は、ANZの預託銀行により米国において発行される米国預託株式を表章するANZの米国預託証券（ADR）の所持人にも適用される。

3【課税上の取扱い】

本「第3 課税上の取扱い」において、「本サムライ債」とは、ANZが発行し日本国内で募集が行われた本書日付現在未償還であるサムライ債を意味し、「本売出債」とは、ANZが発行し日本国内で売出しが行われた本書日付現在未償還である売出社債を意味し、また「本社債権者（サムライ）」とは本サムライ債の所持人を、「本社債権者（売出し）」とは本売出債の所持人を、また「利札」は本サムライ債および本売出債に付された利札を意味するものとする。

以下の記述は一般的な性質のものであり、現時点で効力のある規定に基づくものである。自身の税務上の立場について疑問がある本社債権者（サムライ）および本社債権者（売出し）は、それぞれの専門アドバイザーに相談すべきである。

当行によるまたは当行を代理しての本サムライ債、本売出債および利札に関する元利金の支払いはすべて、オーストラリア連邦において、またはその課税権限を有する当局により課税、徴収、源泉徴収または賦課される一切の現在または将来の税金、関税、賦課金または公租を源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除がオーストラリア連邦法により要求される場合を除く。かかる場合、慣習上の例外を除き、当行は、かかる源泉徴収または控除が要求されなかった場合受領するはずであった額を本社債権者（サムライ）および本社債権者（売出し）が受領することができるよう、追加額を支払うことに同意している。

本売出債または本サムライ債に関するオーストラリアの課税上の立場の説明については、以下を参照のこと。

- (a) 本売出債の場合、随時補足される、2011年5月25日付オーストラリア・ニュージーランド銀行60,000,000,000米ドル・ユーロ・ミディアム・ターム・ノートのベース・プロスペクタス「税制 - オーストラリア」。
- (b) 本サムライ債の場合、当該本サムライ債の発行時において有効であり、随時補足または訂正される、当行がその時々提出した訂正発行登録書の「第一部 - 第1 - 1 - 摘要 - I.(12)オーストラリアの租税」（またはそれに相当もしくは代替する項目）。

4【法律意見】

当行のオーストラリアの法律顧問であるアレンズ・アーサー・ロビンソン法律事務所により、当該法律意見書に記載の一定の前提および限定に基づき、上記第一部 - 第1 - 1、2および3に記載されたオーストラリア連邦の法的事項に関する記載はすべての重要な点において真実かつ正確である、との法律意見書が提出されている。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結財務書類

	(単位：百万ドル(ただし、株式数、1株当たり情報および従業員数を除く。)) (下段は円換算額(百万円(ただし、株式数、1株当たり情報および従業員数を除く。)) (-はマイナスを示す。))				
	2011年度	2010年度	2009年度	2008年度	2007年度
収入(1)	35,817 (2,925,174)	31,431 (2,566,970)	30,008 (2,450,753)	36,913 (3,014,685)	30,248 (2,470,354)
税引前利益	7,672 (626,572)	6,601 (539,104)	4,380 (357,715)	4,515 (368,740)	5,865 (478,995)
税引後利益(非支配持分を除く)	5,355 (437,343)	4,501 (367,597)	2,943 (240,355)	3,319 (271,063)	4,180 (341,381)
発行済株式総数 (普通株式)	2,629,034,037	2,559,662,425	2,504,540,925	2,040,656,484	1,864,678,820
発行済株式総数 (優先株式)	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
発行済株式総数	2,629,534,037	2,560,162,425	2,505,040,925	2,041,156,484	1,865,178,820
株主資本(非支配持分を除く)(2)	37,906 (3,095,783)	34,091 (2,784,212)	32,364 (2,643,168)	26,490 (2,163,438)	22,010 (1,797,557)
資産合計	594,488 (48,551,835)	531,703 (43,424,184)	476,987 (38,955,528)	470,293 (38,408,829)	392,773 (32,077,771)
非支配持分を除く1株当たりの株主資本 (1株当たりの純資産) (単位：上段 ドル、下段 円)	14.42 (1,178)	13.32 (1,088)	12.92 (1,055)	12.98 (1,060)	11.80 (964)
普通株式1株当たり配当額 (単位：上段 セント、下段 円)	140 (114.3)	126 (102.9)	102 (83.3)	136 (111.1)	136 (111.1)
優先株式1株当たり配当額 (単位：上段 ユーロ、下段 円)(6)	18.24ユーロ (1,927)	13.93ユーロ (1,472)	35.07ユーロ (3,705)	55.31ユーロ (5,843)	45.07ユーロ (4,761)
普通株式1株当たり利益(基本) (単位：上段 セント、下段 円)	208.2 (170.0)	178.9 (146.1)	131.0 (107.0)	170.4 (139.2)	224.1 (183.0)
普通株式1株当たり利益(希薄化後) (単位：上段 セント、下段 円)	198.8 (162.4)	174.6 (142.6)	129.6 (105.8)	162.2 (132.5)	218.3 (178.3)
普通株式1株当たり正味有形資産(単位：上段 ドル、下段 円)(3)	11.44 (934)	10.38 (848)	11.02 (900)	10.72 (876)	9.36 (764)
資産合計に対する非支配持分を除く株主資本	6.37%	6.41%	6.79%	5.63%	5.60%
非支配持分を除く株主資本に対する純利益(損失)(4)	14.13%	13.20%	9.09%	12.53%	18.99%
配当性向(5)	68.5%	71.6%	82.3%	82.6%	60.9%
営業活動によるキャッシュフロー	18,801 (1,535,478)	3,049 (249,012)	-3,682 (-300,709)	-210 (-17,151)	-5,061 (-413,332)
投資活動によるキャッシュフロー	-2,531 (-206,707)	-5,724 (-467,479)	-401 (-32,750)	-5,430 (-443,468)	-4,809 (-392,751)
財務活動によるキャッシュフロー	-7,425 (-606,400)	2,350 (191,925)	3,695 (301,771)	9,978 (814,903)	9,028 (737,317)
現金および現金同等物の期末残高	30,021 (2,451,815)	20,610 (1,683,219)	22,805 (1,862,484)	23,487 (1,918,183)	19,074 (1,557,774)
従業員数(フルタイム換算) (単位：人)	48,938	47,099	37,687	36,925	34,353

注：(1) 受取利息およびその他営業利益を含む、支払利息を除く。

(2) 非支配持分を除く。非支配持分を含む株主資本合計は、次の通りである。2011年度379億5,400万ドル（約3兆997億円）、2010年度341億5,500万ドル（約2兆7,894億円）、2009年度324億2,900万ドル（約2兆6,485億円）、2008年度265億5,200万ドル（約2兆1,685億円）、2007年度220億4,800万ドル（約1兆8,007億円）。

(3) 普通株式は、株主資本から優先株式資本を差引いた金額に等しい。正味有形資産は、株主資本から優先株式資本、非支配持分ならびに未償却のれんおよびその他無形資産を差引いた金額に等しい。

(4) 純利益は税引後利益と定義する（非支配持分を除く）。

(5) 配当には、2011年度の提案済み最終配当19億9,900万ドル（約1,633億円）を含むが、2011年9月30日現在では引当てられていない（2010年度の提案済み最終配当は18億9,500万ドル（約1,548億円）であったが、2010年9月30日現在は引当てられていなかった。2009年度の提案済み最終配当は14億300万ドル（約1,146億円）であったが、2009年9月30日現在は引当てられていなかった。2008年度の提案済み最終配当は15億1,100万ドル（約1,234億円）であったが、2008年9月30日現在では引当てられていなかった。2007年度の提案済み最終配当は13億8,100万ドル（約1,128億円）であった。）。支払済優先株式配当金額調整後の当行株主に帰属する利益に基づき計算された配当性向。

(6) 1ユーロ = 105.64円の換算率（2011年12月8日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売相場）により換算されている。

2【沿革】

ANZはオーストラリアおよびニュージーランドにおける最大規模の会社であり、大手国際銀行および金融サービス・グループであり、世界のトップ100銀行に数えられる。

ANZの世界全体の本部はメルボルンにあり、同地においてANZは最初に1830年代にバンク・オブ・オーストラレーシアとして事務所を開設した。

ANZの歴史は150年以上遡ることができ、現在異なる銀行数十行を含む。

1835年	特許状に基づきバンク・オブ・オーストラレーシアが設立され、ロンドンにおいて事業を開始した。
1951年	バンク・オブ・オーストラレーシアは、ユニオン・バンク・オブ・オーストラリアと合併し、ANZ銀行となった。
1968年	アメリカ合衆国のニューヨークにオフィス開設
1969年	東京に駐在員事務所を設立
1970年	オーストラリアの銀行史上最大の合併により、ANZ銀行がイングリッシュ・スコティッシュ・アンド・オーストラリアン・バンク・リミテッドと合併し、現在の組織であるオーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッドとなった。 バヌアツにて営業開始
1976年	ANZ (PNG) 設立
1977年	ANZがオーストラリアにおいて設立(英国から移転)
1979年	バンク・オブ・アデレードを買収
1980年	シンガポールおよびニューヨークの駐在員事務所が支店へ昇格
1984年	グリンドレイズ・バンク買収
1985年	フィジーおよびバヌアツのパークレイズの営業を買収 ドイツ、フランクフルトにおいて完全な商業銀行免許を取得し、支店を開設 ANZシンガポール・リミテッドを発表 東京支店を開設 タイのバンコクに駐在員事務所を開設
1988年	クック島、ラロトンガおよびフランス、パリに支店を開設
1989年	ニュージーランド政府より郵便銀行を買収
1990年	ナショナル・ミューチュアル・ロイヤル・バンク、ロイズのパプアニューギニアにおける営業、バンク・オブ・ニュージーランドのフィジーにおける営業、西オーストラリア州のタウン・アンド・カントリー・ビルディング・ソサエティを買収 大阪支店を開設

1991年	バンク・オブ・ウェスタン・サモアの75%を買収 フィリピンに駐在員事務所を開設
1993年	インドネシアのPTパニン・バンクとのジョイントベンチャー設立 ベトナムのハノイ支店およびホーチミン駐在員事務所を開設 中国の上海支店および広州駐在員事務所を開設 トンガにて営業開始
1995年	オーストラリアおよびニュージーランドの銀行としては初めて、フィリピンのマニラにおいて商業銀行支店を開設
1996年	ウェブサイト (http://www.anz.com/) 開設 ベトナム 2 番目の支店としてホーチミン支店を開設
1997年	ANZ電話バンキング開始 中国の北京に支店を公式に開設 バンク・オブ・ウェスタン・サモアがANZバンク (サモア) に名称変更
1998年	インドネシア、PTパニン・バンクの持分取得
1999年	ANZインターネット・バンキング開始 オンライン株式取引サービスのために E*TRADEオーストラリアとの戦略提携を発表 アメリカ・サモア銀行を買収
2000年	ANZは中東および南アジアにおけるグリンドレイズの事業および関連するグリンドレイズプライベート・バンキング業務をスタンダード・チャータードに売却 中国人民銀行から現地通貨 (人民元) 免許を付与
2001年	バンク・オブ・キリバスの75%を取得 ANZ東ティモールを開設 香港においてカード事業設立
2002年	オーストラリアおよびニュージーランドにおける資産運用および生命保険事業のためのジョイントベンチャーをINGグループと設立 ANZインターネット・バンキングの加入者数が100万を超える。
2003年	ナショナル・バンク・オブ・ニュージーランドを買収
2004年	カンボジアにおけるジョイントベンチャー設立のためロイヤル・グループとの合意を発表 「パーソナル・インベスター」誌において5年連続で「バンク・オブ・ザ・イヤー」に指名
2005年	ベトナムのサコムバンク (サイゴン商信銀行) との戦略的提携の発足 ニューカレドニアのヌーメアに駐在員事務所開設 マッチング・貯蓄プログラムである「セーバープラス」を低所得層500名へ拡大
2006年	中国の天津市商業銀行への20%の出資を完了 企業責任指標に関するトップ3を達成 融和への責任表明を発表
2007年	ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックスで優れた世界的な銀行ランキングを達成 E*TRADEオーストラリアの買収完了 マレーシアのAMMBホールディングスBerhad、中国の上海農村商業銀行、ベトナムのサイゴン証券会社およびラオスのANZピエンチャン商業銀行への投資を完了
2008年	オーストラリア、ニュージーランドおよびアジア太平洋全域のスーパーリージョナルバンクとなる戦略の支援のために、新地理的ビジネス・モデルの確立 ドバイに駐在員事務所開設 ベトナムにおける会社設立免許取得
2009年	法人向け株式発行およびリテール株主に対する株式購入制度を通じて47億豪ドルの資金調達実行 ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・グループのアジア6か国における厳選した資産の取得に合意 INGオーストラリアおよびニュージーランドの富裕層ジョイントベンチャーにおける残り51%の株式をINGグループから取得 ランドマーク・ファイナンシャル・サービスの貸付および預金のポートフォリオのAMBリミテッドからの取得に合意 オーストラリアのメルボルンに新しい世界本部ANZセンター開設 アジアにおける事業継続40周年を記念

2010年	中国における現地法人設立の最終承認を受け、現地法人による営業を開始 中国西部の重慶における支店設立の承認を取得 中国西部の成都に中国語業務の拠点を設立する計画を発表 上海農村商業銀行（「SRCB」）への16億5,000万人民元（2億5,000万豪ドル相当）の追加投資案を発表 中国天津銀行（「BoT」）への8億3,200万人民元（1億2,600万豪ドル相当）の追加投資を発表 ANZの富裕層部門の成長に役立てるため、オーストラリアおよびニュージーランドにおいてOnePathブランドを開始 インド準備銀行（「RBI」）から外国銀行免許の最終承認を取得
2011年	ムンバイに支店開設。外国銀行免許の承認後、インド初のANZの支店開設。 オーストラリアおよびアジア太平洋地域における貿易の発展ならびにエネルギー、インフラストラクチャーおよび土木プロジェクトの協力を目的として、中国輸出入銀行（China Eximbank）との戦略的協力契約を調印。

3【事業の内容】

概要

ANZはオーストラリアに本店を置く4大銀行グループの1つである。ANZのオーストラリアでの営業は1835年に始まり、ニュージーランドでの営業は1840年に始まった。ANZはオーストラリアで設立された株式公開会社であり、1977年7月14日にヴィクトリア州において登録された。ANZの登記上の本店はオーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階に所在し、電話番号は+61 3 9683 9999である。ANZのオーストラリア会社番号はACN 005 357 522である。

2011年9月30日の取引終了時点において、ANZの時価総額はおよそ513億ドルであった。2011年9月30日現在、ANZの総資産は5,945億ドルであり、株主資本は379億ドルであった。ANZの普通株式の主たる上場証券取引所はオーストラリア証券取引所（「ASX」）である。ANZの普通株式はまた、ニュージーランド証券取引所（「NZX」）でも値付けされている。

ANZは、リテール、小企業、コーポレートおよび法人の顧客に幅広い種類の銀行・金融商品およびサービスを提供する。ANZは主にオーストラリア、ニュージーランドおよびアジア太平洋地域においてその事業を行う。また、英国および米国を含む多数の国においても事業を行っている。

ANZの主な戦略は、オーストラリア、ニュージーランドおよびアジア太平洋地域に重点を置くスーパーリージョナルバンクになることである。この戦略に従い、ANZの目標には、ANZの利益に占めるアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ地域からの利益の貢献割合を2017年までに25%ないし30%にまで高めることを含む。ANZは、有機的成長に大きな重点を置きつつ、機会が創出されるアジア全体で適切な買収を進めることを継続している。

セグメント別の主要な活動

当グループは、オーストラリア、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ、法人ならびにニュージーランドを主な運営部門とした部門構造に基づいて運営されている。当グループは、法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカをマトリックス構造で管理する。したがって、法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの業績は、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門および法人部門の双方に含まれている。

当グループの部門の主要な活動を以下に概説する。当グループは事業構造を継続的に見直すため、この記述は適宜変更される可能性がある。

オーストラリア

オーストラリア部門は、リテール、商業および富裕層セグメントならびに部門の中心的支援機能を含むオペレーションおよびサポートから構成される。

・リテール

- 「リテール販売」は、オーストラリアの支店ネットワーク、オーストラリアのコール・センター、専門的ビジネス（専門的なモーゲージ販売スタッフ、モーゲージ仲介およびフランチャイズ、直接販売経路（モーゲージ・ダイレクトおよびワン・ダイレクト）を含む）およびANZの富裕層向け提案を含む販売サービスを運営する。
- 「リテール商品」は、モーゲージ、カード、無担保貸付、トランザクション・バンキング、貯蓄および預金を含む一連の商品の提供を担当する。
 - ・ モーゲージはオーストラリアの消費者に、自己所有および投資目的の両方の住宅金融を提供する。
 - ・ カードおよび無担保貸付は、オーストラリアにおいて、消費者クレジットカード、eペイメント商品、個人貸付およびATM設備を提供する。
 - ・ 預金は、定期預金および現金管理口座等のトランザクション・バンキングおよび貯蓄商品を提供する。

・商業

- 「Esanda」は、自動車および設備機械への融資ならびに投資商品を提供する。
- 「地方商業銀行業」は、オーストラリアの地方および地域の個人顧客ならびに小企業および農業事業の顧客に対して、あらゆる種類の銀行業務を提供し、ランドマーク・ファイナンシャル・サービスズからの貸付および預金の最近の取得を含む。
- 「企業銀行業」は、オーストラリアの大都市を本拠地とする売上高1億2,500万ドル以下の中小企業顧客に対して、あらゆる種類の銀行業サービス（リスク管理を含む）を提供する。
- 「小企業銀行業」は、オーストラリアの大都市を本拠地とする小企業向けにあらゆる種類の銀行業務を提供する（貸付限度額100万ドル）。

・富裕層

- 「ANZプライベートおよびその他富裕層」は、富裕層の個人および家族によるその資産の管理、増加および維持の支援を専門とする。ANZプライベートおよびその他富裕層内の事業には、プライベート・バンク、ANZトラスティー（受託業務）、E*TRADE、投資貸付およびその他富裕層を含む。
- 「OnePath Consolidated」は、以前はANZとINGグループN.V.のINGAジョイントベンチャー法人であり、現在ANZの完全所有子会社である。OnePath Consolidatedは、ANZの富裕層事業の一部として経営を行う。OnePath Consolidatedは、財務アドバイザーを通じてまたは顧客へ直接、利用できる包括的な範囲の富裕層および保険商品を提供する。OnePath Consolidatedはまた、ANZファイナンシャル・プランニングおよびANZ損害保険を含む。

アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ (APEA)

アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門は、リテール、アジア・パートナーシップ、法人、および部門の一元化された支援機能を含むオペレーション&サポートを含む。

- ・「リテール」はアジア太平洋地域の顧客にリテールおよび小規模企業銀行業サービスを提供し、また、アジア太平洋の顧客向けの投資および保険の商品およびサービスも含む。
- ・「アジア・パートナーシップ」はアジア地域における戦略的パートナーシップのポートフォリオである。これには、インドネシアにおけるPTバンク・パン・インドネシア、フィリピンにおけるメトロバンク・カード・コーポレーション、中国における天津銀行および上海農村商業銀行、マレーシアにおけるAMMBホールディングBerhad、ベトナムにおけるサイゴン証券会社への投資が含まれる。
- ・「オペレーション&サポート」は、この部門に対する一元化された支援機能を含む。
- ・「法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ」は、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門および法人部門に対してマトリックス構造で監督下にあり、下記の「法人」と題する段落において言及されている。

2010年9月終了年度中、ANZはアジアにおけるロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・グループの厳選した事業を取得した。フィリピン、ベトナムおよび香港における事業の買収は2010年3月中間期中に完了し、台湾、シンガポールおよびインドネシアにおける事業の買収は2010年9月中間期中に完了した。

ニュージーランド

ニュージーランドは、リテール、商業、法人および富裕層セグメントならびに一元化された支援機能を含むオペレーションおよびサポート（トレジャリー資金調達を含む）から構成される。

・リテール

- ニュージーランドにおいてANZおよびナショナル・バンクのブランド名で、個人顧客向けにあらゆる種類の銀行業務を提供する。

・商業

- 「商業および農業」は、ANZおよびナショナル・バンクの両方のブランド名で行われ、売上高1億5,000万ニュージーランドドル以下の農業事業を含む中規模企業向けにリレーションシップ・マネジメントモデルを通じて金融ソリューションを提供する。「UDC」のブランド名で、アセット・ファイナンス（自動車および設備機械への融資を含む）、オペレーティング・リースおよび投資商品を提供する。
- 「企業銀行業」は、売上高500万ニュージーランドドル未満の小規模企業向けにあらゆる種類の銀行業務を提供する。

・富裕層

- 「プライベート・バンキング」は、ANZおよびナショナル・バンクのブランド名でのプライベート・バンキング業務を含む。
- 「OnePathニュージーランド（以前のINGNZ）」は、投資および保険の商品を組成および販売し、関連する助言を提供する。OnePathニュージーランドは、以前、ANZとINGとのジョイントベンチャーであり、ANZはOnePathニュージーランドの49%の株式を所有し、比例した持分法会計上の利益を受領していた。ANZは、2010年度中に残りの51%の株式を買収し完全所有とした。

法人

法人は、政府、コーポレートおよび法人顧客に対して、事業および産業の深い理解に基づいて（特に天然資源、農業およびインフラストラクチャーの専門知識を有する）、複雑な金融上の必要を持つ顧客に対するソリューションに重点を置いた世界的な金融サービスを提供する。法人は、オーストラリア、ニュージーランド、アジア、太平洋、ヨーロッパおよびアメリカにおいてトランザクション・バンキング、専門およびリレーションシップ融資および市場ソリューションを提供する。

- ・「トランザクション・バンキング」は、主に、法人およびコーポレート顧客に対して、預金商品、現金取引銀行管理、貿易金融、国際決済、決済サービスを含めた、運転資本のソリューションを提供する。
- ・「グローバル・マーケット」は、世界的なコーポレートおよび法人顧客に、外国為替、金利、信用、コモディティ、債券市場、富裕層ソリューションおよび株式デリバティブに関連するリスク管理サービスを提供する。グローバル・マーケットは、オリジネーション、引受け、ストラクチャリングおよびリスク管理サービス、クレジットおよびデリバティブ商品の助言および販売を世界的に提供する。グローバル・マーケットはまた、当グループの金利リスク・ポジションおよび流動性ポートフォリオも管理する。
- ・「グローバル・ローンズ」は定期貸付、運転資金枠および専門家による融資ストラクチャリングを提供する。専門家による信用分析、ストラクチャリング、戦略的に重要な顧客取引の実行および継続的監視（プロジェクト・ファイナンスおよびストラクチャード・ファイナンスを含む）、債務のストラクチャリングおよび買収ファイナンス、ローン商品のストラクチャリングおよび管理、仕組資産および輸出金融を提供する。
- ・「リレーションシップおよびインフラストラクチャー」は、世界中の法人および金融機関ならびにオーストラリアおよびアジアのコーポレート顧客に対する顧客関係管理チーム、コーポレート・アドバイザーならびに一元化された支援機能を含む。

監督および規制

オーストラリア

オーストラリア適正規制庁（「APRA」）の信用秩序維持および規制の監督の概要

1998年7月1日から、オーストラリア適正規制庁（APRA）が、オーストラリアの銀行（ANZを含む）、信用組合、ビルディング・ソサイエティ、保険会社（OnePath Life Limited を含む）および年金基金などのオーストラリアの公認預金受入機関（「ADI」）の信用秩序維持および規制の監督に責任がある。これ以前は、オーストラリアの銀行業界はオーストラリア準備銀行による規制を受けていた。オーストラリア準備銀行は通貨政策、金融システムの安定性および決済手段の規制に関する全体的な責任を留保した。APRAは1998年オーストラリア適正規制庁法によりその権限を付与されている。

APRAはADIに、一連のAPRA信用秩序維持基準（「APS」）範囲内の一定の信用秩序維持基準を満たすよう要求する。

APRAは、その監督下にあるADIに、財務状態および信用秩序維持およびその他事項に関する情報につき財務上および統計上のデータを含む広範囲な情報を記載した報告を定期的に提供するように要求することがその責任の一部となっている。APRAは、自己資本充分性、流動性、利益、信用の質および関連する貸付損失の実績、リスクの集中、資産および負債の満期構成、オペレーショナル・リスク、市場リスク、銀行勘定における金利リスク、関係会社に関するエクスポージャー、外注、資産運用、証券化活動、ならびに国際銀行業務に特別な注意を払っている。APRAはまた、ADIがその財務状態についての情報の提供を怠り、もしくは債務不履行もしくは支払い停止に陥った場合、一定の調査権限を行使することもできる。

その監督の役割を果たすため、APRAは各ADIから収集した統計データの分析について、選択的な「現場」訪問ならびにADIの上級経営陣および外部監査人との正式な会合により補完する。APRAはまた、ADIの同意を得て各ADIの外部監査人との顧問関係を正式なものとした。外部監査人は、当銀行グループの会計記録から得られた情報で、ADIのAPRA報告に含まれているものが、すべての重要な点において、信頼でき、関連するAPRA信用秩序維持および報告基準に従っているかにつきAPRAに追加保証する。外部監査人はまた、APRAが選択した特定のリスク管理分野を対象とした検査を行う。加えて、ADIのリスク管理システムは、エクスポージャーを管理し、リスクを健全な水準に制限するのに十分であり運用効果をもつことを、ADIの最高経営責任者は証言し、その取締役は確認する。

資本管理およびAPRAの規制における自己資本充分性および流動性

当グループの資本管理、自己資本充分性、流動性およびAPRAの規制環境に関する詳細は、「第3 事業の状況 - 1 業績等の概要 - A(11)自己資本管理」を参照のこと。

バーゼル およびその他の自己資本規制の要件

銀行の自己資本規制の適切な数量を決定する共通の枠組は、バーゼル委員会により設定される。この枠組は2004年に作られ、一般に「バーゼル」として知られている。バーゼルの主要な目標は、リスク管理手段の改善を奨励し、またADIを含む金融機関にリスク構成に比例した規制自己資本レベルを維持することを要求することにより、世界的な金融システムの安定化を促進することである。特に、バーゼルは信用リスクのためにリスク感応度がより高い詳細な規制自己資本制度を導入し、初めてオペレーショナル・リスクに対して明示的に規制自己資本コストを導入した。

新合意の主な機軸として、バーゼルはリスク管理手法の精巧度が異なるADIが3つのレベルのうちの1つで規制資本の枠組に入ることを認め、これにより精緻なリスク測定および管理手法を持つADIの関心を引きさらに高度なレベルに到達するためのインセンティブが(自己資本比率規制の低減の可能性により)組み込まれている。ADIは手法を選択し、各信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの遵守レベルで認定されなければならない。

2007年12月10日、当グループがバーゼルの最低自己資本比率規定を算定するための規制に基づく上級認定を獲得した旨をAPRAが通知した。これにより、信用リスク・アセットについて先進的内部格付手法(「AIRB」)およびオペレーショナル・リスク・アセット相当額について先進的計測手法を用いることができる。これは、バーゼルの原則がオーストラリアにおいて施行された2008年1月1日からの規制上の自己資本決定に対して、当グループが、銀行が直面する3つの主要リスク(信用リスク、オペレーショナル・リスクおよび市場リスク)に関し最も精緻な手法を現在使用していることを意味する。

バーゼルのもとで、金融機関は自己資本充分性および信用リスクの管理に関連した広範な質的、量的開示を行うことが義務付けられている。ANZはバーゼルの第3の柱(Pillar)報告において四半期ごとにかかる情報を提供する。

加えて、2007年12月10日に、ANZナショナル・バンク・リミテッド(「ANZNB」)は、ニュージーランド準備銀行(「RBNZ」)より、AIRBを使用する認定を取得し、かかる認定は2008年1月1日に発効した。

バーゼル以前の流動性

流動性は、各組織の具体的なオペレーションを考慮し、APRAと各ADIとの個別の契約で管理されている。APRAは自国および外国通貨流動性を管理する指針およびシステムを定義する包括的な流動性方針書(流動性危機に対処する正式な危機管理計画を含む)をADIがもつことを要求する。この方針書はANZの取締役の承認が必要である。ADIの流動性管理方針は一連の潜在的状況に対応する必要があり、APRAはADIの流動性リスクが2つの特定シナリオに基づき評価されることを求める。

- ・ 第1のシナリオは「ゴーイング・コンサーン」シナリオとして知られ、通常業務におけるキャッシュフローの正常な動きに関連する。これは、主要な毎日のADIの流動性管理に焦点を置く。APRAは、ADIの通常の資金調達能力の範囲内において、このゴーイング・コンサーンのシナリオに基づくすべての約束および義務を最低30暦日にわたり果たす能力を持つことをADIに求めている。

- ・ 第2のシナリオは「特定案件危機」シナリオとして知られ、運営上の問題、ADIの支払能力についての疑い、または格付けの引下げを含む(現実の、または認識された)問題があるキャッシュフローの動きを対象とするが、それらに限定されない。「特定案件危機」シナリオにおいて、APRAは最低5営業日は営業を継続する十分な流動性をADIが保有することを要求する。

自己資本および流動性の枠組みへの変更案

APRA/バーゼル委員会

2010年12月、バーゼル委員会は「バーゼル：流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」(「バーゼル流動性規制」)と題する流動性に関する包括的提案を発表した。バーゼル流動性パッケージの目的は流動性リスクに対する銀行の回復力を強化することであり、以下の2つの主要な方策を中心におく。

- ・ 流動性カバレッジ比率(「LCR」)：深刻な特定案件のストレス・シナリオ。「ADIは、重要な深刻な流動性ストレス・シナリオの下で30暦日の期間の必要量を満たすのに十分な流動性を維持する必要がある。」ことによる。このストレスは、重要な顧客預金の流出、およびホールセール資金調達市場へのアクセスがないことを想定している。

- ・ 安定調達比率(「NSFR」)：すべての「中核」資産が「中核的」または「安定的」な資金源により調達されることを求める1年間の構造的な流動性手段。

2011年11月、APRAは、バーゼル 流動性規制に沿って、協議文書およびAPS210信用秩序維持基準草案を発表した。2012年に最終的な基準が予定されている。両方策はバーゼルの「観察期間」の対象となり、LCRの場合2015年まで、NSFRについては2018年までである。観察期間中、ADIはこれらの両比率に対する自身のポジションを作成し、APRAに報告するが、比率の正式な遵守はそれぞれ2015年および2018年まで求められないと予想される。オーストラリア準備銀行（「RBA」）もまた、専用流動性枠（「CLF」）に関する詳細を発表した。CLFは、今後オーストラリアの銀行が、APRAと合意したとおり、LCR赤字を最小にする「すべての合理的な手段」を取った後で残りのLCR赤字を満たすために利用できる

さらに、2010年3月18日、APRAは、コングロマリット・グループの監督につき協議文書を発表した。ANZはAPRAが規制する事業分野のうち複数の重要な業務を行っているため、コングロマリット・グループにおそらく含まれる。この点においてのAPRAの目的は、コングロマリット・グループ内のAPRAの規制対象である複数の会社が晒されていて、かつグループの経営または組織構造のために既存の信用秩序維持の枠組みでは十分に捕捉できないリスクを、信用秩序維持の監督活動によって十分に把握できるようにすることである。コングロマリット・グループの提案に関連して、2010年5月13日に、APRAは、損害保険会社および生命保険会社向け信用秩序維持基準を更新し、調整するための提案を発表した。これは多数の当グループ会社に適用される。APRAは、2012年半ばにこれらの提案に関する信用秩序維持基準草案を発表すると表明している。

バーゼル委員会のバーゼル 提案からもたらされる規制上の変更の要約については、本書「第3 事業の状況 - 1 業績等の概要 - A(10)流動性リスク」および「 - A(11)自己資本管理」を参照のこと。

バーゼル委員会は以下の詳細をまだ発表していない。

- ・偶発的かつ「ベイルイン」な資本の要件
- ・システムの重要な銀行のための資本オーバーレイ

その他の監督機関

APRAの信用秩序維持および規制の監督に加えて、ANZはいくつかの点においてオーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）、オーストラリア競争・消費者委員会（「ACCC」）、オーストラリア取引報告・分析センター（「AUSTRAC」）および多くの証券取引所による監督および規制を受けている。

ASICはオーストラリアにおける会社、市場および金融サービスの監督機関である。ASICは、投資、退職年金、保険、預金受託および与信業務の取り扱いおよびアドバイスを行うオーストラリアの会社、金融市場、金融サービス機関および専門家に対する規制を行っている。ANZは商品を提供し、またASICの規制を受けている市場に参加している。

ACCCは、消費者、企業および社会に便益をもたらすべく、オーストラリアの市場における競争および公正取引を促進する独立した連邦法定機関である。同機関はまた、国のインフラサービスに対する規制を行っている。その主要な任務は、個人およびANZを含む企業が、オーストラリアの競争、公正取引および消費者保護法を遵守することを確実にすることである。

当グループは、オーストラリア法および当グループが事業を行うすべての国の法律に基づき、2006年マネーロンダリング防止および対テロ資金法（「AML法」）を含むマネーロンダリング防止および対テロ資金の法律および規則を遵守する義務を負っている。AML法は、AUSTRACにより管理されている。

当グループは、普通株式をオーストラリア証券取引所およびニュージーランド証券取引所に上場しており、その他持分証券および債券をこれら証券取引所の他に海外の証券取引所にも上場している。これにより、当グループは、オーストラリア、ニュージーランドおよび海外の一連の上場ならびにコーポレート・ガバナンスの要件を遵守しなければならない。

APRAがANZおよびその支店の運営に対して行う自己資本規制ならびに上記の監督および規制の詳細に加えて、すべてのANZの海外支店および銀行子会社の現地での銀行業務は、それぞれの監督機関による当該国の監督に従う。例えばRBNZ、米国通貨監督庁（「通貨監督庁」）、米国連邦準備制度理事会（「FRB」）、英国金融サービス機構、シンガポール通貨当局、香港通貨当局、中国銀行規制委員会ならびにこれらの諸国および他の関連諸国のその他の金融監督機関である。さらに、アジア太平洋地域におけるANZの地域を越えた戦略、拡張および成長は、この地域全体の多数の異なる法律上および規制上の体制を遵守することを必要とする。これらの監督機関は、これらの業務に対し、最低資本金を課す可能性がある。

アメリカ合衆国（米国）

金融機関に影響を及ぼしている米国政府政策の主な焦点の1つは、マネーロンダリングおよびテロリストの資金調達に対抗することである。2001年米国愛国者法（「愛国者法」）は、著しいコンプライアンスとデューデリジェンスの義務を課し、犯罪と罰則を作り出し、米国外における管轄権を拡大することによって、米国マネーロンダリング防止法の範囲を大幅に拡大した。米国財務省は、愛国者法の様々な要件を実施する数々の規制を発表し、それはANZの米国銀行子会社および米国ブローカーディーラー子会社、ならびにANZのニューヨーク支店など米国金融機関に適用される。

それらの規制は、米国内で事業を行っている金融機関に、マネーロンダリングとテロリストの資金調達を特定、阻止、報告するとともに顧客の身元を確認する適切な方針、手続き、管理を維持する義務を課す。さらに、米国銀行規制機関は、より高い基準を課し、米国法執行機関は、より積極的な役割を果たしてきた。金融機関が、マネーロンダリングとテロリストの資金調達に対抗する適切な方針と手続きを維持、実施できないと、金融機関にとって法的および評判的に深刻な結果を招くことがあり、さらに民事上、金銭上および刑事上の罰則処分を課される結果となることもある。

ANZは、米国グラム・リーチ・ブライリー法（金融近代化法とも称される）（「GLB」）の成立後、連邦準備制度理事会から金融持株会社としての認可を求めるのに成功した。金融持株会社は、連邦準備制度理事会および米国財務省が本質的に財務的である、あるいはそれに付随していると決定した活動、ならびに連邦準備制度理事会が財務活動に補完的であると決定した活動に米国内で従事し、あるいは従事する企業を買収することを認められている。

GLBの下で、金融持株会社の活動は、当該金融持株会社(ANZの場合では、当グループのレベルのみ)、あるいはその米国子会社預金金融機関のいずれかが「良好に経営されている」あるいは「資本が充実している」という定義を満たしていないと決定された場合、または、その米国子会社預金金融機関のいずれかが1977年米国地域社会再投資法の格付けで最低でも「満足できる」を達成することができなくなった場合、制約の対象となる。さらに、GLBの下で、FRBIは、金融持株会社を管轄する「包括的な」監督者である。

ANZのニューヨーク支店は、1978年米国国際銀行法(「IBA」)の下で、ならびにIBAに沿って採用された規制の下で、通貨監督庁の監督、検査、規制の対象となる。IBAは何よりも、非米国銀行の在米支店が国内銀行と同じ権利と特権を行使することができる、と規定している。さらに、そのような権利と特権を行使するには、同じ管轄域にある国内銀行に適用されるものと同じ責務、制約、罰則、義務、条件、限定の対象とならなければならない。在米支店は、その会計と記録を当該非米国銀行のものとは別に維持する必要があり、監督官が規定するそのような追加要件に従う必要がある。

IBAの下で、非米国銀行の在米支店は、国内銀行と同じ範囲で管財人規定の対象となる。監督官は在米支店の事業と財産を占有することができる。それに伴って、監督官は、法律や規制の違反および安全と健全性の違反に対処する広い範囲の監督および執行手段を自由に使うことができ、それは在米支店に対して課される場合がある。監督官は、在米支店の経営者を解任し、民事上の罰金を課することもある。状況によっては、監督官は自ら、あるいはFRBの勧告を受けて、在米支店の免許を剥奪することもある。

さらに、IBAの下で、非米国銀行は、新しく米国国内預金取り扱い支店を開設するにあたって、ならびに、ANZの場合はニューヨークである「本拠としている州」以外の州で新しく米国子会社銀行を設立するにあたって、一定の制約を受ける。ドッド-フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法(「ドッド-フランク法」)が2010年7月21日に署名、成立した。ドッド-フランク法の実施は多数の長期にわたるルール決定のプロセスを必要とし、200以上の規則の発布につながると予想される。一度完全に実施されると、ドッド-フランク法は米国および海外において、銀行業(証券化、自己勘定売買、投資、OTCデリバティブおよびその他活動を含む。)のいろいろな面に影響を与える。

ANZの事業は、厳格な資本および利鞘の要件、標準店頭取引デリバティブの集中決済、ならびに店頭取引デリバティブ・ディーラーおよび主要な市場参加者の監督強化などの、店頭デリバティブへのより広範な規制を含む(ただし、それに限定されない)ドッド-フランク法に基づく様々な新規則により影響を受ける可能性がある。さらに、仮にANZがドッド-フランク法上、「システム上重要である」と指定された場合、米国の監督機関はANZに対する規制の権限を増やす可能性があり、米国監督機関がANZの規模または業務範囲が米国の金融安定化に脅威を与えると決定する場合は、ANZに資産の売却もしくは譲渡および活動停止を求める権限を持つ可能性もある。これらの影響の程度は、米国監督機関が今後数年間にわたり、ドッド-フランク法に基づき発展させ実施する規則に依存する。

外国口座税務コンプライアンス法(「FATCA」)が2010年3月18日に制定された。FATCAは、外国金融機関(例えばANZ)に米国内国歳入庁に米国人が保有する特定の海外口座の情報を提供することを求める。FATCAは、影響を受ける金融機関によるFATCA基準を満たすコンプライアンスおよび報告の枠組への多額の投資を必要とするものと予想される。

ANZはまた、米国財務省海外資産管理局の規制も受けている。同局は標的となる外国、テロリストおよびその他米国の安全保障への脅威に対する経済制裁および貿易制裁を管理、執行する。

ニュージーランド

1989年ニュージーランド準備銀行法（「準備銀行法」）はRBNZに以下の目的で銀行の登録およびニュージーランドの登録銀行（ANZナショナルおよびANZのニュージーランド支店を含む。）の信用秩序維持監督権限の行使を求める。

- ・ 健全かつ効率的な金融システム維持の促進、および
- ・ 登録銀行の破綻から生ずる可能性のある金融システムの重大な損害の回避

銀行登録に関するRBNZの政策は、適切な地位および評判を有する金融機関のみが登録銀行となるのを保証することを目的としている。この要件に従い、RBNZは、銀行制度における競争を促進するために、新規登録銀行の参入に対するあらゆる障害を最低限に抑えることを意図していると述べてきた。

RBNZの監督機能は、金融システム全体の健全性および効率性を促進することを目指すものであり、個々の銀行の倒産防止または債権者保護を目指すものではない。RBNZは、市場に必然的に存在する規律を導き出し、強化することによってこれを達成しようとする。

その結果、RBNZは銀行が四半期ごとに財務実績およびリスク状態に関する情報を開示するという要件ならびに取締役が定期的に一定の主要な事項につき証言するという要件をかなり重要視している。これらの方法は市場規律を強化し、銀行の健全な管理責任はRBNZがかかる責任を行使する最適な職責にあると考える取締役および経営陣にあることを確実にすることを目的とする。

RBNZの監督任務の主要な点は以下を含む。

- ・ すべての銀行に、一定の最低信用秩序維持規制を遵守するよう要求する。これは登録条件を通じて適用される。これらには、関連エクスポージャーおよび最低適正資本量要件に関する制約ならびに流動性リスク管理の最低基準が含まれる。
- ・ 主として公表された四半期の開示書類に基づき、各登録銀行の財務状況および登録条件の遵守を監視する。この監視は、RBNZの各銀行の財務状況および銀行システム全体への精通の維持、および必要な場合、危機管理の権限を行使する準備態勢の維持を保証することを意図している。
- ・ 登録銀行の上級経営陣と協議を行う。
- ・ 準備銀行法のもとで利用できる、銀行の経営不振もしくは破綻が金融システムの健全性を脅かすときに介入する、危機管理の権限を使用する。
- ・ 銀行が健全に事業を行っているかどうか評価する。
- ・ マネーロンダリング防止および対テロ資金調達の指針を発表する。
- ・ 銀行の内部資本充分性プロセスおよび流動性方針を発表する。
- ・ コーポレート・ガバナンスの指針を発表する。
- ・ ニュージーランドおよび親銀行が所在する国々における金融システムの状況に関連する銀行に固有の問題、政策問題および一般事項について、親銀行の監督機関（オーストラリアのAPRAなど）と密接な関係を維持する。

登録銀行が四半期ごとに公表するよう定められている開示書類は、包括的な会社の詳細ならびに通年および半期では完全な財務書類、その間の四半期では中間財務書類を含む。それらは各事業年度末において完全な外部監査を、また各事業年度の半期末ごとに限られた審査を受ける。各銀行の取締役は自身の銀行の開示書類に署名し、一定の証言をなさねばならない。銀行およびその取締役は開示書類が虚偽または誤解を招く情報を含む場合、刑事上および民事上の制裁を受ける可能性がある。

RBNZは現在、すべての登録銀行が認定格付機関から信用格付けを取得し、維持し、かかる格付けを四半期開示書類において発表することを求める。

加えて、RBNZはその監督機能に関連して、追加の情報、データおよび予測を入手し、またかかる情報、データおよび予測を監査するよう求める幅広い権限をもつ。

RBNZは多数の危機管理権限も有する。これらの権限には、銀行の登録取消を提言する、登録銀行の業務を調査する、登録銀行にRBNZとの協議を要求する、登録銀行に指示を与える、登録銀行の取締役を解任、交代もしくは任命する、または登録銀行を法定管理下に置く勧告をなす等が含まれる。

もし登録銀行が法定管理下に置くことを宣言されたなら、何人も以下のことを行ってはならない。

- ・ 当該銀行に対する反対要求による訴訟を含む、なんらかの行動またはその他訴訟手続きを開始するもしくは継続する。
- ・ 強制執行を命令する、債権を差し押さえる、あるいは別途、銀行に関して得られた判決あるいは命令を執行しようとする。
- ・ 当該銀行を清算するためのなんらかの手段をとる。
- ・ 当該銀行に対するなんらかの相殺権を行使する。

RBNZの監督権限の一部として、ある者が登録銀行に対して「重大な影響」を獲得するもしくは増す結果となる取引を実行する前に、RBNZの書面による同意を得なければならない。「重大な影響」とは、登録銀行の取締役会の25%以上を任命する能力、またはその議決権株式の10%以上における適格持分（たとえば、法的または受益所有権）を指す。

登録銀行に関する重大な影響力を獲得するための同意申請の評価にあたり、RBNZは、登録銀行として登録申請の評価に関連する同じ事柄を考慮するだろうと述べている。その同意を与えるにあたり、RBNZはかかる条件を適切なものとして課すことができる。

2011年3月31日、登録銀行の開示要件の改正が発効した。2011年9月30日以降、登録銀行の開示書類は、新要件に基づいて作成される必要がある。新開示制度は、登録銀行が四半期の主要情報の要約を公表するものとする要求を削除し、開示書類要件を修正して、登録銀行が修正済み年次開示書類を公表できるようにした。さらに、ニュージーランドIAS第34号に基づいて、簡素化された半期開示書類および簡潔な四半期開示書類をそれぞれ公表する必要がある。

以前は、バーゼル の内部モデル・ベース・アプローチを適用するANZナショナルを含むニュージーランドの銀行グループは、資本比率が、調整に服するバーゼル 規則の下で算定された資本の90%未満になると銀行グループのバーゼル の資本比率に監督上の調整を課すこととなる登録条件の対象となった。2011年3月31日以降適用となる登録条件においては、バーゼル アプローチの下で銀行グループの資本比率を算定する要件はなくなる。

ニュージーランドの銀行グループにはまた、バーゼル アプローチの下で親銀行に最低単独資本比率を維持するよう要求する登録の条件もある。

RBNZは、2011年12月31日から重要な買収に関連して新しい登録条件を課す意図があると表明している。登録条件は、2012年4月1日以降発生する取引に適用される。登録条件は、ANZナショナルを含む現地法人である登録銀行が、重要な買収、投資または事業結合を行う前にRBNZから異議のない旨の通知を得ることを求めるものである。

2010年12月22日、RBNZは登録銀行の新しいコーポレート・ガバナンス要件を規定する方針を発表した。同方針の目的は、準備銀行法に関連するコーポレート・ガバナンスの分野で最低基準を課し、指針を発表することで、金融安定性の基盤を強化することである。ANZナショナルの登録条件は、変更を実施するために修正されている。1年間の移行期間が適用される。

2011年3月14日、RBNZは、銀行業務継続策（「OBR」）方針を完全に実施するために銀行が遵守することを期待される事前の要件についての協議文書（コンサルティング・ペーパー）を発表した。OBRは、銀行が速やかに業務を再開して全体的な銀行および支払システムへのストレスを最小限にすることで、銀行破綻を速やかに解消することを目指す長年の政策オプションである。銀行はこの概念が確実に実施されるようシステムの要件について協議している。協議文書への提案は2011年9月30日で締め切られた。

2011年11月の金融安定化報告書の中で、RBNZは、ニュージーランドの銀行システムの資本は引き続き十分に充実していると述べた。大手銀行はすべて、提案されたパーゼルのTier 1比率の最低基準8.5%を超える資本を保有している。ニュージーランドにおけるパーゼルの資本要件の実施についての協議文書は、2011年11月8日にRBNZにより公表された。協議文書は、資本比率、資本の定義およびレバレッジ・レシオについての提案を求めている。RBNZは、パーゼルのその他要素について2012年に協議する予定である。

2011年7月1日から、1年の中核資金調達比率⁽¹⁾の最低は65%から70%に引上げられた。RBNZは、本比率を2013年1月からは75%に引上げることと考えていると公表している。

注：(1) 1年の中核資金調達は以下の合計に等しい：満期までの残りの期間が1年を超えるすべての調達資金、発行から満期まで2年を超え、残りの期間が6か月から12か月間のホールセール調達資金の50%、満期1年未満の顧客からの調達資金の加重割合（顧客残高が大きいほど低い割合である）、およびTier 1資本。

競争

オーストラリア

オーストラリアの銀行業界での競争は激しい。2011年9月30日現在、オーストラリアの4つの主要な銀行グループ（ANZ、コモンウェルス・バンク・オブ・オーストラリア、ナショナル・オーストラリア・バンクおよびウェストパック・バンキング・コーポレーション）がオーストラリアで営業を行う銀行のオーストラリアの総貸付資産の約80%を保有していた。規模の小さい地方銀行の業務運営は、典型的には、特定の州または地域の顧客へのサービス提供に限定されており、一般的にはリテール銀行業務に特に重点を置いている。多くの国際銀行もオーストラリアで銀行サービスを提供している。一般的に、これらの銀行はリテールまたは法人市場の特定の部門に重点を置いており、かかる部門において若干のシェアを占めている。

1980年代初頭のオーストラリアの金融制度の規制緩和は、4大銀行グループと選択的な市場で競争する金融機関および非金融機関の急増につながった。ビルディング・ソサイエティや信用組合などのノンバンク仲介機関は主に預金受入および住宅ローン貸付の分野で競争する。大手ビルディング・ソサイエティのうちいくつかは、1959年銀行法の下で、銀行業免許を付与されている。専門的な銀行以外の住宅ローン貸付業者および直接的な（支店以外の）銀行業務もまた近年においてより重要になっている。

競争は歴史的に住宅貸付市場において特に激しい。競争は、当初は担保付住宅ローン・オリジネーターの増加、その後は担保付住宅ローン・ブローカー業界の成長からもたらされた。近年、広告レートより大幅に割引したレート提供により、大手銀行が積極的に競争を行っている。さらに、世界金融危機の間に経験した市場の混乱は、ノンバンクのオリジネーターのビジネス・モデルに大いに影響を与えており、これが大手銀行のモーゲージの市場占有率を増加させる結果となった。

オーストラリアのリテール預金市場もまた、最近、多数の高金利の現金管理口座およびオンライン口座が市場に導入されたことならびに定期預金資金の競争の高まりにより、非常に競争が激しい。リテール顧客の銀行預金に対するオーストラリア政府による保証は、世界金融危機の最中の2008年に導入され、大手オーストラリア銀行への預金の増加および仕組預金ファンド提供者への預金の減少をもたらした。

オーストラリアにおける銀行部門の競争水準をめぐる継続的な議論により、2010年後半、連邦政府は競争水準の一層の向上を目指した一連の銀行業改革を発表した。この結果、政府は、モーゲージの解約手数料を禁止し、銀行資金調達の追加形態としてのカバード社債の発行を許可し、顧客の銀行間の乗換えをより簡単にする新しい手続きを発表した。オーストラリア上院も2010年後半にオーストラリアの銀行業の競争について調査を行った。2011年5月6日、上院経済委員会は2010年10月に開始した調査を受けて、オーストラリアの銀行部門における競争に関する結論を公表した。上院の最終報告はオーストラリア連邦政府に対して多数の勧告を行っている。本書日付現在、政府は、上院の報告に対して回答していない。その他勧告のいずれかが政府により採用されるかについては依然不確定であり、従って現時点でオーストラリアの銀行業の競争に対して与える影響を決定するのは不可能である。

法人部門は広範囲にわたる金融市場サービスを大企業、法人である得意先に提供する。すなわち、外国為替、デリバティブおよび固定金利取引、プロジェクト・ファイナンスおよびストラクチャード・ファイナンス、コーポレート・ファイナンス（合併および買収その他の助言）、発行市場オリジネーション、シンジケーションおよびリース金融である。競争者はそのクライアント基盤の質、認知された技術の組合せ、評判およびブランドにより評価を獲得する。国内市場においては、大企業および大手金融機関のレベルでの法人部門の競合相手は一般に、他のオーストラリア大手銀行の他、ニッチ市場で業務を行う国際投資銀行、巨大多国籍銀行コングロマリットのブティック型事業、またはニッチ分野に力を入れている国内投資銀行のいずれかである。法人部門の主要な競争上の強みは、対象とした地域および部門の経験、広範な商品提供および確立したクライアント基盤である。世界金融危機の結果もたらされた市場の混乱により、外国銀行による活動低下を伴う利鞘低下水準の緩和、および競争の減少と適切なリスク金利改定による純預貸利鞘の増加が見られる。これは、過去10年の大部分における利鞘減少に続くものであった。競争は2011年に再び激化しており、法人の利鞘縮小をもたらしている。

資産運用業はオーストラリア4大銀行およびオーストラリアの生命保険会社間で激しい競争がある分野である。オーストラリア政府が課税緩和を行い、および雇用主に対して強制退職積立金の拠出義務を課したことにより退職積立金を通じて長期貯蓄を奨励したので、競争が激化している。

リテールの資産運用および生命保険市場は高度に集中しており、上位6社が市場シェアの80%超を占めている。大手リテール会社は一般に十分統合されたものとなっており、広範に整備された販売ネットワークからの恩恵を得ており、大規模なプラットフォーム（販売流通経路）を運営することにより商品パッケージを管理する（「ファンド・スーパーマーケット」）。

過去5年間に於ける資産運用および生命保険の市場シェアの重要な変更は、大型買収により推進された。最近、大手年金および生命保険専門会社であるAMPがAXAオーストラリア・リミテッドの買収を終え、新たな市場最大手となった。

過去2年間、多数の政府調査がオーストラリアの強制確定拠出退職年金制度および投資顧問業に重点を置いてきた。勧告が仮に実施された場合には、商品の組成者が払う金額ベースの手数料の禁止によるものを含めて、デフォルト・オプション制度の費用を削減し、個人の年金基金への拠出の強制基準を引上げ、投資顧問の提供において発生する利益相反の可能性を低減させると予想される。

ニュージーランド

ANZナショナルが営業を行うニュージーランドの金融サービス部門は非常に集中しており、また非常に競争が激しい。ANZナショナルの主な競合相手は、ASB銀行、ニュージーランド銀行、ウェストパック・バンキング・コーポレーション/ウェストパック・ニュージーランド・リミテッドという他3大銀行である。これらの各行は、オーストラリアの銀行の子会社である。ANZナショナル(ANZBGLのニュージーランド支店を含む)とともに、これらの銀行(そのオーストラリアの親会社である銀行のニュージーランド支店を含む)は、2011年6月30日現在、ニュージーランドの銀行制度の資産の約88%を保有しており、個人から大企業まであらゆる顧客セグメント全体に關与する。

競争はまた、その他銀行の特定の事業部門にも存在する。ニュージーランド政府が所有するキウィ銀行は、リテール部門において活発であり、ラボバンク・ニュージーランド・リミテッドは、リテール預金および農業貸付市場において活動する。シティグループ、香港上海銀行、ドイツ銀行などの国際的な銀行は、法人市場に限定的に参加している。

金融サービス部門の競争は激しく、予測するのは難しい。預金市場における競争は、銀行がリテール預金のシェア拡大およびホールセール資金調達縮小を目指しているため、ニュージーランドで急速に拡大している。住宅ローン市場が登録銀行によるニュージーランドでの貸付の半分以上を占めており、この市場が競争における主要分野である。

ニュージーランドの銀行以外の金融部門は比較的小さく、金融制度の資産合計のおよそ3.4%を占めている。これは主に、ファイナンス会社(典型的にはアセット・ファイナンス/不動産開発に従事)および貯蓄機関(大半は共同組合/共済組合)という2つの参加者グループにより構成されている。ニュージーランドのファイナンス会社のほとんどは、信用の質および/または流動性の不足の結果、管財人の管理下または支払停止のいずれかであり、もはや取引を行っていない。貯蓄機関は、規制/コンプライアンス費用の増加、資金調達費用の上昇および信用の質の悪化のため、統合の時期を経験している。

2008年11月1日、ニュージーランド政府はホールセール資金調達保証制度を発表した。同保証は個別の取引ごとの承認に基づいていた。承認された取引の詳細は、ウェブサイト(www.treasury.govt.nz/economy/guarantee/wholesale)に掲載されている。返金されない手数料が各取引について課された。2010年4月30日、ニュージーランド政府はホールセール資金調達保証制度を終了した。

アジア太平洋

アジア太平洋における銀行業は、各市場の現地銀行に加えて、地域を越えて営業を行う世界的およびリージョナルな銀行が多数あるため、非常に競争が激しい。

ANZはアジアおよび太平洋において長期的に地位を確立しており、現在、14のアジア市場および太平洋を越えて12か国において営業を行っている。これらの市場全域の当グループの競争上の地位は、太平洋を越える多数の国々における高い市場占有率の維持から、アジア市場の数か国においては新興参入者という様々な幅がある。この幅は存在の長さおよびANZが各市場で採用している個別の戦略的アプローチを反映する。ANZにとっての優先事項は、当グループが高い成長率を見込み、競争の余地が拡大していると期待するアジアにおいて、多数のフランチャイズ市場を構築することである。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

該当事項なし。

(2) 被支配法人

当グループの主要な被支配法人(2011年9月30日現在)は以下のとおりである:

名称	事業の内容	設立地	帳簿価額(1) (単位:千ドル)	議決権の所
				有割合
ANZバンク(ラオ)リミテッド(2)(旧:ANZビエンチャン・コ マーシャル・バンク・リミテッド)	銀行業	ラオス	27,121	100%
ANZバンク(ベトナム)リミテッド(2)	銀行業	ベトナム	204,731	100%
ANZケーベル・コート・リミテッド	投資銀行業	オーストラリア	17,700	100%
ANZキャピタル・ヘッジング Pty Ltd	ヘッジ	オーストラリア	237,318	100%
ANZコモディティー・トレーディング Pty Ltd	ファイナンス	オーストラリア	#	100%
ANZカパー・インシュアランス Pty Ltd	自家保険	オーストラリア	140,000	100%
ANZトラスティー・リミテッド	トラスティー/ ノミニ	オーストラリア	37,547	100%
ANZファンド Pty Ltd	持株会社	オーストラリア	13,639,920	100%
ANZバンク(ヨーロッパ)リミテッド(2)	銀行業	英国	468,597	100%
ANZバンク(キリバス)リミテッド(2)(5)	銀行業	キリバス	5,400	75%
ANZバンク(サモア)リミテッド(2)	銀行業	サモア	17,565	100%
ANZホールディングス(ニュージーランド)リミテッド(2)	持株会社	ニュージーランド	5,915,851	100%
ANZナショナル・バンク・リミテッド(2)	銀行業	ニュージーランド	5,675,571	100%
ANZインベストメント・サービス(ニュージーランド) リミテッド(2)	資産運用	ニュージーランド	#	100%
ANZナショナル(インターナショナル)リミテッド(2)	ファイナンス	ニュージーランド	393	100%

名称	事業の内容	設立地	帳簿価額(1) (単位：千ドル)	議決権の所
				有割合
OnePathホールディングス(NZ)リミテッド(2) (旧：ING(NZ)ホールディングス・リミテッド)	持株会社	ニュージーランド	347,588	100%
OnePathインシュアランス・ホールディングス (NZ)リミテッド(2)(旧：INGインシュアランス・ ホールディングス・リミテッド)	持株会社	ニュージーランド	7,857	100%
OnePathライフ(NZ)リミテッド(2)(旧：INGラ イフ(NZ)リミテッド)	保険	ニュージーランド	96,326	100%
プライベート・ノミニーズ・リミテッド(2)	ノミニー	ニュージーランド	#	100%
UDCファイナンス・リミテッド(2)	ファイナンス	ニュージーランド	78,943	100%
ANZインターナショナル(香港)リミテッド(2)	持株会社	香港	69,007	100%
ANZアジア・リミテッド(2)	銀行業	香港	41,003	100%
ANZバンク(バヌアツ)リミテッド(3)	銀行業	バヌアツ	25,055	100%
ANZインターナショナル・プライベート・リミテッド(2)	持株会社	シンガポール	51,379	100%
ANZシンガポール・リミテッド(2)	マーチャント・ バンキング業務	シンガポール	46,895	100%
ANZロイヤル・バンク(カンボジア)リミテッド(2)(5) Votraint NO. 1103 Pty Limited	銀行業 投資	カンボジア オーストラリア	48,052 502,854	55% 100%
ANZレンダース・モーゲージ・インシュアランス Pty リミテッド	抵当保険	オーストラリア	238,296	100%
ANZオーチャード・インベストメンツ Pty Ltd	持株会社	オーストラリア	879,000	100%
OnePath オーストラリア・リミテッド(旧：INGオースト ラリア・リミテッド)	持株会社	オーストラリア	3,322,909	100%
OnePath ライフ・リミテッド(旧：INGライフ・リミ テッド)	保険	オーストラリア	2,528,704	100%
OnePath ジェネラル・インシュアランスPtyリミテッ ド(旧：INGジェネラル・インシュアランスPtyリミ テッド)	保険	オーストラリア	48,587	100%
OnePath ファンド・マネジメント・リミテッド (旧：INGファンド・マネジメント・リミテッド)	資産運用	オーストラリア	78,492	100%
OnePath カストディアンズ・リミテッド(旧：INGカス トディアンズPtyリミテッド)	トラスティー	オーストラリア	24,917	100%
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・ グループ(PNG)リミテッド(2)	銀行業	バブアニューギニ ア	40,288	100%
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンク(チャイ銀行業 ナ)カンパニー・リミテッド(2)	銀行業	中国	461,501	100%
重慶市梁平ANZ農村銀行(2)	銀行業	中国	5,011	100%
シチズンズ・バンコプ・インク	持株会社	グアム	29,178	100%
ANZ(グアム)インク(4)	銀行業	グアム	1,377	100%
Esandaファイナンス・コーポレーション・リミテッド	一般金融	オーストラリア	220,628	100%
E*TRADE オーストラリア・リミテッド	持株会社	オーストラリア	288,335	100%
E*TRADEオーストラリア・セキュリティーズ・リミテッド	オンライン証券仲介	オーストラリア	128,639	100%
LFDリミテッド	持株会社	オーストラリア	#	100%
PT ANZ バニン・バンク(2)(5)	銀行業	インドネシア	262,460	99%

500ドル未満。

注：(1) 帳簿価額 = 被支配法人に対するANZの出資額。

- (2) 海外のKPMGによる監査を受けている。
- (3) ホークス・ローによる監査を受けている。
- (4) デロイト・グアムによる監査を受けている。アメリカン・サモア・バンクは2011年9月30日終了年度中にANZグアム・インコーポレーテッドと合併した。
- (5) 非支配持分が保有する上記被支配法人の普通株式または出資持分は次のとおりである。ANZバンク(キリバス)リミテッド：1ドル普通株式150,000株(25%) (2010年は1ドル普通株式150,000株(25%))、PT ANZバニン・バンク：1百万インドネシア・ルピア株式16,500株(1%) (2010年は1百万インドネシア・ルピア株式7,500株(15%))、ANZロイヤル・バンク(カンボジア)リミテッド：100米ドル普通株式319,500株(45%) (2010年は100米ドル普通株式319,500株(45%))。当グループのPT ANZバニン・バンクに対する持分比率が14%増加したのは、PT ANZバニン・バンクによる株式発行を当グループが非支配持分保有者よりも多くの比例配分で引受けることを選択した結果である。

(3) 関連会社

当グループの重要な関連会社(2011年9月30日現在)は以下のとおりである。

名称	業種	設立地	帳簿価額(1) (単位:百万ドル)	議決権の 所有割合
AMMBホールディングスBerhad	銀行業	マレーシア	1,111	24%
P.T. バンク・パン・インドネシア	銀行業	インドネシア	685	39%
上海農村商業銀行(2)	銀行業	中国	952	20%
天津銀行(3)	銀行業	中国	384	20%
サイゴン証券会社(4)	株式仲介	ベトナム	115	18%
ダイバーシファイド・インフラストラクチャー・トラスト(3)	投資	オーストラリア	82	37%
メトロバンク・カード・コーポレーション・インク	カード発行	フィリピン	44	40%

注:(1) 関連会社に対するANZの出資の帳簿価額。

(2) 2011年9月30日終了年度中に、当グループは、上海農村商業銀行(SRCB)による多額の資金調達の一貫として、SRCBに16億5,000万人民元(2億5,500万ドル)の追加出資を行った。

(3) 当グループは現在の20%の持分を維持する株主割当発行に参加している。発行は現地当局の承認を条件とする。

(4) 取締役会における代表を通じて、重要な影響が確立されている。

5【従業員の状況】

2011年9月30日現在、ANZは世界全体でフルタイム換算基準で4万8,938名(2010年:4万7,099名)の従業員を雇用し、このうち、4万5,991名がフルタイムの正社員、2,947名がフルタイムの臨時社員であった。オーストラリア国内では、2010年9月30日のフルタイム換算基準で2万3,772名に対して、2011年9月30日にはフルタイム換算基準で2万4,225名が雇用されていた(以下の表を参照のこと。)

オーストラリアにおいては、給与を含む非経営陣の雇用条件は団体協約の一部として労働組合と経営陣との間で交渉することができる。ただし、従業員の過半数の賛成を条件とする。

従業員数

9月30日現在 ⁽¹⁾	2011年	2010年	2009年
オーストラリア	24,225	23,772	19,976
アジア太平洋、ヨーロッパおよび米国	15,289	13,909	8,791
ニュージーランド	9,424	9,418	8,920
合計	48,938	47,099	37,687

注:(1) 地域ごとのフルタイム換算基準は、コーポレート・センター、法人およびオペレーション、テクノロジーおよび共通サービス部門の従業員を含む。

業界の手段

オーストラリア国内の従業員の約20%⁽²⁾（2010年は19%）は、オーストラリア金融部門労働組合のメンバーである。ANZはすべてのオーストラリアのANZ従業員に異なる程度で適用される雇用条件を含む、特別産業裁定を有している。裁定は団体企業労働協約により補足され、加えて大半の上級経営陣および管理職スタッフは個別のコモン・ロー雇用契約の対象である。

ANZは、金融部門組合（「FSU」）と新たな団体雇用協約（「ANZ団体雇用協約2010-2012年（オーストラリア）」と呼ばれている。）の交渉を行っている。これには、オーストラリアを本拠地とするグループ4、5および6に属するANZ従業員（中間管理職および非管理職従業員）のための最低雇用条件を含む。この協約は、2010年12月14日にフェア・ワーク・オーストラリアによる承認を受け、2010年12月21日から施行された。この協約は2年間有効であり、2010年および2011年の報酬の検討を対象とする。ANZは管理職以外の従業員の大半に4%（2010年は4%）の給与引上げを行う予定である。

注：(2) 一部の従業員は給与天引きではなくオーストラリア金融部門労働組合への直接支払いを選択しているため、実際の加盟率はこれより高い可能性がある。

年金制度

ANZは世界中で多数の老齢退職/年金退職後医療給付制度を有している。財務書類の注記45（「第6 経理の状況 - 1 財務書類」を参照）にANZの老齢退職制度の詳細を示す。ANZはまた適格従業員および上級管理職（経営幹部および取締役は除く。）に優遇レートで資金の提供も行う。

従業員株式

ANZは、ANZ従業員株式取得制度およびANZオプション制度に基づき運営される多数の従業員株式およびオプション制度を運営する。詳細は、財務書類の注記46（「第6 経理の状況 - 1 財務書類」を参照）を参照のこと。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

本「1 業績等の概要」において、別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「本年度」「当期」「現在の報告期間」およびこれに類する表現は、2011年9月30日に終了した事業年度を意味する。

以下は、2010年10月1日から2011年9月30日までの年度に関するANZの「連結財務報告、配当宣言およびAppendix 4E」を基に、抜粋したものである。参照のいくつかは、本報告書との整合性をとるために、省略、修正されている。以下の説明は、「第6 経理の状況」に記載の財務書類およびその注記に基づいている。

利益は基本利益（当グループの継続的事業活動の業績）を導くために非中核項目を除外するよう調整されている。これらの調整は過年度においてなされた調整と一貫した基準で決定されている。基本利益を導くためになされる調整は、法定利益に含まれているため、当グループの法定の監査意見の範囲内における監査を条件とする。外部監査人は監査委員会に対し、調整はオーストラリア会社取締役協会（AICD）およびオーストラレーシア金融サービス協会（FINSIA）が発行する指針に基づくものであり、前年度の調整と一貫している旨を報告している。基本利益の定義および調整の説明についての詳細は、下記D(1)を参照のこと。下記A. からD. において、「基本利益」をベースに計算された数字および比率は、法定利益ベースで計算された数字と区別するために青色で表示されている。形式上の業績（下記D(1)および(2)を参照のこと。）もまた提示され、水色で表示されている。

A. 業績報告

(1) 当グループ業績報告

純利益

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ドル)			(百万ドル)		
	(%)			(%)		
純利息収益	5,837	5,646	3	11,483	10,869	6
その他営業利益	2,490	2,959	-16	5,449	4,823	13
営業利益	8,327	8,605	-3	16,932	15,692	8
営業費用	(3,997)	(4,026)	-1	(8,023)	(7,304)	10
貸倒引当金および法人税控除						
前利益	4,330	4,579	-5	8,909	8,388	6
貸倒引当金	(562)	(675)	-17	(1,237)	(1,787)	-31
税引前利益	3,768	3,904	-3	7,672	6,601	16
法人税	(1,074)	(1,235)	-13	(2,309)	(2,096)	10
非支配持分	(3)	(5)	-40	(8)	(4)	100
当行株主に帰属する利益	2,691	2,664	1	5,355	4,501	19

基本利益

この業績には当グループの継続事業活動以外にある多数の非中核的項目を含み、読者の当グループの基本的な業績の理解を助けるために提供されている。基本利益を導くための調整は法定利益に含まれており、従って当グループの法定監査意見の中で監査の対象である。外部監査人は、調整はAICDおよびFINSIAが発表するガイドラインに基づいており、前年度の調整と一致している旨を監査委員会に通知している。基本利益の定義および調整の説明に関する詳細は、下記D(1)を参照のこと。

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ドル)			(百万ドル)		
	(%)			(%)		
当行株主に帰属する法定利益	2,691	2,664	1	5,355	4,501	19
法定利益と基本利益との調整	143	154	-7	297	524	-43
基本利益	2,834	2,818	1	5,652	5,025	12

法定利益の基本利益への調整の詳細は、下記D(3)を参照のこと。

基本利益

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ドル)			(百万ドル)		
	(%)			(%)		
純利息収益	5,839	5,642	3	11,481	10,862	6
その他営業利益	2,543	2,788	-9	5,331	4,920	8
営業利益	8,382	8,430	-1	16,812	15,782	7
営業費用	(3,897)	(3,821)	2	(7,718)	(6,971)	11
貸倒引当金および法人税控除						
前利益	4,485	4,609	-3	9,094	8,811	3
貸倒引当金	(551)	(660)	-17	(1,211)	(1,820)	-33
税引前利益	3,934	3,949	0	7,883	6,991	13
法人税	(1,096)	(1,126)	-3	(2,222)	(1,960)	13
非支配持分	(4)	(5)	-20	(9)	(6)	50
基本利益	2,834	2,818	1	5,652	5,025	12

為替相場の変動を除外した形式上の利益

報告期間の間での財務情報の理解および比較可能性を高めるために、「形式上の」情報が以下に提示されている。形式上の調整は、基本利益に基づき、OnePathオーストラリアおよびOnePathニュージーランドの買収による所有権の49%から100%への増加ならびにランドマークおよびRBSの買収が2009年10月1日より有効となったと想定し、2010年9月終了年度の当グループの基本利益を効果的に修正表示する。この分析は、最近の買収を含む当グループの継続事業業績の予想成長率を提供する。以下の形式上の業績は、為替相場変動の影響も除外するよう調整されている。為替相場変動の影響の詳細は下記A(5)に、形式上の調整の詳細は下記D(2)に記載されている。

形式上の調整

	中間期			年度		
	2011年 9月	2011年 3月	増減率 (%)	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率 (%)
	(百万ドル)			(百万ドル)		
基本利益	2,834	2,818	1	5,652	5,025	12
外国為替調整	該当なし	20	該当なし	該当なし	(52)	該当なし
形式上の調整	-	-	該当なし	-	41	-100
形式上の利益	2,834	2,838	0	5,652	5,014	13

形式上の利益

	中間期			年度		
	2011年 9月	2011年 3月	増減率 (%)	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率 (%)
	(百万ドル)			(百万ドル)		
純利息収益	5,839	5,638	4	11,481	10,869	6
その他営業利益	2,543	2,811	-10	5,331	5,105	4
営業利益	8,382	8,449	-1	16,812	15,974	5
営業費用	(3,897)	(3,807)	2	(7,718)	(7,132)	8
貸倒引当金および法人税控除 前利益	4,485	4,642	-3	9,094	8,842	3
貸倒引当金	(551)	(659)	-16	(1,211)	(1,845)	-34
税引前利益	3,934	3,983	-1	7,883	6,997	13
法人税	(1,096)	(1,140)	-4	(2,222)	(1,977)	12
非支配持分	(4)	(5)	-20	(9)	(6)	50
形式上の利益	2,834	2,838	0	5,652	5,014	13

2011年9月終了年度対2010年9月終了年度

オーストラリア、ニュージーランドおよび法人の資産帳簿の価格見直しを反映する純預貸利鞘（グローバル・マーケットを除く）の7ベース・ポイントの増加、ならびに平均利付資産ならびに平均預金およびその他借入金のそれぞれ7%および11%の成長が、当グループの収益成長の大半を推進した。しかし、収益の成長は、2011年9月中間期の厳しい市況を反映するグローバル・マーケットのトレーディングおよびバランスシート収益の減少によりマイナスの影響を受けた。

営業費用は、8%増加した。これは主に法人の17%成長、ならびに能力構築への投資および新現金管理プラットフォームにより牽引されたアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ（APEA）の22%成長による。オーストラリア部門のコストはより抑制され、4%増であった。ニュージーランドにおいてコストは事業簡素化による生産性の利益を反映し、減少した。グローバル・マーケットにおける収益のパフォーマンスのために、Jaws（収益と費用の増減率のギャップ）は当グループにおいてはマイナスであった。

貸倒引当金は、ニュージーランド、法人およびオーストラリア、APEAのポートフォリオ全体の改善により、34%減少した。ニュージーランドの引当金は、クライストチャーチの地震の影響がなければ、さらに改善していたであろう。オーストラリアのリテールおよび商業の計上額の増加は、クイーンズランド州およびビクトリア州の洪水の影響および豪ドル高の影響への引当てを反映する。

[次へ](#)

(2) 収入および費用

純利息収益

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ドル)			(百万ドル)		
	(%)			(%)		
純利息収益の調整						
形式上の純利息収益	5,839	5,638	4	11,481	10,869	6
外国為替調整	該当なし	4	該当なし	該当なし	166	該当なし
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(173)	-100
基本純利息収益	5,839	5,642	3	11,481	10,862	6
法定純利息利益と基本純利息 利益との調整	(2)	4	大	2	7	-71
純利息収益	5,837	5,646	3	11,483	10,869	6

当グループ

純利息収益	5,837	5,646	3	11,483	10,869	6
平均利付資産	476,814	458,029	4	467,447	439,277	6
純預貸利鞘 (%)	2.44	2.47	-1	2.46	2.47	0

当グループ(グローバル・
マーケットを除く)

純利息収益	5,546	5,377	3	10,923	10,012	9
平均利付資産	394,582	383,832	3	389,222	365,441	7
純預貸利鞘 (%)	2.80	2.81	0	2.81	2.74	3

2011年9月終了年度対2010年9月終了年度

平均利付資産ならびに預金およびその他の借入金の平均残高の伸びの主たる要因には以下が含まれる。

平均利付資産

変動		
(十億ドル)	(%)	
+21.3	7	オーストラリア地域
+15.5	10	モーゲージ - 変動金利貸付への顧客需要の継続を反映した正味貸付金の伸び
+5.8	4	顧客貸付の伸びに伴う流動性ポートフォリオおよび商業におけるリバース・レボ残高および短期AFS資産の増加による、グローバル・マーケットを含むその他
+15.8	33	アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ地域
+3.8	38	シンガポール - 取引貸付の増加ならびにリテールにおけるモーゲージ貸付事業の開始
+5.8	90	香港 / 台湾 - RBS事業買収による正味貸付金の伸びおよび有機的成長
+2.2	86	中国 - 貸付および余剰現金投資の増加
+4.0	14	インドを含むその他 - インド支店の開設によるオンショア貸付事業の伸び
-0.4	-1	ニュージーランド地域 - 農業および法人貸付の減少
-8.4	-2	為替相場変動
+28.2	6	平均利付資産合計の変動(為替相場変動を含む)

預金およびその他の借入金の平均残高

変動		
(十億ドル)	(%)	
+27.8	14	オーストラリア地域
+8.6	14	預金 - 中核顧客預金の増加
+8.2	20	トレジャーリー - 顧客の支払承諾再割引の中止決定を受けた貸付構成変更による預金証書の増加
+7.8	16	マーケットおよびトランザクション・バンキング - システム上の成長を一部反映した顧客預金の増加
+3.2	10	顧客預金の増加による商業を含むその他
+14.1	30	アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ地域
+13.7	29	事業拡大およびRBS買収を通じたアジアにおける預金増加、ならびに英国/ヨーロッパにおける預金獲得戦略
+0.4		その他
-2.0	-4	ニュージーランド地域 - 資金調達需要減少によるコマーシャル・ペーパーの発行減少
-7.3	-2	為替相場変動
+32.6	11	預金およびその他の借入金の平均残高合計の変動 (為替相場変動を含む。)

純預貸利鞘の変動の主たる要因には以下が含まれる。

変動		
(ベース・ポイント)		
+16		資産利鞘 - オーストラリアおよびニュージーランドにおけるリテールおよび商業事業の価格決定を通じたフロー、法人における手数料利益の増加ならびに貸付構成の変化による利益
+3		資金調達および資産の構成 - 現在の資金調達要件を満たす顧客預金の増加によるホールセール資金調達の割合低下による利益
-8		預金コスト - 激しい競争の影響 (-5 ベース・ポイント)、顧客の低利鞘預金への移動継続 (-2 ベース・ポイント) および複製ポートフォリオからの利回り低下 (-1 ベース・ポイント)
-3		資金調達コスト - ホールセール資金調達コストの上昇
-1		その他項目 - その他軽微な影響
+7		グローバル・マーケットを除く当グループ
-8		グローバル・マーケット - 貸借対照表リスク管理による利益低下 (-4 ベース・ポイント)、その他貸付および投資活動の利益低下 (-2 ベース・ポイント)、デリバティブの未実現益に関連する資金調達コストの増加 (-1 ベース・ポイント) ならびに貸借対照表の希薄化の影響 (-1 ベース・ポイント)
-1		当グループの変動

その他営業利益

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)
手数料収入 ⁽¹⁾	1,180	1,129	5	2,314	2,285	1
外国為替差益 ⁽¹⁾	180	159	13	299	254	18
富裕層資産運用からの純利益	554	592	-6	1,146	1,102	4
その他 ⁽¹⁾	283	279	2	569	544	5
グローバル・マーケットの形式上のその他営業利益	346	652	-47	1,003	920	9
形式上のその他営業利益	2,543	2,811	-10	5,331	5,105	4
外国為替調整	該当なし	(23)	該当なし	該当なし	52	該当なし
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(237)	-100
基本その他営業利益	2,543	2,788	-9	5,331	4,920	8
法定利益と基本利益との調整	(53)	171	大	118	(97)	大
その他営業利益	2,490	2,959	-16	5,449	4,823	13

注：(1) グローバル・マーケットを除く。

グローバル・マーケットの形式上の収益

純利息収益	291	267	9	560	832	-33
その他営業利益	346	652	-47	1,003	920	9
グローバル・マーケットの形式上の収益	637	919	-31	1,563	1,752	-11

2011年9月終了年度対2010年9月終了年度

以下の説明は、形式上の基本その他営業利益に関する。

手数料収入

変動		
(百万ドル)	(%)	
+66	+17	トランザクション・バンキング - 主に取引高の伸びによる
+26	+7	カードおよび無担保貸付オーストラリア - 取引高の伸びによる
-26	-10	預金オーストラリア - 特例手数料の減少および取引高減少による
-12	-5	ニュージーランド - 特例手数料の減少および取引高減少による
-12	-6	その他リテール商品 - マーチャント事業からの手数料収入の減少を反映
-9	-9	モーゲージ・オーストラリア - 主に特例手数料の減少による
-9	-5	グローバル・ローンズ - 価格設定引き締めを反映
+5		その他
+29	+1	手数料収入の変動

外国為替

変動		
(百万ドル)	(%)	
+25	+24	トランザクション・バンキング - 取引高増加および価格設定策による
+13	大	リテールおよび富裕層アジア - 取引高増加による
+7		その他
+45	+18	外国為替収入の変動

富裕層資産運用からの純利益

変動		
(百万ドル)	(%)	
+23	+2	富裕層オーストラリア - 主に世界的金融危機の影響からの回復により、資本投資利益が増加した。これは、利鞘縮小および運用資産平均の減少の組み合わせによる資産運用純利益の減少に一部相殺された。
+18	+14	ニュージーランド富裕層 - 主にOnePathニュージーランドからの保険収益増加による
+3		その他
+44	+4	富裕層資産運用からの純利益の変動

その他の利益

変動		
(百万ドル)	(%)	
+25	大	リテールおよび富裕層アジア - 2011年は、台湾のクレジットカード・ポートフォリオ売却益1,900万ドルを含む。
+21	大	グローバル・サービスおよびオペレーション - シドニーの20マーティン・プレイスの売却益1,900万ドルによる。
+16	+4	アジア・パートナーシップ - 持分法会計利益が8,800万ドル増加した。これは上海農村商業銀行 (SRCB) の利益増が天津銀行 (BoT) およびサイゴン証券会社 (SSI) の利益減に相殺されたことによる。これはさらに、SSIへの投資の以前の評価損を戻し入れる、2010年の2,500万ドルの単独の利益と比較した2011年のサコムバンクへの投資の帳簿価額に関連する3,500万ドルの減損繰入額に相殺された。
-14	-17	E*TRADE - 主に手数料収益の低下および関連会社投資の減損による。
-9	-48	ニュージーランド - 主に以前所有した支配法人の連結中止による。
-8	-72	グローバル・ローンズ - 貸付再編活動からの収益減少
-6		その他
+25	+5	その他の利益の変動

グローバル・マーケットの収益合計は、その他営業利益および純利息収益の分類間の混合した効果により、影響を受けた。グローバル・マーケットの収益合計は、1億8,900万ドルすなわち11%減少した。グローバル・マーケット事業内のトレーディングおよび貸借対照表収益は、金融市場の安定性に影響を及ぼしてきた数々の重要な世界的事象の影響を反映して36%減少している。困難なトレーディング状況にもかかわらず、グローバル・マーケットは、その収益源および顧客基盤の商品および地理的構成を引き続き分散している。マーケットの売上高は13%増加し、外国為替収益は3%増加して現在グローバル・マーケットの売上収益合計の52% (2010年：48%) を占める。さらなる情報は下記B (4) を参照のこと。

費用

	中間期			年度		
	2011年9月 (百万ドル)	2011年3月	増減率 (%)	2011年 9月終了 (百万ドル)	2010年 9月終了	増減率 (%)
人件費	2,365	2,340	1	4,720	4,275	10
土地建物費	340	339	0	681	658	3
コンピューター費	524	496	6	1,022	865	18
その他費用	668	632	6	1,295	1,334	-3
形式上の営業費用	3,897	3,807	2	7,718	7,132	8
外国為替調整	該当なし	14	該当なし	該当なし	139	該当なし
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(300)	-100
基本営業費用	3,897	3,821	2	7,718	6,971	11
法定利益と基本利益との調整	100	205	-51	305	333	-8
営業費用合計	3,997	4,026	-1	8,023	7,304	10
従業員数合計	48,938	48,460	1	48,938	47,099	4

2011年9月終了年度対2010年9月終了年度

以下の説明は、形式上の基本営業費用に関する。

形式上の営業費用

変動		
(百万ドル)	(%)	
+145	4	オーストラリア
-20	-2	ニュージーランド
+264	22	アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ
+284	17	法人
+86	28	グループ・センター
+173	34	控除：法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ
+586	8	営業費用合計の変動

アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの費用は、主に法人におけるフランチャイズ構築により22%増加した。収益増は18%であった。法人費用は、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカにおける能力構築のための投資による人件費の上昇ならびに現金管理および外国為替能力への投資が要因で、17%上昇した。オーストラリア部門の費用の4%増は主に、年次昇給と従業員数の2%増による。ニュージーランドの費用は、事業簡素化による生産性の利益を反映して、2%低下した。グループ・センターの費用は、成都およびマニラのハブへの投資増加ならびに技術投資増加により、28%増加した。

- 人件費は、給与の年次昇給ならびにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカにおける法人フランチャイズ構築の継続の結果、4億4,500万ドル(10%)増加した。ニュージーランドのインフレ増加は、事業簡素化による従業員数の2%削減により一部相殺された。グループ・センターの従業員数増加は、海外ハブ構築および技術投資の結果である。
- 土地建物費は、従業員数の増加、インフレ増加および二酸化炭素排出量削減に関連するコスト増を反映して、2,300万ドル(3%)増加した。

- コンピューター費は、テクノロジーへの大幅な投資による減価償却および償却費の5,100万ドルの増加ならびにコンピューター請負業者費の増加により、1億5,700万ドル(18%)増加した。
- その他費用は、3,900万ドル(-3%)減少した。これは、裁量原価抑制の重視、2011年の貸付以外による損失の減少ならびにプロジェクト関連費の減少が人件費およびコンピューター費に相殺されたことによる。

(3) 信用リスク(デリバティブに係る信用リスクを含む)

貸倒引当金繰入額

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年9月終了	2010年9月終了	増減率
	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)
オーストラリア	297	414	-28	711	598	19
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ ⁽¹⁾	67	41	63	110	177	-38
法人 ⁽¹⁾	104	152	-32	258	742	-65
ニュージーランド	92	75	23	166	395	-58
グループ・センター	38	2	大	40	10	大
控除：法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	(47)	(25)	88	(74)	(77)	-4
形式上の貸倒引当金繰入額	551	659	-16	1,211	1,845	-34
外国為替調整	該当なし	1	該当なし	該当なし	25	該当なし
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(50)	-100
基本貸倒引当金繰入額	551	660	-17	1,211	1,820	-33
法定利益と基本利益との調整	11	15	-27	26	(33)	大
貸倒引当金繰入額	562	675	-17	1,237	1,787	-31

注：(1) AFS資産の減損を含む。

個別引当金繰入額

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年9月終了	2010年9月終了	増減率
	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)
オーストラリア	371	298	24	669	594	13
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ ⁽¹⁾	76	50	52	128	166	-23
法人 ⁽¹⁾	75	148	-49	224	797	-72
ニュージーランド	134	123	9	255	348	-27
グループ・センター	-	-	該当なし	-	10	-100
控除：法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ ⁽¹⁾	(47)	(25)	88	(73)	(76)	-4
形式上の個別引当金繰入額	609	594	3	1,203	1,839	-35
外国為替調整	該当なし	-	該当なし	該当なし	26	該当なし
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(41)	-100
基本個別引当金繰入額合計	609	594	3	1,203	1,824	-34
法定利益と基本利益との調整	11	16	-31	27	(33)	大
個別引当金繰入額合計	620	610	2	1,230	1,791	-31

注：(1) AFS資産の減損3,700万ドル(2010年度：2,100万ドル、2011年9月中間期：2,100万ドル、2011年3月中間期：1,600万ドル)を含む。

形式上の個別引当金繰入額は、主に法人における減少により、前年度から6億3,600万ドル減少した。法人の5億7,300万ドルの減少は、ポートフォリオの質の改善、回収および新規減損資産の減少を反映する。ニュージーランドの9,300万ドルの減少ならびにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの3,800万ドルの減少は、それぞれニュージーランドおよびアジアの緩やかな経済回復を反映する。オーストラリアは、自然災害の影響および地方部門の低調を反映して7,500万ドル増加した。

新規および増加した基本引当金	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年9月終了	2010年9月終了	増減率
	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)
オーストラリア	503	437	15	940	844	11
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	144	107	35	251	191	31
法人	254	252	1	506	921	-45
ニュージーランド	23	221	7	458	533	-14
グループ・センター	-	-	該当なし	-	-	該当なし
控除：法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	(77)	(38)	大	(115)	(94)	22
貸付金および前渡金に係る新規および増加した引当金	1,061	979	8	2,040	2,395	-15

基本回収および戻入れ	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年9月終了	2010年9月終了	増減率
	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)
オーストラリア	(132)	(139)	-5	(271)	(267)	1
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	(68)	(55)	24	(123)	(38)	大
法人	(179)	(103)	74	(282)	(121)	大
ニュージーランド	(103)	(100)	3	(203)	(172)	18
グループ・センター	-	-	該当なし	-	10	-100
控除：法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	30	12	大	42	17	大
回収および戻入れ	(452)	(385)	17	(837)	(571)	47

一括引当金繰入額

源泉別一括引当金繰入額	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)
貸付高増加	74	56	32	130	61	大
リスク・プロファイル	(56)	(35)	60	(91)	(68)	34
ポートフォリオ・ミックス	(4)	(16)	-75	(20)	(26)	-23
景気循環および集中リスク調整	(72)	60	大	(12)	29	大
一括引当金繰入額	(58)	65	大	7	(4)	大

地域別形式上の一括引当金繰入額	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)
オーストラリア	(74)	116	大	42	4	大
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	(9)	(9)	0	(18)	11	大
法人	29	4	大	34	(55)	大
ニュージーランド	(42)	(48)	-13	(89)	47	大
グループ・センター	38	2	大	40	-	該当なし
控除：法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	-	-	該当なし	(1)	(1)	0
形式上の一括引当金繰入額	(58)	65	大	8	6	33
外国為替調整	該当なし	1	該当なし	該当なし	(1)	該当なし
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(9)	-100
基本一括引当金繰入額	(58)	66	大	8	(4)	大
非継続事業	-	(1)	-100	(1)	-	該当なし
一括引当金繰入額	(58)	65	大	7	(4)	大

形式上の一括引当金繰入額は、オーストラリア、法人およびグループ・センターでの増加が、ニュージーランドならびにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカにおける減少に相殺され、本年度中に200万ドル増加した。オーストラリアの3,800万ドルの増加は主に、リテール・ポートフォリオの伸びおよび不履行率の上昇傾向、洪水ならびに前年度の戻入れが要因である。アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの減少は、原資産の信用の改善がアジアによりもたらされた成長に一部相殺されたことを反映する。法人部門の繰入額3,400万ドルは主に、グローバル・ローンズにおける成長によるものである。ニュージーランドの減少は、地震により影響を受けたエクスポージャーが貸倒れへと移行した結果による景気循環調整への取崩しが、信用の質のいくらかの改善と組み合わせられたことによる。洪水引当金の戻入れの一部は、進行中の世界的な不安定性による4,000万ドルの追加の中心的な景気循環調整を調達するのに利用された。

予想損失

経営陣は、個別引当金に係るモデル化された予想損失データの開示が、IFRSの信用損失引当金繰入れ方法を用いて計上された報告利益における変動性（ボラティリティ）を除去するので、貸付ポートフォリオのより長期の予想損失率を推定するのに役立つと考える。予想損失の方法は、株主資本利益率の分析と経済的利益報告のため内部使用されている。現在のポートフォリオに関する当期末時点での予想損失は17億8,900万ドルであり、2010年から6,900万ドルの増加である。

デフォルト時エクスポージャーに占める予想損失の割合	当グループの デフォルト時 エクスポ ージャーに占め る割合	現在		
		2011年9月	2011年3月	2010年9月
		(%)		
オーストラリア	44	0.31	0.33	0.31
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	17	0.28	0.33	0.36
法人	40	0.22	0.24	0.25
ニュージーランド	13	0.25	0.28	0.30
控除：法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	-14	-0.16	-0.19	-0.21
合計	100	0.29	0.31	0.31
年間予想損失(百万ドル)		1,789	1,752	1,720

総貸付資産に占める予想損失の割合	当グループの 総貸付資産に 占める割合	現在		
		2011年9月	2011年3月	2010年9月
		(%)		
オーストラリア	58	0.37	0.39	0.37
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	10	0.75	0.82	0.99
法人	23	0.59	0.58	0.67
ニュージーランド	17	0.29	0.33	0.34
控除：法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	-8	-0.44	-0.48	-0.59
合計	100	0.44	0.45	0.46

デリバティブに係る信用リスク（利益）/損失

ANZは2011年9月30日に終了した年度中、仕組信用仲介取引および法人顧客と取引する減損デリバティブに係る信用リスク利益2,100万ドルを認識した。

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年9月終了	2010年9月終了	増減率
	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)
デリバティブに係る信用リスク						
信用仲介取引関連 ⁽¹⁾	51	(55)	大	(4)	(69)	-94
減損デリバティブに係る信用リスク	(2)	(15)	-87	(17)	34	大
デリバティブに係る信用リスク（利益）/損失	49	(70)	大	(21)	(35)	-40

注：(1) ANZは、仕組信用仲介取引に関する外貨建エクスポージャーを一部ヘッジした。2010年9月終了年度の業績には、1,400万ドルの外貨ヘッジの損失が含まれる。

仕組信用仲介取引

ANZは、2004年から2007年にかけて、一連の仕組信用仲介取引を締結した。元になるストラクチャーは、合成債務担保証券（CDOs）、外部のローン担保証券（CLOs）のポートフォリオまたは特定社債/変動利付社債（FRNs）に関するクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）を含んでいる。ANZはこれらのストラクチャーに関するクレジット・デフォルト・スワップを利用してプロテクションを売り、その後、リスクを軽減するために、米国金融保証会社8社から同じストラクチャーに関するクレジット・デフォルト・スワップを通じてプロテクションを買った。

デリバティブとして、プロテクションの売りおよびプロテクションの買いの両方が時価評価される。世界的な信用危機が始まる前は、これらのポジションの評価変動は多額でなく、収入において大部分はお互いに相殺された。信用危機の発生以後、売りプロテクションの評価変動に対する買いプロテクションは、以下の理由で一部に限り相殺をもたらした。

- ・ 買いプロテクションの相手方の1社が債務履行を怠り、残りの相手方の多くが格下げを受けた。
- ・ 信用力の変化に対応して、残りの買いプロテクションの相手方について信用評価調整を行った。

ANZは、ANZが特定の取引または相手方に関連して認識したリスクに対して費用効率があると考えた場合その時点で買いおよび売りプロテクション双方の終了および再編を通じてエクスポージャーを減少させるため、積極的にこのポートフォリオを監視している。費用は、これらのポジションを管理する過去の期間に発生した。2011年9月現在の売りポジションの想定元本は、83億米ドル（2011年3月中間期末：84億米ドル、2010年9月終了年度末：84億米ドル）であった。

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月対2011年3月	2011年9月対2010年9月
	(百万ドル)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(%)
信用仲介取引に係る財務上の影響					
金融保証会社に対する時価評価信用エクスポージャー	803	443	641	81	25
金融保証会社に関連する累積費用					
取引残高の信用評価調整	197	143	195	38	1
実現終了およびヘッジ費用	314	317	320	-1	-2
今日までの累積費用	511	460	515	11	-1

累積費用は、リスクを減少させるための取引再編に関する実現損失および売りプロテクション取引の終了に係る実現損失を含む。また、為替ヘッジ損失も含む。

仕組信用デリバティブに関する信用リスク費用には、信用スプレッドおよび豪ドル/米ドルレートの市場変動の影響を反映して、引き続き変動性（ボラティリティ）がある。この市場価値の変動性は継続すると見込まれる。

不良資産総額

不良資産総額は55億8,100万ドルであり、ポートフォリオの改善および法人ポートフォリオ内の資産の実現に牽引され、2010年9月30日から15%の減少を示した。

不良資産純額

不良資産純額38億8,400万ドルは、2010年9月30日から17%の減少である。当グループの個別引当金カバレッジ・レシオは、不良資産のうち十分に担保のあるエクスポージャーの普及を反映して30%である。

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
不良資産総額					
不良貸付債権	4,650	5,203	6,075	-11	-23
条件緩和債権	700	704	141	-1	大
不良コミットメントおよび偶発債務	231	314	345	-26	-33
不良資産総額	5,581	6,221	6,561	-10	-15
個別引当金					
不良貸付債権	(1,687)	(1,700)	(1,849)	-1	-9
不良コミットメントおよび偶発債務	(10)	(17)	(26)	-41	-62
不良資産純額	3,884	4,504	4,686	-14	-17

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
新規不良資産⁽¹⁾						
	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)
不良貸付債権	1,755	1,814	-3	3,569	5,063	-30
条件緩和債権	75	613	-88	688	171	大
不良コミットメントおよび偶 発債務	12	10	20	22	211	-90
新規不良資産合計	1,842	2,437	-24	4,279	5,445	-21

注：(1) 2010年は、4億2,300万ドルの買収による不良資産を除く。

部門別新規不良資産	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)
オーストラリア	857	797	8	1,654	1,396	18
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	162	146	11	308	505	-39
法人	358	925	-61	1,283	2,263	-43
ニュージーランド	511	657	-22	1,168	1,651	-29
控除：法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	(64)	(89)	-28	(153)	(381)	-60
新規基本不良資産合計	1,824	2,436	-25	4,260	5,434	-22
法定利益と基本利益との調整	18	1	大	19	11	73
新規不良資産合計	1,842	2,437	-24	4,279	5,445	-21

エクスポージャーの規模別不良および条件緩和債権	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万ドル)			(%)	
1,000万ドル未満	2,490	2,407	2,461	3	1
1,000万ドル以上1億ドル以下	2,123	2,561	2,365	-17	-10
1億ドル超	968	1,253	1,735	-23	-44
不良資産総額 ⁽¹⁾	5,581	6,221	6,561	-10	-15
控除：個別に査定された減損引当金	(1,697)	(1,717)	(1,875)	-1	-9
不良資産純額	3,884	4,504	4,686	-14	-17

注：(1) 7億ドル(2011年3月中間期：7億400万ドル、2010年9月終了年度：1億4,100万ドル)の条件緩和債権を含む。

期限超過しているが減損していない正味貸付金の期間分析	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万ドル)			(%)	
1～5日	3,028	2,868	2,547	6	19
6～29日	4,540	6,222	5,494	-27	-17
30～59日	1,584	2,509	1,669	-37	-5
60～89日	865	1,309	878	-34	-1
90日以上	1,834	1,955	1,555	-6	18
合計	11,851	14,863	12,143	-20	-2

[次へ](#)

(4) 法人税

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
損益計算書計上の法人税 実効税率(%)	1,074	1,235	-13	2,309	2,096	10
形式上の基本利益 ⁽¹⁾ に対する 法人税 実効税率(形式上の基本利益) (%)	1,096	1,140	-4	2,222	1,977	12
基本利益に対する法人税 実効税率(基本利益)(%)	1,096	1,126	-3	2,222	1,960	13
	27.9	28.5		28.2	28.0	

注：(1) 法定利益と基本利益との調整の説明については下記D(1)を参照。

2011年9月終了年度対2010年9月終了年度

形式上の基本実効税率は、0.1%減少した。

(5) 為替相場変動/収益ヘッジの影響

当グループは、為替相場変動による将来の海外収益源に対する悪影響を経済的にヘッジするためにデリバティブ商品を用いる。

平均為替相場の変動(関連する収益ヘッジ控除後)により、本年度の当グループにおける税引後基本利益は、5,200万ドル減少する結果となった。これは主に、アジア太平洋およびニュージーランド地域の外貨換算損失が、外貨換算差益としてオーストラリアに計上された関連米ドル建ておよびニュージーランドドル建て収益ヘッジの利益に一部相殺されたことによる。ニュージーランドドル建て利益は、2011年9月は実効為替レート1.2681で、2010年9月は1.2214で換算された。米ドル建て利益は、2011年9月は実効為替レート0.9902で、2010年9月は0.8990で換算された。これには、当年度中に6,000万ドル(税引前)(2011年9月中間期:4,300万ドルの増加)増加した、関連する収益ヘッジからの利益(基本ベース)への影響が含まれる。ヘッジ収益は、グループ・センターに計上される。

	2011年9月中間期対 2011年3月中間期			2011年9月終了年度対 2010年9月終了年度		
	為替 調整前 伸び率	為替 調整後 伸び率	為替 による 影響	為替 調整前 伸び率	為替 調整後 伸び率	為替 による 影響
	(%)		(百万ドル)	(%)		(百万ドル)
純利息収益	3	4	(4)	6	7	(166)
その他営業利益	-9	-10	23	8	10	(52)
営業利益	-1	-1	19	7	8	(218)
営業費用	2	2	14	11	13	139
貸倒引当金および法人税控						
除前利益	-3	-3	33	3	4	(79)
貸倒引当金	-17	-16	1	-33	-33	25
税引前利益	0	-1	34	13	14	(54)
法人税	-3	-4	(14)	13	13	2
非支配持分	-20	-20	-	50	50	-
基本利益	1	0	20	12	14	(52)

収益に関するヘッジ

当グループは、ニュージーランドドル建ておよび米ドル建て収益源に対し、経済ヘッジを設定している。ニュージーランドドル建てのエクスポージャーは最も重要であり、地理的範囲としてのニュージーランド（下記C(4)参照）およびかかる事業のニュージーランドドルのグループ間資金調達の債務部分を対象とし、2011年9月30日現在17億7,000万ニュージーランドドルに達した。収益ヘッジの詳細は次表Cのとおりである。

	中間期		年度	
	2011年9月	2011年3月	2011年 9月終了	2010年 9月終了
ニュージーランドドル建て経済ヘッジ	(百万ドル)			
正味未決済ニュージーランドドル・ポジション (想定元本) ⁽¹⁾	788	302	788	369
収入に計上された金額(税引前) ⁽²⁾	(20)	17	(3)	53
収入に計上された金額(税引前基本ベース) (3)	20	20	40	31

米ドル建て経済ヘッジ

正味未決済米ドル・ポジション (想定元本) ⁽¹⁾	1,068	1,022	1,068	100
収入に計上された金額(税引前) ⁽²⁾	(29)	48	19	13
収入に計上された金額(税引前基本ベース) (3)	47	4	51	-

注：(1) 当初契約レートによる豪ドル建て価値
 (2) 未実現評価変動および終了ヘッジからの実現収益
 (3) 終了ヘッジからの実現収益

2011年9月終了年度においては、

- ・ 経済ヘッジ6億ニュージーランドドルが満期を迎え、実現利益4,000万ドル(税引前)が損益計算書に計上された。
- ・ 経済ヘッジ10億ニュージーランドドルが、およそ1オーストラリアドル=1.28ニュージーランドドルの先物相場で実施され、2012年および2013年の収益の一部がヘッジされた。
- ・ 経済ヘッジ3億米ドルが満期を迎え、実現利益5,100万ドル(税引前)が損益計算書に計上された。
- ・ 経済ヘッジ10億米ドルが、およそ1オーストラリアドル=0.96米ドルの先物相場で実施され、2012年および2013年の収益の一部がヘッジされた。
- ・ 経済ヘッジの残高10億ニュージーランドドルおよび10億米ドルに対する未実現利益2,700万ドル(税引前)が、今後のニュージーランドドルおよび米ドル収益に対するヘッジであることから、損益計算書に計上され、法定利益への調整とみなされた。

(6) 1株当たり利益⁽¹⁾ (セント)

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率 (%)	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率 (%)
基本(セント)	104.0	104.2	0	208.2	178.9	16
希薄化後(セント)	99.3	101.2	-2	198.8	174.6	14
発行済全額払込済普通株式数 (百万)	2,629.0	2,596.4	1	2,629.0	2,559.7	3
加重平均普通株式数(百万) (2)						
法定	2,581.5	2,550.1	1	2,565.9	2,509.3	2
基本 ⁽²⁾	2,598.8	2,566.7	1	2,582.8	2,523.2	2
調整済加重平均株式数 - 希薄 化後(百万)	2,824.8	2,748.3	3	2,809.6	2,697.0	4
1株当たりの基本利益						
当行株主に帰属する利益(百 万ドル)	2,691	2,664	1	5,355	4,501	19
控除: 法定利益と基本利益と の調整(百万ドル)	(143)	(154)	-7	(297)	(524)	-43
基本利益(百万ドル)	2,834	2,818	1	5,652	5,025	12
優先株式の配当 ⁽³⁾ (百万ド ル)	(6)	(6)	0	(12)	(11)	9
優先株式の配当を除く基本利 益(百万ドル)	2,828	2,812	1	5,640	5,014	12
1株当たりの基本利益(セン ト)	108.8	109.6	-1	218.4	198.7	10

注: (1) 完全な計算書については、110頁を参照(原文のページ数。本書においては訳出省略。簡略な説明は下記「第6 経理の状況」に記載の連結財務書類の注記8を参照)。

(2) OnePathオーストラリアが保有する自己株式を含む。

(3) 1株当たり利益の計算はユーロ・ハイブリッド優先株式を除外している。

2011年9月終了年度対2010年9月終了年度

1株当たり利益は、2010年9月終了年度と比べて16%(29.3セント)増加した。当グループの1株当たりの基本利益は、2010年9月終了年度と比べて10%(19.7セント)増加した。2010年9月終了年度から1株当たりの基本利益が増加した主因は、貸倒引当金(税引後)利益の増加(4%)、税引後貸倒引当金繰入額の減少(8%)および加重平均株式数の増加による希薄化(3%)である。

(7) 配当

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率 (%)	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率 (%)
普通株式1株当たりの配当 (セント)						
中間配当(税引後)	該当なし	64	該当なし	64	52	23
最終配当(税引後)	76	該当なし	該当なし	76	74	3
普通株式配当性向⁽¹⁾(%)	74.5	62.5		68.5	71.6	
配当性向 ⁽¹⁾ に用いられた普通 株式配当(百万ドル)	1,999	1,662	20	3,661	3,213	14
税引後利益(百万ドル)	2,691	2,664	1	5,355	4,501	19
控除: 法定利益と基本利益と の調整(百万ドル)	(143)	(154)	-7	(297)	(524)	-43
基本利益(百万ドル)	2,834	2,818	1	5,652	5,025	12
控除: 支払済優先株式配当	(6)	(6)	0	(12)	(11)	9
普通株式配当性向(基本ベ ース)⁽¹⁾(%)	70.7	59.1		64.9	64.1	

注: (1) 提案中の2011年度の最終配当19億9,900万ドルを用いて算出された配当性向。配当基準日付での発行済普通株式予想株数に基づいてい
る。2011年3月中間期および2010年9月終了年度の配当性向はそれぞれ、総配当金16億6,200万ドルおよび18億9,500万ドルを用いて算
出された。配当性向は、当行株主に帰属する利益を支払済優先株式配当額で調整して算出される。

取締役は、配当権利を有する全額払込済ANZ普通株1株につき76セントの**最終配当**を支払うことを承認し、これは2011年12月16
日に支払われた。2011年最終配当は、オーストラリアにおける課税の目的において課税済みである。

ANZには2011年の最終配当に関して運用される配当再投資制度(以下「DRP」という。)およびボーナスオプション制度(以下
「BOP」という。)がある。ANZは新株発行によりDRPおよびBOPに基づく株式を提供する意向である。DRPおよびBOPに基づいて提供
する株式数を決定する際に用いる「取得価格」は、1.5%の割引率を用いてDRPおよびBOPの条項に従って計算される。「取得価
格」の計算およびDRPおよびBOPの運用に関するさらなる詳細は下記「第6 経理の状況」に記載の連結財務諸表の注記7を参照
のこと。

(8) 経済的利益

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
当行株主に帰属する利益	2,691	2,664	1	5,355	4,501	19
控除：法定利益と基本利益との調整	(143)	(154)	-7	(297)	(524)	-43
基本利益	2,834	2,818	1	5,652	5,025	12
経済的信用コスト調整	(261)	(167)	56	(428)	59	大
インプテーション税額控除	515	575	-10	1,090	1,132	-4
経済的リターン	3,088	3,226	-4	6,314	6,216	2
資本コスト	(1,998)	(1,857)	8	(3,855)	(3,565)	8
経済的利益	1,090	1,369	-20	2,459	2,651	-7

経済的利益は、事業ユニットの業績を評価するのに利用されるリスク調整済利益指標である。

経済的利益は、基本利益への一連の調整を通じて算出される。経済的信用コスト調整は、実際の信用損失繰入額を、景気循環を通じたポートフォリオの年間平均損失に基づいた予想損失と入れ替える。インプテーション税額控除の利益が認識され、オーストラリア税の70%で測定される。資本コストは、経済的利益の主要な構成要素である。ANZグループのレベルでは、これは、資本率コスト（現在11%）を乗じた普通株式株主資本に優先株式配当を加えて算定される。事業ユニットのレベルでは、資本は、経済的資本に基づいて配分されるので、高リスクの事業が高水準の資本を引き寄せるようにしている。この方法は、適切なリスク管理の遂行を支援し、事業利回りが関連リスクと確実に一致するよう設計されている。カバーされる主要なリスクは、信用リスク、オペレーティング・リスク、市場リスクおよび様々なその他リスクを含む。

経済的利益は、横ばいの基本利益と比べて、主にグローバル・マーケットのトレーディング収益低下により前中間期比で減少した。この差異は以下の要因による。

- ・ 実際の信用損失がポートフォリオの平均予想損失を下回ったことによる、負の経済的信用コスト調整による影響
- ・ オーストラリア以外の資金源から生じる信用調整済利益の割合が増加したことによる、インプテーション税額控除の減少
- ・ 株主資本の増加に伴った資本コスト繰入額の増加

(9) 要約貸借対照表

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(十億ドル)			(%)	
資産					
流動資産	24.9	19.3	18.9	29	31
他の金融機関に対する債権	8.8	7.5	5.5	18	61
売買目的および売却可能資産 ⁽¹⁾	58.3	47.3	48.2	23	21
デリバティブ金融商品	54.1	29.6	37.8	83	43
支払承諾見返を含む正味貸付金および前渡金 ⁽¹⁾	397.3	379.4	369.4	5	8
保険事業関連投資	29.9	32.9	32.2	-9	-7
その他	21.2	21.4	19.7	-1	8
資産合計	594.5	537.4	531.7	11	12
負債					
他の金融機関に対する債務	23.0	22.0	21.6	5	6
顧客預金	296.8	267.1	256.9	11	16
その他預金およびその他の借入金	72.0	64.7	53.5	11	35
預金およびその他の借入金	368.7	331.8	310.4	11	19
デリバティブ金融商品	50.1	29.8	37.2	68	35
支払承諾	1.0	0.6	11.5	68	-92
社債およびノート	56.6	58.5	59.7	-3	-5
保険契約負債 / 外部投資信託所有者負債	32.5	35.2	34.4	-8	-6
その他	24.6	24.4	22.7	1	8
負債合計	556.5	502.3	497.5	11	12
株主資本合計	38.0	35.1	34.2	8	11

注：(1) 2010年の比較数字は売買目的証券ではなく正味貸付金および前渡金として引受手形（2010年9月終了年度：60億ドル）を含むように調整されている。

2011年9月終了年度対2010年9月終了年度

貸借対照表項目の主要な変動には以下が含まれる。

	変動		為替による影響	為替による影響を除く説明
	(十億ドル)	(%)	(十億ドル)	
資産				
流動資産	6.0	31	無	日本およびアメリカにおける中央銀行預金の増加90億ドルを主な要因とし、シンガポールにおける銀行譲渡性預金の減少13億ドルおよび買戻契約の減少18億ドルに一部相殺された。 シンガポールおよびニュージーランドによる政府有価証券への投資の増加59億ドルならびに商品保有および政府有価証券の増加による法人オーストラリアの増加41億ドルが主な要因である。増加は、2011年下半期後半における他通貨に対する豪ドル安ならびに外国為替市場および金利市場の不安定性によるものである。システム上の成長を上回るオーストラリアの住宅貸付の成長109億ドル(7%)ならびにすべての事業分野にわたるアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの111億ドル(44%)の成長が主な要因である。
売買目的および売却可能資産	10.1	21	無	
デリバティブ金融商品	16.3	43	0.3	
支払承諾見返を含む正味貸付金および前渡金	27.9	8	2.5	
負債				
預金およびその他の借入金	58.3	19	2.2	顧客預金の394億ドル(15%)の伸びは下半期に集中し、消費者およびコーポレートのレパレッジ解消に伴うオーストラリアにおけるリテール、商業および法人の189億ドル(12%)の伸び、ならびに地域全体の強固な勢いが要因であるアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの177億ドル(37%)の伸びを反映した。その他預金および借入金は167億ドル(30%)増加した。これは主に、資金調達目的で利用された支払承諾から譲渡性預金への商品の転換を受けて、オーストラリアにおけるトレジャリーによって発行された譲渡性預金の増加による。 増加は、2011年下半期後半における他通貨に対する豪ドル安ならびに外国為替市場および金利市場の不安定性によるものである。商業手形の再割引停止
デリバティブ金融商品	12.9	35	0.3	
支払承諾	(10.5)	-92	無	

(10) 流動性リスク

流動性リスクは当グループが預金および満期ホールセール債券の払戻を含む、期限の到来した支払義務を満たせないリスク、または当グループが資金を調達し資産を増加させる能力が不十分であるリスクである。キャッシュフローの時期の不一致および関連する流動性リスクは、すべての銀行業務に内在するものであり、当グループは注意深く監視している。当グループは、資金調達源の潜在的なストレスを管理するために流動資産のポートフォリオを維持する。保有すべき流動性ポートフォリオ資産の最低レベルは、ANZの特定および一般の市場流動性ストレス・シナリオの範囲に基づいており、短期から中期にわたって潜在的なキャッシュ・フローの義務を果たせるようにしている。

当グループの流動性リスク管理への取り組みは、以下の主要な要素を包含する。

・資金調達源のシナリオのモデル化

世界的な金融危機は、特定案件危機においてストレス下および通常の市場状況、ならびに市場ストレス事象時の海外および国内のホールセール資金調達市場が示す異なった行動を区別する重要性を明らかにした。ANZの流動性シナリオのモデル化は、複数の「サバイバル期間」に対して一部および全体の銀行のキャッシュフロー予測にストレスをかける（「サバイバル期間」とは、当グループがキャッシュフローをプラスに維持しておくことが要求される期間である。）。モデル化されたシナリオは、健全性要件、つまり「ゴーイング・コンサーン」シナリオ、もしくは「特定案件危機」シナリオのいずれか、または「特定案件」ストレスおよび「資金調達市場」事象を含む取締役会が要求したシナリオである。これらのシナリオの下で、顧客およびホールセールの貸借対照表の資産/負債フローはストレスにかけられる。

・流動性ポートフォリオ

当グループは、現金および同日に流動性を提供するために売却または担保に付される可能性のある信用の質の高い証券で構成される分散ポートフォリオを保有している。このポートフォリオは、厳しいストレス環境下で現金を供給することにより、当グループの流動性ポジションを守ることに役立っている。このポートフォリオに含まれる全ての資産は、関連する中央銀行との契約に基づく買戻適格証券（すなわちレポ適格）である。

流動性ポートフォリオは相手方、通貨および期間により十分に分散されている。流動性に関する方針の体制に基づき、ANZの流動性ポートフォリオのために取得した証券は、長期または短期のANZの外部信用格付に匹敵する、またはそれ以上の信用の質を有し、引続きレポ適格でなければならない。

主要な流動資産ポートフォリオを補うため、当グループは以下を保有している。

- 米国連邦準備銀行および日本銀行への追加的な中央銀行預金103億ドル
- オーストラリア政府有価証券、オーストラリア州政府有価証券および金を含む補助的な流動性の源泉96億ドル
- 現地国の規制上の流動性要件を満たすための追加的な現金およびその他証券

これらのその他の資産は、以下の主要な流動性ポートフォリオには含まれない。

	現在		
	2011年9月	2011年3月	2010年9月
主要な流動性ポートフォリオ(市場価値)⁽¹⁾	(十億ドル)		
オーストラリア	20.8	24.9	21.0
ニュージーランド	9.1	8.5	7.5
米国	1.4	1.2	1.3
英国	2.7	2.2	2.2
アジア	6.7	2.0	4.2
国内住宅ローン担保証券(オーストラリア)	26.8	24.6	26.7
国内住宅ローン担保証券(ニュージーランド)	3.9	3.7	3.8
合計	71.4	67.1	66.7

相手方/証券の長期信用格付 ⁽²⁾	市場価値(十億ドル) ⁽¹⁾
AAA	52.7
AA+	10.0
AA	7.3
AA-	0.9
A+	0.3
A	0.2
合計	71.4

注：(1) 関連する中央銀行によるレポ割引適用後の市場価値。

(2) 可能な場合、スタンダード&プアーズ社の長期信用格付に基づいている。

規制の変更

流動性健全性要件に関連する先の協議文書の公表後、APRAおよびパーゼル銀行監督委員会は双方とも、この議題に関してさらに発表を行っている。これらの提案は、取締役会からの流動性リスクについての明確なリスク選好声明を要求することを含んだ、ガバナンスおよびその他質的要件の拡大を含む。これらの側面の多くは、しばらくの間ANZの流動性管理フレームワークに統合されている。シナリオ・ストレス・テストおよび構造的な流動性評価指標への変更を含む量的要件への提案された変更はさらに重要である。ANZは既存のストレス・シナリオのフレームワークならびに構造的流動性リスク評価指標および上限を備えているが、提案された要件は、概してさらに厳しい。これらの変更は、ANZの流動性ポートフォリオの将来の構成および規模、ならびに当銀行の資金調達基盤の規模および構成に影響を与える見込みである。APRAは、2015年に開始される新しい流動性カバレッジ・レシオを遵守して、健全性上の変更の詳細を2011年11月に公表した。詳細については、「第2 企業の概況 - 3 事業の内容 - 監督および規制 - オーストラリア - 自己資本および流動性の枠組みへの変更案、APRA/パーゼル委員会」を参照のこと。

資金調達

ANZは、一連の資金調達評価指標および貸借対照表規則を用いて資金調達プロファイルを管理する。このアプローチは、当グループ資産の適切な割合が、中核顧客預金、長期ホールセール資金調達（1年を超える残存期間を有するもの）およびエクイティを含む安定的な資金源により確実に調達されるよう設計されている。これには、投資家種別、満期、調達市場および通貨ごとの過度の集中を避け、分散化した資金調達基盤を目標とすることを含む。

顧客預金およびその他の資金調達負債は、2010年9月30日現在から16%増加して3,082億ドルとなり、現在、資金調達全体（2010年9月30日から3%増加）の61%を占めた。

2011年度中に、2010年度中に前もって開始された24億ドルを含め、180億ドルの期限付ホールセール債券（残存期間1年超）が発行された。さらに、ANZはハイブリッド資本13億4,000万ドルを調達し、2011年度の期限付債券およびハイブリッド証券発行合計は194億ドルとなった。2011年9月30日現在、期限付ホールセール資金調達は、資金調達全体の12%を占め、2010年9月30日から16%減少した（一部は、資金調達が顧客預金およびTier 1資本で置き換えられたことに伴い、2011年度の前倒しの資金調達が2010年度中に完了したことによる。）。

- ・ ANZは、2011年中、全ての主要な世界のホールセール資金調達市場へのアクセスを維持した。
- ・ 期限付資金調達要件の70%超は、市況が悪化し始める前の上半期に完了した。ベンチマークとなる期限付発行債券は豪ドル、米ドル、日本円、スイスフラン、カナダドルおよびニュージーランドドルで発行された。
- ・ 短期ホールセール資金調達の必要量はすべて、海外市場における不安定性増大および米国金融市場の投資家が選好する期間の一般的な短期化にもかかわらず、十分に満たされている。
- ・ 期限付新規発行債券の加重平均期間は4.7年であった（前年度から変化なし）。
- ・ 期限付新規発行債券の加重平均費用は、2010年と比べて2011年中に若干（4ベース・ポイント）減少した。平均ポートフォリオ費用は、危機以前の水準を依然かなり上回っており、満期を迎える期限付ホールセール資金調達がより大きなスプレッドで置き換えられるために引き続き増加する。

過去1年間にわたる顧客預金の強固な伸びと安定した期限付債券発行によって、ANZは、短期ホールセール資金調達市場への依存度を引き続き抑えることができた。短期ホールセール資金調達市場からの調達が資金調達合計に占める割合は、2010年9月30日から2011年9月30日までの間で変わらず12%であった。

下表は当グループの資金調達構成を示す。

	現在			増減率	
	2011年 9月	2011年 3月	2010年 9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万ドル)			(%)	
顧客預金およびその他の債務⁽¹⁾					
オーストラリア	128,490	120,907	112,248	6	14
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ 法人	64,824	52,795	46,604	23	39
ニュージーランド	117,434	98,747	97,681	19	20
グループ・センター	39,471	37,572	36,797	5	7
控除：法人アジア太平洋、ヨーロッパおよび アメリカ	(3,241)	(2,595)	(2,500)	25	30
基本顧客預金	(50,224)	(40,322)	(33,958)	25	48
基本顧客預金	296,753	267,102	256,872	11	16
法定利益と基本利益との調整	1	4	3	-75	-67
顧客預金合計	296,754	267,106	256,875	11	16
その他 ⁽²⁾	11,450	11,755	9,113	-3	26
顧客預金およびその他の債務（資金調達） 合計	308,204	278,861	265,988	11	16
ホールセール資金調達					
債券	56,551	58,526	59,714	-3	-5
借入金	11,993	11,634	12,280	3	-2
譲渡性預金	55,554	51,513	39,530	8	41
支払承諾 ⁽³⁾	970	577	11,495	68	-92
発行済コマースシャル・ペーパー	14,333	10,769	11,641	33	23
他の金融機関に対する債務	23,012	22,014	21,610	5	6
その他のホールセール借入金 ⁽⁴⁾	(1,128)	2,735	2,140	大	大
ホールセール資金調達合計	161,285	157,768	158,410	2	2
株主資本（優先株式を除く）	37,083	34,258	33,284	8	11
資金調達合計	506,572	470,887	457,682	8	11
ホールセール資金調達⁽⁵⁾					
短期ホールセール資金調達	63,333	54,601	54,078	16	17
長期ホールセール資金調達					
- 満期まで残存期間1年未満	27,883	26,736	26,779	4	4
- 満期まで残存期間1年超	63,293	71,052	72,065	-11	-12
優先株式を含むハイブリッド資本	6,776	5,379	5,488	26	23
株主資本を除くホールセール資金調達および 優先株式資本合計	161,285	157,768	158,410	2	2
満期資金調達総額					
		(%)			
短期ホールセール資金調達	12	12	12		
長期ホールセール資金調達					
- 満期まで残存期間1年未満	6	6	6		
- 満期まで残存期間1年超	12	15	16		
顧客債務（資金調達）合計	61	59	58		
株主資本およびハイブリッド債券	9	8	8		
資金調達および株主資本合計	100	100	100		

注：(1) 定期預金、証券化預金を除くその他預金、ANZ預金商品へのOnePathオーストラリア投資を除去する調整を含む。

(2) 未払利息、未払債務およびその他の債務、引当金および税金引当金（純額）を含み、OnePathのその他負債を除く。

(3) 支払承諾の減少は、資金調達目的で利用された商品の転換による。

(4) デリバティブの正味残高、特別目的会社、その他借入金および優先株式資本（ユーロハイブリッド）を含む。

(5) 長期ホールセール資金調達額は当初ヘッジされた為替レートで表示される。実際の借入金額の通貨変動による動きは、短期ホールセール資金調達として分類される。

[前へ](#) [次へ](#)

(11) 自己資本管理

	現在		
	2011年9月	2011年3月	2010年9月
	(%)		
普通株Tier 1 ⁽¹⁾	8.5	8.5	8.0
Tier 1	10.9	10.5	10.1
Tier 2	1.2	1.6	1.8
資本合計	12.1	12.1	11.9
リスク・アセット(RWA)(単位:百万ドル)	279,964	264,236	264,242

注:(1) 普通株Tier 1は、ハイブリッドTier 1資本商品を除くTier 1である。

資本の構成要素および自己資本比率の計算についての詳細は、本A(11)の表(適格資本の表および表1から表8)に記載している。

2008年1月1日よりパーゼルが発効した。パーゼルの第1の柱で規定の最低所要自己資本比率(自己資本比率)算出に関して、ANZはオーストラリア適正規制庁(APRA)から信用リスク・アセットについて先進的内部格付手法(AIRB)およびオペレーショナル・リスク・アセット相当額について先進的計測手法(AMA)の認定を受けている。

普通株Tier 1比率

2011年9月現在の普通株Tier 1比率8.5%は、2010年9月比47ベース・ポイントの増加および2011年3月比3ベース・ポイントの増加に相当する。以下はこの増加の主因である。

	中間期	年度
	2011年9月対 2011年3月	2011年9月終了対 2010年9月終了
	(ベース・ポイント)	
普通株Tier 1		
優先株式の配当後の基本利益	+107(28億ドル)	+213(56億ドル)
再投資額控除後の普通株式配当	46(12億ドル)	-83(22億ドル)
リスク・アセット(為替による影響を除く)		
ポर्टフォリオ増加および構成	-43	-51
リスクの移行および適格引当金を超える予想損失	+7	+7
ポर्टフォリオのデータ見直し	+2	+2
非信用リスク	0	-1
保険事業および関連会社の利益留保	-9	-15
非基本利益項目	-5	-11
ソフトウェア資産化費用	-9	-14
その他項目	-1	+7
正味有機的	+3	+54
上海農村商業銀行	0	-5
天津銀行	0	-2
投資	0	-7
普通株Tier 1変動合計	+3	+47
Tier 1(上記普通株Tier 1に追加)		
ハイブリッドTier 1資本	+51	+51
リスク・アセット増加その他に帰属する追加のTier 1利用	-11	-14
Tier 1変動合計	+43	+84

ハイブリッドTier 1 資本

ANZは、当グループの自己資本をさらに強化し、普通株Tier 1 資本ポジションを補完して、APRAの自己資本に係る健全性要件の遵守を確実にし、当グループのTier 1 運用目標を達成するために、ハイブリッドTier 1 資本を調達する。適格のハイブリッドTier 1 資本総額は剰余Tier 1 資本とも呼ばれ、Tier 1 資本の25%に制限される。剰余Tier 1 資本の下位分類である革新的なTier 1 資本は、Tier 1 資本の15%に制限される。2011年9月30日現在、ANZのハイブリッドTier 1 資本利用および商品の詳細は以下の通りであった。

表A

証券	(単位：百万ドル)	正味Tier 1 資本 に占める割合	限度	発行通貨建て金額	会計 分類	金利
英国複合証券	721			450百万英ポンド	債券	クーポン6.54%
ANZ転換優先株式 (CPS1)	1,081			1,081百万ドル	債券	90日BBSW+2.50% (総支払額相当)
ANZ転換優先株式 (CPS2)	1,969			1,969百万ドル	債券	90日BBSW+3.10% (総支払額相当)
ANZ転換優先株式 (CPS3)	1,340			1,340百万ドル	債券	180日BBSW+3.10% (総支払額相当)
非革新的証券	5,111					
ユーロ信託証券	871			500百万ユーロ	持分 証券	Euribor(3か月)+0.66%
米国信託証券	770			750百万米ドル	債券	クーポン：5.36%
革新的証券	1,641	5.4%	15%			
剰余Tier 1 資本	6,752	22.1%	25%			

規制の変更

2010年12月の健全性に係る資本改正に関するバーゼル委員会文書に続いて、2011年9月6日、APRAは、提案されたバーゼルの資本改正のオーストラリアにおける実施の詳細を示した協議文書を発表した。

協議文書は、普通株Tier 1 資本からの資本控除増加、規定最低資本バッファによる資本目標の引き上げ、およびハイブリッドTier 1 およびTier 2 証券に係る要件厳格化によるバーゼル改正の採用を提案している。2010年12月のバーゼル委員会文書で提案されたカウンターパーティー信用リスクのリスク加重増加に加えて、協議文書により提案されるANZの資本比率の調整は以下に記載されており、APRAはこれらが2013年1月から有効となることを提案している。APRAの提案は2010年12月のバーゼル委員会文書よりも保守的なアプローチを概して採用しており、ANZはバーゼルと完全に一致させることがより適切であると考え

る。バーゼル委員会は、偶発資本の最終提案ならびにシステム上および相互関係リスクに対する施策を未だ公表していない。これらは2012年に予定されている。

以下の表は、APRAの2011年9月6日付協議文書の方法論の現在の解釈に基づいて、2011年9月のAPRAのパーゼル 資本比率を形式上のAPRAのパーゼル 比率に調整するものである。これは、2010年12月協議文書を含むパーゼル委員会の枠組みに完全に一致している。

	普通株 Tier 1 資本	Tier 1 資本 (%)	資本合計
APRAの2011年9月パーゼル	8.5	10.9	12.1
追加：未提供の配当（DRPを除く）	0.5	0.5	0.5
控除：普通株Tier 1に移動されたTier 2 資本控除			
預金受入機関および海外同等機関への投資	(0.4)	(0.4)	-
OnePathを含むANZ保険子会社への投資	(0.4)	(0.4)	-
適格引当金を超える予想損失	(0.2)	(0.2)	-
その他	(0.1)	(0.1)	(0.1)
控除：既存のハイブリッドTier 1およびTier 2 証券の10%削減 ⁽¹⁾	-	(0.2)	(0.4)
	7.9	10.1	12.1
控除：リスク・アセットの予想増加 ⁽²⁾	(0.4)	(0.5)	(0.6)
形式上の比率 - APRAパーゼル 提案が採用された場合	7.5	9.6	11.5
追加：パーゼル と完全に一致させるための調整			
保険子会社および海外同等機関を含む預金受入機関への投資の10%の引当金	0.8	0.7	0.6
繰延税金資産の5%を上限とする引当金 ⁽³⁾	0.2	0.2	0.2
その他資本項目	0.2	0.2	0.3
形式上のパーゼル（完全に一致した資本）	8.7	10.7	12.6
追加：追加のAPRAのパーゼル の保守的なリスク・アセット方法論			
モーゲージの20%のLGD（デフォルトによる損失）下限およびその他	0.6	0.7	0.7
IRRBB（銀行業の金利リスク）リスク・アセット（APRAの第1の柱のアプローチ）	0.2	0.3	0.4
形式上の完全に一致したパーゼル	9.5	11.7	13.7

注：(1) 2013年1月1日から発行済み既存証券の暫定的処理が適用される予定である。各自己資本に含めることができる最大額は、2012年12月31日時点で発行済みの適格な暫定的Tier 1およびTier 2 証券の額の90%である。上限は2022年1月1日まで各年10%ずつ削減される。

(2) 2012年1月1日より有効なAPRAのパーゼル 枠組みの拡大に適用される市場リスクおよび証券化の追加リスク・アセットを除き、APRAの未公表のパーゼル 流動性改正から生じる潜在的影響を除く。

(3) 適格引当金算定を越える予想損失に関連する繰延税金資産のパーゼル 方法論への一致を含む。

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万ドル)			(%)	
適格資本					
Tier 1					
株主資本および非支配持分	37,954	35,129	34,155	8	11
株主資本への健全性上の調整 表1	(3,479)	(2,637)	(2,840)	32	23
基本的Tier 1資本	34,475	32,492	31,315	6	10
控除 表2	(10,611)	(10,070)	(10,057)	5	6
普通株Tier 1資本	23,864	22,422	21,258	6	12
非革新的Tier 1資本証券 上記表A	5,111	3,751	3,787	36	35
革新的Tier 1資本証券 上記表A	1,641	1,597	1,646	3	0
Tier 1資本	30,616	27,770	26,691	10	15
Tier 2					
上位Tier 2資本 表3	1,228	1,166	1,223	5	0
劣後債券 表4	5,017	6,176	6,619	-19	-24
控除 表2	(3,071)	(3,055)	(3,026)	1	1
Tier 2資本	3,174	4,287	4,816	-26	-34
適格資本合計	33,790	32,057	31,507	5	7
自己資本比率					
					(%)
普通株Tier 1	8.5	8.5	8.0		
Tier 1	10.9	10.5	10.1		
Tier 2	1.2	1.6	1.8		
合計	12.1	12.1	11.9		
リスク・アセット					
					(百万ドル)
表5	279,964	264,236	264,242	6	6

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万ドル)			(%)	
表1：株主株式への健全性上の調整					
OnePath保険契約者に帰属する自己株式	358	359	358	0	0
優先株式資本の再分類	(871)	(871)	(871)	0	0
保険、資産運用ならびに証券化法人および 関連会社の累積留保利益および準備金	(1,686)	(1,274)	(1,312)	32	29
貸付利回りの一部として繰延べられた手数料 を含む繰延手数料収益	414	398	402	4	3
ヘッジ準備金	(169)	(29)	(11)	大	大
売却可能準備金	(126)	(57)	(80)	大	58
未提供配当	(1,999)	(1,662)	(1,895)	20	5
配当再投資制度の増加分	600	499	569	20	5
合計	(3,479)	(2,637)	(2,840)	32	23

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万ドル)			(%)	
表2：Tier 1資本からの控除					
未償却のれんおよびその他無形資産（OnePathオーストラリアおよびニュージーランドを除く）	(3,027)	(2,855)	(2,952)	6	3
OnePathオーストラリアおよびニュージーランドへの投資の無形資産部分 ⁽¹⁾	(2,071)	(2,059)	(2,043)	1	1
資産化されたソフトウェア	(1,490)	(1,263)	(1,127)	18	32
貸付およびリース組成手数料を含む資産化された費用	(688)	(666)	(655)	3	5
適用可能な繰延税金資産（金融資産減損の一般準備金に関連する部分を除く）	(136)	(154)	(235)	-12	-42
自己信用スプレッドの値洗い影響	(128)	(18)	(19)	大	大
小計	(7,540)	(7,015)	(7,031)	7	7
Tier 1からの50%およびTier 2からの50%の控除（%）	総額	50%	50%	50%	
ANZ保険子会社への投資	(399)	(200)	(200)	0	1
資産運用法人への投資	(57)	(29)	(29)	0	-19
OnePathオーストラリアおよびニュージーランドへの投資	(1,813)	(906)	(901)	1	7
その他公認預金預入機関および海外同等機関への投資	(2,302)	(1,151)	(1,162)	-1	16
適格引当金を超える予想損失	(951)	(475)	(473)	0	-15
その他商業業務への投資	(4)	(2)	(8)	-75	-90
その他控除	(617)	(308)	(282)	9	-19
小計	(6,143)	(3,071)	(3,055)	1	1
合計	(10,611)	(10,070)	(10,057)	5	6

表3：上位Tier 2資本

永久劣後債券	962	902	943	7	2
帰属する繰延税金資産を控除した金融資産減損の一般準備金 ⁽²⁾	266	264	280	1	-5
合計	1,228	1,166	1,223	5	0

表4：劣後債券⁽³⁾

自己資本比率計算の目的で、発行劣後債券は満期前の最後4年間にわたり当初額の20%減額され、Tier 1資本の50%に制限されている。

注：(1) 健全性要件に基づいた計算。

(2) バーゼル に基づいて、これは、金融資産減損の一般準備金の剰余金から税金および/または標準化ポートフォリオに帰属する引当金を控除したものからなる。

(3) 健全性基準は受取現金を含めることのみを認め、ヘッジ引当金を引当てないため、健全性の目的では公正価値調整は除外されている。

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万ドル)			(%)	
表5：リスク・アセット					
貸借対照表計上	183,039	175,661	173,035	4	6
コミットメント	43,041	37,619	39,835	14	8
偶発	9,536	9,621	10,084	-1	-5
デリバティブ	13,212	10,345	10,563	28	25
信用リスク合計	248,828	233,246	233,517	7	7
市場リスク - 取引済み	3,046	2,547	5,652	20	-46
市場リスク - IRRBB (銀行業の金利リスク)	8,439	10,112	7,690	-17	10
オペレーショナル・リスク	19,651	18,331	17,383	7	13
リスク・アセット合計	279,964	264,236	264,242	6	6

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万ドル)			(%)	
表6：パーゼル資産クラス別の信用リスク・アセット					
先進的内部格付手法アプローチの対象					
コーポレート	106,120	98,393	101,940	8	4
ソブリン	4,365	3,217	2,720	36	60
銀行	9,456	6,958	6,135	36	54
住宅モーゲージ	41,041	40,126	38,708	2	6
適格リボルビング型リテール (クレジットカード)	7,468	7,552	7,205	-1	4
その他リテール	19,240	18,485	17,899	4	7
先進的内部格付手法アプローチの対象となる信用リスク・アセット	187,690	174,731	174,607	7	7
スロッシング・クライテリアの対象となる特定貸付エクスポージャーの信用リスク	27,757	26,799	26,605	4	4
標準化アプローチの対象					
コーポレート	22,484	20,680	20,560	9	9
住宅モーゲージ	845	406	567	大	49
適格リボルビング型リテール (クレジットカード)	2,344	2,207	2,279	6	3
その他リテール	1,650	1,710	1,396	-4	18
標準化アプローチの対象となる信用リスク・アセット	27,323	25,003	24,802	9	10
証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	1,136	1,209	2,091	-6	-46
エクイティ・エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	1,399	1,635	1,577	-14	-11
その他資産	3,523	3,869	3,835	-9	-8
信用リスク・アセット合計	248,828	233,246	233,517	7	7

	一括引当金		規制上の予想損失	
	現在		現在	
	2011年9月	2010年9月	2011年9月	2010年9月
表7：部門別の一括引当金および規制上の予想損失	(百万ドル)			
オーストラリア	1,062	1,021	1,891	1,749
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	501	519	148	134
法人	1,383	1,342	1,429	1,773
ニュージーランド	456	537	904	1,002
グループ・センター	40	-	-	-
控除：法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	(269)	(270)	(127)	(121)
基本一括引当金および規制上の予想損失	3,173	3,149	4,245	4,537
法定利益と基本利益との調整	3	4	16	18
一括引当金および規制上の予想損失	3,176	3,153	4,261	4,555

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月対 2011年3月	2011年9月対 2010年9月
	(百万ドル)			(%)	
表8：適格引当金を超える予想損失					
バーゼル予想損失					
デフォルト	1,975	2,018	2,225	-2	-11
デフォルトしていない	2,286	2,285	2,330	0	-2
	4,261	4,303	4,555	-1	-6
控除：税引後適格一括引当金					
一括引当金	(3,176)	(3,177)	(3,153)	0	1
適格でない一括引当金	375	271	234	38	60
標準化された一括引当金	340	378	399	-10	-15
繰延税金資産	730	719	725	2	1
	(1,731)	(1,809)	(1,795)	-4	-4
控除：税引後適格個別引当金					
個別引当金	(1,697)	(1,717)	(1,875)	-1	-9
標準化された個別引当金	477	429	458	11	4
先進的デフォルトの一括引当金	(359)	(259)	(224)	39	60
	(1,579)	(1,547)	(1,641)	2	-4
総控除額	951	947	1,119	0	-15
50 / 50控除 (表2 参照)	475	473	559	0	-15

(12) 繰延取得費用および繰延収益

当グループは、利付資産の取得に関連した繰延取得費用を資産としてならびに関連した負債に対する債務に関連した純取得費用を認識している。当グループではまた、オリジネートした金融商品の利回りに不可欠な繰延収益も、増分直接費用を除いて認識している。この収益は繰延べられ、AASB第139号「金融商品：認識および測定」に基づく金融商品の予想耐用年数にわたり純利息収益として認識される。OnePathオーストラリアに関する繰延取得費用は、この分析から除外されている。

繰延取得費用および繰延収益の残高は以下のとおりである。

	繰延取得費用 ⁽¹⁾			繰延収益		
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月	2011年3月	2010年9月
	(百万ドル)					
オーストラリア	597	583	556	86	95	109
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	-	-	1	86	57	51
法人	-	-	-	284	261	252
ニュージーランド	32	32	42	28	27	25
グループ・センター	59	51	56	-	-	-
控除：法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	-	-	-	(70)	(42)	(35)
合計	688	666	655	414	398	402

注：(1) 繰延取得費用に含まれるのは、オーストラリアおよびニュージーランドにおいて資産化、償却された仲介手数料額である。繰延取得費用には、資産化された借入による資金調達費用も含まれる。

繰延取得費用分析：

	2011年9月終了年度		2010年9月終了年度	
	償却費用	資産化費用 ⁽¹⁾	償却費用	資産化費用 ⁽¹⁾
	(百万ドル)			
オーストラリア	314	355	278	340
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	1	-	2	-
法人	-	-	-	-
ニュージーランド	31	21	40	18
グループ・センター	19	25	15	29
控除：法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	-	-	-	-
合計	365	401	335	387

注：(1) 当該年度中の資産化費用は、長期分割仲介手数料を除く。

(13) ソフトウェアの資産化

2011年9月30日の当グループの無形資産には、ソフトウェアの取得および開発の際に発生した費用に関連する15億7,200万ドルが含まれている。詳細は下表のとおりである。

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)
期首残高	1,349	1,217	11	1,217	849	43
当期中に資産化されたソフトウェア	368	277	33	645	532	9
当期償却費	(127)	(122)	4	(249)	(207)	20
ソフトウェア減損/償却費	(21)	(23)	-9	(44)	(17)	大
外国為替差異	3	-	該当なし	3	-	該当なし
ソフトウェアの資産化合計	1,572	1,349	17	1,572	1,217	29
控除：資本計算から除外された資産化されたソフトウェア	(82)	(86)	-5	(82)	60	-9
Tier 1資本からの控除に従った資産化されたソフトウェア	1,490	1,263	18	1,490	1,217	32

[前へ](#) [次へ](#)

B. セグメント別業績検討

(1)セグメント別業績

当グループは、オーストラリア、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ（APEA）、法人ならびにニュージーランドを主要営業部門とする部門構造で営業を行う。当グループは、法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカをマトリックス構造で運営する。従って、以下の部門分析はマトリックスの報告構造を反映する。

2011年9月終了年度

	オーストラリア	アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	法人	ニュージーランド	グループ・センター	控除：法人APEA	当グループ合計
	(百万ドル)						
純利息収益	5,821	1,130	3,092	1,693	381	(636)	11,481
その他外部営業利益	2,358	1,364	1,814	466	(35)	(636)	5,331
営業利益	8,179	2,494	4,906	2,159	346	(1,272)	16,812
営業費用	(3,506)	(1,488)	(2,001)	(1,015)	(388)	680	(7,718)
貸倒引当金および法人税							
控除前利益	4,673	1,006	2,905	1,144	(42)	(592)	9,094
貸倒引当金	(711)	(110)	(258)	(166)	(40)	74	(1,211)
税引前利益	3,962	896	2,647	978	(82)	(518)	7,883
法人税	(1,185)	(166)	(750)	(286)	46	119	(2,222)
非支配持分	-	(9)	(2)	-	-	2	(9)
形式上の利益	2,777	721	1,895	692	(36)	(397)	5,652
外国為替調整	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
形式上の調整	-	-	-	-	-	-	-
基本利益	2,777	721	1,895	692	(36)	(397)	5,652

2010年9月終了年度

	オーストラリア	アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	法人	ニュージーランド	グループ・センター	控除：法人 APEA	当グループ合計
				(百万ドル)			
純利息収益	5,426	1,010	3,178	1,579	219	(543)	10,869
その他外部営業利益	2,366	1,103	1,684	472	(48)	(472)	5,105
営業利益	7,792	2,113	4,862	2,051	171	(1,015)	15,974
営業費用	(3,361)	(1,224)	(1,717)	(1,035)	(302)	507	(7,132)
貸倒引当金および法人税							
控除前利益	4,431	889	3,145	1,016	(131)	(508)	8,842
貸倒引当金	(598)	(177)	(742)	(395)	(10)	77	(1,845)
税引前利益	3,833	712	2,403	621	(141)	(431)	6,997
法人税	(1,116)	(83)	(670)	(172)	(23)	87	(1,977)
非支配持分	-	(6)	-	-	-	-	(6)
形式上の利益	2,717	623	1,733	449	(164)	(344)	5,014
外国為替調整	-	62	49	16	(36)	(39)	52
形式上の調整	(43)	(9)	(4)	(2)	13	4	(41)
基本利益	2,674	676	1,778	463	(187)	(379)	5,025

2011年9月終了年度対2010年9月終了年度

	オーストラリア	アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	法人	ニュージーランド	グループ・センター	控除：法人 APEA	当グループ合計
				(%)			
純利息収益	7	12	-3	7	74	17	6
その他外部営業利益	0	24	8	-1	-27	35	4
営業利益	5	18	1	5	大	25	5
営業費用	4	22	17	-2	28	34	8
貸倒引当金および法人税							
控除前利益	5	13	-8	13	-68	17	3
貸倒引当金	19	-38	-65	-58	大	-4	-34
税引前利益	3	26	10	57	-42	20	13
法人税	6	100	12	66	大	37	12
非支配持分	該当なし	50	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	50
形式上の利益	2	16	9	54	-78	15	13
外国為替調整	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
形式上の調整	-100	-100	-100	-100	-100	-100	-100
基本利益	4	7	7	49	-81	5	12

(2)オーストラリア

オーストラリア部門はリテール、商業および富裕層セグメントから構成される。リテールはリテール販売およびリテール商品を含む。商業には、Esanda、地方商業銀行業、企業銀行業および小企業銀行業を含む。富裕層は、ANZプライベートおよびOnePath(ワンパス)オーストラリアを含む。

2010年度との比較のために、表示の業績はOnePathオーストラリアの通年の所有を想定した形式上の業績である。

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率 (%)	2011年9月 終了	2010年9月 終了	増減率 (%)
	(百万ドル)			(百万ドル)		
純利息収益	2,948	2,873	3	5,821	5,426	7
その他外部営業利益	1,173	1,185	-1	2,358	2,366	0
営業利益	4,121	4,058	2	8,179	7,792	5
営業費用	(1,760)	(1,746)	1	(3,506)	(3,361)	4
貸倒引当金および法人税控除前						
利益	2,361	2,312	2	4,673	4,431	5
貸倒引当金	(297)	(414)	-28	(711)	(598)	19
税引前利益	2,064	1,898	9	3,962	3,833	3
法人税	(619)	(566)	9	(1,185)	(1,116)	6
形式上の利益	1,445	1,332	8	2,777	2,717	2
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(43)	-100
基本利益	1,445	1,332	8	2,777	2,674	4

構成：

リテール	754	713	6	1,467	1,385	6
商業	531	434	22	965	920	5
富裕層	159	186	-15	345	412	-16
その他	1	(1)	大	-	-	該当なし
形式上の利益	1,445	1,332	8	2,777	2,717	2

貸借対照表

正味貸付金および前渡金（支払 承諾見返を含む）	231,155	224,930	3	231,155	217,952	6
その他外部資産	41,176	43,822	-6	41,176	43,041	-4
外部資産	272,331	268,752	1	272,331	260,993	4
預金およびその他借入金	128,490	121,096	6	128,490	112,540	14
その他外部負債	46,625	50,114	-7	46,625	48,785	-4
外部負債	175,115	171,210	2	175,115	161,325	9
リスク・アセット	84,295	83,242	1	84,295	81,406	4
平均正味貸付金および前渡金 （支払承諾見返を含む）	227,715	221,769	3	224,750	206,413	9
平均預金およびその他借入金	124,553	117,022	6	120,798	107,553	12

比率

平均資産利益率（％）	1.06	1.01		1.04	1.10	
純平均預貸利鞘（％）	2.56	2.58		2.57	2.59	
営業利益に対する営業費用（形 式上）（％）	42.7	43.0		42.9	43.1	
営業利益に対する営業費用 （％）	42.7	43.0		42.9	42.8	
平均資産に対する営業費用 （％）	1.29	1.32		1.31	1.34	
個別引当金繰入額	371	298	24	669	579	16
平均正味貸付金に対する個別 引当金繰入額の割合（％）	0.32	0.27		0.30	0.28	
一括引当金繰入額（戻入れ）	(74)	116	大	42	4	大
平均正味貸付金に対する一括 引当金繰入額（戻入れ）の割 合（％）	(0.06)	0.10		0.02	0.00	
不良資産純額	660	616	7	660	562	17
正味貸付金に対する不良資産 純額の割合（％）	0.29	0.27		0.29	0.26	
従業員合計	17,768	17,630	1	17,768	17,348	2

[前△](#) [次△](#)

(a) オーストラリア

2011年9月終了年度対2010年9月終了年度

形式上の利益は、貸倒引当金および法人税控除前利益の5%増により、2%増加した。

純利息収益は、平均預金の12%増ならびに平均正味貸付金および前渡金（支払承諾を含む）の9%増の好調な成長により牽引され、7%の増加であった。純預貸利鞘は2ベース・ポイント減少した。

平均正味貸付金および前渡金の成長は、モーゲージにおけるシステムの成長を上回る成長が、企業銀行業および小企業銀行業両方のポートフォリオの2桁成長と合わさり促進された。リテールおよび商業の預金ポートフォリオの確実な貢献もあり、預金の伸びは非常に好調であった。

純預貸利鞘は、預金についての競争的な価格設定が続き、かつ預金商品の構成がより価格条件の高い預金およびオンライン口座へ移行した影響が資産価格の見直しによる利益を上回ったことにより、本年度中2ベース・ポイント低下した。

その他外部営業利益は、リテールにおける、特例手数料および繰延ローン開始手数料を除去した悪影響が、残高増による増加によりほぼ相殺されたため、前年並みであった。

営業費用は、主にインフレの影響、年次昇給、フルタイム従業員数の増加およびプロジェクトに関連した支出により、4%増加した。

貸倒引当金は本年度中19%増加した。クイーンズランド州南西部は、特に全国平均よりも高い失業率に苦しんでおり、これに豪ドル高による観光への悪影響および本年初めの洪水が加わった。個別引当金は悪化する経済状態の結果顧客にかかるストレスを反映して16%増加した。一括引当金繰入額の、対前年比3,800万ドルの増加は、リテールのポートフォリオの伸びおよび不履行率の上昇傾向、洪水引当金および前年度の戻入れによりもたらされた。不良資産純額は、正味貸付金の0.26%から0.29%へと増加した。

事業セグメント

	中間期			年度		
	2011年9月 (百万ドル)	2011年3月 (百万ドル)	増減率 (%)	2011年 9月終了 (百万ドル)	2010年 9月終了 (百万ドル)	増減率 (%)
リテール						
純利息収益	1,753	1,723	2	3,476	3,203	9
その他外部営業利益	507	482	5	989	1,020	-3
営業利益	2,260	2,205	2	4,465	4,223	6
営業費用	(987)	(967)	2	(1,954)	(1,882)	4
貸倒引当金および法人税控除 前利益	1,273	1,238	3	2,511	2,341	7
貸倒引当金	(195)	(224)	-13	(419)	(361)	16
税引前利益	1,078	1,014	6	2,092	1,980	6
法人税	(324)	(301)	8	(625)	(595)	5
形式上の利益	754	713	6	1,467	1,385	6
形式上の調整	-	-	該当なし	-	-	該当なし
基本利益	754	713	6	1,467	1,385	6
リスク・アセット	43,829	43,489	1	43,829	41,444	6

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率 (%)	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率 (%)
	(百万ドル)			(百万ドル)		
商業						
純利息収益	1,160	1,115	4	2,275	2,130	7
その他外部営業利益	139	134	4	273	274	0
営業利益	1,299	1,249	4	2,548	2,404	6
営業費用	(430)	(438)	-2	(868)	(818)	6
貸倒引当金および法人税控除						
前利益	869	811	7	1,680	1,586	6
貸倒引当金	(108)	(192)	-44	(300)	(274)	9
税引前利益	761	619	23	1,380	1,312	5
法人税	(230)	(185)	24	(415)	(392)	6
形式上の利益	531	434	22	965	920	5
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(8)	-100
基本利益	531	434	22	965	912	6
リスク・アセット	37,878	36,722	3	37,878	36,472	4

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率 (%)	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率 (%)
	(百万ドル)			(百万ドル)		
富裕層						
純利息収益	29	28	4	57	66	-14
その他外部営業利益	528	569	-7	1,097	1,093	0
営業利益	557	597	-7	1,154	1,159	0
営業費用	(337)	(335)	1	(672)	(655)	3
貸倒引当金および法人税控除						
前利益	220	262	-16	482	504	-4
貸倒引当金	6	2	大	8	37	-78
税引前利益	226	264	-14	490	541	-9
法人税	(67)	(78)	-14	(145)	(129)	12
形式上の利益	159	186	-15	345	412	-16
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(35)	-100
基本利益	159	186	-15	345	377	-8
リスク・アセット	2,154	2,465	-13	2,154	3,146	-32

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率 (%)	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率 (%)
	(百万ドル)			(百万ドル)		
個別引当金繰入額						
リテール	204	169	21	373	338	10
モーゲージ	23	5	大	28	21	33
消費者カードおよび無担保貸 付	165	147	12	312	287	9
預金	9	7	29	16	17	-6
その他	7	10	-30	17	13	31
商業	169	129	31	298	265	12
Esanda	39	42	-7	81	96	-16
地方商業銀行業	70	50	40	120	79	52
企業銀行業	32	16	100	48	41	17
小企業銀行業	28	21	33	49	49	0
富裕層	(2)	-	該当なし	(2)	(9)	-78
形式上の個別引当金繰入額	371	298	24	669	594	13
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(15)	-100
基本個別引当金繰入額	371	298	24	669	579	16

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率 (%)	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率 (%)
	(百万ドル)			(百万ドル)		
一括引当金繰入額						
リテール	(9)	55	大	46	23	100
モーゲージ	2	10	-80	12	23	-48
消費者カードおよび無担保貸 付	2	21	-90	23	(3)	大
預金	(1)	-	該当なし	(1)	2	大
その他	(12)	24	大	12	1	大
商業	(61)	63	大	2	9	-78
Esanda	(11)	(3)	大	(14)	(8)	75
地方商業銀行業	2	(9)	大	(7)	13	大
企業銀行業	(39)	4	大	(35)	(13)	大
小企業銀行業	1	4	-75	5	18	-72
その他	(14)	67	大	53	(1)	大
富裕層	(4)	(2)	100	(6)	(28)	-79
形式上の一括引当金繰入額	(74)	116	大	42	4	大
形式上の調整	-	-	該当なし	-	-	該当なし
基本一括引当金繰入額	(74)	116	大	42	4	大

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万ドル)			(%)	
正味貸付金および前渡金（支払承諾を含む）					
リテール	180,711	175,878	169,322	3	7
モーゲージ	169,924	165,177	158,973	3	7
消費者カードおよび無担保貸付	10,192	10,162	9,808	0	4
その他	595	539	541	10	10
商業	47,835	46,196	45,720	4	5
Esanda	14,481	14,319	14,269	1	1
地方商業銀行業	13,575	13,071	13,520	4	0
企業銀行業	16,158	15,547	14,658	4	10
小企業銀行業	3,675	3,376	3,272	9	12
その他	(54)	(117)	1	-54	大
富裕層	2,609	2,856	2,910	-9	-10
基本正味貸付金および前渡金（支払承諾を含む）	231,155	224,930	217,952	3	6

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万ドル)			(%)	
顧客預金					
リテール	87,275	82,422	77,292	6	13
モーゲージ	11,279	10,754	10,374	5	9
消費者カードおよび無担保貸付	268	248	253	8	6
預金	75,619	71,515	66,773	6	13
その他	109	(95)	(108)	大	大
商業	39,694	37,199	33,677	7	18
Esanda	203	314	496	-35	-59
地方商業銀行業	10,776	10,316	9,194	4	17
企業銀行業	13,846	13,233	11,838	5	17
小企業銀行業	14,869	13,336	12,149	11	22
富裕層	1,521	1,286	1,279	18	19
基本顧客預金	128,490	120,907	112,248	6	14

[前へ](#) [次へ](#)

(b) 富裕層

比較の目的で、以下に示した数字に含まれるOnePathオーストラリアの財務実績は、すべての報告期間について独立採算で100%所有に基づいている。いくつかの前年の比較数値は、当年度の表示にあわせるよう再分類されている。

	中間期			年度		
	2011年 9月	2011年 3月	増減率 (%)	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率 (%)
	(百万ドル)			(百万ドル)		
純利息収益	29	28	4	57	66	-14
その他営業利益	46	56	-18	102	121	-16
資産運用および保険純利益	482	513	-6	995	972	2
営業利益	557	597	-7	1,154	1,159	0
営業費用	(337)	(335)	1	(672)	(655)	3
貸倒引当金および法人税控除 前利益	220	262	-16	482	504	-4
貸倒引当金	6	2	大	8	37	-78
税引前利益	226	264	-14	490	541	-9
法人税	(67)	(78)	-14	(145)	(129)	12
税引後利益	159	186	-15	345	412	-16
OnePath連結 ⁽¹⁾	145	166	-13	311	325	-4
ANZプライベート&その他富裕 層 ⁽²⁾	9	20	-55	29	58	-50
ホールセール遺産(不良債 権)	5	-	該当なし	5	29	-83
税引後利益	159	186	-15	345	412	-16

注：(1) OnePath連結にはOnePathグループ、ANZファイナンシャル・プランニング&ANZ損害保険を含む。

(2) ANZプライベート&その他富裕層には、プライベート・バンク、ANZトラスティー、投資貸付およびE*TRADEおよびその他富裕層(ホールセール遺産(不良債権)を除く)を含む。

	中間期			年度		
	2011年 9月 (4)	2011年 3月	増減率 (%)	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率 (%)
	(百万ドル)			(百万ドル)		
資産運用および保険純利益						
資産運用純利益	189	195	-3	384	403	-5
保険純利益	148	204	-27	352	369	-5
助言純利益	80	56	43	136	116	17
資本投資利益 ⁽³⁾	65	58	12	123	84	46
合計	482	513	-6	995	972	2

注：(3) 株主資産に対する利回り、利息およびインフレ率のリスクおよび年金準備金への影響ならびに資本保証準備金の値洗いによる増減を含む。

(4) 2011年4月1日から、営業利益および営業費用に報告される一定の費用の分類が、ANZの方針に合わせるための見直しを経て変更された。仮に修正表示が2009年10月1日に行われていた場合、修正表示は2011年3月中間期および2011年9月終了年度の個別の利益項目に、以下のように影響を与えていたであろう：2011年3月中間期および2011年9月終了年度：資産運用純利益+400万ドル、保険純利益-900万ドル、助言純利益+2,300万ドル、資本投資利益+200万ドル、2010年9月終了年度：資産運用純利益+900万ドル、保険純利益-3,200万ドル、助言純利益+4,000万ドル、資本投資利益+300万ドル。

	中間期			年度		
	2011年 9月 (7)	2011年 3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)
保険純利益						
予定期間：						
グループおよび個別	166	176	-6	342	327	5
損害保険	15	17	-12	32	28	14
経験利益 ⁽⁵⁾	(36)	11	大	(25)	19	大
仮定変更 ⁽⁶⁾	3	-	該当なし	3	(5)	大
合計	148	204	-27	352	369	-5

注：(5) 経験利益変動とは、グループ、個別および損害保険事業について、予定と異なる実際の経験から生ずる利益または損失である。

(6) 仮定変更とは、評価方法や最良の推定値の変更により生じた利益または損失である。

(7) 2011年4月1日から、営業利益および営業費用に報告される一定の費用の分類が、ANZの方針に合わせるための見直しを経て変更された。仮に修正表示が2009年10月1日に行われていた場合、修正表示は2011年3月中間期および2011年9月終了年度の個別の利益項目に、以下のように影響を与えていたであろう：2011年3月中間期および2011年9月終了年度：グループおよび個別予定期間 - 800万ドル、損害保険予定期間 - 100万ドル；2010年9月終了年度：グループおよび個別予定期間 - 2,800万ドル、損害保険予定期間 - 400万ドル。

	中間期			年度		
	2011年 9月 (8)	2011年 3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)
営業費用						
OnePath連結	(256)	(259)	-1	(515)	(519)	-1
ANZプライベート&その他富裕層	(81)	(76)	7	(157)	(136)	15
合計	(337)	(335)	1	(672)	(655)	3

注：(8) 2011年4月1日から、営業利益および営業費用に報告される一定の費用の分類が、ANZの方針に合わせるための見直しを経て変更された。仮に修正表示が2009年10月1日に行われていた場合、修正表示は2011年3月中間期、2011年9月終了年度および2010年9月終了年度に、2,000万ドル増加の影響を与えていたであろう。

	中間期		年度	
	2011年 9月	2011年 3月	2011年 9月終了	2010年 9月終了
	(%)			
業績測定				
コスト収益率 ⁽⁹⁾	60.7	56.1	58.3	56.6
営業費用対平均運用資産	0.6	0.6	0.6	0.6
保険費用対有効保険料	8.7	11.9	10.0	13.1
リテール保険失効率	13.3	12.1	12.7	12.3

注：(9) コスト収益率は、営業費用 / 営業利益である。

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万ドル)			(%)	
運用資産					
運用資産 - 平均	43,127	44,974	44,550	-4	-3
運用資産 - 期末	40,798	45,456	44,493	-10	-8
構成：					
オーストラリア株式	12,675	16,127	15,235	-21	-17
世界の株式	5,993	7,124	7,036	-16	-15
現金および固定利息	17,110	16,357	16,658	5	3
不動産およびインフラストラクチャー	2,516	2,936	2,782	-14	-10
ANZトラスティー	2,504	2,912	2,782	-14	-10
合計	40,798	45,456	44,493	-10	-8

	2011年9月 終了年度	流入 フロー	流出 フロー	その他 フロー ⁽¹⁰⁾	2010年9月 終了年度
	(百万ドル)				(百万ドル)
富裕層資産運用のキャッシュ・フロー					
ワンアンサー (OneAnswer)	15,192	2,152	(3,113)	(646)	16,799
その他個人投資	4,888	286	(800)	(240)	5,642
メザニン	1,096	120	(396)	(28)	1,400
Employer Super	11,925	1,755	(1,290)	(780)	12,240
オアシス (Oasis)	5,193	780	(883)	(334)	5,630
ANZトラスティー	2,504	449	(504)	(223)	2,782
合計	40,798	5,542	(6,986)	(2,251)	44,493

注：(10) その他フローは、税引後投資利益、手数料および分配を含む。

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万ドル)			(%)	
保険年間有効保険料					
グループ	502	462	452	9	11
個別	749	704	653	6	15
損害保険	311	302	295	3	5
合計	1,562	1,468	1,400	6	12

	2011年 9月			2010年 9月
	終了年度末現在	新規	失効	終了年度末現在
	(百万ドル)			
保険キャッシュ・フロー				
グループ	502	66	(16)	452
個別	749	163	(67)	653
損害保険	311	85	(69)	295
合計	1,562	314	(152)	1,400

	現在			増減率	
	2011年 9月	2011年 3月	2010年 9月	2011年 9月 対 2011年 3月	2011年 9月 対 2010年 9月
	(百万ドル)			(%)	
提携アドバイザー数					
グループおよび提携ファイナンシャル・プランナー ⁽¹¹⁾	2,021	2,131	2,134	-5	-5

注：(11) OnePathオーストラリアにより完全もしくは一部支配されているディーラー・グループの認定代表、ならびにANZグループのファイナンシャル・プランナーを含む。

	(百万ドル)
潜在価値および新規事業価値 (OnePathのみ)⁽¹²⁾	
2010年 9月末現在の潜在価値	3,411
ANZへ振替済みの税控除残高の価値 ⁽¹³⁾	(139)
2010年 9月末現在の修正済み潜在価値	3,272
新規事業価値 ⁽¹⁴⁾	155
予想利回り ⁽¹⁵⁾	361
経験からのずれおよび仮定変更 ⁽¹⁶⁾	(175)
経済的仮定の変更および正味振替前の潜在価値小計	3,613
経済的仮定の変更 ⁽¹⁷⁾	84
正味振替 ⁽¹⁸⁾	(355)
2011年 9月末現在の潜在価値	3,342

注：(12) 潜在価値は、評価日現在の保有事業から生ずる将来利益および資本の取崩しの現在価値、ならびに調整済み純資産を表す。額面価値の70%で含まれる税控除とともに最良の見積りの仮定を用いて決定される。予想キャッシュ・フローは資本資産評価モデルのリスク割引率(9.25%から10.75%)を用いて割引かれている。

(13) OnePathの法人税に関する事項は現在ANZグループのレベルで連結されているため、税控除残高の価値は、ANZへ振替えられた。

(14) 新規事業価値とは、将来の利益の現在価値から本年度中に計上された新規事業により発生する資本コストを差引いたものである。

(15) 予想利回りは本年度中の予想価値上昇を表す。

(16) 経験からのずれおよび仮定変更は、前年度の潜在価値の基礎となる最良の見積りの仮定からのずれおよび変更により生ずる。マイナスの動きは、主として継続的な管理費用の仮定の上昇および不利な市場動向の結果運用資産が減少することによるものである。

(17) リスク割引率は、過去12か月間を通じて75-100ベース・ポイント低下しており、潜在価値にプラスの影響を与えている。

(18) 正味振替は、支払済み現金配当(2億7,400万ドル)および振替済み税控除(8,100万ドル)を含む、本年度中の資本の純増減を示す。

	現在	
	2011年9月	2010年9月
	(百万ドル)	
OnePathのみ		
資本種類別資本資源合計		
株式	1,914	1,772
準備金	11	(35)
留保利益 ⁽¹⁹⁾	530	698
外部株主持分	7	-
OnePathオーストラリアの株主資本合計	2,462	2,435
無担保貸付	432	432
OnePathオーストラリアの資本資源合計	2,894	2,867
資産種類別資本資源合計		
オーストラリア株式	-	39
国際固定金利	125	117
オーストラリア固定金利	181	337
現金	1,413	1,125
OnePathオーストラリア株主資金合計	1,719	1,618
その他(無形資産を含む) ⁽²⁰⁾	1,175	1,249
OnePathオーストラリアの資本資源合計	2,894	2,867

注：(19) 2010年9月には、OnePathオーストラリアの100%取得から生じるプッシュダウンによる配分コストの税調整の影響を含む。

(20) 無形資産にはのれん、繰延取得費用、資産計上したソフトウェアを含む。

2011年9月終了年度対2010年9月終了年度

富裕層の税引後純利益は、変動の激しい市況および悲観的な投資家感情が取引高および利鞘の圧縮に悪影響を与えた結果、6,700万ドル(16%)減少した。さらに、業績は2011年の壊滅的な気象事象、戦略的プロジェクトへの投資水準の増加、および2010年度の資産評価額が2009年度の水準より回復したことを受けて貸倒引当金が正常化したことにより影響を受けた。

純利息収益は、ホールセール遺産(不良債権)貸付の返済にANZプライベートおよびその他富裕層の資金調達コスト上昇が加わり、減少した。

その他営業利益は、取引高にマイナスの影響を与えた下半期の投資家感情の悪化が主な要因となり、さらにE*TRADEの1回限りの減損計上もあり、1,900万ドル(16%)減少した。

資産運用純利益は、利鞘の縮小、悲観的な投資家感情および平均運用資産の減少の組み合わせにより、5%の減少であった。

保険事業からの利益は、すべてのリテール・セグメント全体の継続的な成長を反映した。しかし損害保険請求額は2011年9月終了年度中の壊滅的な気象事象のために、上昇した。上記の表(資産運用および保険純利益)の注(4)に注記した費用の再分類を除くと、助言純利益は2010年度と比較して2011年は微増であった。

資本投資利益は、主に2010年9月終了年度中の世界金融危機の影響から回復したことを主因として、増加した。

営業費用は、戦略的プロジェクトへの投資水準の増加およびソフトウェアの減損に関する1回限りの計上、統合による利益および裁量的支出の厳密な管理により一部相殺されて、1,700万ドル(3%)の増加となった。

貸倒引当金の取崩しは、2010年度中の遺産(不良債権)であるホールセール株式担保貸付金に関する資産評価が改善したことにより、2010年には著しく増加したが、貸倒引当費用は2,900万ドル(78%)の減少となった。

法人税および関連実効税率は、2011年9月終了年度において前年より増加した。これは、2010年9月終了年度において1回限りの税額控除により恩恵を受けたためである。

(3) アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ

アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門は、アジア太平洋地域の顧客向けのリテールおよび小企業銀行業サービスならびに投資および保険の商品およびサービスを提供する「リテール」、アジアにおける戦略パートナーシップのポートフォリオである「アジア・パートナーシップ」、ならびに法人顧客にあらゆる種類の金融サービスを提供する「法人」を含む。

以下の表はアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門に関する米ドル建ての業績を示している。

豪ドル建ての業績は、下記D(9)に示す。

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万米ドル)			(百万米ドル)		
			(%)			(%)
純利息収益	600	558	8	1,158	1,008	15
その他外部営業利益	686	712	-4	1,398	1,083	29
営業利益	1,286	1,270	1	2,556	2,091	22
営業費用	(795)	(731)	9	(1,526)	(1,212)	26
貸倒引当金および法人税控除 前利益	491	539	-9	1,030	879	17
貸倒引当金	(70)	(43)	63	(113)	(174)	-35
税引前利益	421	496	-15	917	705	30
法人税	(64)	(105)	-39	(169)	(82)	大
非支配持分	(4)	(5)	-20	(9)	(6)	50
形式上の利益	353	386	-9	739	617	20
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(9)	-100
基本利益	353	386	-9	739	608	22

構成：

リテール	56	64	-13	120	34	大
アジア・パートナーシップ	173	146	18	319	306	4
法人	174	233	-25	407	345	18
オペレーション&サポート	(50)	(57)	-12	(107)	(68)	57
形式上の利益	353	386	-9	739	617	20

貸借対照表

正味貸付金および前渡金（支払 承諾見返を含む）	37,736	31,976	18	37,736	26,218	44
その他外部資産	48,002	34,938	37	48,002	30,553	57
外部資産	85,738	66,914	28	85,738	56,771	51
顧客預金	63,080	54,552	16	63,080	45,057	40
その他預金および借入金	7,273	5,343	36	7,273	7,325	-1
預金およびその他借入金	70,353	59,895	17	70,353	52,382	34
その他外部負債	20,173	15,461	30	20,173	12,281	64
外部負債	90,526	75,356	20	90,526	64,663	40
リスク・アセット	55,695	49,128	13	55,695	41,783	33
平均正味貸付金および前渡金 （支払承諾見返を含む）	36,173	29,313	23	32,752	21,015	56
平均預金およびその他借入金	67,075	56,944	18	62,023	46,559	33

比率

平均資産利益率（％）	0.79	1.03		0.90	1.03	
純平均預貸利鞘（％）	1.52	1.74		1.62	1.68	
純平均預貸利鞘（グローバル・ マーケットを除く）（％）	2.59	2.95		2.76	3.01	
営業利益に対する営業費用（形 式上）（％）	61.8	57.6		59.7	58.0	
営業利益に対する営業費用 （％）	61.8	57.6		59.7	55.2	
平均資産に対する営業費用 （％）	1.78	1.95		1.86	1.73	
個別引当金繰入額	81	51	59	132	138	-4
平均正味貸付金に対する個別引 当金繰入額の割合（％）	0.45	0.35		0.40	0.65	
一括引当金繰入額（戻入れ）	(11)	(8)	38	(19)	1	大
平均正味貸付金に対する一括引 当金繰入額（戻入れ）の割合 （％）	(0.06)	(0.05)		(0.06)	0.00	
不良資産純額	276	283	-2	276	258	7
正味貸付金に対する不良資産純 額の割合（％）	0.73	0.89		0.73	0.98	
従業員総数	10,650	10,718	-1	10,650	10,332	3

以下の説明は米ドル建の業績によるものである。

2011年9月終了年度対2010年9月終了年度

2011年9月中間期においてグローバル・マーケットのトレーディング利益が減少したにも関わらず、リテールおよび法人事業双方の堅実な利益増により、利益は形式ベースで20%増加した。当グループは、2010年3月中間期にフィリピン、ベトナムおよび香港における、また2010年9月中間期に台湾、シンガポールおよびインドネシアにおける、RBS事業の買収を完了した。2011年3月中間期におけるSaigon Thuong Tin 商業株式銀行（サコムバンク）の投資の帳簿価額に関する減損の計上、および2010年のサイゴン証券会社（SSI）の減損計上の戻入れのプラスの影響にもかかわらず、アジア・パートナーシップによる利益への貢献は安定していた。

業績に影響を与えた主要な要因としては、以下のとおりである。

- ・ 堅調な貸借対照表の成長が、2010年度と比較して純利息収益の15%増加に貢献した。
- ・ その他外部営業利益は29%の成長であった。これは主にグローバル・マーケットの手数料およびその他利益の増加、台湾におけるクレジット・カード・ローンのポートフォリオの売却益、ならびにアジア・パートナーシップからの利益増による。
- ・ 営業費用の26%増は、地域の収入を生み出すスタッフおよびサポート能力の構築により生じた。
- ・ 貸倒引当金繰入額は35%減少した。個別貸倒引当金繰入額は2011年度は4%減少した。これは、アジア（特に台湾）におけるリテール事業で主に達成された回収の増加によるもので、法人ポジションの一定の遺産（不良債権）に関連する繰入額の増加により部分的に相殺された。一括引当金繰入額は、大手法人顧客数社の格付けの引上げ、および以前はRBSが所有したポートフォリオの積極的なリスク排除から生ずる取崩しにより、減少した。
- ・ 取引高は堅調であるが、本年度下半期に明らかとなった競合他社の価格設定から生ずる利鞘の圧縮があった。
- ・ 正味貸付金および前渡金（支払承諾を含む）は44%増加した。すべての事業ラインが、好調なフランチャイズの勢いを反映して、貸付金および預金を増加させた。

事業セグメント

以下の表は米ドル建の業績を示す。

	中間期			年度		
	2011年9月 (百万米ドル)	2011年3月	増減率 (%)	2011年 9月終了 (百万米ドル)	2010年 9月終了	増減率 (%)
リテール						
純利息収益	296	281	5	577	517	12
その他外部営業利益	177	176	1	353	269	31
営業利益	473	457	4	930	786	18
営業費用	(378)	(356)	6	(734)	(636)	15
貸倒引当金および法人税控除						
前利益	95	101	-6	196	150	31
貸倒引当金	(21)	(16)	31	(37)	(91)	-59
税引前利益	74	85	-13	159	59	大
法人税	(18)	(20)	-10	(38)	(22)	73
非支配持分	-	(1)	-100	(1)	(3)	-67
形式上の利益	56	64	-13	120	34	大
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(5)	-100
基本利益	56	64	-13	120	29	大
リスク・アセット	11,266	10,252	10	11,277	8,461	33

アジア・パートナーシップ

純利息収益	(36)	(34)	6	(70)	(55)	27
その他外部営業利益	200	191	5	391	353	11
営業利益	164	157	4	321	298	8
営業費用	(4)	(4)	0	(8)	(4)	100
貸倒引当金および法人税控除						
前利益	160	153	5	313	294	6
税引前利益	160	153	5	313	294	6
法人税	13	(7)	大	6	12	-50
非支配持分	-	-	該当なし	-	-	該当なし
形式上の利益	173	146	18	319	306	4
形式上の調整	-	-	該当なし	-	-	該当なし
基本利益	173	146	18	319	306	4
リスク・アセット	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

法人

純利息収益	342	310	10	652	545	20
その他外部営業利益	305	347	-12	652	469	39
営業利益	647	657	-2	1,304	1,014	29
営業費用	(381)	(317)	20	(698)	(507)	38
貸倒引当金および法人税控除						
前利益	266	340	-22	606	507	20
貸倒引当金	(49)	(27)	81	(76)	(77)	-1
税引前利益	217	313	-31	530	430	23
法人税	(43)	(78)	-45	(121)	(85)	42
非支配持分	-	(2)	-100	(2)	-	該当なし
形式上の利益	174	233	-25	407	345	18
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(4)	-100
基本利益	174	233	-25	407	341	19
リスク・アセット	42,616	38,640	10	42,616	33,109	29

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率 (%)	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率 (%)
	(百万米ドル)			(百万米ドル)		
個別引当金繰入額						
リテール	33	24	38	57	87	-34
アジア	27	20	35	47	74	-36
太平洋	6	4	50	10	13	-23
法人	48	27	78	75	77	-3
トランザクション・バンキング						
グ	40	15	大	55	23	大
グローバル・ローンズ	(13)	(5)	大	(18)	28	大
グローバル・マーケット	22	16	38	38	19	100
その他	(1)	1	大	-	7	-100
形式上の個別引当金繰入額	81	51	59	132	164	-20
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(26)	-100
基本個別引当金繰入額	81	51	59	132	138	-4

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率 (%)	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率 (%)
	(百万米ドル)			(百万米ドル)		
一括引当金繰入額						
リテール	(12)	(8)	50	(20)	4	大
アジア	(12)	(6)	100	(18)	8	大
太平洋	-	(2)	-100	(2)	(4)	-50
法人	1	-	該当なし	1	-	該当なし
トランザクション・バンキング						
グ	(4)	9	大	5	3	67
グローバル・ローンズ	6	(6)	大	-	-	該当なし
グローバル・マーケット	(2)	(2)	0	(4)	(3)	33
その他	1	(1)	大	-	-	該当なし
オペレーション&サポート	-	-	該当なし	-	6	-100
形式上の一括引当金繰入額	(11)	(8)	38	(19)	10	大
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(9)	-100
基本一括引当金繰入額	(11)	(8)	38	(19)	1	大

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万米ドル)			(%)	
正味貸付金および前渡金(支払承諾を含む)					
リテール	6,663	5,841	5,402	14	23
アジア	4,323	3,668	3,274	18	32
太平洋	2,340	2,173	2,128	8	10
法人	31,077	26,142	20,822	19	49
トランザクション・バンキング	11,499	9,596	4,921	20	大
グローバル・ローンズ	18,978	15,834	13,343	20	42
その他	600	712	2,558	-16	-77
オペレーション&サポート	(4)	(7)	(6)	-43	-33
基本正味貸付金および前渡金(支払承諾を含む)	37,736	31,976	26,218	18	44

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万米ドル)			(%)	
顧客預金					
リテール	14,192	12,887	12,223	10	16
アジア	10,293	9,549	9,026	8	14
太平洋	3,899	3,338	3,197	17	22
法人	48,872	41,664	32,827	17	49
トランザクション・バンキング	28,574	21,032	16,861	36	69
グローバル・マーケット	19,979	19,988	16,597	0	20
その他	319	644	(631)	-50	大
オペレーション&サポート	16	1	7	大	大
基本顧客預金	63,080	54,552	45,057	16	40

[前△](#) [次△](#)

(4) 法人部門

法人部門は、政府、会社および法人顧客に対してグローバルな金融サービスを提供する。当グループは、顧客の事業および業界に対する深い理解に基づき、複雑な財務ニーズを持つ顧客にソリューションを提供し、トランザクション・バンキング、グローバル・ローンズおよびグローバル・マーケットの中で専門的な商品およびサービスを提供する。

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
純利息収益	1,563	1,517	3	3,092	3,178	-3
その他外部営業利益	770	1,035	-26	1,814	1,684	8
営業利益	2,333	2,552	-9	4,906	4,862	1
営業費用	(1,019)	(968)	5	(2,001)	(1,717)	17
貸倒引当金および法人税控除 前利益	1,314	1,584	-17	2,905	3,145	-8
貸倒引当金	(104)	(152)	-32	(258)	(742)	-65
税引前利益	1,210	1,432	-16	2,647	2,403	10
法人税および非支配持分	(343)	(408)	-16	(752)	(670)	12
形式上の利益	867	1,024	-15	1,895	1,733	9
外国為替調整	該当なし	4	該当なし	該当なし	49	該当なし
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(4)	-100
基本利益	867	1,028	-16	1,895	1,778	7

構成：

トランザクション・バンキ ング	266	218	22	486	442	10
グローバル・ローンズ	509	459	11	972	581	67
グローバル・マーケット	131	385	-66	516	720	-28
リレーションシップおよびイ ンフラストラクチャー	(39)	(38)	3	(79)	(10)	大
形式上の利益	867	1,024	-15	1,895	1,733	9

貸借対照表

正味貸付金および前渡金（支払 承諾見返を含む） ⁽¹⁾	91,151	83,727	9	91,151	78,705	16
その他外部資産	146,525	104,058	41	146,525	106,316	38
外部資産	237,676	187,785	27	237,676	185,021	28
顧客預金	117,434	98,747	19	117,434	97,681	20
その他預金および借入金	11,077	9,004	23	11,077	11,950	-7
預金およびその他借入金	128,511	107,751	19	128,511	109,631	17
その他外部負債	72,305	50,113	44	72,305	67,677	7
外部負債	200,816	157,864	27	200,816	177,308	13
リスク・アセット	140,838	129,788	9	140,838	130,643	8

	中間期			年度		
	2011年9月 (百万ドル)	2011年3月	増減率 (%)	2011年 9月終了 (百万ドル)	2010年 9月終了	増減率 (%)
比率						
平均資産利益率(%)	0.81	1.05		0.92	0.94	
純預貸利鞘(%)	1.86	1.98		1.92	2.15	
純預貸利鞘(グローバル・ マーケットを除く)(%)	2.96	3.13		3.04	3.12	
営業利益に対する営業費用 (%)	43.7	38.2		40.8	35.3	
平均資産に対する営業費用 (%)	0.95	1.01		0.98	0.92	
個別引当金繰入額	75	150	-50	224	799	-72
平均正味貸付金に対する個別 引当金繰入額の割合 ⁽²⁾ (%)	0.17	0.37		0.27	1.10	
一括引当金繰入額(戻入れ)	29	4	大	34	(58)	大
平均正味貸付金に対する一括 引当金繰入額(戻入れ)の割 合 ⁽²⁾ (%)	0.07	0.01		0.04	(0.08)	
不良資産純額	2,194	2,667	-18	2,194	3,012	-27
正味貸付金に対する不良債権 純額の割合 ⁽¹⁾ (%)	2.41	3.19		2.41	3.83	
従業員数合計	6,448	6,362	1	6,448	6,180	4

注：(1) 2010年度の比較の数字は、以前は売買目的有価証券に含まれていた、引受手形(2010年9月：60億3,500万ドル)を含むように調整されている。

(2) 2010年度の比較の数字は、以前は売買目的有価証券に含まれていた、平均引受手形(2010年9月：54億3,000万ドル)を含むように調整されている。

2011年9月終了年度対2010年9月終了年度

法人部門の目標は、地域全体の取引および資本の流れ、とりわけ天然資源、農業事業およびインフラストラクチャー部門における取引および資本の流れに依存する顧客のために世界で最良の銀行を構築することである。この戦略的な目標に沿い、当グループの最優先の商品は、トレード、現金管理、外国為替およびコモディティならびに資本市場である。

形式上の利益は9%増と困難な市況の中で手堅い実績であり、利益の地理的分配の変化は当グループのスーパー・リージョナル戦略を反映している。全体的な形式上の世界全体の収入は1%の増加であるものの、顧客からの収入は10%増加して43億ドルであった。しかし、これは厳しい市況を反映して36%減となったトレーディングおよび貸借対照表収入により相殺された。資源、農業事業およびインフラストラクチャーという当グループの優先部門の顧客収入は、およそ19%増加した。本年度中に1,300件を超える新たな顧客関係を獲得した。

APEAの収入は30%成長し、世界全体の収入の26%を占めた(2010年度：20%)。アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの収入増を部分的に相殺したのは、取引状況が下半期において特に困難であったオーストラリアにおける7%の縮小であった。厳しい経済状況にもかかわらず、ニュージーランドの業績は好調で、2010年度に対して収入は2%増であった。

当グループの優先商品セグメントの中で、支払および現金管理（「PCM」）収入は、当グループの「取引業務」現金管理プラットフォームへの投資を背景に、13%成長した。PCMにある顧客預金は、とりわけアジアにおいては68%という力強い成長をみせ、27%増加した。トレード収入はアジアにおける58%増があり、29%増加した。マーケットの売上げは13%上昇、外国為替収入は22%増で、外国為替売上げによる収入は現在、グローバル・マーケットの収入全体の52%（2010年度：48%）を占めている。

純預貸利鞘（グローバル・マーケットを除く）は、2010年の1回限りの利息の戻入れが2010年度の純預貸利鞘を3ベース・ポイント上昇させていたこと、ならびにスプレッドの低いアジア地域の取引量が著しく増加した地理的構成の効果を理由の一部として、8ベース・ポイント低下した。正味貸付金および前渡金は、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの105億ドル（49%）増もあり、124億ドル、16%の成長であった。オーストラリアの貸付は26億ドル（5%）増加し、オーストラリアおよびニュージーランドにおける当グループの貸付ポートフォリオの利鞘は2010年度に価格改定が終了した後、比較的安定を保った。

費用は、主に前年度のアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの能力構築およびスーパー・リージョナル戦略を支援するため現金プラットフォームになされた投資の通年での影響により、17%増加した。

貸倒引当金費用は、帳簿の質の改善ならびに信用サイクルを反映し、65%減少した。

事業セグメント

	中間期			年度		
	2011年9月 (百万ドル)	2011年3月 (百万ドル)	増減率 (%)	2011年 9月終了 (百万ドル)	2010年 9月終了 (百万ドル)	増減率 (%)
トランザクション・バンキング						
純利息収益	353	325	9	681	593	15
その他外部営業利益	307	271	13	580	491	18
営業利益	660	596	11	1,261	1,084	16
営業費用	(278)	(276)	1	(556)	(478)	16
貸倒引当金および法人税控除						
前利益	382	320	19	705	606	16
貸倒引当金	(13)	(21)	-38	(35)	21	大
税引前利益	369	299	23	670	627	7
法人税および非支配持分	(103)	(81)	27	(184)	(185)	-1
形式上の利益	266	218	22	486	442	10
外国為替調整	該当なし	2	該当なし	該当なし	12	該当なし
形式上の調整	-	-	該当なし	-	-	該当なし
基本利益	266	220	21	486	454	7
リスク・アセット	24,189	21,649	12	24,189	20,731	17

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率 (%)	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率 (%)
	(百万ドル)			(百万ドル)		
グローバル・ローンズ						
純利息収益	919	922	0	1,847	1,703	8
その他外部営業利益	89	94	-5	185	206	-10
営業利益	1,008	1,016	-1	2,032	1,909	6
営業費用	(248)	(237)	5	(487)	(428)	14
貸倒引当金および法人税控除						
前利益	760	779	-2	1,545	1,481	4
貸倒引当金	(70)	(136)	-49	(206)	(669)	-69
税引前利益	690	643	7	1,339	812	65
法人税および非支配持分	(181)	(184)	-2	(367)	(231)	59
形式上の利益	509	459	11	972	581	67
外国為替調整	該当なし	4	該当なし	該当なし	15	該当なし
形式上の調整	-	-	該当なし	-	-	該当なし
基本利益	509	463	10	972	596	63
リスク・アセット	84,226	78,913	7	84,226	79,040	7
グローバル・マーケット						
純利息収益	291	267	9	560	832	-33
その他外部営業利益	346	652	-47	1,003	920	9
営業利益	637	919	-31	1,563	1,752	-11
営業費用	(423)	(399)	6	(828)	(678)	22
貸倒引当金および法人税控除						
前利益	214	520	-59	735	1,074	-32
貸倒引当金	(18)	19	大	1	(64)	大
税引前利益	196	539	-64	736	1,010	-27
法人税および非支配持分	(65)	(154)	-58	(220)	(290)	-24
形式上の利益	131	385	-66	516	720	-28
外国為替調整	該当なし	-	該当なし	該当なし	17	該当なし
形式上の調整	-	-	該当なし	-	-	該当なし
基本利益	131	385	-66	516	737	-30
リスク・アセット	31,951	28,436	12	31,951	30,413	5

グローバル・マーケット利益の分析

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年	2010年	増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
商品種類別グローバル・マーケット形式上の利益の構成						
固定金利	223	452	-51	679	999	-32
外国為替	328	324	1	652	533	22
資本市場	60	89	-33	150	174	-14
その他	26	54	-52	82	46	78
形式上のグローバル・マーケット利益	637	919	-31	1,563	1,752	-11

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年	2010年	増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
地域別グローバル・マーケット形式上の利益の構成						
オーストラリア	256	490	-48	745	1,055	-29
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	257	315	-18	582	467	25
ニュージーランド	124	114	9	236	230	3
形式上のグローバル・マーケット利益	637	919	-31	1,563	1,752	-11

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年	2010年	増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
業務別グローバル・マーケット形式上の利益の構成						
トレーディング ⁽¹⁾	56	247	-77	303	370	-18
セールス ⁽²⁾	510	496	3	1,009	889	13
バランス・シート ⁽³⁾	71	176	-60	251	493	-49
形式上のグローバル・マーケット利益	637	919	-31	1,563	1,752	-11

注：(1) トレーディングは、直接の顧客売上げフローおよび当グループの戦略ポジションの一部として取られるポジション管理を表す。

(2) セールスは、固定金利、外国為替、コモディティおよび資本市場などの中核的商品に関する直接的な顧客フロー事業を表す。

(3) バランス・シートは、当グループの貸付および預金帳簿に関する金利リスクのヘッジおよび当行の流動性ポートフォリオの管理を表す。

市場リスク

取引市場リスク

下表は、当銀行グループの主たるトレーディング拠点における現物およびデリバティブのトレーディング・ポジションの双方をカバーする、信頼水準97.5%および99%のパリュウ・アット・リスク（VaR）によるエクスポージャーの合計を示している。全ての数字は豪ドル建である。

信頼水準97.5%（保有期間1日）

	2011年	2011年	2011年	2010年	2010年	2010年	2010年	
	9月終了 年度末	9月終了 年度の 最高	9月終了 年度の 最低		9月終了 年度 平均	9月終了 年度の 最高	9月終了 年度の 最低	9月終了 年度 平均
信頼水準97.5%の VaR		(百万ドル)				(百万ドル)		
外国為替	6.0	7.9	0.8	3.1	2.6	7.8	0.8	2.0
金利	4.7	16.1	4.2	9.4	11.2	24.9	9.2	17.2
信用	3.4	8.5	2.4	5.4	3.0	4.9	1.7	3.1
コモディティ	2.0	4.3	1.6	2.6	2.1	3.7	1.1	2.3
株式	2.5	2.5	0.4	0.9	0.5	0.8	0.2	0.4
分散効果	(10.4)	該当なし	該当なし	(10.3)	(7.1)	該当なし	該当なし	(8.2)
VaRの合計	8.2	18.8	5.7	11.1	12.3	24.9	10.0	16.8

信頼水準99%（保有期間1日）

信頼水準99%の VaR								
外国為替	7.8	10.9	1.0	4.2	3.6	10.4	1.3	3.1
金利	7.0	26.4	5.4	13.5	19.3	57.4	15.2	30.5
信用	4.9	10.5	3.2	6.9	3.9	7.0	2.1	4.4
コモディティ	3.2	6.5	2.4	4.1	3.6	5.4	2.4	3.6
株式	3.4	3.5	0.6	1.3	0.8	1.2	0.5	0.8
分散効果	(14.6)	該当なし	該当なし	(14.2)	(9.4)	該当なし	該当なし	(9.8)
VaRの合計	11.7	29.5	8.3	15.8	21.8	71.4	15.0	32.6

非取引金利リスク

非取引金利リスクは、グローバル・マーケットが管理し、市場金利の変動が当グループの将来の純利息収益に与える潜在的な悪影響に関連する。金利リスクは、VaRおよび1%の利率の変動の影響についてのシナリオ分析を含む様々な手法を用いて報告される。

信頼水準97.5%（保有期間1日）

	2011年	2011年	2011年	2010年	2010年	2010年	2010年
	9月終了	9月終了	9月終了		9月終了	9月終了	
	年度末	年度の	年度の	年度末	年度の	年度の	年度
		最高	最低		最高	最低	平均
	(百万ドル)			(百万ドル)			
信頼水準97.5%の VaR							
オーストラリア	12.2	20.1	10.5	14.4	18.2	27.3	18.0
ニュージーランド	8.1	13.5	7.9	9.3	13.8	13.8	7.8
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	3.9	5.5	2.3	3.5	4.3	8.9	4.3
分散効果	(9.7)	該当なし	該当なし	(8.0)	(11.6)	該当なし	該当なし
VaRの合計	14.5	26.5	13.2	19.2	24.7	39.6	24.7
							30.8

1%の利率の変動が向こう12か月の純利息収益に与える影響⁽¹⁾

	2011年 9月終了年度末		2010年 9月終了年度末	
	(%)			
期末現在		1.36		1.09
最高エクスポージャー		1.51		1.61
最低エクスポージャー		0.50		0.60
平均エクスポージャー（絶対値）		1.08		0.98

注：(1) 影響は純利息収益の比率として示される。プラスの値は金利上昇が純利息収益に対しプラスであることを示す。一方、マイナスの値は金利上昇が純利息収益に対しマイナスであることを示す。

	中間期			年度		
	2011年 9月	2011年 3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ドル)			(百万ドル)		
	(%)			(%)		
個別引当金繰入額						
オーストラリア	32	130	-75	162	716	-77
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	47	25	88	73	76	-4
ニュージーランド	(4)	(7)	-43	(11)	5	大
形式上の個別引当金繰入額	75	148	-49	224	797	-72
外国為替調整	該当なし	2	該当なし	該当なし	8	該当なし
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(6)	-100
基本個別引当金繰入額	75	150	-50	224	799	-72

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年	2010年	増減率
	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	9月終了	9月終了	(%)
一括引当金繰入額						
オーストラリア	37	7	大	45	(9)	大
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	1	-	該当なし	1	1	0
ニュージーランド	(9)	(3)	大	(12)	(47)	-74
形式上の一括引当金繰入額	29	4	大	34	(55)	大
外国為替調整	該当なし	-	該当なし	該当なし	(2)	該当なし
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(1)	-100
基本一括引当金繰入額	29	4	大	34	(58)	大

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万ドル)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(%)
正味貸付金および前渡金（支払承諾を含む）					
オーストラリア	53,835	53,226	51,285	1	5
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	31,936	25,300	21,538	26	48
ニュージーランド	5,380	5,201	5,882	3	-9
基本正味貸付金および前渡金（支払承諾を含む）	91,151	83,727	78,705	9	16

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万ドル)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(%)
顧客預金					
オーストラリア	58,029	49,826	55,108	16	5
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	50,224	40,322	33,958	25	48
ニュージーランド	9,181	8,599	8,617	7	7
基本顧客預金	117,434	98,747	97,681	19	20

[前へ](#) [次へ](#)

(5) ニュージーランド

ニュージーランドは、リテール、商業および富裕層からなる。リテールは個人顧客にあらゆる種類の銀行業サービスを提供する。商業は、商業および農業ならびに企業銀行業を含む。富裕層はプライベート・バンキングおよびOnePathニュージーランドを含む。

以下の表はニュージーランドに関するニュージーランドドル建ての業績を示している。

豪ドル建ての業績は、下記D(10)に示す。

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ニュージーランド ドル)			(百万ニュージーランド ドル)		
			(%)			(%)
純利息収益	1,112	1,098	1	2,210	2,061	7
その他外部営業利益	307	301	2	608	614	-1
営業利益	1,419	1,399	1	2,818	2,675	5
営業費用	(664)	(661)	0	(1,325)	(1,349)	-2
貸倒引当金および法人税控除 前利益	755	738	2	1,493	1,326	13
貸倒引当金	(119)	(98)	21	(217)	(516)	-58
税引前利益	636	640	-1	1,276	810	58
法人税	(185)	(187)	-1	(372)	(225)	65
形式上の利益	451	453	0	904	585	55
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(2)	-100
基本利益	451	453	0	904	583	55
構成：						
リテール	142	125	14	267	186	44
商業	290	292	-1	582	361	61
富裕層	32	26	23	58	42	38
オペレーションおよびサポ ート	(13)	10	大	(3)	(4)	-25
形式上の利益	451	453	0	904	585	55

貸借対照表

正味貸付金および前渡金（支払 承諾見返を含む）	86,766	88,402	-2	86,766	88,345	-2
その他外部資産	2,670	2,716	-2	2,670	3,248	-18
外部資産	89,436	91,118	-2	89,436	91,593	-2
顧客預金	50,235	51,054	-2	50,235	48,347	4
その他預金および借入金	4,783	2,861	67	4,783	7,307	-35
預金およびその他借入金	55,018	53,915	2	55,018	55,654	-1
その他外部負債	16,822	18,157	-7	16,822	16,912	-1
外部負債	71,840	72,072	0	71,840	72,566	-1
リスク・アセット	48,743	51,000	-4	48,743	51,708	-6
平均正味貸付金および前渡金 （支払承諾見返を含む）	87,583	88,837	-1	88,208	88,176	0
平均預金およびその他借入金	54,116	55,171	-2	54,642	57,313	-5

比率

平均資産利益率（％）	0.99	0.98		0.99	0.64	
純平均預貸利鞘（％）	2.50	2.44		2.47	2.30	
営業利益に対する営業費用 （％）	46.8	47.3		47.0	50.1	
平均資産に対する営業費用 （％）	1.46	1.44		1.45	1.47	
個別引当金繰入額	174	159	9	333	455	-27
平均正味貸付金に対する個別引 当金繰入額の割合（％）	0.40	0.36		0.38	0.52	
一括引当金繰入額（戻入れ）	(55)	(61)	-10	(116)	61	大
平均正味貸付金に対する一括引 当金繰入額（戻入れ）の割合 （％）	(0.13)	(0.14)		(0.13)	0.07	
不良資産純額	1,298	1,669	-22	1,298	1,442	-10
正味貸付金に対する不良資産純 額の割合（％）	1.49	1.89		1.49	1.63	
従業員総数	8,884	9,022	-2	8,884	9,073	-2

以下の説明はニュージーランドドル建ての業績によるものである。

2011年9月終了年度対2010年9月終了年度

2011年度の財務実績は、信用の成長不足がその効果を弱めたものの、事業の簡素化に明確に焦点をあわせたこと、利鞘管理および貸倒引当金の減少により、2010年度の財務実績よりも好調に改善した。

形式ベースで、貸倒引当金繰入額の2億9,900万ニュージーランドドルの減少を含んだ結果、2011年度の利益は55%増加した。貸倒引当金および法人税控除前利益は13%増加した。これは収入の伸びが推進し、強力なコスト管理により支えられた。

「簡素化プログラム」が本年度中リテールの顧客満足度を著しく上昇させるのに貢献し、ニュージーランドにおける顧客価値の提案は引続き全ての事業において強力であった。その結果、ANZはSunday Star-Times Canster Cannex年間最優秀銀行賞を授与された。2位はナショナル・バンクであった。

形式上の基本業績の主要な構成要素は、以下のとおりである。

- ・純利息収益は7%増加した。この成長は、固定金利貸付帳簿の価格改定による利鞘の効果、およびモーゲージ・ポートフォリオにおける変動利付貸付部分の増加による構成の効果を反映している。しかしながら、預金利鞘は、競争的な環境で低下した。貸付残高は2%減少し、顧客預金は4%増加した。いずれも主に市場が牽引役となった。
- ・その他外部営業利益は1%減少した。これは、2010年度中に実施された手数料の再編からの通年の効果によりリテール手数料が減少したことを反映する。これは、OnePath保険およびKiwiSaver事業の成長による富裕層の利益の増加、およびプライベート・バンキングの運用投資資産の増加により部分的に相殺された。
- ・営業費用は、事業の簡素化による生産性の向上を反映し、2%減少した。これはインフレの影響を上回った。
- ・貸倒引当金繰入額は2億9,900万ニュージーランドドル減少した。個別引当金繰入額は景気循環のために少なく、昨年度より1億2,200万ニュージーランドドル減少した。一括貸倒引当金繰入額は1億7,700万ニュージーランドドル減少したが、主に2010年度に記録された信用サイクルの調整が2011年に部分的に取り崩されたことを反映した。2011年の全体的な損失率（引当金繰入額合計の平均正味貸付金に占める割合）は、2010年の0.59%から低下し0.25%であった。

事業セグメント

以下の表はニュージーランドドル建てによる業績を示す。

	中間期			年度		
	2011年9月 (百万ニュージーランド ドル)	2011年3月	増減率 (%)	2011年 9月終了 (百万ニュージーランド ドル)	2010年 9月終了	増減率 (%)
リテール						
純利息収益	443	418	6	861	798	8
その他外部営業利益	143	144	-1	287	302	-5
営業利益	586	562	4	1,148	1,100	4
営業費用	(340)	(348)	-2	(688)	(686)	0
貸倒引当金および法人税控除						
前利益	246	214	15	460	414	11
貸倒引当金	(43)	(35)	23	(78)	(149)	-48
税引前利益	203	179	13	382	265	44
法人税	(61)	(54)	13	(115)	(79)	46
形式上の利益	142	125	14	267	186	44
形式上の調整	-	-	該当なし	-	-	該当なし
基本利益	142	125	14	267	186	44
リスク・アセット	16,816	17,105	-2	16,816	16,897	0
商業						
純利息収益	669	665	1	1,334	1,241	7
その他外部営業利益	62	65	-5	127	143	-11
営業利益	731	730	0	1,461	1,384	6
営業費用	(241)	(249)	-3	(490)	(504)	-3
貸倒引当金および法人税控除						
前利益	490	481	2	971	880	10
貸倒引当金	(76)	(64)	19	(140)	(365)	-62
税引前利益	414	417	-1	831	515	61
法人税	(124)	(125)	-1	(249)	(154)	62
形式上の利益	290	292	-1	582	361	61
形式上の調整	-	-	該当なし	-	-	該当なし
基本利益	290	292	-1	582	361	61
リスク・アセット	30,448	32,461	-6	30,448	33,499	-9
富裕層						
純利息収益	8	1	大	9	6	50
その他外部営業利益	102	93	10	195	171	14
営業利益	110	94	17	204	177	15
営業費用	(70)	(67)	4	(137)	(140)	-2
貸倒引当金および法人税控除						
前利益	40	27	48	67	37	81
貸倒引当金	-	1	-100	1	(2)	大
税引前利益	40	28	43	68	35	94
法人税	(8)	(2)	大	(10)	7	大
形式上の利益	32	26	23	58	42	38
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(2)	-100
基本利益	32	26	23	58	40	45
リスク・アセット	894	928	-4	894	814	10

	中間期			年度		
	2011年 9月	2011年 3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ニュージーランド ドル)			(百万ニュージーランド ドル)		
個別引当金繰入額						
リテール	40	47	-15	87	162	-46
商業	134	113	19	247	291	-15
商業および農業	113	103	10	216	217	0
企業銀行業	21	10	大	31	74	-58
富裕層	-	(1)	-100	(1)	2	大
形式上の個別引当金繰入額	174	159	9	333	455	-27
形式上の調整	-	-	該当なし	-	-	該当なし
基本個別引当金繰入額	174	159	9	333	455	-27

	中間期			年度		
	2011年 9月	2011年 3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ニュージーランド ドル)			(百万ニュージーランド ドル)		
一括引当金繰入額						
リテール	3	(12)	大	(9)	(13)	-31
商業	(58)	(49)	18	(107)	74	大
商業および農業	(58)	(41)	41	(99)	86	大
企業銀行業	-	(8)	-100	(8)	(12)	-33
形式上の一括引当金繰入額	(55)	(61)	-10	(116)	61	大
形式上の調整	-	-	該当なし	-	-	該当なし
基本一括引当金繰入額	(55)	(61)	-10	(116)	61	大

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万ニュージーランドドル)			(%)	
正味貸付金および前渡金（支払承諾を含む）					
リテール	35,080	35,691	36,016	-2	-3
商業	50,402	51,464	51,168	-2	-1
商業および農業	34,875	36,295	36,330	-4	-4
企業銀行業	15,527	15,169	14,838	2	5
富裕層	1,284	1,247	1,161	3	11
基本正味貸付金および前渡金（支払承諾を含む）	86,766	88,402	88,345	-2	-2

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万ニュージーランドドル)			(%)	
顧客預金					
リテール	27,934	27,830	27,001	0	3
商業	17,804	18,389	16,793	-3	6
商業および農業	10,095	10,713	9,496	-6	6
企業銀行業	7,709	7,676	7,297	0	6
富裕層	4,497	4,835	4,553	-7	-1
基本顧客預金	50,235	51,054	48,347	-2	4

(6) グループ・センター⁽¹⁾

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(百万ドル)	(%)
純利息収益	223	157	42	381	219	74
その他外部営業利益	1	4	-77	(35)	(48)	-27
営業利益	224	161	39	346	171	大
営業費用	(214)	(175)	22	(388)	(302)	28
貸倒引当金および法人税控除						
前利益/(損失)	10	(14)	大	(42)	(131)	-68
貸倒引当金	(38)	(2)	大	(40)	(10)	大
税引前利益/(損失)	(28)	(16)	75	(82)	(141)	-42
法人税および非支配持分	31	2	大	46	(23)	大
形式上の利益/(損失)	3	(14)	大	(36)	(164)	-78
外国為替調整	該当なし	(25)	該当なし	該当なし	(36)	該当なし
形式上の調整	-	-	該当なし	-	13	-100
基本利益/(損失)	3	(39)	大	(36)	(187)	-81
従業員数合計	6,689	6,241	7	6,689	5,557	20

注：(1) グループ・センターは、テクノロジー、グローバル・サービスおよびオペレーション、グループ人事、グループ・リスク管理、グループ・トレジャリー（トレジャリーの業績の資金調達部分を含み、不一致部分は法人部門のグローバル・マーケット事業に含まれている）、グループ戦略およびマーケティング、コーポレート業務、コーポレート・コミュニケーション、グループ財務管理ならびに株主機能を含む。

2011年9月終了年度対2010年9月終了年度

形式上の損失3,600万ドルは、2010年9月終了年度の損失1億6,400万ドルと比較して、1億2,800万ドルの改善であった。これは主に余剰資金増加による利益の結果である。業績に影響を与えた重要な要因は以下のとおりである。

- ・ 営業利益は1億7,500万ドル改善した。これは主に中央資金の利益増が借方税金残高の減少に関連する資金調達コストの低下と合わさったこと、ならびにシドニー所在のANZのマーティン・プレイス本部の売却について認識された利益1,900万ドルのためである。OnePathオーストラリアの統合に関連する消去仕訳の結果、純利息収益とその他利益の間に相殺差異があった。
- ・ 営業費用は8,600万ドル増加した。これは主にプロジェクトに関連するテクノロジー支出の増加、ならびに成都およびマニラのハブへの投資増の結果である。
- ・ 貸倒引当金は、世界的な不確実性から生ずる発生しつつある問題に備えるためにセンターに振替えられた洪水引当金4,000万ドルを含み、3,000万ドル増加した。

[前へ](#) [次へ](#)

C. 地理的地域業績

(1) 地域別業績

	中間期			年度		
	2011年 9月	2011年 3月	増減率 (%)	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率 (%)
	(百万ドル)			(百万ドル)		
税引後利益						
オーストラリア	1,917	1,917	0	3,834	3,293	16
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	306	384	-20	690	520	33
ニュージーランド	468	363	29	831	688	21
	2,691	2,664	1	5,355	4,501	19
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ(百万米ドル)	323	382	-15	705	468	51
ニュージーランド(百万ニュージーランドドル)	607	478	27	1,085	867	25

	中間期			年度		
	2011年 9月	2011年 3月	増減率 (%)	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率 (%)
	(百万ドル)			(百万ドル)		
基本利益						
オーストラリア	1,976	1,962	1	3,938	3,623	9
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	365	397	-8	762	701	9
ニュージーランド	493	459	7	952	701	36
	2,834	2,818	1	5,652	5,025	12
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ(百万米ドル)	385	396	-3	781	631	24
ニュージーランド(百万ニュージーランドドル)	638	605	5	1,243	882	41

	中間期			年度		
	2011年 9月	2011年 3月	増減率 (%)	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率 (%)
	(百万ドル)			(百万ドル)		
形式上の利益⁽¹⁾						
オーストラリア	1,976	1,991	-1	3,938	3,692	7
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	365	381	-4	762	645	18
ニュージーランド	493	466	6	952	677	41
	2,834	2,838	0	5,652	5,014	13
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ(百万米ドル)	385	396	-3	781	640	22
ニュージーランド(百万ニュージーランドドル)	638	605	5	1,243	884	41

注：(1) 部門業績と地域業績の一致については、下記D(8)を参照のこと。

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万ドル)			(%)	
地域別正味貸付金および前渡金（支払承諾を含む）					
オーストラリア	284,951	278,195	269,161	2	6
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	38,779	30,905	27,118	25	43
ニュージーランド	73,555	70,260	73,121	5	1
基本正味貸付金および前渡金（支払承諾を含む）	397,285	379,360	369,400	5	8
非継続事業	22	29	28	-24	-21
正味貸付金および前渡金（支払承諾を含む）	397,307	379,389	369,428	5	8

	現在			増減率	
	2011年9月	2011年3月	2010年9月	2011年9月 対 2011年3月	2011年9月 対 2010年9月
	(百万ドル)			(%)	
地域別顧客預金					
オーストラリア	183,216	168,086	164,795	9	11
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	64,827	52,790	46,607	23	39
ニュージーランド	48,710	46,226	45,470	5	7
基本顧客預金	296,753	267,102	256,872	11	16
非継続事業	1	4	3	-75	-67
顧客預金	296,754	267,106	256,875	11	16

(2) オーストラリア地域

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年9月終了	2010年9月終了	増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
純利息収益	4,283	4,131	4	8,413	8,007	5
その他外部営業利益	1,557	1,808	-14	3,325	3,433	-3
営業利益	5,840	5,939	-2	11,738	11,440	3
営業費用	(2,607)	(2,537)	3	(5,145)	(4,791)	7
貸倒引当金および法人税控除						
前利益	3,233	3,402	-5	6,593	6,649	-1
貸倒引当金	(405)	(552)	-27	(957)	(1,315)	-27
税引前利益	2,828	2,850	-1	5,636	5,334	6
法人税	(852)	(859)	-1	(1,698)	(1,642)	3
形式上の利益	1,976	1,991	-1	3,938	3,692	7
外国為替調整	該当なし	(29)	該当なし	該当なし	(39)	該当なし
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(30)	-100
基本利益	1,976	1,962	1	3,938	3,623	9
法定利益と基本利益の調整	(59)	(45)	31	(104)	(330)	-68
純利益	1,917	1,917	0	3,834	3,293	16

貸借対照表

正味貸付金および前渡金（支払承諾見返を含む）	284,951	278,195	2	284,951	269,161	6
その他外部資産	122,051	108,071	13	122,051	111,909	9
外部資産	407,002	386,266	5	407,002	381,070	7
顧客預金	183,216	168,086	9	183,216	164,795	11
その他預金および借入金	58,798	55,436	6	58,798	37,899	55
預金およびその他借入金	242,014	223,522	8	242,014	202,694	19
その他外部負債	142,035	135,892	5	142,035	154,944	-8
外部負債	384,049	359,414	7	384,049	357,638	7
リスク・アセット	174,210	169,653	3	174,210	171,078	2
平均正味貸付金および前渡金（支払承諾見返を含む）	280,929	274,547	2	277,746	254,576	9
平均預金およびその他借入金	232,752	217,896	7	225,345	197,567	14

比率

純平均預貸利鞘（%）	2.61	2.59		2.60	2.61	
純平均預貸利鞘（グローバル・マーケットを除く）（%）	2.92	2.91		2.91	2.87	
営業利益に対する営業費用（形式上）（%）	44.6	42.7		43.8	41.9	
営業利益に対する営業費用（%）	44.6	43.0		43.8	41.8	
平均資産に対する営業費用（%）	1.29	1.30		1.29	1.26	
個別引当金繰入額	402	428	-6	830	1,304	-36
平均正味貸付金に対する個別引当金繰入額の割合（%）	0.29	0.31		0.30	0.51	
一括引当金繰入額（戻入れ）	3	124	-98	127	(4)	大
平均正味貸付金に対する一括引当金繰入額（戻入れ）の割合（%）	0.00	0.09		0.05	(0.00)	
不良資産純額	2,630	3,052	-14	2,630	3,372	-22
正味貸付金に対する不良資産純額の割合（%）	0.92	1.10		0.92	1.25	
従業員総数	24,162	24,315	-1	24,162	23,633	2

(3) アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ地域

以下の表はアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ地域に関する米ドル建ての業績を示している。

	中間期			年度		
	2011年9月 (百万米ドル)	2011年3月 (百万米ドル)	増減率 (%)	2011年 9月終了 (百万米ドル)	2010年 9月終了 (百万米ドル)	増減率 (%)
純利息収益	570	534	7	1,104	960	15
その他外部営業利益	693	706	-2	1,399	1,085	29
営業利益	1,263	1,240	2	2,503	2,045	22
営業費用	(758)	(703)	8	(1,461)	(1,150)	27
貸倒引当金および法人税控除 前利益	505	537	-6	1,042	895	16
貸倒引当金	(70)	(43)	63	(113)	(174)	-35
税引前利益	435	494	-12	929	721	29
法人税	(46)	(93)	-51	(139)	(75)	85
非支配持分	(4)	(5)	-20	(9)	(6)	50
形式上の利益	385	396	-3	781	640	22
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(9)	-100
基本利益	385	396	-3	781	631	24
法定利益と基本利益の調整	(62)	(14)	大	(76)	(163)	-53
純利益	323	382	-15	705	468	51

地理的セグメント：

アジア	275	277	-1	552	392	41
太平洋	88	63	40	151	132	14
ヨーロッパおよびアメリカ	22	56	-61	78	116	-33
形式上の利益	385	396	-3	781	640	22

貸借対照表

正味貸付金および前渡金（支払 承諾見返を含む）	37,736	31,935	18	37,736	26,218	44
その他外部資産	48,365	32,108	51	48,365	29,048	67
外部資産	86,101	64,043	34	86,101	55,266	56
顧客預金	63,084	54,547	16	63,084	45,060	40
その他預金および借入金	7,283	5,345	36	7,283	7,326	-1
預金およびその他借入金	70,367	59,892	17	70,367	52,386	34
その他外部負債	20,038	13,329	50	20,038	10,298	95
外部負債	90,405	73,221	23	90,405	62,684	44
リスク・アセット	55,772	49,136	14	55,772	42,168	32
平均正味貸付金および前渡金 （支払承諾見返を含む）	36,221	29,272	24	32,755	21,018	56
平均預金およびその他借入金	67,085	56,943	18	62,027	46,563	33

比率

純平均預貸利鞘（%）	1.39	1.60		1.49	1.54	
純平均預貸利鞘（グローバル・ マーケットを除く）（%）	2.31	2.77		2.53	2.72	
営業利益に対する営業費用（形 式上）（%）	60.0	56.7		58.4	56.2	
営業利益に対する営業費用 （%）	60.0	56.7		58.4	53.2	
平均資産に対する営業費用 （%）	1.63	1.83		1.72	1.56	
個別引当金繰入額	80	51	57	131	138	-5
平均正味貸付金に対する個別引 当金繰入額の割合（%）	0.45	0.35		0.40	0.65	
一括引当金繰入額（戻入れ）	(10)	(8)	25	(19)	1	大
平均正味貸付金に対する一括引 当金繰入額（戻入れ）の割合 （%）	(0.06)	(0.05)		(0.06)	0.00	
不良資産純額	276	283	-2	276	258	7
正味貸付金に対する不良資産純 額の割合（%）	0.73	0.89		0.73	0.98	
従業員総数	15,124	14,545	4	15,124	13,816	9

(4) ニュージーランド地域

以下の表はニュージーランド地域に関するニュージーランドドル建ての業績を示している。

	中間期			年度		
	2011年 9月	2011年 3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ニュージーランドドル)			(百万ニュージーランドドル)		
			(%)			(%)
純利息収益	1,313	1,285	2	2,598	2,489	4
その他外部営業利益	428	409	5	837	738	13
営業利益	1,741	1,694	3	3,435	3,227	6
営業費用	(739)	(759)	-3	(1,498)	(1,544)	-3
貸倒引当金および法人税控除 前利益	1,002	935	7	1,937	1,683	15
貸倒引当金	(102)	(85)	20	(187)	(461)	-59
税引前利益	900	850	6	1,750	1,222	43
法人税	(262)	(245)	7	(507)	(338)	50
形式上の利益	638	605	5	1,243	884	41
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(2)	-100
基本利益	638	605	5	1,243	882	41
法定利益と基本利益の調整	(31)	(127)	-76	(158)	(15)	大
純利益	607	478	27	1,085	867	25

貸借対照表

正味貸付金および前渡金（支払 承諾見返を含む）	93,613	95,470	-2	93,613	96,074	-3
その他外部資産	35,079	27,764	26	35,079	28,923	21
外部資産	128,692	123,234	4	128,692	124,997	3
顧客預金	61,994	62,812	-1	61,994	59,743	4
その他預金および借入金	7,244	5,537	31	7,244	10,552	-31
預金およびその他借入金	69,238	68,349	1	69,238	70,295	-2
その他外部負債	34,779	31,772	9	34,779	31,095	12
外部負債	104,017	100,121	4	104,017	101,390	3
リスク・アセット	61,650	63,904	-4	61,650	65,100	-5
平均正味貸付金および前渡金 （支払承諾見返を含む）	94,385	95,540	-1	94,961	95,472	-1
平均預金およびその他借入金	69,186	70,003	-1	69,593	72,196	-4

比率

純平均預貸利鞘（%）	2.40	2.35		2.38	2.27	
純平均預貸利鞘（グローバル・ マーケットを除く）（%）	2.56	2.48		2.52	2.31	
営業利益に対する営業費用 （%）	42.4	44.8		43.6	47.6	
平均資産に対する営業費用 （%）	1.18	1.23		1.20	1.23	
個別引当金繰入額	168	151	11	319	461	-31
平均正味貸付金に対する個別引 当金繰入額の割合（%）	0.36	0.32		0.34	0.48	
一括引当金繰入額（戻入れ）	(66)	(66)	0	(132)	-	該当なし
平均正味貸付金に対する一括引 当金繰入額（戻入れ）の割合 （%）	(0.14)	(0.14)		(0.14)	0.00	
不良資産純額	1,307	1,684	-22	1,307	1,463	-11
正味貸付金に対する不良資産純 額の割合（%）	1.40	1.76		1.40	1.52	
従業員総数	9,270	9,365	-1	9,270	9,412	-2

[前へ](#) [次へ](#)

D. 利益の一致

(1) 法定利益と基本利益の調整

利益は基本利益（当グループの継続的事業活動の業績）を導くために非中核項目を除外するよう調整されている。これらの調整は過年度においてなされた調整と一貫した基準で決定されている。基本利益を導くためになされる調整は、法定利益に含まれているため、当グループの法定の監査意見の範囲内における監査を条件とする。外部監査人は監査委員会に対し、調整はAICDおよびFINSIAが発行する指針に基づくものであり、前年度の調整と一貫している旨を報告している。

	中間期			年度		
	2011年 9月	2011年 3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
当行株主に帰属する法定利益	2,691	2,664	1	5,355	4,501	19
法定利益と基本利益との調整	143	154	-7	297	524	-43
基本利益	2,834	2,818	1	5,652	5,025	12

	中間期			年度		
	2011年 9月	2011年 3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ドル)		(%)	(百万ドル)		(%)
法定利益と基本利益との調整						
ニュージーランド技術統合 買収費用および評価額調整	11	75	-85	86	-	該当なし
自己株式調整	54	72	-25	126	480	-74
ニュージーランドの導管体に 係る税金	(56)	15	大	(41)	32	大
ニュージーランドの税制変更	-	-	該当なし	-	(38)	-100
経済ヘッジ - 公正価値評価に よる損(益)	1	(3)	大	(2)	36	大
収益および純投資ヘッジによ る損(益)	3	114	-97	117	146	-20
ニュージーランド運用資産の 影響	81	(30)	大	51	(24)	大
非継続事業	3	(42)	大	(39)	(34)	15
信用仲介取引	41	(45)	大	(4)	(54)	-93
その他	5	(2)	大	3	(20)	大
法定利益と基本利益との調整 合計	143	154	-7	297	524	-43

法定利益と基本利益間の調整についての説明

・ニュージーランド技術統合

2010年11月25日、ANZは、事業を簡素化し、顧客向け商品およびサービスを向上させるために、ニュージーランドにおけるANZおよびナショナル・バンクのネットワーク全体について、同一の中核的な銀行業システムを採用すると発表した。この結果、ANZはシステム統合に関連する費用として1億2,500万ドル（2011年9月中間期：1,700万ドル、2011年3月中間期1億800万ドル）、税引後では8,600万ドル（2011年9月中間期：1,100万ドル、2011年3月中間期7,500万ドル）を負担している。このプロジェクトは、オペレーショナル・コストおよび技術コストの低減をもたらすと期待される。

・買収費用および評価額調整

	税引前				税引後			
	中間期		年度		中間期		年度	
	2011年 9月	2011年 3月	2011年 9月終了	2010年 9月終了	2011年 9月	2011年 3月	2011年 9月終了	2010年 9月終了
	(百万ドル)							
OnePath段階的買収 ⁽¹⁾	-	-	-	185	-	-	-	185
AFS準備金償却 ⁽²⁾	-	-	-	32	-	-	-	32
統合および取引費用(下記参照)	46	68	114	275	38	55	93	231
買収に関連する無形資産の償却	23	24	47	46	16	17	33	32
合計	69	92	161	538	54	72	126	480

注：(1) AASB 3R「企業結合（改訂済）」の規定に基づいて、当グループの既存の49%の持分の取得日付での公正価値の再計算による評価調整
 (2) 以前に持分法で借方に計上された売却可能準備金の償却の調整

統合コストおよび取引費用は以下のとおりであった。

- ロイヤル・バンク・オブ・スコットランドの買収資産 - RBSとの移行サービス契約の終了ならびに買収事業の技術およびプロセスをANZの技術およびプロセスへ転換させる1回限りのコストに関連する7,000万ドル（税引後6,300万ドル）。統合は完了している。
- OnePath - OnePath従業員のANZ従業員の雇用条件への統合およびANZ賃金への移行、INGグループからの撤退ならびにOnePathブランドの発足およびリスク、ファイナンス、技術、ガバナンス、共通サービスおよびオペレーション全体にわたるANZの方針との調和に関連するコストを含む、3,700万ドル（税引後2,500万ドル）。
- ランドマーク - ANZシステムへのローンの移行費用に関連する700万ドル（税引後500万ドル）。統合は完了している。

・自己株式調整

ANZが連結済みの管理ファンドおよび生命保険事業において保有するANZ株式は自己株式であるとみなされる。これらの株式およびこれらの株式について受領する配当からの実現および未実現損益は収益の中で認識することが認められていないので戻される。自己株式は収益を導く際に再評価される保険契約者の負債の支払いの元となりうるため、基本利益を導く際には、当グループの利益に非対称な影響を与えないようこれらの利益は含まれる。それに伴い、法定利益への調整として、4,800万ドルの利益（2011年9月中間期：6,400万ドルの利益、2011年3月中間期：1,600万ドルの損失、2010年9月終了年度：3,500万ドルの損失）、税引後では4,100万ドルの利益（2011年9月中間期：5,600万ドルの利益、2011年3月中間期：1,500万ドルの損失、2010年9月終了年度：3,200万ドルの損失）が認識されている。

・ニュージーランドの導管体に係る税金

ニュージーランド内国歳入局（IRD）は、2000年度から2005年度の監査の一部として、多数の仕組金融取引の取扱につき異議を唱えている。2009年度には、ロイズ・バンキング・グループplcにより供与された補償金を除き、1億9,600万ドル（2億4,000万ニュージーランドドル）の引当金が認識された。2010年度には、当グループは、係争中の全ての取引に関してIRDと和解に達したため、3,800万ドルの税引当金の取崩しが可能となった。

・ニュージーランド税法の変更

2010年5月、ニュージーランド法人税率を30%から28%に引下げ、50年超の予想耐用年数を有する建物について税務上の減価償却を主張できなくする法案が可決された。これは2011-2012年度から施行される。繰延税金価値への予測される影響は2010年度は3,600万ドルであり、その後2011年度に200万ドルの調整がなされた。

・経済ヘッジ - 公正価値評価による損（益）ならびに収益および純投資ヘッジに対する値洗い調整

当グループは、金利および外国為替リスクを管理するために経済ヘッジを締結している。AASB第139号「金融商品 - 認識および測定」の適用により、経済ヘッジに関して損益計算書に以下の変動性（ボラティリティ）が生じた。

- 会計ヘッジ関係に指定されないが、経済ヘッジであるとみなされる承認済みデリバティブ商品（ニュージーランドドル建収益ヘッジおよび米ドル建収益ヘッジを含む）
- 公正価値オプションの利用により生ずる利益/（損失）（主に、公正価値で評価される指定を受けた債券にかかる「自己名義」信用スプレッドの評価から生ずる）、および
- 指定された会計キャッシュフロー、公正価値および純投資ヘッジの非有効性。

ANZは経済ヘッジを行うことによる変動性の影響を別途報告する。なぜなら上記取引から生ずる損益は、基本利益の一部として経済ヘッジ対象からの損益とマッチさせるべく時の経過とともに戻入れられるからである。

資金調達および貸付関連スワップは主に、外貨建債券発行の手取金を変動金利の豪ドル建およびニュージーランドドル建債務に交換するために利用される外為レート・スワップである（「ファンディング・スワップ」）。これらのスワップはヘッジ会計に適格でないため、公正価値の変動は損益計算書に記録される。これらの公正価値の主たる変動要因は、通貨ベース・スワップの спреッドならびにその他主要調達通貨に対する豪ドルおよびニュージーランドドルの変動である。このカテゴリーはまた、ヘッジ会計に適格でない特定の仕組金融および専門リース取引の経済ヘッジも含む。これらの公正価値の主要な推進力はオーストラリアおよびニュージーランドのイールド・カーブである。

2011年上半期のベース・スワップの спреッドで観察された変動性（ボラティリティ）の大部分は、2011年下半期も継続し、spreッドの縮小および豪ドル価値の下落の双方による利益をもたらした。これらの利益は、仕組金融および専門リース取引のヘッジに係る損失をもたらしたオーストラリアおよびニュージーランドのイールド・カーブの低下を上回るものであった。

デリバティブによりヘッジされた自己債務につき公正価値オプションを利用することから生ずる変動性は、2011年3月以降の信用spreッドの拡大によりもたらされている。本年度下半期の米ドルおよびニュージーランドドルに対する豪ドルの価値下落は、当グループのニュージーランドドル建および米ドル建収益ヘッジに関する損失をもたらした。

	中間期		年度	
	2011年 9月	2011年 3月	2011年 9月終了	2010年 9月終了
損益計算書に与える影響	(百万ドル)		(百万ドル)	
IFRS適用がヘッジ手段およびヘッジ対象間の非対称性をもたらす場合における時間的差異				
資金調達および貸付関連スワップ	(159)	(158)	(317)	(253)
デリバティブによりヘッジされた自己債務にかかる公正価値オプションの利用	158	(3)	155	45
収益および純投資ヘッジ	(119)	43	(76)	34
キャッシュフローおよび公正価値ヘッジの非有効部分	(11)	6	(5)	6
税引前利益	(131)	(112)	(243)	(168)
税引後利益	(84)	(84)	(168)	(122)

経済ヘッジに関する累積税引前時間的差異	現在		
	2011年 9月	2011年 3月	2010年 9月
	(百万ドル)		
IFRS適用がヘッジ手段およびヘッジ対象間の非対称性をもたらす場合における時間的差異（税引前）			
資金調達および貸付関連スワップ	(562)	(403)	(245)
デリバティブによりヘッジされた自己債務にかかる公正価値オプションの利用	183	25	28
収益および純投資ヘッジ	(30)	89	46
キャッシュフローおよび公正価値ヘッジの非有効部分	33	44	38
	(376)	(245)	(133)

・OnePath ニュージーランド運用資産のANZ持分の影響

2011年3月中間期中、INGディバーシファイド・イールド・ファンドおよびINGレギュラー・インカム・ファンドに保有されていた債務担保証券（CDO）が売却され、4,500万ドル（税引後3,100万ドル）の利益が利益として認識された。このうち3,200万ドル（税引後2,200万ドル）が売却可能準備金から振替えられた。さらに、裏付け証券からの1,600万ドルの収益（2010年9月終了年度：4,000万ドル）が売却時点まで認識され、税引後利益では1,100万ドル（2010年9月終了年度：3,400万ドル）であった。2011年9月中間期中の300万ドル（税引後）の計上は、運用資産の最終清算時に支払うべき税金債務からなる。

・減損デリバティブの信用リスク（税引後利益なし）

不履行および減損デリバティブの信用評価調整について、損益計算書への計上から貸倒引当金への分類変更1,700万ドルの戻入れ（2011年9月中間期：200万ドル戻入れ、2011年3月中間期：1,500万ドル戻入れ、2010年9月終了年度：3,400万ドル繰入れ）。

・非継続事業

2009年に、法人部門は、最適な部門構造を決定するための新規戦略および事業目標の面から、既存の事業ポートフォリオを見直した。その結果、代替資産およびプライベート・エクイティ事業を含む、いくつかの商品分野で新規事業が中止となった。当グループの仕組信用仲介取引もまた、非継続事業に含まれ、信用リスク調整が信用スプレッドの市場変動および為替の変動により影響されるのに従い、利益または損失の変動をもたらすであろう。非継続事業の影響について以下に概説する。

	中間期			年度		
	2011年9月 (百万ドル)	2011年3月	増減率 (%)	2011年 9月終了 (百万ドル)	2010年 9月終了	増減率 (%)
非継続事業						
純利息収益	(2)	-	該当なし	(2)	2	大
その他営業利益	(35)	58	大	23	110	-79
営業利益	(37)	58	大	21	112	-81
営業費用	(10)	(4)	大	(14)	(14)	0
貸倒引当金および法人税控除						
前利益	(47)	54	大	7	98	-93
貸倒引当金	(9)	-	該当なし	(9)	(1)	大
税引前利益	(56)	54	大	(2)	97	大
法人税	10	(7)	大	3	(23)	大
純利益/(損失)	(46)	47	大	1	74	-99

(2) 形式上の調整の説明

	中間期			年度		
	2011年9月 (百万ドル)	2011年3月	増減率 (%)	2011年 9月終了 (百万ドル)	2010年 9月終了	増減率 (%)
基本利益	2,834	2,818	1	5,652	5,025	12
外国為替調整 ⁽¹⁾	該当なし	20	該当なし	該当なし	(52)	該当なし
形式上の調整	-	-	該当なし	-	41	-100
形式上の利益	2,834	2,838	0	5,652	5,014	13

注：(1) 外国為替変動の影響については、上記A(5)を参照のこと。

形式上の調整

損益計算書に対する形式上の調整は、以下の基準で計算されている。

- ・ OnePathオーストラリアおよびOnePathニュージーランド - 2009年11月30日に残り51%を買収。2010年9月終了年度は、持分法で計上された2か月の業績の除去と、購入価格調整および会社間消去を含む100%の所有権を想定した2か月の追加を含む。
- ・ ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド - 2009年11月21日から2010年6月12日までの様々な買収。2010年9月終了年度の形式上の数字は、3月中間期および9月中間期について推定された収益性予測に基づいている。費用は、買収が行われなければ生じなかった項目を調整している。引当金は、ANZの方法論に従って各資産種類について適切な損失率を用いた各国の予測に基づいている。買収の性質により、前期の損益項目の信頼できるデータは入手できない。
- ・ ランドマーク - 2010年3月1日買収。2010年9月終了年度の調整は、2010年の7か月間の実際の業績に基づいて算定されている。引当金は、買収中のデュー・デリジェンスの結論を2010年度のANZの方針およびリスク予測に一致させるよう調整したものにに基づいている。
- ・ 資金調達およびその他調整 - ING買収以前に調達された18億ドルの資本について生じた実際の利息の戻入れおよびその他会社間消去調整。
- ・ 形式上の調整は全て、2011年9月の為替レートを使用している。形式上の調整は貸借対照表に対しては行われていない。

2011年9月終了年度

	ランドマーク	RBS	OnePath			資金調達調整	買収合計
			オーストラリア	ニュージーランド	OnePath合計		
			(百万ドル)				
純利息収益	37	133	5	-	5	(2)	173
その他営業利益	1	95	143	14	157	(16)	237
営業利益	38	228	148	14	162	(18)	410
営業費用	(12)	(181)	(93)	(14)	(107)	-	(300)
貸倒引当金および法人税控							
除前利益	26	47	55	-	55	(18)	110
貸倒引当金	(15)	(35)	-	-	-	-	(50)
税引前利益	11	12	55	-	55	(18)	60
法人税費用	(3)	(3)	(20)	2	(18)	5	(19)
非支配持分	-	-	-	-	-	-	-
形式上の調整	8	9	35	2	37	(13)	41

(3) 法定利益の基本利益への調整

2011年9月終了年度

	法定利益	控除：法定利益への調整				
		買収費用および評価調整	自己株式調整	保険契約者の税グロスアップ	ニュージーランドの導管体に係る税金	ニュージーランドの税制変更
		(百万ドル)				
純利息収益	11,483	2	-	-	-	-
手数料収入(純額)	2,391	-	-	-	-	-
外国為替差益(純額)	817	-	-	-	-	-
売買目的商品に係る利益	356	-	-	-	-	-
富裕層資産運用からの純利益	1,405	3	48	208	-	-
その他	480	-	-	-	-	-
その他営業利益	5,449	3	48	208	-	-
営業利益	16,932	5	48	208	-	-
人件費	(4,775)	(24)	-	-	-	-
土地建物費	(685)	(4)	-	-	-	-
コンピュータ費	(1,041)	(19)	-	-	-	-
その他	(1,522)	(119)	-	-	-	-
営業費用	(8,023)	(166)	-	-	-	-
貸倒引当金および法人税控除前利益	8,909	(161)	48	208	-	-
貸倒引当金	(1,237)	-	-	-	-	-
法人税控除前利益	7,672	(161)	48	208	-	-
法人税	(2,309)	34	(7)	(208)	-	2
非支配持分	(8)	1	-	-	-	-
純利益	5,355	(126)	41	-	-	2

	控除：法定利益への調整		現金利益	控除：法定利益への調整		
	経済ヘッジ - 公正価値 評価益/損	収益および 投資ヘッジ		ニュージー ランド技術 統合	ニュージーラ ンド運用資産 の影響	非継続事業 - 信用仲介 取引
			(百万ドル)			
純利息収益	-	-	11,481	2	-	-
手数料収入(純額)	-	-	2,391	-	-	-
外国為替差益(純額)	-	(74)	891	-	(1)	-
売買目的商品に係る利益	(21)	-	377	-	62	4
富裕層資産運用からの純利益	-	-	1,146	-	-	-
その他	(147)	-	627	-	-	-
その他営業利益	(168)	(74)	5,432	-	61	4
営業利益	(168)	(74)	16,913	2	61	4
人件費	-	-	(4,751)	(18)	-	-
土地建物費	-	-	(681)	-	-	-
コンピュータ費	-	-	(1,022)	-	-	-
その他	-	-	(1,403)	(107)	-	-
営業費用	-	-	(7,857)	(125)	-	-
貸倒引当金および法人税控除前利益	(168)	(74)	9,056	(123)	61	4
貸倒引当金	-	-	(1,237)	-	-	-
法人税控除前利益	(168)	(74)	7,819	(123)	61	4
法人税	51	23	(2,204)	37	(22)	-
非支配持分	-	-	(9)	-	-	-
純利益	(117)	(51)	5,606	(86)	39	4

	控除：法定利益への調整		基本利益	加算：形式上の調整		形式上	
	非継続事業 - その他	減損デリバ ティブの信 用リスク		法定利益 への調整 合計	形式上 の調整	外国為 替調整	の利益
						(百万ドル)	
純利息収益	(2)	-	2	11,481	-	該当なし	11,481
手数料収入（純額）	3	-	3	2,388	-	該当なし	2,388
外国為替差益（純額）	-	-	(75)	892	-	該当なし	892
売買目的商品に係る利益	-	17	62	294	-	該当なし	294
富裕層資産運用からの純利益	-	-	259	1,146	-	該当なし	1,146
その他	16	-	(131)	611	-	該当なし	611
その他営業利益	19	17	118	5,331	-	該当なし	5,331
営業利益	17	17	120	16,812	-	該当なし	16,812
人件費	(13)	-	(55)	(4,720)	-	該当なし	(4,720)
土地建物費	-	-	(4)	(681)	-	該当なし	(681)
コンピュータ費	-	-	(19)	(1,022)	-	該当なし	(1,022)
その他	(1)	-	(227)	(1,295)	-	該当なし	(1,295)
営業費用	(14)	-	(305)	(7,718)	-	該当なし	(7,718)
貸倒引当金および法人税控除前利益	3	17	(185)	9,094	-	該当なし	9,094
貸倒引当金	(9)	(17)	(26)	(1,211)	-	該当なし	(1,211)
法人税控除前利益	(6)	-	(211)	7,883	-	該当なし	7,883
法人税	3	-	(87)	(2,222)	-	該当なし	(2,222)
非支配持分	-	-	1	(9)	-	該当なし	(9)
純利益	(3)	-	(297)	5,652	-	該当なし	5,652

2010年9月終了年度

	法定利益	控除：法定利益への調整				
		買収費用および評価調整	自己株式調整	保険契約者の税grossアップ	ニュージーランドの導管体に係る税金	ニュージーランドの税制変更
		(百万ドル)				
純利息収益	10,869	(2)	-	-	-	-
手数料収入(純額)	2,324	-	-	-	-	-
外国為替差益(純額)	747	-	-	-	-	-
売買目的商品に係る利益	354	-	-	-	-	-
富裕層資産運用からの純利益	1,099	-	(35)	215	-	-
その他	299	(217)	-	-	-	-
その他営業利益	4,823	(217)	(35)	215	-	-
営業利益	15,692	(219)	(35)	215	-	-
人件費	(4,289)	(75)	-	-	-	-
土地建物費	(639)	(3)	-	-	-	-
コンピュータ費	(866)	(19)	-	-	-	-
その他	(1,510)	(222)	-	-	-	-
営業費用	(7,304)	(319)	-	-	-	-
貸倒引当金および法人税控除前利益	8,388	(538)	(35)	215	-	-
貸倒引当金	(1,787)	-	-	-	-	-
法人税控除前利益	6,601	(538)	(35)	215	-	-
法人税	(2,096)	56	3	(215)	38	(36)
非支配持分	(4)	2	-	-	-	-
純利益	4,501	(480)	(32)	-	38	(36)

	控除：法定利益への調整		現金利益	控除：法定利益への調整		
	経済ヘッジ - 公正価値 評価益/損	収益および 投資ヘッジ		ニュージー ランド技術 統合	ニュージーラ ンド運用資産 の影響	非継続事業 - 信用仲介 取引
			(百万ドル)			
純利息収益	(1)	-	10,872	-	8	-
手数料収入(純額)	-	-	2,324	-	-	-
外国為替差益(純額)	-	34	713	-	-	-
売買目的商品に係る利益	(3)	-	357	-	10	69
富裕層資産運用からの純利益	-	-	919	-	-	-
その他	(199)	-	715	-	22	-
その他営業利益	(202)	34	5,028	-	32	69
営業利益	(203)	34	15,900	-	40	69
人件費	-	-	(4,214)	-	-	-
土地建物費	-	-	(636)	-	-	-
コンピュータ費	-	-	(847)	-	-	-
その他	-	-	(1,288)	-	-	-
営業費用	-	-	(6,985)	-	-	-
貸倒引当金および法人税控除前利益	(203)	34	8,915	-	40	69
貸倒引当金	-	-	(1,787)	-	-	-
法人税控除前利益	(203)	34	7,128	-	40	69
法人税	57	(10)	(1,989)	-	(6)	(15)
非支配持分	-	-	(6)	-	-	-
純利益	(146)	24	5,133	-	34	54

	控除：法定利益への調整			基本利益	加算：形式上の調整		形式上の利益
	非継続事業 - その他	減損デリバ ティブの信 用リスク	法定利益へ の調整合計		形式上 の調整	外国為 替調整	
	(百万ドル)						
純利息収益	2	-	7	10,862	173	(166)	10,869
手数料収入(純額)	3	-	3	2,321	65	(43)	2,343
外国為替差益(純額)	-	-	34	713	8	37	758
売買目的商品に係る利益	-	(34)	42	312	5	(5)	312
富裕層資産運用からの純利益	-	-	180	919	190	(7)	1,102
その他	38	-	(356)	655	(31)	(34)	590
その他営業利益	41	(34)	(97)	4,920	237	(52)	5,105
営業利益	43	(34)	(90)	15,782	410	(218)	15,974
人件費	(7)	-	(82)	(4,207)	(168)	100	(4,275)
土地建物費	(1)	-	(4)	(635)	(39)	16	(658)
コンピュータ費	(1)	-	(20)	(846)	(34)	15	(865)
その他	(5)	-	(227)	(1,283)	(59)	8	(1,334)
営業費用	(14)	-	(333)	(6,971)	(300)	139	(7,132)
貸倒引当金および法人税控除前利益	29	(34)	(423)	8,811	110	(79)	8,842
貸倒引当金	(1)	34	33	(1,820)	(50)	25	(1,845)
法人税控除前利益	28	-	(390)	6,991	60	(54)	6,997
法人税	(8)	-	(136)	(1,960)	(19)	2	(1,977)
非支配持分	-	-	2	(6)	-	-	(6)
純利益	20	-	(524)	5,025	41	(52)	5,014

[前△](#) [次△](#)

(4) 部門別基本利益 - オーストラリア

2011年9月終了年度

	リテール	商業	富裕層 (百万ドル)	その他	オーストラリア
純利息収益	3,476	2,275	57	13	5,821
その他外部営業利益	989	273	1,097	(1)	2,358
営業利益	4,465	2,548	1,154	12	8,179
営業費用	(1,954)	(868)	(672)	(12)	(3,506)
貸倒引当金および法人税控除前利益	2,511	1,680	482	-	4,673
貸倒引当金	(419)	(300)	8	-	(711)
税引前利益	2,092	1,380	490	-	3,962
法人税	(625)	(415)	(145)	-	(1,185)
非支配持分	-	-	-	-	-
基本利益	1,467	965	345	-	2,777

2010年9月終了年度

	リテール	商業	富裕層 (百万ドル)	その他	オーストラリア
純利息収益	3,203	2,093	61	27	5,384
その他外部営業利益	1,020	273	950	(21)	2,222
営業利益	4,223	2,366	1,011	6	7,606
営業費用	(1,882)	(806)	(562)	(6)	(3,256)
貸倒引当金および法人税控除前利益	2,341	1,560	449	-	4,350
貸倒引当金	(361)	(259)	37	-	(583)
税引前利益	1,980	1,301	486	-	3,767
法人税	(595)	(389)	(109)	-	(1,093)
非支配持分	-	-	-	-	-
基本利益	1,385	912	377	-	2,674

(5) 部門別基本利益 - アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ

2011年9月終了年度

	リテール	アジア・パ ートナーシップ	法人	オペレーショ ン&サポート	アジア太平 洋、ヨーロッ パおよびアメ リカ
	(百万米ドル)				
純利息収益	577	(70)	652	(1)	1,158
その他外部営業利益	353	391	652	2	1,398
営業利益	930	321	1,304	1	2,556
営業費用	(734)	(8)	(698)	(86)	(1,526)
貸倒引当金および法人税控除前利益	196	313	606	(85)	1,030
貸倒引当金	(37)	-	(76)	-	(113)
税引前利益	159	313	530	(85)	917
法人税	(38)	6	(121)	(16)	(169)
非支配持分	(1)	-	(2)	(6)	(9)
基本利益	120	319	407	(107)	739

2010年9月終了年度

	リテール	アジア・パ ートナーシップ	法人	オペレーショ ン&サポート	アジア太平 洋、ヨーロッ パおよびアメ リカ
	(百万米ドル)				
純利息収益	408	(55)	519	1	873
その他外部営業利益	185	353	456	(8)	986
営業利益	593	298	975	(7)	1,859
営業費用	(477)	(4)	(481)	(65)	(1,027)
貸倒引当金および法人税控除前利益	116	294	494	(72)	832
貸倒引当金	(63)	-	(70)	(6)	(139)
税引前利益	53	294	424	(78)	693
法人税	(21)	12	(83)	13	(79)
非支配持分	(3)	-	-	(3)	(6)
基本利益	29	306	341	(68)	608

(6) 部門別基本利益 - 法人

2011年9月終了年度

	トランザク ション・バン キング	グローバル・ ローンズ	グローバル・ マーケット (百万ドル)	リレーシ ョンおよ びインフ ラスト ラクチャー	法人
純利息収益	681	1,847	560	4	3,092
その他外部営業利益	580	185	1,003	46	1,814
営業利益	1,261	2,032	1,563	50	4,906
営業費用	(556)	(487)	(828)	(130)	(2,001)
貸倒引当金および法人税控除前利益	705	1,545	735	(80)	2,905
貸倒引当金	(35)	(206)	1	(18)	(258)
税引前利益	670	1,339	736	(98)	2,647
法人税および非支配持分	(184)	(367)	(220)	19	(752)
基本利益	486	972	516	(79)	1,895

2010年9月終了年度

	トランザク ション・バン キング	グローバル・ ローンズ	グローバル・ マーケット (百万ドル)	リレーシ ョンおよ びインフ ラスト ラクチャー	法人
純利息収益	610	1,733	857	26	3,226
その他外部営業利益	501	215	949	56	1,721
営業利益	1,111	1,948	1,806	82	4,947
営業費用	(489)	(442)	(705)	(112)	(1,748)
貸倒引当金および法人税控除前利益	622	1,506	1,101	(30)	3,199
貸倒引当金	21	(673)	(67)	(22)	(741)
税引前利益	643	833	1,034	(52)	2,458
法人税および非支配持分	(189)	(237)	(297)	43	(680)
基本利益	454	596	737	(9)	1,778

(7) 部門別基本利益 - ニュージーランド

2011年9月終了年度

	リテール	商業	富裕層	オペレーショ ンおよびサ ポート	ニュージーラ ンド
	(百万ニュージーランドドル)				
純利息収益	861	1,334	9	6	2,210
その他外部営業利益	287	127	195	(1)	608
営業利益	1,148	1,461	204	5	2,818
営業費用	(688)	(490)	(137)	(10)	(1,325)
貸倒引当金および法人税控除前利益	460	971	67	(5)	1,493
貸倒引当金	(78)	(140)	1	-	(217)
税引前利益	382	831	68	(5)	1,276
法人税	(115)	(249)	(10)	2	(372)
基本利益	267	582	58	(3)	904

2010年9月終了年度

	リテール	商業	富裕層	オペレーショ ンおよびサ ポート	ニュージーラ ンド
	(百万ニュージーランドドル)				
純利息収益	798	1,241	6	16	2,061
その他外部営業利益	302	143	154	(2)	597
営業利益	1,100	1,384	160	14	2,658
営業費用	(686)	(504)	(123)	(19)	(1,332)
貸倒引当金および法人税控除前利益	414	880	37	(5)	1,326
貸倒引当金	(149)	(365)	(2)	-	(516)
税引前利益	265	515	35	(5)	810
法人税	(79)	(154)	5	1	(227)
基本利益	186	361	40	(4)	583

(8) 部門と地理的地域との調整マトリックス

2011年9月終了年度

	地域別			形式上
	オーストラリア	アジア太平洋、 ヨーロッパおよびアメリカ	ニュージーランド	
	(百万ドル)			
オーストラリア	2,772	5	該当なし	2,777
部門別				
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	(46)	767	該当なし	721
法人	1,236	397	262	1,895
ニュージーランド	該当なし	該当なし	692	692
グループ・センター	(24)	(10)	(2)	(36)
控除：法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	該当なし	(397)	該当なし	(397)
形式上の利益	3,938	762	952	5,652
外国為替調整	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
形式上の調整	-	-	-	-
基本利益	3,938	762	952	5,652
法定利益と基本利益の調整	(104)	(72)	(121)	(297)
純利益	3,834	690	831	5,355

2010年9月終了年度

	地域別			形式上
	オーストラリア	アジア太平洋、 ヨーロッパおよびアメリカ	ニュージーランド	
	(百万ドル)			
オーストラリア	2,713	4	該当なし	2,717
部門別				
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	(35)	658	該当なし	623
法人	1,113	344	276	1,733
ニュージーランド	該当なし	該当なし	449	449
グループ・センター	(99)	(17)	(48)	(164)
控除：法人アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	該当なし	(344)	該当なし	(344)
形式上の利益	3,692	645	677	5,014
外国為替調整	(39)	65	26	52
形式上の調整	(30)	(9)	(2)	(41)
基本利益	3,623	701	701	5,025
法定利益と基本利益の調整	(330)	(181)	(13)	(524)
純利益	3,293	520	688	4,501

(9) アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ

以下の表はアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門に関する豪ドル建ての業績を示している。

米ドル建ての業績は、上記B(3)に示す。

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率
	(百万ドル)			(百万ドル)		
純利息収益	570	541	5	1,130	1,010	12
その他外部営業利益	648	694	-7	1,364	1,103	24
営業利益	1,218	1,235	-1	2,494	2,113	18
営業費用	(753)	(711)	6	(1,488)	(1,224)	22
貸倒引当金および法人税控除						
前利益	465	524	-11	1,006	889	13
貸倒引当金	(67)	(41)	63	(110)	(177)	-38
税引前利益	398	483	-18	896	712	26
法人税	(60)	(104)	-42	(166)	(83)	100
非支配持分	(4)	(5)	-20	(9)	(6)	50
形式上の利益	334	374	-11	721	623	16
外国為替調整	該当なし	13	該当なし	該当なし	62	該当なし
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(9)	-100
基本利益	334	387	-14	721	676	7

構成：

リテール	54	63	-15	117	39	大
アジア・パートナーシップ	163	141	16	311	313	-1
法人	163	228	-29	397	344	15
オペレーション&サポート	(46)	(58)	-21	(104)	(73)	42
形式上の利益	334	374	-11	721	623	16

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率 (%)	2011年	2010年	増減率 (%)
	(百万ドル)	(百万ドル)		9月終了	9月終了	
貸借対照表						
正味貸付金および前渡金（支払 承諾見返を含む）	38,779	30,946	25	38,779	27,118	43
その他外部資産	49,329	33,811	46	49,329	31,603	56
外部資産	88,108	64,757	36	88,108	58,721	50
顧客預金	64,824	52,795	23	64,824	46,604	39
その他預金および借入金	7,474	5,170	45	7,474	7,576	-1
預金およびその他借入金	72,298	57,965	25	72,298	54,180	33
その他外部負債	20,730	14,962	39	20,730	12,704	63
外部負債	93,028	72,927	28	93,028	66,884	39
リスク・アセット	57,234	47,545	20	57,234	43,218	32
平均正味貸付金および前渡金 （支払承諾見返を含む）	34,444	29,443	17	31,951	23,377	37
平均預金およびその他借入金	63,795	57,195	12	60,504	51,790	17
比率						
平均資産利益率（%）	0.79	1.03		0.90	1.03	
純平均預貸利鞘（%）	1.52	1.74		1.62	1.68	
純平均預貸利鞘（グローバル・ マーケットを除く）（%）	2.59	2.95		2.76	3.01	
営業利益に対する営業費用（形 式上）（%）	61.8	57.6		59.7	57.9	
営業利益に対する営業費用 （%）	61.8	57.6		59.7	55.2	
平均資産に対する営業費用 （%）	1.78	1.95		1.86	1.73	
個別引当金繰入額	76	52	46	128	153	-16
平均正味貸付金に対する個別引 当金繰入額の割合（%）	0.45	0.35		0.40	0.65	
一括引当金繰入額（戻入れ）	(9)	(9)	0	(18)	1	大
平均正味貸付金に対する一括引 当金繰入額（戻入れ）の割合 （%）	(0.06)	(0.05)		(0.06)	0.00	
不良資産純額	284	274	4	284	267	6
正味貸付金に対する不良資産純 額の割合（%）	0.73	0.89		0.73	0.98	
従業員総数	10,650	10,718	-1	10,650	10,332	3

(10) ニュージーランド

以下の表はニュージーランドに関する豪ドル建ての業績を示している。

ニュージーランドドル建ての業績は、上記B(5)に示す。

	中間期			年度		
	2011年9月	2011年3月	増減率 (%)	2011年 9月終了	2010年 9月終了	増減率 (%)
	(百万ドル)			(百万ドル)		
純利息収益	859	848	1	1,693	1,579	7
その他外部営業利益	238	232	3	466	472	-1
営業利益	1,097	1,080	2	2,159	2,051	5
営業費用	(513)	(511)	0	(1,015)	(1,035)	-2
貸倒引当金および法人税控除						
前利益	584	569	3	1,144	1,016	13
貸倒引当金	(92)	(75)	23	(166)	(395)	-58
税引前利益	492	494	0	978	621	57
法人税	(144)	(144)	0	(286)	(172)	66
形式上の利益	348	350	-1	692	449	54
外国為替調整	該当なし	(6)	該当なし	該当なし	16	該当なし
形式上の調整	-	-	該当なし	-	(2)	-100
基本利益	348	344	1	692	463	49

構成：

リテール	109	97	12	204	143	43
商業	224	225	0	446	277	61
富裕層	25	20	25	44	33	33
オペレーションおよびサポート	(10)	8	大	(2)	(4)	-50
形式上の利益	348	350	-1	692	449	54

貸借対照表

正味貸付金および前渡金（支払 承諾見返を含む）	68,174	65,059	5	68,174	67,239	1
その他外部資産	2,099	1,999	5	2,099	2,472	-15
外部資産	70,273	67,058	5	70,273	69,711	1
顧客預金	39,471	37,572	5	39,471	36,797	7
その他預金および借入金	3,758	2,106	78	3,758	5,561	-32
預金およびその他借入金	43,229	39,678	9	43,229	42,358	2
その他外部負債	13,218	13,363	-1	13,218	12,872	3
外部負債	56,447	53,041	6	56,447	55,230	2
リスク・アセット	38,299	37,533	2	38,299	39,355	-3
平均正味貸付金および前渡金 （支払承諾見返を含む）	67,659	67,516	0	67,587	69,964	-3
平均預金およびその他借入金	41,807	41,930	0	41,868	45,476	-8

	中間期			年度		
	2011年9月 (百万ドル)	2011年3月 (百万ドル)	増減率 (%)	2011年 9月終了 (百万ドル)	2010年 9月終了 (百万ドル)	増減率 (%)
比率						
平均資産利益率(%)	0.99	0.98		0.99	0.64	
純平均預貸利鞘(%)	2.50	2.44		2.47	2.30	
営業利益に対する営業費用 (%)	46.8	47.3		47.0	50.1	
平均資産に対する営業費用 (%)	1.46	1.44		1.45	1.47	
個別引当金繰入額	134	121	11	255	361	-29
平均正味貸付金に対する個別引 当金繰入額の割合(%)	0.40	0.36		0.38	0.52	
一括引当金繰入額(戻入れ)	(42)	(47)	-11	(89)	48	大
平均正味貸付金に対する一括引 当金繰入額(戻入れ)の割合 (%)	(0.13)	(0.14)		(0.13)	0.07	
不良資産純額	1,019	1,228	-17	1,019	1,097	-7
正味貸付金に対する不良資産純 額の割合(%)	1.49	1.89		1.49	1.63	
従業員総数	8,884	9,022	-2	8,884	9,073	-2

E . 最近の動向

以下は、2011年9月30日以降本書提出日までに生じたANZの最近の重要な動向である。

S&Pの新銀行格付け基準の実施後、ANZはAAカテゴリー内の格付けを維持した ANZおよびANZナショナル・バンクの格付けは、AA/安定的からAA-/安定的へと修正された。

2011年12月2日、ANZは、2011年11月9日に発表されたスタンダード・アンド・プアーズの新グローバル銀行格付け基準の実施を受けて、AAカテゴリー内の格付けを維持したことを確認した。

新グローバル銀行格付け基準の実施の一環として、スタンダード・アンド・プアーズは、ANZを含むオーストラリアの四大銀行の格付けは、AAの範囲内でAA/安定的からAA-/安定的へと1ノッチ引き下げられたと述べた。この変更は、S&Pによるオーストラリアの銀行業界のカントリーリスク評価スコアが1から2へと分類替えされたことを考慮している。

ANZの短期債務格付けは引き続きS&Pの短期格付けの最高であるA-1+である。

新S&P基準では、ANZの主要子会社の格付けはANZグループの格付けと依然として一致している。

- ・ ANZナショナル・バンク・リミテッドの格付けは現在、AA-/安定的、短期格付けはA-1+である。
- ・ OnePathライフ・リミテッドの格付けは現在、AA-/安定的であり、OnePathオーストラリア・リミテッドの格付けはA+/安定的である。

ANZは、IMF集団訴訟の対象であった5つの手数料のうち4つに関する、ANZに有利な連邦裁判所の裁定を歓迎する ANZは引き続き2012年の主審理において集団訴訟に対して防御していく。

2011年12月5日、ANZは、IMF(オーストラリア)リミテッドにより当行に対して起こされた集団訴訟の違約金に関する法律問題に関して、5種類の手数料のうち4つについて、オーストラリア連邦裁判所のANZに有利な裁定を歓迎する旨の声明を発表した。

連邦裁判所の審理は、5つの手数料が違約金とみなされるか、または銀行が提供するサービスに対する手数料であったかを決定するための第1段階であった。

ANZは、借越し手数料、引落とし不能手数料、利用限度額超過手数料および滞納手数料については、違約金と特徴付けることはできないという論証に成功した。連邦裁判所は1つの手数料、すなわち支払遅延手数料については違約金として特徴付けることができるかもしれないが、実際に違約金であるか否かについては2012年の主審理で検証するとの判断を行った。

これは複雑な事例であり、依然として予備的段階にあるものであって、ANZは来年も引き続きIMF訴訟に対して積極的に防御していく。

[前へ](#)

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし。

3【対処すべき課題】

当グループの戦略優先事項

当グループの第1の戦略的優先事項は、オーストラリア、ニュージーランドおよびアジア太平洋地域に重点を置いたスーパーリージョナルバンクとなることである。これには、地域全体の利益のリバランス、ならびに2017年までにアジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカからの収入が当グループの税引後利益の25%ないし30%となるようにすることが含まれる。

この戦略には3つの部分がある。

1. 地理： 当グループのオーストラリアおよびニュージーランドにおける強固な国内事業とアジア太平洋地域における存在感の成長との間の地域的な連結性を確保。
2. 能力： 経営面および国際的に有能な人材の確保、地域のテクノロジーおよびオペレーションセンターの優越性を維持、革新的商品の能力の支援、健全なガバナンスおよびリスク管理制度およびプロセスの確保。
3. 顧客： 当グループ顧客の支援、特色ある洞察の提供ならびにアジア太平洋地域内の取引、移動および投資フローの促進。

スーパーリージョナル戦略は2007年12月に開始され、これは以下の3つの主要な段階からなる。

- ・回復期（2007年 - 2009年）
 - 法人銀行業務におけるパフォーマンスを改善する。
 - ガバナンスおよびリスク・プロセスを強化する。
 - 国際的な銀行業の経験を深める。
 - 貸借対照表および資本管理への重点的取組みを継続的に確保する。
- ・凌駕期（2009年 - 2010年）
 - アジアに存在することから実際のビジネスへと移行する。
 - 強い国内フランチャイズを維持する。
 - 経営指標の強みを強化し、地域ハブの基盤を構築する。
 - 貸借対照表の構成および資金調達が多様性を改善する。
- ・凌駕および移行期（2011年 - 2017年）
 - スーパーリージョナル目標の完全な潜在力を実現する。
 - アジアへの、アジア内の、アジアからのフローから価値を獲得する。

戦略が開始されて以来、当グループは以下を達成してきた。

- オーストラリアおよびニュージーランドにおける事業強化のための補完的な買収。
- 法人部門の成長およびアジアでの重要な事業の構築のための投資。
- 2010年度中、ANZはアジア（フィリピン、ベトナム、香港、台湾、シンガポールおよびインドネシアを含む）におけるロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・グループPLCの厳選した事業を買収。
- 貸借対照表の強化および国際的レベルのチームの創設。
- 長期的目標を達成する能力を持つ持続可能な事業の構築。
- 顧客セグメントに重点的に取り組む組織再編。
- 従業員の能力向上を手助けするために訓練および開発により従業員を支援。

2011年3月、ANZは、以下を含む、スーパーリージョナル戦略および当行の2017年に向けた目標に関する追加の詳細を発表した。

- アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカからの収入を2017年までに当グループ利益の25%から30%とする。
- 貿易、投資およびアジア太平洋地域全体の人の流れに関連する機会を獲得するために、アジアへの、アジア内の、アジアからの関連性および成長に重点的に取り組む。
- オーストラリアおよびニュージーランドにおける更なる事業機会創出のために当グループの成長する地域との関係を利用することを含み、国内のパフォーマンスを促進する。
- 生産性向上およびANZを固定費用ベースからより柔軟な費用ベースへ移動させるために、優位性あるセンターとしてハブを構築する。
- 同意された計画表を通じてテクノロジーに投資する。これは、顧客チャネルおよび国境を越えたシステムの開発を優先させる。
- ANZの貸借対照表の強化ならびに地域別のリスク管理の文化および能力構築に継続的に重点を置く。

4【事業等のリスク】

当グループの活動は、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性のあるリスクに左右される。以下に記載するリスクおよび不確実性は当グループが直面する可能性のあるすべてのものではない。当グループが認識していないまたは当グループが現在重要でないといみなしているさらなるリスクおよび不確実性も影響を与える重要な要因になる可能性がある。以下に記載する、または記載していないリスクのいずれかが実際に生じた場合、当グループの事業、業務、財務状態または評判が深刻な悪影響を受ける可能性があり、その結果、当グループの株式または債券の取引価格が下落し、投資家は投資額のすべてまたは一部を損失することがある。

地域的または世界的な信用市場および資本市場における混乱を含む一般的な事業・経済情勢の変化は、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループの財務業績は、当グループが業務および取引活動を行う主要諸国および地域、すなわちオーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋地域、ヨーロッパおよび米国における経済情勢および事業活動の水準に主に影響される。当グループの事業、業務および財務状態はこれらの経済および事業環境の変化によりマイナスの影響を受ける可能性がある。

当グループが主要な業務および取引活動を行う市場における経済および事業環境は、国内外の経済事象、政治的事象、自然災害により、また世界の金融市場で発生する趨勢および事象により、影響を受ける。

2008年および2009年の世界金融危機は、多くの地域で、信用市場および株式資本市場における突然かつ長期にわたる混乱、世界の経済活動の収縮、ならびに世界中の金融サービス機関に依然として持続する多くの課題をもたらした。より最近では、ソブリン・リスク（特にヨーロッパにおいて）ならびにヨーロッパおよび世界の金融機関に与えるその影響の可能性が、世界経済の回復見通しに大きなリスクとして浮上してきた。世界金融危機の影響およびその結果（例えばソブリン・リスクの高まり）は世界の経済活動および資本市場に引続き影響を与える。

世界金融危機の経済的影響は広範に広がっており、リテール販売、個人および事業の貸付の伸び、住宅貸付ならびに事業および消費者心理に良くない影響を与えるに至った。これらの経済的要因のいくつかはその後改善したが、世界金融危機による継続中の長期の影響およびそれに続く金融市場のボラティリティならびにより最近のヨーロッパにおけるソブリン債務危機（およびそれによる悪影響の可能性）は、これらおよび消費者および企業行動のその他の分野での脆弱性および調整を示唆する。

ニュージーランド経済もまた、より変動の激しい市場および悪化する資金調達条件に対して脆弱である。オーストラリア、ニュージーランドおよび一部のアジア太平洋諸国の経済情勢は、多数のヨーロッパ諸国およびアメリカにおけるよりも程度は低いが、依然として厳しい状況にある。

これら諸国の厳しい経済状況が持続またはさらに悪化した場合、住宅、商業用または地方不動産市場の資産価値が下降し、失業が増加し、企業および個人所得が悪影響を受ける可能性がある。また、世界市場（株式、不動産およびその他資産市場を含む）の悪化は、当グループの顧客ならびに当グループが貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーに対して保有する担保に影響を与え、これは貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーを回収する当グループの能力に影響を与える可能性がある。

これら経済および事業へのマイナスの影響のすべてまたはいずれかが、当グループの商品およびサービスに対する需要の減少、ならびに / または貸付およびその他債権のデフォルトならびに不良債権の増加の原因となる可能性があり、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループが需要の落込みまたは予想を下回る収益に対応してコスト構造、商品、価格設定または営業活動を適合させられない場合、当グループの財務実績はまた悪影響を受ける。同様に、当グループが業務を行う国々における経済、全般的な事業環境または経営環境の悪方向への変化のために、予想を上回るコスト（与信費用を含む）を負担する可能性がある。

当グループの実績および業績に悪影響を与える可能性のあるその他の経済および財務上の要因または事象には、為替レートおよび金利の水準およびボラティリティ、インフレーションおよびマネー・サプライの変化、債券および株式資本市場双方の変動、例えばアジアにおける需要減による商品価格下落ならびに消費者心理および景況感の低下が含まれるが、これらに限られない。

世界中で発生している地政学的な不安定、例えば紛争の恐れや可能性または実際の紛争、例えば中東で進行している衝突などもまた、世界の金融市場、全般的な経済および事業環境ならびにある国において当グループが営業または取引を継続する能力に悪影響を与える可能性があり、これは翻って当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

例えばサイクロン、洪水および地震（これらに限定されない。）などの自然災害、ならびにかかる災害が経済市場および金融市場に与える国内および世界の状況への影響は、直接または間接的に影響を受けた諸国において当グループが営業または取引を継続する能力に悪影響を与える可能性があり、翻って当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。地震および最近のクライストチャーチの地震に関するより詳細なリスクは、「当グループは将来の気候変動、地質学的な事象、植物および動物の疾病ならびにその他外因性事象の影響に晒される可能性があり、これが当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。」の項目を参照のこと。

為替レートの変動が、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

他通貨に対する豪ドルおよびニュージーランドドルの最近の高騰は、オーストラリアおよびニュージーランドの農業輸出、国際観光、大規模製造業者および輸入と競合する製造業者を含め経済の一定部分に悪影響を与えており、かつ継続して悪影響を与える可能性がある。同様に、豪ドルまたはニュージーランドドルが他通貨に対して下落すればヘッジされていないエクスポートの豪ドルまたはニュージーランドドルで計算した元利金支払債務が増加する。ニュージーランドドル、米ドルおよびその他通貨に対する豪ドル高は、マイナスの換算効果を与えてきており、将来の豪ドル高は当グループのオーストラリア以外の事業、特にニュージーランドおよびアジア事業（概ね豪ドル以外の通貨ベースである。）からの業績により大きなマイナスの影響を与える可能性がある。当グループは通貨の価値上昇の影響を一部軽減するために適切にヘッジを用いているが、これにも関わらず、価値上昇は当グループの収入に好ましくない影響を与える可能性がある。

競争は、特にオーストラリア、ニュージーランドおよび当グループが業務を行うアジア市場における当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループが業務を行う市場は、非常に競争が激しく、特に高い成長が見込まれるまたは高い需要があると考えられるセグメント（例えば顧客預金）においては一層競争が激化する可能性がある。競争リスクに貢献する要因には、産業界の規制、合併と買収、顧客のニーズおよび好みの変化、新規参入、新たな流通およびサービス手法の発達、競合相手による商品の一層の多様化ならびに銀行およびノンバンクの競合相手の業務を管理する規則の規制変更が含まれる。例えば、オーストラリアおよびニュージーランドの金融サービス部門における変更は、従来銀行が提供してきた自動支払システム、住宅ローンおよびクレジットカードなどの商品やサービスをノンバンクが提供することを可能にした。さらに、オーストラリアおよびニュージーランド以外の法域で設立された銀行は異なる規制基準に従っているため、なかには他より低いコスト構造をもつ銀行もある。顧客獲得競争の高まりは、当グループの純預貸利鞘の圧縮、あるいは顧客の勧誘と維持を目的とした広告費および関連費の増大につながる可能性もある。

加えて、2010年後半にオーストラリア政府は、オーストラリアにおいて競争力がある持続可能な銀行制度を推進するという表明した目的で一連の方策を発表した。この政策の変更に対応して生じる規制上の変更または行動上の変化は、銀行商品または業務から生じる当グループの収益を制限または減少させる効果を持つ可能性がある。これらの規制上の変更はまた、営業費用上昇の結果を招く可能性もある。収益の減少もしくは制限または営業費用の上昇は、当グループの収益性に悪影響を与える可能性がある。

競争の激しい市場の状況は、特に当グループの主要市場においては、当グループの市場シェアまたは利鞘の侵食につながる可能性があり、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

金融政策の変更は当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

オーストラリア準備銀行（「RBA」）およびニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）はそれぞれオーストラリアおよびニュージーランドで通貨および信用の需要に影響を与えるため、政策金利を設定している。それらの政策は、当グループの貸付および投資資金コスト、および当グループがそれらの貸付および投資からあげるリターンにかなりの影響を与える。これらの要因の双方は当グループの純預貸利鞘に影響を与え、当グループが保有する債券およびヘッジ商品などの金融商品の価値に影響を与える可能性がある。RBA、RBNZおよびその他関連する中央金融当局の政策はまた、当グループの借入者に影響を与える可能性があり、借入金返済を履行できないリスクを潜在的に増加させる。RBAおよびRBNZの政策の変更を正確に予測することは困難である。

ソブリン・リスクが世界の金融市場を不安定化させ、当グループを含むすべての市場参加者に悪影響を与える可能性がある。

ソブリン・リスク、または外国政府が債務契約につき不履行となる、必要な際の借入を増やす、もしくは満期を迎えたときに債務の借換えができないリスクが、世界経済の回復の見通しに対するリスクとして現れてきている。このリスクは特にいくつかのヨーロッパ諸国に関連するが、これはこれらの地域に限られない（そして米国を含む）。1つの国家が債務不履行となる場合、他の市場および国へ連鎖的な影響を与える可能性があり、その結果は、予測は困難であるが、現在経験している状況または世界金融危機の期間中に経験した状況に類似もしくはそれより悪い可能性がある。かかる事象は再び世界の金融市場を不安定化させ、当グループを含めたすべての市場参加者に悪影響を与えるかもしれない。

大口預金およびホールセール資金調達に係るオーストラリア政府保証制度ならびにホールセール資金調達に係るニュージーランド政府保証制度の撤回は、当グループの資金調達および流動性へのアクセスに悪影響を与える可能性がある。

世界金融危機に対応して、政府が資金拠出する多数の金融安定化包括政策（中央銀行債務の保証を含む。）がオーストラリアおよびニュージーランドを含む、世界中で導入された。国際資本市場および流動性の状態は、世界金融危機の後改善し、銀行は非政府保証資金を調達することが可能となった。ホールセール資金調達に関連するオーストラリアおよびニュージーランドにおけるものを含み、多くのかかる政府拠出金融安定化包括政策が終了または徐々に撤回された。より最近では、ソブリンリスクの上昇およびそれに続く金融市場のボラティリティが再び発生した。金融状況が改善する、または状況が悪化した場合政府拠出の金融安定化包括政策が再び導入されるかは不確実である。

政府拠出の金融安定化制度がないことは、世界の金融システムまたは地域の金融システムへのストレスにつながる可能性があり、当グループならびにその顧客およびカウンターパーティーに悪影響を与える可能性がある。特に、これは当グループが資金調達源にアクセスする能力に悪影響を及ぼし、当グループの流動性ポジションの低下および資金調達コストの上昇を招く可能性があり、当グループの事業、業務および財務状態にマイナスの影響を与える可能性がある。

当グループは流動性および資金調達リスクに晒されており、それが当グループの事業、業務および財務状態を悪化させる可能性がある。

流動性リスクは、当グループが預金者への支払や満期になったホールセール債券の支払を含め、期日どおりに債務支払を履行することができない、または当グループが資産の増加に対して融資する能力が不十分であるというリスクである。流動性リスクは、資金収入と資金支出の間のタイミングのミスマッチのため、すべての銀行業務に内在するものである。

低下した流動性は、当グループの借入コストの増加につながり、新規貸付量を抑制する場合があります。それにより当グループの収益性が悪影響を受ける可能性がある。当グループに対する投資家の信頼の顕著な悪化によって、当グループの借入コストならびに当グループの現在の業務および資金調達は重大な影響を受ける可能性がある。

当グループは、確実に融資債務を履行し続けるため、またANZの事業を全般的に維持あるいは成長させるため、オーストラリアおよびオフショア市場内で顧客預金およびホールセール資金調達を含む様々な調達源から資金を調達する。当グループの資金調達の構成は、本書の「第3 事業の状況 - 1 業績等の概要 - A (10) 流動性リスク」の「資金調達」に説明される。体系的な流動性ストレスの時期、当グループに対する市場の信頼が損なわれた時、またはオーストラリア内外からの資金調達が利用できないもしくは抑制された時に、当グループの資金調達源および流動性を利用する能力は、抑制される可能性があり、流動性リスクに晒されることになる。これらのいずれの場合も、ANZは代替的な資金調達を探すことを余儀なくされる可能性がある。かかる代替的資金調達手段の利用可能性、および利用可能な条件は、そのときの市場状況およびANZの信用格付け等の様々な要因に依存する。たとえ利用可能であっても、これら代替手段のコストは高いもしくは不利な条件であるかもしれない。

世界金融危機以降、米国住宅ローン業界、さらに全般的に米国およびヨーロッパ市場の動向（最近のヨーロッパのソブリン債務の問題および2011年8月5日付スタンダード・アンド・プアーズによる米国長期国債格付けの引下げを含む。）は、資金調達コストの上昇を含め、世界の資本市場の流動性に悪影響を及ぼしてきた。これらの市場情勢の将来の悪化は、当グループが事業に資金を賄い、および事業を成長させるのに必要なタイミングかつコスト効率の良い方法で、満期を迎える債務を借換え、および資金調達を利用する能力を制限する可能性がある。

当グループは信用格付け変更のリスクに晒されており、それが当グループが資本およびホールセール資金を調達する能力に悪影響を与える可能性がある。

ANZの信用格付けは、資本およびホールセール資金調達の利用およびコストの両方に顕著な影響を与える。信用格付けは、関連信用格付け機関がANZの募集する証券への投資を推奨するものではない。信用格付けは関連信用格付け機関によっていつでも撤回、限定、修正または保留されることがあり、またそれらが決定される方法が修正される可能性がある。ANZの信用格付けの低下または格下げの可能性によって、株式およびホールセール債券市場の利用が制限され、資金調達コストの増加につながる可能性があると同時に、カウンターパーティーがANZと取引しようとする意思に影響を与える可能性がある。さらに、ANZ（および世界の銀行）が発行する個別の証券（Tier 1資本およびTier 2資本証券を含むがこれらに限られない）の格付けは、格付け機関が利用する格付け方法論の変化によってその時々に影響を受ける可能性がある。格付け機関は、法律もしくは規制上の変更またはその他市場の発展に応じてその方法論を改正することがある。

当グループは、その自己資本の管理において課題に直面する可能性があり、それによって当グループの自己資本比率に大きなボラティリティを引き起こす可能性がある。

当グループの自己資本は、当グループの事業を管理し資金を調達する能力にとり不可欠である。当グループは、APRA、RBNZ、英国金融庁、米国規制機関および当グループが業務を行う様々なアジア太平洋の法域を含むがそれらに限定されない規制機関により、適切な規制目的上の自己資本を維持することを義務付けられている。

現在の規制上の要件のもとで、リスク・アセットおよび予想貸付損失はカウンターパーティーのリスク度合いの悪化に従い増加する。これらの追加的な規制目的上の自己資本の要件により、ストレス時に増加した貸倒引当金および利益減少のために、資本がさらに減少する。その結果、自己資本比率における変動性がより高まる可能性があり、当グループが追加資本の調達を求められる可能性がある。必要とされる追加資本が利用可能であるか、または合理的な条件で調達可能であるかについては確実ではない。

世界および国内の規制機関は、特に、銀行、資産運用会社および保険会社の流動性および自己資本比率の強化のための諸提案（バーゼル の提案を含む）を発表している。これらの提案は、規制変更から生ずる何らかのリスクとともに、下記「規制変更または規制基準、法律もしくは方針を遵守できないことは、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。」の項目に記載される。

当グループに影響を与える資本管理制度についてのさらなる詳細は、「第3 事業の状況 - 1 業績等の概要 - A(11)自己資本管理」に記載される。

当グループは信用リスクに晒されており、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

金融機関として、当グループは取引相手への信用供与に関するリスクに晒されている。全般的、または特定の産業部門あるいは地理的地域であれ、または自然災害であれ、好調でない事業あるいは経済情勢によって、顧客またはカウンターパーティーは合意条件に従い債務を履行できない可能性がある。例えば、天然資源部門の当グループの顧客およびカウンターパーティーは、中国経済の景気後退が長期化する場合悪影響を受ける可能性がある。また、観光業および製造業の当グループの顧客およびカウンターパーティーは他通貨に対する最近の豪ドル価値上昇により悪影響を受けているかもしれない。当グループは貸倒れをカバーするための引当金を保有している。これらの引当金の額は、現在の情報に基づき、現貸付ポートフォリオに内在する減損の程度を評価することによって決定される。この過程は、当グループの財務状態および業績に不可欠なものであるが、どのように現在および将来の経済情勢が借入者の貸付金返済能力を損ねるかという予想を含む、困難で主観的、複雑な判断を必要とする。しかし、評価が行われる情報が不正確である場合、または当グループが情報を正確に分析できない場合、信用減損の引当金は不十分である可能性があり、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与えかねない。

さらに、顧客と与信取引を行うかあるいは他の取引を行うかを判断するにあたり、当グループは、財務諸表およびその他の財務情報を含む、顧客あるいは顧客の代理により提供された情報に依拠する。また、当グループはそれらの情報の正確性および完全性に関しては顧客の説明に依拠し、財務諸表に関しては独立監査人の報告書に依拠する。当グループの財務実績は、不正確あるいは著しく誤解を招く恐れのある情報に依拠する場合、マイナスの影響を受ける可能性がある。

当グループの取引、貸付、デリバティブおよびその他の活動に関連する、第三者による契約不履行の増加は、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループは、カウンターパーティーが、その契約債務を履行することができない、あるいは履行を拒否する結果として起きる、信用関連の損失を被る潜在的リスクに晒されている。あらゆる金融サービス機関と同様、当グループは、適切な時期に第三者が当グループに対する金融債務を履行する第三者の能力に依存する貸付、取引、デリバティブおよびその他の事業に関連して、カウンターパーティーリスクを負う。当グループはまた、特定の状況において第三者に対する権利が強制執行できないかもしれないというリスクに晒されている。

信用供与のエクスポージャーはまた、カウンターパーティーの財務状態、担保として当グループが保有する資産価値、当グループが保有するカウンターパーティーの証券および債務の時価の悪化を含む様々な要因によっても増加する可能性がある。信用損失によって、金融サービス機関が重大な損失を被ったり、場合によっては破綻するようなケースが生じており、また生じる可能性がある。当グループの信用供与のエクスポージャーに重大な予期しない信用損失が生じる場合、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を及ぼしかねない。

オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の弱体化は当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

住居、商業用および地方不動産への融資は、不動産開発および投資不動産向け融資を含む不動産金融とともに、当グループにとって重要な事業である。全般的に、不動産市場には変動性がある。オーストラリアの住宅価格はいくぶん減速し、RPデータ-リスマーク住宅価格指数は2011年10月終了の12か月間で4.7%低下した。そしてこれはまだ当グループの事業活動および財務状態に重大な影響を与えていないが、さらなる悪化が当グループの業績に悪影響を及ぼさないという保証はない。

オーストラリアにおける更なる不動産の評価減、またはニュージーランドもしくはANZが事業を行うその他市場における不動産の評価減によって、当グループが実行できる新規貸付額が減る可能性があり、および/あるいは既存の貸付により被る可能性のある損失が増える可能性がある。いずれにせよ、当グループの財務状態および業績に重大な悪影響を与える恐れがある。オーストラリアおよびニュージーランドの住宅市場の著しい低迷または当グループが事業を行うその他市場における減少は、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループは市場リスクに晒されており、その事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループは、金利、為替レート、信用スプレッド、株式価格および指数、商品価格、債券、ならびにデリバティブを含むその他金融契約の変動から生じる当グループの収益に対するリスクである市場リスクの制約を受ける。これらのリスクから生じる損失は当グループに深刻な悪影響を与える可能性がある。当グループは、いくつかの異なる通貨で事業を行っているため、当グループの事業は、為替レートの変化により影響を受ける可能性がある。さらに、当グループの年次報告書および中間報告書は豪ドルで作成・提示されるため、当グループが収益をあげる他の通貨（特にニュージーランドドルおよび米ドル）に対する豪ドルの高騰は、報告された収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの資産運用および保険事業の収益性はまた、信用、流動性またはその他問題を原因とする投資市場の変化および世界の証券市場の低迷により影響を受ける。

当グループは、信用仲介および金融保証会社に関連するリスクに晒されており、その事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

2004年から2007年にかけて、当グループは、一連の仕組み信用仲介取引に参入した。当グループはこれらのストラクチャーに関するクレジット・デフォルト・スワップを利用したプロテクションを売り、その後、リスクを低減するために米国の金融保証会社8社から同じストラクチャーに係るクレジット・デフォルト・スワップを通じてプロテクションを買った。元になるストラクチャーは、合成債務担保証券（CDOs）、外部のローン担保証券（CLOs）のポートフォリオまたは特定社債/変動利付社債（FRNs）に関するクレジット・デフォルト・スワップ（CDSs）を含んでいる。

デリバティブであるため、売却されたプロテクションおよび購入されたプロテクションはいずれも時価評価である。世界金融危機が始まる前は、これらのポジションの評価額の動きは大きくなく、無担保の金融保証会社から購入したプロテクションにかかる信用評価調整（「CVA」）手数料はわずかであった。

世界金融危機の最中およびその後、仕組み信用取引の市場価格は増加し、金融保証会社は格下げされた。この影響の組合せは金融保証会社からの購入プロテクションに対するCVA手数料を増加させた。市場価格および従ってCVAの不安定さは、信用スプレッドおよび米ドル/豪ドルレートにおける不安定さを前提として、引続き存続するであろう。

当グループはオペレーショナル・リスクに晒されており、その事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、社内手続き、人員およびシステムの不十分もしくは障害、または外的事象から生ずる損失リスクである。オペレーショナル・リスクは法的なリスクおよび評判の喪失リスク、環境への損害、ならびに健康および安全のリスクを含むが、戦略的なリスクは含まない。

オペレーショナル・リスクによる損失には、罰金、刑罰、資金もしくは資産の損失もしくは盗難、訴訟費用、顧客補償、株主価値の喪失、評判の喪失、生命損失もしくは負傷ならびに資産および/または情報の損失を含む。

すべてのオペレーショナル・リスクは少なくとも財務上の結果をもたらす。当グループが晒されているオペレーショナル・リスクの例には、以下から生ずるリスクがある：内部不正行為、社外の詐欺、雇用、保健または安全に関する法令または合意に反する行為、専門的な顧客および法的義務を満たせないこと、事業の中断またはシステムの不具合、取引を正確に実行できないこと（内部再編を含むがそれに限られない）、不十分なプロセス管理および第三者によりもたらされた失敗。

業務運営上の障害、中断、不作為または計画外の事態の結果発生する直接的または間接的損失は、当グループの財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。

ITシステムの混乱、あるいは新規技術システムの配備の失敗は、当グループの事業を大いに妨害する可能性があり、これはその事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループは情報システムおよびITに高く依存しており、これらまたは当グループが使用もしくは依存するサービスが機能しなくなる可能性がある。

当グループの日常業務の大半はコンピュータ化されており、ITシステムは顧客との効果的なコミュニケーションを維持する上で不可欠である。晒されるシステム・リスクには、ITシステムあるいはデータセンターの設備の全体もしくは部分的な障害や、特に業界の進展に対して遅れをとることによって生じる社内および第三者のITシステムの不備、および成長に効果的に対応し、既存および将来的な買収および提携を統合する既存システムの能力を含む。

これらのリスクを管理するために、当グループは然るべき場所に災害復旧および情報技術ガバナンスを有している。しかし、これらのシステムのいずれの障害も事業の中断、顧客の喪失、金銭的補償、評判の失墜、および/あるいは当グループの競争的地位の弱体化を招きかねず、これは当グループの事業に悪影響を与え、当グループの財務状態および業務に重大な悪影響を与えかねない。

さらに、規制上の要求を満たし、情報セキュリティを確保し、コンピュータ化された当グループの顧客向けバンキング・サービスを強化し、当グループの事業の様々なセグメントの統合を支援するために、当グループは、継続的に新しいITシステムを更新・実施する必要がある。当グループは、これらのプロジェクトを効果的に実施したり、それらを効率的に実行したりできないかもしれないが、それによってプロジェクト費用の増加や規制要件遵守能力の遅延、当グループの情報セキュリティ管理の失敗、あるいは当グループの顧客に対するサービス能力の減退を招く可能性がある。

当グループは情報セキュリティに関連するリスクに晒されており、その財務実績および評判に悪影響を与える可能性がある。

情報セキュリティとは、情報および情報システムを不正なアクセス、使用、開示、中断、修正、閲覧、調査、記録または破壊から守ることを意味する。銀行として、当グループは、その顧客およびその内部業務について相当量の個人情報および機密情報を扱う。

当グループは、当グループの情報セキュリティ方針の採用および実施を担当する情報セキュリティ案件の専門家チームを雇用している。当グループは、情報セキュリティへの脅威が継続して進展していることを認識しており、そのため当グループは、新しい脅威を認識し、進化するリスクを緩和し、方針および手続きを更新し、最良の実践を維持することを確実にするために、定期的な内部および外部レビューを行う。しかし、情報が不注意にもしくは不適切にアクセスもしくは配布されたり、または違法にアクセスもしくは盗難されるかもしれないリスクがある。機密情報の不正使用は、プライバシー法違反、規制上の制裁、法的訴訟および補償請求または当グループの市場での競争的地位へのダメージとなる可能性があり、これは当グループの財務状況および評判に悪影響を与える可能性がある。

当グループはレピュテーション・リスクに晒されており、その事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

レピュテーション・リスクは、外的事象あるいは当グループ自身の活動の結果として発生し、公衆（当グループの顧客を含む）、株主、投資家、規制機関または格付け機関がもつ当グループに対する認識に悪影響を与える可能性がある。リスク事象の当グループの評判への影響は、リスク事象自体のあらゆる直接費用を上回り、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。したがって、当グループのレピュテーションに対する打撃は、当グループの収益性、資金調達能力および費用ならびに新事業機会の可用性への悪影響を含め、広範な影響を与える可能性がある。

主要スタッフの予期しない損失または人材の不適切な管理が当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある

当グループが相応な能力があり熟練した従業員を引き付け維持する能力は、その戦略目標を達成するのに重要な要因である。当グループにおいて、最高経営責任者および最高経営責任者のマネジメント・チームが、当グループの戦略的方向性の設定、経営の成功および成長に不可欠である技能および評判を持ち、彼らの辞職、退職、死亡または病気による予想外の喪失はその業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。さらに、当グループは将来、重要な役職に有能な人物を引き付けることが困難になる可能性があり、それがその事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループは将来の気候変動、地質学的事象、植物および動物の疾病ならびにその他外因性事象の影響に晒される可能性があり、これが当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

科学的観察および気候モデリングは、極端な天候事象の発生が頻度および程度ともに増加する可能性のある世界的な気候システムの変化を指摘している。気候変動の起こりうる影響には、暴風雨、旱魃、火災、サイクロン、ハリケーン、洪水および海面水位上昇がある。かかる事象およびその他類似の事象は、当グループの不動産ならびに当グループの顧客の住宅および商業資産の浸水および損害のリスクをもたらす。時には、これは、一部の当グループのサービスの提供を一時的に中断または制限する可能性があり、またこれらの顧客に対する信用ファシリティに関連する当グループの担保ポジションに悪影響を与える可能性もある。

将来の気候変動の影響を正確に予測することは困難であるが、それでもなお当グループの将来の事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性があるリスクとして考慮すべきものである。

気象に加え、地質学的事象およびそれらに関連する事象（例えば火山活動もしくは地震活動、津波）またはその他外因性の事象（例えば植物および動物の疾病もしくはインフルエンザの大流行）もまた、通常の事業活動を激しく混乱させ、当グループの事業、業務および財務状態にマイナスの影響を与える可能性がある。

ニュージーランドにおいては、2010年9月以降多数の大地震がクライストチャーチ地域に影響を与え、広範な不動産およびインフラストラクチャーへの損害、および死亡者をもたらした。損害の大半は公的（地震委員会）および民間保険によりカバーされたが、不動産価値およびニュージーランド全体の将来の保険および再保険の補償範囲水準にマイナスの影響を与える可能性がある。クライストチャーチまたはその他の人口の多い地域におけるそれに続く地震は、不動産価値およびANZが貸付を担保するために利用する不動産に対する保険に加入する能力にさらに悪影響を与える可能性がある。地震などの地質学的事象によるニュージーランドの不動産価値の減少は、貸倒れを増やし、ANZの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

規制変更または規制基準、法律もしくは方針を遵守できないことは、当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループは、オーストラリア、ニュージーランド、ならびにANZが営業、取引あるいは資金調達を行っている、あるいは当グループがなんらかの関係を有しているその他の国々（英国、米国、香港、シンガポール、日本、中国およびアジア太平洋地域内のその他国々を含むがこれらに限定されない）における法律、規制、政策および慣例の対象となる。特に、当グループの銀行業、資産運用および保険業務は、主にその流動性レベル、資本、支払能力、引当金および保険契約の条項に関して包括的な規制の対象である。

規制は国によって異なるが、一般的に預金者、被保険者、それ以外の銀行業商品の顧客および銀行・保険業システム全体を保護するように設計されている。

APRA、RBA、およびオーストラリア証券投資委員会（ASIC）を含むその他の金融業界規制組織を含むオーストラリア政府ならびにその省庁は、当グループを監督している。RBNZ、金融市場監督局および商業委員会を含む、ニュージーランド政府およびその省庁は、ニュージーランドの当グループの業務を監督している。当グループが事業、取引、あるいは資金調達をオーストラリアやニュージーランド以外の国々において行う限り、あるいはそれらの国々となんらかの関連がある限り、かかる活動は、これらの国々の法律、およびこれらの国々の省庁による規制の対象となる可能性がある。かかる規制省庁機関は、一例をあげると、米国の連邦準備制度理事会、米国財務省、米国通貨監督庁、米国海外資産管理局、英国の金融庁、シンガポール金融管理庁、香港金融管理局、中国銀行業監督管理委員会、関東財務局ならびにそれらの国々およびその他の関連国におけるその他の金融規制組織を含む。さらに、当グループのアジア太平洋地域での拡大および成長は、同地域における多数の異なる法的小および規制上の制度を遵守する必要を生じさせる。

それらのいずれかの法域における基準、法令、あるいは政策を遵守しないならば、これらあるいはその他の規制省庁による制裁、規制当局が持つ裁量権の行使または影響を受けた当事者による補償訴訟を招き、当グループの評判を著しく損ねかねない。これらの規制要件は当グループの事業または柔軟性を制限する限り、当グループの収益性および見通しに悪影響を与える可能性がある。

これらの規制その他の政府省庁（歳入および税務当局を含む）は、頻繁に銀行および税法、規制、慣例や政策を再検討する。法規制、慣例あるいは政策の解釈あるいは運用の変更を含む、法規制、慣例あるいは政策に対する変更は、実質的、また予想しない方法で当グループに影響を及ぼす可能性がある。これらは銀行の流動性の要求水準および適正資本の引上げや、当グループが提供できる金融サービスおよび商品の種類の制限、および／あるいはノンバンクによる競争力のある金融サービスあるいは商品の提供能力の強化、ならびに会計基準、税務法制および健全性規制要件に対する変更を含む可能性がある。

世界金融危機の結果、規制当局は当グループに影響を与える金融上の規制に様々な修正を加える提案を行った。APRA、バーゼル銀行業監督委員会（「バーゼル委員会」）および当グループが存在するその他法域の規制当局は、銀行および保険部門の回復力強化に関して協議文書および提案を発表した。これには、銀行部門の自己資本および流動性要件を強化する提案を含む。さらに、米国は、米国内の金融機関および金融活動に著しい影響を与えるドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法を可決した。

オーストラリア、米国および当グループが業務を行うその他国々において、これらの提案されている規制上の変更の最終的な形式については、依然として不確定であり、いずれかのかかる変更は当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。変更により、当グループは、事業構成を変更し、経営陣の配慮すべきが増える結果追加コストを負担し、質の高い追加資本（例えば普通株式）をさらに調達し、流動性資産を追加的に高水準で保有し、当グループの資産満期プロフィールにより密接に一致するよう短期ホールセール資金調達と代替するための長期ホールセール資金調達を追加で引き受ける等の可能性がある。

いずれかの法域における当グループの免許の予期しない変更はその事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループは、業務を行うさまざまな国、州および特別地域で営業する免許を取得している。政府、当局または規制省庁により、当グループがこれまで許可されていた方法での取引を禁止または制限するような予期できない変更が営業免許の条件になされた場合には、当グループの財務業績に悪影響を与える可能性がある。

当グループは保険リスクに晒されており、その事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

保険リスクは、現在および将来の保険請求率の予想外の変化による損失のリスクである。生命保険事業において、保険リスクは主に、死亡率（死亡）および疾病率（病気および傷害）リスクが予想より大きいことを通じて生じ、年金事業の場合には、年金受給者が予想より長生きすることにより生じる。損害保険事業では、保険リスクは、主に天候に関連する事故（洪水および森林火災を含む）およびその他大きな災難（例えば地震、津波および火山活動）、ならびに住居、家財、自動車、旅行およびその他保険請求額の不利な変動を通じて生じる。気候および地質学的な事象に関する詳細は、上記「当グループは将来の気候変動、地質学的事象およびその他外因性事象の影響に晒される可能性があり、これが当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。」のリスク要因も参照のこと。当グループは生命保険事業および損害保険事業の両方において保険リスクに対するエクスポージャーがあり、これによりその事業、業務および財務状態は悪影響を受ける可能性がある。

当グループは、その一部資産の評価の低下を経験する可能性があり、結果として公正価値調整がANZの収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

オーストラリア会計基準のもと、当グループは以下を公正価値で計上する。

- ・ 「売買目的保有」あるいは「損益を通して公正価値で評価される指定を受けた」と分類される金融商品
- ・ 「売却可能」と分類される金融資産
- ・ デリバティブ
- ・ 保険および投資負債を担保とした金融資産

一般的に、これらの金融商品の公正価値を確立するために、当グループは取引相場価格に依拠し、または、金融商品のマーケットが十分に活発でない場合は、公正価値は現在価値の見積もりもしくはその他認められた評価手法を基礎にする。特定の状況においては、かかる見積もりまたは手法により使用される個別の金融商品あるいは特定の種類の金融商品のデータは、市況の変化のため、使用できない、あるいは使用できなくなる可能性がある。これらの状況において、公正価値は、市場データから導き出し推定されたデータを用いて決定され、過去の取引および観察される市場のトレンドに対して検証される。

評価モデルは、市場参加者により決定される公正価値に影響を与えうる要因の影響を組み込んでいる。金融商品の公正価値を評価手法に基づいて決定するのに用いられる主要な入力項目には、不履行率、差し押さえ率、実際の損失、カウンターパーティーの信用スプレッド、回収率、暗黙デフォルト確率、信用インデックス・トランシェ価格および相関曲線に関する統計データなどのデータ入力がある。かかる仮定、判断、見積りは変化するトレンドおよび市況を反映するために更新される必要がある。結果としての金融商品の公正価値の変化は、当グループの収益に悪影響を与える可能性がある。

会計方針の変更が当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループが適用する会計方針および方法は当グループが財務状態および営業成績を記録および報告する方法にとって基礎となる。経営陣は、かかる会計方針および方法が、一般的に認められた会計原則に適合するだけでなく、財務状態および営業成績を記録および報告するのに最も適切な方法を反映していることを確保するため、これら多くの会計方針および方法の選択および適用につき、慎重に判断を下す必要がある。しかし、これらの会計方針が不正確に適用され、その結果、財務状態および営業成績につき不実表示がされる可能性がある。

時には、経営陣は、2つ以上の選択肢から会計方針または方法を選択する必要がある。いずれの選択肢も一般的に認められた会計原則に適合しその状況下で合理的であるかもしれないが、別の選択肢に基づいて報告されたものとは著しく異なる結果を報告する結果になる可能性がある。

当グループは資産計上したソフトウェア、のれんおよびその他無形資産の評価減のリスクに晒されており、これは当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

特定の状況において、当グループは無形資産の価値の減少に晒される場合がある。報告日現在、当グループは、主にニュージーランドおよびオーストラリアへの投資に関連するのれん、主に子会社買収で認識された資産に関連する無形資産ならびに資産計上したソフトウェアを帳簿上に保有していた。

当グループは最低年1回、のれん残高の回収可能性について査定する必要がある。この目的のため、当グループは割引キャッシュ・フローまたは利益倍率計算法のいずれかを使用する。計算が基づく仮定の変更は、将来のキャッシュ・フローの予想変動とともにこの査定に大きく影響し、結果として、のれん残高の一部または全部の償却の可能性をもたらす。

資産計上したソフトウェアおよびその他無形資産は最低年1回、減損の兆候について査定される。資産が今後使用されない場合または資産により生み出されるキャッシュ・フローが帳簿価格を裏付けられない場合、減損が計上され、これは当グループの財務状態に悪影響を与える。

訴訟および偶発債務は当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、その時々において重大な訴訟、規制措置、法的あるいは仲裁手続きおよびその他の偶発債務の対象となる可能性があり、それらが具体化した場合、当グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。2011年9月30日現在の当グループの重大な偶発債務に関する詳細は、本書の「第6 経理の状況」の財務書類注記44（「信用関連コミットメント、保証、偶発債務および偶発資産」）に含まれている。これらの偶発債務が予想以上に大きい、あるいは追加的訴訟もしくはその他の偶発債務が生じるかもしれないというリスクがある。

当グループは常に買収および処分の機会を検討しており、ANZの事業、業務および財務状態に重大な悪影響を及ぼす結果になりかねない買収または処分を引き受けるかもしれないというリスクがある。

当グループは定期的に、当グループの財務業績および状態強化のチャンスか否かを判断しながら、重大な買収および処分を含め、様々な企業の機会を検討している。追求するあらゆる企業の機会は、様々な理由で、当グループに悪影響を及ぼす結果となる可能性がある。

アジア太平洋地域での拡大戦略を含む、当グループの順調な企業戦略の実施は、潜在的な資金調達戦略および買収対象事業の統合および付加価値の提供と関連した課題、ならびにオーストラリアおよびニュージーランド国外での業務拡大に関連する新しい規制上、市場その他リスクを含む様々な要因に左右されるだろう。

いずれの買収も、統合の全コスト、統合完了に必要な時間、長期的なコスト節約額、合併された法人の全体的な業績または株価に関する結果を含め、期待された好ましい結果、または当グループの証券価格上昇をもたらすという保証はない。買収した事業の統合は複雑で費用がかかり、時には関連する会計およびデータ処理システムならびに経営管理の統合とともに、関連する従業員、顧客、サプライヤーおよびその他事業相手方との関係を管理することを含む。統合の努力は、経営陣の注意および資源をそらす可能性があり、当グループの業務または業績に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、新しく買収した事業の顧客、事業相手方およびサプライヤーがかかる買収後も留まるという保証はなく、顧客、事業相手方およびサプライヤーの損失が当グループの業務または業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

買収および処分はまた、当グループが顧客を失う、または顧客が当グループから口座を解約してその事業を競合金融機関へと移すという事業中断の結果になる可能性もある。買収に関連した統合プロセスは、当グループの継続する事業の中断、または基準、支配、手続きおよび方針に一貫性のなさをもたらす結果になり、当グループが顧客、消費者、預金者および従業員との関係を維持する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。買収または処分に関連した主要従業員の損失は、当グループが事業を成功裡に行う能力に悪影響を及ぼす可能性がある。当グループの業務実績、リスク・プロファイルあるいは資本構成もまた、これらの企業の機会に影響される可能性があり、これらの機会を追求した場合に当グループのいずれかの信用格付けが監視対象となるリスクや、格下げされるリスクがある。

5【経営上の重要な契約等】

過去2年間において当グループが締結した重要な契約はない。ただし、当グループが実質的に依存している、業務の通常の過程においてなされる契約を除く。

完全を期すために、上記「1 業績等の概要」を参照のこと。

6【研究開発活動】

当行は継続して、バンキング、金融およびそれらに関連した商品およびサービスを調査し、開発している。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

上記「1 業績等の概要」を参照のこと。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

	オーストラリア		ニュージーランド		アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
設備、無形資産およびその他固定資産の取得	165	1,013	53	59	102	97

(百万ドル)

「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の注記21(「土地建物および設備機器」)も参照のこと。

2【主要な設備の状況】

ANZは一般事業目的のためにオーストラリア、ニュージーランドおよびアジア太平洋の各地に土地および建物を自由保有および賃借している。これら不動産は、支店および商業用管理センターを含み(ただし、最近の事業買収により取得した資産を除き)、2011年9月30日現在のその帳簿価格は9億3,600万ドルであり、以下の通りであった。

	面積 (m ²)		不動産の数	
	所有 (自由保有)	賃借	所有 (自由保有)	賃借
リテール(支店網)	54,204	495,366	63	1,281
管理オペレーション・センター	181,520	411,717	9	130
居住用	13,237	10,016	82	53

帳簿残高の推移は、「第6 経理の状況 - 1 財務書類」の注記21に記載される。

ポートフォリオの主な建物(自己所有および賃借)は、以下に記載するものを含む。

- ・オーストラリア、メルボルン、コリンズ・ストリート833、
- ・オーストラリア、メルボルン、クイーン・ストリート100、
- ・オーストラリア、メルボルン、コリンズ・ストリート55、
- ・オーストラリア、シドニー、マーティン・ブレース20、
- ・オーストラリア、メルボルン、ドーカス・ストリート75、
- ・ニュージーランド、ウェリントン、フェザーストン・ストリート、
- ・ニュージーランド、ウェリントン、ビクトリア・ストリート1、
- ・ニュージーランド、オークランド、レディー・ルビー・ドライブ、
- ・インド、バンガロール、オフ・インターメディエイト・リング・ロード、エンバシー・ゴルフ・リンクス・ビジネス・パーク、チェリーヒルズ、

- ・インド、バンガロール、K.R. プラム・ホプリ、ナガヴァラ・アンド・レイチュハリ・ヴィレッジ、マニヤタ・エンパシー・ビジネス・パーク、
- ・シンガポール、コルヤー・キー10、

3【設備の新設、除却等の計画】

本書提出日現在、特に重要な計画はない。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2011年9月30日現在)

	授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
普通株式	該当なし	2,629,034,037(1)	該当なし
優先株式	該当なし	500,000	該当なし
合計	該当なし	2,629,534,037(1)	該当なし

注：(1) 2011年9月30日以後、配当再投資制度、ボーナスオプション制度、ANZ株式オプション制度、ANZ従業員株式購入制度により株式が発行され、2011年12月5日現在(直近の情報入手可能日)、当行の発行済普通株式総数は2,634,777,566株、発行済株式総数は2,635,277,566株であった。

【発行済株式】

(2011年9月30日現在)

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名無額面	普通株式	2,629,034,037	オーストラリア証券取引所 ニュージーランド証券取引所	
記名無額面	優先株式	500,000	ルクセンブルグ証券取引所	
計	-	2,629,534,037	-	-

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

普通株式

年月日	発行済株式総数 増減数(株) (3)	発行済株式総 数残高(株) (3)	資本金(株主 資本)増減額 (1)(2) (単位:百万ド ル)	資本金(株 主資本)残 高(1)(2) (単位:百万 ドル)	備考
2006年9月30日		1,836,572,115		19,872	
2007年度	28,106,705		2,138		配当再投資制度、 ボーナスオプション 制度、ANZ株式オ プション制度、ANZ 従業員株式購入制 度およびE*TRADE オーストラリア・ リミテッドの買収 に対して支払われ た株式対価
2007年9月30日		1,864,678,820		22,010	
2008年度	175,977,664		4,480		配当再投資制度、 配当引受、ボーナ スオプション制 度、ANZ株式オ プション制度、ANZ 従業員株式購入制 度および複合交換 付優先証券(「 StEPS」)の転換
2008年9月30日		2,040,656,484		26,490	
2009年度	463,884,441		5,874		配当再投資制度、 配当引受、ボーナ スオプション制 度、ANZ株式オ プション制度、ANZ 従業員株式購入制 度および株式募集 ・株式買取制度
2009年9月30日		2,504,540,925		32,364	
2010年度	55,121,500		1,727		配当再投資制度、 ボーナスオプション 制度、ANZ株式オ プション制度、ANZ 従業員株式購入制 度および株式募集 ・株式買取制度

年月日	発行済株式総数 増減数(株) (3)	発行済株式総 数残高(株) (3)	資本金(株主 資本)増減額 (1)(2) (単位:百万ド ル)	資本金(株 主資本)残 高(1)(2) (単位:百万 ドル)	備考
2010年9月30日		2,559,662,425		34,091	
2011年度	69,371,612		3,815		配当再投資制度、ボ ーナスオプション制度、 ANZ株式オプション制 度、ANZ従業員株式購 入制度
2011年9月30日		2,629,034,037		37,906	

注：(1)非支配持分を除く。非支配持分を含む株主資本合計は以下の通りである。2011年度379億5,400万ドル、2010年度 341億5,500万ドル、2009年度324億2,900万ドル、2008年度265億5,200万ドル、2007年度220億4,800万ドル。

(2)株主資本の変動は、普通株式、優先株式、準備金および利益剰余金の増減を反映する。優先株式数の増減については以下の表を参照のこと。

(3) 2011年9月30日以後、配当再投資制度、ボーナスオプション制度、ANZ株式オプション制度およびANZ従業員株式購入制度により普通株式が発行され、2011年12月5日現在(直近の情報入手可能日)、当行の発行済普通株式総数は2,634,777,566株、発行済株式総数は2,635,277,566株であった。

優先株式

年月日	増減数(株)	発行済株式総数残高 (株)	備考
2006年9月30日		500,000	
2007年度	0		
2007年9月30日		500,000	
2008年度	0		
2008年9月30日		500,000	
2009年度	0		
2009年9月30日		500,000	
2010年度	0		
2010年9月30日		500,000	
2011年度	0		
2011年9月30日		500,000	

(4) 【所有者別状況】

普通株式

(2011年9月30日現在)

区分	株主数(人)	所有株式数(株)	所有株式数の割合(%)
法人	79,530	419,966,324	15.97
個人	345,576	659,885,790	25.10
ノミニー	17,806	1,549,181,923	58.93
合計	442,912	2,629,034,037	100.00

優先株式

(2011年9月30日現在)

区分	株主数(人)	所有株式数(千株)	所有株式数の割合(%)
法人	0	0	0.00
個人	0	0	0.00
ノミニー	1	500	100.00
合計	1	500	100.00

(5) 【大株主の状況】

普通株式

(2011年10月10日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
HSBCカストディ・ノミ ニーズ(オーストラリ ア)・リミテッド	GPO BOX 5302 シドニー、ニューサウスウェール ズ州2001	467,156,528	17.77
ナショナル・ノミニーズ ・リミテッド	GPO BOX 1406 メルボルン、ヴィクトリア州 3000	355,961,863	13.54
JPモルガン・ノミニーズ ・オーストラリア・リミ テッド	ロケットバッグ7、ロイヤルエクス チェインジ、ニューサウスウェー ルズ州1225	347,499,738	13.22
シティコープ・ノミニー ズ・Pty・リミテッド	GPO BOX 764G メルボルン、ヴィクトリア州3001	97,828,934	3.72
シティコープ・ノミニー ズ・Pty・リミテッド(コ ロニアル・ファースト・ ステートINV口座)	GPO BOX 764G メルボルン、ヴィクトリア州3001	49,104,214	1.87
コージェント・ノミニー ズ・Pty・リミテッド	PO BOX R209、ロイヤルエクスチ ェインジ、ニューサウスウェールズ 州1225	38,099,783	1.45
JPモルガン・ノミニーズ ・オーストラリア・リミ テッド(現金勘定)	ロケットバッグ20049、メルボル ン、ヴィクトリア州3001	28,463,355	1.08

上記の株主は、2011年10月10日現在でANZの上位7位までの株主である。

2 【配当政策】

ANZの取締役会は、当グループの財務実績と財務状態を基準にして、株主への配当の金額と時期を決定し、宣言する。

ANZには配当再投資制度(「DRP」)およびボーナスオプション制度(「BOP」)がある。2011年度の最終配当について、ANZはDRPおよびBOPに基づく株式を新株発行により提供した。DRPおよびBOPの要項に基づく「取得価格」の計算にあたっては、1.5%の割引率が適用された。この割引率は2011年最終配当に適用され、ANZが別途発表する時まで将来の配当に適用される予定である。

3【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

オーストラリア証券取引所 (ASX)

普通株式

決算年月(*)	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
最高 (豪ドル(円))	31.50ドル (2,573円)	31.74ドル (2,592円)	24.99ドル (2,041円)	26.23ドル (2,142円)	25.96ドル (2,120円)
最低 (豪ドル(円))	25.75ドル (2,103円)	15.07ドル (1,231円)	11.83ドル (966円)	19.95ドル (1,629円)	17.63ドル (1,440円)

(*) 当行の事業年度 (10月1日から9月30日)

(2)【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

オーストラリア証券取引所

普通株式

月別	2011年4月	2011年5月	2011年6月	2011年7月	2011年8月	2011年9月
最高 (豪ドル(円))	24.49ドル (2,000円)	24.34ドル (1,988円)	22.15ドル (1,809円)	22.22ドル (1,815円)	21.52ドル (1,758円)	20.54ドル (1,678円)
最低 (豪ドル(円))	23.39ドル (1,910円)	21.38ドル (1,746円)	21.06ドル (1,720円)	20.45ドル (1,670円)	17.63ドル (1,440円)	18.65ドル (1,523円)

株価はすべて、オーストラリア証券取引所における当行普通株式の毎日の終値に基づく。

4【役員 の 状況】

(1) 取締役

定款の規定に従い、2001年会社法（連邦）、その他適用法令、およびオーストラリア証券取引所上場規則により要求されるその他の事項を除き、取締役会は当行の事業を経営する権限をもつ。取締役会は株主総会で行使することを要求されている以外のすべての権限を行使することができる。

(本書日付現在)

役職名	氏名 (生年月日)	略歴	所有株式等の数 (2011年12月5日現在)(1)
取締役会会長、独立非執行取締役	J.P.Morschel (モーシェル) (1943年6月18日)	モーシェル氏は2004年10月より非執行取締役である。すべての取締役委員会の職権上の構成員である。 モーシェル氏は、銀行、金融サービスおよび不動産業界における豊富な経験を有し、大手オーストラリアおよび国際企業における会長および取締役としての経験をもって取締役に貢献する。 モーシェル氏は現在、キャピタランド・リミテッド(2010年から)、テニックス・グループPtyリミテッド(1998年から)およびギフォード・コミュニケーションズPtyリミテッド(2000年から)の取締役である。 以前は、リンカー・グループ・リミテッドの会長兼取締役(2003年から2007年)、レイトン・ホールディングス・リミテッドの会長兼取締役(2001年から2004年)、CSRリミテッドの取締役および会長(1996年から2003年まで取締役、2001年から2003年まで会長)であった。また、シンガポール・テレコミュニケーションズ・リミテッド(2001年から2010年)、リオ・ティントPty(1998年から2005年)、リオ・ティント・リミテッド(1998年から2005年)、ウェストバック・バンキング・コーポレーション(1993年から2001年)、レンド・リース・コーポレーション・リミテッド(1983年から1995年)およびテニックスPtyリミテッド(1998年から2008年)の取締役であった。	14,902株

役職名	氏名 (生年月日)	略歴	所有株式等の数 (2011年12月5日現在)(1)
最高経営責任者、執行取締役	M. R. P. Smith, OBE (スミス) (1956年9月10日)	<p>スミス氏は2007年10月1日より最高経営責任者、執行取締役を務める。</p> <p>スミス氏は、アジア、オーストラリアおよび国際的な銀行業務において30年以上の国際的バンカーとしての経験を有する。2007年6月まで、スミス氏は香港上海銀行の社長兼最高経営責任者、恒生銀行会長、HSBCグループの商業銀行業務のグローバル・ヘッドおよびHSBC銀行マレーシアBerhadの会長であった。スミス氏は以前HSBCアルゼンティーナ・ホールディングスSAの最高経営責任者であった。スミス氏は1978年にHSBCグループに入行し、その国際部門での職歴形成中に、商業、法人および投資銀行業務、企画および戦略、業務運営および一般管理等の幅広い役割を経験した。</p> <p>現在、ANZナショナル・バンク・リミテッドの取締役（2007年から）、子供のための金融市場財団の取締役（2008年から）および国際金融協会の理事（2010年から）である。重慶市市長国際経済顧問団会議のメンバー（2006年から）、オーストラリア銀行業協会のメンバー（2007年から）、オーストラリア・ビジネス評議会のメンバー（2007年から）、アジア・ビジネス評議会のメンバー（2008年から）、オーストラリア政府金融リテラシー諮問委員会のメンバー（2008年から）、上海国際金融諮問委員会のメンバー（2009年から）および香港経営協会の特別研究員（2005年から）である。</p> <p>以前は、HSBC銀行マレーシアBerhadの会長（2004年から2007年）および恒生銀行会長（2005年から2007年）、香港上海銀行コーポレーション・リミテッドの最高経営責任者兼取締役（2004年から2007年）ならびにHSBCオーストラリア・リミテッド（2004年から2007年）、HSBCファイナンス・コーポレーション（2006年から2007年）およびHSBC銀行（中国）カンパニー・リミテッド（2007年）の取締役であった。さらに、Visaインターナショナル（アジア太平洋）リミテッド（2005年から2007年）の取締役会メンバーであった。</p>	2,377,303株

役職名	氏名 (生年月日)	略歴	所有株式等の数 (2011年12月5日現在)(1)
独立非執行取締役、技術委員会委員長	G. J. Clark (クラーク) (1943年2月28日)	<p>2004年2月より非執行取締役である。クラーク博士はリスク委員会および人事委員会の構成員である。</p> <p>クラーク博士は国際的なビジネス経験およびマイクロエレクトロニクス、コンピュータおよび通信における卓越した経歴をもって取締役会に貢献する。クラーク博士は、以前は技術および技術市場について国際的に助言を行う米国に本社を置く会社であるクラーク・キャピタル・パートナーズの代表であり、IBM、ニュース・コーポレーションおよびローラル・スペース・アンド・コミュニケーションズにおいて上級執行役の地位を有していた。</p> <p>現在、カーコム・コミュニケーションズPty Ltd (2006年から取締役)の会長であり、ロイヤル・インスティテューション・オブ・オーストラリアのメンバー(2010年から)である。</p> <p>以前は、GPMクラシファイド・ディレクトリーズの会長(2007年から2008年)、Eircomホールディングス・リミテッド(以前のバブコック・アンド・ブラウン・キャピタル・リミテッド)の取締役(2006年から2009年)、またクラーク・キャピタル・パートナーズの代表(2003年から2010年)でもあった。</p>	15,479株
独立非執行取締役 ガバナンス委員会委員長	P. A. F. Hay (ヘイ) (1950年6月28日)	<p>ヘイ氏は2008年11月より非執行取締役である。ヘイ氏は、監査委員会および人事委員会の構成員である。</p> <p>ヘイ氏は、会社法と投資銀行顧問業務における豊富な経験を有し、特にM&Aに関する分野を専門とする。ヘイ氏はまた、政府および政府所有企業への助言に深く関与してきた。</p> <p>ヘイ氏は現在、ラザードPty リミテッド諮問委員会の議長(2009年から)、アルミナ・リミテッド(2002年から)、ランドケア・オーストラリア・リミテッド(2008年から)、GUDホールディングス・リミテッド(2009年から)、NBNカンパニー・リミテッド(2009年から)およびマイヤー・ホールディングス・リミテッド(2010年から)の取締役であり、買収委員会のメンバー(2009年から)である。</p> <p>以前は、フリーヒルズの最高経営責任者(2000年から2005年)、パシフィカ・グループ・リミテッドの取締役(1989年から2008年)およびラザードPtyリミテッドの取締役(2007年から2009年)であった。</p>	11,643株

役職名	氏名 (生年月日)	略歴	所有株式等の数 (2011年12月5日現在)(1)
独立非執行取締役	Lee Hsien Yang (リー) (1957年9月24日)	<p>リー氏は2009年2月より非執行取締役である。リー氏は技術委員会、リスク委員会および人事委員会の構成員である。</p> <p>リー氏は、アジアに関する豊富な知識および経営経験を有する。リー氏は、エンジニアリングおよび経営工学に関する学位を有し、電気通信、食品・飲料、不動産、出版・印刷、金融サービス、教育および民間航空を含む広範な部門にわたるビジネスおよび経営の国際的経験をもって、取締役会に貢献する。</p> <p>リー氏は現在、フレイザー・アンド・ニーヴ・リミテッド（2007年から）およびシンガポール民間航空局（2009年から）の会長であり、シンガポール・エクスチェンジ・リミテッド（2004年から）、アジア・イスラム銀行リミテッド（2007年から）およびKwa Geok Choo Pteリミテッド（1979年から）の取締役であり、Lee Kuan Yew公共政策学校理事会（2005年から）およびロールス・ロイス・インターナショナル諮問委員会（2007年から）のメンバーであり、キャピタル・インターナショナル・インク諮問委員会の顧問（2007年から）である。</p> <p>以前は、リパブリック・ポリテクニクの会長（2002年から2009年）であった。また、メルル・リンチPacRim諮問委員会（2007年から2010年）のメンバーおよびシンガポール・テレコミュニケーションズ・リミテッドの最高経営責任者（1995年から2007年）も務めた。</p>	9,759株
独立非執行取締役、リスク委員会委員長	I.J. MacFarlane, AC (マクファーレン) (1946年6月22日)	<p>マクファーレン氏は2007年2月より非執行取締役である。マクファーレン氏はガバナンス委員会および監査委員会の構成員である。</p> <p>オーストラリア準備銀行における28年の在職期間中（内、10年間は総裁）、マクファーレン氏はオーストラリア内外の経済政策に多大な貢献を行った。マクファーレン氏は金融市場への深い理解を持ち、アジアとも長い関係がある。</p> <p>現在、ウルワース・リミテッド（2007年から）、レイトン・ホールディングス・リミテッド（2007年から）およびローウィー国際政策学会（2004年から）の取締役であり、中国銀行規制委員会の国際諮問委員会（2009年から）、ゴールドマン・サックスJB Wereの国際諮問委員会（2007年から）およびCHAMPプライベート・エクイティの国際諮問委員会（2007年から）のメンバーである。</p> <p>かつては、決済制度委員会（1998年から2006年）およびオーストラリア金融規制評議会（1998年から2006年）の会長、オーストラリア準備銀行総裁（1992年から2006年はメンバー、1996年から2006年は総裁）であった。</p>	19,116株

役職名	氏名 (生年月日)	略歴	所有株式等の数 (2011年12月5日現在)(1)
独立非執行取締役、監査委員会委員長	D. E. Meiklejohn (ミクルジョン) (1942年1月22日)	ミクルジョン氏は2004年10月より非執行取締役である。ミクルジョン氏は技術委員会およびリスク委員会の構成員でもある。 ミクルジョン氏は財務会計を専門とする。ミクルジョン氏はまた、広い範囲の産業にわたる数々の大手オーストラリア企業の取締役としての経験を取締役会で活かしている。 ミクルジョン氏は現在、マニンガム・センター・アソシエーションの会長(2011年から)、コカ・コーラ・アマティル・リミテッド(2005年から)およびミラボッカ・インベストメンツ・リミテッド(2006年から)の取締役である。 以前は、ペパーリンXリミテッドの会長(2000年から2011年)、アムコー・リミテッドの取締役兼最高財務責任者(1985年から2000年)、メルボルン・クリケット・クラブの理事長(1987年から2011年は委員会のメンバー)を務めた。	16,198株
独立非執行取締役、人事委員会委員長	A. M. Watkins (ワトキンス) (1962年12月29日)	ワトキンス女史は2008年11月より非執行取締役である。ワトキンス女史は監査委員会およびガバナンス委員会の構成員である。 ワトキンス女史は、財務および会計を専門としており、最高経営責任者および取締役として確固たる経験を有する。ワトキンス女史は、小売業、農業、食品製造および金融サービス業などを経験し、大企業のみならず中小企業にも関わってきた。ワトキンス女史は1999年から2002年までANZの上級執行役員を務めた。 ワトキンス女史は現在、グレインコープ・リミテッド(2010年から)の最高経営責任者、自然保護オーストラリア諮問会議(2007年から)のメンバー、および買収委員会のメンバーである。 以前は、ベネロング・グループの最高経営責任者(2008年から2010年)、ジャスト・グループ・リミテッド(2004年から2008年)の取締役、ウルワース・リミテッド(2007年から2010年)の取締役およびAICDナショナル・ボードおよびビクトリア州会議の取締役(2009年から2011年)、マッキンゼー・アンド・カンパニーのパートナー(1996年から1999年)であった。	19,461株

注：(1) 普通株式およびオプションの合計である。個人名による所有証券(共同所有を含む)およびANZEST Pty Ltd.が個人のために信託で保有する証券のみを含む。業績基準または後渡しのために権利確定していないオプションおよび後渡し株式を含む。

定款に基づき、非執行取締役は、選任または再選後3回目の年次株主総会において退職しなければならないが、再選を目指すことはできる。

2011年10月1日時点で、取締役会は、7名の独立非執行取締役、1名の執行取締役兼最高経営責任者で構成されていた。

(2) 上級管理職および役員

本書日付現在、ANZの上級管理職および執行役員(非執行取締役は除く)は以下のとおりである。

役職名	氏名 (生年月日)	略歴	現在の職位への就任	当グループへの入社	所有株式等の数 (2011年12月5日現在) (1)
最高経営責任者	M. R. P. Smith (スミス) (1956年9月10日)	銀行および金融業界において30年以上の経験を有する。 ANZ入行前は、香港上海銀行の社長兼最高経営責任者、恒生銀行会長、HSBCグループの商業銀行業務のグローバル・ヘッドおよびHSBC銀行マレーシアBerhadの会長であった。	2007年	2007年	2,377,303株
グループ・マネージング・ディレクター(人事)	S. R. Babani (ババーニ) (1960年6月9日)	金融業界において21年以上の経験を有する。 ANZ入行以前は、HSBCインシュアランスの人事グローバル・ヘッド、グローバル・リソーシングHSBCグループ(東アジア)の最高業務責任者、HSBCバンクUSAの執行バイス・プレジデントを歴任した。	2008年	2008年	320,292株
最高経営責任者(オーストラリア部門)	P.Chronican (クロニカン) (1956年8月10日)	銀行および金融業界において27年以上の経験を有する。 ANZ入行前は、ウェストパック・インスティテューショナル・バンクのグループ・エグゼクティブ、ウェストパック・バンキング・コーポレーションの最高財務責任者を務めた。	2009年	2009年	250,280株
最高業務責任者	A.Currie (キュリー) (1967年8月7日)	金融業界において21年以上の経験を有する。 ANZにおいて法人部門のマネージング・ディレクター(トランザクション・バンキング)を勤めた。ANZ入行以前は、HSBC台湾の社長兼CEO、HSBCアジア事務所香港の貿易サービス担当地域ヘッド、ウェルス・ファーゴHSBCトレード・バンクNAサンフランシスコのCOOを歴任した。	2011年	2008年	142,021株
最高経営責任者(法人部門)	S. Elliott (エリオット) (1963年12月9日)	銀行および金融業界において24年以上の経験を有する。 ANZ入行前は、EFGエルメスの事業開発部長、EFGエルメスの最高業務責任者、20年間に渡りシティグループにおいて様々な地域・事業部門での各種上級職(アジア太平洋地域グローバル・トランザクション・サービス最高経営責任者、オーストラリア/NZ地域コーポレート・バンク最高経営責任者およびカントリー・コーポレート・オフィサー、ニューヨーク戦略計画担当バイス・プレジデント、ロンドン投資家向けデリバティブ販売部長、およびNZデリバティブ販売およびトレーディングのヘッド)を務めた。	2009年	2009年	371,465株
最高経営責任者(ニュージーランド部門)	D.Hisco (ヒスコ) (1963年10月4日)	銀行および金融業界において30年以上の経験を有する。 ANZではこれまで、Esanda マネージング・ディレクター、リテール銀行業マネージング・ディレクターを務めた。	2010年	1985年	234,841株

役職名	氏名 (生年月日)	略歴	現在の職位への就任	当グループへの入社	所有株式等の数 (2011年12月5日現在) (1)
副最高経営責任者	G. K. Hodges (ホジズ) (1955年5月15日)	コーポレート・バンキングおよび商業銀行業において30年以上の経験を有する。 ANZではこれまで、最高経営責任者(オーストラリア部門)(代理)、ANZナショナル・バンクのチーフ・エグゼクティブ兼取締役、コーポレート部門グループ・マネージング・ディレクター、コーポレートおよび中小企業部門マネージング・ディレクター、コーポレート・バンキング・ヘッド、チーフ・エコノミストを務めた。	2009年	1991年	422,585株
最高財務責任者	P.R. Marriott (マリョット) (1957年5月8日)	国際銀行、金融および会計監査において30年以上の経験を有する。 ANZではこれまで、信用リスク管理部門グループ・ジェネラル・マネジャー、グループ会計部門ジェネラル・マネジャーを務めた。	1997年	1993年	870,363株
最高リスク責任者	N. Williams (ウィリアムズ) (1962年9月28日)	銀行および金融業界において27年以上の経験を有する。 ANZではこれまで、法人オーストラリアのマネージング・ディレクター、ニュージーランドにおける法人、企業および商業銀行業のマネージング・ディレクターならびにニュージーランドにおける法人のマネージング・ディレクターを務めた。ANZ入行前は、ANZナショナル・バンク・リミテッドの法人市場部門マネージング・ディレクター、ナショナル・バンク・オブ・ニュージーランド・リミテッドの財務部長を務めた。	2011年	2004年	142,069株
グループ・マネージング・ディレクター(戦略、M&A、マーケティングおよびイノベーション担当)	J. Phillips (フィリップス) (1962年4月26日)	銀行および金融業界において25年以上の経験を有する。 ANZ入行前は、アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー(ALICO)社長兼最高業務責任者、シティグループのニューヨークの国際リテール銀行業のヘッド、シティグループ・ジャパンのカントリー・ビジネス・マネージャー、シティグループ・ジャパンのシティコープ・ダイナース・クラブ社長兼最高経営責任者、GE JapanのGEキャピタル・グローバル消費者金融マネージング・ディレクター、GE USAのGEキャピタル・マーケティング担当取締役を歴任した。	2009年	2009年	198,912株
最高経営責任者(アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門)	A. V. Thursby (サーズビー) (1960年3月8日)	銀行および金融業界において22年以上の経験を有する。 ANZ入行前は、シンガポール、北東アジア、中国、アラブ首長国連邦におけるスタンダード・チャータード銀行の法人部門で上級の役職を務めた。	2008年	2007年	531,311株

役職名	氏名 (生年月日)	略歴	現在の職位への就任	当グループへの入社	所有株式等の数 (2011年12月5日現在) (1)
最高情報責任者	A. Weather Stone (ウェザーストン) (1956年12月15日)	IT業務について17年以上の経験を有する。ANZ入行以前は、アイルランド銀行のグループ最高情報責任者、アビー/サンタンダーのITディレクター、フランス・ガス公社の英国事業統合担当取締役、学生ローン・カンパニーの事業戦略・開発およびIT担当取締役、ナショナル・オーストラリア・グループのヨーロッパ統合ヘッド/ヨーロッパ戦略兼建築ヘッド、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランドのIT転換プロジェクト・ディレクター/運用部門開発部長を務めた。	2010年	2010年	99,448株

注：(1) 普通株式およびオプションの合計である。個人名による所有証券（共同所有を含む）およびANZEST Pty Ltd.が個人のために信託で保有する証券のみを含む。業績基準または後渡しのために権利確定していないオプションおよび後渡し株式を含む。

取締役または執行役員間において家族関係はない。

[次へ](#)

(3) 役員報酬の内容(報酬報告)

A. 報酬の概要(未監査)

本概要は、ANZの報酬体系の明確かつ簡潔な要約ならびに2010年度および2011年度に非執行取締役、最高経営責任者(CEO)および開示を必要とする執行役員が各種報酬の構成要素から得た実際の価値を提供するために記述されている。本書において「開示を必要とする執行役員」という用語は、CEO以外の執行役員を意味する。詳細なデータは下記「B. 報酬報告 - 全体(監査済)」において説明する。

報酬体系および2011年度の結果

非執行取締役

2010年度および2011年度に非執行取締役に支払われた報酬全体の詳細は、下記「B. 報酬報告」の1.2項に記載する。要約すると、取締役会会長はすべての取締役会委員会のすべての責任について基本報酬を受取る。非執行取締役は、取締役会の取締役としての基本報酬に加えて、委員会の委員長または委員である、特別委員会に従事する、および/または子会社取締役を務めることによる追加報酬も受領する。非執行取締役は、業績/インセンティブに係るいかなる支払いも受けることはなく、当グループのインセンティブ契約のいずれにも参加する資格を有していない。非執行取締役に支払われる報酬はすべて株主により設定された報酬限度額の範囲内に収められる。

2008年度以降、非執行取締役の報酬資金は増額されていない。

他の主要会社と比較したANZの非執行取締役の報酬の競争力に対する独立の評価および市場動向の予測に基づき、取締役会は2011年度についての非執行取締役の報酬の増額を決定した。

最高経営責任者(CEO)および開示を必要とする執行役員

ANZの報酬体制は、すべてのANZの利害関係者に対して価値を創出および向上させ、かつ株主ならびにCEOおよび開示を必要とする執行役員の短期および長期的利益の十分な一致を確保するよう策定されている。ANZの報酬体系の主要な特徴は、報酬の差別化および主要な貢献者の認識を確実にすることにより、誠実で傑出した業績の文化を構築するANZの戦略を推進する助けとなるのに果たす役割である。これを達成するために、CEOおよび開示を必要とする執行役員の報酬は以下から構成される。

固定給：これは報酬パッケージのうち唯一の「保証された」部分である。ANZはCEOおよび開示を必要とする執行役員の固定給を、関連する金融サービス市場の中央値に対応して、かつ責任、業績、資格、経験および場所を反映した社内と比較に基づき、位置づける。

金融サービス市場は、ANZと類似した規制環境下において業務を行う会社で構成されており、ANZにとって優れた人材獲得のための主要な源泉となっているため、適切な市場とみなされる。同市場は、主要な優れた人材を奪う可能性を持つ会社で構成されており、そのためこれらの会社より競争力のある報酬が適切となる。

短期インセンティブ(STI)：STIは年1回のインセンティブ報酬の機会を提供する。不適切な行動またはリスク/コンプライアンス/監査の違反がない場合に限り、当グループおよび個人の目標に対する評価が行われ、報酬が与えられる。

長期インセンティブ(LTI)：LTIは、長期にわたる株主価値に報酬全体のかなりの割合を一致させるエクイティ報酬の機会を年1回提供する。

CEOの報酬実績

固定給：CEOの年間固定給の水準は、2010年10月1日より300万ドルから315万ドルに引き上げられ、2007年に就任して以来初めて調整が行われた。取締役会は、就任以来固定報酬に変動がなかったこと、およびアジアにおいて豊富な経験を有する同業他社のCEOと釣り合いのとれた報酬をCEOに与える重要性を考慮して、固定給の5%の引き上げが適切であると決定した。

短期インセンティブ（STI）：CEOは、固定報酬の価値（すなわち315万ドル）と同額のボーナス給付を年1回受取る機会がある。実際に支払われる金額は、CEOとしての成果および組織全体の業績に従い、この数値から増減される可能性がある。とりわけ、CEOが優れた成果を上げ、かつ自身の目標を上回ったと取締役会がみなした場合には、取締役会はCEOの目標支払額を超えてSTIを引き上げる裁量を行使できる。

2011年度のCEOへのSTIの支払いは、本年度の目標についてのバランス・スコアカードに対するCEOの実績およびANZの長期戦略目標に関して達成された進展を考慮して決定されている。2011年度のSTIの支払いは330万ドルであり、175万ドルが現金で、残り（155万ドル）は後渡し株式で付与される。後渡し株式の半分は1年間、残りの半分は2年間、制限を受ける。

特別エクイティ割当：2008年度年次株主総会において、株主はCEOに対して、14.18ドルの行使価格で、権利確定日を2011年12月18日とする、70万個のオプションの追加付与を承認した。その後、オプションは付与されていない。

長期インセンティブ（LTI）：3つのトランシュの業績に基づく権利が、CEOの最初の3年間を対象として、2007年12月にCEOに提供された。これらのトランシュの1つ目は、3年後、すなわち2010年12月に相対的な株主総利回り（TSR）基準に対して評価された。この評価の結果、2010年12月17日現在（2010年12月19日は非取引日）の1株当たり23.6535ドルの1日加重平均価格（VWAP）を基準として、611万7,000ドルの価値を有する25万8,620個の業績に基づく権利が確定し、同年度中に行使された。他の2つはそれぞれ2011年12月および2012年12月に評価される。これらの付与は再評価されない。

2010年度年次株主総会において、株主は、2010年度のCEOの固定給の100%に相当する300万ドルのLTIの付与をCEOに対して承認した。これは合計253,164個の業績に基づく権利の割当に相当し、3年後の2013年12月に相対的なTSR基準に対して評価される。

その他：CEOの標準報酬契約に加えて、CEOはANZに入社するために以前の雇用主から失った報酬を認めるため、最初の就任時契約の一部として、追加エクイティを提供された。CEOは就任時に、現金で受領することができたが株式で受取ることを選択し、900万ドルを提供されたが、これはその就任後1年、2年および3年の応当日にそれぞれ3分の1ずつ権利確定する。これは株価が27.2751ドルであった付与時点で、合計33万33株のANZ株式に相当した。1つ目および2つ目のトランシュはそれぞれ2008年10月および2009年10月に権利が確定した。3つ目のトランシュは2010年10月2日に権利が確定した。その時点における価値は、2010年10月1日現在（2010年10月2日は非取引日）の1株当たり23.5385ドルの1日加重平均価格（VWAP）を基準として、258万9,000ドルであった。

CEOに関する以下の表は、下記を示す。

- ・ 2010年度および2011年度に関して支払われたまたは付与された実際の金額
- ・ 2010年度および2011年度に関して後渡しされなければならなかった金額、および
- ・ 2010年度および2011年度に関して受領した実際の金額

以下の表における情報は、オーストラリア会計基準に従い作成された法定の報酬表である表17における情報とは異なる。

最高経営責任者 (M. スミス) ⁽¹⁾⁽²⁾	固定給	STI	LTI	その他付与 / 利益	合計
(単位: ドル)					
2011年度					
2011年度に関して支払われた、または付与された金額	3,150,000	3,300,000	3,150,000 ⁽³⁾	105,515 ⁽⁵⁾	9,705,515
差引: 2011年度に関して後渡しされなければならない金額	-	1,550,000	3,150,000	-	4,700,000
受領金額 - 2011年度	3,150,000	1,750,000	-	105,515 ⁽⁵⁾	5,005,515
2010年度					
2010年度に関して支払われた、または付与された金額	3,000,000	4,750,000	3,000,000 ⁽⁴⁾	5,500 ⁽⁵⁾	10,755,500
差引: 2010年度に関して後渡しされなければならない金額	-	2,250,000	3,000,000	-	5,250,000
受領金額 - 2010年度	3,000,000	2,500,000	-	5,500 ⁽⁵⁾	5,505,500

- (1) ANZの入社に伴い、M. スミスはそれぞれ300万ドルの価値の3つのトランシュのエクイティを付与された。2つ目のトランシュは、2009年10月2日に1株当たり23.5600ドル(2009年10月2日現在の1日加重平均価格(VWAP)を基準とする。)の権利確定価格で利用可能となった。従って、権利確定日のこのトランシュの価値は、2,591,859ドルであった。3つ目のトランシュは、2010年10月2日に1株当たり23.5385ドル(2010年10月2日が非取引日であったため、2010年10月1日現在の1日加重平均価格(VWAP)を基準とする。)の権利確定価格で利用可能となった。従って、権利確定日のこのトランシュの価値は、2,589,494ドルであった。これらの金額は入社に伴う特別エクイティ契約に関するもので、標準報酬契約の一部ではないため、上記の表には反映されていない。
- (2) 過年度の報酬報告書で以前に開示され、2011年度に初めて権利確定したエクイティには、2009年11月13日に付与され、1,074,274ドルの価値(2010年11月13日が非取引日であったため、2010年11月12日現在の1日加重平均価格(VWAP)を基準とする。)で2010年11月13日に権利確定したSTI後渡し株式および2007年12月19日に付与され、6,117,268ドルの価値(2010年12月19日が非取引日であったため、2010年12月17日現在の1日加重平均価格(VWAP)を基準とする。)で2010年12月19日に権利確定したLTI業績に基づく権利を含む。
- (3) 2011年度のLTIは2011年度について提案されたLTI付与に関連するもので、2011年度年次株主総会における株主の承認を条件とする。
- (4) 2010年度のLTIは2010年度年次株主総会において株主に承認されたLTI付与に関連するものである。
- (5) その他の付与/利益には、駐車料金、生命保険および税務サービスを含む。M. スミスの保険の適用範囲は、2011年度においてより包括的な範囲を対象とする全部保険による生命および個人傷害保険契約に改定された。

2012年度の報酬: CEOの固定給は、2011年10月1日に開始する年度について、315万ドルに据え置かれる。

STIの目標は、固定給の100%であるため、2012年度のSTI目標もまた、315万ドルから変更はない。実際の支払いは、2012年度の関連する目的および目標に対する業績を考慮して決定されることとなる。

2011年度については、相対的なTSR基準が課される業績に基づく権利として交付されるように、2011年度の年次株主総会での株主の承認を前提に、315万ドルのLTIを割り当てるのが提案されている。

開示を必要とする執行役員の報酬実績

最高リスク責任者（CRO）

CROの報酬契約体系は、その役割の独立性を維持し、利益相反を最小限に抑えるため、他の開示を必要とする執行役員のものとは異なる。

CROの役割には、固定給に重きが置かれ、個人の成果に適用されるレパレッジはより限られたものとなっており、グループの業績（プラスまたはマイナスのどちらの場合も）によるレパレッジは存在しない。2010年度には、LTI報酬は業績基準のない後渡し株式として交付され、2011年度（およびそれ以降）には、業績基準のない後渡し株式に基づく権利として交付されることになり、どちらの場合も3年間という時間に基づく基準が課される。当行の相対的なTSR業績基準は、CROの役割の一層の公平性および独立性を確保するために上記のLTI報酬に関連付けられることはない。

その他すべての開示を必要とする執行役員

固定給：見直しにより、開示を必要とする執行役員に対するANZの固定報酬は概ね市場において優位な水準であることが確認され、そうでない場合には、適切な調整が行われた。

短期インセンティブ（STI）：開示を必要とする執行役員は自身の固定給の120%に相当する目標とされるSTIの支払いを受けられる機会がある。業績上位者は目標水準よりかなり上のインセンティブの支払いを受けられることができ、他方業績低位者はインセンティブの支払いについてかなり減額されるか全く受取ることができない。2010年度からの業績に関連して2011年度に支払われたインセンティブおよび後渡しの部分はすべて、権利確定前における取締役会の裁量による減額またはゼロまでの調整を条件としている。2011年度の開示を必要とする執行役員に対するSTIの支払合計額は、業績と変動する報酬結果との関連性を反映して、2010年度から減額された。

開示を必要とする執行役員に対するSTIの支払いには強制的な後渡し基準（現在20万ドル）が課されており、この基準を上回る金額の50%が後渡しの対象となり、後渡しエクイティの半分は1年間、残り半分は2年間制限を受ける。これはSTI報酬と当該インセンティブをより長期の株主利益へ一致させることとの間の関連性を強化するよう策定されている。

長期インセンティブ（LTI）：目標とするLTIは、各自の固定給の50%である。このドルでの価値は、独立した監査済みの外部評価を用いて、実際の個数の業績に基づく権利に転換される。これらの権利は、付与から3年間、ANZの業績を、選抜した他の比較可能な金融機関と比較する、相対的なTSR業績基準に従う。いずれかの権利を確定するには、ANZの業績順位が中央値と等しくなければならない。さらに完全に権利確定するには、上位25%以上に入らなければならない。基準が達成された場合、権利は行使することができる。そうでない場合、権利は失効する。再評価は行われない。

2010年10月に、2007年10月に付与されたLTIが比較可能な他社グループのTSR業績に対して評価された。ANZのTSR業績は、比較可能な他社グループとの順位で、上位25%以上に位置していた。従って、2010年10月には、すべての業績に基づく権利が確定した。

以下の表は、2010年度および2011年度に執行役員レベルとして雇用されていた開示を必要とする執行役員を対象とし、以下を詳述する。

- ・ 2010年度および2011年度に関して支払われたまたは付与された実際の金額
- ・ 2010年度および2011年度に関して後渡しされなければならなかった金額、および
- ・ 2010年度および2011年度に関して受領した実際の金額

以下の表における情報は、オーストラリア会計基準に従い作成された法定の報酬表である表17における情報とは異なる。

最高経営責任者（オーストラリア）（P. クロニカン） ⁽¹⁾	固定給	STI	LTI	その他付与 / 利益	合計
（単位：ドル）					
2011年度					
2011年度に関して支払われた、または付与された金額	1,300,000	1,600,000	650,000	5,744	3,555,744
差引：2011年度に関して後渡しされなければならない金額	-	700,000	650,000	-	1,350,000
受領金額 - 2011年度	1,300,000	900,000	-	5,744	2,205,744
2010年度					
2010年度に関して支払われた、または付与された金額	1,079,000	1,400,000	650,000	296,974	3,425,974
差引：2010年度に関して後渡しされなければならない金額	-	600,000	650,000	-	1,250,000
受領金額 - 2010年度	1,079,000	800,000	-	296,974	2,175,974
最高経営責任者（法人）（S. エリオット）⁽²⁾					
（単位：ドル）					
2011年度					
2011年度に関して支払われた、または付与された金額	1,050,000	1,008,000	650,000	10,191	2,718,191
差引：2011年度に関して後渡しされなければならない金額	-	404,000	650,000	-	1,054,000
受領金額 - 2011年度	1,050,000	604,000	-	10,191	1,664,191
2010年度					
2010年度に関して支払われた、または付与された金額	1,000,000	2,500,000	550,000	12,334	4,062,334
差引：2010年度に関して後渡しされなければならない金額	-	1,150,000	550,000	-	1,700,000
受領金額 - 2010年度	1,000,000	1,350,000	-	12,334	2,362,334

最高経営責任者(ニュージーランド) (D.ヒスコ) ⁽³⁾	固定給	STI	LTI	その他付 与/利益	合計
(単位:ドル)					
2011年度					
2011年度に関して支払われた、または付与された金額	960,000	1,612,800	480,000	357,283	3,410,083
差引: 2011年度に関して後渡しされなければならない金額	-	710,400	480,000	-	1,190,400
受領金額 - 2011年度	960,000	902,400	-	357,283	2,219,683
2010年度					
2010年度においては開示を必要とする執行役員ではなかった。					
最高経営責任者(アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ) (A.サーズビー)⁽⁴⁾					
	固定給	STI	LTI	その他付 与/利益	合計
(単位:ドル)					
2011年度					
2011年度に関して支払われた、または付与された金額	1,050,000	1,600,000	700,000	7,375	3,357,375
差引: 2011年度に関して後渡しされなければならない金額	-	700,000	700,000	-	1,400,000
受領金額 - 2011年度	1,050,000	900,000	-	7,375	1,957,375
2010年度					
2010年度に関して支払われた、または付与された金額	1,000,000	2,500,000	550,000	23,570	4,073,570
差引: 2010年度に関して後渡しされなければならない金額	-	1,150,000	550,000	-	1,700,000
受領金額 - 2010年度	1,000,000	1,350,000	-	23,570	2,373,570
副最高経営責任者(G.ホジズ)⁽⁵⁾					
	固定給	STI	LTI	その他付 与/利益	合計
(単位:ドル)					
2011年度					
2011年度に関して支払われた、または付与された金額	1,000,000	1,200,000	500,000	24,350	2,724,350
差引: 2011年度に関して後渡しされなければならない金額	-	500,000	500,000	-	1,000,000
受領金額 - 2011年度	1,000,000	700,000	-	24,350	1,724,350
2010年度					
2010年度に関して支払われた、または付与された金額	1,000,000	1,140,000	500,000	17,309	2,657,309
差引: 2010年度に関して後渡しされなければならない金額	-	470,000	500,000	-	970,000
受領金額 - 2010年度	1,000,000	670,000	-	17,309	1,687,309

最高財務責任者 (P. マリオット) ⁽⁶⁾	固定給	STI	LTI	その他付 与 / 利益	合計
-----------------------------------	-----	-----	-----	----------------	----

(単位: ドル)

2011年度

2011年度に関して支払われた、または付与された金額	1,000,000	1,440,000	500,000	5,774	2,945,774
差引: 2011年度に関して後渡しされなければならない金額	-	620,000	500,000	-	1,120,000
受領金額 - 2011年度	1,000,000	820,000	-	5,774	1,825,774

2010年度

2010年度に関して支払われた、または付与された金額	1,000,000	1,140,000	500,000	2,595	2,642,595
差引: 2010年度に関して後渡しされなければならない金額	-	470,000	500,000	-	970,000
受領金額 - 2010年度	1,000,000	670,000	-	2,595	1,672,595

最高リスク責任者 (C. ペイジ) ⁽⁷⁾	固定給	STI	LTI	その他付 与 / 利益	合計
----------------------------------	-----	-----	-----	----------------	----

(単位: ドル)

2011年度

2011年度に関して支払われた、または付与された金額	1,100,000	1,500,000	-	7,375	2,607,375
差引: 2011年度に関して後渡しされなければならない金額	-	650,000	-	-	650,000
受領金額 - 2011年度	1,100,000	850,000	-	7,375	1,957,375

2010年度

2010年度に関して支払われた、または付与された金額	1,100,000	1,320,000	425,000	60,565	2,905,565
差引: 2010年度に関して後渡しされなければならない金額	-	560,000	425,000	-	985,000
受領金額 - 2010年度	1,100,000	760,000	-	60,565	1,920,565

(1) P. クロニカン P. クロニカンは2009年11月30日に職務を開始した。そのため2010年度の支払いは、2010年度の勤務の一部についての受領金額を反映している。その他の付与 / 利益は、駐車料金および異動諸費用を含む。

(2) S. エリオット その他の付与 / 利益は、駐車料金および異動諸費用を含む。過年度の報酬報告書で以前に開示され、2011年度に初めて権利確定したエクイティには、2009年11月13日に付与され、25,566ドルの価値で2010年11月13日に権利確定したSTI後渡し株式および2009年11月13日に付与され、2,796ドルの価値で2010年11月13日に権利確定したSTI後渡しオプションが含まれる(2010年11月13日が非取引日であったため、2010年11月12日現在の1日加重平均価格(VWAP)を基準とする。)。上記の報酬に加えて、S. エリオットは、ANZ入社時の雇用契約に従い、2009年度にエクイティの付与を受けている。ANZは、S. エリオットに対し、125,000ドル相当の1年後の後渡し株式を、また125,000ドル相当の2年後の後渡し株式を提供することに合意した。これらの株式は2009年6月11日に付与された。1年後の後渡し株式は、2010年6月11日に、172,589ドルの価値で権利確定され、利用可能となった。2年後の後渡し株式は、2011年6月11日に162,464ドルの価値で権利確定され、利用可能となった。

(3) D. ヒスコ D. ヒスコは2010年10月13日に職務を開始した。そのため2011年度の支払いは、2011年度の勤務の一部についての受領金額を反映している。その他の付与 / 利益は、航空運賃および住居補助などの異動諸費用ならびに税務サービスを含む。2011年度に初めて権利確定したエクイティには、2009年11月13日に付与され、136,836ドルの価値(2010年11月13日が非取引日であったため、2010年11月12日現在の1日加重平均価格(VWAP)を基準とする。)で2010年11月13日に権利確定したSTI後渡し株式および2007年10月30日に付与され、634,134ドルの価値で2010年10月31日に権利確定したLTI業績に基づく権利が含まれる。

- (4) A. サーズビー その他の付与 / 利益には、駐車料金および異動諸費用が含まれる。過年度の報酬報告書で以前に開示され、2011年度に初めて権利確定したエクイティには、2008年10月31日に付与され、308,051ドルの価値で2010年10月31日に権利確定したSTI後渡し株式、2009年11月13日に付与され、613,871ドルの価値（2010年11月13日が非取引日であったため、2010年11月12日現在の1日加重平均価格(VWAP)を基準とする。）で2010年11月13日に権利確定したSTI後渡し株式、2008年10月31日に付与され、635,420ドルの価値で2010年10月31日に権利確定したSTI後渡しオプションおよび2007年10月30日に付与され、1,153,007ドルの価値で2010年10月31日に権利確定したLTI業績に基づく権利が含まれる。上記の報酬に加えて、A. サーズビーはANZ入社時の雇用契約に基づき、2009年度にエクイティの付与を受けた。ANZはA. サーズビーに対して、1年につき100万ドルの価値の3つのトランシュの後渡し株式を提供することに合意した。最初のトランシュは2007年9月3日、2つ目のトランシュは2008年8月28日、そして最後のトランシュは2009年9月22日に付与された。株式は制限付きであり、割当日から3年間、信託に保管される。最初のトランシュは2010年9月3日に804,989ドルで権利確定され、利用可能となった。2つ目のトランシュは2011年8月28日に1,249,537ドルで権利確定され、利用可能となった。
- (5) G. ホジズ その他の付与 / 利益には、駐車料金および税務サービスを含む。過年度の報酬報告書で以前に開示され、2011年度に初めて権利確定したエクイティには、2009年11月13日に付与され、168,817ドルの価値（2010年11月13日が非取引日であったため、2010年11月12日現在の1日加重平均価格(VWAP)を基準とする。）で2010年11月13日に権利確定したSTI後渡し株式、2008年10月31日に付与され、261,641ドルの価値で2010年10月31日に権利確定したSTI後渡しオプション、2008年10月31日に付与され、141,038ドルの価値で2010年10月31日に権利確定したSTI後渡し株式に基づく権利および2007年10月30日に付与され、1,441,258ドルの価値で2010年10月31日に権利確定したLTI業績に基づく権利が含まれる。
- (6) P. マリオット その他の付与 / 利益には、駐車料金を含む。過年度の報酬報告書で以前に開示され、2011年度に初めて権利確定したエクイティには、2008年10月31日に付与され90,580ドルの価値で2010年10月31日に権利確定したSTI後渡し株式、2009年11月13日に付与され、166,251ドルの価値（2010年11月13日が非取引日であったため、2010年11月12日現在の1日加重平均価格(VWAP)を基準とする。）で2010年11月13日に権利確定したSTI後渡し株式、2008年10月31日に付与され、186,886ドルの価値で2010年10月31日に権利確定したSTI後渡しオプションおよび2007年10月30日に付与され、1,441,258ドルの価値で2010年10月31日に権利確定したLTI業績に基づく権利が含まれる。
- (7) C. ペイジ その他の付与 / 利益には、駐車料金、異動諸費用および税務サービスを含む。過年度の報酬報告書で以前に開示され、2011年度に初めて権利確定したエクイティには、2009年11月13日に付与され、358,091ドルの価値（2010年11月13日が非取引日であったため、2010年11月12日現在の1日加重平均価格(VWAP)を基準とする。）で2010年11月13日に権利確定したSTI後渡し株式が含まれる。

短期インセンティブ (STI) - 目標および結果

ANZは、当グループの主要なSTIプログラムに関する業績を評価するために、バランスト・スコアカードを使用している。スコアカードにより、短期の結果についての焦点だけではなく、株主価値の向上に向けたより広範な長期の戦略的焦点を確認するために複数の評価基準の組合せが適用される枠組みが与えられている。

2011年度には合計20の評価基準から成る4つのカテゴリーに分類され、これらは年初に合意され、これまでに変更はない、4つの各カテゴリーは重要性において概ね等しい。

以下の表は、ボーナス資金および個人の成果を決定する目的で、業績を評価するために2011年度に用いられた主要な評価基準の例を示したものである。一覧は包括的なものではないが、バランスト・スコアカードの各カテゴリーに基づく評価基準の例を示している。

カテゴリー	評価基準	結果
顧客	顧客満足度（外部評価結果に基づく）	ANZは、外部評価結果に基づく顧客満足度において各事業で上位4分の1に入ることを目標としている。2011年度には、オーストラリアのリテール、商業および法人部門ならびにニュージーランドの法人部門において上位4分の1の成績を維持した。ニュージーランドにおいては、満足度はリテールでは改善し、商業では横ばいを保ったが、満足度の水準は他の主要銀行をわずかに下回った。
財務	Tier 1資本 流動性ストレステスト実施方針 コア資金調達比率 1株当たり基本利益 基本経済的利益 株主総利回り	財務のカテゴリーにおける個々の評価基準は、同業他社および内部目標と比較した財務の健全性および財務実績の双方についてを対象とする。現在の経済環境において、資本、流動性および資金調達についての財務の健全性の評価基準は特に重要なものとみなされる。これらの各評価基準において、目標は達成されたか、またはそれを上回った。ANZは、Tier 1比率が10.9%と資本が充実しており、内部目標および規制要件を優に上回っている。当期を通じて、ANZは内部の流動性ストレステスト実施方針を遵守し、十分なコア資金調達比率を維持した。 1株当たり基本利益および基本経済的利益は、取締役会が定めた高水準の成長目標に対して各々評価される。株主総利回りは、オーストラリアの同業他社の平均に対して評価される。ANZの1株当たり利益（EPS）が力強い伸び（本年度において10%）を示したのに対して、世界傾向に沿ってグローバル・マーケットのトレーディング収益が大幅に減少したことにより下半期において成長が抑えられた。経済的利益は、取締役会が承認した業務計画に対して評価されるが、グローバル・マーケットの収益が要因となり業績は目標に達しなかった。法定利益および基本利益は前年度比でそれぞれ19%および12%の伸びとなり、配当も11%増加したが、株主総利回りは、2010年度には他を上回る業績を示したのに対し、株価の伸びがいくぶん抑えられたため同業他社を下回った。
人材	仕事意欲 経営陣における女性の比率 企業の社会的責任	意欲のある人材は平均を上回る長期の業績の重要な原動力とみなされる。ANZの仕事意欲指数は2010年度の64%から2011年度には70%に上昇し、内部目標である68%を上回った。ANZは人材の一層の多様化に焦点を当て、経営陣における女性の比率を高めることを目標とした。しかしながら、前年度と比べて横ばいの結果となった。ANZは2011年度の企業責任についての目標を満たした。

カテゴリー	評価基準	結果
プロセス/リスク	基本個別引当金繰入額 重度のIT事故数 通常業務上の事故数 未解決の内部監査項目数	リスク管理は銀行業の持続的な安定化にとり必須である。このスコアカードのカテゴリーにおいて、ANZは信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの双方について評価基準を有している。2011年度において、引当金レベルが危機前のレベルに戻り始めたことにより、信用損失について、目標が28%であったのに対して33%の減少を達成した。上記の減少は、ニュージーランドおよびオーストラリアにおける多くの自然災害による影響を受けたにもかかわらず達成された。重度のIT事故は47%減少した。ANZのグローバル内部監査により、手続きおよび/または方針の遵守における弱点を認識するための厳格な審査手続きが行われ、2011年度には未解決の内部監査項目の数は大幅に減少し、グループの目標を上回った。
業績および短期インセンティブの相関関係 CEOおよび開示を必要とする執行役員の短期インセンティブの支払いは、平均でみて2011年において前年度を下回った。2011年度におけるCEOおよび開示を必要とする執行役員のSTI平均は目標の110%で、これに対して前年度には目標の137%であった。ANZは過去最高の年を記録し、利益は順調に増加しているが、業績はあらゆる量的および質的な評価基準にわたって評価される必要がある。取締役会は、当グループと開示を必要とする執行役員の業績について十分な検討を行い、その結果、業績は依然として力強いものであったが、すべてを考慮すると報酬は前年度より減額すべきであると決定した。取締役会は、力強く、信頼できる、持続可能な成長の原動力となるよう経営チームに対してさらに高い成長目標を設定する。		

B. 報酬報告 - 全体（監査済）

取締役の報酬に関する報告は、会社法に定義されている主要経営陣（KMP）に関連するANZの報酬方針への理解、報酬とANZの業績との関連、ならびにANZの非執行取締役、最高経営責任者（CEO）および開示を必要とする執行役員の個人の成果を株主に提供することを企図している。

本報酬報告は、2010年度および2011年度の当行および連結子会社について会社法第300A節に従い作成されている。

本報酬報告に記載される情報は、会社法第308(3C)節が要求するとおり監査を受けている。本報酬報告は取締役の報告の一部を成す。

取締役会による報酬の監督

人事委員会は取締役および執行役員の報酬の見直しおよび取締役会への勧告ならびに執行役員の継承（取締役会の監査委員会により独立して扱われるグローバル内部監査担当グループ・ジェネラル・マネージャーの任務を除く）につき責任を有する。人事委員会はとりわけ、CEOに関する報酬および継承ならびにグループの報酬方針の対象となっているその他の主要な執行役員の個々の報酬契約、（ANZ従業員報酬スキーム（ANZERS）および法人部門向けインセンティブ制度などの）重要なインセンティブ制度の策定ならびに上級執行役員および明確に報酬方針の対象となっているその他の者についての報酬体系について取締役会への勧告を行う。（人事委員会の役割の詳細については、下記「5 コーポレート・ガバナンスの状況」およびanz.com > About Us > Our Company > Corporate Governance > ANZ Human Resources Committee Charter（人事委員会が活動する参考条項を詳細に説明する。）を参照のこと。）

本年度を通じて多数の機会において、人事委員会および経営陣は社外専門家からの情報を得た。(以下のアドバイザーが利用された: Ernst & Young, Hay Group, Freehills, Mercer (Australia) Pty LtdおよびPricewaterhouseCoopers。)上記の情報は、報酬に関する市場データおよび分析、短期インセンティブ制度および長期インセンティブ・プログラムの体系および策定に関連した報酬の市場慣行、執行役員報酬に関する法的要件の分析、ならびにオーストラリアおよび世界の報酬ガバナンスおよび規制要件の解釈に関するものであった。

人事委員会は、KMPの報酬契約に関して本年度中に報酬コンサルタントから勧告を受けていない。ANZは、外部提供者から受けた情報の分析および解釈を行う社内の報酬専門家を雇用しており、取締役会に勧告が行われた場合、経営陣から直接受けたものとされる。

取締役会の決定は、提供された情報を用い、ANZの地位、戦略目標および現在なすべき事項に十分な注意を払い、独立して行われた。

非執行取締役

本報酬報告全体で、表1に記載の非執行取締役の報酬に関して個別の開示が行われる。これら非執行取締役は、当行および当グループのKMPの定義に入る者である。

表1：非執行取締役

現非執行取締役	
J. モーシエル	取締役会会長、独立非執行取締役 - 2004年10月取締役任命、2010年3月1日取締役会会長任命
G. クラーク	独立非執行取締役 - 2004年2月任命
P. ヘイ	独立非執行取締役 - 2008年11月任命
H. リー	独立非執行取締役 - 2009年2月任命
I. マクファーレン	独立非執行取締役 - 2007年2月任命
D. ミクルジョン	独立非執行取締役 - 2004年10月任命
A. ワトキンズ	独立非執行取締役 - 2008年11月任命
前非執行取締役	
C. グード	取締役会会長、独立非執行取締役 - 1991年7月取締役任命、1995年8月取締役会会長任命、2010年2月28日退任
J. エリス	独立非執行取締役 - 1995年10月任命、2009年12月18日退任

CEOおよび開示を必要とする執行役員

本報酬報告全体で、最高経営責任者（CEO）ならびに表2に記載のその他の現職および前任の執行役員の双方の報酬に関して個別の開示が行われる。本報酬報告において「開示を必要とする執行役員」という用語は、CEO以外の執行役員を意味する。

開示を必要とする執行役員は、CEO直属で、戦略的方向付けおよび主要な収益部門の経営管理に主要な責任をもつ、または多額の収入および費用を管理する者で当行および当グループのKMPの定義に入る者である。上記には、当行および当グループで報酬上位5名の執行役員（当行の事業の全体または重要な部分に影響を与える意思決定に参加する、または当行の財務状態に重要な影響を与える能力を持つ、該当する当グループまたは当行の関係する執行役員のうち、報酬上位5名）を含む。

当グループは、オーストラリア、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ（APEA）、法人ならびにニュージーランドの主要な事業部門による部門別構造の下で運営されている。

表2：CEOおよび開示を必要とする執行役員

執行取締役	
M. スミス	最高経営責任者
現職の開示を必要とする執行役員	
P. クロニカン	最高経営責任者（オーストラリア） - 2009年11月30日任命
S. エリオット	最高経営責任者（法人）
D. ヒスコ	最高経営責任者（ニュージーランド） - 2010年10月13日任命
G. ホジズ	副最高経営責任者
P. マリオット	最高財務責任者
C. ペイジ	最高リスク責任者
A. サーズビー	最高経営責任者（アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ）
前任の開示を必要とする執行役員	
J. ファッグ	前最高経営責任者（ニュージーランド） - 2010年9月1日病気のため辞任

1. 非執行取締役の報酬

1.1 報酬に関する取締役会の方針

表3は非執行取締役の報酬に関する取締役会の方針を支える主要な原則を示す。

表3：非執行取締役の報酬方針を支える原則

原則	注釈
取締役会および委員会報酬の合計は、株主が承認する最大年間合計額の範囲内とする	現在の非執行取締役の報酬合計資金350万ドルが、2008年年次株主総会において株主により承認された。退職年金の拠出を含む非執行取締役の年間合計報酬は、この合意された限度額の範囲内である。非執行取締役は限度額以外のその他支払い（例えば、旅費を含む業務関連費用の払い戻し、2005年9月現在の発生済み退職給付など）を受ける資格もある。
報酬は重要な検討事項を参考にして決定される	取締役会および委員会の報酬は、以下を含む多数の関連考慮事項を参考にして設定される。 <ul style="list-style-type: none"> 一般的な業界の慣行およびコーポレート・ガバナンスの最良原則 非執行取締役の職務に付随する責任とリスク 当グループおよび当行の事項に関する非執行取締役に期待される時間的拘束 他の比較可能な競合会社の非執行取締役に支払われる報酬を参考
報酬体系は、非執行取締役と株主の利益の一致をはかりつつ、独立性を維持する	独立性と公平性が維持されるように、報酬は当行の業績に関連付けられず、非執行取締役は当グループのいずれのインセンティブ契約にも参加する資格がない。非執行取締役はまた、株式保有指針（1.3項を参照）を採用している。
退職給付なし	非執行取締役は、法定の退職年金の資格に加えて、別個の退職給付を積み立てていない。（2005年に終了するまでANZ取締役退職制度に参加していた非執行取締役に対して維持された給付の詳細は、表4を参照）。

1.2 非執行取締役報酬の構成要素

非執行取締役は、取締役会の取締役として報酬が支払われるのに加え、委員長または委員会メンバーである場合には追加報酬が支払われる。取締役会会長は取締役会の委員会における職務につき追加報酬を受けることはない。

2008年度以降、非執行取締役の報酬資金は増額されていない。

他の主要会社と比較したANZの非執行取締役報酬の競争力についての独立した評価および市場動向の予測に基づき、取締役会は、市場競争力を維持し、非執行取締役の説明責任および時間的拘束の増大を反映するため、2011年度についての非執行取締役報酬を引き上げることとした。2010年度および2011年度につき取締役に支払われた報酬の詳細は、本報酬報告の表6を参照のこと。

表4：非執行取締役報酬の構成要素

項目	詳細																		
取締役会 / 委員会報酬	<p>2011年度： 年間報酬： (単位：ドル)</p> <table border="1"> <tr> <td>取締役会会長報酬</td> <td>775,000</td> </tr> <tr> <td>非執行取締役基本報酬</td> <td>210,000</td> </tr> </table>	取締役会会長報酬	775,000	非執行取締役基本報酬	210,000														
取締役会会長報酬	775,000																		
非執行取締役基本報酬	210,000																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委員会報酬：</th> <th>委員長</th> <th>委員会メンバー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査委員会</td> <td>65,000</td> <td>32,500</td> </tr> <tr> <td>リスク委員会</td> <td>57,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>人事委員会</td> <td>55,000</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>ガバナンス委員会</td> <td>35,000</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>技術委員会</td> <td>35,000</td> <td>15,000</td> </tr> </tbody> </table>	委員会報酬：	委員長	委員会メンバー	監査委員会	65,000	32,500	リスク委員会	57,000	30,000	人事委員会	55,000	25,000	ガバナンス委員会	35,000	15,000	技術委員会	35,000	15,000
委員会報酬：	委員長	委員会メンバー																	
監査委員会	65,000	32,500																	
リスク委員会	57,000	30,000																	
人事委員会	55,000	25,000																	
ガバナンス委員会	35,000	15,000																	
技術委員会	35,000	15,000																	
その他報酬 / 給付	<p>特別委員会の職務は状況に応じて適切と判断される金額が追加報酬として支給される。</p>																		
退職後給付	<p>退職年金拠出は、当行の法定による退職年金拠出を満たす9%の率（ただし、政府が定める最大拠出額の制限以下）で行われ、基本報酬には含まれない。</p> <p>ANZ取締役の退職制度は2005年9月30日付で終了した。ANZ取締役退職制度に関する発生済みの権利は、2005年9月30日に確定され、非執行取締役はこれらの権利をANZ株式に転換するオプションを有していた。かかる権利は、ANZ株式によると現金によるとを問わず、退職時まで繰り越されて非執行取締役の退職時に移転される（現金による権利については30日物銀行手形レートで発生する利息を含む）。</p> <p>2005年9月30日現在でANZ取締役退職制度に基づき確定した現非執行取締役に関する発生済みの権利は次のとおりである。</p> <p>G. クラーク 83,197ドル D. ミクルジョン 64,781ドル J. モーシェル 60,459ドル</p>																		
取締役株式制度	<p>ANZは2009年10月1日より取締役株式制度（「当制度」）に基づくすべての新規購入を停止した。ただし、既存株式は引き続き信託に保有される。株式は報酬を放棄して購入されるため、業績を条件としない。当制度への加入は任意である。当制度に基づき取得された株式は市場で購入され、最低1年間の取引制限期間が課される。重大な不正行為がある場合、信託に保管されている株式はすべて失効する。当制度に関連したすべての費用は、当行が負担する。</p> <p>当制度は業績ベースの株式制度ではなかったため、非執行取締役報酬のインセンティブ要素を意図したものではなかった。</p>																		

1.3 非執行取締役の株式保有

当行株式の所有が取締役の利益と株主の利益を一致させることに鑑み、取締役は株式保有指針を2005年に採択した。これらの指針は、取締役に対して、就任から5年間にわたり非執行取締役の基本年間報酬の100%（取締役会会長は200%）に相当する価値まで株式を取得し、ANZの取締役である間はこの株式保有を維持することを要求している。取締役は各自の保有がこの指針を下回る場合、毎年各自の報酬の最低でも25%をこの株式保有の達成に向けることに同意した。

報告期間中の非執行取締役の株式保有の増減（直接、間接および関連当事者により保有）を以下に示す。

表5：非執行取締役の株式保有

氏名	株式の種類	2010年10月1日	本年度中の変更	2011年9月30日現	年次報告書の承認日
		現在保有してい た株式数	から生じた株式 数(1)	在保有していた株 式数(2)(3)	(2011年11月2日)現 在保有していた株式 数
現非執行取締役					
J. モーシェル	取締役株式制度	7,860	-	7,860	7,860
	普通株式	8,042	3,000	11,042	11,042
G. クラーク	取締役株式制度	5,479	-	5,479	5,479
	普通株式	10,000	-	10,000	10,000
P. ヘイ(4)	取締役株式制度	2,812	178	2,990	2,990
	普通株式	6,231	2,422	8,653	8,653
H. リー	取締役株式制度	1,654	105	1,759	1,759
	普通株式	8,000	-	8,000	8,000
I. マクファーレン	取締役株式制度	2,574	(2,574)	-	-
	普通株式	11,042	6,574	17,616	17,616
	CPS2	500	-	500	500
	CPS3	-	1,000	1,000	1,000
D. ミクルジョン	普通株式	16,198	-	16,198	16,198
A. ワトキンズ	取締役株式制度	3,419	-	3,419	3,419
	普通株式	16,042	-	16,042	16,042

(1) 本年度中の変更から生じた株式には、配当再投資制度に基づき購入、売却または取得した株式の正味残数が含まれている。

(2) 2011年9月30日現在において、以下の株式（上記の保有株式数に含まれている。）が非執行取締役を代理して（間接実質所有株式）保有されていた：J. モーシェル - 11,860株、G. クラーク - 15,479株、P. ヘイ - 11,369株、H. リー - 1,759株、I. マクファーレン - 19,116株、D. ミクルジョン - 13,698株、A. ワトキンズ - 18,419株。

(3) 2011年9月30日現在における基本報酬に対する合計保有株式数の割合は以下のとおりである：J. モーシェル - 176%、G. クラーク - 144%、P. ヘイ - 108%、H. リー - 91%、I. マクファーレン - 178%、D. ミクルジョン - 151%、A. ワトキンズ - 181%。株式の価値は2011年9月30日の終値19.52ドルを使用して計算されている。基本報酬の割合は、非執行取締役の当期の年間基本報酬である210,000ドルに対して株式の価値を比較して決定されている。

(4) P. ヘイの株式保有には、同氏が受益権を有していない間接的に保有されている2011年9月30日現在の19,855株（2010年度：19,855株）が含まれていない。

1.4 非執行取締役に支払われた報酬

2010年度および2011年度について非執行取締役に支払われた報酬の詳細を以下の表6に示す。

全体的にみて、前年度と比較して非執行取締役の総報酬は減少したが、これは主に2010年度にはC. グードおよびJ. エリスについて取締役会からの退任時に支払われた退職給付が発生したことによるものであった。

表 6 : 2011年度および2010年度の非執行取締役の報酬

年度	取締役会報酬	委員会報酬	短期従業員給付		合計	
			短期インセンティブ	その他		
(単位：ドル)						
現非執行取締役(4)						
独立非執行取締役、 取締役会会長						
J. モーシェル(2004年10月取締役任命、2010年3月会長任命)	2011	775,000	-	該当なし	-	775,000
	2010	517,917	48,333	該当なし	-	566,250
独立非執行取締役						
G. クラーク(2004年2月任命)	2011	210,000	90,000	該当なし	-	300,000
	2010	200,000	61,000	該当なし	-	261,000
独立非執行取締役						
P. ヘイ(2008年11月任命)	2011	210,000	92,500	該当なし	-	302,500
	2010	200,000	76,000	該当なし	-	276,000
独立非執行取締役						
H. リー(2009年2月任命)	2011	210,000	70,000	該当なし	-	280,000
	2010	200,000	35,000	該当なし	-	235,000
独立非執行取締役						
I. マクファーレン(2007年2月任命)	2011	210,000	104,500	該当なし	-	314,500
	2010	200,000	72,000	該当なし	-	272,000
独立非執行取締役						
D. ミクルジョン(2004年10月任命)	2011	210,000	110,000	該当なし	186 ⁽³⁾	320,186
	2010	200,000	106,000	該当なし	-	306,000
独立非執行取締役						
A. ワトキンス(2008年11月任命)	2011	210,000	102,500	該当なし	-	312,500
	2010	200,000	103,000	該当なし	-	303,000
前非執行取締役						
独立非執行取締役、 取締役会会長						
C. グード(1991年7月取締役任命、1995年8月会長任命、2010年2月28日退任)	2010	326,250	-	該当なし	8,233 ⁽³⁾	334,483
独立非執行取締役						
J. エリス(1995年10月任命、2009年12月18日退任)	2010	43,000	-	該当なし	8,546 ⁽³⁾	51,546
全非執行取締役合計(4)						
	2011	2,035,000	569,500	該当なし	186	2,604,686
	2010	2,087,167	501,333	該当なし	16,779	2,605,279

	年度	退職後	長期従業員給付	退職給付金	株式に基づく報	報酬合計(2)
		退職年金 拠出分	本年度中に発生 した長期勤続休 暇	(1)	酬	
現非執行取締役(4)						
(単位: ドル)						
独立非執行取締役、 取締役会会長						
J. モーシェル(2004年10月取締役 任命、2010年3月会長任命)	2011	15,343	該当なし	-	該当なし	790,343
	2010	14,646	該当なし	-	該当なし	580,896
独立非執行取締役						
G. クラーク(2004年2月任命)	2011	15,343	該当なし	-	該当なし	315,343
	2010	14,646	該当なし	-	該当なし	275,646
独立非執行取締役						
P. ハイ(2008年11月任命)	2011	15,343	該当なし	-	該当なし	317,843
	2010	14,646	該当なし	-	該当なし	290,646
独立非執行取締役						
H. リー(2009年2月任命)	2011	15,343	該当なし	-	該当なし	295,343
	2010	14,646	該当なし	-	該当なし	249,646
独立非執行取締役						
I. マクファーレン(2007年2月任 命)	2011	15,343	該当なし	-	該当なし	329,843
	2010	14,646	該当なし	-	該当なし	286,646
独立非執行取締役						
D. ミクルジョン(2004年10月任 命)	2011	15,343	該当なし	-	該当なし	335,529
	2010	14,646	該当なし	-	該当なし	320,646
独立非執行取締役						
A. ワトキンズ(2008年11月任命)	2011	15,343	該当なし	-	該当なし	327,843
	2010	14,646	該当なし	-	該当なし	317,646
前非執行取締役						
独立非執行取締役、 取締役会会長						
C. グード(1991年7月取締役任 命、1995年8月会長任命、2010年 2月28日退任)	2010	7,231	該当なし	1,398,845	該当なし	1,740,559
独立非執行取締役						
J. エリス(1995年10月任命、2009 年12月18日退任)	2010	3,615	該当なし	478,333	該当なし	533,494
全非執行取締役合計(4)						
	2011	107,401	該当なし	-	該当なし	2,712,087
	2010	113,368	該当なし	1,877,178	該当なし	4,595,825

- (1) C. グードおよびJ. エリス(2010年度)に対してそれぞれの取締役会からの退任時に支払われた退職給付金は、2005年9月より前に存在したANZ取締役退職制度に基づく発生済み給付金および係る給付金に関する利息に係る。C. グードに対して退職時にANZ取締役退職制度に基づき取得した株式が引き渡された。退職時の価格は22.9507ドル(2010年2月26日現在における1日加重平均価格(VWAP)に基づく)であった。J. エリスに対して退職時にANZ取締役退職制度に基づき取得した株式が引き渡された。退職時の価格は21.3694ドル(2009年12月18日現在における1日加重平均価格(VWAP)に基づく)であった。
- (2) 取締役の報酬につき開示された金額は、取締役および役員の損害賠償保険契約に関して当グループから支払われる保険料を含まない。総保険料は、機密性の要件から開示することができないが、利用可能な情報に基づく、取締役がかかる割当の合理的基盤がないと考えるため、保険契約の対象である個人には割り当てられていない。
- (3) D. ミクルジョンの「その他」はオフィススペースに関するものである。C. グードの「その他」は退職時の贈与に関するものである。J. エリスの「その他」は、駐車場、オフィススペースおよび退職時の贈与に関するものである。
- (4) 報酬体系の一貫性のために、CEO(唯一の執行取締役である)の報酬詳細は、その他の開示を必要とする執行役員とともに表17に含まれる。

2. CEOおよび開示を必要とする執行役員の報酬

2.1 報酬指針の原則

ANZの報酬についての戦略および方策は、当グループの報酬方針を方向付けるもので、取締役会による承認を受ける。

以下の原則は執行役員に対するANZの報酬方針の基礎となっている。

- ・ ANZのすべての利害関係者の価値の創出と向上に重点を置くこと。
- ・ ANZの長期にわたる財務健全性とリスク管理体制の双方を支援し、長期にわたり高い株主総利回りを実現する行動を奨励することを目的とした報酬総額における「リスク（可変）」要素の重視。
- ・ 著しい業績、行動基準ならびにリスクおよびコンプライアンス方針および手続きの遵守に報いるANZの文化に沿った個人の報酬の差別化。
- ・ ANZの事業および成長戦略の実現のために必要な最高の人材を獲得、動機付けおよび維持するための競争力のある報酬案の提示。

2.2 ANZの業績

ANZは長期にわたる持続的な会社の業績に重点を置いている。ANZの報酬方針により株主の利益とCEOおよび開示を必要とする執行役員の報酬とを一致させることに成功しており、これは長期の当行の業績と過去5年間のCEOおよび開示を必要とする執行役員が報酬の「リスク（可変）」要素から得た利益を明確に関連付けたことにより達成されている。

表7：2007年度から2011年度のANZの業績

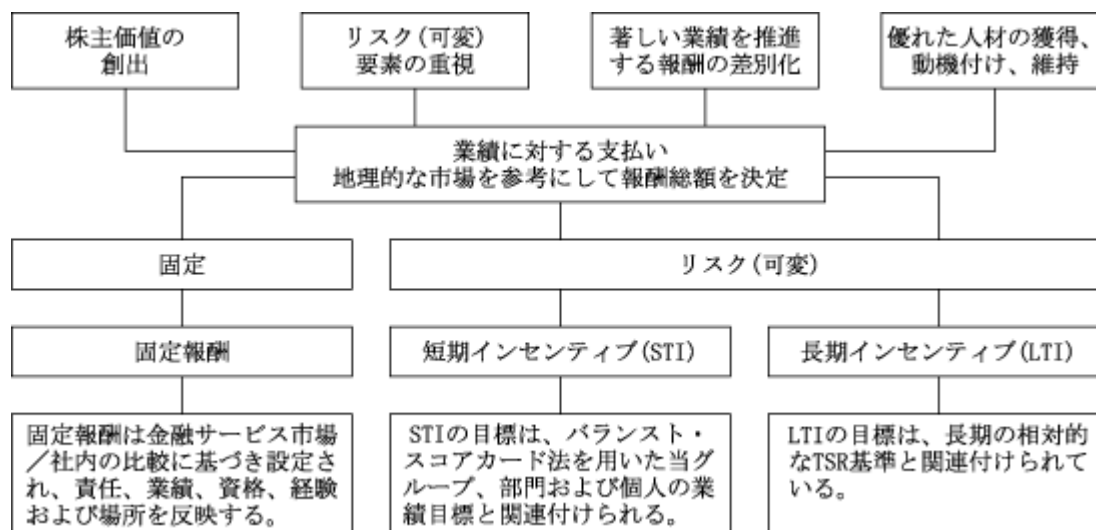
	2011年度	2010年度	2009年度	2008年度	2007年度
基本的1株当たり利益（EPS）	208.2	178.9	131.0	170.4	224.1
税引後純利益（単位：百万ドル）	5,355	4,501	2,943	3,319	4,180
配当金総額（単位：1株当たりセント）	140	126	102	136	136
9月30日現在の株価（単位：ドル）	19.52	23.68	24.39	18.75	29.70
株主総利回り（12か月、%）	-12.6	1.9	40.3	-33.5	15.6
基本利益(1)	5,652	5,025	3,772	3,426	3,924

(1) 利益は基本利益（当グループの継続的事業活動の業績）を導くために非中核項目を除外するよう調整されている。これらの調整は過年度においてなされた調整と一貫した基準で決定されている。基本利益を導くための調整は法定利益において行われるため、当グループの法定の監査意見の範囲内における監査を条件とする。基本利益は監査されないが、外部監査人が監査委員会に対し、上記調整はオーストラリア会社取締役協会（AICD）およびオーストラレーシア金融サービス協会（FINSIA）が発行した指針に基づくものであり、前期の調整と一貫している旨を報告している。

2.3 報酬体系の概要

開示を必要とする執行役員（CEOを含む）に関するANZの報酬戦略の主要な側面は以下のとおりである。

報酬の目標



グループの報酬方針は、主要な業績評価基準に対して重点を置いており、これにより株主の利益と執行役員の短期および長期の報酬を合致させる。

2.4 報酬の構成要素

取締役会は報酬の固定部分およびリスク（可変）部分のバランスの達成を目指している。これは各年功水準について市場環境を反映する。

固定報酬とリスク（可変）報酬の相対的比率を以下に示す。

表 8：年間総報酬の構成割合（％、業績の目標水準を基準とする）

	固定	リスク（可変）	
	固定報酬	STI	LTI
CEO	33%	33%	33%
開示を必要とする執行役員	37%	44%	19%

2.5 CEOの報酬

CEOはANZにおける唯一の執行取締役である。

CEOの報酬パッケージの構成要素は他の開示を必要とする執行役員と実質的に同じである。しかし、CEOの契約の定額、交付および時期にはいくつか相違がある。明確性の確保のために、およびCEOに備わる契約の完全な理解を確保するために、以下の表がこれら契約の概要ならびに契約の詳細が説明されている本報酬報告中の項の参照箇所を示す。

詳細	要約
固定報酬	<p>これはCEOの報酬パッケージのうち唯一の「保証された」部分である。2010年10月に、CEOの固定給の水準は300万ドルから315万ドルに引き上げられ、2007年10月にCEOに就任して以来初めての増額となった。</p> <p>取締役会は、就任以来固定報酬に変動がなかったこと、およびCEOに対して同業他社のCEOと釣り合いのとれた報酬を与える重要性を考慮して、固定給の5%の引き上げが適切であると決定した。</p> <p>CEOの固定給は、2011年10月1日に開始する年度について、315万ドルに据え置かれる。</p>
短期インセンティブ(STI)	<p>CEOは、固定報酬の価値(すなわち315万ドル)と同額のインセンティブ給付を年1回受取る機会がある。実際に支払われる金額はCEOとしての成果および組織全体の業績に従い、この数値から増減される可能性がある。とりわけ、CEOが優れた成果を上げ、かつ自身の目標を上回ったと取締役会がみなした場合には、取締役会はCEOの目標支払額を超えてSTIを引き上げる裁量を行使できる。</p> <p>2010年11月に支払われた実際の短期インセンティブ額(これは2010年度に関するものである)は475万ドルであり、そのうち225万ドルが後渡しされることとなった(半分は1年後および残りの半分は2年後に後渡しされる)。取締役会は2010年度のスコアカードに対してCEOの業績を評価して自身の目標を上回ったとした。</p> <p>取締役会は、(目標額に対する)適切なインセンティブを決定するために、CEOの2011年度バランスト・スコアカードを年度初めに承認し、その後2011年度末にこれらの目標に対するCEOの業績を査定した。人事委員会憲章に従い、より優れた長期業績および倫理的行動を促すような、CEOについての健全な業績測定および目標額が取締役会全体に対して人事委員会により勧告された。</p> <p>2011年度の主要な目標は、多数の量的および質的な評価基準を含む。これには、財務目標、顧客満足度、リスク管理、長期戦略目標に向けた進展、経営チームの強化、および人事/文化評価基準を含むが、それらに限定されるものではない。</p> <p>上記の評価基準は、財務、顧客、従業員、手続きおよびリスク管理への影響を考慮した上で、バランスの取れたアプローチを通じたANZの短期および長期の戦略目標の達成にとってこれらの基準が最も合致していると取締役会が判断したため選択されたものである。バランスト・スコアカードは、短期活動についての焦点だけでなく、業績についての広範な戦略的焦点を確認するために複数の評価基準の組合せを適用できる枠組みを与えるものとして用いられる。</p> <p>各評価基準に対する結果を決定するための査定の手順には、最高リスク責任者(CRO)および最高財務責任者(CFO)による独立した審査および勧告が含まれ、その後、人事委員会による審査と取締役会に対する勧告が行われる。</p> <p>業績の評価に用いられる査定の手順は、独立したインプット(データ)および取締役会への承認のための人事委員会からの勧告と共に、リスク管理および財務実績の観点からの検証が確保されるよう、採り入れられている。</p> <p>取締役会の査定に基づき、2011年度のCEOへのSTIの支払いは330万ドルとなり、175万ドルが現金で、残り(155万ドル)は後渡し株式で付与される。後渡し株式の半分は1年間、あとの半分は2年間、制限を受ける。</p>

詳細	要約
特別エクイティ割当	<p>2008年に取締役会はCEOの契約および慰留のための措置が引続き市場競争力のあるように、見直しを行った。この見直しに従い、取締役会はCEOに700,000個のオプションを付与することが合理的かつ適切であると考えた。この決議は2008年度年次株主総会において株主により承認され、オプションは2008年12月18日に付与された。</p> <p>これらのオプションは、付与日現在のANZ株式の市場価格（1株につき14.18ドル）に等しいオプション行使価格で、権利確定日（2011年12月18日）から行使することができる。行使と同時に、オプション1個につきCEOはANZ普通株式1株を受けることになる。付与にあたり、オプションはそれぞれ2.27ドルと独立して査定され、すなわち総額158万9,000ドルであった。権利確定日における価値は市場価格が行使価格を上回る金額をオプションの総個数で乗じた額に基づく。</p>
長期インセンティブ(LTI)	
目的	LTI契約は、報酬と株主の投資からの利益との釣り合いが取れるように、報酬のかなりの割合を株主の利益と関連付けるように設計されている。
与えられるエクイティの種類	LTIは業績に基づく権利としてCEOに交付される。業績に基づく権利は、時間的制限および業績基準を満たすことを条件として、株式を対価なしに取得する権利である。行使と同時に、業績に基づく権利1個につきCEOは普通株式1株を得る。
時間的制限	CEOに与えられた業績に基づく権利は、3年後に1度だけ業績基準に対して検証を受ける。3年間の時間に基づく基準は、CEOの報酬と株主の利益を一致させる合理的な期間を提供すると共に、CEOを動機付けし、慰留する手段となる。必要とされる業績基準を満たさない場合、業績に基づく権利はその時点で失効する。業績基準を満たすことを条件に、CEOは1年間の行使期間を与えられる。
業績基準	CEOに与えられた業績に基づく権利は、1つの長期の業績評価基準を持つ。業績に基づく権利は、当行のTSRが3年間にわたり同業他社グループのTSRの中央値以上である場合、CEOに報酬を与えるよう設定されている。TSRは株式価値の変動プラス配当金を再投資した価値を意味する。TSRは株主価値の実現に焦点を当て、業績を測定するために広く知られ、かつ、検証されたメカニズムであるので、TSRが最も適切な比較指標であるとして選ばれた。
権利確定スケジュール	行使可能となる業績に基づく権利の比率は、3年間の終了時に比較可能グループ（以下に記載）の会社と比較してANZが達成したTSRに基づき決められる。株価の変動率の影響を緩和するために、TSRは90日間の期間の初日と最終日の価値を平均化して算出される。独立したTSR評価を確保するために、TSR基準によるANZの業績の算定につき、ANZは外部機関（Mercer(Australia) Pty Ltd）のサービスと契約している。比較可能なグループの中央値に等しい業績の場合、業績に基づく権利の半分が権利確定する。中央値を上回るTSRの達成は、追加の業績に基づく権利の確定をもたらす。ANZのTSRが比較可能なグループの上位25%以上を達成する（この時、すべての業績に基づく権利が確定する）まで、一定の額ずつ増加する。ANZの業績が比較会社の2つの間の場合、TSRは比例按分で評価される。

詳細	要約
比較可能グループ	<p>2011年3月31日付のAMPリミテッドとAXAアジア・パシフィック・ホールディングス・リミテッドとの合併のため、かつ、付与の特定の条件に基づいて、取締役会は、ANZのTSR業績を測定する比較対象である、LTI比較可能グループへの以下の変更を承認した。</p> <p>依然として業績評価の対象となっている既存の付与について、比較可能グループは以下の8社に減らされている。すなわち、AXAアジア・パシフィック・ホールディングス・リミテッドは、完全に除外されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AMPリミテッド ・ ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド ・ コモンウェルス・バンク・オブ・オーストラリア・リミテッド ・ QBEインシュアランス・グループ・リミテッド ・ インシュアランス・オーストラリア・グループ・リミテッド ・ サンコープ・メットウェイ・リミテッド ・ マッコリー・バンク・リミテッド ・ ウェストパック・バンキング・コーポレーション・リミテッド <p>2011年度のLTI報酬および以後のLTI報酬について、取締役会は、ASXリミテッドを比較可能グループに加えることを承認した。</p>
長期インセンティブ(LTI) - 最初の3年間を対象とした付与(2007年度 - 2009年度)	<p>3つのトランシュの業績に基づく権利が、2007年12月にCEOに提供され、それぞれ最大価値は300万ドルであり、CEOの役職の最初の3年間を対象とする。各トランシュは比較可能グループに対するANZの相対的なTSRに基づき評価される。1つ目のトランシュは、3年後に評価され、業績評価の結果(結果は90.27%)、258,620個の業績に基づく権利が2010年12月19日に確定した。権利確定時の価値は(1株当たり23.6535ドルの1日加重平均価格(VWAP)を基準として)611万7,000ドルで、その後同年度中に行使された。残りの2つのトランシュはそれぞれ2011年12月および2012年12月に評価され、再評価はされない。CEOは業績基準が満たされた場合のみ2つ目および3つ目のトランシュからの利益を受けることができる。</p>
長期インセンティブ(LTI) - 2010年度	<p>2010年度年次株主総会において、株主は、2010年度のCEOの固定給の100%に相当する300万ドルの業績に基づく権利のLTIの付与をCEOに対して承認した。これは、各権利につき11.85ドルの割当価格で合計253,164個の業績に基づく権利の割当に相当し、3年後の2013年12月に相対的なTSR基準に対して評価される。取締役会は、CEOの動機付けの必要性を考慮して、かつ、付与が今後3年間にわたりCEOの利益と株主の利益の一致を強化することによる当行およびその株主の最善の利益のために、LTIの付与を提言した。</p>
長期インセンティブ(LTI) - 2011年度	<p>2011年度には、3年後の2014年12月に相対的なTSR基準に対して評価される業績に基づく権利として交付される、315万ドル(固定給の100%)のLTIを割り当てることが提案された。これは、2011年度年次株主総会における株主の承認が条件である。</p>

詳細	要約
就任時給付	<p>標準報酬契約に加えて、CEOはANZに入社するために以前の雇用主から逸失した報酬を認めるため、最初の就任時契約の一部として、追加エクイティの提供を受けた。CEOは就任時に900万ドルを提供され、同氏はこれを後渡し株式で受取ることを選択し、2008年、2009年および2010年10月にそれぞれ3分の1ずつ権利確定する。就任時給付は株価が27.2751ドルであった付与時点で、合計330,033株のANZ株式に相当した。</p> <p>CEOの就任時給付の目的は、逸失した報酬を補償することであることを考慮して、ANZの後渡し株式は業績基準を条件としない。しかし、後渡し株式の割当はCEOの利益と株主の利益の一致を強化する。</p> <p>2008年10月2日に、これらの株式のうち110,011株をCEOは入手できたが、株式の名目価値は当初の付与価値300万ドルから2008年10月2日付で209万7,000ドル（1株につき19.0610ドルの1日加重平均価格（VWAP）に基づく）へと低下した。2つ目のトランシュは259万2,000ドルの権利確定価格（1株につき23.5600ドルの1日加重平均価格（VWAP）に基づく）で2009年10月2日に権利が確定した。最終のトランシュは258万9,000ドルの権利確定価格（2010年10月1日現在（2010年10月2日は非取引日）の1株につき23.5385ドルの1日加重平均価格（VWAP）に基づく）で2010年10月2日に権利が確定した。</p>
雇用の終了の規定	雇用の終了の場合に適用される規定については、下記「3.1 CEOの契約条件」に詳細を記載する。

2.6 開示を必要とする執行役員の報酬

開示を必要とする執行役員の報酬体系については以下に詳細を記す。最高リスク責任者（CRO）のみが例外で、その役割の独立性を維持し、組織全体にわたってリスク管理の任務の遂行のために利益相反を最小限に抑えるよう、その報酬契約体系が異なっている。

CROの役割には、固定給に重きが置かれ、個人の成果に適用されるレバレッジはより限られたものとなっており、グループの業績（プラスまたはマイナスのどちらの場合も）によるレバレッジは存在しない。2010年度には、LTI報酬は業績基準のない後渡し株式として交付され、2011年度（およびそれ以降）には、業績基準のない後渡し株式に基づく権利として交付されることになり、どちらの場合も3年間という時間に基づく基準が課される。当行の相対的なTSR業績基準は、CROの役割の一層の公平性および独立性を確保するために上記のLTI報酬に関連付けられることはない。

2.6.1 固定報酬

固定報酬の金額は現金給与、9%の退職年金拠出金およびその他所定の給付（例えば自動車貸与）として受取るドル建金額の総額として表される。

ANZの固定報酬は毎年見直しを受ける。ANZは、固定報酬を、ANZが事業を行っているそれぞれの世界市場の金融サービス業界において支払われている現地市場の中央値を目標とした中間点を中心とした範囲で、かつ責任、業績、資格、経験および場所を反映した社内の比較に基づき、設定する。

金融サービス市場は、ANZと類似した地理的環境下において業務を行う会社で構成されており、ANZにとって優れた人材獲得のための主要な源泉となっているため、適切な市場とみなされる。同市場は、主要な優れた人材を奪う可能性を持つ会社で構成されており、そのためこれらの会社より競争力のある報酬が適切となる。

2.6.2 変動報酬

変動報酬は開示を必要とする執行役員が受取れる可能性のある報酬の重要な部分を占め、短期、中期および長期の業績を推進するよう策定されているリスク（可変）要素である。ANZにおける「変動報酬」という用語は、STIとLTI契約の両方を対象とする。

[次へ](#)

2.6.3 短期インセンティブ (STI)

開示を必要とする執行役員のSTI契約の詳細を以下の表9で説明する。

表9：STI契約の概要

目的	<p>STI契約は、年間業績目標の達成を基準に大幅に差別化した報酬を提供することで、ANZの戦略目標を支える。</p> <p>ANZ従業員報酬スキーム（ANZERS）の体系は人事委員会が検討し、取締役会が承認する。資金全体の規模は取締役会が決定し、当グループのバランスト・スコアカード評価基準の査定を基準にする。この資金はその後、バランスト・スコアカードの量的、質的評価基準に対するそれぞれの部門の相対的な業績を基準に、異なる部門間に分配される。</p>
業績目標	<p>STI目標額は、ANZの全体的な戦略と一致したANZ、部門および個人の業績達成に適切に重点が置かれるように設定されている。</p> <p>開示を必要とする執行役員の個人の業績目標は以下を含む、多数の質的、量的測定基準を基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務的評価：株主の利益を反映する評価基準であるため、経済的利益、収益成長率、EPS成長率、資本、流動性および営業費用を含む。 ・顧客の評価：顧客の満足度および市場シェアを含む。 ・プロセスの評価：業務上最高レベルの目標の観点からみた、プロセス改善および費用便益、リスク管理、監査およびコンプライアンス評価/基準を含む。 ・人材の評価：仕事意欲、多様化目標および企業責任を含む。 <p>前年度の業績、業界標準およびANZの成長綱領を考慮に入れて目標は設定される。これらすべての質的、量的測定基準に関する特定の目標および特徴は商業上、その公表を控えるべきものであるため詳細は記載されていない。</p> <p>これらの目標に対する関連する開示を必要とする執行役員の業績および達成度は、CROから受領した各個人のリスク管理に関するインプット（データ）およびCFOから受領したすべての主要部門の財務実績に関するインプットを考慮して、CEOにより年度末に検討される。人事委員会による事前および最終の審査が完了すると、最終的な結果が取締役会により承認される。</p> <p>業績の評価に用いられる査定の手順は、独立したインプット（データ）および取締役会への承認のための人事委員会からの勧告と共に、リスク管理および財務実績の観点からの検証が確保されるよう、採り入れられている。</p>
STI資金の決定	<p>2011年度の開示を必要とする執行役員（CEOを除く）の目標とされるSTI報酬の水準は、固定報酬の120%である。</p>
報酬に相当する業績	<p>STIプログラムおよび定められた目標は、卓越した業績を動機付けし、報奨を与えるよう策定されている。各年度末に個人に行われる実際のSTI支払いの金額は、上記の業績をベースとして取締役会により決定されるが、ただし、不適切な行動またはリスク/コンプライアンス/監査の違反がない場合に限る。</p> <p>取締役会が承認する全体的なインセンティブ資金の中で、同業者と比較して傑出した業績かつ大幅に目標を上回った開示を必要とする執行役員は、目標とされるSTIよりかなり上のSTI報酬を与えられる可能性がある。逆に、同業者と比較して業績が劣る者は、STI報酬を受ける資格がなくなる可能性がある。</p>

強制的な後渡し	<p>STIの一部を強制的に後渡しにすることは、柔軟な変動構造を持つことをさらに強調し、業績との関連付けを継続させ、重要な慰留要素となり、開示を必要とする執行役員がより長期にわたって継続的な業績をあげることを促す動機付けとなる。</p> <p>2008年度以降、開示を必要とする執行役員に対して、以下のような段階的なSTI後渡しの方式が適用されている：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準（現在200,000ドル）までのSTIは現金で支払われる。 ・ 基準を超えるSTI金額の25％は1年後にANZエクイティで後渡しされる。 ・ 基準を超えるSTI金額の25％は2年後にANZエクイティで後渡しされる。 ・ 基準を上回るSTI金額の残り（すなわち50％）は現金(1)で支払われる。 <p>2011年度に関して支払われるボーナスの後渡し部分は、ANZの後渡し株式または後渡し株式に基づく権利(2)として交付される。過年度においては、ほとんどの開示を必要とする執行役員が、後渡し部分を株式または株式とオプションの組み合わせのいずれかで受取る選択肢を有していた。2010年度よりこのような選択はなくなった。</p> <p>インセンティブ金額が既に発生しているため、株式および株式に基づく権利（ならびに過年度からのオプション）に付随する業績基準はない。</p>
雇用の終了の規定	<p>雇用の終了の場合に適用される規定については、下記「3.2 開示を必要とする執行役員の契約条件」に詳細を記載する。</p>
付与の条件	<p>STI後渡し株式およびSTI後渡し株式に基づく権利が付与される条件は、ANZ従業員株式購入制度およびANZ株式オプション制度の規則に従い取締役会により承認される。</p>

(1) 開示を必要とする執行役員は与えられる現金ボーナス額を現金および/または退職年金で受取ることを選択できる。

(2) 2010年度にはJ. ファッグ、および2011年度にはD. ヒスコが、ニュージーランドの税制上の規制により、株式でなく、株式に基づく権利を受取った。株式に基づく権利は将来ANZ株式を対価なしに取得する権利を従業員に与える。

2.6.4 長期インセンティブ (LTI)

開示を必要とする執行役員のLTI契約の詳細を以下の表10で説明する。

表10：LTI契約の概要

目的	LTI契約は、報酬と株主の投資からの利益との釣り合いが取れるように、報酬のかなりの割合を株主の利益と関連付けるように設計されている。
開示を必要とする執行役員 (CROを除く) のLTI契約	
与えられるエクイティの種類	LTIはその100%が業績に基づく権利として開示を必要とする執行役員に交付される(下記のとおり業績基準のない後渡し株式に基づく権利を受取るCROは除く。)。業績に基づく権利は、時間的制限および業績基準を満たすことを条件として、株式を対価なしに取得する権利である。行使と同時に、業績に基づく権利1個につき開示を必要とする執行役員は普通株式1株を得る。 将来の付与時の価値は、行使時の株価に応じてゼロから不確定の金額までの範囲となる可能性がある。
時間的制限	時間的制限は、行使期間が2年間であることを除き、CEOについての上記「2.5 CEOの報酬 - 長期インセンティブ(LTI)」の記載と同じである。
業績基準、権利確定スケジュールおよび比較可能グループ	開示を必要とする執行役員の業績基準、権利確定スケジュールおよび比較可能グループは、CEOについての上記「2.5 CEOの報酬 - 長期インセンティブ(LTI)」の記載と同じである。
LTI付与額	開示を必要とする執行役員への個別のLTIの付与額は、市場慣行、個人の職責のレベル、業績および同執行役員の潜在能力の評価に照らして決定される。開示を必要とする執行役員の目標となるLTI額は、固定報酬の約50%である。開示を必要とする執行役員はLTI付与のドル建の価値を通知されるが、その後かかる価値は独立した評価額に基づき業績に基づく権利数に転換される。評価の方式およびインプットの詳細は2.11項を参照のこと。 LTIの割当は年1回、10月に行われる毎年の業績および報酬の見直し後に行われる。下記は2010年11月における割当価値に用いられた例である。 例：開示を必要とする執行役員に50万ドルの価値のLTIが付与される。 承認された割当価値は、業績に基づく権利1個につき11.96ドルである。 (社外の専門家の独立の評価による。) $50万ドル \div 11.96ドル = 41,806$ 個の業績に基づく権利
雇用の終了の規定	雇用の終了の場合に適用される規定については、下記「3.2 開示を必要とする執行役員の契約条件」に詳細を記載する。
付与の条件	業績に基づく権利が付与される条件は、ANZ株式オプション制度の規則に従い取締役会により承認される。
CROのLTI契約	
後渡し株式(2010年度)	CROはLTIとして後渡し株式を受取る唯一の開示を必要とする執行役員である。後渡し株式には権利確定までに3年間という時間に基づく基準が課され、その間は信託に保管される。割当てられるLTIに基づく後渡し株式数の決定に用いられる価額は、付与日(当日を含む)までの1週間のオーストラリア証券取引所における株式の出来高加重平均価格に基づく。
後渡し株式に基づく権利(2011年度)	CROはLTIとして後渡し株式に基づく権利を受取る唯一の開示を必要とする執行役員である。後渡し株式に基づく権利には権利確定までに3年間という時間に基づく基準が課され、その間は信託に保管される。権利確定すると、2年間の行使期間が与えられるが、その期間が経過するまでに行使されない場合は失効する。割当てられるLTI後渡し株式に基づく権利の数の決定に用いられる価額は、2.11項に記載された独立した評価に基づく。
雇用の終了の規定	雇用の終了の場合に適用される規定については、下記「3.2 開示を必要とする執行役員の契約条件」に詳細を記載する。
付与の条件	LTI後渡し株式およびLTI後渡し株式に基づく権利が付与される条件は、ANZ従業員株式購入制度およびANZ株式オプション制度の規則に従い取締役会により承認される。

2.7 クローバック

ANZの財務健全性を守り、予期せぬもしくは知りえなかった規制要件に対応するために取締役会が下記の調整が必要であると考えた場合、または取締役会が後渡しエクイティの付与後に明らかとなった情報を考慮して後渡しエクイティが正当でなかったと後に考えた場合には、取締役会は、報酬の業績に基づく部分（以前に後渡しとなったエクイティを含む。）を（かかる報酬の付与後を含む）いかなる時点でも下方調整もしくはゼロまで調整できる継続的かつ完全な裁量権を有している。

後渡しエクイティの引き渡し前に、取締役会は下方調整が行われるべきか検討する。

2.8 ヘッジおよびマージン・ローンの禁止

ANZ証券取引方針に規定されるとおり、ANZインセンティブ制度に基づき割当てられるエクイティは、完全に確定（後渡し株式の場合）または行使可能となる（オプション、後渡し株式に基づく権利または業績に基づく権利の場合）まではリスク状態が維持されなければならない。そのため、割当てられる株式、オプション、後渡し株式に基づく権利または業績に基づく権利の未確定の価値を特別に保護する仕組みを締結しないことが付与の条件となっている。当該行為は、付与条件に対する違反となり、当該株式、オプション、後渡し株式に基づく権利または業績に基づく権利を失効させることとなる。

ANZはまた、CEOおよび開示を必要とする執行役員にマージン・ローンまたはコールの可能性のあるその他類似金融取引に関連してANZ証券を提供することを禁止している。

この方針の遵守を監視するために、ANZのCEOおよび開示を必要とする執行役員は、同CEOおよび執行役員ならびにそれと密接に関連する者が未確定のANZ証券の持分の価値を保護する仕組みを締結していない（かつ現在関与していない）旨を記載した宣言書に年1回署名することが義務付けられる。2011年度の宣言書に基づき、ANZはCEOおよび開示を必要とする執行役員が完全にこの方針を遵守していることを報告できる。

2.9 株式保有の指針

CEOおよび開示を必要とする執行役員は5年の間に自らの固定報酬の200%に相当する価値までANZ株式を購入し、ANZの執行役員である間にかかる株式保有を維持することが期待されている。新しい開示を必要とする執行役員は任命から5年以内に必要な保有数を取得することを期待される。

この目的の株式保有は、業績基準を条件としない、確定済および割当てられたが未確定のエクイティのすべてを含む。

CEOおよびすべての開示を必要とする執行役員が、株式保有ガイドラインの最低要件を満たしており、もしくは在任期間が5年以内の場合は、満たそうとしている。

2.10 報酬としてのエクイティの付与

2011年度中にCEOおよび開示を必要とする執行役員に付与された、後渡し株式、オプション、後渡し株式に基づく権利および業績に基づく権利を以下の表11に示す。

エクイティ報酬の基礎となる株式はすべて、市場で購入されるか、もしくは新規発行されるか、またはその両方の組み合わせである。2010年度の付与では、STI後渡し株式は市場で購入されたが、LTI後渡し株式は新規発行株式であった。STI後渡し株式に基づく権利、STI後渡しオプションおよびLTI業績に基づく権利については、報酬を実行するための方法は、権利確定日が近くなってから決定される。

表11：2011年度中に報酬として付与された後渡し株式、後渡し株式に基づく権利、オプションおよび業績に基づく権利

氏名	エクイティの種類	付与数	付与日	権利確定日	オプション	オプション	エクイティ
					/権利満期日	行使価格	公正価値(3)
					(ドル)	(ドル)	(ドル)
CEOおよび現職の開示を必要とする執行役員							
M. スミス	STI後渡し株式(1)	47,448	11/12/2010	11/12/2011	-	-	23.32
	STI後渡し株式(1)	47,448	11/12/2010	11/12/2012	-	-	23.32
	LTI業績に基づく権利(2)	253,164	12/17/2010	12/17/2013	12/16/2014	0.00	11.85
P. クロニカン	STI後渡し株式(1)	12,653	11/12/2010	11/12/2011	-	-	23.32
	STI後渡し株式(1)	12,652	11/12/2010	11/12/2012	-	-	23.32
	LTI業績に基づく権利(2)	54,347	11/12/2010	11/12/2013	11/11/2015	0.00	11.96
S. エリオット	STI後渡し株式(1)	12,126	11/12/2010	11/12/2011	-	-	23.32
	STI後渡し株式(1)	12,125	11/12/2010	11/12/2012	-	-	23.32
	STI後渡しオプション(1)	69,238	11/12/2010	11/12/2011	11/11/2015	23.71	3.96
	STI後渡しオプション(1)	69,238	11/12/2010	11/12/2012	11/11/2015	23.71	4.20
	LTI業績に基づく権利(2)	45,986	11/12/2010	11/12/2013	11/11/2015	0.00	11.96
D. ヒスコ	STI後渡し株式に基づく権利(1)	8,480	11/12/2010	11/12/2011	11/11/2015	0.00	22.11
	STI後渡し株式に基づく権利(1)	8,903	11/12/2010	11/12/2012	11/11/2015	0.00	21.06
	LTI業績に基づく権利(2)	33,444	11/12/2010	11/12/2013	11/11/2015	0.00	11.96
G. ホジズ	STI後渡し株式(1)	9,911	11/12/2010	11/12/2011	-	-	23.32
	STI後渡し株式(1)	9,911	11/12/2010	11/12/2012	-	-	23.32
	LTI業績に基づく権利(2)	41,806	11/12/2010	11/12/2013	11/11/2015	0.00	11.96
P. マリオット	STI後渡し株式(1)	9,911	11/12/2010	11/12/2011	-	-	23.32
	STI後渡し株式(1)	9,911	11/12/2010	11/12/2012	-	-	23.32
	LTI業績に基づく権利(2)	41,806	11/12/2010	11/12/2013	11/11/2015	0.00	11.96
C. ペイジ	STI後渡し株式(1)	11,809	11/12/2010	11/12/2011	-	-	23.32
	STI後渡し株式(1)	11,809	11/12/2010	11/12/2012	-	-	23.32
	LTI後渡し株式(2)	17,924	11/12/2010	11/12/2013	-	-	23.32
A. サーズビー	STI後渡し株式(1)	24,251	11/12/2010	11/12/2011	-	-	23.32
	STI後渡し株式(1)	24,251	11/12/2010	11/12/2012	-	-	23.32
	LTI業績に基づく権利(2)	45,986	11/12/2010	11/12/2013	11/11/2015	0.00	11.96

- (1) CEOおよび開示を必要とする執行役員のSTI金額の一定の割合はエクイティとして後渡しされる。取締役会はCEOの後渡し金額を決定した。開示を必要とする執行役員の強制的な後渡し契約の詳細については表9を、評価方法、インプットおよび公正価値の詳細については表12を参照。
- (2) CEOおよび開示を必要とする執行役員に対する2010年度のLTIの付与は、後渡し株式として交付を受けるCROを除いて、業績に基づく権利の交付で行われた。LTI付与の詳細については2.5項および表10を、評価方法、インプットおよび公正価値の詳細については表12を参照。
- (3) 付与時点の最大価値は付与数をエクイティの公正価値で乗じて決定する。付与の最小価値は、権利確定日において適用ある条件が満たされない場合で、ゼロである。

2.11 エクイティの評価

ANZは、業績、株価変動率、契約の残余期間、配当利回りおよび付与日における株価を含む評価要因を考慮して、必要なオプション、後渡し株式に基づく権利および業績に基づく権利を独立した立場で評価することにつき外部の2つの専門家（Mercer (Australia) Pty LtdおよびPricewaterhouseCoopers）と契約している。これらはその後KPMGおよびANZのグローバル内部監査の監査を受け、監査を通過した2つの評価のうち高い方の値がその後割当および/または費用/開示価値として人事委員会により承認される。以下の表は本年度中に発行された各種エクイティの評価の詳細である。

表12：エクイティ評価のインプット（データ）

受領者	エクイティの種類	付与日	エクイティの公		ANZ予想変	エクイティの有		権利確定	予想配当	無リスク
			正価値	付与時の株		効期間	権利確定			
			(ドル)	価終値	動率	(年)	期間	予定期間	利回り	利回り
			(ドル)	(ドル)	(%)	(年)	(年)	(年)	(%)	(%)
執行役員	STI後渡しオプション	11/12/2010	3.96	23.22	30	5	1	3	5.00	5.04
執行役員	STI後渡しオプション	11/12/2010	4.20	23.22	30	5	2	3.5	5.00	5.11
執行役員	STI後渡し株式に基づく権利	11/12/2010	22.11	23.22	30	5	1	1	5.00	4.70
執行役員	STI後渡し株式に基づく権利	11/12/2010	21.06	23.22	30	5	2	2	5.00	4.97
執行役員	LTI業績に基づく権利	11/12/2010	11.96	23.22	30	5	3	3	5.00	5.04
CEO	LTI業績に基づく権利	12/17/2010	11.85	23.59	30	4	3	3	5.00	5.15

2.12 2011年中に権利確定/行使/無効となったエクイティ

過年度にCEOおよび開示を必要とする執行役員に付与され、2011年度中に権利確定、行使または無効となった後渡し株式、オプション、後渡し株式に基づく権利および業績に基づく権利の数および価値の詳細を下表に示す。

表13：2011年中に権利確定/行使/無効となったエクイティ

氏名	エクイティの種類	付与数	付与日	最初の行使 可能日	満了日	確定した		
						数	%	価値 (ドル) (1)
CEOおよび現職の開示を必要とする執行役員								
M. スミス(2)	就任時株式	110,011	12/19/2007	10/2/2010	-	110,011	100	2,589,494
	STI後渡し株式	46,053	11/13/2009	11/13/2010	-	46,053	100	1,074,274
	LTI業績に基づく権利	258,620	12/19/2007	12/19/2010	12/19/2011	258,620	100	6,117,268
P. クロニカン		-	-	-	-	-	-	-
S. エリオット	その他後渡し株式	7,530	6/11/2009	6/11/2011	-	7,530	100	162,464
	STI後渡し株式	1,096	11/13/2009	11/13/2010	-	1,096	100	25,566
	STI後渡しオプション	5,307	11/13/2009	11/13/2010	11/12/2014	5,307	100	2,796
D. ヒスコ(3)	STI後渡し株式	5,866	11/13/2009	11/13/2010	-	5,866	100	136,836
	業績基準付オプション	11,217	11/5/2003	11/5/2006	11/4/2010	-	-	-
	業績基準付オプション	10,759	5/11/2004	5/11/2007	5/10/2011	-	-	-
	業績基準付オプション	10,530	11/5/2004	11/5/2007	11/4/2011	948	9	4,064
	LTI業績に基づく権利	16,302	10/24/2006	10/25/2009	10/24/2011	-	-	-
	LTI業績に基づく権利	25,462	10/30/2007	10/31/2010	10/30/2012	25,462	100	634,134
G. ホジズ(4)	STI後渡し株式	7,237	11/13/2009	11/13/2010	-	7,237	100	168,817
	業績基準付オプション	24,591	5/11/2004	5/11/2007	5/10/2011	-	-	-
	業績基準付オプション	60,000	11/5/2004	11/5/2007	11/4/2011	5,400	9	23,149
	STI後渡しオプション	33,869	10/31/2008	10/31/2010	10/30/2013	33,869	100	261,641
	STI後渡し株式に基づく権利	5,663	10/31/2008	10/31/2010	10/30/2013	5,663	100	141,038
	LTI業績に基づく権利	57,870	10/30/2007	10/31/2010	10/30/2012	57,870	100	1,441,258
P. マリオット(5)	STI後渡し株式	3,637	10/31/2008	10/31/2010	-	3,637	100	90,580
	STI後渡し株式	7,127	11/13/2009	11/13/2010	-	7,127	100	166,251
	業績基準付オプション	69,263	5/11/2004	5/11/2007	5/10/2011	-	-	-
	業績基準付オプション	67,600	11/5/2004	11/5/2007	11/4/2011	6,084	9	26,081
	STI後渡しオプション	24,192	10/31/2008	10/31/2010	10/30/2013	24,192	100	186,886
	LTI業績に基づく権利	57,870	10/30/2007	10/31/2010	10/30/2012	57,870	100	1,441,258
C. ペイジ	STI後渡し株式	15,351	11/13/2009	11/13/2010	-	15,351	100	358,091
A. サーズビー(6)	その他後渡し株式	62,735	8/28/2008	8/28/2011	-	62,735	100	1,249,537
	STI後渡し株式	12,369	10/31/2008	10/31/2010	-	12,369	100	308,051
	STI後渡し株式	26,316	11/13/2009	11/13/2010	-	26,316	100	613,871
	STI後渡しオプション	82,254	10/31/2008	10/31/2010	10/30/2013	82,254	100	635,420
	LTI業績に基づく権利	46,296	10/30/2007	10/31/2010	10/30/2012	46,296	100	1,153,007

氏名	エクイティの種類	失効した			行使された			2011年9月 30日現在確 定済みかつ 行使可能な もの	2011年9 月30日現 在行使可 能でない もの
		数	%	価値 (ドル)(1)	数	%	価値 (ドル)(1)		
CEOおよび現職の開示を必要とする執行役員									
M. スミス(2)	就任時株式	-	-	(110,011)	100	2,646,898	-	-	
	STI後渡し株式	-	-	(46,053)	100	1,115,206	-	-	
	LTI業績に基づく権利	-	-	(258,620)	100	6,386,285	-	-	
P. クロニカン		-	-	-	-	-	-	-	
S. エリオット	その他後渡し株式	-	-	-	-	-	7,530	-	
	STI後渡し株式	-	-	-	-	-	1,096	-	
	STI後渡しオプション	-	-	-	-	-	5,307	-	
D. ヒスコ(3)	STI後渡し株式	-	-	-	-	-	5,866	-	
	業績基準付オプション	-	-	(11,217)	100	84,197	-	-	
	業績基準付オプション	-	-	(10,759)	100	65,957	-	-	
	業績基準付オプション	-	-	-	-	-	10,003	527	
	LTI業績に基づく権利	-	-	(16,302)	100	395,865	-	-	
	LTI業績に基づく権利	-	-	(25,462)	100	618,299	-	-	
G. ホジズ(4)	STI後渡し株式	-	-	-	-	-	7,237	-	
	業績基準付オプション	-	-	(24,591)	100	168,109	-	-	
	業績基準付オプション	-	-	(19,200)	32	84,023	5,400	3,000	
	STI後渡しオプション	-	-	(33,869)	100	266,759	-	-	
	STI後渡し株式に基づく権利	-	-	-	-	-	5,663	-	
	LTI業績に基づく権利	-	-	(57,870)	100	1,405,269	-	-	
P. マリオット(5)	STI後渡し株式	-	-	-	-	-	3,637	-	
	STI後渡し株式	-	-	-	-	-	7,127	-	
	業績基準付オプション	-	-	(69,263)	100	424,610	-	-	
	業績基準付オプション	-	-	-	-	-	64,220	3,380	
	STI後渡しオプション	-	-	-	-	-	24,192	-	
	LTI業績に基づく権利	-	-	(57,870)	100	1,405,269	-	-	
C. ペイジ	STI後渡し株式	-	-	(15,351)	100	327,455	-	-	
A. サーズビー(6)	その他後渡し株式	-	-	-	-	-	62,735	-	
	STI後渡し株式	-	-	-	-	-	12,369	-	
	STI後渡し株式	-	-	-	-	-	26,316	-	
	STI後渡しオプション	-	-	-	-	-	82,254	-	
	LTI業績に基づく権利	-	-	(46,296)	100	1,124,215	-	-	

(1) 株式および/または株式に基づく権利および/または業績に基づく権利の価値は、確定、失効または行使日のオーストラリア証券取引所で取引された当行株式の1日VWAPを株式および/または株式に基づく権利および/または業績に基づく権利の数で乗じたものに基づく。オプションの価値は1日VWAPと行使価格の差額をオプション数で乗じたものに基づく。

(2) M. スミス 2010年10月2日付で権利確定した。CEOの職務開始時に付与された3つ目のトランシュの後渡し株式110,011株。詳細については、2.5項を参照。価値は(2010年10月2日が非取引日であったため)2010年10月1日の1株につき23.5385ドルの1日VWAPに基づき決定された。2007年12月19日に付与されたLTI業績に基づく権利が2011年2月21日に行使された。行使日における1日VWAPは24.6937ドルであった。

(3) D. ヒスコ 2003年11月5日に付与された業績基準付オプションが2010年11月3日に行使された。行使日における1日VWAPは25.0562ドルで、行使価格は17.55ドルであった。2004年5月11日に付与された業績基準付オプションが2011年2月22日に行使された。行使日における1日VWAPは24.3504ドルで、行使価格は18.22ドルであった。2006年10月24日および2007年10月30日に付与されたLTI業績に基づく権利が2010年11月5日に行使された。行使日における1日VWAPは24.2832ドルであった。

- (4) G. ホジズ 2004年5月11日に付与された業績基準付オプションが2010年11月3日に行使された。行使日における1日VWAPIは25.0562ドルで、行使価格は18.22ドルであった。2004年11月5日付与された業績基準付オプションの2010年10月1日現在の保有残高は27,600個で、これらは2010年11月3日に行使された。行使日における1日VWAPIは25.0562ドルで、行使価格は20.68ドルであった。2008年10月31日に付与されたSTI後渡しオプションが2010年11月3日に行使された。行使日における1日VWAPIは25.0562ドルで、行使価格は17.18ドルであった。2007年10月30日に付与されたLTI業績に基づく権利が2010年11月5日に行使された。行使日における1日VWAPIは24.2832ドルであった。
- (5) P. マリオット 2004年5月11日に付与された業績基準付オプションが2011年2月22日に行使された。行使日における1日VWAPIは24.3504ドルで、行使価格は18.22ドルであった。2007年10月30日に付与されたLTI業績に基づく権利が2010年11月5日に行使された。行使日における1日VWAPIは24.2832ドルであった。
- (6) A. サーズビー 2007年10月30日に付与されたLTI業績に基づく権利が2010年11月5日に行使された。行使日における1日VWAPIは24.2832ドルであった。

2.13 CEOおよび開示を必要とする執行役員の株式保有

報告期間中のCEOおよび開示を必要とする執行役員の株式保有の増減（直接、間接および関連当事者により保有）を以下に示す。

表14：CEOおよび現職の開示を必要とする執行役員の株式保有（2011年度中の増減を含む）

氏名	株式の種類	2010年10月1日 現在保有株式数 (1)	本年度中に報 酬として付与 された株式数		2011年9月30日現 在保有株式数(4)	年次報告書の承 認日（2011年11 月2日）現在保 有していた株式 数
			(2)	本年度中にその 他の変更から生 じた株式数(3)		
M. スミス	後渡し株式	204,362	94,896	(148,658)	150,600	150,600
	普通株式	265,014	-	414,684	679,698	679,698
P. クロニカン	後渡し株式	-	25,305	746	26,051	26,051
	普通株式	3,000	-	3,000	6,000	6,000
	CPS2	1,499	-	-	1,499	1,499
S. エリオット	後渡し株式	18,069	24,251	1,857	44,177	44,177
D. ヒスコ(5)	後渡し株式	46,605	-	759	47,364	47,364
	普通株式	6,042	-	2,981	9,023	9,023
G. ホジズ	後渡し株式	98,838	19,822	1,521	120,181	120,181
	普通株式	148,042	-	(38,307)	109,735	109,735
P. マリオット	後渡し株式	134,218	19,822	2,032	156,072	156,072
	普通株式	419,596	-	60,456	480,052	480,052
	CPS3	-	-	5,000	5,000	5,000
C. ペイジ	後渡し株式	31,449	41,542	(13,916)	59,075	59,075
	普通株式	-	-	12,129	12,129	12,129
	CPS3	-	-	2,500	2,500	2,500
A. サーズビー	後渡し株式	223,103	48,502	6,625	278,230	278,230

- (1) 2010年10月1日現在保有株式数は、実質的に保有する株式（直接および間接）ならびに関連当事者が保有する株式を含む。
- (2) 2011年度中に報酬として付与された株式の詳細は、表11に記載する。
- (3) 本年度中にその他の変更から生じた株式は、配当再投資制度に基づき購入、売却または取得した株式の正味残数を含む。
- (4) 2011年9月30日現在、以下の株式（上記の保有株式数に含まれる。）がCEOおよび開示を必要とする執行役員を代理して（間接実質所有株式）保有されていた - M. スミス（150,600株）、P. クロニカン（26,051株）、S. エリオット（44,177株）、D. ヒスコ（52,364株）、G. ホジズ（162,916株）、P. マリオット（156,072株）、C. ペイジ（59,075株）、A. サーズビー（278,230株）。
- (5) 当初の数は、主要経営陣としての業務開始日現在の保有数に基づく。

報告期間中のCEOおよび開示を必要とする執行役員のオプション、後渡し株式に基づく権利および業績に基づく権利の増減（直接、間接および関連当事者により保有）を以下に示す。

表15：CEOおよび開示を必要とする執行役員のアプション、株式に基づく権利および業績に基づく権利の保有（2011年度中の増減を含む）

氏名	アプション/権利の種類	2010年10月1日現在の保有数(1)	報酬として本年度中に付与された権利(2)	本年度中の行使数	本年度中に変更、失効または無効になった数	2011年9月30日現在保有数	年次報告書の承認日	
							2011年9月30日現在行使可能な数	(2011年11月2日)現在保有していた数
CEOおよび現職の開示を必要とする執行役員								
M. スミス	特別アプション	700,000	-	-	-	700,000	-	700,000
	LTI業績に基づく権利	779,002	253,164	(258,620)	-	773,546	-	773,546
P. クロニカン	LTI業績に基づく権利	57,726	54,347	-	-	112,073	-	112,073
S. エリオット	STI後渡しアプション	10,614	138,476	-	-	149,090	5,307	149,090
	LTI業績に基づく権利	41,084	45,986	-	-	87,070	-	87,070
D. ヒスコ(3)	業績基準付アプション	32,506	-	(21,976)	-	10,530	10,003	10,530
	LTI業績に基づく権利	74,631	33,444	(41,764)	-	66,311	-	66,311
	STI後渡し株式に基づく権利	-	17,383	-	-	17,383	-	17,383
G. ホジズ	業績基準付アプション	52,191	-	(43,791)	-	8,400	5,400	8,400
	STI後渡しアプション	33,869	-	(33,869)	-	-	-	-
	LTI業績に基づく権利	149,004	41,806	(57,870)	-	132,940	-	132,940
	STI後渡し株式に基づく権利	5,663	-	-	-	5,663	5,663	5,663
P. マリオット	業績基準付アプション	136,863	-	(69,263)	-	67,600	64,220	67,600
	STI後渡しアプション	48,385	-	-	-	48,385	48,385	48,385
	LTI業績に基づく権利	149,004	41,806	(57,870)	-	132,940	-	132,940
C. ペイジ	業績に基づく権利	72,959	-	-	-	72,959	-	72,959
A. サーズビー	STI後渡しアプション	164,509	-	-	-	164,509	164,509	164,509
	LTI業績に基づく権利	146,544	45,986	(46,296)	-	146,234	-	146,234

(1) 2010年10月1日現在保有するアプション/権利の数は、実質的に保有するアプション/権利（直接および間接）ならびに関連当事者が保有するアプション/権利を含む。

(2) 2011年度中に報酬として付与されたアプション/権利の詳細を表11に記載する。

(3) 当初の数は、業務開始日現在の保有数に基づく。

2.14 従来のLTIプログラム

すでに提供はしていないが、既存の加入者を有する、従来のLTIプログラムが多数存在する。この詳細は以下の表16に示す。

以下に記載するアプション制度は下記の特徴を有している。

- 行使価格は付与日までの1週間（当日を含む）においてオーストラリア証券取引所（ASX）で売却された当行の全額払込済の普通株式の売値の加重平均に等しく設定される。
- 最大有効期間は7年間で、行使期間は業績基準が満たされることを条件として付与日から3年後に開始される。
- アプションは行使期間の開始後には（必要に応じて）毎月再評価される。
- 行使に際し、アプション保有者に対して1アプションにつき普通株式1株が与えられる。
- 辞職もしくは解雇通知による退職または不正行為による解雇の場合、アプションは失効する。
- 人員余剰による解雇の場合、アプションは比例按分され、残存するアプションを行使するための猶予期間が与えられる（状況に応じて業績基準は免除される）。
- 定年退職、死亡または完全および永久的な障害が発生した場合、すべてのアプションを行使するための猶予期間が与えられる（状況に応じて業績基準は免除される）。
- アプションのそれぞれの種類について以下に説明する業績基準が設けられる。

表16：従来のLTI制度

エクイティの種類	詳細
業績基準付オプション (業績基準A)(開示を 必要とする執行役員に 対して2003年11月から 2004年5月までに付与 されたもの)	<p>2004年5月までに、以下の業績基準が付された業績基準付オプションが開示を必要とする執行役員に対して付与された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (行使期間開始後の)任意の月の最終取引日において算定されたANZのTSRが、(発行日から当該算定日までの)同じ期間にわたるS&P/ASX200銀行(業種)累積指数の変動率を上回った場合のみに、オプションの半分が行使可能となった。 ・ 業績基準付オプションの残りの半分は、(行使期間開始後の)任意の月の最終取引日において算定されたANZのTSRが、(発行日から当該算定日までの)同じ期間にわたるS&P/ASX100累積指数の変動率を上回った場合のみに行使可能となった。 <p>行使期間は2010年11月4日および2011年5月10日で終了となった。</p>
業績基準付オプション (業績基準B)(2004年 11月に付与されたも の)	<p>2004年11月に、相対的なTSR業績基準が付された業績基準付オプションが付与された。行使可能となるオプションの割合は、比較可能な他社グループと比べてANZが達成したTSRにより決定する。業績が比較可能なグループのTSRの中央値と等しかった場合は、オプションの半分が行使可能となり、業績が中央値を上回った場合には、さらなるオプションが行使可能となり、ANZのTSRが比較可能なグループにおいて上位25%以上を達成し、すべてのオプションが行使可能となるまで一定の額ずつ増加する。ANZの業績が比較可能な2社の間である場合、TSRは按分比例ベースで測定される。</p> <p>行使期間は2011年11月4日で終了となった。</p>

2.15 CEOおよび開示を必要とする執行役員に支払われる報酬

2010年度および2011年度のCEOおよび開示を必要とする執行役員の報酬の詳細を、以下の表17に示す。

表17：2011年度のCEOおよび開示を必要とする執行役員の報酬

	年度	短期従業員給付		現金によるインセンティブ 合計 (2)(3)	退職後 退職年金 拠出分(4)	長期従業員給付		合計
		現金給与/ 報酬	非貨幣給付 (1)			本年度中に発生した 定年退職給付(5)	本年度中に発生した 長期勤続 休暇	
(単位：ドル)								
現職のCEOおよび開示を必要とする執行役員								
M. スミス(10)	2011	3,150,000	105,515	1,750,000	5,005,515	-	-	54,804
最高経営責任者	2010	3,000,000	5,500	2,500,000	5,505,500	-	-	45,668
P. クロニカ(11)	2011	1,191,030	5,744	900,000	2,096,774	107,339	-	19,788
最高経営責任者(オーストラリア)	2010	985,758	301,124	800,000	2,086,882	89,092	-	16,535
S. エリオット	2011	963,303	10,191	604,000	1,577,494	86,697	-	16,998
最高経営責任者(法人)	2010	917,431	12,334	1,350,000	2,279,765	82,569	-	18,630
D. ヒスコ(11)	2011	960,000	357,283	902,400	2,219,683	-	4,107	14,613
最高経営責任者(ニュージーランド)								
G. ホジズ(12)	2011	917,431	24,350	700,000	1,641,781	82,569	4,278	15,222
副最高経営責任者	2010	917,431	17,309	670,000	1,604,740	82,569	4,278	15,222
P. マリオット	2011	915,830	5,774	820,000	1,741,604	82,569	-	15,222
最高財務責任者	2010	912,431	7,595	670,000	1,590,026	82,569	-	15,222
C. ペイジ	2011	1,009,174	7,375	850,000	1,866,549	90,826	-	16,744
最高リスク責任者	2010	1,009,174	60,565	760,000	1,829,739	90,826	-	23,197
A. サーズビー	2011	1,050,000	7,375	900,000	1,957,375	-	-	18,326
最高経営責任者(アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ)	2010	1,000,000	23,570	1,350,000	2,373,570	-	-	15,222
前任の開示を必要とする執行役員								
J. ファッグ(11)(12)								
最高経営責任者(ニュージーランド)	2010	782,000	105,359	538,200	1,425,559	-	-	12,975
全執行役員KMP合計	2011	10,156,768	523,607	7,426,400	18,106,775	450,000	8,385	171,717
	2010	9,524,225	533,356	8,638,200	18,695,781	427,625	4,278	162,671
全ての開示を必要とする執行役員の合計(13)	2011	10,156,768	523,607	7,426,400	18,106,775	450,000	8,385	171,717
	2010	9,524,225	533,356	8,638,200	18,695,781	427,625	4,278	162,671

株式に基づく報酬(6)

償却価値合計

		STI株式および STI株式に基づ く権利		LTI業績に 基づく 権利		LTI株式	STIオブ ション	LTIオブ ション	その他エクイ ティの割当(7)	退職 給付金	
(単位：ドル)											
現職のCEOおよび開示を必要とする執行役員											
M. スミス(10)	2011	2,103,407	-	-	-	-	-	-	2,346,954	528,216	-
最高経営責任者	2010	1,369,343	-	-	-	-	-	-	2,341,479	1,594,087	-
P. クロニカン(11)	2011	390,271	-	-	-	-	-	-	406,838	-	-
最高経営責任者(オーストラリア)	2010	-	-	-	-	-	-	-	166,057	-	-
S. エリオット	2011	389,245	-	386,466	-	-	-	-	327,641	43,921	-
最高経営責任者(法人)	2010	32,589	-	34,421	-	-	-	-	146,439	151,034	-
D. ヒスコ(11)	2011	316,321	127,644	-	-	-	-	-	248,567	-	-
最高経営責任者(ニュージーランド)											
G. ホジズ(12)	2011	409,844	-	4,092	-	-	-	-	498,629	-	-
副最高経営責任者	2010	265,995	-	57,446	-	-	-	-	565,243	-	-
P. マリオット	2011	407,040	-	2,923	-	-	-	-	498,629	-	-
最高財務責任者	2010	244,833	-	41,033	-	-	-	-	565,243	-	-
C. ペイジ	2011	577,532	122,803	-	-	-	-	-	267,465	-	-
最高リスク責任者	2010	456,441	-	-	-	-	-	-	250,792	-	-
A. サーズビー	2011	1,121,512	-	9,938	-	-	-	-	542,653	642,574	-
最高経営責任者(アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ)	2010	894,418	-	139,512	-	-	-	-	532,865	982,185	-
前任の開示を必要とする執行役員											
J. ファッグ(11)(12)											
最高経営責任者(ニュージーランド)	2010	274,377	-	-	-	-	-	-	331,899	85,300	-
全執行役員KMP合計	2011	5,715,172	250,447	403,419	-	-	-	-	5,137,376	1,214,711	-
	2010	3,537,996	-	272,412	-	-	-	-	4,900,017	2,812,606	-
全ての開示を必要とする執行役員 の合計(13)	2011	5,715,172	250,447	403,419	-	-	-	-	5,137,376	1,214,711	-
	2010	3,537,996	-	272,412	-	-	-	-	4,900,017	2,812,606	-

		退職給付金	報酬総計
		を除く合計(8)	(8)(9)
(単位：ドル)			
現職のCEOおよび開示を必要とする執行役員			
M. スミス(10)	2011	10,038,896	10,038,896
最高経営責任者	2010	10,856,077	10,856,077
P. クロニカン(11)	2011	3,021,010	3,021,010
最高経営責任者(オーストラリア)	2010	2,358,566	2,358,566
S. エリオット	2011	2,828,462	2,828,462
最高経営責任者(法人)	2010	2,745,447	2,745,447
D. ヒスコ(11)	2011	2,930,935	2,930,935
最高経営責任者(ニュージーランド)			
G. ホジズ(12)	2011	2,656,415	2,656,415
副最高経営責任者	2010	2,595,493	2,595,493
P. マリオット	2011	2,747,987	2,747,987
最高財務責任者	2010	2,538,926	2,538,926
C. ペイジ	2011	2,941,919	2,941,919
最高リスク責任者	2010	2,650,995	2,650,995
A. サーズビー	2011	4,292,378	4,292,378
最高経営責任者(アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ)	2010	4,937,772	4,937,772
前任の開示を必要とする執行役員			
J. ファッグ(11)(12)			
最高経営責任者(ニュージーランド)	2010	2,130,110	2,130,110
全執行役員KMP合計	2011	31,458,002	31,458,002
	2010	30,813,386	30,813,386
全ての開示を必要とする執行役員の合計(13)	2011	31,458,002	31,458,002
	2010	30,813,386	30,813,386

- (1) 非貨幣給付は、駐車料金および税務サービスなどの当行が資金負担する給付で通常構成される。この項目は、航空運賃および住居補助のような転勤に関して、ならびにCEOについては生命保険に関して当行が負担するコストも含む。あらゆる給付に関する付加給付税支払いもこの項目に含まれる。
- (2) 現金によるインセンティブ合計は、現金で構成された部分のみに関するものであり、後渡しのエクイティで構成された部分は付与日より償却される。2010年度のSTI後渡し部分に係る償却は上記の株式に基づく報酬に含まれる。2011年度のSTI後渡し部分に係る償却は2012年度の報酬報告において付与日より償却される。現金で構成されるインセンティブは2011年10月25日に取締役会により承認された。2010年度および2011年度に与えられた現金インセンティブはすべて関連する年度中に開示を必要とする執行役員に対して権利が確定した。
- (3) STI支払い可能範囲はSTI目標額の0から2.5倍である。実際に受取るSTIはANZ、部門および個人の業績に依存している(詳細については、2.6.3項を参照のこと)。与えられた2011年度のSTI(現金およびエクイティで構成される)のSTI目標額に対する割合は、M. スミス - 105%(2010年度は158%)、P. クロニカン - 103%(2010年度は108%)、S. エリオット - 80%(2010年度は208%)、D. ヒスコ - 140%、G. ホジズ - 100%(2010年度は95%)、P. マリオット - 120%(2010年度は95%)、C. ペイジ - 114%(2010年度は100%)、A. サーズビー - 127%(2010年度は208%)、J. ファッグ - (2010年度は95%)であった。目標額の100%より受取りが少ない者は残りのSTIの権利を失効させた。最低価値はゼロで、最高価値は実際に支払われた金額である。
- (4) M. スミスおよびA. サーズビーは長期滞在ビザの保有者であるため、彼らの固定報酬は9%の退職年金保証拠出金を含まない。ただし、任意の退職年金拠出を選択することは可能である。他のすべてのオーストラリアを本拠地とする開示を必要とする執行役員については、退職年金拠出分には9%の退職年金保証拠出金が反映されており、個々が同拠出金を退職年金または退職年金と現金の組み合わせにするかを選択できる。
- (5) 定年退職手当に関連して発生した額、1992年11月より前にANZに雇用されたため、D. ヒスコおよびG. ホジズは、定年退職、人員削減、死亡、または疾病、就労不能または家庭の事情による辞職により定年退職手当を受取る権利を有する。定年退職手当は以下のように算出される。すなわち、確定している名目給与の3か月分(固定報酬の65%に相当)に、常勤であった(10年を超えた)各年について名目給与の3%を加え、長期勤続休暇(取得および未取得を含む)の発生分の価値の合計を差し引いたものである。

- (6) AASB 第2号の要件に従い、償却価値には、年度の開始時に権利確定していないすべてのエクイティの(市場関連の権利確定条件を考慮した)公正価値の比例割合を含む。後渡し株式は3年後に権利が確定すると仮定している。オプション/権利についての仮定は表12に詳述されている。公正価値は付与日に決定され、関連する権利確定期間において定額法で割当てられる。報酬として含まれる金額は、オプション/権利が行使可能となった場合に最終的に実現する利益(もしあれば)と関係なく、またそれを示唆するものでもない。後渡し株式の公正価値は、株式付与日現在のオーストラリア証券取引所における当行株式の出来高加重平均価格となる。
- (7) M. スミスへのその他エクイティの割当の償却は、2007年および2008年の年次株主総会でそれぞれ株主により承認された就任時給付および特別エクイティ割当に関するものである。S. エリオットとA. サーズビーの償却は就任時に付与されたエクイティに関連する。詳細については表19を参照のこと。
- (8) 報酬として開示された金額は、現在および以前の被支配会社のKMPを対象とする取締役および役員の責任保険契約に関して、連結会社が支払う保険料を含んでいない。保険料総額は、機密保持の要件のため開示できないが、利用可能な情報に基づく限り、合理的な割当基準が存在しないと取締役は考えているため、保険契約によりカバーされる個人に割当てられていない。
- (9) 報酬総計に対する各KMPの権利/オプションの価値の割合は、M. スミス - 29%、P. クロニカン - 13%、S. エリオット - 25%、D. ヒスコ - 17%、G. ホジズ - 19%、P. マリオット - 18%、C. ペイジ - 9%、A. サーズビー - 13%であった。
- (10) CEOは執行取締役であるが、開示を必要とする執行役員とともに本表に含まれている。
- (11) D. ヒスコはCEO(ニュージーランド)に2010年10月13日に任命されたため、支払いは、2011年度の勤務の一部についての受領金額を反映している。P. クロニカンは2009年11月30日より職務を開始したため、支払いは2010年度の勤務の一部についての受領金額を反映している。J. ファッグは2010年9月1日に辞任したため、実際の給付額は2010年度にKMPとして就任していた時期に基づき比例按分されている。
- (12) 2010年度年次報告書において業績に基づく権利に含まれていたG. ホジズおよびJ. ファッグの2010年度のSTI後渡し株式に基づく権利の償却額は、上記の表においてSTI株式の償却に含まれている。
- (13) 2010年度および2011年度の両年で開示がなされた開示を必要とする執行役員については、以下に注意されたい。
- P. クロニカン - 2010年度の報酬は、同氏が同年度にANZに入社したため同年度の一部についてにしか反映されていない。従って、前年度との比較は適切なものではない。
 - S. エリオット - 前年度と比較して報酬総額はほぼ同じであったが、2011年度において主に現金によるSTIの減少が同期間におけるエクイティの割当の償却価値の増加によって相殺されたことにより、報酬の構成内容に変化がみられた。
 - G. ホジズ - 固定報酬は変更がなく、報酬は前年度と比べてほぼ同じであった。
 - P. マリオット - 現金によるSTIおよびエクイティ償却価値の増加などの要因が合わさったことにより、前年度と比べて報酬はわずかに増加した。
 - C. ペイジ - 現金によるSTIおよびエクイティ償却価値の増加などの要因が合わさったことにより、前年度と比べて報酬は小幅に増加した。
 - A. サーズビー - 現金によるSTIの減少およびエクイティ割当の償却価値の減少により、前年度と比べて報酬は大幅に減少した。
 - D. ヒスコについては、CEO(ニュージーランド)の任務に就くためにオーストラリアから異動した2011年度に関してのみ開示されている(異動のために他の者と比べて高額の非貨幣給付が与えられた。)

3. 契約条件

3.1 CEOの契約条件

以下の表はCEOに関する契約条件の詳細を示す。契約条件は業界の慣行（オーストラリアおよび海外の同業他社の基準に関する外部意見に基づく）およびオーストラリア証券取引所企業統治原則に基づくものである。

表18：契約条件 - CEO（M. スミス）

契約期間	スミスは2007年10月1日、ANZのCEO兼執行取締役役に就任し、継続的契約を結んでいる。
通知期間	スミスまたはANZは、12か月前に書面で通知を行うことにより雇用契約を終了させることができる。
辞職	辞職にあたり、権利未確定のSTI後渡し株式、未行使の業績に基づく権利（または同額の現金）、権利未確定のオプションおよび権利確定済みだが未行使のオプションはすべて失効する。
ANZによる解雇通知による退職	ANZはスミスの雇用契約を終了させる場合、12か月前に同氏に対し書面による通知を発する。ANZは通知期間に代わり、スミスの固定報酬に基づき通知期間の全部もしくは一部の解雇予告手当を支払うことを選択することができる。ANZの通知による解雇に際して、権利未確定のSTI後渡し株式は、取締役会が別途決定を下さない限り、すべて当初の権利確定日に本人に引き渡される。権利確定済みまたは通知期間中に権利確定する業績に基づく権利（または同額の現金）はすべて保有され、行使可能となる。権利未確定の業績に基づく権利（または同額の現金）はすべて保有され、関連する時間的制限および業績基準が満たされることを条件として、権利確定し、行使可能となる。権利未確定のオプションはすべて失効する。
死亡または完全および永久的な障害	権利未確定のSTI後渡し株式はすべて本人に引き渡され、業績に基づく権利（または同額の現金）およびオプションはすべて権利確定する。
支配権の変更	買収、スキーム・オブ・アレンジメントまたはその他の支配権の変更事由が発生した場合、業績に基づく権利に適用される業績の評価が行われ、業績に基づく権利は業績の達成度に基づき権利が確定する。付与日から支配権の変更事由の発生日までの期間に基づき比例按分により権利確定分が減少されることはなく、業績が達成された程度によってのみ権利が確定する。業績の達成度に基づき権利確定する業績に基づく権利は、取締役会が決定した時期（支配権の変更事由の発生の確定日までとする。）に権利が確定する。権利確定しなかった業績に基づく権利は、取締役会が別途決定を下さない限り、支配の変更事由が発生した日より失効する。権利未確定のSTI後渡し株式は、取締役会が決定した時期（支配権の変更事由の発生の確定日までとする。）に権利が確定する。
重大な不正行為による解雇	重大な不正行為があった場合はいつでもANZは直ちにスミスの雇用を終了することができる。スミスは退職日までの固定報酬の支払いのみを受けられる。法定の長期勤務休暇および年次休暇の権利の支払いは、あらゆる場合の離職に適用される。重大な不正行為時のANZによる通知なしの解雇の場合、信託されているSTI後渡し株式、業績に基づく権利（または同額の現金）およびオプションはすべて失効する。

3.2 開示を必要とする執行役員の契約条件

以下の表は開示を必要とする執行役員に関する契約条件の詳細を示す。開示を必要とする執行役員全員の契約条件は似ているが、場合により異なるニーズに合わせて異なる。

表19：契約条件 - 開示を必要とする執行役員

契約期間	継続的
通知期間	雇用契約を終了させるためには、開示を必要とする執行役員は当行に対して6か月前に書面で通知を行う必要があり、ANZは開示を必要とする執行役員に12か月前に書面で通知を行わなければならない。
辞職	辞職にあたり、取締役会が別途決定を下さない限り、以下のようになる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利未確定の後渡し株式はすべて失効する。 ・ 権利未確定の、または確定済みだが未行使の業績に基づく権利、オプションまたは後渡し株式に基づく権利は失効する。
ANZによる解雇通知による退職	ANZは、12か月前の書面による通知により、または固定報酬に基づく通知期間に代わる解雇予告手当を支払うことにより、開示を必要とする執行役員の雇用を終了させることができる。ANZの解雇通知による退職の際、取締役会が別途決定を下さない限り、以下のようになる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利未確定の後渡し株式は、開示を必要とする執行役員に通知がなされた時点ですべて失効する。 ・ 権利確定した業績に基づく権利、オプションおよび後渡し株式に基づく権利のみが行使でき、権利未確定の業績に基づく権利、オプションおよび後渡し株式に基づく権利は、開示を必要とする執行役員に通知がなされた時点ですべて失効する。 比例按分によりSTIが支払われるかについて判断される（退職日、退職の理由次第で決定され、業績により左右される）。
人員余剰による解雇	ANZが実質的な人員余剰を理由として雇用を終了させた場合、12か月分の固定報酬に相当する退職手当が支払われる。すべてのSTI後渡し株式およびSTI後渡し株式に基づく権利は本人に引き渡される。オプション、業績に基づく権利、LTI後渡し株式およびLTI後渡し株式に基づく権利は、全部または比例按分により、状況を鑑み取締役会の裁量で、本人に引き渡される。比例按分により短期インセンティブが支払われるかについて判断される（退職日次第で決定され、業績により左右される）。
死亡または完全および永久的な障害	死亡または完全および永久的な障害の場合には、オプション、株式、株式に基づく権利および業績に基づく権利（業績基準は免除される。）が本人に引き渡される。
重大な不正行為による解雇	ANZは、重大な不正行為があった場合は、いつでも開示を必要とする執行役員の雇用を直ちに終了させることができ、当該執行役員は退職日までの固定報酬の支払いのみ受けることができる。法定の長期勤続休暇および年次休暇についての権利の支払いは、あらゆる場合の離職に適用される。重大な不正行為時のANZによる通知なしの解雇の場合、オプション、業績に基づく権利、信託に保有されている後渡し株式および後渡し株式に基づく権利は失効する。

その他の場合**P. クロニカン**

クロニカンは2009年11月にANZに入社したため、他の経営委員会メンバーに対して11月初頭に行われたLTIの付与の対象とはならなかった。このため、これとは別のLTIの付与が12月に行われ、(割当価値がそれぞれの付与日における価値を反映したため異なることを除いて)2009年度について経営委員会メンバーに対して行われたものと同一の条件で業績に基づく権利が与えられた。

S. エリオット

エリオットの雇用契約の一部として、総額250,000ドルの後渡し株式を付与された。付与は2009年6月に行われ、1年後に半分が確定し、残りの半分は2年後に確定する。当該株式はその信託されている全期間(権利確定後の期間を含む)中、重大な不正行為により失効することになる。

A. サーズビー

サーズビーの雇用契約の一部として、同氏は取締役会の承認を条件として、年1,000,000ドル相当の3つのトランシュによる後渡し株式を付与された。最初のトランシュは2007年9月に付与され、2010年9月に権利確定し、2つ目のトランシュは2008年8月に付与され、2011年8月に権利確定し、3つ目のトランシュは2009年9月に付与され、2012年9月に権利が確定する。

当該株式は制限付で、サーズビーの受益権のための割当日から3年間は信託で保有され、同期間中、雇用が人員削減、死亡または完全および永久的な障害以外のなんらかの理由により終了した時は当該株式は失効し、また、当該株式はその信託されている全期間(延期期間を含む)中、重大な不正行為により失効することになる。

[前へ](#)

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

ガバナンスの手法

コーポレート・ガバナンスに関連して、取締役会は以下を追求する。

- ・ 国際的に最良の慣行とみなす原則および慣行を採用する、
- ・ 公表される法または勧告が実施される前に遵守することで、適切な限り「いち早い採用者」となる、および
- ・ オーストラリアおよび海外でのコーポレート・ガバナンスの最良慣行および関連規則に関する討議において積極的な役割を果たす。

コーポレート・ガバナンス規約の遵守

ANZはオーストラリア証券取引所（ASX）およびニュージーランド証券取引所（NZX）に持分証券を上場しており、前述の証券取引所およびその他海外の証券取引所に債務証券を上場している。そのため、ANZはオーストラリアおよび海外双方の一連の上場およびコーポレート・ガバナンス要件に従わなければならない（そして、これまで従ってきた）。

オーストラリア

ASXに上場している会社として、ANZは事業年度中のASXコーポレート・ガバナンス・カウンシルの「コーポレート・ガバナンス原則および勧告（ASXガバナンス原則）」に含まれる勧告を適用する方法を、そこからの逸脱を説明して、開示しなければならない。ANZは、ASXコーポレート・ガバナンス・カウンシルが定める勧告に従っている。

ANZがどのように修正版ASXガバナンス原則の各勧告を適用するかを具体的に記述した本書中の参照情報の入手先に関する全詳細は、anz.com > About us > Our company > Corporate governance（英文）に含まれている。

2010年6月、ASXガバナンス原則への修正が公表され、ANZでは2011年10月1日開始年度に発効した。ANZはこれら修正をいち早く適用すべく措置をとってきた。

ニュージーランド

NZXの海外上場発行体として、ANZはASXに上場し続け、ASX上場規則に従い、ASXに提供するすべての情報および通知をNZXに提供している限りは、NZX上場規則を遵守するものとみなされる。

ASXガバナンス原則は、NZXコーポレート・ガバナンス規則およびNZXコーポレート・ガバナンス最良慣行規約の原則と大きく異なるかも知れない。ASXのコーポレート・ガバナンス規則および原則の詳細については、www.asx.com.au（英文）に、NZXについてはwww.nzx.com（英文）に掲載されている。

ANZは本年度を通じてニュージーランドにおける適用あるすべてのガバナンス原則を遵守している。

その他の法域

ANZは、その他関連法域全体におけるコーポレート・ガバナンスの最良慣行の動きも監視する。

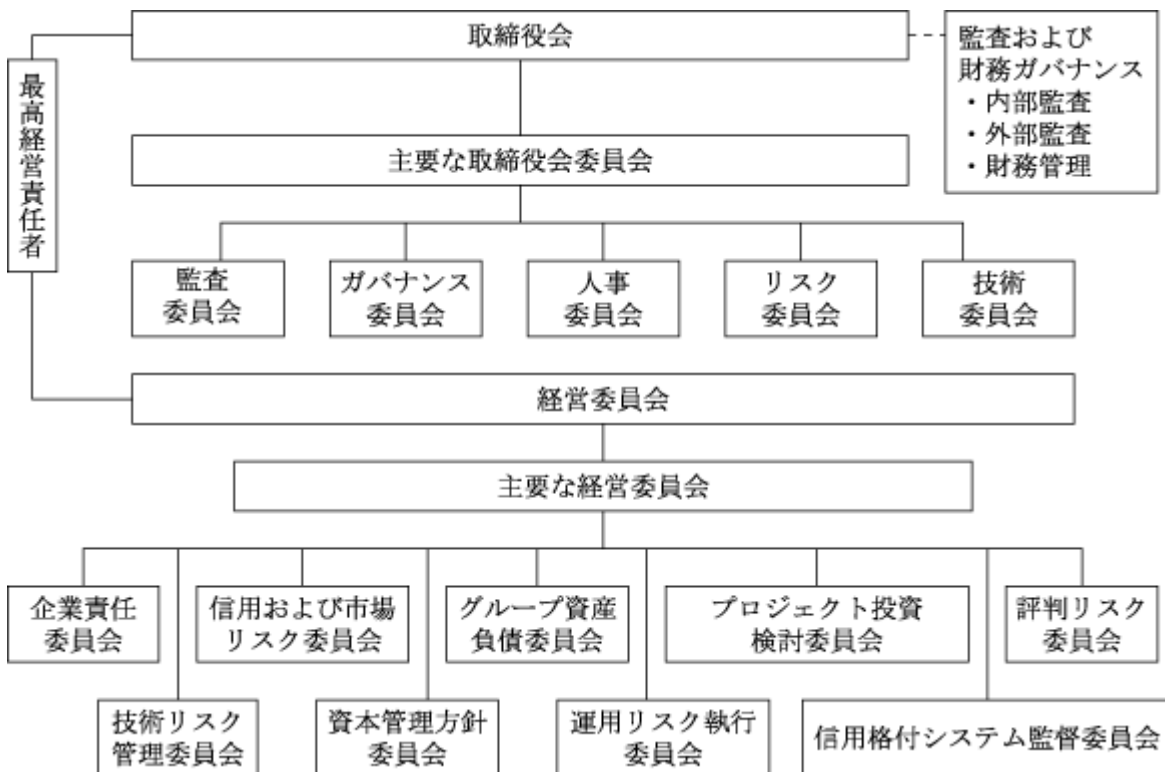
ANZは2007年10月より米国証券取引委員会（SEC）の登録を取り消した。ANZは、もはや米国のコーポレート・ガバナンス規則を遵守することは要求されなくなったが、本書に記載のとおり、ANZのコーポレート・ガバナンスの実務は取締役の独立性、外部監査人の独立性および監査委員会の財務専門知識に関する米国のコーポレート・ガバナンス規則を継続的に考慮している。

ウェブサイト

ANZのガバナンスの枠組みに関するさらなる詳細は、anz.com > About us > Our company > Corporate governance（英文）に含まれている。

ANZのウェブサイトのこのセクションはまた、すべての憲章ならびに本書に言及される多くの書類および方針の概要の写しならびにANZの株主および利害関係者に対する利益方針の概略も含む。ウェブサイトは、ANZの最新のコーポレート・ガバナンス情報を確実に反映するために定期的に更新される。

コーポレート・ガバナンスの枠組み



取締役会の責任および権限委譲

取締役会は独立非執行取締役が会長を務める。会長と最高経営責任者の役割は別個のものであり、最高経営責任者は取締役に
おける唯一の執行取締役である。

会長の役割

会長は、重要な主導的役割を果たし、以下に関与する。

- ・ 取締役会の議長を務め、有効な統率力を提供する。
- ・ 取締役会の実績および個人の貢献度のスキルおよび効率性の組合せを監視する。
- ・ すべての主要な取締役会委員会の職権上の構成員である。
- ・ 最高経営責任者との継続的対話を維持し、適切な助言および指導を行う。および
- ・ 株主総会の議長を務め、主要な顧客、政治団体および規制当局に対応することを含む、ANZの尊敬に値する大使である。

取締役会憲章

取締役会憲章は、取締役会の目的、権限および具体的職務を記載する。

取締役会には以下の責任がある。

- ・ ANZの方向性、戦略および財務目標を策定し、これらの戦略および財務目標の実現を監視する。
- ・ 規制上の要件、倫理基準および社外との取引契約の遵守および関連政策の実施を監視する。および
- ・ 最高経営責任者を指名し、その業績を検討する。

上記および取締役会により承認されることが法により明白に要求される一切の事項に加え、取締役会が固有に留保する権限には
以下がある。

- ・ 憲章に記載された様々な報酬に関する事項を含むANZの報酬方針の承認。
- ・ 取締役会委員会または最高経営責任者へ委任される裁量を超える事項。
- ・ 予算および戦略計画の毎年の承認。
- ・ 経営組織の重要な変更。および
- ・ 重要な事業の買収、設立、処分または撤退。

ANZの定款に基づき、取締役会はそのいずれかの権限および責務を取締役会委員会に委譲することができる。主な取締役会委員
会の役割は、下記「取締役会委員会」に記載されている。

取締役会会議

取締役会は当グループの戦略を詳細に検討するために通常最低年8回の会議（オフサイトの会議を含む。）を開く。

取締役会会議の議題は、主として以下を含む。

- ・ 前回会議の議事録、および前回会議で取締役が提起したその他の事項。
- ・ 最高経営責任者（CEO）の報告。
- ・ 最高財務責任者（CFO）の報告。
- ・ 主要なプロジェクトおよび現在の事業課題に関する報告。
- ・ 具体的な事業の提案。
- ・ 取締役会会議直前に会合を持った委員会委員長より、それらの会合で検討された事項についての報告、および
- ・ 検討のために、前回の委員会会合の議事録。

各取締役会会議の最後に、それぞれ取締役会会長が議長を務める2つの私的なセッションがある。

1つ目は、CEOを含む全取締役が関係し、2つ目は非執行取締役のみが関与する。

最高財務責任者、グループ・ジェネラル・カウンセルおよび会社秘書役もすべての取締役会会議に出席する。上級経営陣のメンバーは、自分の担当分野の問題が検討される場合、または取締役会より別途要請がある場合、取締役会会議に出席する。

最高経営責任者および権限委譲

取締役会は最高経営責任者に、また最高経営責任者を通してその他の上級経営陣に、ANZの日々の業務を管理する権限と責任を委任している。取締役会は株主に代わり、経営陣とその実績を監視する。

当グループの裁量方針は、ANZ内部で運営業務に任命された従業員または被支配法人および少数株主持分法人の管理職の地位に適用される総合的裁量の枠組みを詳述する。

当グループの裁量方針は最高財務責任者が維持し、監査委員会が毎年見直しを行い、この見直しの結果は取締役会に報告される。

上級管理職レベルにおいて、ANZは、最高経営責任者およびANZの上級執行役員の大部分で構成される経営委員会を有している。

2011年9月30日現在、最高経営責任者に加えて下記の上級執行役員が経営委員会の構成員であった。

グラハム・ホジズ	副最高経営責任者
ピーター・マリオット	最高財務責任者
フィル・クロニカン	最高経営責任者（オーストラリア部門）
デイビッド・ヒスコ	最高経営責任者（ニュージーランド部門）
シェイン・エリオット	最高経営責任者（法人部門）
アレックス・サズビー	最高経営責任者（アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ部門）
デイビッド・カートライト	最高業務責任者
スージー・ババーニ	人事担当グループ・マネージング・ディレクター
クリス・ページ	最高リスク責任者
ジョイス・フィリップス	戦略、M&A、マーケティングおよびイノベーション担当グループ・マネージング・ディレクター
アン・ウェザーストン	最高情報責任者

2011年10月にデイビッド・カートライトが退任し、アリストア・カーリーが最高業務責任者に任命され、経営委員会の構成員となった。さらに、2011年11月にクリス・ページが退任し、ナイジェル・ウィリアムスが最高リスク責任者に任命され、経営委員会の構成員となった。

通常において、事業の業績を検討し、共通のイニシアチブを見直し、グループ間にわたる協力関係とシナジー効果を作り出すことを目的として、経営委員会のサブグループは毎週、経営委員会の全構成員は毎月、会議を行う。

取締役会の構成、選任および任命

取締役会は取締役間の、スキル、任期、経験、多様性および将来性の均衡を達成するよう努力する。本書日付現在在職している各取締役に係る詳細は、上記「4 役員状況 - (1) 取締役」における取締役の主要略歴を参照のこと。

ガバナンス委員会（下記「ガバナンス委員会」を参照のこと。）は、取締役会の構成に関して検討および取締役会に対する提案をし、また取締役推薦過程に関して支援する責任を委譲されている。

ガバナンス委員会は、毎年取締役会の規模および構成を見直し、新しい非執行取締役を任命する必要があるか否かを検討する。かかる検討において、以下の要素を考慮する。

- ・ 取締役会の構成に関するガイドライン/法的要件、
- ・ 取締役会憲章に明記された取締役会在職要件、および
- ・ ANZの戦略目標ならびに取締役会の適正な均衡および多様性保持の重要性を含むその他の考慮。

包括的指針により、取締役会の構成は、以下のような事項において均衡に配慮すべきである。

- ・ 機能(財務会計、法務および技術など)および業界職歴(バンキング/金融サービス、個人および法人向けサービスなど)両方に関する代表性を反映すること、
- ・ 任期、
- ・ 取締役会経験(取締役会の構成員の中で、正式な取締役会およびガバナンス手続きに精通していること、および1つ以上の大規模組織において、上級管理職として過去相当期間務めたこと。)、
- ・ 年齢層、
- ・ 多様性全般(性の多様性も含む)、および
- ・ 地域的な経験。

その他委員会が明確に考慮する事項は、個人的資質、コミュニケーション能力、適正な時間を任務に傾ける能力および責任感、各取締役による貢献の相補的性質、専門家としての評判、および社会的地位である。

取締役会による新取締役の有力候補者の推薦は、ガバナンス委員会の委員長に対し随時行うことができる。ガバナンス委員会の委員長は、継承計画過程において取締役会の助けとなるよう候補者名簿を保持する。

新たな任命が必要な場合には、ガバナンス委員会により候補者の正式評価がなされる。候補者の評価において、ガバナンス委員会は上記の原則を考慮する。

取締役の有力候補者の決定および検討過程における助けとして必要かつ適切と判断した場合、専門の仲介者を適宜利用することがある。

適任とみなされた場合、有力候補者は取締役会に推薦される。取締役会会長は、有力候補者に働きかける責任を有する。

委員会はまた、取締役会会長の選出過程の見直しおよび推薦を行い、取締役会会長の継承計画を見直し、必要に応じて取締役会に勧告を行う。

任命書類

新しい非執行取締役は各自、以下を添付した任命書を受領する。

- ・ 取締役ハンドブック。ハンドブックには、適用される全方針の詳細を含む、取締役の役割に関連する幅広い事項についての情報が含まれる。
- ・ 取締役の証書。各取締役は2005年度年次株主総会において株主が承認した形式の証書に署名する。この証書は、免責、取締役および役員損害賠償保険、独立した個別の助言を受ける権利および機密情報に関する要件などの多数の事項を網羅している。

導入訓練の取組み

新取締役は全員、ANZの価値および文化、当グループの統治機構、非執行取締役行動・倫理規約、取締役にに関する方針、取締役会および委員会の方針、手順および主要問題、財務管理ならびに事業運営に関する情報の提供を含む、正式な導入プログラムに参加する。また上級経営陣より各自の責任範囲に関する事項につき説明を受ける。

株式基準を満たすこと

非執行取締役は、その基本報酬の最低100%（また会長の場合はその基本報酬の最低200%）と同額の当行株式を保有するまで、任命後5年間は積立てを行い、その後はそれを維持することを要求されている。

次の年次株主総会における選任

ANZの定款および2001年会社法の規定に従い、取締役会は随時ANZの非執行取締役となる者を任命することができるが、同人は次の年次株主総会において退任しなければならず、同人が役職の継続を望む場合には同総会において株主による選任を受けることが要される。

適格性

ANZは、当グループ内の関連する上級職に任命された個人が、任命の際および任務の過程において、健全な責任を適正に果たすための適切な適格性を有することを保証するため、有効かつ確固たる枠組みを備えている。

枠組みは、ANZの適格性方針で定められ、APRAの適格性に関する健全性基準の要件に対応している。この枠組みは、新規任命が行われる前に各取締役、関連する上級執行役員およびANZの外部監査人の主任パートナーに実施される評価を含む。これらの評価は、各任務に用意されている書面化された能力基準に対して実施され、また各個人が作成した証明、ならびに重要な資格の証明書を入手すること、ならびに犯罪歴、破産および規制上の欠格のチェックなどの調査の実施を含む。

評価はその後、年次ベースで見直しが行われる。ガバナンス委員会および取締役会は、非執行取締役の適格性の評価に責任がある。人事委員会は、最高経営責任者および主要な上級執行役員の適格性の評価に責任がある。監査委員会は外部監査人の適格性の評価に責任がある。

2011年度中、適格性の評価は、非執行取締役、最高経営責任者、主要な上級執行役員および外部監査人の各人について成功裏に行われた。

独立性および重要性

ANZの取締役会憲章に基づき、取締役会は、ANZの独立性基準を満たす非執行取締役が過半数を占めなければならない。

取締役会憲章は、非執行取締役がその意思決定を妨げる可能性のある（または妨げると受け止められる可能性がある）ANZとの関係を有しているか否かを決定するために、独立性基準を定めている。

すべての非執行取締役は、如何なる社外での新たな役職の任命も、引受ける前に会長に通知する義務がある。会長は新規の任命案を検討し、個別にその事項について、また、該当する場合は、同一の外部の取締役会またはその他の団体に務める2人以上の取締役の事項についても検討する。検討時に、会長は、提案された新たな任命が取締役がANZの取締役として必要な時間を費やしその役割に注力する能力を損なう可能性があるか否か、また、2人以上のANZ取締役が外部の取締役会またはその他の団体に勤めることを伴う場合、それがANZ取締役会の有効な運営には受け入れ難いリスクを生じるか否かを検討する。非執行取締役は、ANZ会長の承認を受けるまでは外部での新たな役職を引受けてはならず、会長は自身が適切とみなす場合は他の取締役に相談する。

2011年度、ガバナンス委員会は、ASXガバナンス原則およびAPRAの健全性基準ならびに米国の取締役独立性要件に照らして、独立性基準の年次審査を実施した。

ANZの基準は特に監査委員会構成員のために規定された基準を含めて、多くの法域において定められるものより包括的である。基準および審査手順の双方は、ANZのウェブサイトのCorporate Governanceに記載されている。

要約すれば、以下をするにあたり取締役の意思に影響を与える現実かつ顕著な可能性があるANZの非執行取締役の地位にある合理的な人間が予想する場合、ANZとの重要な関係があるとみなされる。

- ・ 定期的に取り締役会または委員会の議題に上がる傾向にある事項に決定を行う。
- ・ 経営陣が提供する情報および助言を客観的に評価する。
- ・ ANZ全体にわたる一般的適用の方針を設定する。および
- ・ 一般的に取り締役としての自身の役割を実行する。

2011年度中、取締役会は各非執行取締役の独立性を検討し、独立性基準を各非執行取締役が満たしているとの結論に達した。

上記「4 役員の状況 - (1) 取締役」およびanz.com(英文)に記載の取締役の略歴は、ANZの社外での主な活動について述べている。

利益相反

独立性の問題を超えて、各取締役は取締役会に上程された重要事項に関する現実の利益相反あるいはその可能性を持つか否かを決定する継続的な責任を有する。かかる状況は、外部団体、利害または個人関係から生ずる可能性がある。

取締役の利害開示方針および利益相反処理方針に基づき、取締役は利益相反の可能性がある場合、取締役会に影響力を行使することができない。

そのような状況において、かかる事項に利害を持たない他の取締役の過半数が反対の決議をしない限り、かかる取締役はその主題についての取締役会の討議に出席することができず、関係する取締役会の決議案に投票することができない。さらに、かかる取締役は関係する取締役会の書類を受取ることができない。これらの事項は、起きた場合、取締役会議事録に記録される。

独立した助言

取締役がその責務を果たすのを助けるために、各取締役は、(会長の事前の承認により) ANZの費用負担で、その責務に関する独立した専門的助言を求める権利を持つ。さらに、取締役会および各委員会は、ANZの費用負担で、その業務を支援するために必要とするいかなる専門的助言をも得ることができる。

在職および退任

ANZの定款は、ASX上場規則に合致しており、非執行取締役は、当人が非執行取締役としての役職の継続を望む場合には、3年毎に株主による再選が要される旨規定している。

さらに、ANZの「取締役会更新および業績評価方針」では、特別な事情により取締役会が在職を延長するよう勧告した場合を除き、非執行取締役が株主により最初に選任されてから最大3回目の3年間の任期を務め終えた時点で退任することを確認している。

継続教育

ANZの取締役は、一連の訓練および継続教育プログラムに参加している。正式な導入プログラム(上記「導入訓練の取組み」を参照のこと。)に加えて、取締役は取締役としての自己の職務および責任に関する事項の経過を知らせることを目的とした定期報告書も受け取る。

各委員会もまた、適宜適切なそれぞれの継続教育セッションを行う。社内および/または社外の専門家がすべての教育セッションを執り行うのに関与する。取締役はまた取締役会の会議において業務の簡単な報告を定期的に受ける。これらの報告は、特に業績、主要な問題、リスクおよび成長戦略に関するANZの各事業分野の情報を取締役へ提供することを目的としている。さらに、取締役は現場訪問に適宜参加する機会を有する。

取締役へのアクセス

経営陣は必要に応じて取締役に相談をすることができる。従業員は直接または会社秘書役を通じて、取締役と接触できる。取締役と連絡をとりたい株主は、個別の取締役に直接、または非執行取締役全体に対して連絡をとることができる。

会社秘書役の役割

取締役会はANZの会社秘書役の任命につき責任がある。現在、会社秘書役として3名が任命されている。

グループ・ジェネラル・カウンセルは必要とされる場合、取締役会に法律的な助言を行う。同人はANZのコーポレート・ガバナンス原則を発展および維持させるためにガバナンス委員会の委員長と緊密に連絡して働く。同人は会社秘書役室の役割について取締役会に責任がある。

会社秘書役は、会社秘書役室の毎日の業務運営に責任を持つ。それには、関係する証券取引所およびその他規制当局への届出、報告等、取締役会および委員会会合の運営（議事録の作成を含む。）、配当支払いおよび関連する株式計画の管理、当グループのオーストラリア子会社の管理およびANZの株式登録機関との関係の監視が含まれる。

最高財務責任者も会社秘書役として任命される。

業績評価

概要

取締役の業績評価に利用される枠組みは、取締役が以下のように職務を実行しているという期待に基づいている。

- ・ 株主利益のためである。
- ・ ANZが重要としている正直さ、誠実さ、クオリティーおよび信頼という価値を実現する方法をとる。
- ・ ANZ定款、非執行取締役行動・倫理規約および法令により取締役に課される職務および義務に従う。および
- ・ ANZの企業責任目標およびANZのすべての利害関係者、ANZが事業を行う地域社会および環境との関係の重要性を正當に考慮する。

業績基準は、取締役の以下に対する貢献も考慮する。

- ・ ANZの方向性、戦略および財務目標につき計画する。
- ・ 規制上の要件および倫理基準の遵守を監視する。
- ・ 取締役会が承認した戦略および予算の達成につき経営陣の実績を監視し、評価する。
- ・ 最高経営責任者の業績基準を定め、評価する。および
- ・ 経営管理の継承計画および発展活動を定期的かつ継続的に見直す。

業績評価プロセスについて、ANZの「取締役会更新および業績評価方針」で説明されている。

非執行取締役

非執行取締役の業績評価は2つの方法で行われる。

- ・ 年次審査 毎年または適切な場合にはより頻繁に、会長は、とりわけ非執行取締役の行動・倫理規約の遵守を含めた業績基準について各非執行取締役との1対1の会合を持つ。これらの会合の効果をもとめ、会長に対し、各取締役についての客観的な情報（例えば、会議出席数、委員会構成員としての地位、その他現在の取締役としての地位/役割等）および一貫性を確保することを目的として話し合いのための指針が与えられる。前年度の取締役の会議参加記録およびそのANZ社外における他の役割を検討する際、会長は概してかかる取締役がANZの取締役としての責任を適切に果たすに十分な時間を有するか、またより具体的にはかかる取締役が会議中および会議外においてその役割に十分に時間を費やしているか否かを検討する。ガバナンス委員会および取締役会に対してこれらの会合の結果についての報告が行われる。
- ・ 再選声明 再選のために推薦されたときに、非執行取締役は、取締役会に対して、再選を求める理由を説明する書面または口頭での陳述を提出する機会を与えられる。非執行取締役が欠席する中で、取締役会は当該取締役の再選を承認するか決定する前に、この陳述を審査し、上記の非執行取締役の業績評価に使用される業績基準を考慮し、また取締役としての役割に必要な時間を費やす能力を考慮する。後者の側面に関連して、取締役会および委員会の定例会議（当グループの戦略検討を目的とした年次オフサイト会議を含む）への出席および準備に必要な時間、および必要に応じて臨時会議への出席および準備に必要な時間が考慮される。ワトキズ女史（2011年12月16日開催の2011年年次総会において取締役として見事に再選された）およびそのグレインコープ・リミテッドの最高経営責任者としての役職に関して、同人がANZ取締役としての役割に必要な時間を費やす能力を有するか、グレインコープ任命時に、取締役会は慎重に検討した。この側面は、（上記のとおり）毎年、年次業績審査プロセスの一環として再度検討され、取締役会はワトキズ女史には、ANZの取締役としての役割を適切に果たすのに必要な時間があり、かつ現在、および今後においても費やすことができると引き続き判断する。

取締役会会長

取締役会会長の業績の年次審査は、ガバナンス委員会委員長が取締役会に承認された取締役会会長の任務を果たすための能力と対照した会長の業績に関して各取締役による個別の意見提供を求めて進める。

ガバナンス委員会委員長は、ガバナンス委員会および取締役会に概括報告書を提出し、また取締役会会長に結果報告を行うために意見提供を照合する。

取締役会

2011年9月30日に終了した年度において、取締役会の業績は独立の外部ファシリテーターを活用して評価され、同ファシリテーターは評価を行うにあたって各取締役および上級経営陣の一定のメンバーから意見提供を求めた。

評価はガバナンス委員会が承認した広範囲の取決め事項に従って行われ、前年度に行われた取締役会書類および様々な主要決定事項の決定過程の審査を含めた。

審査した情報および文書に基づき、社外ファシリテーターは取締役会の取り組みを、取締役会の有効性の重要な要素の全てにおいて、優れた能力を発揮していると評価した。評価の結果は、ガバナンス委員会会長と協議され、全取締役が出席したガバナンス委員会の会議に提出された。

外部ファシリテーションによる取締役会の審査はおよそ3年毎行われる予定である。間にあたる年度における審査は、内部的に行われ、新たに起きた問題とともに直近の外部ファシリテーションの審査により実施された勧告に対する進展状況を考慮する。

取締役会委員会

主要な取締役会委員会はそれぞれ、ガバナンス委員会が承認したガイドラインを用いた業績の審査を目的として年間の業績の自己評価を行う。ガイドラインには最低限、自己評価は以下を審査および検討するよう定められている。

- ・ 委員会憲章に記されている委員会の責任と義務の範囲
- ・ 委員会憲章および年間の業務予定表と対照した委員会の業績
- ・ 委員会が審査される年度について自身で設定した目標および目的と対照した委員会の業績
- ・ 事業年度中に委員会が検討した主要な問題、および
- ・ 委員会の訓練 / 教育についての今後のテーマの特定

業績の自己評価の結果は、新年度についての計画および目標とともに、検討と報告のためにガバナンス委員会に提出される（ガバナンス委員会の場合は取締役会に提出される。）。

上級経営陣

取締役会による、財務、顧客、業務運営および質に関する基準がどのように評価されているかを含む最高経営責任者およびその他主要な上級執行役員の業績評価プロセスの詳細は、上記「4 役員の状況 - (3) 役員報酬の内容（報酬報告）」に記載される。

実施された評価プロセス

2011年度に関して、上記のプロセスに従った取締役会、取締役、取締役会委員会および該当する上級経営陣の評価が、実施された。

取締役会委員会

上記「取締役会憲章」に記載のとおり、取締役会はANZ定款に基づき取締役会委員会に対してその権限と責任を委譲することができる。これにより、取締役会は特定の問題に、より集中してさらなる時間を費やすことができる。取締役会は5つの主要取締役会委員会を有する。すなわち、監査委員会、ガバナンス委員会、人事委員会、リスク委員会および技術委員会である。

構成員および出席

各主要な取締役会委員会は、独立非執行取締役のみで構成され、自己の憲章をもち、必要であるとみなす特別な調査を開始する権限を有する。

構成員の基準は、各取締役の技能および経験に基づき、さらに委員会に価値を加え時間を充てる能力に基づいている。委員会の構成は取締役会により毎年見直される。

会長はすべての主要取締役会委員会の職権上の構成員である。最高経営責任者は、適宜、取締役会委員会の会合に出席することを勧められる。しかし、同人の出席は自動的ではなく、また自己の報酬が検討または討議される場合には出席せず、非執行取締役による私的な委員会のセッションにも出席しない。非執行取締役はすべての委員会のいかなる会合にも出席することができる。

各取締役会委員会は、その責任の範囲内で、憲章に基づき、その責務を実行するために関連があると考える経営陣および従業員に制限なく連絡をとり、かかる情報を制限なく入手することができる。

各取締役会委員会は、必要に応じて会合にANZの役員または従業員に出席を要請することができ、また外部関係者の出席を依頼することができる。

会議

主要な取締役会委員会は、取締役会で承認された手順に従い、年間の議題を計画する。各取締役会委員会委員長を補佐することを任命された執行役員の部署は、各委員会により準備された業務予定表を検討し、委員会間の格差および不必要な重複の可能性を明確にするために連携を図る。各取締役会委員会の会合の前に、委員会委員長は、あらゆる新規の問題が次回の会合で適宜議題で取り上げられるよう、関係する内部および外部利害関係者と、最低1度の計画会合を確保する。

委員会会合の議事録は、次の取締役会会議用の書類に掲載される。加えて、委員会委員長は取締役会に対し、委員会の役割、責務、活動ならびに委員会の会議において検討、議論および解決がなされた事項に関連する最新情報を定期的に報告する。委員会間の事項がある場合には、各委員会はそれぞれの委員長を通して連絡を取り合う。

ANZ取締役会委員会構成員（2011年9月30日現在）				
監査	ガバナンス	人事	リスク	技術
D E Meiklejohn (ミクルジョン) 氏 (FE) (C) P A F Hay(ヘイ)氏 I J Macfarlane(マクファーレン)氏 A M Watkins (ワトキンス) 女史(FE) J P Morschel (モーシェル) 氏 (職権上の構成員)	P A F Hay (ヘイ) 氏 (C) I J Macfarlane (マクファーレン) 氏 A M Watkins (ワトキンス) 女史 J P Morschel (モーシェル) 氏 (職権上の構成員)	A M Watkins (ワトキンス) 女史 (C) G J Clark (クラーク) 氏 P A F Hay (ヘイ) 氏 Lee Hsien Yang (リー) 氏 J P Morschel (モーシェル) 氏 (職権上の構成員)	I J Macfarlane (マクファーレン) 氏 (C) G J Clark (クラーク) 氏 (C) Lee Hsien Yang (リー) 氏 D E Meiklejohn (ミクルジョン) 氏 J P Morschel (モーシェル) 氏 (職権上の構成員)	G J Clark (クラーク) 氏 (C) Lee Hsien Yang (リー) 氏 D E Meiklejohn (ミクルジョン) 氏 J P Morschel (モーシェル) 氏 (職権上の構成員)

注： C - 会長, FE - 財務の専門家

監査委員会

監査委員会は以下を検討する責任を持つ。

- ・ ANZの財務報告原則および方針、管理ならびに手続、
- ・ ANZの内部統制およびリスク管理の枠組みの有効性、
- ・ 監査委員会委員長にのみ直接報告するグローバル内部監査の業務（詳細については、下記「グローバル内部監査」を参照のこと。）、
- ・ 重要な子会社の監査委員会、
- ・ 財務報告に関連する範囲において規制機関により要求される健全性の監視手続き、
- ・ ANZの財務書類の整合性、関連ある法律上および規制上の要件の遵守およびその独立監査、および
- ・ 一切のデューディリジェンス手続き。

監査委員会はまた、次についても責任を持つ。

- ・ 外部監査人の任命、年次評価および監督（その独立性、適格性および資質の検討を含む。）、
- ・ 外部監査人の報酬、
- ・ 適切な場合、外部監査人の交代、および
- ・ グループ・ジェネラル・マネージャー（グローバル内部監査担当）の業績および報酬の検討。

委員会憲章に基づき、監査委員会のすべての構成員は適切に財務に通じていなければならない。ミクルジョン氏（委員長）およびワトキンス女史は共に2011年度につき、監査委員会憲章に基づく「財務の専門家」であると決定された。取締役会はミクルジョン氏およびワトキンス女史の各人が関連要件に基づく「財務の専門家」に必要な資質を有していると決定したが、このためにミクルジョン氏またはワトキンス女史が監査委員会の他の委員より追加的な責任を負うことにはならないという点に留意することが重要である。

年度内に監査委員会憲章の検討が行われ、若干の変更がなされた。この中には、委員会の職務にはグローバル内部監査の機能のあらゆる主要なアウトソース提案の見直しが含まれること、またリスク委員会および監査委員会の構成員間に若干の重複があることの確認が含まれる。監査委員会は経営陣を同席させずに外部監査人および内部監査人と会合を持つ。監査委員会委員長は、グローバル内部監査、外部監査人および経営陣と個別かつ定期的に面会する。

副最高財務責任者が、監査委員会の事務および効果的な運営に関して、同委員会委員長を補佐する責任を有する執行役員である。

2011年度において焦点となった重要な事項には以下が含まれた。

- ・ グローバル内部および外部監査 - 監査委員会はグローバル内部および外部監査についての年次計画を承認し、これらの計画の進展を定期的に見直した。最優先事項および変化するリスク・プロファイルから生じる変化、統合およびプロジェクト事業または特定の経営陣の要求に対処するため本年度中においてグローバル内部監査計画が修正された。
- ・ 会計および規制の進展状況 - ANZにとって関連ある変更および影響を概説した会計の進展状況に関する報告書が監査委員会に提出された。

- ・ 財務報告ガバナンス・プログラム - 監査委員会は財務報告ガバナンス・プログラムの刷新を含めた財務書類の整合性を確保するために財務報告過程および統制の遂行を監視した。また、
- ・ 内部告発 - 監査委員会は、当行のグローバル内部告発者保護方針に従い行われた開示に関する報告を受けた。

ガバナンス委員会

ガバナンス委員会は、以下を担当する。

- ・ 取締役会構成員候補者の特定および推薦ならびに会長の適切な継承計画を確実にする（上記「取締役会の構成、選任および任命」を参照のこと。）、
- ・ 取締役会、取締役会委員会および非執行取締役の業績を評価する確実に効果的な手続きを保証する（上記「業績評価」を参照のこと。）、
- ・ 多様性政策の有効性を取締役会の多様性に関する範囲で監視し、取締役会における性多様性達成の測定可能な目標を検討、承認する（下記「ANZの多様性」を参照のこと。）、
- ・ 適切な取締役会および取締役会委員会の構造が備わっていることを確実にする、
- ・ 取締役会各委員会の憲章を検討、承認する（ガバナンス委員会自身の憲章は除く。これは取締役会が検討、承認する。）、および
- ・ ANZに適用されるコーポレート・ガバナンス方針および原則の進展を検討し、承認する、

グループ・ジェネラル・カウンセルが、ガバナンス委員会の事務および効果的な運営に関して、同委員会委員長を補佐する責任を有する執行役員である。

2011年度において焦点となった重要な事項には以下が含まれた。

- ・ 新たな多様性要件 - ガバナンス委員会は、多様性に関連するASXガバナンス原則の修正への準拠を確実にするため、ANZのガバナンス枠組みを見直した。
- ・ 取締役会ガバナンスの枠組み - ガバナンス委員会は、取締役会の構成および規模、取締役の任期、社外の責任、取締役会および委員会の教育、推薦手続きならびに取締役の独立性基準を含む、取締役会のガバナンスの枠組みおよび方針の年次検討を行った。
- ・ 業績評価手続き - ガバナンス委員会は取締役会、取締役会会長、非執行取締役および取締役会委員会の年次業績評価に関する既存の手続きを見直した。独立の外部ファシリテーターは2011年度の取締役会業績評価を円滑に行うことに携わった。
- ・ 取締役会およびガバナンス委員会の業績評価 - ガバナンス委員会は、年次取締役会業績評価の手続きが引き起こす主要な課題を見直した。また、ガバナンス委員会はその他の主要な取締役会委員会から年次業績自己評価報告を受領した。および
- ・ 当グループの方針の見直しおよび承認 - ガバナンス委員会は、継続開示方針、取締役会更新および業績評価方針、適格性方針および非執行取締役の外部での役職の承認手続きを含めた当グループの既存方針を見直し、適切な場合、当該方針の修正を承認した。

人事委員会

人事委員会は、報酬事項および最高経営責任者を含む上級執行役員の継承に関して取締役会を補佐および提案をする。委員会はまた、保険安全問題および多様性についての一定の方針の検討および承認、また業績監視を行い取締役会を補佐する。

委員会は取締役会に対して以下の事項について検討および勧告を行う責任をもつ。

- ・ 最高経営責任者に関する報酬事項（詳細は上記「4 役員の状況 - (3) 役員報酬の内容（報酬報告）」）。
- ・ その他の取締役被任命者に対する、インセンティブ契約を含む報酬事項（グループ・ジェネラル・マネージャー（グローバル内部監査担当）を除く）。
- ・ 報酬構造計画および重要なインセンティブ計画、および
- ・ 当グループの報酬方針および報酬戦略。

さらに、人事委員会は、取締役被任命者（グループ・ジェネラル・マネージャー（グローバル内部監査担当）を除く）の任命および上級執行役員の継承計画を検討し承認する。

人事担当グループ・マネージング・ディレクターが、人事委員会の事務および効果的な運営に関して、同委員会委員長を補佐する責任を有する執行役員である。

2011年度において焦点となった重要な事項には以下が含まれた。

- ・ 経営陣の役割および業績 - 人事委員会は、最高経営責任者、最高経営責任者の直属の部下およびその他主要な役割の業績、経営委員会およびビジネスに不可欠な役割について実行中の継承計画の審査を行った。
- ・ 規制上の変更 - 人事委員会は、継続的に、オーストラリアおよび世界における規制上の発展およびそのANZへの影響を綿密に監視し、必要に応じて報酬方針および実践における改良を行った。
- ・ 適格性 - 人事委員会は現職および新任の取締役被任命者全員に対して適格性評価を完了した。および
- ・ 報酬 - 人事委員会は、ANZ従業員株式取得制度に基づく各適格従業員への1,000ドルを上限とした株式付与を承認し、非執行取締役の報酬の年次見直しを行い、上級執行役員の報酬構成を見直した。

人事委員会の活動の詳細は、上記「4 役員の状況 - (3) 役員報酬の内容（報酬報告）」を参照のこと。

リスク委員会

取締役会は主に、当グループのリスク選好およびリスク耐性、関連戦略および主要方針の承認、方針の遵守監視ならびに実施されているリスクおよびコンプライアンス管理の枠組みの有効性に責任を負う。

リスク委員会は、信用、市場、流動性、バランスシート、オペレーショナル、コンプライアンスおよびその他レピュテーション・リスク管理の枠組み、ならびにそれらの事項に関連する組織文化を含む当グループのリスク管理原則および方針、戦略、手順ならびに管理を監督、監視および再検討する責任を委任されている。

リスク委員会はまた、最高リスク責任者の承認できる裁量を超えた信用取引およびその他関連事項を承認する権限を付与されている。

最高リスク責任者が、リスク委員会の事務および効果的な運営に関して同委員会委員長を補佐する責任を有する執行役員である。

2011年度において焦点となった重要な事項には以下が含まれた。

- ・ 経済環境 - リスク委員会は、ヨーロッパのソブリン債問題、弱体化した米国経済および豪ドル高を含む世界的な経済環境の最新情報を入手した。
- ・ 規制の変更 - リスク委員会はバーゼル およびオーストラリアの税制変更の提案を含む国内外で新たに提案された規制を監視した。
- ・ 外的環境 - リスク委員会は、オーストラリア、ニュージーランドおよび日本における自然災害の最新情報を受けた。および、
- ・ 最新事業情報 - リスク委員会は当グループ全体の最新事業情報を入手した。

重大な事業リスクの管理を行うリスク管理および内部統制制度が敷かれており、経営陣は、年度中にANZの重要な事業リスクの管理の有効性についてリスク委員会に報告した。

ANZの重要な財務リスクの管理方法に関する詳細情報については、「第6 経理の状況 - 1 財務書類、財務書類注記」に記載のAASB7「金融商品：開示」に関する開示を参照のこと。

リスク管理ガバナンスおよびANZの関連方針に関する詳細情報については、anz.comのCorporate Governanceを参照のこと。

技術委員会

技術委員会は、技術および関連する運用に関して効果的に責任を果たして取締役会を補佐する。同委員会は、1億ドル以上の価値をもつ新規技術プロジェクトの取締役会への提案、ANZの技術に関する安全問題の調査および検討、長期的技術および関連する運用計画の経営陣による提案の検討および承認、ならびに技術リスクの管理に対する方針、戦略および管理枠組みの承認に対して責任がある。

最高情報責任者が、技術委員会の事務および効果的な運用に関して、同委員会委員長を補佐する責任を有する執行役員である。

2011年度において焦点となった重要な事項には以下が含まれた。

- ・ 新規および現行の主要プロジェクトの見直し - 技術委員会は、新規提案された主要プロジェクトを見直し、現行の主要プロジェクトの進捗状況を監視した。
- ・ 戦略 - 技術委員会は、技術指導チームの一層の強化に向けた技術戦略、組織構成の刷新および変更を含む主要戦略イニシアチブの報告を受けた。
- ・ セキュリティー - 主要な情報セキュリティ問題ならびにそれらを修正またはコントロールするための様々な戦術および戦略活動について最新情報の報告を受けた。および
- ・ サービス、システム安定性および実績 - 技術委員会は、運用実績およびサービスの安定性向上のため実施している活動について定期的に報告を受けた。

取締役の会合

各取締役が出席する権利を有した本年度中の取締役会会議および委員会会合の開催数、ならびに取締役が出席した会合の回数を以下に示す。

	取締役会		監査委員会		ガバナンス委員会		人事委員会		リスク委員会		技術委員会		株式委員会*		取締役会委員会*	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
G.J.Clark (クラーク)	10	9	-	-	-	-	5	5	6	6	4	4	-	-	-	-
P.A. F. Hay (ヘイ)	10	10	6	6	4	4	5	5	-	-	-	-	1	1	-	-
Lee Hsien Yang (リー)	10	10	-	-	-	-	5	5	6	6	4	4	-	-	-	-
I.J.Macfarlane (マクファーレン)	10	10	6	6	4	3	-	-	6	6	-	-	-	-	-	-
D.E.Meiklejohn (ミクルジョン)	10	9	6	6	-	-	-	-	6	6	4	4	1	1	3	3
J.P.Morschel (モーシェル)	10	10	6	6	4	4	5	5	6	6	4	4	5	5	8	8
M.R.P.Smith (スミス)	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	8	8
A.M.Watkins (ワトキンス)	10	10	6	6	4	4	5	5	-	-	-	-	2	2	-	-

A列：取締役が出席する権利を有した会合の回数を示す。

B列：会合に出席した回数を示す。委員長は、リスク、監査、人事、ガバナンスおよび技術委員会の職権上の構成員である。

委員会の会合に関して、上記の表は委員会構成員の出席記録が記されている。いずれの取締役も、これらの会合に参加する権利を有し、折に触れて取締役は自らが構成員ではない委員会の会合に出席する。

*上記の表で示す株式委員会と取締役会委員会の会合は、書面による決議で実施されたものも含む。2011年度において、経営執行委員会は開催されなかった。

追加の委員会

取締役会は、5つの主要な取締役会委員会に加えて、特定の任務の遂行に資するために、それぞれ取締役だけで構成されている経営執行委員会および株式委員会を設立している。

経営執行委員会は取締役会の全権限を有し、緊急問題を処理するために、定期的に予定された取締役会の会合以外にも必要により招集される。株式委員会は取締役会に代わり株式およびオプションの発行を管理する権限を有する（ANZの従業員株式制度およびストックオプション制度に基づく場合を含む。）。取締役会はまた、特定の任務を果たすにあたり必要のある場合、取締役会の臨時特別委員会を設定し、それに権限を委譲する。

監査および財務ガバナンス

グローバル内部監査

グローバル内部監査は、経営陣から独立した機能であり、取締役会および経営陣に、経営陣が定めた内部統制の有効かつ独立した評価をする役割を担う。グループ・ジェネラル・マネージャー（グローバル内部監査担当）は取締役会が承認した憲章に従って機能し、監査委員会委員長にのみ直属するほか、最高経営責任者および外部監査役にも直接連絡をとることができる。

グローバルな内部監査計画は、リスク・ベース・アプローチに基づく手法を用いて作成され、四半期ごとに見直される。監査委員会が同計画、関連予算およびそれらに対するあらゆる変更を承認する。

全ての監査活動は、国内および国際的な監査基準のみならず、ANZの方針および価値に沿って行われており、監査結果は監査委員会、リスク委員会および経営陣に報告される。かかる結果は、事業部門トップの業績評価に影響する。

さらに、グローバル内部監査は、監査の問題の改善を監視し、残っているあらゆる監査の現状を明らかにする。

外部監査

外部監査人の役割は、ANZの財務報告が真実かつ公正であり適用ある規制を遵守している旨の独立した意見を与えることである。外部監査人はオーストラリア監査基準に基づき独立監査を実施する。監査委員会はANZの外部監査人との関係に関する方針を監視する。この方針に基づき、監査委員会には外部監査人の指名（株主の承認が条件となる）ならびに報酬、維持および監督の責任がある。

また、同方針の規定によると、監査委員会は、

- ・ 個別にまたは委員会により承認された特別な事前承認方針に基づき、すべての監査および非監査業務を事前に承認する。
- ・ 外部監査人の独立性につき定期的に見直す。および
- ・ 外部監査人の有効性を評価する。

また、同方針は、外部監査人が提供することができる非監査業務を含め、外部監査人が提供するすべての業務が以下の原則に従うことを要求している。

- ・ 外部監査人はANZとの相互利益または利益相反を有してはならない。
- ・ 外部監査人は自身の業務を監査してはならない。
- ・ 外部監査人は経営陣の一部としてまたは従業員として機能してはならない。および
- ・ 外部監査人はANZの擁護者として行為してはならない。

上記の方針は、外部監査人が提供できるまたは提供できない業務の種類を詳細に定めており、anz.comのCorporate Governance（英文）の章に掲載されている。

外部監査人であるKPMGにより2011年度中に提供された非監査業務（そのドル価値を含む。）の詳細は、2001年会社法の関連する独立性要件を取締役会にとって満足のいく形でKPMGが満たしているかに関する書面とともに、下記「（2）監査報酬の内容等、

外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容」に記載されている。さらに、監査人は、2001年会社法第307条Cに従った独立性の声明を公表した。

ANZは外部監査人の以前のパートナーまたは従業員がANZの取締役または上級執行役員に指名されるのは2年経過後でなければならぬとする。外部監査の主任パートナーは、5年間で監査を交代し、その後5年間はその地位に復帰することはできない。その他一部の上級監査スタッフは最大7年間で交代しなければならない。外部監査人の以前のパートナーまたは以前の従業員をANZの上級管理職レベル以上の財務スタッフに指名する場合は、監査委員会の委員長による事前の承認が必要である。

過年度の年次報告書で開示したとおり、米国SECは、2004年にANZの監査人であるKPMGが提供する非監査業務に対する調査を開始した。この事項は解決済みであり、ANZに著しい悪影響はなかった。

財務管理

取締役会の監査委員会はANZの財務報告方針および管理、ANZの財務書類の整合性、外部監査人との関係、グローバル内部監査の業務、ならびに様々な重要な子会社の監査委員会を監督する。

ANZは主要な財務報告管理の計画を評価し、その運営を検査する、「財務報告ガバナンス（FRG）」プログラムを継続している。さらに、半年ごとの証明書は、上級財務執行役員を含む上級経営陣により作成される。これらの証明書は財務実績、開示、手続きおよび管理に対する表明および質問から構成され、ANZの対社会的責任に沿ったものである。手続きはグローバル内部監査により独立して評価され、FRGプログラムにより検査される。

評価と検査から生ずる事項はいずれも監査委員会に報告される。この方法は最高経営責任者および最高財務責任者が、会社法およびASXガバナンス原則に基づき取締役会に対する証明書を作成する手助けとなる。

倫理的かつ責任ある意思決定

行動・倫理規約

ANZは従業員規約および非執行取締役規約という行動と倫理における2つの主要な規約を有している。これらの規約は、従業員と取締役に対し、日常業務における意思決定を助ける一連の実用的な指針を与えている。規約を2つに分けたことは法の下で取締役が異なる責任を有することに対する認識を表しているが、これらの規約は2つとも同一の価値と原則を守っている。

これらの規約は、誠実性、信頼性、質の高さおよび信用を具体化したものであり、従業員および取締役はANZの代表として見なされる場合にはいつでもこれらの行為を実行し、規約を遵守することが要求される。

ANZの行動・倫理規約の基礎をなす原則は以下のとおりである。

- ・ ANZにとり最大となる利益のために行い、ANZの評価を重視すること。
- ・ 誠実性と信頼性をもって行為すること。
- ・ 敬意をもって他者に接し、相違を重んじ、安全な労働環境を維持すること。
- ・ 利益相反を認識し、それらを責任を持って扱うこと。
- ・ プライバシーおよび機密性を尊重し維持すること。
- ・ 不正な支払い、利益または収益を与えたり、受けたりしないこと。
- ・ 上記規約、法律ならびにANZの方針および手続きを遵守すること。および
- ・ 上記規約、法律またはANZの方針および手続きへの違反を速やかに報告すること。

上記の規約は、ANZの行動・倫理方針の枠組みを共に形作っている以下の詳細な方針により補われる。

- ・ ANZマネーロンダリング防止および対テロ資金プログラム
- ・ ANZシステム、機器および情報活用方針
- ・ ANZ国際的詐欺および汚職対策
- ・ ANZグループ費用方針
- ・ ANZ雇用機会均等、いじめおよび嫌がらせ対策
- ・ ANZ保健安全政策
- ・ ANZグローバル従業員証券取引および利益相反方針
- ・ ANZグローバル贈賄防止対策、および
- ・ ANZグローバル内部告発者保護方針

2010年において、ANZは、直属の部下がマネージャーレベル以上のANZ指導者による価値および倫理トレーニングセッションを実施した。この運用開始に続き、指導者達は新たな直属の部下に向けたセッションを開催し、指導者達は、今度は、必要に応じて自分達のチームに対してANZの価値およびチーム内で行う倫理的意思決定に関する概要を確実に伝えることを強く奨励される。これらのセッションは、ラインマネージャーの能力構築、ANZ指導者およびそのチームの価値に根ざした、意識的かつ倫理的なビジネス上の決断をするためのツールおよび知識を養わせ、ANZの価値に一致したチーム行動基準を構築することを目標としている。

ANZにおける就業開始から2か月以内に、およびその後は年間ベースで、すべての従業員は、8つの規約原則および行動・倫理方針の枠組みにおけるそれぞれの方針に基づく自分たちの義務の要約について学ぶトレーニングコースを修了するよう要求されている。従業員は、上記に述べた方針の主要な関連抜粋事項を含めて従業員規約の原則に従う旨を読み理解しそれに準拠した旨を表明するよう要求されている。

従業員行動・倫理規約を補完するため、ANZの「グローバル業績向上および受け入れ難い行為に関する方針」には規約に違反しているか否かについて、また行動・倫理規約に違反したことが明らかとなった従業員にもたらされるべき帰結について判断するために従う手順を定めている。ANZグローバル業績管理枠組みに基づき、結果（警告など）をもたらす規約に対する如何なる違反も、業績評価の際に受け入れがたいリスク/コンプライアンス/行動警告に帰結する。警告は、従業員の業績および報酬の決定をする際に考慮され、当年度につきほぼ常に結果にマイナス影響を与える。

取締役による非執行取締役規約の遵守は、引き続き年間業績審査対象の一部となっている。

証券取引

ANZのグローバル従業員証券取引および利益相反方針は、価格に影響しやすい未公開情報を知っているすべての従業員および取締役によるANZの有価証券または他社の有価証券の取引を禁止している。

この方針は、方針に定義されるとおりの「取引停止期間」中に制限された従業員、その関係者および取締役によるANZ証券の取引を明確に禁止している。この方針では、特定の種類の取引は方針上の取引制限の運用から除外されており、また事前の書面による認可により、禁止期間中に制限された従業員および取締役が取引を許可されるような例外的な状況を設けている。

取締役はANZの有価証券のいかなる取引についても会長の書面による事前承認を入手する必要がある。取締役会会長は、監査委員会委員長長の書面による承認を求める必要がある。上級執行役員およびその他制限された従業員もまた、自らまたはその関係者がANZの有価証券を取引する前に書面による承認を入手する必要がある。

株式が権利確定する前、またはオプションもしくは権利が行使期間に入る前に、とりわけ、かかる株式、オプションおよび権利の価値を保護するスキームがいずれの従業員によっても締結されていないことが、従業員後渡し株式、ストックオプションおよび権利付与の条件である。この禁止の違反は付与条件の違反になり、関連株式、オプションまたは権利の失効をもたらす。

また、取締役および経営委員会構成員は、マージン・コールまたは融資担保比率違反の対象となる可能性がある、マージン・ローンまたは同様の金融上の取決めに関連した担保としてのANZの有価証券の提供を禁止されている。

内部告発者保護

ANZのグローバル内部告発者保護方針は、ANZの従業員、契約人およびコンサルタントが、被害や不利益の恐れなしに、内密の取扱で、深刻な事項の報告を行うことができる仕組みを提供している。

この方針に基づき、申立ては指定されたマネージャーまたは内部告発者保護オフィサーに、あるいは独立して管理される内部告発者保護ホットラインを通じて行うことができる。

株主に対する責任

株主はANZの所有者であり、下記のアプローチがANZの株主憲章に正式に記されている。株主憲章の写しは、anz.comの Corporate Governance (英文)に記載されている。

コミュニケーション

ANZに関して十分な情報を得た上で決定するために、またANZに対する見解を伝えるために、株主がANZの事業運営および実績を理解することが重要である。

ANZはANZに積極的に関心をもつことを株主に奨励し、ANZの業績報告、年次報告書、株主・企業責任レビュー、市場にむけたアナウンスおよび短信、半年ごとのニュースレターおよびanz.com（英文）にあるANZの株主のためのサイトを通じて、時期を逸することなく質の高い情報を株主に提供することを目指す。ANZはすべての事業慣行につき透明性の向上に向けて努力する。ANZは、株主、一般市場およびコミュニティの信用と信頼に質の高い開示が与える影響を認識する。これらを達成するため、ANZは、予定された業績発表の他に、2011年度において市場に向けて追加の取引に係る最新の報告を行った。

株主が何らかの情報を要求した場合、ANZおよび株式登録機関の関係連絡先の詳細が、ANZの年次報告書、株主・企業責任レビュー、半年ごとの株主ニュースレター、およびanz.comのShareholder Centre（英文）において提供されている。

総会

可能な限り多数の株主に株主総会に出席する機会を与えるために、ANZは株主総会を各州都で持ち回りで開催し、ウェブ放送技術を用いて株主がオンラインで株主総会を見ることを可能にしている。

本事業年度中に行われた会合およびプレゼンテーションの詳細については、anz.com >About us > Shareholder centre >Presentations and Webcasts（英文）にて入手可能である。年次株主総会の前に、共通の重要なテーマを検討できるように、会長または最高経営責任者に対して株主が質問を提出する機会が与えられている。

ANZの年次株主総会においては外部監査人が出席し、監査人は監査人としての能力の範囲で、彼らに関する事項につき株主の質問に答えることができる。

取締役も、異常な事態がない限り、毎年年次株主総会に出席し、その後株主と会い質問に答えることが求められる。

株主は企業の問題に関連した様々な決議案に投票する権利を有する。株主が総会に出席できない場合、郵便または電子的に委任状を提出することができる。票決が投票により行われる場合（ANZにおいてはこれが通例である。）、株主は極秘の取扱で投票することができる。ANZは結果を検証するために独立した第三者（通常はKPMG）を指名し、結果はできる限り速やかにASXに報告され、anz.com（英文）に掲載される。

継続開示

価格に影響しやすいすべての情報を、ASX上場規則により要求されるとおりの適時な方法でASXに対して、その後ANZの証券が上場されている関連するすべての海外の証券取引所に対して、また通常はANZのメディア発表、ウェブサイトおよびその他適切な経路を通じて、市場およびコミュニティに対して公表することがANZの慣行である。

ANZの継続開示方針を通じて、ANZは、適用ある規制上の要件の精神、意向および目的に従い行動し、また形でなく内容を注視することにより、開示に関して、最良の慣行を達成する責任を示している。同方針は適用ある証券取引所上場規則および法律に基づく関連義務を反映する。

開示目的において、価格に影響しやすい情報とは、合理的な人間がANZ証券の価格または価値に重要な影響を与えると予想する情報である。開示担当に任命された役員は、提案されている開示について検討し、いかなる情報を市場に開示することができるか、また開示すべきかに関して決定を下す責任を持つ。ANZの各従業員は、ANZに関する価格に影響する可能性がある情報の存在に気付いた時は直ちに、それにつき開示担当役員に通知することを求められる。

また、上級執行役員による委員会（継続開示審査小委員会）は、価格に影響しやすい情報の開示に関する適用ある規制要件の遵守を達成するためのANZのシステムおよび手順の有効性を概観するため、四半期に一度定期的に会合を開く。同小委員会は、取締役会のガバナンス委員会に年間ベースで報告を行う。

企業責任

ANZは、スーパー・リージョナル・バンクになるという目標を追求しながら、責任ある事業成長および事業行動の模範となることを目指している。

ANZの企業責任の枠組みは、ANZの事業全体で顧客、株主、従業員、社会団体、規制当局および政府の優先事項に対応する。この枠組みは、ANZの責任ある事業拡大をしつつ、繁栄をもたらし、豊かな社会を築くというANZが社会において担う役割を強く打ち出している。

以下の5つの優先分野にANZの世界的な企業責任投資、イニシアチブおよび決定が明記されている。

- ・ 教育および雇用機会
- ・ 都市と地方間の社会的および経済的格差の是正
- ・ 財務的な能力
- ・ 責任ある慣行、および
- ・ 都市部の持続可能性

企業責任委員会は最高経営責任者が委員長を務めている。委員会では、企業責任アジェンダにおける戦略的指示を行い、進捗および結果を監視する。

ANZは毎年、業界にとっての最重要事項および機会に対応するため、公表した目標および事業全体のプログラムを設定する。ANZは今年公表した目標のうち90%超において達成または大幅な前進を遂げた。

ANZは、月1度の電子掲示板の配信ならびに年次および半期企業責任報告により、関心のある関係者に対し、最新の情報を提供している。ANZの取り組みおよび結果に関する詳細情報はanz.com > About us > Corporate Responsibility にて閲覧できる。

ANZの多様性

ANZにおける性均等

ANZは、性のバランスが取れた、性別、年齢、文化、障害およびライフスタイル嗜好といった従業員の違いが重んじられる多様かつ包括的な職場がANZの事業にとっての戦略的資産であり、スーパーリージョナル戦略の実現に必要な不可欠であると考えている。2004年に設立したANZの多様性評議会は、多様性に関する戦略的方向性の決定および重要点の特定を行っている。これは上級執行役員で構成され、最高経営責任者が議長を務める。

性均等はこの戦略における主要優先事項であり、ANZの取り組みには、経営委員会レベルで性均等、特に上級経営陣レベル全体における毎年の改善に対し説明責任を負う。

取締役会、上級執行役員および経営陣レベルでの性均等

ANZの取締役会は現在8名の取締役で構成されており、目下取締役会は、下記の継承計画の一環として以外は、取締役会の規模拡大の為に新規に取締役会への任命を行うことは考えていない。

取締役会における女性取締役はワトキズ女史1名で、同人は2008年11月に非執行取締役として取締役会に加わった。ワトキズ女史は人事委員会委員長であり、監査委員会およびガバナンス委員会の構成員である。

取締役会の方針により、非執行取締役の任期は、最初に株主の選任を受けてから1任期3年間の3任期と定められている。この方針に従い、次の取締役退任は2013年の年次株主総会に予定されており、3名が取締役を退任する予定である。

取締役会は、退任する3名の取締役の後継者のうち、少なくとも1名の女性を任命することを目標としており、これらの新たな任命は、適切な引継ぎがなされるよう、2013年年次株主総会までの期間において行う予定である。この目標は効果的に進行している。

ANZはオーストラリアの銀行で最も女性の経営委員会構成員率が高い(25%)。ANZのアジア太平洋成長市場であるベトナム、フィリピンおよび香港は3名の女性最高経営責任者が率いている。資本市場、グローバルローンおよび共通サービス業務を含む主要なグローバル事業においても女性が率いている。

ANZでは、2004年以降年間の性別目標を設けている。2011年9月30日終了年度におけるANZの目標および達成結果は以下の通りである。サブカテゴリーでは全て目標に届かなかったものの、将来の執行役員への主要なルートである上級経営陣レベルでの実績は改善した。組織全体の女性総数に関しては、割合は56.9%から55%へと微減した。性多様性達成についてのANZの2012年測定可能目標に関しては、下記「今後の目標」を参照のこと。

グループ	基準値 (2010年9月30日) (%)	2011年9月30日 目標 (%)	2011年9月30日 結果 (%)
上級執行役員	23.9	25.8	22.8
上級マネージャー	27.6	29.3	28.5
マネージャー	40.6	42.2	40.3
女性管理職合計	38.4	40.0	38.2

前進および開発実施

ANZは、主要な人材育成および学習プログラムにおける性均等の達成を目指している。

ANZは今年、入門レベルのマネージャーから企業リーダーまでを対象にした、中核となる指導者養成プログラムに巨額の投資を行い、ANZを主導するに必要なスキルおよび能力の包括的トレーニングを提供する。全指導者養成プログラム参加者のうち45%が女性であった。

ANZのより広範囲な「指導者能力リーダー」プログラム全体で、参加者の38%が女性であった。この割合は現在の経営陣レベルの割合と似通っているが、このプログラムにおける性均等の達成は将来的な優先事項である。

ANZの方針、活動および職場文化における無意識の一切の偏見を排除する目的の啓蒙および教育プログラムが進行中である。今年には経営委員会および上位200名の執行役員を含むおよそ800名のANZマネージャーが、世界中で学習プログラムに参加した。ANZにおける性均等の経済的および事業的事例への理解を深め、またANZ従業員が、職場において男女共にその資質を最大限理解し、勇気付け、また利用できる方法を学んだ。

これらセッションから生じる活動には、より多くの女性が、有効な上級指導者となるに必要な重要な経験ができるようなラインの役割につく早期キャリアおよび承継計画への責任を含む。ANZはまた、ANZの男性の上級指導者に対し、今後ANZでの勤務を考える才能ある女性の増加を目指し、才能ある女性の賛同者や支持者として行動するよう奨励、援助している。

賃金の平等

ANZは事業全体で同様の役割に対する賃金平等の達成に努めている。ANZはその進捗を毎年追跡し、その実績を開示する。(anz.com の2011 Shareholder and Corporate Responsibility Reviewを参照のこと。)

男女間の賃金格差(同等の仕事の程度に基づく比較)は継続して最小にとどまっており、固定給における性別間格差の縮小は達成された。

2010年に付与された業績基準の報酬によると、ANZの賞与レベルを決定する相対的業績結果(RPO)における上位2つのレベルを達成した女性の割合は、男性よりもやや多く、ANZの報酬分配における体系的性差別は見られなかった。女性のRPO 1達成率は6%だったのに対し、男性は5%であった。またRPO 2達成率は女性が21%であったのに対し男性は20%であった。

さらに、ANZの年間最高経営責任者表彰プログラムにおける受賞者の57%は女性であった。

柔軟な契約および育児休暇

ANZでは、生活における優先事項と仕事のバランスをとり、キャリア管理ができるよう柔軟な就労契約、休職および特殊な事情における支援を行っている。これらには、圧縮週労働時間(従業員は通常の数より少ない日数で勤務する)、始業および終業のフレックスタイム、ワークシェアリング、在宅勤務、パートタイム就労契約および目的を問わず最長4週間の無給休暇がとれるライフスタイル休暇がある。柔軟な就労契約の従業員数に関する情報は「2011 Shareholder and Corporate Responsibility Review」を参照のこと。

2011年に新たに導入した育児手当では、復職するオーストラリア人の親の育児休暇後の復帰移行の補助として4,000ドルの助成金を付与し、如何なる形の有給育児休暇に対しても、年金が支払われる。初年度において、478人を超える従業員がこの手当を受給し、手当を受給者のうち94%が現在もANZに就業している。

職場の文化

ANZはスーパーリージョナル戦略に不可欠な基盤として、活気に満ち、多様で包括的な文化を培っている。今年度は、年次「私の声」調査で、ANZの多様性優先事項が成功していることを示す主要な指標である、「ANZはオープンで個人の違いに寛容な職場環境を整えている。」および「私の上司は私の仕事と私生活のバランスをとる努力を支えてくれる。」との記載に79%の回答者が同意している。

地域社会における性平等への支援

会長および最高経営責任者は、より多くの女性が取締役の地位につくよう指導、支援する外部の事業主導プログラムを支援している。

最高経営責任者であるスミス氏は「変革プログラムを擁護する男性(MCC)」の構成員であり、これを通し、最高経営責任者および取締役は、自らの影響力を用いて、男女平等および女性の指導者としての立場の問題が国を挙げてのビジネスの議題に上ることを確実にする。スミス氏はMCCメルボルン支部を立ち上げており、親にとって育児がより使いやすく、柔軟で安価になるよう提唱し、同時に以下のANZの財務能力プログラムの支援も行っている。

2011年、ANZはオーストラリアの「職場における機会均等局」より、「女性が選ぶ雇用主」に評価された。これに先立って、昨年度において、柔軟な就労実践でニュージーランドにおける「Workplace Work and Life賞」を、またインドでANZのテクノロジー事業における女性の高い就労率が認められ「IT Export賞」を受賞した。

SaverPlus、MoneyMinded、MoneyBusinessおよびProgress Loans、ANZ財務能力イニシアティブは、参加者が主に女性であり、その経済力向上、教育および社会への一層の進出の奨励および支援を目的にしている。今日まで、ANZのこれらプログラムへの長年にわたる数百万ドル単位の投資が数万人もの低所得や不利な地域社会出身の女性達に役立ってきた。

今後の目標

ANZは、2012年において以下の性均等および多様性目標を設定した。「2011 Shareholder and Corporate Responsibility Review」にはこれら目標の詳細を記している。

一般的性均等および多様性目標

- ・ 経営陣の最低40%を女性とし、全レベルにおける女性の割合を維持または増加させる。
- ・ 主用な採用、人材育成および教育プログラムにおける性均等および更なる文化的多様性を達成する。
- ・ オーストラリア先住民族、マオリ族、障害者および難民を含む恵まれない経歴を持つ人に対し、研修制度、大学院プログラムおよび終身雇用を通じて230のポストを提供し、また全従業員への指導および文化意識向上プログラムを通じ、その昇進を支援する。
- ・ オーストラリアにおけるより使いやすく、安価で柔軟性のある育児の推進を含めた主要な公共政策への関与を通じ、社会における女性の役割を向上させる。
- ・ 当グループの事業全体における年齢多様性の向上を目指したグローバル・アプローチを開発および実施する。
- ・ ANZの現行融和行動計画および多様性行動計画の成果を公表する。

献金および地域社会投資

ANZは事業を展開する地域への社会的取り組みとして長期にわたる投資を行っており、2011年9月30日終了年度において、およそ1,690万ドルの現金、時間および物資のサービスを寄付した。ここには政府の保護受給者に対する低手数料または手数料無料の口座付与のような「逸失利益」は含まれない。

財政能力の構築は、ANZの企業責任枠組みの主要な要素となっており、財政的に疎外される恐れの高い、とりわけ不利な立場におかれた地域社会の住人に焦点を当てている。このため、この寄付のうち350万ドル超が、MoneyMinded（およびそのオーストラリア、ニュージーランドおよび太平洋における文化適応）、Saver PlusおよびProgress Loans（オーストラリア）などの金融リテラシーおよび一体化プログラムに投じられた。Saver Plusは、オーストラリア政府からの資金供与により、Brotherhood of St Laurence, Berry Street, the Benevolent Society, the Smith Familyおよびその他の地域社会団体の支援を受けつつ、オーストラリア60箇所において活動を継続している。過去2年間でSaver Plus参加者は7,500人を超え、調査によるとうち87%がプログラム完了から3年後まで同額あるいはそれを超える額を貯蓄している。

ANZは、地域社会への貢献をするために、従業員に対し年に最低1日のボランティア休暇を与えている。今年は、ANZではAustralian Volunteers Internationalとのパートナーシップを通じて、ANZ従業員が時間と専門能力を提供し、地域団体の能力向上に貢献するボランティア・プログラムをアジア太平洋に拡大した。昨年度において、従業員が当グループの事業展開地域においてボランティアをした時間は9万1,000時間を超えた。

また、オーストラリア、ニュージーランドおよび日本を含む自然災害被災地域の復旧および復興支援のため、従業員からの募金も併せて370万ドル超を寄付した。

詳細はanz.com/crを参照のこと。

さらに、2011年9月30日終了年度中、ANZはオーストラリア自由党に8万ドルおよびオーストラリア労働党に8万ドルの寄付を行った。

(2) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - 財務書類に対する注記」の注記5「監査人報酬」を参照のこと。

【その他重要な報酬の内容】

下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - 財務書類に対する注記」の注記5「監査人報酬」を参照のこと。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

「当行の外部監査人との関係に関する方針」（2001年会社法の要件を組込んだもの）は、外部監査人は監査人としての役割と対立すると考えられるサービスを提供することはできないと明記する。これらは、コンサルティングの助言および通常経営陣が行う業務上の活動の下請け、ならびに監査人が自身の業務について意見を表明することが最終的に必要となる契約を含む。

具体的の方針は以下を定める：

- ・ 提供可能な非監査業務を限定する。
- ・ 監査業務、監査関連業務および認められる非監査業務が監査委員会により事前に承認されること、または監査委員会委員長（もしくは特定の金額以下の場合には最高財務責任者、副最高財務責任者、外部報告責任者または財務方針およびガバナンス責任者）により事前に承認を受け、監査委員会に通知することを必要とする。
- ・ 当グループが契約の事前承認を確認するまで、当グループのための一切の仕事を外部監査人が開始しないことを求める。

方針の詳細は、上記「（1）コーポレート・ガバナンスの状況 - 監査および財務ガバナンス」に記載する。

監査委員会は、2011年度につき外部監査人が提供した非監査業務の概要を検討し、2011年度非監査業務の提供は「当行の外部監査人との関係に関する方針」に一致すること、かつ2001年会社法が課す監査人の独立性に関する一般基準に矛盾しないことを確認した。これは取締役会に正式に報告された。

外部監査人は監査委員会に対して、以下を確認した。

- ・ オーストラリアおよび米国の双方における独立ルールを確実に遵守する手続きを実施、および
- ・ SECの規制上の要件とともに、国内の政策および規則、ならびに外部監査人による非監査業務の提供に関するANZの方針を遵守。

2011年9月30日に終了する年度中の非監査業務の種類別の、当グループの外部監査人であるKPMGにより当グループに提供された非監査業務、ならびに当グループが支払済みまたは支払うべき金額は以下のとおりである。

非監査業務	支払済金額/未払金額	
	2011年度	2010年度
	(単位：千ドル)	
一括引当金のレビュー（APRAの代行）	101	-
運用投資スキーム販売モデルのレビュー	81	-
スクリプトによる監査検証モデルおよび信託の議決権行使状況に関する分析モデルのスクリプト・レビュー	46	-
研究開発費請求状況のレビュー	40	-
取引相手の信用リスクに関するレビュー・プロジェクトの成果のレビュー	20	-
説明会	18	-
健全性基準の影響評価	11	-
研修	9	-
会計に関するアドバイス	5	82
金庫の支店間移転の立会い	4	-
市場リスク・ベンチマーキング・レビュー	-	50
市場リスク・システム能力レビュー	-	30
海外支店の登録支援	-	2
海外支店における外国為替処理のレビュー	-	8
合計	335	172

KPNGへ支払われた報酬の詳細は、下記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - 財務書類に対する注記」の注記5「監査人報酬」に記載されている。注記5はまた、本年度中に提供された監査関連業務444万4,000ドル（2010年度：281万9,000ドル）の詳細も記載する。

上記の理由により、取締役は、2011年度中の外部監査人による非監査業務の提供は、2001年会社法により規定される監査人の独立性に関する一般基準に矛盾しないことに満足している。

【監査報酬の決定方針】

上記「5 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (1) コーポレート・ガバナンスの状況 - 監査および財務ガバナンス - 外部監査」を参照のこと。

第6【経理の状況】

(イ) 本書記載のオーストラリア・ニュージーランド銀行(「当行」)ならびに当行およびその被支配法人(当行と合わせて、「当グループ」または「ANZ」)の2010年および2011年9月30日現在ならびに同日に終了した事業年度の財務書類(連結財務書類および個別財務書類)は、1959年銀行法(連邦法)の会計に関する規定(改定)に準拠しており、オーストラリア会計基準(「AASs」)、オーストラリア会計基準審議会(「AASB」)の解釈、AASBが発行したその他の権威ある公表文書ならびに2001年会社法の要件に準拠して作成されたものである。なお、当行および当グループの英文財務書類はオーストラリア証券投資委員会(「ASIC」)に提出され、ASICで公衆の縦覧に供されている。

当行(当グループ)が採用した会計基準、会計手続きおよび表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている企業会計基準、会計手続きおよび表示方法との主な相違点に関しては「4.日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に記載されている。

本書記載の財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(「財務諸表等規則」)第129条第1項の規定の適用を受けている。

(ロ) 当行および当グループの2010年および2011年9月30日現在ならびに同日に終了した事業年度の財務書類は、オーストラリアの会計監査人であるケーピーエムジーの監査を受けており、その同意書および監査報告書を受領している。

なお、ケーピーエムジーによる監査を受けたことにより、当行および当グループの財務書類は「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」(昭和32年大蔵省令第12号)第1条の2の規定で定めるところの、監査証明に相当すると認められる証明を受けたとみなされるため、金融商品取引法第193条の2第1項第1号の規定に基づき日本の公認会計士または監査法人による監査を受けていない。

(ハ) 本書記載の当行および当グループの財務書類(原文)は、豪ドルで表示されている。以下の財務書類に「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第132条の規定に基づき、2011年12月8日現在の、株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場(1豪ドル=81.67円)の為替レートにより換算したものである。

(ニ) 日本円への換算額ならびに「2.主な資産・負債および収支の内容」から「4.日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に関する記載は、当行の原文の財務書類に含まれておらず、上記(ロ)の監査の対象にもなっていない。

1【財務書類】

損益計算書 9月30日終了事業年度

	注記	連結				当行			
		2011年		2010年		2011年		2010年	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
受取利息	3	30,368	2,480,155	26,608	2,173,075	26,997	2,204,845	22,922	1,872,040
支払利息	4	(18,885)	(1,542,338)	(15,739)	(1,285,404)	(18,486)	(1,509,752)	(14,677)	(1,198,671)
純利息収益		11,483	937,817	10,869	887,671	8,511	695,093	8,245	673,369
資産運用収入および保険収入純額	3	1,405	114,746	1,099	89,755	183	14,946	164	13,394
その他営業収入	3	3,608	294,665	3,291	268,776	4,128	337,134	4,436	362,288
OnePathからのジョイントベンチャー 持分利益	3	-	-	33	2,695	-	-	-	-
関連会社投資の持分利益	3	436	35,608	400	32,668	-	-	-	-
営業収入		16,932	1,382,836	15,692	1,281,566	12,822	1,047,173	12,845	1,049,051
営業費用	4	(8,023)	(655,238)	(7,304)	(596,518)	(6,256)	(510,928)	(5,636)	(460,292)
貸倒引当金および法人税控除前利益		8,909	727,598	8,388	685,048	6,566	536,245	7,209	588,759
貸倒引当金繰入額	16	(1,237)	(101,026)	(1,787)	(145,944)	(994)	(81,180)	(1,369)	(111,806)
税引前利益		7,672	626,572	6,601	539,104	5,572	455,065	5,840	476,953
法人税	6	(2,309)	(188,576)	(2,096)	(171,180)	(1,421)	(116,053)	(1,412)	(115,318)
当期利益		5,363	437,996	4,505	367,923	4,151	339,012	4,428	361,635
非支配持分に帰属する利益		(8)	(653)	(4)	(327)	-	-	-	-
当行株主に帰属する利益		5,355	437,343	4,501	367,597	4,151	339,012	4,428	361,635
普通株式1株当たり利益 (セント/円)									
基本的	8	208.2	170.0	178.9	146.1	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
希薄化後	8	198.8	162.4	174.6	142.6	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
普通株式1株当たり配当 (セント/円)	7	140	114.3	126	102.9	140	114.3	126	102.9

後述の注記は財務書類の一部である。

包括利益計算書 9月30日終了事業年度

	注記	連結				当行			
		2011年		2010年		2011年		2010年	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
当期利益		5,363	437,996	4,505	367,923	4,151	339,012	4,428	361,635
その他の包括利益									
為替換算調整勘定									
資本計上された換算差額	29	330	26,951	(1,006)	(82,160)	97	7,922	(337)	(27,523)
売却可能資産									
資本計上された評価益/(損失)	29	77	6,289	136	11,107	(10)	(817)	69	5,635
損益計算書へ振替えられた (利益)/損失		19	1,552	8	653	57	4,655	(23)	(1,878)
キャッシュフロー・ヘッジ準備金									
資本計上された評価益/(損失)	29	229	18,702	187	15,272	183	14,946	121	9,882
当期の損益計算書への振替		(9)	(735)	(54)	(4,410)	(12)	(980)	(69)	(5,635)
関連会社のその他包括利益の持分 ⁽¹⁾		(15)	(1,225)	18	1,470	-	-	-	-
確定給付年金制度に係る年金数理上 の差異	45	(15)	(1,225)	(6)	(490)	34	2,777	(26)	(2,123)
資本へ直接計上された/資本から 振替えられた項目に対する法人税									
為替換算調整勘定		(5)	(408)	(10)	(817)	-	-	-	-
売却可能資産再評価差額金		(35)	(2,858)	(38)	(3,103)	(17)	(1,388)	(23)	(1,878)
キャッシュフロー・ヘッジ準備金		(63)	(5,145)	(36)	(2,940)	(51)	(4,165)	(16)	(1,307)
確定給付年金制度に係る年金数理上 の差異		5	408	2	163	(10)	(817)	8	653
その他包括利益		518	42,305	(799)	(65,254)	271	22,133	(296)	(24,174)
当期包括利益合計		5,881	480,301	3,706	302,669	4,422	361,145	4,132	337,460
内訳:									
非支配持分に帰属する									
包括利益合計		8	653	4	327	-	-	-	-
当行株主に帰属する包括利益合計		5,873	479,648	3,702	302,342	4,422	361,145	4,132	337,460

(1) 2011年度の関連会社のその他の包括利益の持分は、売却可能資産-15百万ドル(2010年:15百万ドル)、為替換算調整勘定-1百万ドル(2010年:-1百万ドル)およびキャッシュフロー・ヘッジ準備金1百万ドル(2010年:4百万ドル)から成る。

後述の注記は財務書類の一部である。

貸借対照表 9月30日現在

	注記	連結				当行			
		2011年		2010年		2011年		2010年	
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
資産									
流動資産	9	24,899	2,033,501	18,945	1,547,238	20,555	1,678,727	16,047	1,310,558
他の金融機関に対する債権	10	8,824	720,656	5,481	447,633	6,338	517,624	4,136	337,787
売買目的有価証券 ⁽¹⁾	11	36,074	2,946,164	33,515	2,737,170	28,367	2,316,733	28,305	2,311,669
デリバティブ金融商品	12	54,118	4,419,817	37,821	3,088,841	48,356	3,949,235	34,191	2,792,379
売却可能資産	13	22,264	1,818,301	20,742	1,693,999	19,017	1,553,118	16,973	1,386,185
正味貸付金および前渡金 ⁽¹⁾	14	396,337	32,368,843	351,897	28,739,428	323,286	26,402,768	280,439	22,903,453
支払承諾見返 ⁽¹⁾		970	79,220	11,495	938,797	688	56,189	11,517	940,593
被支配法人に対する債権		-	-	-	-	46,446	3,793,245	46,216	3,774,461
被支配法人に対する持分	17	-	-	-	-	9,098	743,034	9,189	750,466
関連会社に対する持分	17	3,513	286,907	2,965	242,152	971	79,302	1,035	84,528
当期税金資産	18	41	3,348	76	6,207	40	3,267	61	4,982
繰延税金資産	18	599	48,920	792	64,683	552	45,082	575	46,960
のれんおよびその他の無形資産 ⁽²⁾	19	6,964	568,750	6,630	541,472	1,544	126,098	1,198	97,841
保険契約債務に対応する投資資産	49	29,859	2,438,585	32,171	2,627,406	-	-	-	-
その他資産	20	7,901	645,275	7,015	572,915	4,353	355,510	4,302	351,344
土地建物および設備機器	21	2,125	173,549	2,158	176,244	1,502	122,668	1,508	123,158
資産合計		594,488	48,551,835	531,703	43,424,184	511,113	41,742,599	455,692	37,216,366
負債									
他の金融機関に対する債務		23,012	1,879,390	21,610	1,764,889	21,345	1,743,246	19,939	1,628,418
預金およびその他の借入金	22	368,729	30,114,097	310,383	25,348,980	307,254	25,093,434	252,518	20,623,145
デリバティブ金融商品	12	50,088	4,090,687	37,217	3,039,512	44,287	3,616,919	34,647	2,829,620
支払承諾 ⁽¹⁾		970	79,220	11,495	938,797	688	56,189	11,517	940,593
被支配法人に対する債務		-	-	-	-	38,561	3,149,277	38,261	3,124,776
当期税金債務	23	1,128	92,124	973	79,465	1,079	88,122	987	80,608
繰延税金債務	23	28	2,287	35	2,858	27	2,205	39	3,185
保険契約債務	49	27,503	2,246,170	28,981	2,366,878	-	-	-	-
外部ユニット保有者に対する負債（生命保険ファンド）		5,033	411,045	5,448	444,938	-	-	-	-
支払債務およびその他の負債	24	10,251	837,199	8,115	662,752	7,008	572,343	5,842	477,116
引当金	25	1,248	101,924	1,297	105,926	798	65,173	831	67,868
社債およびノート	26	56,551	4,618,520	59,714	4,876,842	44,870	3,664,533	48,178	3,934,697
借入金	27	11,993	979,468	12,280	1,002,908	10,817	883,424	10,927	892,408
負債合計		556,534	45,452,132	497,548	40,634,745	476,734	38,934,866	423,686	34,602,436
純資産		37,954	3,099,703	34,155	2,789,439	34,379	2,807,733	32,006	2,613,930
資本									
普通株式資本	28	21,343	1,743,083	19,886	1,624,090	21,701	1,772,321	20,246	1,653,491
優先株式資本	28	871	71,135	871	71,135	871	71,135	871	71,135
準備金	29	(2,095)	(171,099)	(2,587)	(211,280)	(544)	(44,428)	(777)	(63,458)
利益剰余金	29	17,787	1,452,664	15,921	1,300,268	12,351	1,008,706	11,666	952,762
当行株主に帰属する株式資本および準備金		37,906	3,095,783	34,091	2,784,212	34,379	2,807,733	32,006	2,613,930
非支配持分	30	48	3,920	64	5,227	-	-	-	-
資本合計		37,954	3,099,703	34,155	2,789,439	34,379	2,807,733	32,006	2,613,930
コミットメント	43								
偶発債務	44								

(1) 2011年に当グループはオーストラリアの事業において商業手形引受の再割引を停止した。このことは貸借対照表の分類に影響を与え、商業手形を譲渡可能証券として取引する意図がないため、当初公正価値で認識され、その後償却原価で測定される商業手形貸付として分類される。

2011年9月 - 売買目的有価証券：0ドル、正味貸付金および前渡金：17,326百万ドル、支払承諾見返：0ドル、支払承諾0ドル。

2010年9月 - 売買目的有価証券：6,035百万ドル、正味貸付金および前渡金：0ドル、支払承諾見返：11,150百万ドル、支払承諾：11,150百万ドル。

(2) 持分法適用会社の連結調整勘定相当額を除く。

後述の注記は財務書類の一部である。

キャッシュフロー計算書 9月30日終了事業年度

注記	連結				当行				
	2011年		2010年		2011年		2010年		
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	
営業活動によるキャッシュフロー									
利息受取額	30,260	2,471,334	26,362	2,152,985	26,934	2,199,700	22,708	1,854,562	
配当金受取額	84	6,860	54	4,410	974	79,547	1,184	96,697	
手数料受取額	2,471	201,807	2,177	177,796	2,850	232,760	2,117	172,895	
その他の収入受取額	1,408	114,991	1,230	100,454	897	73,258	996	81,343	
利息支払額	(18,797)	(1,535,151)	(15,726)	(1,284,342)	(17,874)	(1,459,770)	(14,651)	(1,196,547)	
人件費支払額	(4,547)	(371,353)	(4,102)	(335,010)	(3,560)	(290,745)	(3,044)	(248,603)	
不動産費用支払額	(596)	(48,675)	(557)	(45,490)	(405)	(33,076)	(389)	(31,770)	
その他営業費用支払額	(2,034)	(166,117)	(1,625)	(132,714)	(2,130)	(173,957)	(1,292)	(105,518)	
デリバティブに係る決済現金	(2,038)	(166,443)	(1,823)	(148,884)	(3,751)	(306,344)	(1,110)	(90,654)	
法人税支払額									
オーストラリア	(1,727)	(141,044)	(353)	(28,830)	(1,727)	(141,044)	(353)	(28,830)	
海外	(306)	(24,991)	(629)	(51,370)	(65)	(5,309)	(123)	(10,045)	
資産運用および保険事業による純キャッシュフロー									
資産運用収入	870	71,053	665	54,311	101	8,249	85	6,942	
保険料収入	4,988	407,370	6,144	501,780	33	2,695	28	2,287	
保険金請求額および保険契約債務支払額	(4,531)	(370,047)	(5,587)	(456,290)	-	-	-	-	
投資収入(支払)/受取額	(21)	(1,715)	536	43,775	-	-	-	-	
手数料(支払)受取額	(491)	(40,100)	(353)	(28,830)	49	4,002	51	4,165	
保険契約債務に対応する投資資産からの純キャッシュフロー									
保険資産の購入	(9,127)	(745,402)	(9,982)	(815,230)	-	-	-	-	
保険資産の売却/満期による手取金	10,182	831,564	10,021	818,415	-	-	-	-	
物品・サービス税(支払)/受取額	50	4,084	33	2,695	14	1,143	9	735	
営業資産の(増加)/減少									
流動資産(3か月超)	1,593	130,100	2,184	178,367	1,106	90,327	815	66,561	
他の金融機関に対する債権(3か月超)	(1,476)	(120,545)	(65)	(5,309)	(1,586)	(129,529)	(145)	(11,842)	
売買目的有価証券	(7,614)	(621,835)	(2,004)	(163,667)	(5,558)	(453,922)	(1,835)	(149,864)	
貸付金および前渡金	(25,568)	(2,088,139)	(17,044)	(1,391,983)	(25,753)	(2,103,248)	(20,345)	(1,661,576)	
正味グループ内貸付金および前渡金	-	-	-	-	336	27,441	(5,110)	(417,334)	
営業負債の増加/(減少)									
預金およびその他の借入金	43,834	3,579,923	14,726	1,202,672	42,542	3,474,405	20,862	1,703,800	
他の金融機関に対する債務	1,350	110,255	55	4,492	1,415	115,563	1,329	108,539	
支払債務およびその他の負債	584	47,695	(1,288)	(105,191)	835	68,194	(709)	(57,904)	
営業活動による/(使用された)純キャッシュフロー	37(a)	18,801	1,535,478	3,049	249,012	15,677	1,280,341	1,078	88,040
投資活動によるキャッシュフロー									
売却可能資産									
購入	(40,657)	(3,320,457)	(29,312)	(2,393,911)	(37,402)	(3,054,621)	(24,236)	(1,979,354)	
売却または満期による手取金	39,518	3,227,435	25,244	2,061,677	35,409	2,891,853	20,955	1,711,395	
被支配法人および関連会社									
買収(現金受取額控除後)	(304)	(24,828)	50	4,084	(260)	(21,234)	2,310	188,658	
売却額(現金支払額控除後)	74	6,044	15	1,225	36	2,940	113	9,229	
土地建物および設備機器									
購入	(319)	(26,053)	(317)	(25,889)	(194)	(15,844)	(240)	(19,601)	
売却額	6	490	24	1,960	-	-	-	-	
その他資産	(849)	(69,338)	(1,428)	(116,625)	(127)	(10,372)	(687)	(56,107)	
投資活動による/(使用された)純キャッシュフロー	37(c)	(2,531)	(206,707)	(5,724)	(467,479)	(2,538)	(207,278)	(1,785)	(145,781)
財務活動によるキャッシュフロー									
社債およびノート									
発行額	12,213	997,436	21,756	1,776,813	10,600	865,702	17,401	1,421,140	
償還額	(17,193)	(1,404,152)	(17,105)	(1,396,965)	(15,415)	(1,258,943)	(14,070)	(1,149,097)	
借入金									
受取額	1,341	109,519	1,976	161,380	1,341	109,519	1,976	161,380	
返済額	(1,579)	(128,957)	(2,565)	(209,484)	(1,322)	(107,968)	(2,451)	(200,173)	
配当金支払額	(2,113)	(172,569)	(1,671)	(136,471)	(2,124)	(173,467)	(1,660)	(135,572)	
株式発行額	43	3,512	37	3,022	43	3,512	37	3,022	
市場からの自己株式購入額	(137)	(11,189)	(78)	(6,370)	(137)	(11,189)	(78)	(6,370)	
財務活動による/(使用された)純キャッシュフロー	37(b)	(7,425)	(606,400)	2,350	191,925	(7,014)	(572,833)	1,155	94,329
営業活動による/(使用された)純キャッシュフロー		18,801	1,535,478	3,049	249,012	15,677	1,280,341	1,078	88,040
投資活動による/(使用された)純キャッシュフロー		(2,531)	(206,707)	(5,724)	(467,479)	(2,538)	(207,278)	(1,785)	(145,781)
財務活動による/(使用された)純キャッシュフロー		(7,425)	(606,400)	2,350	191,925	(7,014)	(572,833)	1,155	94,329
現金および現金同等物の純増/(減)		8,845	722,371	(325)	(26,543)	6,125	500,229	448	36,588
現金および現金同等物の期首残高		20,610	1,683,219	21,511	1,756,803	16,934	1,383,000	16,850	1,376,140
現金および現金同等物に関する為替レート変動の影響		566	46,225	(576)	(47,042)	592	48,349	(364)	(29,728)
現金および現金同等物の期末残高	37(b)	30,021	2,451,815	20,610	1,683,219	23,651	1,931,577	16,934	1,383,000

後述の注記は財務書類の一部である。

持分変動計算書 9月30日終了事業年度

連結	普通株資本		優先株		準備金 ⁽¹⁾		利益剰余金	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2009年10月1日現在	19,151	1,564,062	871	71,135	(1,787)	(145,944)	14,129	1,153,915
当期利益	-	-	-	-	-	-	4,501	367,597
その他包括利益	-	-	-	-	(795)	(64,928)	(4)	(327)
当期包括利益合計	-	-	-	-	(795)	(64,928)	4,497	367,270
株主としての資格による株主との取引：								
配当金支払額	-	-	-	-	-	-	(2,678)	(218,712)
配当金再投資制度	1,007	82,242	-	-	-	-	-	-
その他の資本増減：								
グループ従業員株式取得制度	51	4,165	-	-	-	-	-	-
株式報酬	-	-	-	-	7	572	-	-
グループ株式オプション制度	37	3,022	-	-	-	-	-	-
自己株式OnePathオーストラリア調整額	(360)	(29,401)	-	-	-	-	-	-
会計基準AASB第3号(R)(改訂版)の適用に係る期首利益剰余金の調整額	-	-	-	-	-	-	(39)	(3,185)
その他の変動	-	-	-	-	(12)	(980)	12	980
2010年9月30日現在	19,886	1,624,090	871	71,135	(2,587)	(211,280)	15,921	1,300,268
当期利益	-	-	-	-	-	-	5,355	437,343
その他包括利益	-	-	-	-	528	43,122	(10)	(817)
当期包括利益合計	-	-	-	-	528	43,122	5,345	436,526
株主としての資格による株主との取引：								
配当金支払額	-	-	-	-	-	-	(3,503)	(286,090)
当グループの生命保険法定資金に保有される自己株式に係る配当収益	-	-	-	-	-	-	23	1,878
配当金再投資制度	1,367	111,643	-	-	-	-	-	-
非支配持分との取引	-	-	-	-	(22)	(1,797)	-	-
その他の資本増減：								
グループ従業員株式取得制度	45	3,675	-	-	-	-	-	-
株式報酬	-	-	-	-	(14)	(1,143)	-	-
自己株式OnePathオーストラリア調整額	2	163	-	-	-	-	-	-
グループ株式オプション制度	43	3,512	-	-	-	-	-	-
その他の変動	-	-	-	-	-	-	1	82
2011年9月30日現在	21,343	1,743,083	871	71,135	(2,095)	(171,099)	17,787	1,452,664

後述の注記は財務書類の一部である。

(1) その他包括利益に関する詳細は、財務書類の注記29に開示される。

連結	当行株主に帰属する 資本		非支配持分		資本合計	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2009年10月1日現在	32,364	2,643,168	65	5,309	32,429	2,648,476
当期利益	4,501	367,597	4	327	4,505	367,923
その他包括利益	(799)	(65,254)	-	-	(799)	(65,254)
当期包括利益合計	3,702	302,342	4	327	3,706	302,669
株主としての資格による株主との取引：						
配当金支払額	(2,678)	(218,712)	-	-	(2,678)	(218,712)
配当金再投資制度	1,007	82,242	-	-	1,007	82,242
その他の資本増減：						
グループ従業員株式取得制度	51	4,165	-	-	51	4,165
株式報酬	7	572	-	-	7	572
グループ株式オプション制度	37	3,022	-	-	37	3,022
自己株式OnePathオーストラリア調整額	(360)	(29,401)	-	-	(360)	(29,401)
会計基準AASB第3号(R)(改訂版) の適用に係る期首利益剰余金の調整額	(39)	(3,185)	-	-	(39)	(3,185)
その他の変動	-	-	(5)	(408)	(5)	(408)
2010年9月30日現在	34,091	2,784,212	64	5,227	34,155	2,789,439
当期利益	5,355	437,343	8	653	5,363	437,996
その他包括利益	518	42,305	-	-	518	42,305
当期包括利益合計	5,873	479,648	8	653	5,881	480,301
株主としての資格による株主との取引：						
配当金支払額	(3,503)	(286,090)	-	-	(3,503)	(286,090)
当グループの生命保険法定資金に保有 される自己株式に係る配当収益	23	1,878	-	-	23	1,878
配当金再投資制度	1,367	111,643	-	-	1,367	111,643
非支配持分との取引	(22)	(1,797)	(22)	(1,797)	(44)	(3,593)
その他の資本増減：						
グループ従業員株式取得制度	45	3,675	-	-	45	3,675
株式報酬	(14)	(1,143)	-	-	(14)	(1,143)
自己株式OnePathオーストラリア調整額	2	163	-	-	2	163
グループ株式オプション制度	43	3,512	-	-	43	3,512
その他の変動	1	82	(2)	(163)	(1)	(82)
2011年9月30日現在	37,906	3,095,783	48	3,920	37,954	3,099,703

後述の注記は財務書類の一部である。

(1) その他包括利益に関する詳細は、財務書類の注記29に開示される。

当行	普通株資本		優先株		準備金 ⁽¹⁾		利益剰余金	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2009年10月1日現在	19,151	1,564,062	871	71,135	(494)	(40,345)	9,950	812,617
当期利益	-	-	-	-	-	-	4,428	361,635
その他包括利益	-	-	-	-	(278)	(22,704)	(18)	(1,470)
当期包括利益合計	-	-	-	-	(278)	(22,704)	4,410	360,165
株主としての資格による								
株主との取引：								
配当金支払額	-	-	-	-	-	-	(2,667)	(217,814)
配当金再投資制度	1,007	82,242	-	-	-	-	-	-
その他の資本増減：								
株式報酬	-	-	-	-	7	572	-	-
グループ株式オプション制度	37	3,022	-	-	-	-	-	-
グループ従業員株式取得制度	51	4,165	-	-	-	-	-	-
会計基準AASB第3号(R) (改訂版)の適用に係る 期首利益剰余金の調整額	-	-	-	-	-	-	(39)	(3,185)
その他の変動	-	-	-	-	(12)	(980)	12	980
2010年9月30日現在	20,246	1,653,491	871	71,135	(777)	(63,458)	11,666	952,762
当期利益							4,151	339,012
その他包括利益					247	20,172	24	1,960
当期包括利益合計	-	-	-	-	247	20,172	4,175	340,972
株主としての資格による								
株主との取引：								
配当金支払額	-	-	-	-	-	-	(3,491)	(285,110)
配当金再投資制度	1,367	111,643	-	-	-	-	-	-
その他の資本増減：								
株式報酬	-	-	-	-	(14)	(1,143)	-	-
グループ株式オプション制度	43	3,512	-	-	-	-	-	-
グループ従業員株式取得制度	45	3,675	-	-	-	-	-	-
その他の変動	-	-	-	-	-	-	1	82
2011年9月30日現在	21,701	1,772,321	871	71,135	(544)	(44,428)	12,351	1,008,706

後述の注記は財務書類の一部である。

(1) その他包括利益に関する詳細は、財務書類の注記29に開示される。

当行	当行株主に帰属する 資本		非支配持分		資本合計	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2009年10月1日現在	29,478	2,407,468	-	-	29,478	2,407,468
当期利益	4,428	361,635	-	-	4,428	361,635
その他包括利益	(296)	(24,174)	-	-	(296)	(24,174)
当期包括利益合計	4,132	337,460	-	-	4,132	337,460
株主としての資格による株主との取引：						
配当金支払額	(2,667)	(217,814)	-	-	(2,667)	(217,814)
配当金再投資制度	1,007	82,242	-	-	1,007	82,242
その他の資本増減：						
株式報酬	7	572	-	-	7	572
グループ株式オプション制度	37	3,022	-	-	37	3,022
グループ従業員株式取得制度	51	4,165	-	-	51	4,165
会計基準AASB第3号(R) (改訂版)の適用に係る期首利益 剰余金調整額	(39)	(3,185)	-	-	(39)	(3,185)
その他の変動	-	-	-	-	-	-
2010年9月30日現在	32,006	2,613,930	-	-	32,006	2,613,930
当期利益	4,151	339,012	-	-	4,151	339,012
その他包括利益	271	22,133	-	-	271	22,133
当期包括利益合計	4,422	361,145	-	-	4,422	361,145
株主としての資格による株主との取引：						
配当金支払額	(3,491)	(285,110)	-	-	(3,491)	(285,110)
配当金再投資制度	1,367	111,643	-	-	1,367	111,643
その他の資本増減：						
株式報酬	(14)	(1,143)	-	-	(14)	(1,143)
グループ株式オプション制度	43	3,512	-	-	43	3,512
グループ従業員株式取得制度	45	3,675	-	-	45	3,675
その他の変動	1	82	-	-	1	82
2011年9月30日現在	34,379	2,807,733	-	-	34,379	2,807,733

後述の注記は財務書類の一部である。

(1) その他包括利益に関する詳細は、財務書類の注記29に開示される。

[次へ](#)

財務書類注記

1. 重要な会計方針

オーストラリア・ニュージーランド銀行（当行）および被支配法人（当グループ）の2011年9月30日に終了した事業年度の財務書類は、2011年11月2日付で取締役会決議により発行を承認された。

本財務書類の作成にあたり採用された会計方針は以下のとおりである。これらの方針は、本連結財務書類に示されたすべての連結法人およびすべての期間に一貫して適用されている。

当行はオーストラリアで設立され、同国に本店を構えている。当行の登記事務所上の住所はANZ Centre, Level 9, 833 Collins Street, Docklands, Victoria, Australia 3008である。

A) 作成基準

i) コンプライアンス

当行および当グループによる本財務書類は、一般的な目的の財務書類であり、1959年銀行法の会計に関する規定（改定）、オーストラリア会計基準（AASs）、オーストラリア会計基準審議会（AASB）の解釈指針、AASBが発行したその他の権威ある公表文書ならびに2001年会社法に準拠して作成されている。

国際財務報告基準（IFRS）は、国際会計基準審議会（IASB）によって採用された基準および解釈指針である。IFRSはAASBが発行したAASsならびに解釈指針の基礎を成すものである。当グループによるAASsおよび解釈指針の適用は、当グループの連結財務書類および当行の財務書類がIFRSに準拠していることを保証するものである。

ii) 見積りおよび仮定の使用

財務書類の作成には、経営陣による判断、見積りおよび仮定を必要とし、それらは報告金額および方針の適用に影響を与える。かかる見積りおよび関連する仮定は、合理的であると考えられる過去の経験およびその他諸要因を基礎としている。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。複雑かつ主観的な決定または評価を含むこれら重要な会計処理についての考察は、注記2において説明されている。かかる見積りは、今後の事業年度において見直しを要する場合がある。

iii) 測定基準

本財務情報は、公正価値で表示されている以下の資産および負債を除き、取得原価法に基づき作成されている。

- ・ デリバティブ商品。公正価値ヘッジ（注記1（E）（ ）参照）の場合には、ヘッジ対象における関連エクスポージャーを公正価値で表示することを含む
- ・ 売却可能金融資産
- ・ 売買目的保有金融商品、および
- ・ 損益を通じて公正価値評価するものとして指定された資産および負債

生命保険債務は、AASB第1038号「生命保険契約」に基づきマージン・オン・サービス・モデルを用いて測定される。

確定給付債務は、AASB第119号「従業員給付」に基づき予測単位積増方式を用いて測定される。

iv) 会計方針の変更および早期適用

当グループは、2010年10月1日以降に始まる会計年度に適用されるすべての新会計基準および解釈指針を、適用が要求される日付から適用した。これらの基準および解釈指針の初度適用が、当グループの財務状態または業績に重要な影響を及ぼすことはなかった。

当事業年度中に、他の会計方針の変更はなかった。

v) 四捨五入

親会社は、1998年7月10日付のオーストラリア証券投資委員会の通達98/100（改定）に定められた種類の会社である。したがって、財務書類に記載されている金額は、別段の記載がない限り、百万ドル未満を四捨五入している。

vi) 比較

当期の財務書類の表示に合わせて比較情報の一部の金額を修正再表示している。当期においては、流動資産区分の定義の見直しを受けて、一部の資産が流動資産から正味貸付金および前渡金へ組み替えられ、一部の顧客預金債務もまた、預金およびその他の借入金から他の金融機関に対する債務へ組み替えられた。

vii) 連結方針

子会社

本財務書類においては、当行および当行のすべての子会社（支配する能力があると判断されたもの）の財務書類を連結している。

当事業年度中に処分または取得された子会社がある場合は、当該子会社の処分の日まで、または取得日以降の営業成績が含まれている。

「支配」とは、ある会社の活動から利益を得るために、その財務および営業方針に関する意思決定を直接的または間接的に支配する権限をいう。支配の有無を判定するにあたっては、個別の状況におけるすべての事実が考慮される。通常、会社が以下を有している場合には、支配が存在するとみなされる。

- ・ 他の会社の議決権の過半数を有する場合
- ・ 他の会社の財務および営業方針を決定する権限を有する場合
- ・ 取締役会あるいはこれに相当する統治機関の構成員の過半数を選任もしくは解任する権限を有する場合、または
- ・ 当該会社の取締役会もしくはこれに相当する統治機関において議決権の過半数を行使する権限を有する場合

さらに、支配が存在するか否かの決定にあたっては、現在行使可能または転換可能な潜在的議決権が考慮される。

特別目的会社に関しては、以下の場合に支配が存在するとみなされる。

- ・ 実質的に、特別目的会社の残余リスクおよび事業からの便益の過半が当グループに発生するとき、または
- ・ 実質的に、特別目的会社の事業からの便益およびリスクの過半を獲得すべく、当グループが意思決定権を支配するとき。

特別目的会社に関する詳細は、注記2（ ）に記載されている。

関連会社およびジョイントベンチャー

当グループは、関連会社および当グループのジョイントベンチャーに対する持分の会計処理について持分法を用いている。

関連会社およびジョイントベンチャーの損益に対する当グループの持分は、連結損益計算書に含まれており、関連会社およびジョイントベンチャーに対する持分は、取得原価プラス取得後の純資産に対する当グループの持分の合計額で連結貸借対照表に計上されている。関連会社およびジョイントベンチャーに対する持分は、少なくとも各報告日における減損の兆候の有無が検討されている。この減損評価には、割引キャッシュフロー法（DCF）および収益還元法（CEM）を含むその他の方法を使用し、減損評価の妥当性を判断している。

当行の財務書類においては、関連会社およびジョイントベンチャーに対する投資は、取得原価から減損損失累計額を差し引いた金額で計上されている。

viii) 外貨換算

機能通貨および表示通貨

当グループの各会社の財務書類に含まれる項目は、当該会社が営業を行う主たる経済環境の通貨を用いて測定される（機能通貨）。

連結財務書類は、当行の機能通貨であり表示通貨である豪ドルで表示されている。

外貨建て取引

外貨建て取引は、取引日現在の為替レートを用いて機能通貨へ換算される。

外貨建て取引により発生した貨幣性資産または負債は、後に報告日のスポット・レートで換算される。

貨幣項目の決済、および当初認識時または前期の財務書類に含まれたものと異なるレートで貨幣項目を換算したことにより生ずる換算差異は、それが発生した期間の損益計算書に認識される。

損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブなどの非貨幣項目の換算差異は、公正価値評価損益の一部として報告される。

売却可能金融資産に分類された株式など、資本を通じて公正価値で測定される非貨幣項目の換算差異は、資本の部の売却可能資産再評価差額金に含まれる。

海外事業

当グループの表示通貨と異なる機能通貨（そのいずれも超インフレ経済下の通貨ではない）を持つ当グループに属するすべての会社の業績および財務状態は、以下のとおり当グループの表示通貨に換算される。

- ・ 各海外事業の資産および負債は、貸借対照表日の為替相場により換算される。
- ・ 各海外事業の収益および費用は、年度の平均為替相場により換算される。ただし、この平均値が取引日現在の相場の合理的な近似値でない場合は、収益および費用は取引日現在の為替相場で換算され、また
- ・ 結果として生ずる換算差異は全額、為替換算調整勘定に計上される。

海外事業を処分する場合、かかる換算差異は処分損益の一部として損益計算書上に認識される。

外国法人の取得から生ずるのれんは、外国法人の資産として扱われ、貸借対照表日現在の為替相場で換算される。

B) 収益認識

i) 受取利息

受取利息は、発生主義に基づき実効金利法を用いて認識される。

実効金利法は、受取利息または支払利息を金融資産または金融負債の予想残存期間にわたり配分することにより、金融資産または負債の利回りを一定にするように金融資産または金融負債の償却原価を計算する方法である。

期限前返済条項のある資産については、見積残存期間は特定の資産ポートフォリオの過去の返済状況に基づいて決定されるが、その際には契約条件および定期的に評価される期限前返済の実態を勘案している。

ii) 受取手数料

金融資産の実効金利の重要な一部を構成する手数料は、実効金利法を用いて認識される。例えば、融資約定手数料および関連する直接費は、繰延べられ、貸出し実行後にローンに対する実効金利調整として認識される。ほとんど実行される見込みのない貸出し約定に関する手数料は、サービスが提供された時点において手数料収入として認識される。

重要な行為（例えば、アドバイザーまたはアレンジメント・サービス、貸付手数料および引受手数料）の実行に関連する手数料は、その重要な行為が完了したときに認識される。

継続サービス（例えば、既存貸付枠の維持管理）の提供に係る手数料は、サービスが提供される期間を通じて、収益として認識される。

iii) 受取配当金

受取配当金は支払いを受ける権利が確定したときに収益として認識される。

iv) リース収入

ファイナンス・リースに対する金融収益は、ファイナンス・リースへの純投資に対する収益が、一定の期間収益となるように認識される。

v) 有形固定資産の売却損益

建物設備の処分に伴う損益は、処分時における資産の帳簿価額と売却額との差額として算定され、所有に伴う重大なリスクおよび便益が買い手に移転した事業年度においてその他の収益項目として認識される。

C) 費用認識

i) 支払利息

償却原価に基づき測定された金融負債に係る支払利息は、発生主義に基づき実効金利法を用いて損益計算書に計上される。

ii) 貸付費用

特定の貸付費用は、償却原価に基づき測定された金融資産にかかる実効金利の重要な一部を構成している。ここでいう貸付費用には以下が含まれる。

- ・ 貸出し業務の実行に関するブローカーへの手数料およびコミッション、ならびに
- ・ 外部法務費用や評価コスト（これらのコストが金融資産の発行に関連する直接費用および追加費用である場合）等の貸出し業務に係るその他の費用

これらの貸付費用は、当初金融資産の取得原価の一部として認識された後、予想残存期間にわたり実効金利法を用いて償却される。

iii) 株式報酬

当グループは様々な株式報酬制度を有している。これらは注記46に記載されており、「ANZ従業員株式取得制度」および「ANZ株式オプション制度」から成る。

ANZ従業員株式取得制度

従業員株式取得制度に基づき付与されるANZ普通株式の公正価値は、ANZ株式の1日の出来高加重平均市場価格を用いて、付与日に測定される。公正価値は、株式の受給権が付与時に確定した場合は直ちに費用計上され、それ以外の場合は関連する権利確定期間を通じて定額法で費用計上される。

ANZ株式オプション制度

株式オプションの公正価値は、オプション価格決定モデルを用いて、付与日に測定される。公正価値は、関連する権利確定期間を通じて、定額法で費用計上される。これは株式報酬費用として認識され、株式オプション準備金が同額増加する。

オプション価格決定モデルでは、オプションの行使価格、無リスク金利、ANZ普通株式価格の予想変動およびその他要因が考慮されている。公正価値を見積るにあたり、市場に関する権利確定条件が考慮される。

業績に基づく権利は、時間および業績基準を満たすことを条件として、従業員が無償で株式を取得できる権利である。行使時に、各業績に基づく権利の保有者は、ANZの普通株式1株に対する権利を与えられる。業績に基づく権利の公正価値は、市場状況を考慮し、オプション価格決定モデルを用いて付与日に決定される。公正価値は関連する権利確定期間を通じて費用計上される。これは株式報酬費用として認識され、株式オプション準備金が同額増加する。

その他の調整

株式報酬を付与した後、従業員が当該報酬において規定されている最低勤続期間を満たさないうちに退職した場合は、費用として認識された金額は戻し入れされる。

iv) リース支払額

当グループが賃借人として契約するリースは、主にオペレーティング・リースであり、オペレーティング・リースの支払いは、定額法によりリース契約期間を通じて費用として計上される。

D) 法人税

i) 法人税

当期利益に対する法人税は、当期税金および繰延税金から構成され、各法域で適用される税法に基づいて計上されている。これらは損益計算書において「法人税」として認識されているが、直接資本に貸方記入される項目に係る場合は資本の部に計上され、また企業結合の当初会計処理から生ずる場合はのれんの算定に含まれる。

ii) 当期税金

当期税金は、当年度の課税所得につき支払うべき予定税額である。これは、報告日において制定済みの税率（および税法）に基づいており、過年度の未払税金の調整を含んでいる。当年度および過年度に関する当期税金の未払い（または還付可能）金額について負債（または資産）が計上される。

iii) 繰延税金

繰延税金は、貸借対照表方式を用いて会計処理される。繰延税金は、財務報告目的の資産および負債の帳簿価額とその課税標準との一時的差異から生じる。

繰延税金資産は、繰越可能な税務上の欠損金および税額控除の税効果に関するものを含めて、将来減算一時差異または未使用の税務上の欠損金および税額控除の使用が可能となるような将来の課税所得の発生可能性が高い範囲でのみ計上される。

繰延税金負債は、すべての将来加算一時差異について計上する。ただし、のれんから生ずる将来加算一時差異は除かれる。被支配法人、支店、関連会社およびジョイントベンチャーへの投資から生ずる将来加算一時差異についても、繰延税金負債が計上されるが、当グループが一時差異の解消を管理することが可能で、一時差異が近い将来解消される見込みがない場合は除かれる。これらの持分に関する繰延税金資産は、一時差異が近い将来に解消される見込みがあり、一時差異の便益を利用するのに十分な課税所得の発生可能性が高い範囲でのみ計上される。

繰延税金資産および負債は、報告日までに制定済みまたは実質的に成立している税率（および税法）に基づき、それを生じさせる資産および負債が回収または決済される年度に適用される予定の税率を用いて測定される。繰延税金資産および負債残高は、報告日現在において当グループが、その資産および負債の帳簿価額を回収または決済した場合に生じる税務上の影響額を反映したものである。

iv) 相殺

当期および繰延税金資産および負債は、同一の課税当局によって課税された法人税に関連し、純額で決済する法的権利および意思があり、そして当該管轄における租税法により認められる範囲に限り、相殺される。

E) 資産

金融資産

i) 損益を通じて公正価値評価される金融資産および負債

売買目的有価証券は、主に短期売却目的で取得する、または短期での利益獲得のため管理されるポートフォリオの一部として取得する金融商品である。売買目的有価証券の貸借対照表上における当初認識および事後測定は公正価値で行われる。

金融保証契約に区分されるか、もしくは有効なヘッジ手段として利用されるもの以外のデリバティブ商品は、損益を通じて公正価値で計上される。さらに、以下のいずれかに該当する場合は、特定の金融資産および負債も損益を通じて公正価値評価するものとして指定され、公正価値により測定される。

- ・ 保険契約債務に対応する投資資産（注記1(1)(viii)を参照）
- ・ 投資型生命保険契約債務（注記1(1)(i)を参照）
- ・ この評価方法を使用することにより、異なる基準に基づき資産と負債を測定または損益を認識した場合に生じうる測定・認識の不一致が排除される、もしくは著しく減少する場合
- ・ 金融資産または金融負債のグループ、もしくはその両方のグループが公正価値で管理され、その運用実績が公正価値で評価されている場合、または、
- ・ 金融商品に組み込みデリバティブが含まれる場合、ただし、当該組み込みデリバティブがキャッシュフローを著しく変化させない、またはそれが個別に計上されないことが分析を殆ど、または全く必要とすることなく明白である場合を除く。

これらの金融商品の公正価値の変動（損益）は、発生した期間の損益計算書に計上される。

売買目的有価証券の取得および売却は、取引日に計上される。

ii) デリバティブ商品

デリバティブ商品は、その価額が1つまたは複数の基礎となる価格、指数またはその他の変数から派生する契約である。これにはスワップ、金利先渡契約、先物、オプションおよびこれら商品の組合せが含まれる。

デリバティブ商品は売買目的（顧客関係のものを含む）、またはヘッジ目的（デリバティブ商品が当グループの金利リスク、為替リスク、価格リスク、信用リスクに対するエクスポージャー、および売買目的以外のポジションに関するその他エクスポージャーをヘッジするために利用される場合）で締結される。

デリバティブ商品は当初、公正価値で計上され、その後の公正価値の変動から生じる損益は損益計算書に計上される。デリバティブの公正価値の決定に含まれるものは、相手方の信用力を反映した信用評価調整である。評価調整は、デリバティブ取引の値洗いおよび信用スプレッドの動きにより影響を受ける。

デリバティブ商品がヘッジ手段として有効であり、そのように指定されている場合、結果として生じた損益の損益計算書における認識時期はヘッジ指定の種類により異なる。これらのヘッジ指定および関連する会計処理は以下のとおりである。

公正価値ヘッジ

当グループが認識済みの資産もしくは負債、または確定契約の公正価値をヘッジする場合、公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ商品の公正価値の変動は損益計算書に計上される。ヘッジされたリスクに帰属するヘッジ対象の公正価値の変動は、ヘッジ対象の帳簿価額の調整として反映され、損益計算書に計上される。

ヘッジ手段の期限が到来した場合またはヘッジ手段が売却、解除、行使された場合、もしくはヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、ヘッジ会計は中止される。その結果、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の帳簿価額への調整は、ヘッジ対象の満期までの期間にわたり償却され、損益計算書に計上される。

ヘッジ対象が売却または償還された場合、未償却の公正価値調整は、直ちに損益計算書に計上される。

キャッシュフロー・ヘッジ

当グループは、認識済みの資産または負債、確定契約の為替部分または実行される可能性が高い予定取引のキャッシュフローの可変性をヘッジするデリバティブ商品を、キャッシュフロー・ヘッジに指定している。キャッシュフロー・ヘッジとして適格に指定されたデリバティブ商品の公正価値の変動のうち有効部分は、資本の一部を構成するヘッジ準備金に繰延べられる。非有効部分は直ちに損益計算書に計上される。資本に繰延べられた金額は、ヘッジ対象の予定取引が実行された期間中に損益計算書に計上される。ヘッジ手段の期限が到来した場合またはヘッジ手段が売却、解除された場合、もしくはヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、資本に繰延べられた累積額はヘッジ準備金に留保され、その後ヘッジ対象が損益計算書に計上されるのに伴い損益計算書に振替えられる。

予定取引がもう起こらないと予想される場合、資本の部の繰延額は直ちに損益計算書に計上される。

純投資ヘッジ

海外事業への純投資ヘッジは、キャッシュフロー・ヘッジと同様の方法で会計処理される。ヘッジの有効部分に関するヘッジ手段の公正価値の再測定から生ずる損益は資本の部の為替換算調整勘定に繰延べられ、非有効部分は直ちに損益計算書に計上される。

ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ商品

ヘッジ関係に指定されていないが、資金調達商品の金利および外貨リスクを管理するために締結されたデリバティブ商品の公正価値の変動から生ずる損益はすべて、損益計算書に計上される。一定の状況下で、デリバティブ商品の公正価値変動のうち当期の実現または利息の発生に関する部分は、純利息収益に含まれる。公正価値変動の残りの部分はその他収益に含まれる。

相殺処理

売買目的のデリバティブの公正価値評価の結果、貸借対照表上に資産または負債として計上される公正価値の未実現評価損益は、法律上の相殺権があり、差額決済の意向がある場合を除き相殺されない。

法的な相殺権を生ずるマスター・ネットリング契約の対象となる契約は、評価損益の純額のみが損益計算書に認識され、デリバティブ商品に関する純未実現利益はその他資産の一部として計上され、純未実現損失はその他の負債の一部として計上される。

iii) 売却可能金融資産

売却可能金融資産は、当グループが売却可能と指定したが、主に売買目的での保有とみなされないデリバティブ以外の金融資産で構成され、株式投資、一定の貸付金および前渡金ならびに上場債券を含んでいる。

これらは当初、公正価値および取引費用の合計額で計上される。当初認識後に公正価値の変動により生じた損益は、資本の部の別項目として売却可能資産再評価差額金に計上される。ただし、直接損益計算書に認識される貨幣性資産に係る利息、配当金、および為替差損益を除く。資産が売却されるとき、当該資産に関する累積損益は損益計算書に振替えられる。

売却可能金融資産について客観的な減損の証拠がある場合、当該資産に関する累積損失は資本の部から除かれ、債券の減損費用または持分証券の非金利収入として損益計算書に計上される。その後の期間において、売却可能債券に関する減損金額が減少し、当該減少が減損事象後に発生した事象に客観的に関係づけられる場合、当該損失は戻し入れられ、損益計算書の減損費用に計上される。

売却可能金融資産の購入および売却は、当グループが資産の購入または売却を約定する取引日に計上される。

iv) 正味貸付金および前渡金

正味貸付金および前渡金は、支払額が固定または確定可能なデリバティブ以外の金融資産であって、当該資産に関する活発な市場が存在しないものである。貸付金および前渡金は売買目的の意図を持たずに借主に金員を供与することにより生ずる。貸付金および前渡金は、当初公正価値および取引費用（貸付金または前渡金の実行に直接起因するもの）の合計額で計上され、当初認識時に損益を通じて公正価値で評価すると明示的に指定されない限り、その後は実効金利法（注記1(B)（ ）を参照）を用いて償却原価で測定される。

すべての貸付金は信用リスクの程度に応じて格付けされている。

正味貸付金および前渡金には、当座貸越、クレジットカード、期限付貸付金、ファイナンス・リースおよび手形融資などの顧客に提供される直接金融が含まれる。

貸付金および前渡金の減損

貸付金および前渡金は、少なくとも各報告日において減損について見直されている。

貸倒引当金は、減損しているとみなされるエクスポージャーについて計上される。貸付金の当初認識時から報告日までに発生した一件あるいは複数の損失事象により減損が生じたという客観的な証拠が存在し、またこれらの損失事象が個別の貸付金または貸付金ポートフォリオの見積将来キャッシュフローに与えた影響を、信頼性をもって見積ることが可能な場合にのみ、その貸付金または貸付金ポートフォリオに減損が発生したとして、減損損失が計上される。

減損は、個別に重要な資産については個別に、小額のローンについてはポートフォリオベースで評価され、その後個別に減損が認められないエクスポージャーについて一括評価される。

一括評価されるエクスポージャーは、類似のリスク特性を持つ類似資産のプールに含まれる。必要な引当金額は、一括プールに含まれる資産と類似の信用リスクの性質を持つ資産に関する損失実績を基準に見積られる。過去の損失実績は、経済情勢の変化などの現在観察可能なデータに基づき調整される。またこの引当金には、ポートフォリオ内の多額のリスク集中による固有リスクと景気循環の評価の影響を勘案している。

減損損失の見積りは、資産の帳簿価額と見積将来キャッシュフローの割引現在価値との差額として測定される。現在価値への割引額は、減損認識時からキャッシュフローの回収までの期間にわたり償却され、受取利息として計上される。キャッシュフローの金額と時期を見積る方法は、経営陣による相当の判断を必要とする。これらの判断は、損失見積りと実際の損失発生額の差異を減らすべく定期的に見直される。

資産計上された取得費用の減損はポートフォリオの実際の動向と当初の予想残存期間を比較することにより評価される。

減損引当金（個別および一括）は貸借対照表の貸付金および前渡金より控除され、当報告期間における増減は損益計算書に反映される。

貸付金の一部または全額が回収不能となった場合、当該貸付金は関連する貸付金減損引当金の取崩しにより償却される。無担保と信枠は通常、支払期日の180日経過後、または顧客の倒産やそれと同等の法的な債務免除がある場合には、それ以前に償却される。

ただし、償却後にある程度の回復が見込まれている場合は、それが引当金の額に考慮されている。担保付与信枠の場合、担保の売却収入受領後に不足額がある場合、残りの残高が償却される。

過年度に認識された減損損失がその後減少した、またはもはや存在しなくなった場合、かかる減損損失は損益計算書に戻入れられる。

引当金は、負担が発生すると見込まれる融資約定などのオフ・バランスシート項目についても計上される。

v) リース債権

リース資産契約および購入権付リース契約は、資産の所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび経済価値を顧客または当グループの関係者でない第三者に移転する場合、ファイナンス・リースとして分類される。その他のリース契約はすべてオペレーティング・リースとして分類される。

vi) 買戻条件付契約

買戻条件付契約により売却した有価証券について、所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび経済価値を当グループが留保する場合は、当該有価証券は財務書類に引き続き計上し、相手方に対する負債を「他の金融機関に対する債務」または「支払債務およびその他の負債」として開示する。売却価格と買戻価格の差額は買戻契約の期間にわたって償却し、損益計算書の支払利息に計上する。

売戻契約により買入れた有価証券について、所有に伴うリスクおよび経済価値を当グループが取得しない場合は、契約の期間および取引の相手方によって、流動資産の「債権」、「正味貸付金および前渡金」または「他の金融機関に対する債権」として計上する。当該有価証券は貸借対照表には計上しない、受取利息は取引の相手方に対する貸付額に基づいて発生主義で計上する。

借入れた有価証券は、第三者に売却されない限り貸借対照表に認識されず、第三者へ売却された時点で買戻し義務の公正価値が金融負債として計上される。公正価値の変動は損益計算書に計上される。

vii) 認識の中止

当グループは、貸借対照表に計上された金融資産を譲渡する際、当該譲渡資産のリスクおよび経済価値のすべてまたはそれらの一部を留保する契約を締結することがある。すべてまたは実質的にすべてのリスクおよび経済価値が留保される場合、譲渡資産は貸借対照表上に引き続き計上される。

金融資産の所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび経済価値が留保も移転もされない取引において、当該資産に対する支配権が失われた場合、当グループは当該資産の認識を中止する。資産に対する支配が留保される譲渡取引において、当グループは、譲渡資産の価値の変動にさらされている程度に応じて、当該資産を引き続き認識する。譲渡において権利と義務が留保、または発生した場合、権利と義務は内容に応じて資産および負債として別々に計上される。

非金融資産

viii) のれん

のれんは、購入対価が支配獲得日における被支配法人の識別可能な純資産の公正価値を超過した金額である。のれんは資産として計上され、償却される代わりに、少なくとも年一回、またはのれんに減損の兆候がある場合はより頻繁に、減損について評価される。この場合、そののれんに関する現金生成単位の予想将来経済価値を決定するために、割引キャッシュフロー法（DCF）または収益還元法（CEM）が使用される。評価の結果、のれんの残高が予想将来経済価値を超える場合、差額が損益計算書に費用計上される。のれんの減損は、その後、基本的には戻し入れされることはない。

ix) ソフトウェアおよびコンピューター・システムの費用

ここには、ソフトウェアおよびコンピューター・システム（「ソフトウェア」）の取得および構築で発生した費用が含まれている。

ソフトウェアは当グループの予想耐用年数にわたり、定額法で償却される。償却期間は3年から5年であるが、特定のコア・インフラストラクチャー・プロジェクトだけは耐用年数が7年と決められている。

各報告日において、ソフトウェア資産の減損に関する見直しが行われる。なんらかの減損の兆候がある場合、資産の回収可能額が見積もられ、現在の帳簿価額と比較される。現在の帳簿価額が回収可能額を超える場合は、その差額が損益計算書に費用計上される。

ソフトウェアの提案の企画もしくは評価に要した費用またはシステム設置後の維持費用は資産計上しない。

x) 保険および投資型生命保険事業について取得したポートフォリオ

企業結合で取得した保険および投資型生命保険事業のポートフォリオに関する識別可能な無形資産は、当初は取得日の公正価値で表示される。これらの償却は、便益を得る事が予想される15年から23年間の期間にわたって行われる。

xi) 繰延獲得費用

注記1(I)(vi)を参照。

xii) その他無形資産

その他無形資産には、運用手数料の権利、販売関係、販売契約などが含まれ、明確に識別可能で、合理的に測定可能であり、当グループが管理可能な将来の経済的便益をもたらす可能性が高いことが条件となる。

これまでの実績に基づき、予見しうる将来においてファンドへの投資水準が大幅に低下せず、また当グループが引き続きファンドを運用することが予想される場合、運用手数料の権利は耐用年数が確定できないと評価され、取得原価から減損分を差し引いた金額で計上される。

その他の運用手数料の権利、販売関係、販売契約、ライセンスなどは、当グループの予想耐用年数にわたり定額法で償却される。償却期間は以下のとおりである。

運用手数料の権利	7年
提携顧問関係	15年
販売契約	3年

xiii) 土地建物および設備機器

所有権を有する土地以外の資産は、当グループの定める予想耐用年数に基づく償却率を用いて、定額法により償却される。資産の種類毎の償却率は次のとおりである。

建物	1から1.5%
建物附属設備	10%
什器および備品	10%
コンピューターおよび事務機器	12.5%から33%

賃借建物に関する建物附属設備は、耐用年数とリース契約の残存期間のうち、いずれか短い方の期間にわたり、定額法により償却される。

各報告日において、土地建物および設備機器の帳簿価額の減損に関する見直しが行われる。減損の兆候がある場合、当該資産の回収可能額が見積られ、現在の帳簿価額と比較される。現在の帳簿価額が回収可能額を上回る場合、差額は損益計算書に費用計上される。個別資産の回収可能額を見積ることが不可能な場合、当グループは、当該資産が属する現金生成単位の回収可能額を見積る。

回収可能額の決定に利用された見積りに変更があった場合、以前に認識された減損損失が戻し入れされる。

xiv) 借入費用

適格資産の建設（主に、オーストラリア・メルボルンのドックランズのオフィスビル）に伴う借入費用は、資産を完成させ予定した目的に使用するために必要とされる期間の間、適格資産費用として資産計上される。借入費用は、内部的に測定された資金借入れ関連費用に基づいて計算される。

F) 負債

金融負債

i) 預金およびその他の借入金

預金およびその他の借入金には、譲渡性預金、利付預金、債券およびその他利付金融商品が含まれている。これらは償却原価で測定される。支払利息は、実効金利法を用いて計上される。

ii) 損益計算書を通じて公正価値評価される金融負債

注記1 (E) (i) を参照。

iii) 支払承諾

市場に売りに出された為替手形を引き受けたことによるエクスポージャーは、負債として認識される。これを相殺する、手形振出人に対する支払請求を反映するため、同額の資産が認識される。手形を引き受けると手数料収入が発生し、係る収入は稼得時に損益計算書に計上される。

iv) 社債、ノートおよび借入金（借入資本）

社債、ノートおよび借入金（借入資本）は、預金およびその他の借入金と同じ方法で計上される。ただし、当初計上時に損益を通じて公正価値で評価すると指定した社債およびノートについては、公正価値の変動は損益計算書に計上される。

v) 金融保証契約

特定の債務者が期日に支払いを行わなかったことにより被保証人が被った損失につき、被保証人に対して払い戻しをするために特定の支払いを行うことを保証人に要求する金融保証契約は、保証が発行された日の公正価値で財務書類に当初認識される。これは通常受け取った保証料の金額である。当初認識後のかかる保証に基づく当グループの負債は、保証料の償却後残高と、金融債務の決済に要する支出に関する貸借対照表日現在における最善の見積額のいずれか高い方の額で測定される。これらの見積額は、類似の取引の実績および過去の損失実績に基づき決定される。

vi) 認識の中止

契約に定められている債務が履行、取消または満期を迎えた場合、金融債務の認識は中止される。

非金融負債

vii) 従業員給付

年次休暇

長期勤続休暇に係る債務は、該当する全従業員について、(間接費を含めて)数理計算上の評価を用いて計算され、発生主義により計上される。従業員の年次休暇に係る予想支払額は、間接費を含む給与の予想水準を用いて、発生主義により計上される。長期勤続休暇に係る将来の予想支払額は、将来の予想キャッシュ・アウトフローに出来る限り近い残存期間の国債の、報告日における市場利回りをを用いて割り引かれる。

確定拠出退職年金制度

当グループは、多数の確定拠出制度を運営しており、また業務を行っている様々な国における法律に従い、確定拠出制度の性質を有する政府およびその他制度に拠出を行っている。

当グループのこれら制度への拠出は、発生時に費用として損益計算書に計上される。

確定給付退職年金制度

当グループは、いくつかの確定給付制度を運営している。各給付制度に基づく従業員への給付付与に関連する負債および費用は、独立保険数理士により計算される。

各制度の確定給付債務の現在価値(予測単位積増方式を用いて計算される)が各制度の資産の公正価値より大きい場合に、確定給付債務が認識される。また、この計算によって当グループの資産が生じる場合、回収可能な額を上限とする確定給付資産が認識される。その後の各報告期間において、確定給付債務または資産の帳簿価額の増減は、以下のように取扱われる。

- ・ 当期の勤務費用、利息費用、制度資産の期待収益、過去勤務費用およびその他費用(例えば、縮小および清算の結果など)に関する増減(純額)は、損益計算書の人件費に計上される
- ・ 数理計算上の差異に関する増減は、利益剰余金に直接計上される、および
- ・ 当グループの拠出額は確定給付残高に対して直接認識される。

vii) 引当金

当グループは、債務が現在存在し、将来の経済的損失となる可能性があり、当該金額を信頼性をもって測定できるときに、引当金を認識する。

認識金額は、報告日現在における既存の債務を決済するのに必要な対価に関する最善の見積りであり、報告日現在における債務を取巻くリスクおよび不確実性を考慮している。既存債務の決済に要する見積りキャッシュフローを利用して引当金を測定する場合、その帳簿価額はこれらキャッシュフローの現在価値である。

G) 資本

i) 普通株式

当行の普通株式資本には、直接発行費用を控除した普通株式1株当たりの払込額が計上される。

ii) 自己株式

ANZ従業員株式取得制度により市場で購入される、またはANZ従業員株式取得制度に対して発行される当行株式は、自己株式（当該株式が権利未確定の従業員の株式に基づく報奨に関するものである場合）として分類され、資本から控除される。

また生命保険事業でも、保険契約債務に対応して当行の株式を生命保険法定基金において購入および保有する場合がある。これらの株式も自己株式として分類され、資本から控除される。生命保険法定基金が当グループに連結された場合、これらの資産のほか、その資産に対応する損益計算書上の公正価値の変動および配当収入は除外される。株式投資費用も資本から控除される。ただし、対応する投資型生命保険契約債務および保険契約債務と、関連する当該債務の損益計算書上の変動は、連結の際にもそのまま残る。

自己株式は、1株当たり利益の計算に用いる加重平均発行済普通株式数から除外される。

iii) 非支配持分

非支配持分は、当行が直接または間接的に所有していない株式持分に帰属する子会社の純資産の割合を表している。

iv) 準備金

為替換算調整勘定

注記1(A)(viii)に記載のとおり、当グループのすべての会社の資産および負債の換算により発生する換算差額は、為替換算調整勘定に反映される。純資産のヘッジによる相殺損益は、税効果と共に為替換算調整勘定に反映される。

売却可能資産再評価差額金

売却可能資産再評価差額金には、税効果考慮後の売却可能金融資産の公正価値の変動が含まれている。かかる変動は、資産の認識が中止された時点で（非金利収入として）損益計算書に振替えられる。資産に減損が生じた場合、かかる変動は債務証券の場合は損益計算書の減損費用に、持分証券の場合はその他収入に振替えられる。

キャッシュフロー・ヘッジ準備金

当準備金には、キャッシュフロー・ヘッジのヘッジ手段として指定された商品に関連して有効部分とされる公正価値の損益が含まれている。

株式報酬準備金

株式報酬準備金には、株式オプションの準備金および、株式報酬費用（注記1(C)（ ）参照）の認識時に生じるその他資本準備金が含まれている。

H) 表示

i) 損益の相殺

収益および費用は、会計基準により要求されているか、または認められない限り、相殺されない。当グループのレベルでは、以下の状況において相殺が実行される。

- ・ 取引コストが、償却原価で測定される金融商品の実効金利の重要な一部である場合、これらは金融商品により生み出される受取利息と相殺される
- ・ 公正価値ヘッジに関する損益が有効であると評価される場合、または
- ・ 損益が一連の類似取引から発生している場合（例えば為替差損益など）。

ii) 資産および負債の相殺

資産および負債は、以下の場合に限り、相殺され、その純額が貸借対照表に計上される。

- ・ 資産および負債を相殺する強制執行力のある法律上の権利がある場合、および
- ・ 純額で決済する意図、または資産の回収と同時に負債の決済を行う意図がある場合。

iii) 現金および現金同等物

キャッシュフロー計算書における表示を目的として、現金および現金同等物には、手元現金、他の金融機関への要求払い預金および、当初満期が3か月以下で即座に現金に転換でき、価値の変動の重大なリスクにさらされない流動性の高いその他の短期投資が含まれている。

iv) セグメント報告

営業セグメントとは、収入および経費を発生させるような事業活動を行うグループ内の構成要素の一つであり、最高経営責任者はその業績を定期的にレビューすることによって、当該セグメントへのリソース配分に関する意思決定や、そのパフォーマンスについての評価を行う。また当該評価を行うに当たり独立した情報が利用可能である。

v) 物品・サービス税

オーストラリアの税務当局（ATO）から物品・サービス税（GST）が回収不可能な場合を除き、収入、費用および資産は、物品・サービス税（GST）控除後の金額で認識される。GSTが回収不可能な場合、GSTは資産取得費用の一部または経費の一部として認識される。

未収勘定および未払勘定は、GST込みの金額で表示される。ATOから還付またはATOへ納付するGSTの純額は、貸借対照表のその他資産または負債に含まれる。

キャッシュフローは、総額でキャッシュフロー計算書に記載される。投資および財務活動により生じるキャッシュフローのうちATOから還付を受ける、またはATOに納付するGST部分は、営業活動によるキャッシュフローとして分類される。

1) 生命保険および資産運用事業

当グループは、オーストラリアでは主にOnePathライフ・リミテッド（2007年金融部門法改正法（規制の簡潔化および見直し）（SRR法）により改正された1995年オーストラリア生命保険法（生命保険法）に基づき登記）を通じて、ニュージーランドではOnePathライフ（ニュージーランド）リミテッドおよびOnePathインシュアランス・サービス（ニュージーランド）リミテッド（ともに1908年ニュージーランド生命保険法に基づき登記）を通じて、生命保険および資産運用事業（生命保険事業）を行っている。

オーストラリアの生命保険事業の業務は、生命保険法で定められているとおり個別の法定基金内で行われる。生命保険事業の資産は、生命保険法の要求に基づき、保険契約者および株主ファンドに配分される。AASの下では、株主に関するものまたは保険契約者に関するものとして指定されているか否かにかかわらず、財務書類にすべての資産、負債、収入、費用、資本を含めなければならない。したがって連結財務書類には、保険契約者（法定）および株主の両方のファンドが含まれている。

i) 保険契約債務

保険契約債務には、生命保険契約および投資型生命保険契約によって生じる債務が含まれる。

生命保険契約は、生命保険法による規制対象の保険契約と、オーストラリア国外で事業を営む法人が締結したそれに類似する契約を指す。保険契約とは、特定の不確実な将来のイベントが保険契約者に悪影響を及ぼした場合に保険契約者に補償を行うことに合意することにより、保険会社が他者（保険契約者）から多額の保険リスクを引き受けるという契約である。

登録生命保険会社が引き受けた契約のうち保険契約の定義に合致しない契約はすべて、投資型生命保険契約と呼ばれる。投資型生命保険契約事業はファンド運用商品と関連しており、当グループがその中で発行する契約では、結果として生じる保険契約者に対する債務が、それらの債務に対応する資産のパフォーマンスおよび価値と連動している。

原資産は生命保険会社名義で登録され、保険契約者は特定の資産に直接アクセスできないが、契約上の取り決めでは、保険契約者が最低限のリターンまたは資産価値を保証されている保証付き商品の場合を除いて、保険契約者がファンドの投資パフォーマンスに関するリスクおよび経済価値を負担することになっている。当グループは原資産の管理から手数料収入を得ている。

裁量権のある有配当性を含む投資型生命保険契約（参加型契約）は、AASB第1038号「生命保険契約」の下での生命保険契約として会計処理される。

生命保険債務

生命保険債務は、プロジェクション法またはアキュムレーション法を採用した「マージン・オン・サービス」（MoS）モデルを用いて算定される。プロジェクション法では、債務は、予想将来キャッシュフローに、まだ提供されていないサービスに関連する費用を超過する部分の収入にあたる予定マージン（差益）を加えた値を、当該債務の性質、構造、および期間を反映した無リスクの割引率を用いて割り引いた現在価値（純額）として算定される。予想将来キャッシュフローには、保険料、経費、償還、ボーナスを含む給付金の支払いなどが含まれる。

アキュムレーション法は、算出される保険契約債務がプロジェクション法の下で算出される金額と重要な相違がない場合に用いられる。

生命保険契約による利益は、生命保険法によりオーストラリア適正規制庁が発行した保険数理基準LPS 1.04「保険契約債務の評価」（旧AS 1.04）に基づき、およびニュージーランド保険数理士協会が発行したプロフェッショナル基準第3号「生命保険契約債務の算出」に基づき、MoSモデルを用いて計上される。MoSの下では、利益は保険料を受領して保険契約者にサービスが提供された時点で認識される。保険料を受領したもののサービスが提供されていない場合、利益は繰延べられる。損失は特定された時点で費用計上される。

保険契約の獲得に関連した費用は、当該契約の残存期間にわたって認識される。ただし、費用の繰延ができるのは、契約が利益を生み出すと予想される範囲内に限られる。

保証された給付に加え、特定の資産からのパフォーマンスおよび価値を保険契約者が享受する権利を持つ契約として定義される有配当性契約は、参加事業から生じる利益の分配を受ける権利を有している。この利益分配は、生命保険法および当該生命保険会社の定款に規定されている。利益分配の権利は連結財務書類において費用として扱われる。報告期間末現在で未払いのまま残っている給付は、生命保険債務の一部として認識される。

投資型生命保険契約債務

投資型生命保険契約は、金融商品の組成および資産運用サービスの提供の両方を含むものである。

投資型生命保険契約債務の金融商品部分は、損益を通じて公正価値評価するものとして指定されている。関連する契約獲得費用を含む運用サービス部分は、サービスの実施時に収入として認識される。投資型生命保険契約の獲得費用およびエントリー手数料の繰延および償却については、注記1(I)(vi)を参照。

投資連動商品の場合、投資型生命保険契約債務はそれに対応している資産のパフォーマンスおよび価値に直接連動しており、それらの資産の税引き後の公正価値として算出される。定額給付契約の場合、債務は現在の解約返戻金の最低額を考慮後の予想キャッシュフローの現在価値（純額）として算出される。

ii) 外部ユニット保有者債務（生命保険ファンド）

生命保険事業には信託および会社への支配持分が含まれており、支配されている事業体の各原資産、負債、収入、費用の総額は当グループの連結財務書類において認識されている。支配されているユニット型信託が連結される場合、当グループに帰属するユニット保有者債務の部分は消去されるが、外部ユニット保有者に起因する金額は当グループの連結貸借対照表に負債として残る。

iii) 保険金請求

保険金請求が認識されるのは、保険契約の下にある保険契約者への債務の設定時、または保険事故の通知時であり、保険金請求の種類によって異なる。保険金請求は、経費部分および債務部分に分けられる。

投資型生命保険契約に関して発生した請求は解約を表しており、投資型生命保険契約債務の減少として認識される。

サービスの提供および保険リスクの負担に関連して発生した保険金請求は経費として扱われ、これらは契約条件の下で保険契約者への債務を確定した時に発生主義で認識される。

iv) 収入

生命保険料

サービス提供やリスク負担によって得た生命保険料は収入として扱われる。生命保険契約の預託保険料は、保険契約債務の増加として認識される。年金保険契約、危険担保保険契約、従来型生命保険契約については、保険料はすべて収入として認識される。払込期日が定められていない保険料は、現金受領を以って収入として認識される。定期的な払込期日が定められている保険料は、発生主義で収入として認識される。未回収の保険料は、支払い猶予期間中または当該契約の解約返戻金によって担保されている場合に限り収入として認識され、貸借対照表の「その他資産」として計上される。

投資型生命保険契約の保険料

投資契約については保険料収入が存在しない。投資契約に関して保険契約者から受領した金額は、預託部分または組成手数料、および継続的な資産運用手数料または投資契約債務に直接貸方記入された金額で構成される。

手数料

手数料は生命保険契約および投資型生命保険契約に関連して保険契約者に請求され、サービスが提供された時点で認識される。投資型生命保険契約によるエントリー手数料は繰延べられ、当該契約の平均予想残存期間にわたって認識される。繰延エントリー手数料は貸借対照表の「その他の負債」の中に表示される。

v) 再保険契約

再保険の保険料、手数料、保険金支払い、および保険契約債務における再保険要素は、当該再保険がかけられた原契約である直接的な保険契約と同一の基準で会計処理される。

vi) 契約獲得費用

生命保険契約獲得費用

契約獲得費用は、新規契約の獲得に要する固定費および変動費である。指名された保険数理士が、保険契約債務を算出する際にこれらの費用の金額および将来の回収可能性を評価する。純利益に及ぼす影響が、保険契約債務の変動として損益計算書に表示される。繰延額は、将来の利益でこれらの費用をカバーできると予想される範囲内で、実際に発生した費用として算出される。保険契約の獲得によって生じた損失は、それが発生した年度の損益計算書に認識される。将来の保険料または保険契約手数料から回収可能とみなされた金額は繰り延べられ、当該契約の残存期間にわたって償却される。

投資型生命保険契約獲得費用

手数料など投資型生命保険契約の獲得に直接起因する増分獲得費用は、個別の識別が可能で信頼性をもって測定可能であり、なおかつ回収の可能性が高い場合、資産として認識される。これらの繰延獲得費用は貸借対照表において無形資産として表示され、将来の保険契約手数料で回収される期間にわたって償却される。

繰延獲得費用について生じた減損は、それが発生した会計期間の損益計算書に認識される。

vii) 経費配分のベース

すべての投資型生命保険契約および生命保険契約は、個別の契約または商品に基づいて分類される。その後、これらの商品に関する経費が、獲得費用、維持費用、資産運用費用、その他の経費に配分される。

個別の契約または商品に直接帰属する経費は、特定の経費カテゴリー、ファンド、事業クラス、商品ラインに適宜、直接配分される。個別の契約または商品に直接帰属しない経費は、当該経費を発生させた目的および達成された結果を考慮した詳細な経費分析に基づいて適宜配分される。この配分は、オーストラリア適正規制庁（APRA）が発行した保険数理基準LPS第1.04号「保険契約債務の評価」（旧AS第1.04号）に基づき、かつ公平に、生命保険法第6部第2節に準拠した各種事業クラスに配分される。

viii) 保険契約債務に対応する投資資産

保険契約債務に対応する投資資産は、いずれも損益を通して公正価値評価するものとして指定される。OnePathオーストラリアの場合、生命保険会社の法定基金内で保有され、株主による明確な投資委任に基づく分別管理と運用の対象から外されている保険契約者資産は、すべて、生命保険契約債務および投資型生命保険契約債務（「保険契約債務」と総称）の裏付資産とするため保有されている。これらの投資は、損益を通じて公正価値評価するものとして指定されている。

J) その他

i) 偶発債務

企業結合で取得した偶発債務は、取得日の公正価値で個別に測定される。その後の報告日に、当該偶発債務の清算に必要な予測支出額を基準にそれらの偶発債務の価値が再評価される。

その他の偶発債務は貸借対照表には計上されないが、起こり得る債務の清算に当グループが責任を負う可能性が少なくないと見なされる場合は注記44に開示される。

ii) 1株当たり利益

当グループは、普通株式に関する基本的1株当たり利益（EPS）および希薄化後1株当たり利益（EPS）のデータを開示している。基本的EPSは、当行の普通株主に帰属する損益を本会計年度における加重平均発行済普通株式数（自己株式控除後）で除する方法により算出される。

希薄化後EPSは、普通株主に帰属する損益および加重平均発行済普通株式数を、潜在的普通株式による希薄化の影響で調整することによって算出される。

iii) 早期適用されなかった重要な会計基準

以下の基準は、早期適用が可能であったが、当行または当グループが本財務書類において適用しなかったものである。

AASB基準	初度適用期間において当行および当グループに及ぼす可能性のある影響	当行および当グループの適用日
AASB第9号「金融商品」	<p>当基準およびそれに関連した改訂基準（AASB第2009-11号）は、AASB第139号「金融商品：認識および測定」で範囲が示されている金融資産および金融負債の認識と測定に関する新しい要件を定めたものである。この基準はAASB第139号を置き換えるプロジェクトの第1フェーズであり、当行および当グループによる金融商品の会計処理に根本的な変化をもたらすことになる。</p> <p>AASB第139号からの主な変更点は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の持分商品を除くすべての金融資産が2つのカテゴリーに分類される。 <ul style="list-style-type: none"> - 償却原価で評価する金融資産。当該金融資産からは利息および元本の支払いのみが発生し、かつ、そのビジネス・モデルが元本および利息に相当する契約キャッシュフローを徴収する場合。 - 損益計算書を通じて公正価値で評価される金融資産 ・売買目的以外で保有する特定の持分商品は、損益計算書を通じて公正価値で評価される金融資産、またはその他包括利益（OCI）を通じて公正価値で評価される金融資産（ただし、配当は純利益で認識される）に分類される。 ・償却原価で計上する分類要件を満たす金融資産でも、会計のミスマッチが解消または大幅に減少する場合は公正価値で測定することが認められる。 ・金融負債 自己の信用より生じた損益を通じて公正価値評価するものとして指定された金融負債に係る損益は、損益計算書から除かれ、OCIに計上される。 <p>AASB第139号を別の基準に置き換えるプロジェクトの今後のフェーズでは、償却原価で測定した金融資産の減損およびヘッジ会計が対象となる。</p> <p>当グループは現在、この基準による影響およびAASB第139号を別の基準に置き換えるプロジェクトの今後のフェーズで生じる動向について評価している。</p>	2013年10月1日 (1)
AASB第10号「連結財務書類」	<p>当基準は、「支配」の定義を定めたものである。「支配」は、投資家が、被投資法人に関与していることで変動するリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ被投資法人に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有するか否かを基礎としている。さらに、潜在的な議決権が存在する場合、あるいは支配の有無を判断する際に議決権が決め手にならない場合（例えば契約で定められている手段を通じて関連する活動が指示される場合）など、特定の状況において支配の原則を適用する方法に関する指針にも言及している。当基準の影響については、現在評価中であるが、当グループへの重大な影響はないと予想される。</p>	2013年10月1日

AASB基準	初度適用期間において当行および当グループに及ぼす可能性のある影響	当行および当グループの適用日
AASB第12号「他社持分の開示」	企業が「他社に対する持分」（基本的には、持分が契約で定められているか否かに関係なく、他社の業績によるリターンより変動する持分）を所有する場合、当基準が適用される。係る持分には、子会社、共同事業体、関連会社、または非連結法人の持分が含まれる。開示範囲は、財務諸表利用者が、ある法人の他社に対する持分に関連する内容、範囲、ならびに財務上の影響およびリスクの評価を助けるものと規定されている。こうした開示は、子会社、共同事業体、または関連会社に適用される他の基準に基づく開示に代わるもので、それらの開示を大幅に改善し、さらに新規の開示事項も加えた内容になっている。改訂は開示関連のみであるため、当グループへの重大な影響はないと予想される。	2013年10月1日
AASB第13号「公正価値の測定」	当基準は公正価値の測定に関する単一の指針を規定しており、公正価値に関する特定の開示を要求している。当該基準は、公正価値測定の一貫性を強化し、複雑性を軽減することを目指している。当該基準の影響については、現在評価中であるが、当グループへの重大な影響はないと予想される。	2013年10月1日

他にも多数のAASB基準が早期適用可能であったが、当行または当グループは本財務書類において適用していない。これらの基準は手法上の修正にかかわるものであり、当行または当グループに重大な影響を及ぼすことは予想されない。

(1) 現在、国際会計基準審議会が適用日の見直しを行っており、2015年10月1日に延期される可能性がある。

2. 会計方針の適用にあたり使用された重要な見積りおよび判断

当グループは、AAS、AASBが発行したその他の権威ある会計基準および解釈指針ならびに2001年会社法に基づいた方針に従い、財務報告を作成している。これには、財務書類の報告金額に影響を与える見積りおよび仮定を当グループが行うことが含まれている。見積りおよび判断は継続的に評価されており、過去の諸要因（状況に基づき合理的であると考えられる将来の事実の予想を含む）に基づいて行われている。会計方針および見積りのすべての重要な変更ならびにこれらの方針および判断の適用は、取締役会の監査委員会が承認する。

重要な見積りおよび判断の簡潔な説明、およびそれらが当グループに与える影響は以下のとおりである。

重要な会計上の見積りおよび仮定

貸倒引当金

注記1(E)()に説明したとおり、貸付金および前渡金の減損の測定に関する会計方針は、当グループが少なくとも各報告日に減損を評価することを求めている。貸倒引当金（個別および一括）は、経営陣の経験と判断に基づき、貸借対照表日現在の貸付金ポートフォリオに発生する損失についての最善の見積りを表している。

一括引当金は、一括プールに含まれる資産と類似した信用リスクの性質を持つ資産に関する過去の損失実績を基準にして見積られる。過去の損失実績は、現在観察可能なデータおよび事象ならびにモデル・リスクの影響の評価をもとに調整される。この引当金はまた、ポートフォリオ内における多額の損失の集中および景気循環の影響を勘案している。

かかる判断および合理的な見積りの利用は、経営陣によりプロセスの重要な一部であると考えられており、これらの利用により、信頼性が損なわれることはない。

当グループの貸付金につき全額回収が疑わしいと判断されたときには、個別引当金が計上される。

個別および一括引当金は、割引予想将来キャッシュフローを用いて計算される。将来キャッシュフローの金額および時期の両方を見積るために利用される方法および仮定は、損失見積りと実際の損失発生額との差異を減らすべく定期的に見直される。

法人の会計方針の適用に関する重要な判断

i) 特別目的会社およびオフ・バランスシートの法人

当グループは、特殊な種類の取引を行うために、特別目的会社（SPE）への投資もしくは設立を行うことがある。SPEの主要な種類は、証券化法人、ストラクチャード・ファイナンス法人および信用保証販売用の法人である。

当グループがSPEを設立し、当該SPEを当グループが支配する場合、これらの事業体は当グループの財務書類に連結される。

当グループは、注記1(A)()に概説する当グループの会計方針に従い、当グループが支配していないISPEについては、連結対象外としている。当グループがSPEを支配しているかどうかの判断が困難な場合は、そのリスクおよび経済価値について、ならびに当該SPEの業務運営上の意思決定を行う能力について当グループが判断を下すことになる。

当グループが関わっているSPEの主なタイプ、その設立理由およびそれらにおけるANZの持分に関連した支配の要素は以下のとおりである。ある程度支配を示唆するものがあるとしても、SPEの残余リスクおよび経済価値の過半をANZが負っていない場合は、連結対象にはならない。

SPEの種類	設立理由	支配の要素
証券化法人	証券化とは、証券の発行により購入資金を調達するSPEに資産を譲渡するという金融手法である。これにより、ANZ（譲渡された資産がANZにおいて生じたものである場合）または顧客は、資金調達源の多様性を高めることができる。	ANZは証券化法人を管理したり、SPEの資産に対するサービシング業務を提供したり、または流動性およびその他支援を提供することができ、これらのサービス提供に関連するリスクを留保する。連結されていないSPEにおいては、ANZが独立第三者間取引条件によるサービスおよび資金調達枠を提供している限定的な状況を除き、ANZは原資産に関連する信用リスクおよび市場リスクを負わない。
ストラクチャード・ファイナンス法人	これらの事業体は、顧客の資金調達の組成を支援する目的で設立されている。これによる貸付は独立第三者間取引で行われており、通常、ANZと当該事業体とのその後の関与は限定的である。	ANZは、これらの発行体の管理、少額資本の所有、融資またはデリバティブの提供を行うことがある。
信用保証	本カテゴリーに属するSPEは、ANZが信用保証を購入するために設立されている。	ANZはこの事業体を管理することができる。

ii) 重要な関連会社

関連会社へのすべての重要な投資の帳簿価額（注記39の開示のとおり）について、毎年回収可能額に関するテストが実施される。当該査定は、投資の公正価値（売却費用控除後）またはその使用価値が帳簿価額を上回っていることを確認するものである。これらの計算に必要な前提条件を決定する上で、判断が適用される。

当グループは以下の減損の兆候について、関連会社への投資の見直しを行った。

- ・ 予算上の財務業績に対する、実際の財務業績
- ・ 事業運営および規制に関する重要な要因で不利な影響を及ぼすもの
- ・ 経済的展望および市場競争に関する重要な要因で不利な影響を及ぼすもの
- ・ 市場価値に対する帳簿価額（入手可能な場合、第三者ブローカーの評価に裏付けられたもの）
- ・ 市場への売り出し価額に対する帳簿価額（上場株式投資の場合）

必要に応じて、それぞれの投資についてより具体的に潜在的な減損の兆候が追加で検討される。

2011年9月30日現在、上記の減損の兆候の検討または回収可能額テストの結果、関連会社についての減損はみとめられなかった。

iii) 売却目的金融資産

注記1(E)()において説明したとおり、売却目的金融資産の減損の会計方針は、当グループが減損の客観的証拠の有無を評価することを義務付けている。これは、そのような証拠が存在するか否かを考察する上で、また存在する場合には、かかる事象が資産の予想キャッシュフローに及ぼす影響を的確に決定する上で、判断を必要とする。2011年9月30日終了事業年度には、サコムバンクに関する投資の市場価値が大幅に低下し、それが長期間続いていると評価されたのを受け、損益計算書において同行に関して35百万ドル(2010年:0ドル)の減損が認識された。

iv) 公正価値評価される金融商品

かなりの割合の金融商品が、公正価値にて貸借対照表に計上されている。

公正価値の最良の証拠は活発な市場における相場価格である。したがって、可能であれば、公正価値は当該金融商品の相場価格に基づいている。

当該商品について活発な市場が存在しない場合には、公正価値は見積現在価値または市場で認められている他の評価手法に基づいて決定される。評価モデルでは、ビッド/アスク・スプレッドや取引相手の信用スプレッドなど、市場参加者によって決定される公正価値に影響を及ぼすような要因の影響が勘案される。

大部分の評価手法は観察可能な市場データのみを使用するが、一部の金融商品の公正価値については、現在の市場取引を参照するか、あるいは観察可能な市場データのみを変数とした評価手法を用いることにより決定することは不可能である。

観察可能な市場データが入手不可能な構成要素がある場合、公正価値は、市場データから算出・推定され、過去の取引および観察された市場の傾向に対して検証されたデータを用いて算定される。これらの評価は、専門家の判断に基づいて裏付けデータを分析し構築された仮定に基づいている。仮定が変更された場合には、その結果算定される公正価値の見積りも変動する。

未決済デリバティブ・ポジションの大半は店頭取引であるため、評価手法を用いて評価する必要がある。そのデリバティブの公正価値の算定の際には、信用評価調整が行われるが、それは特定のデリバティブ資産の公正価値変動分全体のうちの信用リスク要素を表す取引相手の信用力を反映するために行われる。評価調整額合計は、デリバティブ取引の時価評価および市場における信用コストの変動の影響を受ける。

v) のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産

のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額は、各貸借対照表日において見直しが行われ、将来便益を享受できる可能性がない範囲で減損される。

のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産は、減損テストの目的で、現金生成単位（CGU）に割り当てられる。のれんに関するCGUは当グループの営業セグメントをベースにしている。当期においては営業セグメントを、当グループが事業を展開している主要地域別のセグメントから、当グループが事業を展開している主要部門別のセグメントに変更した。のれんもこれに応じて再配分された。

のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の減損テストは、年に1回、あるいは当該資産に減損の兆候がある場合にはより頻繁に実施される。減損テストは、CGUの回収可能額を純資産（該当するのれんおよび耐用年数を確定できない無形資産を含む）の当期帳簿価額と比較することにより行われる。当期の帳簿価額が回収可能額より大きい場合は、損益計算書に減損費用が認識される。

2011年9月30日現在、当グループののれん残高の最も大きな部分を占めていたのは、ニュージーランド部門関連の1,720百万ドル（2010年9月：1,653百万ドル）およびオーストラリア部門関連の1,433百万ドル（2010年9月：1,414百万ドル）であった。

各CGUに配分されたのれんの回収可能額は、各CGUの公正価値を表すものとして市場倍数アプローチを用いて算出した金額から売却に要する費用を差し引いて見積られる。株価収益率は、当グループが事業を展開している各市場で観察可能な株価収益率をベースにしており、収益はその部門の当期予想収益をベースにしている。公正価値から売却費用を控除した金額を算定するにあたり、経営陣が基準にした主な仮定には、市場倍数、売却費用および予想収益が含まれる。評価のベースとなる仮定が変化した場合、各CGUの回収可能額の評価に重要な影響を及ぼす可能性がある。

減損テストを実施した結果、2011年9月30日現在、重大な減損は特定されなかった。

vi) 耐用年数を確定できる無形資産

耐用年数を確定できる無形資産の帳簿価額については、各貸借対照表日における減損の兆候の有無について見直しが行われる。この評価には判断を要し、潜在的な減損についての社内外の指標の両方が考慮される。当グループの耐用年数を確定できる無形資産の大部分は、OnePath オーストラリア・リミテッドおよびOnePath（ニュージーランド）リミテッドの買収の一環として資産計上されたソフトウェアおよび購入された無形資産である。

減損テストを実施した結果、2011年9月30日現在、重大な減損は特定されなかった。

vii) 生命保険契約債務

生命保険契約に関する債務は統計的または数学的な手法を用いて算出されるが、その結果は、個々の契約ごとに個々の債務を計算した場合とほぼ同じものとなることが予想される。計算は、適切な資格を有する者が、一般に認められる保険数理的手法に基づき、該当する保険数理の原則および基準に相当な注意を払って実施する。この手法では、本書に記載されている特定の種類の生命保険事業に関するリスクおよび不確実性が考慮に入れられる。繰延契約獲得費用は生命保険債務の測定ベースと関連しており、債務の測定において考慮される要因に対して同様の影響を受ける。

これらの債務および関連資産の見積りに影響を及ぼす重要な要因は以下のとおりである。

- ・ 給付の提供およびこれらの保険契約の管理に要する費用
- ・ 保険契約者給付の増加を含めた生命保険商品に関する死亡率および疾病率の実績
- ・ 契約の残存期間にわたって当行が新規契約獲得費用を回収できるかどうかに影響を及ぼす解約率の実績
- ・ 資産負債管理や戦略的および戦術的な資産配分を通じた投資資産のリターンと比較しての保険契約者勘定に貸方記入される金額

また、規制、競争、金利、税金および一般的な経済状況といった要因も、これらの債務水準に影響を及ぼす。

生命保険契約に関する契約債務総額は、これらの原則に従って適切に計算されている。

viii) 課税

不確実な税務ポジションに関連する引当金の決定には重要な判断が必要となる。当グループは、事業を行っている各国の関連法の理解に基づいて租税債務の見積りを行っている。

[次へ](#)

3. 収入

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
受取利息				
他の金融機関より	221	185	168	159
売買目的有価証券	1,481	1,525	1,166	1,249
売却可能資産	570	535	481	404
貸付金および前渡金	27,614	23,950	22,716	19,228
その他	482	413	298	211
	30,368	26,608	24,829	21,251
被支配法人より	-	-	2,168	1,671
受取利息合計	30,368	26,608	26,997	22,922
受取利息は以下のとおり金融資産の種類別に分析される：				
損益を通じて公正価値評価されない金融資産	28,872	25,066	25,822	21,662
売買目的有価証券	1,481	1,525	1,166	1,249
損益を通じて公正価値評価するものとして指定された金融資産	15	17	9	11
	30,368	26,608	26,997	22,922
i) 報酬および手数料収入				
貸付手数料(1)	652	634	583	574
非貸付手数料	2,053	1,967	1,511	1,435
	2,705	2,601	2,094	2,009
被支配法人より	-	-	651	424
受取手数料合計	2,705	2,601	2,745	2,433
支払手数料(2)	(314)	(277)	(236)	(200)
受取手数料(純額)	2,391	2,324	2,509	2,233
ii) その他収入				
為替差益	817	747	528	458
売買目的有価証券およびデリバティブ商品に係る利益(純額)(3)	295	319	280	366
デリバティブ商品に係る信用リスク	21	35	19	39
OnePathオーストラリアおよびOnePathニュージーランドに対する投資の公正価値の減損	-	(217)	-	-
損益を通じて公正価値で測定した金融商品の価値変動(4)	(167)	(202)	(87)	(203)
被支配法人からの受取配当(5)	-	-	941	1,490
仲介業務収入	61	70	-	-
ニュージーランドの運用資産の影響	61	4	-	-
非継続事業資産の評価減	(13)	(12)	(13)	(12)
サイゴン証券会社への投資の戻入	-	25	-	25
サコムバンクへの投資の評価減	(35)	-	(35)	-
非公開株式およびインフラ投資利益	26	43	26	43
不動産売却益	24	2	-	-
その他	127	153	(40)	(3)
その他収入合計	1,217	967	1,619	2,203
その他営業収入	3,608	3,291	4,128	4,436

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
iii) 正味資産運用収入および				
保険収入				
資産運用収入	868	730	101	85
投資収益	(511)	1,165	-	-
保険料収入	1,184	847	33	28
受取手数料(支払手数料)	(490)	(358)	49	51
保険金	(548)	(414)	-	-
保険契約債務の変動	854	(836)	-	-
自己株式利益の消去	48	(35)	-	-
正味資産運用収入および保険収入合計	1,405	1,099	183	164
その他営業収入合計	5,013	4,390	4,311	4,600
OnePathオーストラリアおよびOnePathニュージーランドからのジョイントベンチャー利益の持分	-	33	-	-
関連会社利益の持分	436	400	-	-
ジョイントベンチャーおよび関連会社利益の持分合計	436	433	-	-
収入合計(6)	35,817	31,431	31,308	27,522

- (1) 貸付手数料は、実効利回りの計算の一部として処理され、受取利息に含まれている手数料を除く(注記1B()参照)。
- (2) インターチェンジ・フィー支払額を含む。
- (3) 受取利息を含まない。
- (4) 資金調達商品の金利リスクおよび外貨リスクを管理するために締結され、会計上のヘッジとして指定されていないデリバティブに関する公正価値の変動(実現・未収利息を除く)、キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分、および公正価値評価するものとして指定された金融資産および負債の公正価値の変動を含む。
公正価値で評価するものとして指定された金融資産および負債の純利益は、当グループでは107百万ドル(2010年：251百万ドル)であり、当行では104百万ドル(2010年：253百万ドル)であった。
- (5) 被支配法人からの受取配当は、適用される規制および会社法の要件(ソルベンシー比率を含む)を満たす必要がある。
- (6) 収入合計には、外部からの受取配当金が、当グループに11百万ドル(2010年：18百万ドル)、当行に9百万ドル(2010年：16百万ドル)含まれている。

4. 費用

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
支払利息				
他の金融機関へ	526	326	485	279
預金	12,661	9,784	10,900	8,081
連結子会社の借入債務	101	135	-	-
コマーシャル・ペーパー	489	499	378	287
借入金、社債およびノート	4,828	4,171	4,018	3,419
その他	280	824	217	781
	18,885	15,739	15,998	12,847
被支配法人へ	-	-	2,488	1,830
支払利息合計	18,885	15,739	18,486	14,677
支払利息は以下のとおり金融負債の種類別に分析される：				
損益を通じて公正価値評価するものとして 指定されていない金融負債	18,521	15,355	18,233	14,504
損益を通じて公正価値評価するものとして 指定されている金融負債	364	384	253	173
	18,885	15,739	18,486	14,677
営業費用				
i) 人件費				
従業員受給権および税金	306	259	238	184
給与、賃金	2,971	2,639	2,332	1,885
年金費用 - 確定給付制度	13	14	7	9
年金費用 - 確定拠出制度	287	253	249	201
株式決済型株式報酬	166	140	145	119
臨時社員	250	215	192	165
その他	743	730	581	575
人件費合計	4,736	4,250	3,744	3,138
ii) 土地建物				
賃借建物附属設備償却費	49	42	30	28
建物および自己所有建物附属設備の 減価償却費	40	37	20	17
賃借料	387	365	251	240
公共料金およびその他支出	165	160	114	117
その他	44	35	38	33
土地建物費合計	685	639	453	435
iii) コンピューター				
コンピューター請負業者	143	120	117	81
データコミュニケーション	125	94	83	59
減価償却費(1)	348	297	266	248
賃借料および修繕費	120	100	91	74
ソフトウェア購入費	250	214	181	150
ソフトウェア償却費(2)	20	17	7	12
その他	35	24	7	3
コンピューター費用合計	1,041	866	752	627

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
iv) その他				
広告・広報費	235	252	139	151
その他無形資産の償却費および減損（注記19参照）	122	95	8	3
監査費用およびその他費用(注記5参照)	18	15	10	8
什器備品減価償却費(注記21参照)	97	91	81	75
運送料および荷車運賃	65	62	51	48
機器売却/除却損失	4	11	2	3
貸倒以外の損失、詐欺および偽造	53	67	27	40
郵便、文房具	130	130	88	92
専門家報酬	274	349	235	307
電話	75	68	38	38
旅費	208	196	150	142
その他	132	179	455	495
その他費用合計	1,413	1,515	1,284	1,402
v) 組織再編(3)	148	34	23	34
営業費用合計	8,023	7,304	6,256	5,636
費用合計	26,908	23,043	24,742	20,313

(1) ソフトウェアの減価償却費249百万ドル（2010年：207百万ドル）（注記19参照）およびコンピューター減価償却費99百万ドル（2010年：90百万ドル）（注記21参照）から成る。当行は、ソフトウェアの減価償却費199百万ドル（2010年：183百万ドル）（注記19参照）およびコンピューター減価償却費67百万ドル（2010年：65百万ドル）（注記21参照）から成る。

(2) 当グループは、2011年に24百万ドル（2010年：0ドル）のソフトウェア償却費を組織再編費用として計上した。

(3) ニュージーランドにおける同一の中核的な銀行業システム採用の関連費用125百万ドルも算入されている。

5. 監査人報酬

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：千ドル)		(単位：千ドル)	
KPMGオーストラリア(1)				
当行または当グループ企業の財務報告の 監査またはレビュー	8,620	7,916	5,479	5,053
監査関連業務(2)	3,636	2,280	2,806	1,595
非監査業務(3)	266	80	138	80
	<u>12,522</u>	<u>10,276</u>	<u>8,423</u>	<u>6,728</u>
KPMG オーストラリアの海外提携事務所				
当行または当グループ企業の財務報告の監査またはレ ビュー	4,522	4,119	1,187	1,040
監査関連業務(2)	808	539	454	400
非監査業務(3)	69	92	15	20
	<u>5,399</u>	<u>4,750</u>	<u>1,656</u>	<u>1,460</u>
監査人報酬合計	<u>17,921</u>	<u>15,026</u>	<u>10,079</u>	<u>8,188</u>

当グループの方針にあっては、KPMGオーストラリアまたはその提携事務所は、保証およびその他の監査関連業務で外部監査人の役割と矛盾しないものを、法定の監査業務の範囲外であっても行うことができる。この中には、APRAなど、当行の監督機関の要請による法令遵守や健全性に関するレビューが含まれる。監査や監査関連業務に当てはまらないその他の業務は、非監査業務とされる。当グループの方針では、当該業務が監査人の独立要件に反しない場合、会計に関するアドバイスや研修の提供など、特定の非監査業務の提供を受けることを認めている。KPMGオーストラリアまたはその提携事務所は、監査人としての役割と矛盾すると認められる業務を行ってはならない。これには、通常経営陣が行う営業関連活動の委託およびコンサルティングならびに監査人が自己の業務に対して最終的に意見を述べることを求められるような契約が含まれる。

(1) 物品・サービス税を含む。

(2) 内訳は、健全性および規制に関する業務が3.578百万ドル(2010年：2.123百万ドル)、コンフォート・レター(調査報告書)が0.446百万ドル(2010年：0.521百万ドル)、その他が0.420百万ドル(2010年：0.175百万ドル)。

(3) 非監査業務の内訳は以下のとおり。

非監査業務

連結	2011年	2010年
	(単位：千ドル)	
一括引当金のレビュー (APRAの代行)	101	-
運用投資スキーム販売モデルのレビュー	81	-
スクリプトによる監査検証モデルおよび信託の議決権行使状況に関する分析モデルのスクリプト・レビュー	46	-
研究開発費請求状況のレビュー	40	-
取引相手の信用リスクに関するレビュー・プロジェクトの成果のレビュー	20	-
説明会	18	-
健全性基準の影響評価	11	-
研修	9	-
会計に関するアドバイス	5	82
金庫の支店間移動の立会い	4	-
市場リスク・ベンチマーキング・レビュー	-	50
市場リスク・システム能力レビュー	-	30
海外支店の登録支援	-	2
海外支店における外国為替処理のレビュー	-	8
合計	335	172

6. 法人税

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
損益計算書に計上された法人税				
法人税費用/(還付)は以下のとおりである：				
当期税費用/(還付)	2,364	2,153	1,624	1,542
過年度の税金に関して当年度に認識された調整	3	(1)	3	(1)
一時差異の発生および解消に関する繰延税金費用/(還付)	(58)	(56)	(206)	(129)
損益計算書に計上された法人税費用合計	2,309	2,096	1,421	1,412
損益計算書に計上された法人税費用と税引前利益に対して計算した法人税費用との調整				
税引前利益	7,672	6,601	5,572	5,840
計算上の法人税費用(税率30%)	2,302	1,980	1,672	1,752
永久差異に係る税効果：				
海外税率差異	(29)	5	(18)	15
還付可能かつ非課税の配当金	(5)	(5)	(282)	(447)
関連会社およびジョイントベンチャーからの利益	(131)	(130)	-	-
OnePathオーストラリアおよびOnePathニュージーランドの公正価値調整額	-	65	-	-
ニュージーランドの導管体に対する税金	-	(38)	-	-
関連会社に係る公正価値で評価される投資の評価損(益)	-	(2)	-	(2)
サコムバンクへの投資の評価減	11	-	11	-
サイゴン証券会社への投資の戻入	-	(7)	-	(7)
ニュージーランドの税制変更の影響	(2)	36	-	-
オフショア・バンキング事業部門	-	(7)	-	(7)
米国ハイブリッド・ローン・キャピタルの外貨換算額	-	-	(2)	4
OnePathオーストラリア - 保険契約者収入および拠出税	146	150	-	-
損金不算入RBS統合費用	4	27	4	27
米国課税問題の解決	-	(31)	-	(31)
もはや不要となった源泉徴収税引当金	(35)	-	(35)	-
その他	45	54	68	109
	2,306	2,097	1,418	1,413
過年度の法人税計上(超過)額	3	(1)	3	(1)
損益計算書に計上された法人税費用合計	2,309	2,096	1,421	1,412
実効税率	30.1%	31.8%	25.5%	24.2%
オーストラリア	1,847	1,753	1,322	1,328
海外	462	343	99	84

連結納税

当行およびオーストラリアを所在地とする当行の完全所有法人はすべて、オーストラリア税法に基づく連結納税グループの一員である。当行が、連結納税グループの筆頭企業である。連結納税グループのメンバーの法人税費用/還付および一時差異から生ずる繰延税金負債/資産は、各メンバーの個別財務諸表において、「グループ割当」ベースで認識される。連結納税グループの当期の税金負債および資産は、当行が（連結納税グループの筆頭企業として）認識する。

連結納税グループ内の法人間で締結している納税資金調達契約に従い、当行および連結納税グループのその他メンバー間での税拠出額に関する支払額または未払計上額が、当行および各グループ・メンバーにより支払債務または受取債権として認識されている。

連結納税グループのメンバーは、税分担契約も締結している。税分担契約は、筆頭企業が法人税支払債務を履行できなかった場合の法人間での法人税債務の割当を規定している。

金融取引課税（「TOFA」）

当グループは、2009年10月1日付でオーストラリアの新しい金融取引課税制度（TOFA）を適用した。この制度は課税対象の金融取引および関連する収支に関する税務上および会計上の認識および測定をより厳密に一致させることを目的としている。採用日（2009年10月1日）現在の金融取引に係る繰延税金残高は今後4年間にわたって取崩される。

7. 配当金

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
普通配当(1)				
中間配当金	1,662	1,318	1,662	1,318
最終配当金	1,895	1,403	1,895	1,403
ボーナス・オプション制度調整	(66)	(54)	(66)	(54)
普通株式配当金	3,491	2,667	3,491	2,667

(1) 配当金は発生主義によらず配当が支払われた時に計上される。

2011年12月16日付で全額払込済み適格普通株式に対して、1株当たり76セントの課税済最終配当金を支払うことが提案されている（2010年は課税済最終配当金74セントを同年12月17日に支払った）。2011年中間配当金は同年7月1日に課税済で64セントを支払った（2010年中間配当金は同年7月1日に課税済で52セントを支払った）。

2011年中間配当金に適用され、また2011年度予定最終配当金に適用される税額控除の率は30%である（2010年：30%）。

2011年および2010年9月30日終了年度中に現金払いした配当、または配当再投資制度に基づく株式発行による配当は、以下のとおりである。

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
現金払い(1)	2,124	1,660	2,124	1,660
株式発行による(2)	1,367	1,007	1,367	1,007
	3,491	2,667	3,491	2,667

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
優先株式配当(3)				
ユーロ信託証券(4)	12	11	-	-
優先株式配当	12	11	-	-

- (1) 配当再投資制度またはボーナス・オプション制度に参加しなかった株主に支払われた現金を指す。
- (2) 配当再投資制度に基づいて参加株主に対して発行された株式を含む。
- (3) 配当金は発生主義によらず、配当が支払われた時に計上される。
- (4) 詳細については注記28を参照。

税額控除

当行が後年度において利用可能な税額控除の額は363百万ドル（2010年：397百万ドル）であるが、これは2011年度のオーストラリアの利益に係る税金の納付から生じる税額控除、2011年度の予定最終配当について納税する際に用いられる857百万ドルの税額控除、および現在当行が利用できない税額控除について調整後の金額である。

配当金支払いに係る制限

現在、重要な被支配法人から当行に配当金を支払うことについて特段の制限はない。特定の被支配法人は様々な自己資本比率、流動性、外貨管理、法定準備金、その他の健全性に関する要件および法定要件を遵守する必要がある、これら要件が現金配当の支払いに及ぼす影響について、状況が監視されている。

現在、当行が行う配当金の支払いについても特段の制限はないが、現金配当の支払いによる株主資本の減少については、次の点を考慮して状況が監視されている。

- ・ 所定の自己資本比率を維持するよう、規制要件およびその他の法定要件が定められている。さらにAPRAは、監督対象の銀行が、（随時APRAが定義する）税引後利益または当期利益を上回るTier 1証券または上位Tier 2証券に係る利子または配当金の支払いを提案する場合には、係る利払いまたは配当を宣言する前にAPRAに照会しなければならないと勧告している。

- ・ 2001年会社法（連邦）により、(i) 配当金の支払いに十分な純資産を所有していない場合、(ii) 当行の株主全体にとって配当金の支払いが公正かつ合理的とは言えない場合、(iii) 配当金の支払いにより、債権者に対する当行の返済能力が大きく損なわれる場合、当行は如何なる有価証券に対する配当金を支払ってはならないと定められている。
- ・ 配当金を支払うと当行が支払不能に陥る、もしくは陥る可能性が高い場合、またはAPRAが支払い停止を命じた場合、当行は配当金を支払うことができない。
- ・ 支払予定日に、配当金、利息または償還金、もしくはその他の分配金が支払われなかった場合、あるいは当グループのユーロ信託証券、米国信託証券、英国複合証券、またはANZ転換優先株式の該当する転換日または償還日に、各証券の条件に従って株式またはその他の適格なTier 1証券が発行されなかった場合、当グループは、ANZ普通株式および優先株式を含むTier 1証券の配当金またはその他の分配金の宣言または支払いを制限される可能性がある。この制限には、いくつかの例外がある。

配当再投資制度

2011年9月30日終了年度には、1株当たり22.60ドルで普通株式31,506,936株が発行されたほか、配当再投資制度に基づいて1株当たり21.69ドルで普通株式30,178,811株が参加株主に対して発行された（2010年度には1株当たり21.75ドルで普通株式22,970,973株および1株当たり21.32ドルで普通株式23,779,667株が発行された）。すべての適格株主は配当再投資制度への参加を選択できる。

2011年度の最終配当金について、配当再投資制度およびボーナス・オプション制度の条件に基づいて提供される普通株式数の決定に利用される「取得原価」の計算には1.5%の割引率が適用される。さらに、配当再投資制度およびボーナス・オプション制度の条件に基づく「価格設定期間」は2011年11月18日（当日を含む）から7営業日となる（取締役が他の決定を下し、それがオーストラリア証券取引所（ASX）で発表される場合を除く）。

ボーナス・オプション制度

当期中の配当支払額は、一定の資格を持つ株主がボーナス・オプション制度に参加し、配当受領権の全部または一部を放棄したことにより、減少した。これらの株主はボーナス・オプション制度に基づいて普通株式を受け取った。

2011年9月30日終了年度には、ボーナス・オプション制度に基づいて、普通株式3,013,239株が発行された（2010年：普通株式2,481,103株が発行された）。2011年度の最終配当金において、ボーナス・オプション制度に関する「取得原価」の計算に適用される割引率および「価格設定期間」の詳細は、上記の配当再投資制度の項目に記述されている。

[前へ](#) [次へ](#)

8. 普通株式1株当たり利益

	連結	
	2011年	2010年
基本的1株当たり利益(単位：セント)	208.2	178.9
利益調整(単位：百万ドル)		
当期利益	5,363	4,505
差引：非支配株主持分利益	8	4
差引：支払済優先株式配当金	12	11
基本的1株当たり利益の計算に使用された利益	5,343	4,490
加重平均普通株式数(自己株式控除後)(単位：百万)	2,565.9	2,509.3
希薄化後1株当たり利益(単位：セント)	198.8	174.6
利益調整(単位：百万ドル)		
基本的1株当たり利益の計算に使用された利益	5,343	4,490
追加：米国信託証券支払利息	28	35
追加：英国複合証券支払利息	46	51
追加：ANZ転換優先株式支払利息	168	134
希薄化後1株当たり利益の計算に使用された利益	5,585	4,710
加重平均普通株式数(自己株式控除後)(単位：百万)		
基本的1株当たり利益の計算に使用された株数	2,565.9	2,509.3
追加：普通株式に転換されうるオプション/権利の加重平均数	4.5	4.8
転換米国信託証券の加重平均数	41.6	37.2
転換英国複合証券の加重平均数	38.9	32.8
ANZ転換優先株式の加重平均数	158.7	112.9
希薄化後1株当たり利益の計算に使用された株数	2,809.6	2,697.0

転換または失効の日を参考に加重された転換オプションおよび失効オプションの加重平均数は、およそ1百万(2010年：およそ1百万)であり、この数が希薄化後1株当たり利益の計算に含まれている。

9. 流動資産

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
硬貨、紙幣および銀行預金	2,805	2,793	958	1,082
コールローン、受取手形および未達送金	12,769	4,473	11,539	3,825
他の銀行の譲渡性預金	3,377	4,152	2,149	3,613
3か月未満売戻条件付買入証券	5,948	7,527	5,909	7,527
流動資産合計	24,899	18,945	20,555	16,047
当初投資期間に基づく満期分析				
3か月未満	23,400	15,748	19,072	13,342
3か月以上	1,499	3,197	1,483	2,705
流動資産合計	24,899	18,945	20,555	16,047

10. 他の金融機関に対する債権

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
当初回収期間に基づく満期分析				
3か月未満	6,621	4,862	4,579	3,592
3か月以上	2,203	619	1,759	544
他の金融機関に対する債権の合計	8,824	5,481	6,338	4,136

11. 売買目的有価証券

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
上場				
地方債、準政府機関債、およびその他の政府債	115	-	115	-
その他証券および持分証券	31	48	31	26
	146	48	146	26
非上場				
連邦債	4,505	3,649	4,505	3,647
地方債、準政府機関債、およびその他の政府債	13,448	8,182	8,764	5,195
ANZ引受手形(1)	-	6,035	-	6,035
その他証券および持分証券	17,975	15,601	14,952	13,402
	35,928	33,467	28,221	28,279
売買目的有価証券合計	36,074	33,515	28,367	28,305

(1) 2011年に当グループは商業手形引受の再割引を停止した。

12. デリバティブ商品

デリバティブ商品は、その価値が1つまたは複数の基礎となる変数または指数から派生する契約であり、当初の純投資をほとんどまたは全く必要とせず、将来日付において決済されるものである。デリバティブ商品には、登録された取引所において売買される契約および契約相手間で合意される契約が含まれる。リスク管理商品としてのデリバティブ商品の利用および顧客への販売は、当グループのトレーディング活動および販売活動に不可欠な要素である。デリバティブはまた、当グループの資産負債管理活動の一部として、為替相場および金利の変動に対する当グループ自身のエクスポージャーの管理にも用いられている。

デリバティブ商品は市場リスクや信用リスクにさらされているが、これらのリスクは他の金融商品に生じるリスクと整合した方法で管理されている。

デリバティブ商品の種類

当グループは主として外国為替契約、金利契約、コモディティ契約およびクレジット・デリバティブ契約を取引している。デリバティブ取引の主な種類には、下の表で詳しく表示されているとおり、スワップ契約、先渡契約、先物契約およびオプション契約が含まれる。

有効なヘッジ商品として特に指定されていないデリバティブ商品については、売買目的に分類される。売買目的の分類には、トレーディング・ポジションとして保有されるものおよび当グループの貸借対照表リスク管理活動に使用されるものの2種類のカテゴリーが含まれる。

トレーディング・ポジション

トレーディング・ポジションは、顧客への販売およびマーケット・メーカー活動から成る。顧客への販売は、顧客が自身のリスクを管理することが可能となるようなデリバティブ商品の組成および販売を含んでいる。マーケット・メーカー活動は、価格またはマージンの短期変動によって利益を得ることを主な目的としたデリバティブ商品から成る。トレーディング・ポジションは、活発に取引される場合も、また、市場価格の予測される変動から利益を得るために一定期間保有される場合もある。

トレーディング・ポジションの公正価値の変動による損益(当期の利息を含む)は、それが発生した期間の損益計算書の「その他収益」に認識される。

貸借対照表リスク管理

当グループは、損益計算書の変動を最小限に抑えるために、貸借対照表リスク管理目的のデリバティブをヘッジ関係に指定している。この変動は、デリバティブとヘッジ対象の損益認識のタイミングが異なることによって生じる。すべての貸借対照表リスク管理ポジションについてヘッジ会計が適用されているわけではない。

有効なヘッジ関係の一部である貸借対照表リスク管理目的のデリバティブの公正価値の変動による損益は、ヘッジ関係に基づいて損益計算書に認識される。非有効部分は、それが発生した期間の損益計算書の「その他収益」に認識される。

ヘッジ関係に指定されていない貸借対照表リスク管理ポジションの公正価値の変動による損益（当期の利息を除く）は、それが発生した期間の損益計算書の「その他収益」に認識される。当期の利息は、受取利息および支払利息に含まれる。

以下の表は、当グループおよび当行が手掛ける為替、金利、コモディティおよびクレジットのデリバティブの概要を示すもので、すべての売買目的および貸借対照表リスク管理目的の契約を含んでいる。想定元本金額は、基礎となる現物または金融商品の額を測定し、残存取引額を示すものであるが、デリバティブに係るリスクを測定するものではない。デリバティブ商品は、その条件に関係する市場相場の変動の結果、プラス（資産）またはマイナス（負債）となる。保有するデリバティブ商品の想定金額の合計、商品がプラスまたはマイナスになる程度、およびその結果としてのデリバティブ金融資産および負債の公正価値合計は、その時々で大きく変動する可能性がある。保有するデリバティブ商品の公正価値およびそれらの想定元本金額は以下のとおりである。

連結 2011年9月30日	想定元本 金額	公正価値									
		売買目的		ヘッジ				デリバティブの 公正価値合計			
		資産	負債	公正価値		キャッシュ フロー		純投資		資産	負債
				資産	負債	資産	負債	資産	負債		
(単位:百万ドル)											
外国為替契約											
直物および先渡取引	328,740	10,657	(8,940)	-	-	-	-	1	-	10,658	(8,940)
スワップ契約	223,074	15,536	(16,034)	289	(114)	-	-	12	-	15,837	(16,148)
先物契約	886	812	(949)	-	-	-	-	-	-	812	(949)
買建オプション	57,053	1,318	-	-	-	-	-	-	-	1,318	-
売建オプション	60,182	-	(1,290)	-	-	-	-	-	-	-	(1,290)
	669,935	28,323	(27,213)	289	(114)	-	-	13	-	28,625	(27,327)
コモディティ契約											
デリバティブ契約	25,916	1,885	(1,386)	-	-	-	-	-	-	1,885	(1,386)
金利契約											
金利先渡契約	155,215	34	(29)	-	-	1	(1)	-	-	35	(30)
スワップ契約	1,478,261	22,621	(22,356)	1,525	(417)	893	(612)	-	-	25,039	(23,385)
先物契約	86,253	1,029	(1,011)	-	-	3	(13)	-	-	1,032	(1,024)
買建オプション	43,926	611	-	-	-	-	-	-	-	611	-
売建オプション	40,221	-	(765)	-	-	-	-	-	-	-	(765)
	1,803,876	24,295	(24,161)	1,525	(417)	897	(626)	-	-	26,717	(25,204)
クレジット・デフォルト ・スワップ											
買建ストラクチャード ・クレジット・デリ バティブ(1)	8,976	609	-	-	-	-	-	-	-	609	-
その他買建クレジット ・デリバティブ	15,641	781	(29)	-	-	-	-	-	-	781	(29)
買建クレジット・デリバ ティブ合計	24,617	1,390	(29)	-	-	-	-	-	-	1,390	(29)
売建ストラクチャード ・クレジット・デリ バティブ	8,475	-	(788)	-	-	-	-	-	-	-	(788)
その他売建クレジット ・デリバティブ	14,867	24	(556)	-	-	-	-	-	-	24	(556)
売建クレジット・デリバ ティブ合計	23,342	24	(1,344)	-	-	-	-	-	-	24	(1,344)
	47,959	1,414	(1,373)	-	-	-	-	-	-	1,414	(1,373)
担保	-	(4,523)	5,202	-	-	-	-	-	-	(4,523)	5,202
合計	2,547,686	51,394	(48,931)	1,814	(531)	897	(626)	13	-	54,118	(50,088)

(1) 信用評価調整を含む。

連結 2010年9月30日	想定元本 金額	公正価値								デリバティブの 公正価値合計	
		売買目的		ヘッジ				純投資			
		資産	負債	公正価値		キャッシュ フロー		資産	負債	資産	負債
				資産	負債	資産	負債				
(単位:百万ドル)											
外国為替契約											
直物および先渡取引	244,322	5,616	(7,304)	-	-	-	-	2	-	5,618	(7,304)
スワップ契約	210,038	10,843	(15,455)	375	(140)	-	-	164	-	11,382	(15,595)
先物契約	739	93	(148)	-	-	-	-	-	-	93	(148)
買建オプション	7,594	323	-	-	-	-	-	-	-	323	-
売建オプション	12,701	-	(343)	-	-	-	-	-	-	-	(343)
	475,394	16,875	(23,250)	375	(140)	-	-	166	-	17,416	(23,390)
コモディティ契約											
デリバティブ契約	20,995	1,381	(1,409)	-	-	-	-	-	-	1,381	(1,409)
金利契約											
金利先渡契約	108,534	17	(15)	-	-	1	-	-	-	18	(15)
スワップ契約	1,159,637	16,984	(16,654)	1,535	(486)	507	(491)	-	-	19,026	(17,631)
先物契約	148,600	1,576	(1,595)	-	-	8	(17)	-	-	1,584	(1,612)
買建オプション	37,497	268	-	-	-	-	-	-	-	268	-
売建オプション	32,292	-	(329)	-	-	-	-	-	-	-	(329)
	1,486,560	18,845	(18,593)	1,535	(486)	516	(508)	-	-	20,896	(19,587)
クレジット・デフォルト・スワップ											
買建ストラクチャード ・クレジット・デリ バティブ(1)	10,213	449	-	-	-	-	-	-	-	449	-
その他買建クレジット ・デリバティブ	14,326	111	(126)	-	-	-	-	-	-	111	(126)
買建クレジット・デリバ ティブ合計	24,539	560	(126)	-	-	-	-	-	-	560	(126)
売建ストラクチャード ・クレジット・デリ バティブ	8,697	-	(624)	-	-	-	-	-	-	-	(624)
その他売建クレジット ・デリバティブ	11,500	112	(99)	-	-	-	-	-	-	112	(99)
売建クレジット・デリバ ティブ合計	20,197	112	(723)	-	-	-	-	-	-	112	(723)
	44,736	672	(849)	-	-	-	-	-	-	672	(849)
担保	-	(2,544)	8,018	-	-	-	-	-	-	(2,544)	8,018
合計	2,027,685	35,229	(36,083)	1,910	(626)	516	(508)	166	-	37,821	(37,217)

(1) 信用評価調整を含む。

当行 2011年9月30日	想定元本 金額	公正価値								デリバティブの 公正価値合計		
		売買目的		ヘッジ								
		資産	負債	公正価値		キャッシュ フロー		純投資		資産	負債	
				資産	負債	資産	負債	資産	負債			
(単位：百万ドル)												
外国為替契約												
直物および先渡取引	326,868	9,748	(8,718)	-	-	-	-	-	-	-	9,748	(8,718)
スワップ契約	196,031	14,758	(14,375)	286	(114)	-	-	12	-	-	15,056	(14,489)
先物契約	886	812	(949)	-	-	-	-	-	-	-	812	(949)
買建オプション	57,706	1,299	-	-	-	-	-	-	-	-	1,299	-
売建オプション	60,790	-	(1,267)	-	-	-	-	-	-	-	-	(1,267)
	642,281	26,617	(25,309)	286	(114)	-	-	12	-	-	26,915	(25,423)
コモディティ契約												
デリバティブ契約	25,874	1,881	(1,382)	-	-	-	-	-	-	-	1,881	(1,382)
金利契約												
金利先渡契約	98,700	24	(20)	-	-	1	(1)	-	-	-	25	(21)
スワップ契約	1,125,305	17,889	(18,119)	1,304	(117)	677	(557)	-	-	-	19,870	(18,793)
先物契約	65,610	1,015	(1,004)	-	-	3	(6)	-	-	-	1,018	(1,010)
買建オプション	41,321	598	-	-	-	-	-	-	-	-	598	-
売建オプション	37,238	-	(745)	-	-	-	-	-	-	-	-	(745)
	1,368,174	19,526	(19,888)	1,304	(117)	681	(564)	-	-	-	21,511	(20,569)
クレジット・デフォルト・スワップ												
買建ストラクチャード ・クレジット・デリ バティブ(1)	8,976	609	-	-	-	-	-	-	-	-	609	-
その他買建クレジット ・デリバティブ	15,641	781	(29)	-	-	-	-	-	-	-	781	(29)
買建クレジット・デリバ ティブ合計	24,617	1,390	(29)	-	-	-	-	-	-	-	1,390	(29)
売建ストラクチャード ・クレジット・デリ バティブ	8,475	-	(788)	-	-	-	-	-	-	-	-	(788)
その他売建クレジット ・デリバティブ	14,867	24	(556)	-	-	-	-	-	-	-	24	(556)
売建クレジット・デリバ ティブ合計	23,342	24	(1,344)	-	-	-	-	-	-	-	24	(1,344)
	47,959	1,414	(1,373)	-	-	-	-	-	-	-	1,414	(1,373)
担保	-	(3,365)	4,460	-	-	-	-	-	-	-	(3,365)	4,460
合計	2,084,288	46,073	(43,492)	1,590	(231)	681	(564)	12	-	-	48,356	(44,287)

(1) 信用評価調整を含む。

当行 2010年9月30日	想定元本 金額	公正価値								デリバティブの 公正価値合計	
		売買目的		ヘッジ				純投資			
		資産	負債	公正価値		キャッシュ フロー		資産	負債	資産	負債
				資産	負債	資産	負債				
(単位：百万ドル)											
外国為替契約											
直物および先渡取引	276,490	5,747	(7,032)	-	-	-	-	-	-	5,747	(7,032)
スワップ契約	202,757	11,780	(16,904)	373	(140)	-	-	164	-	12,317	(17,044)
先物契約	739	93	(148)	-	-	-	-	-	-	93	(148)
買建オプション	7,435	319	-	-	-	-	-	-	-	319	-
売建オプション	12,909	-	(332)	-	-	-	-	-	-	-	(332)
	500,330	17,939	(24,416)	373	(140)	-	-	164	-	18,476	(24,556)
コモディティ契約											
デリバティブ契約	20,969	1,381	(1,409)	-	-	-	-	-	-	1,381	(1,409)
金利契約											
金利先渡契約	80,014	13	(11)	-	-	1	-	-	-	14	(11)
スワップ契約	943,720	12,509	(12,434)	1,233	(119)	334	(432)	-	-	14,076	(12,985)
先物契約	124,457	1,574	(1,579)	-	-	8	(7)	-	-	1,582	(1,586)
買建オプション	37,247	258	-	-	-	-	-	-	-	258	-
売建オプション	30,428	-	(323)	-	-	-	-	-	-	-	(323)
	1,215,866	14,354	(14,347)	1,233	(119)	343	(439)	-	-	15,930	(14,905)
クレジット・デフォルト・スワップ											
買建ストラクチャード ・クレジット・デリ バティブ(1)	10,213	449	-	-	-	-	-	-	-	449	-
その他買建クレジット ・デリバティブ	14,321	111	(126)	-	-	-	-	-	-	111	(126)
買建クレジット・デリバ ティブ合計	24,534	560	(126)	-	-	-	-	-	-	560	(126)
売建ストラクチャード ・クレジット・デリ バティブ	8,697	-	(624)	-	-	-	-	-	-	-	(624)
その他売建クレジット ・デリバティブ	11,500	112	(99)	-	-	-	-	-	-	112	(99)
売建クレジット・デリバ ティブ合計	20,197	112	(723)	-	-	-	-	-	-	112	(723)
	44,731	672	(849)	-	-	-	-	-	-	672	(849)
担保	-	(2,268)	7,072	-	-	-	-	-	-	(2,268)	7,072
合計	1,781,896	32,078	(33,949)	1,606	(259)	343	(439)	164	-	34,191	(34,647)

(1) 信用評価調整を含む。

ヘッジ関係

ヘッジ関係には、公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジおよび海外事業における純投資ヘッジの3種類がある。各ヘッジ関係における公正価値の変動の会計処理については、それぞれに個別の要件が規定されている。各ヘッジ関係の会計処理の詳細については、注記1を参照のこと。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジによりヘッジされるリスクは、資産または負債、または損益計算書に影響を及ぼしうる未認識の確定契約の公正価値の変動である。公正価値の変動は、金利または為替レートの変動によって生じる。当グループの公正価値ヘッジは主として、市場金利および為替相場の変動による長期固定利付金融商品の公正価値の変動をヘッジするために使用される金利スワップおよび通貨スワップから成る。

公正価値ヘッジ会計の適用により、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値調整額は、ヘッジ手段が損益計算書に影響を及ぼすのと同じ期間に損益計算書に認識される。ヘッジ関係の指定が取り消された場合は、ヘッジ対象の公正価値調整額は、当該ヘッジ対象またはヘッジ対象グループの帳簿価額の一部として引き続き認識され、満期までの期間にわたり実効利回りの一部として償却され損益計算書に計上される。ヘッジ対象の当グループの貸借対照表における認識が中止される場合は、公正価値調整額は損益計算書の「その他収益」に、処分損益の一部として計上される。

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
公正価値ヘッジによって生じた(損)益				
ヘッジ対象（ヘッジリスクのみに帰属する）	(15)	(662)	(43)	(291)
ヘッジ手段	19	668	43	299

キャッシュフロー・ヘッジ

キャッシュフロー・ヘッジによりヘッジされるリスクは、損益計算書に影響を及ぼしうる将来のキャッシュフローの潜在的変動である。将来のキャッシュフローの変動は、認識された金融資産および負債ならびに蓋然性が高い予定取引に影響を与える、金利および為替の変動などにより生じる。当グループのキャッシュフロー・ヘッジは、主として金利スワップ、金利先渡契約および通貨スワップから成り、これらは、変動金利が付されている、または将来払戻しもしくは再投資されると予測される売買目的以外の資産および負債についての将来利息キャッシュフローの変動エクスポージャーをヘッジするために利用される。当グループは、主に、変動利付貸出債権、変動利付負債、ならびに顧客向けおよびホールセール向けの短期固定利付預金債務の再発行について、キャッシュフロー・ヘッジ会計を適用している。将来キャッシュフロー（元本および金利）の金額および時期は、金融資産および負債のそれぞれのポートフォリオの金利更改予想に基づいて予測され、これが、キャッシュフロー・ヘッジに指定されたデリバティブの有効部分に係る損益を識別する際の基礎となる。

適格なキャッシュフロー・ヘッジとして指定されているデリバティブの公正価値の変動のうち有効部分は、資本の一部を構成するヘッジ準備金に繰延べられる。資本に繰延べられた金額は、ヘッジ対象である予定取引が行われた期間に損益計算書に計上される。指定されたキャッシュフロー・ヘッジ関係の非有効部分は、直ちに損益計算書で認識される。以下の表はヘッジ準備金の変動を示している。

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
期首残高	11	(90)	(73)	(109)
純利息収益に計上された項目	(9)	(54)	(12)	(69)
損益計算書に計上された項目の税効果	3	21	4	21
その他包括利益に計上された評価益	230	187	183	121
キャッシュフロー・ヘッジの純利益に係る税効果	(66)	(53)	(55)	(37)
期末残高	169	11	47	(73)

以下の表は、各種キャッシュフロー・ヘッジ関係についてのヘッジ準備金の内訳を示したものである。

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
変動利付資産	614	265	445	65
変動利付負債	(188)	(106)	(163)	(70)
短期固定利付債務の再発行	(257)	(148)	(235)	(68)
ヘッジ準備金合計	169	11	47	(73)

キャッシュフロー・ヘッジの仕組みにより、上記のヘッジ準備金に計上された利益（または損失）は、対応するヘッジ対象に係る損失（または利益）が損益計算書に影響を与えるのと同じ期間に損益計算書に振替えられる。デリバティブ商品の公正価値は、当該商品の契約期間を通じて市場金利の変動の影響を受けるため、これらの損益が必ずしもヘッジ関係の期間を通じて一様に損益計算書に振替えられるというわけではない。市場金利はすべての期間を通じて常に同じように変動するわけではないため、その変動によりある予測期間の価値が他の期間より高くなる可能性があり、それがヘッジ準備金残高が損益計算書に振替えられる時期に影響を及ぼす。

ヘッジ対象となっているキャッシュフローはすべて、今後0から10年（2010年：0から10年）の間に発生すると見込まれており、その発生した期間に損益計算書に認識される予定である。

ヘッジ目的のデリバティブの非有効部分に関するすべての損益は、損益計算書の「その他収益」として直ちに認識される。損益計算書に認識されたキャッシュフロー・ヘッジの非有効部分に関する損益は、当グループが9百万ドルの損失（2010年：0ドル）、当行が9百万ドルの損失（2010年：1百万ドルの損失）であった。

海外事業における純投資ヘッジ

海外事業における純投資ヘッジにおいてヘッジされるリスクは、豪ドル以外の機能通貨を用いている海外事業の連結から生ずる換算レートの変動に関するエクスポージャーである。外国為替デリバティブ契約を使用するか、または該当する機能通貨と同一通貨での借入により資金調達することでヘッジされる。

海外事業における純投資ヘッジから生じた非有効部分に関する3百万ドルの利益（2010年は1百万ドルの利益）は、「その他収益」として損益計算書に計上されている。

[前△](#) [次△](#)

13. 売却可能資産

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
上場				
その他政府債	2,223	3,501	1,755	3,127
その他証券および株式投資	3,065	2,040	2,791	1,715
上場合計	5,288	5,541	4,546	4,842
非上場				
地方および準政府債	4,219	3,621	2,946	3,552
その他政府債	7,517	5,217	6,657	3,705
その他証券および株式投資	4,885	5,908	4,513	4,419
貸付金および前渡金	355	455	355	455
非上場合計	16,976	15,201	14,471	12,131
売却可能資産合計	22,264	20,742	19,017	16,973

減損による78百万ドルの損失(2010年：21百万ドル)は、損益計算書に計上された。これには、過年度に売却可能から償却原価で測定される貸付金および前渡金に組み替えられた資産に係る37百万ドル(2010年：21百万ドル)の減損(注記16参照)、ならびにサコムバンクに係る35百万ドルの減損が含まれている。

2011年5月に、当グループは236百万ドルのシンジケート・ローン売却可能から償却原価で測定される貸付金および前渡金に組み替えた。これは、現時点では当グループが、これらの資産を予測可能な将来にわたって保有することを意図しているからである。同日現在の売却可能資産再評価差額金は僅かであった。

2011年9月30日現在の満期別売却可能資産

	3か月 未満	3か月 から 12か月	1年 から 5年	5年 から 10年	10年 超	特定 満期 なし	公正価値 合計
(単位：百万ドル)							
地方および準政府債	3,397	764	24	2	32	-	4,219
その他政府債	7,471	1,551	628	31	59	-	9,740
その他証券および株式投資	2,491	2,256	1,634	298	736	535	7,950
貸付金および前渡金	-	-	100	255	-	-	355
売却可能資産合計	13,359	4,571	2,386	586	827	535	22,264

2010年9月30日現在の満期別売却可能資産

	3か月 未満	3か月 から 12か月	1年 から 5年	5年 から 10年	10年 超	特定満期 なし	公正価値 合計
(単位：百万ドル)							
地方および準政府債	3,113	448	42	4	14	-	3,621
その他政府債	5,075	2,605	1,027	8	3	-	8,718
その他証券および株式投資	3,202	1,994	1,897	203	163	489	7,948
貸付金および前渡金	-	99	98	-	258	-	455
売却可能資産合計	11,390	5,146	3,064	215	438	489	20,742

14. 正味貸付金および前渡金

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位:百万ドル)			
貸越	8,133	8,671	6,626	6,323
クレジットカード残高	11,189	10,618	9,662	9,107
ターム・ローン - 住宅	215,382	202,658	179,992	167,931
ターム・ローン - 住宅以外	136,388	122,584	101,767	89,436
購入選択権付リース	9,968	10,351	9,481	9,973
リース債権	2,084	1,891	1,452	1,228
商業手形(1)	18,334	432	18,228	432
その他	1,319	1,382	1,083	1,108
貸付金および前渡金合計	402,797	358,587	328,291	285,538
控除: 貸倒引当金(注記16参照)	(4,873)	(5,028)	(3,646)	(3,659)
控除: 前受収益	(2,216)	(2,262)	(1,961)	(2,006)
加算: 資産計上した仲介/モーゲージ実行手数料	629	600	602	566
	(6,460)	(6,690)	(5,005)	(5,099)
正味貸付金および前渡金	396,337	351,897	323,286	280,439
リース債権				
a) ファイナンス・リース債権				
ファイナンス・リース債権総額				
1年未満	507	478	395	381
1年から5年	838	822	576	527
5年超	260	314	39	95
控除: ファイナンス・リースに係る未実現利益	(84)	(107)	(59)	(83)
ファイナンス・リース債権への純投資額	1,521	1,507	951	920
b) オペレーティング・リース債権				
オペレーティング・リース債権総額				
1年未満	71	60	58	50
1年から5年	408	207	384	165
5年超	-	10	-	10
オペレーティング・リース債権合計	479	277	442	225
リース債権(純額)	2,000	1,784	1,393	1,145
ファイナンス・リース債権への純投資の現在価値				
1年未満	491	458	389	371
1年から5年	791	770	527	467
5年超	239	279	35	82
	1,521	1,507	951	920
購入選択権付リース債権				
1年未満	3,310	3,618	3,132	3,456
1年から5年	6,577	6,665	6,268	6,449
5年超	81	68	81	68
	9,968	10,351	9,481	9,973

(1) 2011年に当グループは商業手形引受の再割引を停止した。当グループは商業手形を譲渡可能証券として取引する意図がないため、再割引停止は貸借対照表の分類に影響を与えた。

15. 減損金融資産

次表は、貸借対照表上に償却原価で計上される減損金融資産の概要を示している。これらの項目の減損損失は、貸倒引当金勘定を通じて計上される。これは、貸借対照表上に公正価値で計上される金融資産と対照的である。金融資産の減損損失は全体的な公正価値の構成要素として認識される。

減損金融資産に関する詳細情報は、「注記33 財務リスク管理」に記載されている。

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)			
減損金融資産概要				
減損貸付金	4,650	6,075	3,037	4,287
条件緩和債権(1)	700	141	684	134
不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務	231	345	211	321
減損金融資産総額	5,581	6,561	3,932	4,742
個別引当金				
減損貸付金	(1,687)	(1,849)	(1,143)	(1,253)
不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務	(10)	(26)	(6)	(20)
正味減損金融資産	3,884	4,686	2,783	3,469

延滞90日以上で未収利息を計上している貸付金(2)

これらの金額は、90日以上延滞で十分な担保が付されているか、または180日以上延滞するまで未収利息の計上が認められるポートフォリオで管理されているため、減損資産には分類されていない。

	1,834	1,555	1,510	1,229
--	-------	-------	-------	-------

- (1) 条件緩和債権とは、顧客が財政的困難に直面したことにより、当初の契約条件が変更されたものである。条件緩和は、支払期限の到来した利息、元金またはその他の支払の減免、あるいは同様のリスクを有する新たな与信枠に通常提供される条件とは大きく異なる返済日の延期から構成される。
- (2) 90日以上延滞しているものの、延滞期間が180日を超えるまで正常先として保有することがAPRAにより認められている無担保のクレジット・カード・ローンおよび個人ローンが、当グループにつき137百万ドル(2010年：139百万ドル)および当行につき106百万ドル(2010年：110百万ドル)含まれている。

16. 貸倒引当金

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
引当金動向分析				
新規および増加した引当金				
オーストラリア	1,362	1,620	1,347	1,612
ニュージーランド	459	559	15	16
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	212	171	80	80
	2,033	2,350	1,442	1,708
引当金取崩	(613)	(437)	(402)	(254)
	1,420	1,913	1,040	1,454
償却債権回収額	(227)	(143)	(203)	(111)
個別引当金への繰入	1,193	1,770	837	1,343
売却可能資産の減損	37	21	37	21
一括引当金への繰入/(戻入)	7	(4)	120	5
損益計算書上の繰入額	1,237	1,787	994	1,369

金融資産別の貸倒引当金の推移

連結	流動性資産 および他の 金融機関に 対する債権		正味貸付金 および前渡金 ならびに支払 承諾見返		その他 金融資産		信用関連コミッ トメント(1)		引当金合計	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)									
一括引当金										
期首残高	-	-	2,577	2,552	-	-	576	448	3,153	3,000
為替変動調整										
および振替	-	-	13	(68)	-	-	3	(15)	16	(83)
取得した引当金	-	-	-	97	-	-	-	143	-	240
損益計算書上の繰入額/ (戻入額)	-	-	14	(4)	-	-	(7)	-	7	(4)
一括引当金合計	-	-	2,604	2,577	-	-	572	576	3,176	3,153
個別引当金										
期首残高	-	-	1,849	1,512	-	-	26	14	1,875	1,526
損益計算書上の繰入額/ (戻入額)	-	-	1,209	1,758	-	-	(16)	12	1,193	1,770
為替変動調整										
および振替	-	-	8	(100)	-	-	-	-	8	(100)
取得した引当金	-	-	-	394	-	-	-	-	-	394
割引のアンワインド	-	-	(185)	(165)	-	-	-	-	(185)	(165)
貸倒償却	-	-	(1,421)	(1,693)	-	-	-	-	(1,421)	(1,693)
償却債権回収額	-	-	227	143	-	-	-	-	227	143
個別引当金合計	-	-	1,687	1,849	-	-	10	26	1,697	1,875
貸倒引当金合計	-	-	4,291	4,426	-	-	582	602	4,873	5,028

(1) 未実行の与信枠および顧客の偶発債務より構成される。

次表は、正味貸付金および前渡金ならびに支払承諾見返に係る個別引当金の推移に関する詳細な分析である。

連結	オーストラリア		APEA		法人		ニュージーランド	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)							
個別引当金								
期首残高	459	403	429	75	631	701	435	350
損益計算書上の繰入額/(戻入額)	668	579	91	132	198	772	258	356
取得/処分した引当金	-	55	-	339	-	59	-	-
為替変動調整	-	-	(4)	(59)	14	(54)	12	(30)
割引のアンワインド	(26)	(22)	(3)	(5)	(98)	(97)	(61)	(46)
貸倒償却	(615)	(640)	(159)	(73)	(383)	(780)	(263)	(211)
償却債権回収額	79	84	34	20	94	30	17	16
個別引当金合計	565	459	388	429	456	631	398	435

連結	その他		差引：法人APEA		正味貸付金および 前渡金ならびに 支払承諾見返	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
個別引当金						
期首残高	25	22	(130)	(39)	1,849	1,512
損益計算書上の繰入額/(戻入額)	30	(24)	(36)	(57)	1,209	1,758
取得/処分した引当金	-	-	-	(59)	-	394
為替変動調整	(8)	35	(6)	8	8	(100)
割引のアンワインド	-	-	3	5	(185)	(165)
貸倒償却	(24)	(3)	23	14	(1,421)	(1,693)
償却債権回収額	4	(5)	(1)	(2)	227	143
個別引当金合計	27	25	(147)	(130)	1,687	1,849

比率(貸付金、前渡金および支払承諾見返総額合計に占める割合としての比率)	連結	
	2011年	2010年
個別引当金の比率(%)	0.4	0.5
一括引当金の比率(%)	0.8	0.9
貸倒償却の比率(%)	0.4	0.5

当行	流動性資産 および他の 金融機関に 対する債権		正味貸付金 および前渡金 ならびに支払 承諾見返		その他 金融資産		信用関連コミ ットメント(1)		引当金合計	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
(単位：百万ドル)										
一括引当金										
期首残高	-	-	1,950	1,886	-	-	436	352	2,386	2,238
為替変動調整										
および振替	-	-	(8)	(24)	-	-	(2)	(5)	(10)	(29)
取得した引当金	-	-	-	84	-	-	-	88	-	172
損益計算書上の繰入額/ (戻入額)	-	-	100	4	-	-	20	1	120	5
一括引当金合計	-	-	2,042	1,950	-	-	454	436	2,496	2,386
個別引当金										
期首残高	-	-	1,253	1,050	-	-	20	12	1,273	1,062
損益計算書上の繰入額/ (戻入額)	-	-	851	1,336	-	-	(14)	7	837	1,343
為替変動調整および振替	-	-	(3)	(52)	-	-	-	1	(3)	(51)
取得した引当金	-	-	-	333	-	-	-	-	-	333
割引のアンワインド	-	-	(123)	(115)	-	-	-	-	(123)	(115)
貸倒償却	-	-	(1,037)	(1,410)	-	-	-	-	(1,037)	(1,410)
償却債権回収額	-	-	203	111	-	-	-	-	203	111
個別引当金合計	-	-	1,144	1,253	-	-	6	20	1,150	1,273
貸倒引当金合計	-	-	3,186	3,203	-	-	460	456	3,646	3,659

(1) 未実行の与信枠および顧客の偶発債務より構成される。

比率(貸付金、前渡金および支払承諾見返総額合計に占める割合としての比率)	当行	
	2011年	2010年
個別引当金の比率(%)	0.4	0.4
一括引当金の比率(%)	0.8	0.8
貸倒償却の比率(%)	0.3	0.5

17. 被支配法人および関連会社の株式

	連結		当行	
	2011年 (単位：百万ドル)	2010年 (単位：百万ドル)	2011年 (単位：百万ドル)	2010年 (単位：百万ドル)
被支配法人の株式合計	-	-	9,098	9,189
関連会社の株式合計(1) (注記39参照)	3,513	2,965	971	1,035
被支配法人、関連会社およびジョイントベンチャーの株式合計	3,513	2,965	10,069	10,224

(1) 関連会社への投資については、当グループは持分法を適用して会計処理し、当行は取得原価で計上している。

被支配法人の処分

2011年9月30日または2010年9月30日終了年度中に処分された重要な被支配法人はなかった。

被支配法人/事業の買収

2011年9月30日終了年度に買収した重要な法人はなかった。

2010年9月30日終了年度中に、当グループは以下の法人/事業を買収した。

- ・ OnePathオーストラリアおよびOnePathニュージーランド (旧INGオーストラリアおよびINGニュージーランド (ING)) - 当グループは、2009年11月30日に、オーストラリアおよびニュージーランドにおけるANZ-INGのジョイントベンチャーに対する残りの51%の株式を取得し、持分比率を100%に引き上げた。2010年9月30日終了年度の業績には2009年11月30日以降の完全保有に伴う財務上の影響が含まれている。2009年10月1日から2009年11月30日までの期間については、当該投資はジョイントベンチャーとして会計処理されていた。
- ・ ランドマーク・ファイナンシャル・サービスズ (ランドマーク) - 当グループは、2010年3月1日に、AWBグループからランドマーク・ファイナンシャル・サービスズの事業の買収を完了した。買収後の財務成績は買収日以降の利益に含まれている。
- ・ ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・グループ・ピーエルシー (RBS) のアジア事業の一部 - ANZは2009年度にRBSのアジア事業の一部を買収すると発表した。買収は、フィリピンでは2009年11月21日、ベトナムでは2009年12月5日、香港では2010年3月20日、台湾では2010年4月17日、シンガポールでは2010年5月15日およびインドネシアでは2010年6月12日に完了した。これらの買収に伴う財務上の影響はこれらの買収完了日以降に含まれている。

18. 税金資産

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
オーストラリア				
当期税金資産	25	61	25	61
繰延税金資産	276	295	372	346
	301	356	397	407
ニュージーランド				
当期税金資産	-	14	-	-
繰延税金資産	98	231	6	6
	98	245	6	6
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ				
当期税金資産	16	1	15	-
繰延税金資産	225	266	174	223
	241	267	189	223
当期税金資産および繰延税金資産の合計	640	868	592	636
当期税金資産合計	41	76	40	61
損益計算書に計上された繰延税金資産				
貸付金および前渡金に関する一括引当金	862	861	707	666
減損貸付金および前渡金に関する個別引当金	411	458	282	318
その他引当金	334	362	192	223
繰延手数料収入	58	102	42	91
従業員受給権引当金	156	144	123	105
保険契約者に係る税金資産(1)	261	-	-	-
その他	289	171	106	85
	2,371	2,098	1,452	1,488
資本に直接計上された繰延税金資産				
確定給付債務	39	49	20	44
売却可能資産再評価差額金	-	12	-	21
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	-	29
	39	61	20	94
買収時に認識された繰延税金資産	-	351	-	-
相殺規定に基づく繰延税金資産の相殺(2)	(1,811)	(1,718)	(920)	(1,007)
繰延税金資産(純額)	599	792	552	575
未認識繰延税金資産				
以下の繰延税金資産は、下記の場合にのみ認識される。				
・ 税控除の恩恵を実現させるために十分なだけの課税所得の内容および金額が生じていること。				
・ 課税立法により課される税控除の条件を充足していること。				
・ 当グループによる税控除の恩恵の実現に悪影響を与える課税立法の変更がないこと。				
(収益勘定における)未使用の税務上の欠損金	5	9	-	-
投資に係る未実現損失(3)	386	163	-	-
未認識繰延税金資産の合計	391	172	-	-

(1) 2010年の比較数値は、買収時に認識された繰延税金資産に算入されている。

(2) 同一課税主体もしくは同一課税グループの中の異なる課税主体に対して、同じ税務当局により課される法人税に関する繰延税金資産および繰延税金負債は相殺される。

(3) 当グループは、OnePathライフ・リミテッドの退職年金基金から生じた未認識繰延税金資産を有している。

19. のれんおよびその他無形資産

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
のれん				
帳簿価額総額				
期首残高	4,086	2,999	102	-
企業結合による増加	(5)	1,292	(16)	108
為替変動	82	(205)	1	(6)
期末残高(1)	4,163	4,086	87	102
ソフトウェア				
帳簿価額総額				
期首残高	2,258	1,760	2,019	1,573
企業結合による増加	-	60	-	-
社内開発による増加	591	498	517	435
その他の増加	54	34	32	31
為替変動	6	(8)	-	(1)
減損	(59)	(86)	(15)	(19)
期末残高	2,850	2,258	2,553	2,019
償却および減損累計額				
期首残高	1,041	911	960	784
償却費用	249	207	199	183
為替変動	3	(8)	-	-
減損	(15)	(69)	(8)	(7)
期末残高	1,278	1,041	1,151	960
帳簿価額純額				
期首残高	1,217	849	1,059	789
期末残高	1,572	1,217	1,402	1,059
買収した保険・投資事業のポートフォリオ				
帳簿価額総額				
期首残高	1,177	-	-	-
企業結合による増加	-	1,179	-	-
為替変動	2	(2)	-	-
期末残高	1,179	1,177	-	-
償却および減損累計額				
期首残高	77	-	-	-
償却費用(注記4参照)	89	78	-	-
為替変動	-	(1)	-	-
期末残高	166	77	-	-
帳簿価額純額				
期首残高	1,100	-	-	-
期末残高	1,013	1,100	-	-

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
その他無形資産				
帳簿価額総額				
期首残高	261	65	48	48
企業結合による増加	30	181	26	-
その他の増加	5	19	-	-
為替変動	2	(4)	-	-
減損(注記4参照)	(13)	-	-	-
処分による認識の中止	(15)	-	-	-
期末残高	270	261	74	48
償却および減損累計額				
期首残高	34	17	11	8
償却費用(2)(注記4参照)	20	17	8	3
期末残高	54	34	19	11
帳簿価額純額				
期首残高	227	48	37	40
期末残高	216	227	55	37
のれん、ソフトウェアおよびその他無形資産				
帳簿価額純額				
期首残高	6,630	3,896	1,198	829
期末残高	6,964	6,630	1,544	1,198

(1) 持分法適用会社における連結調整勘定相当額を除く。

(2) 内訳は、商標が1百万ドル(2010年：3百万ドル)、アドバイザーとの関係調整費が4百万ドル(2010年：2百万ドル)、販売契約および運用手数料の権利が4百万ドル(2010年：2百万ドル)、クレジットカード関係が2百万ドル(2010年：0ドル)、その他無形資産が9百万ドル(2010年：10百万ドル)。当行の値の内訳は、販売契約および運用手数料の権利が2百万ドル(2010年：0ドル)、カード関係が2百万ドル(2010年：0ドル)、その他無形資産が4百万ドル(2010年：3百万ドル)。

現金生成単位に割当てられるのれん

上記ののれんの残高は、主に2003年12月のNBNZホールディングス・リミテッドの買収(ニュージーランド部門に含まれる)および2009年11月30日のOnePath オーストラリア・リミテッドの買収(オーストラリア部門に含まれる)により取得したのれんである。のれんおよびこののれんを含む現金生成単位の減損テストについては注記2(v)で説明されている。

20. その他資産

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
未収利息/前払割引料	1,323	1,279	999	944
未収手数料	163	283	112	191
前払費用	124	128	74	48
再保険資産(注記49参照)	427	360	-	-
未収保険料	267	231	-	-
約定未決済	2,235	1,649	1,560	1,496
オペレーティング・リースの残存価額	290	229	274	205
資産化費用	12	14	12	14
規制当局預け金	1,505	1,056	497	616
その他	1,555	1,786	825	788
その他資産合計	7,901	7,015	4,353	4,302

21. 土地建物および設備機器

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
所有土地および賃借土地ならびに建物				
取得原価	1,187	1,244	696	699
減価償却	(251)	(235)	(71)	(53)
	936	1,009	625	646
賃借建物附属設備				
取得原価	518	485	314	295
減価償却	(325)	(288)	(212)	(185)
	193	197	102	110
什器および備品				
取得原価	1,283	1,241	1,041	1,011
減価償却	(742)	(674)	(570)	(513)
	541	567	471	498
コンピューター機器				
取得原価	1,177	1,080	851	789
減価償却	(853)	(763)	(628)	(565)
	324	317	223	224
建設仮勘定				
取得原価	131	68	81	30
土地建物および設備機器合計	2,125	2,158	1,502	1,508

各土地建物および設備機器の帳簿残高の推移は下記のとおりである。

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
所有土地および賃借土地ならびに建物				
期首帳簿価額	1,009	410	646	50
企業結合による増加	-	15	-	12
増加(1)	30	631	-	604
処分	(68)	-	(1)	-
減価償却	(40)	(37)	(20)	(17)
為替変動	5	(10)	-	(3)
期末帳簿価額	936	1,009	625	646
賃借建物附属設備				
期首帳簿価額	197	156	110	104
企業結合による増加	-	39	-	2
増加(1)	46	48	22	33
処分	(2)	-	-	-
償却	(49)	(42)	(30)	(28)
為替変動	1	(4)	-	(1)
期末帳簿価額	193	197	102	110
什器および備品				
期首帳簿価額	567	356	498	294
企業結合による増加	-	18	-	3
増加(1)	72	303	57	288
処分	(3)	(12)	(2)	(11)
減価償却	(97)	(91)	(81)	(75)
為替変動	2	(7)	(1)	(1)
期末帳簿価額	541	567	471	498
コンピューター機器				
期首帳簿価額	317	231	224	169
企業結合による増加	-	13	-	4
増加(1)	104	168	64	118
処分	(1)	(1)	-	(1)
減価償却	(99)	(90)	(67)	(65)
為替変動	3	(4)	2	(1)
期末帳簿価額	324	317	223	224
建設仮勘定				
期首帳簿価額	68	909	30	832
正味振替 / 増加	63	(844)	51	(805)
資産計上された借入費用(2)	-	3	-	3
期末帳簿価額	131	68	81	30
土地建物および設備機器合計	2,125	2,158	1,502	1,508

(1) 振替を含む。

(2) 資産計上された借入費用の金額算定に用いられた資産計上率は5.3% (2010年：5.1%) である。

22. 預金およびその他の借入金

	連結		当行	
	2011年 (単位：百万ドル)	2010年 (単位：百万ドル)	2011年 (単位：百万ドル)	2010年 (単位：百万ドル)
譲渡性預金	55,554	39,530	53,904	37,059
定期預金	153,200	135,467	123,625	108,703
その他の利付預金およびその他の借入金	132,812	111,391	113,182	94,999
無利息預金	11,334	10,598	5,974	5,677
コマーシャル・ペーパー	14,333	11,641	10,569	6,080
連結子会社の借入債務(1)	1,496	1,756	-	-
預金およびその他の借入金合計	368,729	310,383	307,254	252,518

(1) 当該残高には、Esandaファイナンス・コーポレーション・リミテッド (Esanda) の社債2億ドル (2010年：5億ドル) および未払利息が含まれており、信託契約および担保付社債により、同社の土地および建物以外の事業とすべての資産6億ドル (2010年：13億ドル) を対象とする浮動担保が付されている。Esandaの全被支配法人は、Esandaが発行したすべての社債および無担保債券に関する元金およびその他の金員の支払いを保証している。担保に供されている貸付金はEsandaとその子会社のもののみである。Esandaは2009年3月18日付で新規社債の発行を停止したほか、2009年9月からは新規の貸付を中断している。

さらに、当該残高には連結子会社UDCファイナンス・リミテッド (UDC) の担保付社債15億ニュージーランドドル (2010年：14億ニュージーランドドル) とその未払利息も含まれており、これらにはUDCの全資産20億ニュージーランドドル (2010年：21億ニュージーランドドル) を対象とする浮動担保が付されている。

[前へ](#) [次へ](#)

23. 法人税債務

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
オーストラリア				
当期末払法人税	1,007	905	1,007	923
繰延税金負債	-	-	-	-
	1,007	905	1,007	923
ニュージーランド				
当期末払法人税	3	-	16	-
繰延税金負債	-	-	-	-
	3	-	16	-
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ				
当期末払法人税	118	68	56	64
繰延税金負債	28	35	27	39
	146	103	83	103
当期および繰延法人税負債合計	1,156	1,008	1,106	1,026
当期末払法人税合計	1,128	973	1,079	987
損益計算書に計上された繰延税金負債				
買収した保険・投資事業のポートフォリオ(1)	303	-	-	-
保険関連の繰延獲得費用(1)	79	-	-	-
ファイナンス・リース	229	204	90	90
保有自己証券	317	452	319	454
資産化費用	76	117	79	118
その他	699	621	435	384
	1,703	1,394	923	1,046
直接資本の部に計上された繰延税金負債				
キャッシュフロー・ヘッジ	65	2	22	-
為替換算調整勘定	39	37	-	-
売却可能資産再評価差額金	32	-	2	-
	136	39	24	-
買収時に認識された繰延税金負債				
相殺規定に基づく繰延税金負債の相殺(2)	(1,811)	(1,718)	(920)	(1,007)
繰延税金負債(純額)	28	35	27	39
未認識繰延税金負債				
負債として計上されていない繰延税金負債：				
その他の未実現将来加算一時差異(3)	126	90	17	29
未認識繰延税金負債合計	126	90	17	29

(1) 2010年の比較数値は、買収時に認識された繰延税金負債に算入されている。

(2) 同一課税主体もしくは同一課税グループの中の異なる課税主体に対して同じ税務当局により課される法人税に関する繰延税金資産および繰延税金負債は相殺される。

(3) 海外支店および子会社の利益剰余金が本国に全額送金された場合に発生しうる追加の外国税額を示す。

24. 支払債務およびその他の負債

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
支払債務	896	1,114	308	394
未払利息および前受割引料	2,735	2,611	2,212	2,090
確定給付制度債務	148	186	82	167
未払費用	1,413	1,511	1,127	1,160
約定見返	2,026	710	1,219	635
その他の負債	3,033	1,983	2,060	1,396
支払債務およびその他の負債合計	10,251	8,115	7,008	5,842

25. 引当金

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
従業員受給権(1)	540	497	418	358
事業再構築費用および余剰賃借スペース(2)	135	119	78	100
貸倒以外の損失、不正および偽造	205	188	149	153
その他	368	493	153	220
引当金合計	1,248	1,297	798	831

次表は各種引当金（従業員受給権引当金を除く）の帳簿価額の推移を示したものである。

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
事業再構築費用および余剰賃借スペース(2)				
期首帳簿価額	119	144	100	124
年度中の引当金繰入額	148	34	23	24
年度中の支払額	(125)	(38)	(53)	(28)
引当金の振替額 / (取崩額)	(7)	(21)	8	(20)
期末帳簿価額	135	119	78	100
貸倒以外の損失、不正および偽造				
期首帳簿価額	188	169	153	146
企業結合による増加	-	20	-	-
年度中の引当金繰入額	53	31	27	14
年度中の支払額	(17)	(41)	(3)	(2)
引当金の振替額 / (取崩額)	(19)	9	(28)	(5)
期末帳簿価額	205	188	149	153
その他引当金(3)				
期首帳簿価額	493	412	220	154
企業結合による増加	-	115	-	-
年度中の引当金繰入額	176	184	81	125
年度中の支払額	(159)	(169)	(34)	(79)
引当金の振替額 / (取崩額)	(142)	(49)	(114)	20
期末帳簿価額	368	493	153	220

(1) 従業員受給権に関する債務総額は、主に年次休暇および長期勤続休暇に係る引当金より構成されている。

(2) 事業再構築費用および余剰賃借スペース引当金は、当グループの事業範囲または事業の態様に重要な変更をもたらす事業撤退から生じるもので、退職給付を含んでいる。継続事業に関する費用は引当金が計上されていない。引当金は、当グループの意思が明確であり、時期は不確定であるものの費用が発生する可能性が高く、かつ信頼に足る金額の見積りが可能なときに計上される。

(3) その他引当金はその他の様々な引当金より構成され、これにはロイヤリティ・プログラム、労働災害補償、賃貸借物件に係る修繕引当金および企業結合の一部として認識された偶発債務が含まれている。

26. 社債およびノート

	連結		当行		
	2011年	2010年	2011年	2010年	
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)		
通貨別社債およびノート					
USD	米ドル	29,089	27,126	21,321	19,240
GBP	英ポンド	1,782	2,408	917	1,524
AUD	豪ドル	1,701	2,039	1,897	2,039
NZD	ニュージーランドドル	2,148	1,710	325	68
JPY	日本円	8,555	8,140	8,230	7,856
EUR	ユーロ	7,679	12,807	7,679	12,807
HKD	香港ドル	2,265	2,739	2,125	2,638
CHF	スイスフラン	2,218	2,151	1,420	1,569
CAD	カナダドル	800	309	800	309
NOK	ノルウェークローネ	47	48	47	48
SGD	シンガポールドル	235	237	77	80
CNY	中国人民幣元	32	-	32	-
社債およびノート総額		56,551	59,714	44,870	48,178

27. 借入金

	利率 (単位：%)	連結		当行	
		2011年 (単位：百万ドル)	2010年 (単位：百万ドル)	2011年 (単位：百万ドル)	2010年 (単位：百万ドル)
ハイブリッド・ローン・キャピタル (劣後)(1)					
米国信託証券	5.36	835	862	768	772
英国複合証券	6.54	720	734	720	734
ANZ転換優先株式(ANZ CPS)(2)					
ANZ CPS1	BBSW + 2.50 ⁽³⁾	1,075	1,072	1,075	1,072
ANZ CPS2	BBSW + 3.10 ⁽³⁾	1,954	1,949	1,954	1,949
ANZ CPS3	BBSW + 3.10 ⁽³⁾	1,322	-	1,322	-
		5,906	4,617	5,839	4,527
永久劣後債					
300百万米ドル変動利付社債	LIBOR + 0.15	308	310	308	310
835百万ニュージーランドドル固定利付社債(4)	9.66	656	636	-	-
		964	946	308	310
劣後債(1)(5)					
200百万英ポンド2015年満期固定利付社債(6)	5.625	-	329	-	329
250百万米ドル2016年満期変動利付社債(6)	LIBOR + 0.21	257	258	257	258
300百万豪ドル2016年満期固定利付社債(7)	6.25	-	297	-	300
300百万豪ドル2016年満期変動利付社債(6)	BBSW + 0.22	-	290	-	300
250百万英ポンド2016年満期固定利付社債(7)	4.75	-	420	-	420
350百万ニュージーランドドル2016年満期固定利付社債(8)	7.16	-	262	-	-
350百万豪ドル2017年満期固定利付社債(6)	6.50	342	314	350	350
350百万豪ドル2017年満期変動利付社債(6)	BBSW + 0.24	347	347	350	350
100百万豪ドル2017年満期固定利付社債(6)	7.30	100	100	100	100
100百万豪ドル2017年満期変動利付社債(6)	BBSW + 0.40	100	100	100	100
175百万英ポンド2017年満期固定利付社債(6)	6.375	292	312	292	312
250百万ニュージーランドドル2017年満期固定利付社債(8)	7.60	195	190	-	-
350百万ニュージーランドドル2017年満期固定利付社債(8)	8.23	275	266	-	-
400百万英ポンド2018年満期固定利付社債(7)	4.75	638	680	638	680
290百万豪ドル2017年満期固定利付社債(7)	7.75	289	259	289	290
310百万豪ドル2017年満期変動利付社債(6)	BBSW + 0.75	310	310	310	310
365百万豪ドル2018年満期変動利付社債(6)	BBSW + 1.20	359	357	365	365
500百万豪ドル2018年満期変動利付社債(6)	BBSW + 2.05	500	500	500	500
750百万ユーロ2019年満期固定利付社債	5.125	1,119	1,126	1,119	1,126
		5,123	6,717	4,670	6,090
借入金合計		11,993	12,280	10,817	10,927
通貨別借入金					
豪ドル		6,698	5,895	6,715	5,986
ニュージーランドドル		1,126	1,354	-	-
米ドル		1,400	1,430	1,333	1,340
英ポンド		1,650	2,475	1,650	2,475
ユーロ		1,119	1,126	1,119	1,126
		11,993	12,280	10,817	10,927

(1) 必要に応じて、公正価値ヘッジ会計の適用に伴う再評価、または損益計算書を通じた社債の公正価値評価の選択に伴う再評価、および資産計上された借入費用が帳簿価額に含まれている。

(2) 2011年9月30日終了年度に支払われた支払利息として認識された非課税優先株式配当金は、以下のとおりである。

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
ANZ CPS1	57	51	57	51
ANZ CPS2(a)	111	78	111	78
ANZ CPS3(b)	-	-	-	-

(a) ANZ CPS2は2009年12月17日に発行され、初回配当金支払日は2010年3月15日であった。

(b) ANZ CPS3は2011年9月28日に発行され、初回配当金支払日は2012年3月1日である。

- (3) 利用済または未利用の税額控除に係るグロスアップ計算後の利率を示す。
- (4) 利率は初回の繰上償還日である2013年4月18日までは固定利率で、繰上償還されない場合は、同日に「5年物スワップレート+2.00%」に再設定され、次回の繰上償還日である2018年4月18日まで据え置かれる。その日にも繰上償還されない場合は「3か月物FRAレート+3.00%」の変動利率とされ、その後の任意の利払日に償還可能である。
- (5) 子会社が保有する借入金残高は連結財務書類では消去されている。
- (6) 満期5年前から償還可能。
- (7) 満期5年前から償還可能。償還されない場合は変動利率となる。
- (8) 満期5年前から償還可能。社債が償還されない場合は、利率が「5年物スワップレート + 発行差額 + 0.50%」に再設定される。

借入金は、預金者ならびに当行および社債を発行した被支配法人等その他すべての債権者に対し、支払順位に関して劣後する。米国信託証券、英国複合証券、各ANZ CPSを除く借入金は、自己資本規制に関してAPRAが定義するTier 2資本に含まれる。米国信託証券は、自己資本規制に関してAPRAが定義する革新的残余Tier 1資本に含まれる。英国複合証券および各ANZ CPSは、自己資本規制に関してAPRAが定義する非革新的残余Tier 1資本に含まれる。

米国信託証券

当行は、2003年11月19日付目論見書に従い、2003年11月27日に米ドル建て非累積型信託証券（「米国信託証券」）750,000単位を各1,000米ドルで発行し、750百万米ドルを調達した。米国信託証券は、無担保利付債券（当行のニュージーランド完全子会社サムソン・ファンディング・リミテッド発行）および1,000米ドル全額払込済優先株式（当行発行）の2種の全額払込済証券により構成され、綴じ合せた状態で、ANZキャピタル・トラスト（「Trust」）により米国信託証券として発行されている。投資家はTrustから米国信託証券を償還し、元となる複合証券のみを保有する選択権を有する。

米国信託証券は包括様式で発行されたもので、唯一の保有者であるシード・アンド・カンパニーの名義で登録されている。米国信託証券の一部を成す全額払込済優先株式と無担保債券は、唯一の保有者であるバンク・オブ・ニューヨーク（デラウェア）（ANZキャピタル・トラストの受託者）の名義で登録されている。

米国信託証券に対する分配は非累積的で、(償還またはANZ普通株式に転換されるまで)5.36%の固定利率で、元となる債券についてTrustが受領する支払いを資金源として半年ごとに後払いされる。分配の前提として、支払いのための一定の基準(すなわち、APRAの要件を満たすとともに、分配可能利益があること)を満たす必要がある。分配は毎年6月15日と12月15日に行われる予定である。優先株式が債券と綴じ合わされている間は、優先株式に対する配当金は支払われない。米国信託証券について分配が行われないときは、当グループはANZ普通株式または米国信託証券の一部を成す優先株式と同等か劣後するその他の株式もしくは証券について配当金の支払い、分配もしくは資本の払戻しを行うことができない(特定の例外がある場合がある)。

ANZは、任意で、2013年12月15日より後およびその後の利払日に償還金と引き換えに米国信託証券を繰上償還することができる。ANZがこの裁量権を行使しない場合、投資家はANZに対し、5%の割引で米国信託証券を目論見書上の算式に基づく一定数のANZ普通株式と交換するよう請求することができる。

配当金支払日より7営業日以内に各Trustが配当金を全額支払うことができないなどの一定の「転換事由」の発生時、または当行の選択する任意の時点で、該当する米国信託証券の債券部分は自動的に当行の子会社に譲渡され、米国信託証券の優先株式部分はかかる米国信託証券の償還として投資家に分配される。分配された優先株式には直ちに配当金が支払われ、保有者はかかる米国信託証券について予定されていた支払いと同額の非累積配当を受領する。米国信託証券は、2053年12月15日より前に償還または買戻されない場合は優先株式に転換され、それらの優先株式は目論見書上の算式に基づき一定数のANZ普通株式に強制的に転換される。

米国信託証券の一部を成す優先株式は、各ANZ CPSならびに英国複合証券およびユーロ信託証券に関連して発行される優先株式とすべての点について同順位である。

以下の状況においてのみ、米国信託証券の一部を成す優先株式でも当行の議決権が付与される。

- ・ 当行の減資案の場合
- ・ 優先株式に付随する権利に影響を及ぼす議案の場合
- ・ 自社株買戻契約条件承認決議の場合
- ・ 当行の不動産、事業、業務全体の処分案の場合
- ・ 当行解散案および当行解散時の問題の場合
- ・ 特別投票期間にANZ普通株主が議決権を有するあらゆる問題の場合。「特別投票期間」とは、直前の中間配当対象期間について優先配当が満額支払われなかった場合は配当金支払日以降の期間、またはサムソン・ファンディング・リミテッドが米国信託証券の一部を成す債券に係る利息を満額支払わず、かつ当行が所定の期間内に関連する保証に基づき支払いを行わなかった場合、あるいは選択権付優先配当を支払わなかった場合は、その日から24営業日目以降の期間を指す。

優先株主が議決権を有する決議または議案においては、投票による採決時、同株主は保有する優先株式1株につき1票を有する。発行条件に従って米国信託証券がANZ普通株式に転換された場合のANZ普通株式の議決権については220ページ(訳注:原文のページ数である。本書においては訳出省略)に記載されている。

当行の解散にあたっては、米国信託証券の保有者の権利は、米国信託証券の優先株式部分によって決定される。当該優先株式は、すべての預金者および債権者に劣後するが、普通株主に対しては優先する。

英国複合証券

当行は2007年6月15日に、2007年6月12日付目論見書に従い、非累積型強制転換複合証券（「英国複合証券」）9,000単位を各50,000英ポンドで発行し、450百万英ポンドを調達した。英国複合証券は、当行がニューヨーク支店を介して発行した50,000英ポンドの無担保利付劣後債券および当行が発行した50,000英ポンドの優先株式の2種の全額払込済証券が綴じ合わされている。

英国複合証券を構成する当行発行の全額払込済優先株式および劣後債券は、包括様式で発行されたもので、唯一の保有者であるBTグローベネット・ノミニーズ・リミテッドの名義で登録されている。

英国複合証券に対する分配は非累積的で、6.54%の固定利率（ANZ普通株式に転換される、もしくは目論見書の記載内容に基づき利率が再設定されるまで）で半年ごとに後払いされる。分配の前提として、支払のための一定の基準（すなわちAPRAの要件を満たしかつ分配可能利益があること）を満たす必要がある。分配は各年の6月および12月の各15日に行われる予定である。優先株式が債券と綴じ合されている間は、優先株式に対する配当金は支払われない。英国複合証券について分配が行われないうちは、当グループはANZ普通株式または英国複合証券の一部を成す優先株式と同等か劣後する株式もしくは証券について配当金の支払い、分配もしくは資本の払戻しを行うことができない（特定の例外がある場合がある）。

当行の解散手続きの開始などの特定事由の発生時、または当行の選択する任意の時点で、該当する英国複合証券の債券部分は当行に移転し、保有者はかかる英国複合証券の優先株式部分のみを保有することとなる。

2012年6月15日（「転換日」）もしくは特定の事由によってはそれ以前に、英国複合証券は5%の割引で目論見書上の算式に基づき一定数のANZ普通株式に強制的に転換される。ただし、目論見書に定める転換基準を満たさない場合、ANZ普通株式への強制転換は5年間延期される。

英国複合証券の一部を成す優先株式は、各ANZ CPSならびに米国信託証券およびユーロ信託証券に関連して発行される優先株式と同順位である。

以下の状況においてのみ、英国複合証券の一部を成す優先株式でも当行の議決権が付与される。

- ・ 償還承認決議以外の当行の減資案の場合
- ・ 優先株式に付随する権利に影響を及ぼす議案の場合
- ・ 優先株式償還承認決議以外の自社株買戻契約条件承認決議の場合
- ・ 当行の不動産、事業、業務全体の処分案の場合
- ・ 当行解散案および当行解散時の問題の場合
- ・ 特別投票期間にANZ普通株主が議決権を有するあらゆる問題の場合。「特別投票期間」とは、直前の中間配当対象期間について優先配当が満額支払われなかった日、または当行ニューヨーク支店が劣後債券に係る利息を満額支払わなかった日から、発行条件で規定されている日付までの期間を指す。

優先株主が議決権を有する決議または議案においては、挙手による採決時、投票による採決時とも、同株主は保有する優先株式1株につき1票を有する。

発行条件に従って英国複合証券がANZ普通株式に転換された場合のANZ普通株式の議決権については220ページ（訳注：原文のページ数である。本書においては訳出省略）に記載されている。

上述のとおり、当行の解散にあたっては、英国複合証券の債券部分は当行に移転し、保有者はかかる英国複合証券の優先株式部分のみを保有することとなる。したがって、当行の解散時における英国複合証券の保有者の権利は、英国複合証券の優先株式部分に基づく権利となる。当該優先株式は、すべての預金者および債権者に劣後するが、普通株式の保有者に対しては優先する。

ANZ転換優先株式（ANZ CPS）

- ・ 2008年9月30日、当行は2008年9月4日付の目論見書に従い、転換優先株式（「ANZ CPS1」）10.8百万単位を各100ドルで発行し、1,081百万ドル（発行費用の13百万ドルを差し引くと、正味調達額は1,068百万ドル）を調達した。
- ・ 2009年12月17日、当行は2009年11月18日付の目論見書に従い、転換優先株式（「ANZ CPS2」）19.7百万単位を各100ドルで発行し、1,969百万ドル（発行費用の24百万ドルを差し引くと、正味調達額は1,945百万ドル）を調達した。
- ・ 2011年9月28日、当行は2011年8月31日付の目論見書に従い、転換優先株式（「ANZ CPS3」、以下ANZ CPS1およびANZ CPS2と併せて「ANZ CPS」と総称）13.4百万単位を各100ドルで発行し、1,340百万ドル（発行費用の18百万ドルを差し引くと、正味調達額は1,322百万ドル）を調達した。

ANZ CPSは全額払込済の非累積型強制転換優先株式であり、オーストラリア証券取引所に上場している。

ANZ CPSに係る配当は非累積的であり、ANZ CPS1およびANZ CPS2の場合は毎年四半期毎（12月、3月、6月、9月）、ANZ CPS3の場合は半期毎（3月、9月）に後払いされ、ANZ普通株式に適用されるのと同じ税率で課税される。配当は、ANZ CPS1の場合は90日物銀行手形レートに250ベース・ポイントのマージンを加えた値、ANZ CPS2の場合は90日物銀行手形レートに310ベース・ポイントのマージンを加えた値、ANZ CPS3の場合は180日物銀行手形レートに310ベース・ポイントのマージンを加えた値に、1からオーストラリア法人税率を差し引いた値を乗じた結果に等しい変動配当率に基づく。90日物または180日物銀行手形レートは、四半期毎または該当する場合は半期毎に次の配当対象期間に向けて再設定される。配当が全額課税済みでない場合は、当該証券の条件に従い、加味されていない税額控除額について配当金のグロスアップ計算が行われる。配当の前提として、当行取締役会の完全裁量を条件とし、支払いのための一定の基準（APRAの要件を満たしかつ分配可能利益があることなど）を満たす必要がある。ANZ CPSについて配当金が支払われないときは、当グループは、特定の期間においてANZ普通株式（ANZ CPS1およびANZ CPS2の場合のみ）またはANZ CPSと同等か劣後する他の株式もしくは証券について配当金の支払い、分配もしくは資本の払戻しを行うことができない（特定の例外がある場合がある）。

（ANZ CPS1の場合は）2014年6月16日、（ANZ CPS2の場合は）2016年12月15日、（ANZ CPS3の場合は）2019年9月1日（以下それぞれ「転換日」）、もしくは特定の事由によってはこれら以前に、該当するANZ CPSは、目論見書上の算式に基づいて算定される変数のANZ普通株式（100ドルを、転換日までの20取引日間の普通株式平均市場価格を（ANZ CPS1の場合は）2.5%または（ANZ CPS2およびANZ CPS3の場合は）1.0%割り引いた値で除した結果に基づく株数に強制的に転換される。

ただし、目論見書に定める転換基準を満たさない場合、ANZ 普通株式への強制転換は（ANZ CPS1およびANZ CPS2の場合は）1四半期または（ANZ CPS3の場合は）半年毎に延期される。

ANZ CPS3に限っては、普通株式トリガー事由が発生した場合、上記の計算に基づいてANZ CPS3が直ちにANZ 普通株式に転換されるものの、ANZ CPS3 1単位につきANZ 普通株式10,2407株の転換株数を上限とし、かつ転換日までの5日間の取引期間で計算する。ANZの普通株式等Tier 1資本比率が5.125%以下になった場合、普通株式トリガー事由が発生したとみなされる。

ANZ CPS3に限り、APRAの事前承認を取得し、かつ所定の条件を満たしていることを条件に、当行は、2017年9月1日およびそれ以降の各中間配当金支払日に、任意で、すべてまたは一部のANZ CPS3を償還またはANZ 普通株式に転換できる権利を有している。その際の転換は、転換日の強制転換と同じ条件で行われる。

ANZ CPSは、それぞれANZ CPS1、CPS2およびANZ CPS3ならびに米国信託証券、英国複合証券およびユーロ信託証券に関連して発行される優先株式と同順位である。限定的な状況を除き、ANZ CPSの保有者は当行の株主総会において議決権を有しない。ANZ CPS1、ANZ CPS2、およびANZ CPS3それぞれの議決権に関する詳細については、221～223ページ（訳注：原文のページ数である。本書においては訳出省略）を参照。

発行条件に従ってANZ CPSがANZ 普通株式に転換された場合、220ページ（訳注：原文のページ数である。本書においては訳出省略）に記載されているようなANZ 普通株式の議決権が付与される。

当行の解散時にANZ CPSは、すべての預金者および債権者に劣後するが、普通株主に対しては優先する。

28. 株式資本

発行済株式数	当行	
	2011年	2010年
普通株式（全額払込済）	2,629,034,037	2,559,662,425
優先株式（全額払込済）	500,000	500,000
発行済株式総数	2,629,534,037	2,560,162,425

普通株式

普通株式は無額面で、株主には、普通株主に支払われる配当金を受取る権利、および当行清算時には、全額払込済普通株式保有数に応じて、普通株主に帰属する残余財産の分配を請求する権利が付与される。

全額払込済普通株式の各保有者は、株主総会に自らまたは代理人が出席して、挙手の場合は各人1、投票の場合は各株式につき1の議決権を有する。

発行済株式数	当行	
	2011年	2010年
期首残高	2,559,662,425	2,504,540,925
ボーナス・オプション制度(1)	3,013,239	2,481,103
配当再投資制度(1)	61,685,747	46,750,640
ANZ従業員株式取得制度	2,340,296	3,810,413
ANZ株式オプション制度(2)	2,332,330	2,079,344
期末残高	2,629,034,037	2,559,662,425

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
普通株式資本				
期首残高	19,886	19,151	20,246	19,151
配当再投資制度(1)	1,367	1,007	1,367	1,007
ANZ従業員株式取得制度(2)(3)	45	51	45	51
OnePathオーストラリア自己株式(4)	2	(360)	-	-
ANZ株式オプション制度(2)	43	37	43	37
期末残高	21,343	19,886	21,701	20,246

(1) 制度の詳細については注記7を参照。

(2) 制度の詳細については注記46を参照。

(3) 株式報酬制度に基づく支払額の決済を目的とした市場からの自己株式購入を含む。さらに株式報酬制度に基づく支払額の決済を目的に、2011年9月30日終了年度に当グループの従業員持株信託に対して2,340,296株(2010年：3,810,413株)が発行された。2011年9月30日現在の発行済自己株式は、13,795,601株(2010年：11,472,666株)であった。

(4) ANZは、2009年11月30日にOnePathオーストラリア・リミテッド(OPA)を買収した。OPA自己株式には、保険契約者債務に対応する資産として法定基金で保有されていた株式も含まれている。2011年9月30日現在のOPAの発行済自己株式は16,469,102株(2010年：16,710,967株)であった。

優先株式

ユーロ信託証券

2004年12月13日に、当行は、2004年12月9日付の目論見書に従い、ユーロ非累積型変動利付信託証券(「ユーロ信託証券」)50万単位を各1,000ユーロで発行し、871百万ドルを調達した(発行日における直物相場で換算し、発行費用控除後の額である)。ユーロ信託証券は、無担保利付債券(当行の英国子会社ANZジャクソン・ファンディングPLC発行)および1,000ユーロの全額払込済優先株式(当行発行)の2種の全額払込済証券より構成され、綴じ合せた状態でANZ キャピタル・トラスト(「Trust」)によりユーロ信託証券として発行されている。投資家はTrustからユーロ信託証券を償還し、元となる複合証券を保有する選択権を有する。

ユーロ信託証券は包括様式で発行されたもので、唯一の保有者であるバンク・オブ・ニューヨーク・デポジタリー(ノミニーズ)リミテッドの名義で登録されている。ユーロ信託証券の一部を成す全額払込済優先株式および無担保債券は、唯一の保有者であるバンク・オブ・ニューヨーク(ANZキャピタル・トラストの受託者)の名義で登録されている。

ユーロ信託証券が行う分配は非累積的で、元となる債券または優先株式についてTrustが受領する支払いを資金源として四半期ごとに後払いされる。かかる分配は、2014年12月15日までは3か月物EURIBORレートに66ベース・ポイントのマーヅンを加えた変動分配率に基づき、その後は3か月物EURIBORレートに166ベース・ポイントのマーヅンを加えた変動分配率に基づく。3か月物EURIBORレートは各支払期日に次の四半期について再設定される。分配の前提として、支払いのための一定の基準（すなわちAPRAの要件を満たしかつ分配可能利益があること）を満たす必要がある。分配は各年の3月、6月、9月、12月の各15日に行われる予定である。優先株式が債券と綴じ合されている間は、優先株式に対する配当金は支払われないが、2014年12月15日以降は、マーヅン増加分として優先株式に関して100ベース・ポイントが支払われる。ユーロ信託証券について分配が行われないときは、当該グループはANZ普通株式またはユーロ信託証券の一部を成す優先株式と同等か劣後する株式もしくは証券について配当金の支払い、分配もしくは資本の払戻しを行うことができない（特定の例外がある場合がある）。

配当金支払日より7営業日以内もしくは2053年12月15日より前の営業日にTrustが配当金を満額支払うことができないなどの「転換事由」の発生時、またはANZの選択する任意の時点で、該当するユーロ信託証券の債券部分は自動的に当行の支店に移転し、一定数の優先株式部分にかかるユーロ信託証券の償還として投資家に分配される。分配された優先株式には直ちに配当金が支払われ、保有者は分配前に当該優先株式が一部を構成していたユーロ信託証券について予定されていた支払いと同額の非累積的配当を受領する。

各ユーロ信託証券の一部を成す優先株式は、各ANZ CPSならびに米国信託証券および英国複合証券に関連して発行される優先株式とすべての点について同順位である。

以下の状況においてのみ、ユーロ信託証券の一部を成す優先株式でも当行の議決権が付与される。

- ・ 優先株式に関連する償還または減資の承認決議以外の当行の減資案の場合
- ・ 優先株式に付随する権利に影響を及ぼす議案の場合
- ・ 優先株式買戻承認決議（市場での買戻しを除く）以外の自社株買戻契約条件承認決議の場合
- ・ 当行の不動産、事業、業務全体の処分案の場合
- ・ 当行解散案および当行解散時の問題の場合
- ・ 特別投票期間にANZ普通株主が議決権を有するあらゆる問題の場合。「特別投票期間」とは、直前の四半期配当対象期間について優先配当が満額支払われなかった場合は配当金支払日以降の期間、またはANZジャクソン・ファンディング・ピーエルシーがユーロ信託証券の一部を成す債券に係る利息を満額支払わず、かつ当行が所定の期間内に関連する保証に基づき支払いを行わなかった場合、あるいは選択権付優先配当を支払わなかった場合は、その日から24営業日目以降の期間を指す。

優先株主が議決権を有する決議または議案においては、挙手による採決時、投票による採決時とも、同株主は保有する優先株式1株につき1票を有する。

当行の解散にあたっては、ユーロ信託証券の保有者の権利は、ユーロ信託証券の優先株式部分によって決定される。当該優先株式は、すべての預金者および債権者に劣後するが、普通株式に対しては優先する。

これらの証券の発行にあたって生じた取引費用は直接資本の部に計上され、その費用が関係する持分証券の発行額から控除される。

ユーロ信託証券は、APRAが定義する自己資本の革新的残余Tier 1 に該当する。

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
期首優先株式残高				
- ユーロ信託証券	871	871	871	871
期末優先株式残高				
- ユーロ信託証券	871	871	871	871

29. 準備金および利益剰余金

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
a) 為替換算調整勘定				
期首残高	(2,742)	(1,725)	(773)	(436)
為替換算調整 (税引後、ヘッジ控除後)	324	(1,017)	97	(337)
為替換算調整勘定合計	(2,418)	(2,742)	(676)	(773)
b) 株式オプション準備金(1)				
期首残高	64	69	64	69
株式報酬	(13)	7	(13)	7
利益剰余金へ振替えられた失効オプション / 権利(2)	(1)	(12)	(1)	(12)
株式オプション準備金合計	50	64	50	64
c) 売却可能資産再評価差額金				
期首残高	80	(41)	5	(18)
認識評価益 / (損失) (税引後)	30	112	(13)	45
損益計算書へ振替えられた累積 (利益) / 損失	16	9	43	(22)
売却可能資産再評価差額金合計	126	80	35	5
d) ヘッジ準備金				
期首残高	11	(90)	(73)	(109)
認識利益 / (損失) (税引後)	164	138	128	84
損益計算書 (への) からの振替	(6)	(37)	(8)	(48)
ヘッジ準備金合計	169	11	47	(73)
e) 非支配持分間取引準備金				
期首残高	-	-	-	-
非支配持分との取引 (3)	(22)	-	-	-
非支配持分間取引準備金合計	(22)	-	-	-
準備金合計	(2,095)	(2,587)	(544)	(777)

(1) 従業員への株式報酬に関する詳細は、注記46に記載されている。

(2) 株式オプションおよび資本準備金から利益剰余金へ残高振替は、分配可能な性質の項目を示している。

(3) 非支配株主から被支配法人持分を追加取得するために支払った帳簿価額超過分の割増金。

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
利益剰余金				
期首残高	15,921	14,129	11,666	9,950
当行株主に帰属する利益	5,355	4,501	4,151	4,428
株式オプション準備金から振替えられた失効オプション/権利(1)(2)	1	12	1	12
確定給付制度に係る数理計算上の差異(税引後)(3)	(10)	(4)	24	(18)
会計基準AASB第3号(改訂版)の適用に伴う期首利益剰余金への調整	-	(39)	-	(39)
自己株式に係る配当所得	23	-	-	-
支払済普通株式配当金	(3,491)	(2,667)	(3,491)	(2,667)
支払済優先株式配当金	(12)	(11)	-	-
利益剰余金期末残高	17,787	15,921	12,351	11,666
準備金および利益剰余金合計	15,692	13,334	11,807	10,889

(1) 従業員への株式報酬に関する詳細は、注記46に記載されている。

(2) 株式オプション、一般および資本準備金から利益剰余金への残高振替は、分配可能な性質の項目を示している。

(3) ANZはAASB第119号に基づき、確定給付退職金制度に係る数理計算上の差異を利益剰余金に直接計上する方法を採用した(注記1F(vi)および注記45参照)。

a) 為替換算調整勘定

注記1A()に記載のとおり、為替換算調整勘定は海外事業の財務書類の換算により生じる為替差額(ヘッジ控除後)から成る。海外事業が売却された場合、当該事業に帰属する為替差額は損益計算書に計上される。

b) 株式オプション準備金

株式オプション準備金は、ANZ株式オプション制度に基づく特定の従業員に対する株式オプション、業績に基づく権利、株式後渡し権利の付与により発生する。これらの持分投資権の行使時に、当該金額が準備金から株式資本に振替えられる。注記1C()を参照。

c) 売却可能資産再評価差額金

売却可能金融資産の再評価による公正価値および換算差額における変動は、売却可能資産再評価差額金に計上される。再評価された売却可能金融資産が売却されると、その金融資産に関連する差額金の実現し、損益計算書に計上される。売却可能金融資産が減損した場合、その資産に関連する差額金が損益計算書に計上される。注記1E()を参照。

d) ヘッジ準備金

ヘッジ準備金とは、キャッシュフロー・ヘッジの有効部分について認識されるヘッジ損益である。ヘッジに係る累積繰延損益は、ヘッジ対象取引が損益計算書に影響を与えるときに、損益計算書に計上される。注記1E()を参照。

30. 非支配持分

	連結	
	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)	
株式資本	43	36
利益剰余金	5	28
非支配持分合計	48	64

[前へ](#) [次へ](#)

31. 資本管理

ANZは資本管理に対して積極的な取り組みを行っており、資本管理は、預金者、債権者および株主の利益保護を目的としている。この取り組みにおいては、以下の主要な政策目標に関する評価を通じて、ANZの自己資本の水準および構成の継続的な見直しが行われ、取締役会の承認を受ける。

- ・ レベル1（当行および特定の子会社）およびレベル2（オーストラリア健全性基準に準拠したANZ連結）の両方において、ANZの主たる健全性監督機関であるAPRA規定の最低適正資本比率（PCR）を上回り、かつ米国でANZが取得した外国持株会社事業免許に基づく米国連邦準備制度理事会（FRB）規定のレベル2最低資本所要額を上回る資本レベルを維持するなど、規制の遵守。
- ・ 格付機関の「AA」格銀行に対する「デフォルト回数」信頼水準を支えるために必要な経済的資本を超過する利用可能な資本を確保することを通じて、資本レベルを事業におけるリスクに合わせ、戦略計画および事業推進計画に対応させること。経済的資本は、目標支払能力水準を超えるリスクおよび予想外の損失を補填するために必要となる資本レベルの内部見積りである。
- ・ 資本レベルは、戦略計画において概説されたリスク選好度を条件として、無担保長期普通社債で当行が目標とする「AA」格を維持できる水準にあること。
- ・ 株主の利益の最大化と健全な資本管理の原則との適切なバランスを維持すること。

ANZは、中期的に詳細な戦略計画および資本計画を策定するための自己資本評価プロセス（ICAAP）を通じてこれらの目標を達成している。

ANZは、年次で計画対象期間を3年間とする詳細な戦略計画を策定し、その結果は戦略計画に組み込まれる。このプロセスには、各部門が現行事業について主要な財務指標を決定するために用いられる主要な経済的変数の予測が含まれている。そして、計画期間にわたり取り込まれる戦略的イニシアティブおよびその財務上の影響が決定される。これらのプロセスは以下の事項に用いられる。

- ・ 戦略計画に概説されたANZのリスク・プロファイルおよびリスク選好度に対しての、各資本クラスの資本比率、目標および水準の見直し。ANZの資本目標は、上記の主要な政策目標および特定の厳しい状況の経済シナリオ下で経済資本およびPCRの要件の両方を上回る資本水準の維持を確実にするように設定されている。
- ・ 異なる経済状況下でのストレス・テストを実施し、リスク軽減措置実施前と実施後のANZの資本ポジションの包括的な見直しを確実に行う。ストレス・テストにより、景気低迷時に発生する可能性のある損失を吸収するために必要な追加資本（すなわちバーゼル の第1の柱における最低所要自己資本を上回る「資本バッファー」）の水準が決定される。
- ・ ストレス・テストは、リスク管理における予測アプローチを強化するために不可欠であり、リスク、資産配分戦略および事業戦略を管理する上で重要な要素である。ストレス・テストにより、様々なマクロ経済シナリオに基づいた地域別、産業別および部門別のエクスポージャー間の関係および感応度がモデル化され、財務業績への影響に対する理解を深めるのに役立つ。ANZのリスク管理部門内に専任のストレス・テスト・チームが配置され、様々なシナリオおよびストレス・テストについてモデル化を行い、経営陣および取締役会のリスク委員会への報告を行っている。

これらの結果はその後以下の目的で使われる。

- ・ ANZがAPRA規定のPCRならびに米国FRB規定のTier 1資本および自己資本合計の最低所要額を引き続き遵守するなど、各資本クラスの最低範囲および実務上の範囲に関する管理目標を再調整する。
- ・ 資本の内部生成水準を判定し、当行（レベル1）および当グループ（レベル2）の現在および将来の資本の必要額を決定する。

これらのプロセスに基づいて、資本発行要件、資本証券の満期特性、様々な市場や経済の状況下で資本計画を実行する資本商品、時期および市場に関する選択肢を特定した資本計画が策定され、取締役会の承認を受ける。

資本計画は、財務業績予想、経済状況ならびに事業計画および戦略の進展を月次で見直すことを通じて、維持、更新される。取締役会および上級経営陣には、ANZの資本ポジションの最新の情報が月次で報告される。現在の適正資本管理を維持するために必要な措置はすべて、取締役会に報告され、承認を受ける。

規制環境

ANZの規制資本の計算は、バーゼル 自己資本測定基準に基づくリスク・ベースの自己資本評価枠組みを採用しているAPRAの適正基準の適用を受ける。このリスク・ベースのアプローチでは、適格資本をリスク加重資産（RWA）合計で除して得られる比率を銀行の自己資本の適正性の尺度として使用することが求められる。APRAでは、Tier 1自己資本および自己資本合計について、自己資本を分子、RWAを分母としてPCRを算定する。

認可預金受入機関（ADI）が単体ベースおよびグループ全体で適切な自己資本を維持していることを確認するために、APRAはADIの自己資本の適切性の測定に段階的アプローチを採用し、ADIの財務強度を3レベルにわたって評価している。

- ・ レベル1 - ADI単体（すなわち、当行および連結されてADIの拡大認定法人を構成することが承認されている子会社）。
- ・ レベル2 - 連結ベースの銀行グループ（すなわち、連結金融グループから健全性基準に従い特定の子会社および関連会社を除外したもの）。
- ・ レベル3 - 最も広範囲なコングロマリット・グループ

ANZはレベル1とレベル2で報告することが義務付けられ、レベル1とレベル2の自己資本の適切性を月次で測定しているが、レベル3での報告は義務付けられていない。

規制資本は、最も質の高い資本要素を持つTier 1と資本的要素の質は低くなるがADI全体の財務基盤を強化するTier 2に分けられる。

Tier 1自己資本は、「基本的自己資本」、「剰余自己資本」およびTier 1控除項目から構成される。基本的自己資本は、株主資本にAPRAが規制資本として認めない項目または低位の形態の規制資本として分類される項目を調整したものである。基本的自己資本の調整の重要な項目は以下のとおりである。

- ・ 株主資本に算入される剰余Tier 1自己資本商品は、除外される。
- ・ ヘッジ準備金、売却可能資産再評価差額金、ならびにレベル2の計算上は除外される保険および資金運用子会社・関連会社の準備金は、準備金から除外される。

- ・ 利益剰余金については、レベル2の計算上は除外される保険および資金運用子会社・関連会社の利益剰余金は除外されるものの、繰延手数料のうち健全性基準で規定されている判定基準を満たす貸出利回りの一部を構成する資産は算入される。
- ・ 当期に支払われた中間配当および特別配当、予想最終配当支払額（配当再投資制度およびボーナス・オプション制度に基づく予想配当再投資額控除後の値）、ならびにレベル2の計算上は除外される保険および資金運用子会社・関連会社の利益は、当期税引後利益から除外される。

剰余自己資本は、Tier 1自己資本とみなされる金額が制限される、非革新的小および革新的ハイブリッドTier 1資本商品を対象としている。

Tier 1自己資本控除項目にはTier 1自己資本からのみ控除される金額を含む、これらの控除は主に以下のような無形資産である。

- ・ のれん
- ・ 買収した保険/投資事業に関する保有契約高
- ・ 資産計上されたソフトウェア
- ・ 資産計上されたブローカー費用および借入費用
- ・ 正味繰延税金資産

Tier 1控除項目にはTier 1とTier 2からそれぞれ50%控除される項目も含まれ、主として、APRAまたはそれに相当する海外の当局の規制対象とされている他の子会社および関連会社への投資の有形資産部分、ならびに適格貸倒引当金（税金考慮後）を超過した分の予想損失額などである。

Tier 2自己資本は、Tier 2自己資本から50%の資本控除を差し引いた上位および下位Tier 2自己資本より構成される。上位Tier 2自己資本は主に永久劣後債で構成され、下位Tier 2自己資本には発行日現在の最低残存期間が5年間とされる定期劣後債が含まれる。

自己資本合計は、Tier 1自己資本およびTier 2自己資本の合計額である。

APRAが当行および当グループに対して行う適正資本の監督に加え、当行の支店および主要銀行子会社の運営は、これらに対して最低自己資本比率を課すことができるニュージーランド準備銀行、米国連邦準備制度理事会、英国金融サービス機構、シンガポール通貨監督庁、香港金融管理局、中国銀行業監督管理委員会などの現地の規制当局の監督を受ける。

当年度を通じて、当行および当グループは、APRAおよび米国連邦準備制度理事会が定めたTier 1および自己資本合計における最低自己資本比率ならびに当行の支店および子会社が営業する国々の規制当局が定めた自己資本比率を遵守している。

規制変更

バーゼル銀行監督委員会は一連の協議文書（バーゼル ）を公表したが、その中には銀行部門の金融および経済のストレス期における衝撃を吸収する能力向上を目的とした国際的な資本および流動性に関する枠組みを強化する多くの提案が含まれている。

適正資本を目指す諸改革を記した2010年12月付のバーゼル委員会の文書に続き、APRAも2011年9月6日に、オーストラリアにおけるバーゼル 自己資本規制改革案の導入を詳述した協議文書を公表した。

この協議文書では、普通株式等Tier 1自己資本からの控除項目の増加、所定の最低資本バッファを織り込んだ最低自己資本比率目標値の引き上げ、ならびにハイブリッドTier 1証券およびTier 2証券に関する要件の強化が盛り込まれたバーゼル 自己資本規制改革が採用されている。APRA協議文書に関するANZの解釈、および2010年12月付のバーゼル委員会の文書で提案されている取引相手の信用リスクに対するリスク加重の引き上げに基づいて、ANZの自己資本比率は、2013年1月の導入日においてAPRAが提案しようとしている最低自己資本比率を大きく上回っている。

バーゼル委員会は、システマティック・リスクおよび相互関係があるリスクに対処するため、条件付資本および測定に関する最終案を2012年に公表する予定である。

以下の表は、規制目的および自己資本比率で用いられる資本の構成を示している。

	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)	
規制資本 - 適格資本		
Tier 1		
株主資本および非支配持分	37,954	34,155
株主資本への適正資本調整	(3,479)	(2,840)
基本的Tier 1資本	34,475	31,315
控除(1)	(10,611)	(10,057)
普通株式等Tier 1資本	23,864	21,258
非革新的Tier 1資本商品	5,111	3,787
革新的Tier 1資本商品	1,641	1,646
Tier 1資本	30,616	26,691
Tier 2		
上位Tier 2資本	1,228	1,223
劣後社債(2)	5,017	6,619
控除	(3,071)	(3,026)
Tier 2資本	3,174	4,816
適格資本合計	33,790	31,507
自己資本比率		
普通株式等Tier 1	8.5%	8.0%
Tier 1	10.9%	10.1%
Tier 2	1.2%	1.8%
合計	12.1%	11.9%

(1) OnePathオーストラリア・リミテッドおよびOnePathニュージーランド・リミテッドを除くのれん2,968百万ドル(2010年：2,910百万ドル)、ならびにOnePathオーストラリア・リミテッドおよびOnePathニュージーランド・リミテッドに対する投資の無形資産部分2,071百万ドル(2010年：2,043百万ドル)も算入されている。

(2) 自己資本比率の算定において、劣後社債の発行は、満期までの最後の4年間は当初の金額から20%を減額され、Tier 1資本の50%に制限される。

規制環境 - 保険・資金運用事業

APRAの健全性基準に基づき、生命保険業務と資金運用業務は自己資本比率の算定において連結除外されており、ANZレベル2グループのリスク・ベースの自己資本比率規制の枠組みから除外されている。被支配法人に対する投資の無形部分はTier 1資本から控除され、残りの投資はTier 1資本とTier 2資本からそれぞれ50%控除される。さらに、ANZの業績に含まれるこれらの業務の利益はレベル2グループに送金されない限りTier 1資本の算定から除外される。

ANZのオーストラリアにおける生命保険事業は個別の事業としてAPRAの規制を受けている。生命保険法(1995年)には生命保険会社の規制資本要件を算定するため、「支払能力」および「自己資本比率」という2段階の枠組みが含まれている。ニュージーランドには生命保険会社に対する規制資本要件はない。ANZは、ニュージーランド保険数理士協会が公表した専門的な基準「生命保険会社の支払能力準備金」に従ってニュージーランドの生命保険事業の最低資本要件を算定している。

オーストラリアの資金運用会社にはオーストラリア証券投資委員会(「ASIC」)の「責任法人」規制が適用される。規制資本要件は保有するオーストラリアの金融サービス免許または公認外務員ライセンスの種類によって異なるが、正味有形資産5百万ドルを上限とする要件が適用される。

APRAは退職年金基金の公認受託会社を監督し、当該受託会社にも正味有形資産5百万ドル以上の維持を義務付けている。退職年金基金の公認受託会社および責任法人の両方に該当する事業体においてこれらの要件が累積されることはない。

ANZの保険会社と資金運用会社は、2011年9月30日現在、規制資本要件を上回る資産を保有している。

32. 担保に供する資産および受け入れ担保物件

担保に供する資産

以下の資産が担保として差し入れられている。

- ・ 法的要件に従って各地の中央銀行で保有されている強制準備預金。これらの預金は当グループの日常業務の資金として利用することはできない。
- ・ 買戻条件付取引の担保に供された有価証券。これらの取引は業界の標準的な契約により管理されている。
- ・ Esandaファイナンス・コーポレーション・リミテッド(Esanda)およびその子会社ならびにUDCファイナンス・リミテッド(UDC)の資産を対象とする社債の引受。Esandaおよびその子会社ならびにUDCの社債は、信託証書および担保付社債により、会社のすべての有形資産(土地および建物を除く)を対象とする浮動担保が付されている。EsandaおよびUDCの被支配会社はすべて、EsandaおよびUDCがそれぞれ発行したすべての社債および無担保社債に関する元金、利息およびその他の金員の支払いを保証している。担保に供されている貸付金は、UDCおよびその子会社のもののみである。
- ・ 仕組み資金調達取引において負債の担保として提供される第三者への預金。資金は子会社を通じて調達され、より良い価格条件を達成するために、ANZは当行によって差し入れられた現金を担保として提供している。

- ・ 中央銀行に差し入れている担保。
 - ・ 証券化を目的とした特別目的会社が投資家に発行した債券の担保として供された特定の住宅ローン。
- 担保として差し入れられている資産の帳簿価額は、以下のとおりである。

	連結				当行			
	帳簿価額		関連負債		帳簿価額		関連負債	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)							
規制当局預け金	1,505	1,056	該当なし	該当なし	497	616	該当なし	該当なし
買戻条件付売却証券	1,872	1,858	1,869	1,733	1,511	1,703	1,510	1,564
債券引受に基づく 担保差し入れ資産	2,146	2,899	1,372	1,545	-	-	-	-
仕組み資金調達取引に おける預金	840	840	2,000	2,000	840	840	-	-
証券化	166	211	166	211	-	-	-	-
その他	52	153	-	-	52	153	-	-

受け入れ担保物件(1)

ANZは売戻条件付契約の一環で担保を受け入れている。これらの取引は業界の標準的な契約に準拠している。

受入担保および差入担保の公正価値は以下のとおりである。

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
標準的な売戻条件付契約で受け入れた担保(2)				
売却可能な担保の公正価値	7,238	7,867	6,451	7,665
実際に再売却された担保の金額	4,125	1,307	3,341	1,122

- (1) デリバティブ商品に関する担保契約の詳細は注記12に記載されている。
 (2) 2011年の残高には、持分証券を原証券とする36百万ドルが算入されている。

33. 財務リスク管理

金融商品の利用に関する方針

金融商品は、事業の中核的な要素を構成するものであり、当グループの事業にとって重要である。したがって、金融商品に関連するリスクは、当グループが直面するリスクの重要な構成要素である。金融商品は、当グループの貸借対照表における信用、市場（トレーディング市場または公正価値リスク、ならびに非トレーディング市場または金利および外国為替関連リスクを含む）および流動性リスクを創出、変化または減少させる。これらのリスクならびにかかるリスクを管理するための当グループの目的、方針、プロセスおよびリスクの測定方法について下記に概要を説明する。

信用リスク

信用リスクとは、当行の顧客および取引相手が貸付または契約上の条件を完全に履行できないことによる財務的損失のリスクである。当グループは、多様な市場および多くの法域において、広範囲の貸出およびその他の活動に伴う信用リスクを負っている。信用リスクは顧客への従来の貸出からだけでなく、銀行間取引、トレジャリー、国際貿易および世界中の資本市場での活動からも生じる。

当グループは、適正な収益を得るための健全な企業成長を目指した全体的な目標を設定している。当グループの信用リスク原則は、取締役会によって設定され、段階的な権限委譲の体系の中で実施および監視されている。この体系は、事業配分戦略、与信方針／管理、ポートフォリオ監視およびリスク集中を含む信用リスクの多様な側面を監督することを目的としている。

信用リスク管理の概要

信用リスク管理の枠組みは、取締役会により設定される信用リスク選好度の測定、監視および管理について、一貫性のある取組みが当グループ全体に適用されるように構築されている。

信用リスクの監視という職務を果たす際、取締役会は、取締役会のリスク委員会による支援および助言を受ける。取締役会のリスク委員会は信用リスク選好度、信用原則および信用戦略の設定ならびに経営陣の裁量を超える与信取引の承認を行う。

信用リスクの枠組み（信用リスク選好度を含む）の管理および監視に対する責任は、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）を委員長として、上級リスク執行役員、事業およびグループ執行役員により構成される経営管理委員会としての信用および市場リスク委員会が担う。

当グループの信用リスク管理において、リスクの専門家で構成された独立した信用リスク管理機能が中心となっている。事業部門に所属している場合を含めて、信用リスクのスタッフ全員がCROへの最終報告することによって独立性を担保している。信用リスク資産に関する健全かつ収益性の高い管理および顧客との関係に対する主な責任は事業部門が担う。

与信決定権限は取締役会から最高経営責任者（CEO）に委譲され、CEOがCROに権限を再委譲している。次に、CROは、「膨大」な権限を上席クレジット・オフィサーから最も下位のクレジット・オフィサーへ委譲する一環として、与信決定権限の一部を個人に委譲する。与信決定権限を取得および保持するため、当該個人は適切で継続的な認定研修を修了する必要がある。与信決定権限については毎年見直しが行われ、権限を付与された者のパフォーマンスに基づいて変更される場合がある。

当グループは主に以下の2つのアプローチを利用して取引から生じる信用リスクを評価している。

- ・ より大口で複雑な信用取引は与信判断に基づいて評価されている。格付モデルにより一貫性のある体系的な評価が提供できるが、モデルで想定されていない要因に関しては判断が求められる。判断を要する貸出の与信承認は一般的には二重承認基準で事業部門の引受担当者および独立したクレジット・オフィサーが共同で行っている。
- ・ 信用評価プログラムは一般にリテール向け貸付および一部の小規模企業向け貸付を対象として信用取引申請を自動評価するものであり、そこでは（アプリケーション上および行動上の）スコアリング、ポリシー・ルールおよび外部の信用報告情報を組み合わせたものを使用している。申請が自動評価基準を満たしていない場合は、手作業による調査の対象となり、評価担当者が意思決定ツールの提案を検討する。

本社および各事業部門の信用リスク・チームは、信用リスク測定システムの開発および認証、ローン資産の質に関する報告、ストレス・テスト、ならびに与信方針の策定など、ポートフォリオ管理で重要な役割を果たしている。与信方針および与信手続きは、取引の組成、リスク等級決定、当初の承認、継続的な管理および不良債権管理など、信用ライフサイクルのすべての側面および専門家の方針に関する課題をカバーしている。

当グループの等級決定システムは信用リスク管理の基本で、すべての取引についてデフォルト確率（PD）、デフォルト時のエクスポージャー（EAD）およびデフォルトした場合に発生する損失（LGD）の測定を目的としている。

業務上の観点から見ると、当グループの信用等級決定システムには、以下の2つの個別かつ明確な要素がある。

- ・ 借入金の返済能力を示す27段階の顧客の信用格付け（CCR）で表示されるPDの測定。信用評価プログラムの分野では、PDは一般的にはスコアで示され、それがPDに変換される。
- ・ AからGまでの担保指標（SI）で表示されるLGDの測定。このSIは、デフォルト発生時に現金化できる担保でカバーされた貸付金の比率を参照して計算されている。担保に関連したSIは、ANZのLGDリサーチにより取引の特性によって回収結果が異なると指摘されている状況に対処するため、他の様々なSIによって補完されている。信用評価プログラムの分野では、エクスポージャーを大口で均質なプールにグループ分けし、LGDが当該プールのレベルで決定されている。

格付モデルの開発と定期的な検証は専門家で構成された本社のリスク・チームによって行われている。これらのモデルから得られたアウトプットにより、組成、価格設定、承認レベル、自己資本比率規制、経済的資本配分および引当などに関して多くの日々の与信決定が行われている。リスク等級決定プロセスには、適切な判断を行ったことを確認するためにモデルで生成された結果をモニタリングすること（モデルで想定されていない要因を考慮に入れてモデルで生成された結果と異なる決定を行うことなど）が含まれる。

担保管理

担保は取引相手が契約上の返済義務を履行できない場合の二次的な返済資金源として、信用リスクを軽減するために利用されている。

ANZの信用供与の原則は、取引相手に返済能力がある場合にのみ貸し付けることを示しており、当グループは、信用リスクの許容水準に制限を設けている。信用リスクの受入れ判断は、第一に、取引相手の契約債務履行能力（期限どおりの元利金返済など）に関する評価に基づいている。

顧客のリスク・プロファイルが非常に健全であるとみなされる場合、または商品の性質（例えば、クレジット・カードなど信用限度が少額に設定されている商品）による場合など、担保での信用補完が不要な取引もある。一部の商品については、供された担保がその商品の組成の基本となっているため、厳密には二次的な返済の資金源にならない。例えば、売掛金で担保されている貸付は一般的には売掛金を回収することによって返済される。

ANZが一般的に受け入れる担保で最も典型的な種類として、以下のようなものがある。

- ・ 住宅、商業用不動産、工業用不動産または農業用不動産に対する担保
- ・ 事業資産に対する固定担保および浮動担保
- ・ 特定の工場・設備に対する担保
- ・ 上場株式、上場債券または上場有価証券に対する担保
- ・ 預金に対する担保、ならびに
- ・ 保証および質権の設定

与信方針および与信手続きでは、受入可能な担保の種類ならびに追加の商品および/または資産の種類についての承認の検討がなされるプロセスが規定されている。ANZが信用リスクをモデル化する分野では過去の貸倒れに関する内部データと外部の関連するデータを利用して、強制売却の場合に発生すると予想される割引率を担保の種類毎に決定している。LGDの目的におけるSIの決定には割引後の価値が使用される。

顧客がデフォルトした場合には、通常貸付金の担保に対して抵当権者として積極的に担保権の実行に努める。したがって、当グループでは、担保権の実行により不動産またはその他の資産を直接所有することはない。

当グループは、通常、デリバティブ業務について取引相手とのマスター契約を利用している。一般的には国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）のマスター契約を使用している。取引相手のデフォルトが発生した場合には、ISDAマスター契約に基づいて取引相手とのすべての契約が解除される。その後、デフォルト発生時点での市場の水準により純額で決済される。

上記の条件に加えてANZは、ISDAマスター契約のクレジット・サポート・アネックス（CSA）も優先的に使用する。CSAに基づき、取引相手との未決済デリバティブ・ポジションは集計され、日次で現金担保（またはその他の形態の適格担保）を交換している。担保は、アウト・オブ・ザ・マネーの取引相手より提供される。取引の終了に際しての支払いは、開始日からの時価変動よりもむしろ最終日の時価変動に対してのみ必要とされる。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、多数の顧客が類似した事業活動もしくは同一地域内で活動に従事している場合、または類似したリスク特性により、契約債務履行能力が経済もしくはその他情勢に対して同様の影響を受ける場合に生じる。

当グループは、リスクの集中を特定し、評価するために当グループのポートフォリオを監視する。当グループの戦略は、許容可能なリスク・リターン・バランスの達成に狙いを定めた十分に分散された信用ポートフォリオを維持することにある。信用リスクのポートフォリオは、許容できないリスクの集中を特定し、評価し、防ぐために積極的に監視され、頻繁に見直される。集中の分析には通常、地理、産業、信用商品およびリスク評価が含まれる。当グループは許容できない大規模な単一リスクのエクスポージャーを回避するために、単独顧客限度額を設定している。かかる限度額は、取引相手の性質、デフォルト確率および提供された担保を含む様々な要因の組み合わせに基づき設定される。

信用リスク集中分析

産業別信用リスクが生じる金融商品の構成

連結	流動資産および 他の金融機関 に対する債権		売買目的および AFS(1)資産		デリバティブ		貸付金および前渡金 ならびに支払承諾 見返(5)	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)							
オーストラリア								
農業、林業、漁業および鉱業	-	8	-	37	259	139	12,143	11,571
ビジネスサービス	23	47	2	5	89	67	5,384	5,207
建設	8	2	2	21	147	95	5,156	4,592
娯楽、レジャーおよび観光	-	-	-	46	278	289	6,151	5,463
金融、投資および保険(4)	1,262	2,622	16,427	16,906	36,047	25,759	7,921	7,537
政府および公的機関	4,217	6,826	15,311	14,159	184	184	218	133
製造業	240	68	358	346	664	566	8,252	7,196
個人ローン	-	-	-	-	-	-	191,052	175,888
不動産業	1	3	40	89	795	586	24,108	22,643
小売業	8	5	85	132	173	160	9,295	8,422
運輸および倉庫	10	3	59	80	461	289	5,533	4,853
卸売業	242	158	2	8	383	392	5,826	5,526
その他	43	2	1,411	3,776	1,066	413	8,285	8,517
	6,054	9,744	33,697	35,605	40,546	28,939	289,324	267,548

連結	その他金融資産(2)		信用関連コミットメント(3)		合計	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
オーストラリア						
農業、林業、漁業および鉱業	176	164	7,309	6,216	19,887	18,135
ビジネスサービス	78	74	2,556	2,669	8,132	8,069
建設	75	65	3,448	3,978	8,836	8,753
娯楽、レジャーおよび観光	89	77	2,942	2,402	9,460	8,277
金融、投資および保険(4)	115	108	7,082	6,724	68,854	59,656
政府および公的機関	3	2	235	198	20,168	21,502
製造業	120	102	8,214	9,070	17,848	17,348
個人ローン	2,771	2,495	35,929	36,155	229,752	214,538
不動産業	350	321	8,267	7,637	33,561	31,279
小売業	135	119	3,630	3,462	13,326	12,300
運輸および倉庫	80	69	2,972	2,737	9,115	8,031
卸売業	84	78	4,938	5,250	11,475	11,412
その他	120	121	7,673	6,220	18,598	19,049
	4,196	3,795	95,195	92,718	469,012	438,349

連結	流動資産および 他の金融機関 に対する債権		売買目的および AFS(1)資産		デリバティブ		貸付金および前渡金 ならびに支払承諾 見返(5)	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)							
ニュージーランド								
農業、林業、漁業および鉱業	30	36	-	1	84	96	14,023	14,538
ビジネスサービス	4	-	-	1	15	15	898	590
建設	-	-	-	-	3	2	732	764
娯楽、レジャーおよび観光	-	-	-	-	33	30	880	841
金融、投資および保険(4)	2,394	1,337	2,751	2,383	7,864	5,361	728	1,370
政府および公的機関	184	5	4,913	4,248	451	241	1,136	1,089
製造業	-	41	8	15	155	93	2,015	2,365
個人ローン	-	-	-	-	-	-	43,574	42,463
不動産業	-	23	-	-	25	46	5,855	5,798
小売業	-	78	2	2	33	53	1,222	1,100
運輸および倉庫	-	4	45	16	83	114	1,247	1,370
卸売業	12	41	-	-	17	15	925	931
その他	28	-	43	159	305	256	1,456	1,188
	2,652	1,565	7,762	6,825	9,068	6,322	74,691	74,407

連結	その他金融資産(2)		信用関連コミットメント(3)		合計	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
ニュージーランド						
農業、林業、漁業および鉱業	79	108	1,404	1,097	15,620	15,876
ビジネスサービス	5	4	320	86	1,242	696
建設	4	6	536	503	1,275	1,275
娯楽、レジャーおよび観光	5	6	252	378	1,170	1,255
金融、投資および保険(4)	682	181	1,153	898	15,572	11,530
政府および公的機関	6	8	803	610	7,493	6,201
製造業	11	18	1,513	1,460	3,702	3,992
個人ローン	247	316	6,482	5,828	50,303	48,607
不動産業	33	43	652	869	6,565	6,779
小売業	7	8	583	705	1,847	1,946
運輸および倉庫	7	10	463	383	1,845	1,897
卸売業	5	7	873	976	1,832	1,970
その他	10	10	1,659	1,382	3,501	2,995
	1,101	725	16,693	15,175	111,967	105,019

(1) 売却可能資産。

(2) 主として約定資産および未収利息より構成される。

(3) 信用関連コミットメントは、未実行の与信枠および顧客の偶発債務から構成される。

(4) その他の当グループ企業に対する債権を含む。

(5) 信用関連コミットメントに関する貸倒引当金(個別および一括)を除く。

連結	流動資産および 他の金融機関 に対する債権		売買目的および AFS(1)資産		デリバティブ		貸付金および前渡金 ならびに支払承諾 見返(6)	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)							
アジア太平洋、ヨーロッパ およびアメリカ								
農業、林業、漁業および鉱業	38	11	-	-	40	22	1,389	688
ビジネスサービス	8	-	-	-	3	2	914	682
建設	-	5	-	-	32	16	336	251
娯楽、レジャーおよび観光	-	-	-	-	-	3	730	819
金融、投資および保険(4)	20,692	10,022	6,512	5,445	3,576	2,023	2,382	1,936
政府および公的機関	1,005	66	8,839	5,558	33	1	437	359
製造業	140	138	2	70	306	162	11,121	7,123
個人ローン	-	2	-	-	-	-	5,817	4,606
不動産業	-	-	-	30	63	15	3,309	2,393
小売業	-	-	-	5	2	2	921	708
運輸および倉庫	-	11	-	1	52	50	2,343	1,764
卸売業	123	52	-	1	115	88	5,289	3,257
その他	206	17	1,047	272	282	176	4,764	3,541
	22,212	10,324	16,400	11,382	4,504	2,560	39,752	28,127

連結	その他金融資産(2)		信用関連コミットメ ント(3)		合計	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
アジア太平洋、ヨーロッパ およびアメリカ						
農業、林業、漁業および鉱業	24	26	3,721	4,947	5,212	5,694
ビジネスサービス	16	26	1,255	896	2,196	1,606
建設	6	10	1,978	1,506	2,352	1,788
娯楽、レジャーおよび観光	12	31	282	323	1,024	1,176
金融、投資および保険(4)	40	74	9,103	5,570	42,305	25,070
政府および公的機関	7	14	1,340	1,231	11,661	7,229
製造業	189	272	16,591	12,546	28,349	20,311
個人ローン	99	176	6,580	5,700	12,496	10,484
不動産業	56	91	581	688	4,009	3,217
小売業	16	27	692	316	1,631	1,058
運輸および倉庫	40	67	1,102	806	3,537	2,699
卸売業	90	124	10,139	6,079	15,756	9,601
その他	81	135	3,847	3,013	10,227	7,154
	676	1,073	57,211	43,621	140,755	97,087

[前へ](#) [次へ](#)

連結	流動資産および 他の金融機関 に対する債権		売買目的および AFS(1)資産		デリバティブ		貸付金および前渡金 ならびに支払承諾 見返(6)	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位: 百万ドル)							
連結全体								
農業、林業、漁業および鉱業	68	55	-	38	383	257	27,555	26,797
ビジネスサービス	35	47	2	6	107	84	7,196	6,479
建設	8	7	2	21	182	113	6,224	5,607
娯楽、レジャーおよび観光	-	-	-	46	311	322	7,761	7,123
金融、投資および保険(4)	24,348	13,981	25,690	24,734	47,487	33,143	11,031	10,843
政府および公的機関	5,406	6,897	29,063	23,965	668	426	1,791	1,581
製造業	380	247	368	431	1,125	821	21,388	16,684
個人ローン	-	2	-	-	-	-	240,443	222,957
不動産業	1	26	40	119	883	647	33,272	30,834
小売業	8	83	87	139	208	215	11,438	10,230
運輸および倉庫	10	18	104	97	596	453	9,123	7,987
卸売業	377	251	2	9	515	495	12,040	9,714
その他	277	19	2,501	4,207	1,653	845	14,505	13,246
総計	30,918	21,633	57,859	53,812	54,118	37,821	403,767	370,082
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	(1,687)	(1,849)
一括貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	(2,604)	(2,577)
	30,918	21,633	57,859	53,812	54,118	37,821	399,476	365,656
前受収益	-	-	-	-	-	-	(2,216)	(2,262)
資産化された仲介手数料/住宅 ローン手数料	-	-	-	-	-	-	629	600
	30,918	21,633	57,859	53,812	54,118	37,821	397,889	363,994
上記の分析から除外されたもの (5)	2,805	2,793	479	445	-	-	-	-
	33,723	24,426	58,338	54,257	54,118	37,821	397,889	363,994

連結	その他金融資産(2)		信用関連コミットメント(3)		合計	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
連結全体						
農業、林業、漁業および鉱業	279	298	12,434	12,260	40,719	39,705
ビジネスサービス	99	104	4,131	3,651	11,570	10,371
建設	85	81	5,962	5,987	12,463	11,816
娯楽、レジャーおよび観光	106	114	3,476	3,103	11,654	10,708
金融、投資および保険(4)	837	363	17,338	13,192	126,731	96,256
政府および公的機関	16	24	2,378	2,039	39,322	34,932
製造業	320	392	26,318	23,076	49,899	41,651
個人ローン	3,117	2,987	48,991	47,683	292,551	273,629
不動産業	439	455	9,500	9,194	44,135	41,275
小売業	158	154	4,905	4,483	16,804	15,304
運輸および倉庫	127	146	4,537	3,926	14,497	12,627
卸売業	179	209	15,950	12,305	29,063	22,983
その他	211	266	13,179	10,615	32,326	29,198
総計	5,973	5,593	169,099	151,514	721,734	640,455
個別貸倒引当金	-	-	(10)	(26)	(1,697)	(1,875)
一括貸倒引当金	-	-	(572)	(576)	(3,176)	(3,153)
	5,973	5,593	168,517	150,912	716,861	635,427
前受収益	-	-	-	-	(2,216)	(2,262)
資産化された仲介手数料/住宅 ローン手数料	-	-	-	-	629	600
	5,973	5,593	168,517	150,912	715,274	633,765
上記の分析から除外された もの(5)	-	-	-	-	3,284	3,238
	5,973	5,593	168,517	150,912	718,558	637,003

(1) 売却可能資産。

(2) 主として約定資産および未収利息より構成される。

(3) 信用関連コミットメントは、未実行の与信枠および顧客の偶発債務より構成される。

(4) その他の当グループ企業に対する債権を含む。

(5) 持分証券および現金は、最大エクスポージャー額から除外される。

(6) 信用関連コミットメントに関する貸倒引当金（個別および一括）を除く。

当行	流動資産および 他の金融機関 に対する債権		売買目的および AFS(1)資産		デリバティブ		貸付金および前渡金 ならびに支払承諾 見返(5)	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)							
オーストラリア								
農業、林業、漁業および鉱業	-	8	-	37	259	139	11,425	9,689
ビジネスサービス	25	46	2	4	89	67	5,373	5,198
建設	9	2	2	21	148	94	5,145	4,584
娯楽、レジャーおよび観光	-	-	-	46	278	288	6,130	5,454
金融、投資および保険(4)	1,298	2,502	16,786	16,767	42,119	29,500	8,651	8,302
政府および公的機関	4,598	6,726	15,653	14,060	184	184	218	133
製造業	261	67	366	344	665	567	8,227	7,183
個人ローン	-	-	-	-	-	-	190,661	175,585
不動産業	1	3	41	88	794	586	24,056	22,605
小売業	9	5	87	131	173	160	9,275	8,408
運輸および倉庫	11	3	60	79	461	288	5,491	4,780
卸売業	263	156	2	8	384	392	5,811	5,516
その他	47	2	1,333	3,621	1,066	413	8,259	8,491
	6,522	9,520	34,332	35,206	46,620	32,678	288,722	265,928

当行	その他金融資産(2)		信用関連コミット メント(3)		合計	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
オーストラリア						
農業、林業、漁業および鉱業	118	92	7,302	6,022	19,104	15,987
ビジネスサービス	55	49	2,553	2,669	8,097	8,033
建設	53	44	3,445	3,978	8,802	8,723
娯楽、レジャーおよび観光	63	52	2,940	2,402	9,411	8,242
金融、投資および保険(4)	89	79	7,075	6,724	76,018	63,874
政府および公的機関	3	2	235	198	20,891	21,303
製造業	85	68	8,206	9,070	17,810	17,299
個人ローン	1,956	1,671	35,890	36,155	228,507	213,411
不動産業	248	215	8,259	7,637	33,399	31,134
小売業	95	80	3,626	3,462	13,265	12,246
運輸および倉庫	57	45	2,970	2,734	9,050	7,929
卸売業	60	52	4,933	5,249	11,453	11,373
その他	86	82	7,666	6,217	18,457	18,826
	2,968	2,531	95,100	92,517	474,264	438,380

当行	流動資産および 他の金融機関 に対する債権		売買目的および AFS(1)資産		デリバティブ		貸付金および前渡金 ならびに支払承諾 見返(5)	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)							
ニュージーランド								
農業、林業、漁業および鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
ビジネスサービス	-	-	-	-	-	-	-	-
建設	-	-	-	-	-	-	-	-
娯楽、レジャーおよび観光	-	-	-	-	-	-	-	-
金融、投資および保険	-	-	-	-	21	381	-	-
政府および公的機関	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
個人ローン	-	-	-	-	-	-	7,820	7,663
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
小売業	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸および倉庫	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	21	381	7,820	7,663

当行	その他金融資産(2)		信用関連コミットメント(3)		合計	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
ニュージーランド						
農業、林業、漁業および鉱業	-	-	-	-	-	-
ビジネスサービス	-	-	-	-	-	-
建設	-	-	-	-	-	-
娯楽、レジャーおよび観光	-	-	-	-	-	-
金融、投資および保険	-	-	-	-	21	381
政府および公的機関	-	-	-	-	-	-
製造業	-	-	-	-	-	-
個人ローン	267	226	69	48	8,156	7,937
不動産業	-	-	-	-	-	-
小売業	-	-	-	-	-	-
運輸および倉庫	-	-	-	-	-	-
卸売業	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
	267	226	69	48	8,177	8,318

(1) 売却可能資産。

(2) 主として約定資産および未収利息より構成される。

(3) 信用関連コミットメントは、未実行の与信枠および顧客の偶発債務より構成される。

(4) その他の当グループ企業に対する債権を含む。

(5) 信用関連コミットメントに関する貸倒引当金（個別および一括）を除く。

当行	流動資産および 他の金融機関 に対する債権		売買目的および AFS(1)資産		デリバティブ		貸付金および前渡金 ならびに支払承諾 見返(6)	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)							
アジア太平洋、ヨーロッパ およびアメリカ								
農業、林業、漁業および鉱業	34	11	-	-	15	10	817	429
ビジネスサービス	7	-	-	-	1	1	604	486
建設	-	1	-	-	12	7	176	114
娯楽、レジャーおよび観光	-	-	-	-	-	1	558	644
金融、投資および保険(4)	18,056	9,306	5,601	5,031	1,362	897	2,035	1,711
政府および公的機関	899	56	6,305	4,388	12	-	362	305
製造業	122	134	2	67	116	71	9,544	6,388
個人ローン	-	2	-	-	-	-	4,465	3,258
不動産業	-	-	-	29	24	6	3,111	2,413
小売業	-	-	-	5	1	1	596	480
運輸および倉庫	-	11	-	1	20	22	1,760	1,462
卸売業	110	44	-	1	44	38	4,471	2,860
その他	185	17	766	170	108	78	3,938	2,914
	19,413	9,582	12,674	9,692	1,715	1,132	32,437	23,464

当行	その他金融資産(2)		信用関連コミットメ ント(3)		合計	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
アジア太平洋、ヨーロッパ およびアメリカ						
農業、林業、漁業および鉱業	13	16	3,032	4,466	3,911	4,932
ビジネスサービス	10	18	1,071	837	1,693	1,342
建設	3	4	1,829	1,448	2,020	1,574
娯楽、レジャーおよび観光	9	24	258	284	825	953
金融、投資および保険(4)	36	68	8,291	5,242	35,381	22,255
政府および公的機関	6	12	1,259	1,186	8,843	5,947
製造業	154	242	14,682	11,668	24,620	18,570
個人ローン	72	123	5,587	4,856	10,124	8,239
不動産業	50	91	534	663	3,719	3,202
小売業	10	18	527	247	1,134	751
運輸および倉庫	28	55	982	715	2,790	2,266
卸売業	72	108	9,166	5,666	13,863	8,717
その他	63	110	2,989	2,304	8,049	5,593
	526	889	50,207	39,582	116,972	84,341

当行	流動資産および 他の金融機関 に対する債権		売買目的および AFS(1)資産		デリバティブ		貸付金および前渡金 ならびに支払承諾 見返(6)	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位:百万ドル)							
当行全体								
農業、林業、漁業および鉱業	34	19	-	37	274	149	12,242	10,118
ビジネスサービス	32	46	2	4	90	68	5,977	5,684
建設	9	3	2	21	160	101	5,321	4,698
娯楽、レジャーおよび観光	-	-	-	46	278	289	6,688	6,098
金融、投資および保険(4)	19,354	11,808	22,386	21,798	43,502	30,778	10,686	10,013
政府および公的機関	5,497	6,782	21,959	18,448	196	184	580	438
製造業	383	201	368	411	781	638	17,771	13,571
個人ローン	-	2	-	-	-	-	202,946	186,506
不動産業	1	3	41	117	818	592	27,167	25,018
小売業	9	5	87	136	174	161	9,871	8,888
運輸および倉庫	11	14	60	80	481	310	7,251	6,242
卸売業	373	200	2	9	428	430	10,282	8,376
その他	232	19	2,099	3,791	1,174	491	12,197	11,405
総計	25,935	19,102	47,006	44,898	48,356	34,191	328,979	297,055
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	(1,144)	(1,253)
一括貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	(2,042)	(1,950)
	25,935	19,102	47,006	44,898	48,356	34,191	325,793	293,852
前受収益	-	-	-	-	-	-	(1,961)	(2,007)
資産化された仲介手数料/住宅 ローン手数料	-	-	-	-	-	-	602	566
	25,935	19,102	47,006	44,898	48,356	34,191	324,434	292,411
上記の分析から除外されたもの (5)	958	1,082	378	380	-	-	-	-
	26,893	20,184	47,384	45,278	48,356	34,191	324,434	292,411

当行	その他金融資産(2)		信用関連コミットメント (3)		合計	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
当行全体						
農業、林業、漁業および鉱業	131	108	10,334	10,488	23,015	20,919
ビジネスサービス	65	67	3,624	3,506	9,790	9,375
建設	56	48	5,274	5,426	10,822	10,297
娯楽、レジャーおよび観光	72	76	3,198	2,686	10,236	9,195
金融、投資および保険(4)	125	147	15,366	11,966	111,420	86,510
政府および公的機関	9	14	1,494	1,384	29,734	27,250
製造業	239	310	22,888	20,738	42,430	35,869
個人ローン	2,295	2,020	41,546	41,059	246,787	229,587
不動産業	298	306	8,793	8,300	37,118	34,336
小売業	105	98	4,153	3,709	14,399	12,997
運輸および倉庫	85	100	3,952	3,449	11,840	10,195
卸売業	132	160	14,099	10,915	25,316	20,090
その他	149	192	10,655	8,521	26,506	24,419
総計	3,761	3,646	145,376	132,147	599,413	531,039
個別貸倒引当金	-	-	(6)	(20)	(1,150)	(1,273)
一括貸倒引当金	-	-	(454)	(436)	(2,496)	(2,386)
	3,761	3,646	144,916	131,691	595,767	527,380
前受収益	-	-	-	-	(1,961)	(2,007)
資産化された仲介手数料/住宅 ローン手数料	-	-	-	-	602	566
	3,761	3,646	144,916	131,691	594,408	525,939
上記の分析から除外されたもの(5)	-	-	-	-	1,336	1,462
	3,761	3,646	144,916	131,691	595,744	527,401

(1) 売却可能資産。

(2) 主として約定資産および未収利息より構成される。

(3) 信用関連コミットメントは、未実行の与信枠および顧客の偶発債務より構成される。

(4) その他の当グループ企業に対する債権を含む。

(5) 持分証券および現金は、最大エクスポージャー額から除外される。

(6) 信用関連コミットメントに関する貸倒引当金（個別および一括）を除く。

[前へ](#) [次へ](#)

信用の質

信用リスクに対する最大エクスポージャー

貸借対照表に認識される金融資産について、信用リスクに対する最大のエクスポージャーは、帳簿価額である。一定の状況において、貸借対照表上の帳簿価額と以下の表において公表される額には差異がある場合がある。原則として、かかる差異は主に、市場リスクにさらされる株式投資または紙幣および貨幣など、信用リスク以外のリスクにさらされる金融資産について生じる。偶発的なエクスポージャーについて、信用リスクに対する最大エクスポージャーは、かかる商品が請求された場合に当グループが支払わなければならない最大額である。未実行の与信枠について、信用リスクに対する最大エクスポージャーは、与信枠の総額である。

以下の表は、担保またはその他信用補完を考慮前のオン・バランスシートおよびオフ・バランスシート上の金融商品の信用リスクに対する最大エクスポージャーを示したものである。

連結	計上		除外(1)		信用リスクに対する 最大エクスポージャー	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
流動資産	24,899	18,945	2,805	2,793	22,094	16,152
他の金融機関に対する債権	8,824	5,481	-	-	8,824	5,481
売買目的有価証券	36,074	33,515	-	-	36,074	33,515
デリバティブ金融商品	54,118	37,821	-	-	54,118	37,821
売却可能資産	22,264	20,742	479	445	21,785	20,297
正味貸付金および前渡金ならびに支払 承諾見返						
- オーストラリア	231,139	217,903	-	-	231,139	217,903
- APEA	38,779	27,118	-	-	38,779	27,118
- ニュージーランド	68,174	67,239	-	-	68,174	67,239
- 法人	91,151	72,670	-	-	91,151	72,670
- 差引：法人APEA	(31,936)	(21,538)	-	-	(31,936)	(21,538)
その他金融資産(2)	5,973	5,593	-	-	5,973	5,593
	549,459	485,489	3,284	3,238	546,175	482,251
未実行与信枠	137,889	124,029	-	-	137,889	124,029
偶発与信枠	31,210	27,485	-	-	31,210	27,485
	169,099	151,514	-	-	169,099	151,514
合計	718,558	637,003	3,284	3,238	715,274	633,765

(1) 流動資産である紙幣、貨幣および銀行預金ならびに売却可能金融資産における持分証券を含む。

(2) 主として約定資産および未収利息より構成される。

当行	計上		除外(1)		信用リスクに対する 最大エクスポージャー	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
流動資産	20,555	16,047	958	1,082	19,597	14,964
他の金融機関に対する債権	6,338	4,136	-	-	6,338	4,136
売買目的有価証券	28,367	28,305	-	-	28,367	28,305
デリバティブ金融商品	48,356	34,191	-	-	48,356	34,191
売却可能資産	19,017	16,973	378	380	18,639	16,593
正味貸付金および前渡金ならびに 支払承諾見返	323,974	291,956	-	-	323,974	291,957
その他金融資産(2)	3,761	3,646	-	-	3,761	3,646
	<u>450,368</u>	<u>395,254</u>	<u>1,336</u>	<u>1,462</u>	<u>449,033</u>	<u>393,792</u>
未実行与信枠	117,107	106,403	-	-	117,107	106,403
偶発与信枠	28,269	25,744	-	-	28,269	25,744
	<u>145,376</u>	<u>132,147</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>145,376</u>	<u>132,147</u>
合計	<u>595,744</u>	<u>527,401</u>	<u>1,336</u>	<u>1,462</u>	<u>594,408</u>	<u>525,939</u>

(1) 流動資産である紙幣、貨幣および銀行預金ならびに売却可能金融資産における持分証券を含む。

(2) 主として約定資産および未収利息より構成される。

信用度別金融資産配分

当グループは包括的な格付システムを有しており、信用リスクを数値化する際に利用している。統一の測定基準を利用することにより、当グループのエクスポージャーの種類全体で一貫性が確保されており、一貫した報告および分析体制が整備されている。

保証人をはじめ、ANZが与信関係を有するすべての顧客には、プログラムされた信用評価または判断評価のいずれかにより、組成時にCCRまたはスコアが付与される。さらに、継続的にCCRまたはスコアの見直しを行い、顧客の信用リスクおよびその時点の経済情勢が正確に反映されるようにしている。

したがって、当グループのリスク等級プロファイルは、新規貸付、返済および/または既存の取引相手のリスクまたは取引額の変動により大きく変化する。

条件緩和債権

条件緩和債権は、顧客が財政的困難に直面したことにより、当初の契約条件が変更されたものである。条件緩和は、支払期限が到来した利息、元金またはその他の支払いの減免、あるいは同様のリスクを有する新規の与信枠に対して一般的に提供される期間を超える返済日の延期より構成される。

連結	延滞も減損も していない		延滞しているが 減損はしていない		再編		減損		合計	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)									
流動資産	22,094	16,152	-	-	-	-	-	-	22,094	16,152
他の金融機関に 対する債権	8,824	5,481	-	-	-	-	-	-	8,824	5,481
売買目的有価証券	36,074	33,515	-	-	-	-	-	-	36,074	33,515
デリバティブ商品	54,079	37,752	-	-	1	18	38	51	54,118	37,821
売却可能資産	21,785	20,297	-	-	-	-	-	-	21,785	20,297
正味貸付金および前 渡金ならびに支払 承諾見返										
- オーストラリア	220,897	207,897	9,022	8,977	-	-	1,220	1,029	231,139	217,903
- APEA	37,413	25,742	700	689	-	-	666	687	38,779	27,118
- ニュージーラン ド	64,732	63,497	2,034	2,229	16	7	1,392	1,506	68,174	67,239
- 法人	88,622	69,132	119	263	683	116	1,727	3,159	91,151	72,670
- 差引：法人APEA	(31,557)	(21,217)	(24)	(15)	-	-	(355)	(306)	(31,936)	(21,538)
その他金融資産(1)	5,973	5,593	-	-	-	-	-	-	5,973	5,593
信用関連コミット メント(2)	168,906	151,220	-	-	-	-	193	294	169,099	151,514
	<u>697,842</u>	<u>615,061</u>	<u>11,851</u>	<u>12,143</u>	<u>700</u>	<u>141</u>	<u>4,881</u>	<u>6,420</u>	<u>715,274</u>	<u>633,765</u>

当行	延滞も減損も していない		延滞しているが 減損はしていない		再編		減損		合計	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)									
流動資産	19,597	14,964	-	-	-	-	-	-	19,597	14,964
他の金融機関に 対する債権	6,338	4,136	-	-	-	-	-	-	6,338	4,136
売買目的有価証券	28,367	28,305	-	-	-	-	-	-	28,367	28,305
デリバティブ商品	48,317	34,122	-	-	1	18	38	51	48,356	34,191
売却可能資産	18,639	16,593	-	-	-	-	-	-	18,639	16,593
正味貸付金および前 渡金ならびに支払 承諾見返	310,758	277,687	9,495	9,867	683	116	3,038	4,287	323,974	291,957
その他金融資産(1)	3,761	3,646	-	-	-	-	-	-	3,761	3,646
信用関連コミットメ ント(2)	145,204	131,877	-	-	-	-	172	270	145,376	132,147
	<u>580,981</u>	<u>511,330</u>	<u>9,495</u>	<u>9,867</u>	<u>684</u>	<u>134</u>	<u>3,248</u>	<u>4,608</u>	<u>594,408</u>	<u>525,939</u>

(1) 主として約定資産および未収利息より構成される。

(2) 未実行の与信枠および顧客の偶発債務より構成される。

延滞も減損もしていない金融資産の信用度

当グループはその時点でのデフォルト確率に基づき内部CCRを利用し金融資産の信用度を管理している。当グループの統一の測定基準は外部の格付機関の測定基準に合わせて作成されているため、広範な比較が可能になっている。

内部格付け

信用度の高い顧客	長期にわたる営業活動および財務業績において優れた安定性を示し、債務返済能力が予測可能な事象に対してそれほど脆弱ではない顧客。かかる格付けは、ムーディーズおよびスタンダード・アンド・プアーズのそれぞれ、AaaからBaa3までおよびAAAからBBB-までとほぼ一致している。
受入れ可能なリスクを有する顧客	中には景気循環傾向および利益の変動性の影響を受けやすい顧客が存在する可能性があるものの、中期から長期にわたり適切な営業上および財政上の安定性を一貫して示している顧客。かかる格付けは、ムーディーズおよびスタンダード・アンド・プアーズのそれぞれ、Ba2からBa3までおよびBBからBB-までとほぼ一致している。
基準を満たさないが延滞も減損もしていない顧客	短期および場合によっては中期にわたり収益性および流動性の変動および不確実性が予想されることから、いくらかの営業上および財政上の不安定性を示している顧客。かかる格付けは、ムーディーズおよびスタンダード・アンド・プアーズのそれぞれ、B1からCaaおよびB+からCCCまでとほぼ一致している。

連結	信用度の高い顧客		受入れ可能なリスクを有する顧客		基準を満たさないが延滞も減損もしていない顧客		合計	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)							
流動資産	21,484	15,606	552	468	58	78	22,094	16,152
他の金融機関に対する債権	7,617	4,880	980	424	227	177	8,824	5,481
売買目的有価証券	35,528	32,466	546	1,017	-	32	36,074	33,515
デリバティブ商品	51,928	36,464	1,461	775	690	513	54,079	37,752
売却可能資産	20,081	19,026	1,664	1,271	40	-	21,785	20,297
正味貸付金および前渡金ならびに支払承諾見返								
- オーストラリア	164,417	153,391	46,367	45,148	10,113	9,358	220,897	207,897
- APEA	26,136	14,731	9,201	9,227	2,076	1,784	37,413	25,742
- ニュージーランド	39,590	36,094	20,802	22,069	4,340	5,334	64,732	63,497
- 法人	65,433	45,050	19,038	19,988	4,151	4,094	88,622	69,132
- 差引：法人APEA	(21,894)	(11,625)	(9,192)	(8,894)	(471)	(698)	(31,557)	(21,217)
その他金融資産(1)	5,412	5,125	431	385	130	83	5,973	5,593
信用関連コミットメント(2)	136,248	123,083	29,759	24,544	2,899	3,593	168,906	151,220
	551,980	474,291	121,609	116,422	24,253	24,348	697,842	615,061

当行	信用度の高い顧客		受入れ可能なリスクを有する顧客		基準を満たさないが延滞も減損もしていない顧客		合計	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)							
流動資産	19,085	14,566	473	340	39	58	19,597	14,964
他の金融機関に対する債権	5,596	3,914	738	214	4	8	6,338	4,136
売買目的有価証券	28,017	27,274	350	999	-	32	28,367	28,305
デリバティブ商品	46,418	33,127	1,226	532	673	463	48,317	34,122
売却可能資産	18,336	16,264	263	329	40	-	18,639	16,593
正味貸付金および前渡金ならびに支払承諾見返	228,068	198,050	67,548	65,885	15,142	13,752	310,758	277,687
その他金融資産(1)	3,307	3,315	346	275	108	56	3,761	3,646
信用関連コミットメント(2)	119,913	109,788	23,598	19,724	1,693	2,365	145,204	131,877
	468,740	406,298	94,542	88,298	17,699	16,734	580,981	511,330

(1) 主として約定資産および未収利息より構成される。

(2) 未実行の与信枠および顧客の偶発債務より構成される。

延滞しているが減損していない金融資産の期間別分析

当グループは延滞貸出金の期間別分析を利用して、新たな信用リスクの測定および管理を行っている。延滞しているが減損していない金融資産には、延滞期間が180日となるまで正常債権として保有することが可能なことからポートフォリオベース（例えば、クレジット・カードや個人ローン）で一元的に評価、承認および管理される金融資産および個別に管理されている金融資産が含まれる。

住宅ローンなど、個人顧客向けの信用エクスポージャーの大部分は、通常、十分な担保が供されている。すなわち、関連担保の価値により貸付残高が十分にカバーされている。

2011年9月30日現在	連結					合計
	1-5日	6-29日	30-59日	60-89日	90日以上	
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金および前渡金ならびに支払承諾見返						
- オーストラリア	2,132	3,451	1,280	639	1,520	9,022
- APEA	-	516	-	115	69	700
- ニュージーランド	867	557	275	93	242	2,034
- 法人	29	36	30	20	4	119
- 差引：法人APEA	-	(20)	(1)	(2)	(1)	(24)
その他金融資産	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(1)	-	-	-	-	-	-
	3,028	4,540	1,584	865	1,834	11,851

連 結

2010年9月30日現在	1-5日	6-29日	30-59日	60-89日	90日以上	合計
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金および前渡金ならびに 支払承諾見返						
- オーストラリア	1,799	4,115	1,274	587	1,202	8,977
- APEA	-	483	-	123	83	689
- ニュージーランド	739	788	340	124	238	2,229
- 法人	8	110	55	44	46	263
- 差引：法人APEA	-	(1)	-	-	(14)	(15)
その他金融資産	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(1)	-	-	-	-	-	-
	2,546	5,495	1,669	878	1,555	12,143

当 行

2011年9月30日現在	1-5日	6-29日	30-59日	60-89日	90日以上	合計
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金および前渡金ならびに 支払承諾見返	2,222	3,760	1,308	695	1,510	9,495
その他金融資産	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(1)	-	-	-	-	-	-
	2,222	3,760	1,308	695	1,510	9,495

当 行

2010年9月30日現在	1-5日	6-29日	30-59日	60-89日	90日以上	合計
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金および前渡金ならびに 支払承諾見返	1,871	4,704	1,341	722	1,229	9,867
その他金融資産	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(1)	-	-	-	-	-	-
	1,871	4,704	1,341	722	1,229	9,867

(1) 未実行の与信枠および顧客の偶発債務より構成される。

[前△](#) [次△](#)

延滞しているが減損していない金融資産に関する担保の見積価額

供される担保は、デフォルト事由を想定して、回収基準で保守的に評価されている。その評価は定期的に更新されるが、更新頻度は担保の性質によって異なる。顧客審査の際には担保価値評価の適切性についても考慮しなければならない。取引の担保指標（SI）を計算するため、担保品目の価値は掛目によって減額され、その市場価額は景気後退シナリオを想定して実現可能価額まで減額される。掛目は過去の貸倒情報に基づいて決定されている。

開示の目的上、担保が対応する信用エクスポージャーよりも高価値である場合、カバレッジは信用エクスポージャーの価値が上限となる。

連結	現金		不動産		その他	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金および前渡金ならびに 支払承諾見返						
- オーストラリア	-	-	6,310	6,346	1,717	1,771
- APEA	-	-	174	193	173	234
- ニュージーランド	-	-	1,223	1,586	448	241
- 法人	-	-	46	94	25	119
- 差引：法人APEA	-	-	-	-	(1)	(3)
その他金融資産(1)	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(2)	-	-	-	-	-	-
	-	-	7,753	8,219	2,362	2,362

連結	担保の総価額		信用エクスポージャー		信用エクスポージャー の無担保分	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金および前渡金ならびに 支払承諾見返						
- オーストラリア	8,027	8,117	9,022	8,977	995	860
- APEA	347	427	700	689	353	262
- ニュージーランド	1,671	1,827	2,034	2,229	363	402
- 法人	71	213	119	263	48	50
- 差引：法人APEA	(1)	(3)	(24)	(15)	(23)	(12)
その他金融資産(1)	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(2)	-	-	-	-	-	-
	10,115	10,581	11,851	12,143	1,736	1,562

当行	現金		不動産		その他	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金および前渡金ならびに 支払承諾見返	-	-	6,709	6,875	1,672	1,894
その他金融資産(1)	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(2)	-	-	-	-	-	-
	-	-	6,709	6,875	1,672	1,894

当行	担保の総価額		信用エクスポージャー		信用エクスポージャー の無担保分	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金および前渡金ならびに 支払承諾見返	8,381	8,769	9,495	9,867	1,114	1,098
その他金融資産(1)	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(2)	-	-	-	-	-	-
	8,381	8,769	9,495	9,867	1,114	1,098

(1) 主として約定資産および未収利息より構成される。

(2) 未実行の与信枠および顧客の偶発債務より構成される。

個別に減損している金融資産

	連結				当行			
	減損資産		個別引当金残高		減損資産		個別引当金残高	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位:百万ドル)							
オーストラリア								
流動資産	-	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する 債権	-	-	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	35	51	-	-	35	51	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-	-	-
正味貸付金および前渡金 ならびに支払承諾見返	2,592	3,837	902	957	2,430	3,696	864	904
その他金融資産(1)	-	-	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメン ト(2)	180	260	7	20	172	260	6	20
	2,807	4,148	909	977	2,637	4,007	870	924
ニュージーランド								
流動資産	-	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する 債権	-	-	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	-	-	-	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-	-	-
正味貸付金および前渡金 ならびに支払承諾見返	1,392	1,551	398	463	52	33	14	9
その他金融資産(1)	-	-	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメン ト(2)	13	24	3	6	-	-	-	-
	1,405	1,575	401	469	52	33	14	9
アジア太平洋、ヨーロッ パおよびアメリカ								
流動資産	-	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する 債権	-	-	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	3	-	-	-	3	-	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-	-	-
正味貸付金、前渡金およ び支払承諾見返	666	687	387	429	556	558	266	340
その他金融資産(1)	-	-	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメン ト(2)	-	10	-	-	-	10	-	-
	669	697	387	429	559	568	266	340
全体								
流動資産	-	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する 債権	-	-	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	38	51	-	-	38	51	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-	-	-
正味貸付金および前渡金 ならびに支払承諾見返	4,650	6,075	1,687	1,849	3,038	4,287	1,144	1,253
その他金融資産(1)	-	-	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメン ト(2)	193	294	10	26	172	270	6	20
	4,881	6,420	1,697	1,875	3,248	4,608	1,150	1,273

(1) 主として約定資産および未収利息より構成される。

(2) 未実行の与信枠および顧客の偶発債務より構成される。

個別に減損している金融資産に関する担保の見積価額

連結	現金		不動産		その他	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	17	32	21	19
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金および前渡金ならびに 支払承諾見返						
- オーストラリア	-	-	248	172	380	376
- APEA	-	-	16	15	262	243
- ニュージーランド	-	-	840	743	154	329
- 法人	-	-	784	1,330	488	1,195
- 差引：法人APEA	-	-	-	-	(209)	(177)
その他金融資産(1)	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(2)	-	1	7	9	176	258
	-	1	1,912	2,301	1,272	2,243

連結	担保の総価額		信用エクスポージャー		信用エクスポージャー の無担保分	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	38	51	38	51	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金および前渡金ならびに 支払承諾見返						
- オーストラリア	628	548	1,220	1,029	592	481
- APEA	278	258	666	687	388	429
- ニュージーランド	994	1,072	1,392	1,506	398	434
- 法人	1,272	2,525	1,727	3,159	455	634
- 差引：法人APEA	(209)	(177)	(355)	(306)	(146)	(129)
その他金融資産(1)	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(2)	183	268	193	294	10	26
	3,184	4,545	4,881	6,420	1,697	1,875

当行	現金		不動産		その他	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	-	-	17	32	21	19
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金および前渡金ならびに 支払承諾見返	-	-	1,086	1,541	808	1,493
その他金融資産(1)	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(2)	-	1	3	6	163	243
	-	1	1,106	1,579	992	1,755

当行	担保の総価額		信用エクスポージャー		信用エクスポージャー の無担保分	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
流動資産	-	-	-	-	-	-
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-	-
売買目的有価証券	-	-	-	-	-	-
デリバティブ商品	38	51	38	51	-	-
売却可能資産	-	-	-	-	-	-
正味貸付金および前渡金ならびに 支払承諾見返	1,894	3,034	3,038	4,287	1,144	1,253
その他金融資産(1)	-	-	-	-	-	-
信用関連コミットメント(2)	166	250	172	270	6	20
	2,098	3,335	3,248	4,608	1,150	1,273

(1) 主として約定資産および未収利息より構成される。

(2) 未実行の与信枠および顧客の偶発債務より構成される。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替相場、信用スプレッドの変動、または債券、コモディティもしくは株価の変動から生じる当グループの収益に対するリスクである。

市場リスクは、市場レート、価格およびボラティリティにおける変動により金融デリバティブを含む資産および負債の価値が減少する場合に生じる。市場リスクは、トレーディング業務および銀行勘定の双方から生じる。

ANZは、金利、外国為替、コモディティ、証券および株式のトレーディング業務を行っている。

ANZは、トレーディング活動および貸借対照表上の取引を支えるための詳細なリスク管理および統制の枠組みを有している。かかる枠組みには、トレーディングおよび貸借対照表上のポートフォリオの市場リスクの程度を数値化するためのリスク測定アプローチが組み込まれている。かかるアプローチおよび関連する分析により、一定期間について予想可能な結果の範囲が特定され、それらの結果の相対的な確率が設定され、当該活動を支援するために必要な資本が配分される。

市場リスク管理についての戦略および方針に対する当グループ全体の責任は、取締役会のリスク委員会にある。市場リスクおよび市場リスク方針の遵守状況に関する日々の管理責任は、リスク委員会から信用および市場リスク委員会（「CMRC」）ならびにグループ資産負債委員会（「GALCO」）へ委譲されている。チーフ・リスク・オフィサーが委員長を務めるCMRCは市場リスク監視に対して責任を有する。すべての委員会は、ANZが負うトレーディングおよび貸借対照表上の市場リスクの範囲について定期的な報告を受ける。

一般的な戦略および方針に基づく当グループの市場リスクの管理責任は、事業部門およびリスク管理部門が共に負担している。市場リスク制限の枠組みは取締役会ならびにCMRCからリスク管理部門および事業部門の双方に委譲されている。

リスク管理は、当グループが被ることとなるリスク量を調整するための包括的な制限および方針の枠組みにより支えられている。市場リスク制限は、様々なレベルで割り当てられ、日次で市場リスク部門により報告および監視されている。詳細な制限の枠組みにより、資産クラス（金利、株式など）、リスク要因（金利、ボラティリティなど）および損益リミット（トレーディング・ポートフォリオの実績の監視および管理）を管理および統制するための個別の制限が割り当てられている。

市場リスク管理および管理責任

市場リスクの管理、測定および報告を円滑にするため、ANZは市場リスクを大まかに2つの区分に分類している。

a) トレーディング市場リスク：

これは、現物およびデリバティブのトレーディング・ポジションの両者の価格要因の変動に起因する金融商品の価値の変動による損失のリスクである。トレーディング・ポジションはANZを当事者とする顧客取引、金融取引または銀行間取引から生じる。

監視される主なリスクの種類は以下のとおりである。

- ・ 通貨リスクとは、外国為替相場またはその予想変動率の変動による金融商品価値の下落から生じる潜在的損失である。
- ・ 金利リスクとは、市場金利またはその予想変動率の変動による金融商品価値の変動から生じる潜在的損失である。
- ・ 信用スプレッド・リスクとは、ベンチマークに対するマージンまたはスプレッドの変動による商品価値の変動から生じる潜在的損失である。
- ・ コモディティ・リスクとは、コモディティ価格またはその予想変動率の変動による金融商品価値の下落から生じる潜在的損失である。
- ・ 株式リスクとは、株価変動または予想変動率の変動による金融商品価値の下落から生じる潜在的損失である。

[前へ](#) [次へ](#)

b) 非トレーディング市場リスク（または貸借対照表リスク）：

これは、非トレーディング金利リスク、流動性ならびに外国為替相場の変動による当グループの豪ドル建資本および収益に対するリスク管理より構成される。

金融商品の中には、どちらの区分にも当てはまらないものの、ANZを市場リスクにさらすこととなるものがある。これらの金融商品には、主に長期戦略的投資より構成される売却可能金融資産として分類される持分証券が含まれる。

バリュー・アット・リスク（VaR）の測定

市場リスクの主要な指標はバリュー・アット・リスク（VaR）である。VaRは、日次の予想損失の統計的推定値であり、過去の市場変動に基づいて算定される。

ANZは、97.5%および99%の信頼区間でVaRを測定している。これは、任意の日の損失がVaR推定値を上回らない確率が97.5%または99%であることを意味する。

当グループでは、トレーディングおよび非トレーディング・リスクの双方に関して、過去のデータに基づくシミュレーションを行うことで標準的VaRを測定している。当グループは、過去500営業日にわたる市場レート、価格およびボラティリティの変動を用いてVaRを算定している。トレーディングおよび非トレーディングVaRは、1日の保有期間という仮定を用いて算定されている。

VaRは、過去の実際のデータに基づいているため、市場に極端な変化が生じた場合に当グループが被り得る最大の損失を推定するものではないということに注意しなければならない。この限界が存在するため、当グループでは、市場リスクの測定および管理にあたり、多数のその他のリスク測定法（ストレス・テストなど）およびリスク感応度制限を用いている。

トレーディング市場リスク

以下は、当行の主なトレーディングセンターの現物およびデリバティブのトレーディング・ポジションの双方をカバーする、97.5%および99%の信頼水準で測定したバリュー・アット・リスク（VaR）のエクスポージャーの合計を示したものである。

連結	2011年9月30日				2010年9月30日			
	現在	終了年 度最高	終了年 度最低	終了年 度平均	現在	終了年 度最高	終了年 度最低	終了年 度平均
(単位：百万ドル)								
信頼水準97.5%の VaR								
外国為替	6.0	7.9	0.8	3.1	2.6	7.8	0.8	2.0
金利	4.7	16.1	4.2	9.4	11.2	24.9	9.2	17.2
クレジット	3.4	8.5	2.4	5.4	3.0	4.9	1.7	3.1
コモディティ	2.0	4.3	1.6	2.6	2.1	3.7	1.1	2.3
株式	2.5	2.5	0.4	0.9	0.5	0.8	0.2	0.4
分散効果	(10.4)	該当なし	該当なし	(10.3)	(7.1)	該当なし	該当なし	(8.2)
VaR合計	8.2	18.8	5.7	11.1	12.3	24.9	10.0	16.8

連結	2011年9月30日				2010年9月30日			
	現在	終了年 度最高	終了年 度最低	終了年 度平均	現在	終了年 度最高	終了年 度最低	終了年 度平均
信頼水準99%のVaR								
外国為替	7.8	10.9	1.0	4.2	3.6	10.4	1.3	3.1
金利	7.0	26.4	5.4	13.5	19.3	57.4	15.2	30.5
クレジット	4.9	10.5	3.2	6.9	3.9	7.0	2.1	4.4
コモディティ	3.2	6.5	2.4	4.1	3.6	5.4	2.4	3.6
株式	3.4	3.5	0.6	1.3	0.8	1.2	0.5	0.8
分散効果	(14.6)	該当なし	該当なし	(14.2)	(9.4)	該当なし	該当なし	(9.8)
VaR合計	11.7	29.5	8.3	15.8	21.8	71.4	15.0	32.6

当行	2011年9月30日				2010年9月30日			
	現在	終了年 度最高	終了年 度最低	終了年 度平均	現在	終了年 度最高	終了年 度最低	終了年 度平均
(単位：百万ドル)								
信頼水準97.5%の VaR								
外国為替	6.0	7.9	0.8	3.1	2.6	7.7	0.7	2.0
金利	4.5	15.8	4.0	9.1	11.0	24.8	9.0	17.0
クレジット	3.3	8.5	2.4	5.4	2.9	4.8	1.6	3.1
コモディティ	2.0	4.3	1.6	2.6	2.1	3.7	1.1	2.3
株式	2.5	2.5	0.4	0.9	0.5	0.8	0.2	0.4
分散効果	(10.2)	該当なし	該当なし	(10.3)	(6.9)	該当なし	該当なし	(8.1)
VaR合計	8.1	18.6	5.5	10.8	12.2	24.8	9.9	16.7

当行	2011年9月30日				2010年9月30日			
	現在	終了年 度最高	終了年 度最低	終了年 度平均	現在	終了年 度最高	終了年 度最低	終了年 度平均
信頼水準99%のVaR								
外国為替	7.8	10.9	1.0	4.2	3.5	10.3	1.3	3.1
金利	6.7	26.3	5.0	13.2	19.0	57.3	15.0	30.3
クレジット	4.8	10.5	3.2	6.9	3.8	7.0	2.1	4.3
コモディティ	3.2	6.5	2.4	4.1	3.6	5.4	2.4	3.6
株式	3.4	3.5	0.6	1.3	0.8	1.2	0.5	0.8
分散効果	(14.4)	該当なし	該当なし	(14.2)	(9.3)	該当なし	該当なし	(9.7)
VaR合計	11.5	29.3	8.1	15.5	21.4	71.3	14.6	32.4

外国為替、金利、クレジット、コモディティ、株式、および当グループ全体それぞれについて、VaRが算定される。分散効果の値は、これら商品間の過去の相関を反映したものである。コモディティ（電力）のリスク管理は依然として規制用の標準的な手法に基づいている。株式取引のリスク測定は、2011年5月に内部モデル手法に移行した。

VaR手法を補完するために、ANZは、個別ポートフォリオおよびグループレベルの双方において広範囲のストレス・テストを適用している。ANZのストレス・テスト体制により、特定の極端な事象がANZの市場リスク・エクスポージャーに及ぼすことによる財務上の影響に関する評価が上級経営陣に提供されている。標準ストレス・テストは、日次で実施され、極端な市場の変動を個別の価格要因および価格要因グループに適用することにより生じる潜在的損失を測定する。特別ストレス・テストは、月次で実施され、主要な金融市場における事象から発生する潜在的損失を測定する。

非トレーディング市場リスク（貸借対照表リスク）

貸借対照表管理の主たる目的は、金利および流動性のリスクを許容水準に維持しつつ利息収益の感応度を管理すること、ならびに当グループの資本の市場価値を管理することである。流動性リスクについては次項で取り上げる。

金利リスク

貸借対照表の金利リスク管理の目的は、短期（向こう12か月）および長期の純利息収益を安定かつ最適化させることである。非トレーディング金利リスクは、市場金利変動が当グループの将来の純利息収益に及ぼす潜在的悪影響に係るものである。このリスクは、主に利付資産および負債の金利更改の時期のミスマッチ、ならびに資本およびその他の非利付負債の利付資産への投資という2つの要因から生じる。金利リスクは、VaRおよびシナリオ分析（1%変動の影響の分析）を含む様々な手法を用いて報告される。

a) VaR非トレーディング金利リスク

VaRおよび1%金利変動の影響を決定する際に使用される金利更改の仮定は、それぞれ別々に検証される。次表は、非トレーディング金利リスクに係るVaR値の合計を示したものである。

連結	2011年9月30日				2010年9月30日			
	現在	終了年 度最高	終了年 度最低	終了年 度平均	現在	終了年 度最高	終了年 度最低	終了年 度平均
（単位：百万ドル）								
信頼水準97.5%のVaR								
オーストラリア	12.2	20.1	10.5	14.4	18.2	27.3	18.0	22.0
ニュージーランド	8.1	13.5	7.9	9.3	13.8	13.8	7.8	11.1
アジア太平洋、ヨーロッパおよび アメリカ	3.9	5.5	2.3	3.5	4.3	8.9	4.3	5.9
分散効果	(9.7)	該当なし	該当なし	(8.0)	(11.6)	該当なし	該当なし	(8.2)
	14.5	26.5	13.2	19.2	24.7	39.6	24.7	30.8

当行	2011年9月30日				2010年9月30日			
	現在	終了年 度最高	終了年 度最低	終了年 度平均	現在	終了年 度最高	終了年 度最低	終了年 度平均
(単位：百万ドル)								
信頼水準97.5%のVaR								
オーストラリア	12.2	20.1	10.5	14.4	18.2	27.3	18.0	22.0
ニュージーランド	0.1	0.3	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1
アジア太平洋、ヨーロッパおよび アメリカ	3.2	5.4	1.7	3.0	4.2	10.5	4.2	6.8
分散効果	(3.7)	該当なし	該当なし	(2.2)	(1.8)	該当なし	該当なし	(2.6)
	11.8	20.9	10.1	15.3	20.7	34.7	20.7	26.3

オーストラリア市場、ニュージーランド市場、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ市場、ならびに当グループ全体それぞれについて、VaRが算定される。

VaR手法を補完するために、ANZは、個別ポートフォリオおよびグループレベルの双方において広範囲のストレス・テストを適用している。ANZのストレス・テストの体制により、上級経営陣に特定の極端な事象がANZの市場リスク・エクスポージャーに及ぼす財務上の影響に関する評価が提供されている。

b) シナリオ分析 1%の金利変動が向こう12か月の純利息収益に与える影響

イールド・カーブが一晩でプラス方向に1%平行移動する変動が生じた場合をモデルとして用いて、向こう12か月間の純利息収益に与える潜在的影響を判定する。これは標準的なリスク測定であり、かかる平行移動がすべてのホールセール向けの利率と顧客向けの利率に反映されると仮定している。

次表の数値は、当期および前年度のリスク測定の結果を、財務書類上の純利息収益に対する割合をもって示したものである。数値の正負は、金利感応度の性質、すなわち正数は金利の上昇が向こう12か月の純利息収益に正の効果とを及ぼすことを示している。

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
(単位：%)				
1%の利率変動の影響				
9月30日現在	1.36%	1.09%	1.53%	1.12%
最大エクスポージャー	1.51%	1.61%	1.85%	1.79%
最低エクスポージャー	0.50%	0.60%	0.54%	0.63%
平均エクスポージャー（絶対値）	1.08%	0.98%	1.26%	1.14%

ある時点での利付資産および負債の金利更改の内容と時期のミスマッチは、将来の純利息収益に影響を与える。当グループは、グローバル・レベルでこれらのミスマッチの結果として生じる将来の純利息収益の潜在的変動について数値化している。

金利更改ギャップそのものは、契約上の金利更改規定の内容に基づいて算定される。ただし、契約上の金利更改規定が実際の金利感応度を反映するものでないと考えられる資産負債（例えば当グループの裁量により条件を定める商品）については、過去に観察された金利感応度、予想される金利感応度、またはその両方を用いる。この取扱いには、対顧客条件設定とホールセール市場での条件設定との間のベース・リスクの影響は含まれない。

売却可能に分類される持分証券

測定および財務報告目的で売却可能に分類される金融資産のポートフォリオにはまた、主として長期戦略目的で保有される投資から成る持分投資の保有高も含まれる。当該持分投資はまた、トレーディングおよび非トレーディング市場リスクに対するVaR値では測定することのできない市場リスクにもさらされている。ポートフォリオ内での当該投資の評価に対して定期的な見直しが行われ、持分投資の減損は、経営陣により定期的に見直される。売却可能に分類される持分証券の構成項目の公正価値は、大きく変動する可能性がある。

次表は、保有株式の構成の概要である。

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位:百万ドル)			
Visa社	315	275	247	215
サコムバンク	73	80	73	80
エネルギー・インフラストラクチャー・トラスト	-	40	-	40
その他の株式保有	91	50	58	45
	479	445	378	380
10%の価値変動の株式への影響	48	44	38	38

外国為替リスク - 構造的エクスポージャー

豪ドル以外の機能通貨を用いる支店、子会社および関連会社などの海外事業への資本投資により、当グループは外国為替相場の変動リスクにさらされている。

当グループ企業の主要なオペレーティング通貨（または機能通貨）は、豪ドルおよびニュージーランドドルであり、多くの海外事業はその他様々な通貨で業務を行っている。当グループは、豪ドルが主要通貨であるため、豪ドル建ての連結財務書類を作成している。したがって、当グループの連結貸借対照表は、豪ドルと海外事業の機能通貨の間の為替差額による影響を受ける。為替差額によって生じる海外事業の価値の変動は、資本における為替換算調整勘定に反映される。

当グループは、このリスクを定期的に監視しており、ヘッジが株主価値の増加につながることを予測される場合、承認された方針に従い、ヘッジ取引を行っている。構造的な外国為替リスクへの当グループのエクスポージャーは、実務的に可能であれば、連結Tier 1自己資本比率が為替相場変動の影響を受けないようにすることを主な目的として、管理されている。

選択的ヘッジは、2011年度および2010年度中に行われた。使用されたヘッジ手段および海外事業への純投資ヘッジの有効性については、本財務書類の注記12を参照のこと。ニュージーランドドル建ておよび米ドル建ての収益源に対する当グループの経済的ヘッジについては、注記12の「売買目的」の中に含まれている。

流動性リスク（保険および資金運用を除く）

流動性リスクは、当グループが、資産増加のための資金を調達できない、または支払い期限の到来した債務（預金者への支払いまたはホールセール債務の満期支払いを含む）の履行ができないリスクである。キャッシュフローのタイミングのミスマッチおよび関連する流動性リスクは、すべての銀行業務に内在しており、当グループでは厳重に監視されている。

資金調達が困難となった場合の調達源を確保するため、当グループは流動資産ポートフォリオを維持している。保有すべき流動性ポートフォリオ資産の最低水準は、発生しうる金銭的債務を短期から中期にわたって履行できるなど、一連のANZ固有の流動性ストレス・シナリオおよび一般的な市場流動性ストレス・シナリオに基づいている。

当グループの流動性および資金調達リスクは、取締役会により承認された詳細な方針の枠組みにより管理されている。この枠組みの中核的な目的は、当グループが許容し難い損失を発生させずに期日に債務を履行するのに十分な流動性を確保することにある。世界金融危機の影響を受けて、この枠組みは見直され、更新された。

取締役会の決定に従い、ANZの流動性リスクに関するリスク選好度は低く抑えられている。ANZの流動性リスク管理に対するアプローチに関する主要な原則は以下のとおりである。

- ・ すべての支払債務を短期に履行する能力を維持すること。
- ・ 短期から中期にわたって金銭的債務を履行するため、現地とグループ全体の双方で、一連の当行固有の流動性ストレス・シナリオと一般的な市場流動性ストレス・シナリオの下の「サバイバル期間」の基準を確実に満たすこと。
- ・ 流動性リスクおよび資金調達リスク・プロファイルに対して長期的な耐性を確保するために、グループの貸借対照表構造の健全性を維持すること。
- ・ 資金調達コストの予想外の増加または悪化した状態にある資産の清算に伴う、損益に関する潜在的な影響を制限すること。
- ・ 現地の規制要件に準拠した流動性管理の枠組みを確保すること。
- ・ 当グループのポジションを数値化した日次の流動性報告書とシナリオ分析を作成すること。
- ・ 投資家の種類、満期、資金源および通貨による過度の集中を防ぐために多様な資金調達基盤を対象とすること。
- ・ 資金調達状況の悪化に対処し、日々の業務を支えるために、質の高い流動資産を組み入れたポートフォリオを保有すること。
- ・ 様々な流動性に関する危機的事象に備えるための詳細な危機管理計画を策定すること。

流動性リスクおよび資金調達リスクの管理は、グループ資産負債委員会（GALCO）によって監督されている。

シナリオのモデル化

当グループの流動性管理の枠組みの主要な要素は、シナリオのモデル化である。APRAは、ADIに「ゴーイング・コンサーン（継続事業の公準）」および「特定案件危機」を含む異なるシナリオに基づき、流動性を評価することを要求している。

「ゴーイング・コンサーン」：通常業務におけるキャッシュフローの正常な動向を示す。APRAは、当グループが、継続事業シナリオの下で、今後少なくとも30暦日にわたり、ADIの正常な資金調達能力（「資金調達可能性」限度）内ですべての契約債務および義務を履行することが可能であることを要求している。資金需要の見積りにおいて、当グループは、過去の動向および契約上の満期データを基に予想キャッシュフローをモデル化している。

「特定案件危機」：特定案件による潜在的な流動性の危機を意味し、そのような場合のキャッシュフローの動向をモデル化している。特定案件危機は、業務上の問題、当グループの支払い能力についての疑い、または格付けの格下げにより生じるがこれらに限定されない問題（それが現実であれ認識上のものであれ）が存在するような場合にも生じ得る。このシナリオの下では、当グループは、資金の借換えまたは調達が非常に困難となる可能性がある。特定案件危機の下では、APRAは、当グループに5営業日にわたりキャッシュフローが正であることを要求している。

「サバイバル期間」：世界金融危機は特定案件危機下においては、厳しい環境下の市場の状況と通常の市場の状況を区別することの重要性、および市場を厳しい状況にする事象に対する行動はオフショアのホールセール資金調達市場と国内のホールセール資金調達市場とでは異なることが明確になった。この結果、当グループは、APRAの法的要件を補完するため、流動性リスク・シナリオのモデル化を強化している。

当グループは、流動性リスク選好度と明確な流動性「サバイバル期間」（すなわち、特定のシナリオまたはストレス下でANZが正のキャッシュフロー・ポジションを維持しなければならない期間）とをリンクさせた。これらのシナリオでは、顧客またはホールセールあるいはその両方の貸借対照表上の資産および負債のフローはストレスを受ける。以下のストレス・シナリオがモデル化された。

- ・ 超短期危機シナリオ（ESTC）：市場環境が厳しい状況の期間における特定案件ストレス
- ・ 短期危機シナリオ（NSTC）：通常市場環境の期間における特定案件ストレス
- ・ 世界資金調達市場の混乱（GFMD）：世界のホールセール資金調達市場がストレスを受け、国内およびオフショア市場の閉鎖に至る。
- ・ オフショア資金調達市場の混乱（OFMD）：世界のホールセール資金調達市場がストレスを受け、オフショア市場のみの閉鎖に至る。

ANZの各業務部門には、モデル化が要求されているすべてのシナリオの遵守を監視する責任がある。さらに、当グループはモデル化されたすべての流動性シナリオをグループ全体のレベルで測定、監視および管理する。

流動性ポートフォリオ管理

当グループは、現金および高品質かつ流動性の高い証券で構成される分散ポートフォリオを保有しているが、それは、当日における流動性を提供するために売却または担保に供される。当該ポートフォリオは厳しい状況において資金源を提供することにより、当グループの流動性ポジションを保護するのを助ける。当該ポートフォリオに保有されるすべての資産は、関係する中央銀行との買戻条件付契約の下で適格な証券である（レポ適格）。

当グループの流動性ポートフォリオの規模は、日々の業務における資金需要および当グループの様々なストレス・シナリオそれぞれにおける潜在的特定案件危機または潜在的なホールセール「資金調達ストレス」需要を満たすために必要な流動資金の需要額に基づいている。

2011年9月30日現在で保有している適格証券の残高（関係中央銀行により適用される買戻し（レポ）のディスカウント後）は、714億ドルである。

当行の貸借対照表をさらに強化するために、当グループは引き続き流動性ポートフォリオのオフショアのホールセール社債の償還期日到来額に対する十分なカバレッジ比率を維持している。現在の流動性ポートフォリオおよび他の補完資産は、長期債務と短期債務双方の全オフショア債務の期日到来をカバーするのに十分な金額である。

流動性ポートフォリオは、取引相手、通貨および期間ごとに広く分散されている。流動性方針の枠組みに従い、購入する有価証券は、外部機関によるANZの長期および短期信用格付けと同等以上であり、継続的にレポ適格でなければならない。

流動性ポジションを補完するために当グループが保有している資産は次のとおりである。

- ・ 米国連邦準備制度理事会および日本銀行に預託している追加的中央銀行預け金103億ドル
- ・ トレーディング・ポートフォリオで保有する流動性が高い商品など、副次的な流動資金源96億ドル（オーストラリア国債、オーストラリア州債および金を含む）
- ・ その他の現金、および現地国の規制上の流動性要件を満たすその他の有価証券

これらのその他資産は、以下に概説する主要流動性ポートフォリオには算入されていない。

適格証券

主要流動性ポートフォリオ（市場価値(1)）	2011年	2010年
	（単位：百万ドル）	
オーストラリア	20,815	20,974
ニュージーランド	9,141	7,547
米国	1,353	1,275
英国	2,654	2,183
アジア	6,682	4,204
国内住宅ローン担保証券（オーストラリア）	26,831	26,657
国内住宅ローン担保証券（ニュージーランド）	3,899	3,812
合計	71,375	66,652

取引相手の信用格付け

取引相手 / 担保の長期信用格付け(1)	市場価値 (単位：百万ドル)
AAA	52,651
AA+	10,046
AA	7,311
AA-	887
A+	312
A	168
合計	71,375

- (1) 市場価値は該当する中央銀行が適用するレポ・ディスカウント考慮後の値である。
 (2) 入手可能な場合は、スタンダード・アンド・プアーズの長期信用格付けに基づいている。

流動性危機管理計画

当グループは、一国およびグループ全体を対象とした、流動性を脅かす事態の分析方法および対処法を定めたAPRA承認の流動性危機管理計画を整備している。強化された流動性シナリオ分析の枠組みに合わせるため、危機管理戦略は当グループの危機ストレス・シナリオに対して評価される。

その枠組みは、APRAの主要な流動性危機管理計画要件およびガイドラインに準拠しており、以下のものを含んでいる。

- ・ 危機の度合い/ストレス・レベルの設定。
- ・ 危機における役割および責任の明確な割り当て。
- ・ 危機の到来を示す早期警告シグナルならびに当該シグナルの監視および報告のためのメカニズム。
- ・ 危機宣言の評価プロセスおよび早期警告シグナルに対して設定される関連するエスカレーション基準。
- ・ 行動計画、ならびに資産および負債内容の修正方針の概要。
- ・ 危機管理報告およびキャッシュフロー不足の補完手続き。
- ・ 流動性に問題が生じた場合の顧客の優先順位を決定するためのガイドライン。
- ・ 内外のコミュニケーションの責務割り当て。

規制改正

流動性の健全性要件に関する先の協議文書公表後、APRAとバーゼル銀行監督委員会の双方は、この議題に関する詳細な発表を行った。これらの提案には、取締役会による流動性リスク選好度の明示を求める要件など、ガバナンス要件およびその他の定性要件の強化も含まれている。これらの要素の多くは、以前からANZの流動性管理の枠組みに組み込まれている。ストレス・テストのシナリオおよび構造的な流動性指標の変更を含め、定量要件の改正案はさらに重要である。ANZは、ストレス・シナリオの枠組みおよび構造的な流動性リスクの指標と上限を既に設定しているが、提案されている要件は全般的により厳しい内容となっている。これらの改正は、ANZの流動性ポートフォリオの将来の構成および規模ならびに当行の資金調達基盤の規模および構成に影響を与えることとなる。APRAは、2015年に導入が予定されている新規の流動性カバレッジ比率の遵守とともに、健全性基準改正の詳細について間もなく公表する予定である。

[前へ](#) [次へ](#)

当グループの資金調達

ANZは、様々な資金調達指標および貸借対照表統制を用いて資金調達特性を管理している。この手法は、当グループ資産の適切な割合が、コア顧客預金、長期ホールセール資金調達（残存期間が1年を超えるもの）、および株式等の安定した資金源により確実に調達されるようにすることを目的としている。これには、投資家の種類別、満期別、市場資金源別、および通貨別に過度に集中しないよう多様な資金調達基盤を目指すことも含まれている。

当グループのグローバル・ホールセール資金調達戦略は、市場、投資家、通貨、満期および資金調達構成の多様化を図りつつ、コスト効率と節度ある期間のバランスのとれた持続可能なホールセール資金調達ポートフォリオを実現することを目的としている。

資金調達計画およびそれらの計画と比較した実施状況が、GALCOを通じて定期的に上級経営陣に報告される。これらの計画は、顧客の貸借対照表上の成長およびホールセール資金調達（優先債、劣後債、およびハイブリッド証券の取引に関して目標とされる資金調達額、市場、投資家、期間および通貨を含む）の変動に対応したものである。またこれらの資金調達計画は、市場の状況および貸借対照表に基づく資金需要の観点から資金調達状況の見直しを行う月次予測プロセスによって補強されている。資金調達計画は、3か年戦略計画プロセスを通じて作成される。事業セグメント毎に資産・預金計画が提出されており、これに従って地域レベルでのホールセール資金調達需要が算定される。資産の成長が顧客預金からの資金調達を上回る程度まで、追加的なホールセール資金が調達される。

契約で定められている満期が1年未満の短期ホールセール資金調達の需要は、当グループのトレジャリー業務および地域のマーケット業務を通じて管理されている。長期ホールセール資金調達は、オーストラリアおよびニュージーランドにおける当グループのトレジャリー業務を通じて管理および遂行されている。

2011年の資金調達状況

顧客預金およびその他資金調達の負債は16%増の3,082億ドルに拡大し、今や資金調達合計に占める割合は2010年9月に比べ3%増加し61%に達している。残存期間が1年超のホールセール向け定期社債180億ドル（2010年を通して実行された24億ドルの前倒し資金調達を含む）が、2011年度に発行された。これに加えて、ANZが13.4億ドルのハイブリッド資本を調達したことにより、2011年度の定期社債およびハイブリッド債券の発行額合計は194億ドルとなった。2011年9月現在、定期ホールセール資金調達が資金調達合計に占める割合は12%で、2010年9月の16%から減少している（これは、一部には、2011年度分の前倒し資金調達が2010年度に完了したことによる）。

- ・ ANZは、2011年も引き続き世界の全主要ホールセール資金調達市場から資金調達を行った。
- ・ 定期資金調達需要の70%超が、市場の状況が悪化し始める前の上半期に完了した。基本となる定期社債の発行は、豪ドル、米ドル、円、スイスフラン、カナダドル、ニュージーランドドル建てで行われた。
- ・ オフショア市場が一層激しく変動し、米国短期金融市場の投資家が選好する投資期間が一般的に短期化したにもかかわらず、短期ホールセール資金調達需要は、いずれも十分に満たされていた。
- ・ 新規に発行された定期社債の加重平均期間は4.7年（前年と同一）であった。
- ・ 2011年の新規定期社債の加重平均発行費用は、2010年よりも若干（4ベースポイント）減少した。平均ポートフォリオ費用は、満期が到来する定期ホールセール資金調達が高いスプレッドで借り換えられているため、依然として金融危機発生前の水準を大幅に上回っており、増加基調が続いている。

過去1年間、顧客預金が堅調な成長を示し、定期社債の発行も安定していたことから、ANZは短期ホールセール資金調達市場への依存度を低水準に維持することができた。短期ホールセール資金調達市場から調達された資金合計が占める割合は、2010年9月から2011年9月の間、変動せず12%であった。

以下の表は、当グループの資金調達の内訳を示したものである。

資金調達構成	連結	
	2011年	2010年
	(単位:百万ドル)	
顧客預金およびその他負債(1)		
オーストラリア	183,216	164,795
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	64,828	46,610
ニュージーランド	48,710	45,470
顧客預金総額	296,754	256,875
その他(2)	11,450	9,113
顧客預金およびその他負債(資金調達)総額	308,204	265,988
ホールセール資金調達		
社債およびノート	56,551	59,714
借入金	11,993	12,280
譲渡性預金(ホールセール)	55,554	39,530
コマーシャル・ペーパー	14,333	11,641
当行の支払承諾(3)	970	11,495
他の金融機関に対する債務	23,012	21,610
その他のホールセール借入金(4)	(1,128)	2,140
ホールセール資金調達総額	161,285	158,410
株主資本(優先株式を除く)	37,083	33,284
資金調達総額	506,572	457,682
資金調達の満期総額	(単位:%)	
短期ホールセール資金調達	12%	12%
長期ホールセール資金調達		
- 残存期間1年未満	6%	6%
- 残存期間1年超(5)	12%	16%
顧客預金およびその他負債総額(資金調達)	61%	58%
株主資本およびハイブリッド債券	9%	8%
資金調達および株主資本総額	100%	100%

- (1) 定期預金、その他預金(証券化預かり金を除く)、およびANZ預金商品へのOnePathオーストラリアの投資を消去するための調整も算入されている。
- (2) 未払利息、支払債務およびその他負債、引当金、ならびに正味納税引当金は算入されているものの、OnePathにおけるその他負債は除外されている。
- (3) 資金調達を目的として利用していた商品を変更したことにより、支払承諾が減少した。
- (4) 正味デリバティブ残高、特別目的会社、その他借入金および優先株式資本にあたるユーロ・ハイブリッド証券が算入されている。
- (5) 長期ホールセール資金調達額は、当初のヘッジ済為替レートで表示されている。実際の借入額の為替変動による変動は、短期ホールセール資金調達として分類される。

流動性リスク - 保険および資金運用

OnePathオーストラリア・リミテッド（旧INGオーストラリア・リミテッド）などの当グループの保険および資金運用事業はまた、特定のニーズに対応するため流動性および資金調達手法を採用している。

2011年9月30日現在、生命保険の法定基金における多数の投資オプションは、流動性枠の規定の上限に達したために停止されている。このような停止措置は、生命保険会社の業績問題に起因するものではなく、当グループの将来の業績または分配に影響を与えることはない。停止した基金の正味市場価値は524百万ドル(2010年：907百万ドル)である。

当グループの負債の契約上の満期分析

次表は、当グループまたは当行が支払いを求められる可能性のある最も早い日に基づく該当満期グループ別の、当グループおよび当行の契約上の負債の分析である。これらの金額は、元本および利息のキャッシュフローを示しており、貸借対照表に報告された金額とは異なる可能性がある。

これは当グループがどのように流動性リスクを管理しているかを示すものではないことに注意しなければならない。このリスクの管理については上記に詳述している。

2011年9月30日現在の金融負債の契約上の満期分析：

連結 2011年9月30日現在	3か月 未満(1)	3か月から 12か月	1年から 5年	5年超	特定満期 なし(2)	合計
(単位：百万ドル)						
他の金融機関に対する債務 預金およびその他借入金	21,525	1,427	37	49	-	23,038
譲渡性預金	33,740	5,949	18,440	-	-	58,129
定期預金	110,265	42,039	4,230	38	-	156,572
その他利付預金	130,741	-	-	-	-	130,741
無利息預金	11,334	-	-	-	-	11,334
コマーシャル・ペーパー	9,907	4,433	-	-	-	14,340
借入企業の債務	773	487	328	-	-	1,588
その他借入金	2,053	-	-	-	-	2,053
支払承諾	921	49	-	-	-	970
社債およびノート(3)	4,854	11,777	36,773	6,997	-	60,401
借入金(3)(4)	352	2,211	5,166	5,273	964	13,966
保険契約債務	26,619	-	-	-	884	27,503
外部ユニット保有者債務 (生命保険基金)	5,033	-	-	-	-	5,033
デリバティブ負債(トレーディング)(5)	39,061	-	-	-	-	39,061
デリバティブ資産および負債(貸借対照 表管理)						
- 資金調達						
流入	(24,477)	(24,133)	(78,670)	(13,827)	-	(141,107)
流出	25,202	26,749	81,837	14,970	-	148,758
- その他貸借対照表管理						
流入	(2,763)	(4,677)	(10,865)	(1,812)	-	(20,117)
流出	2,785	4,835	10,910	1,746	-	20,276

連結 2010年9月30日現在	3か月 未満(1)	3か月 から 12か月	1年から 5年	5年超	特定満期 なし(2)	合計
	(単位：百万ドル)					
他の金融機関に対する債務 預金およびその他借入金	20,119	367	56	-	-	20,542
譲渡性預金	15,919	8,163	17,821	-	-	41,903
定期預金	95,714	41,325	3,084	102	-	140,225
その他利付預金	109,279	-	-	-	-	109,279
無利息預金	10,598	-	-	-	-	10,598
コマーシャル・ペーパー	6,266	5,378	-	-	-	11,644
借入企業の債務	797	619	544	-	-	1,960
その他借入金	2,141	-	-	-	-	2,141
支払承諾	11,265	230	-	-	-	11,495
社債およびノート(3)	5,506	11,349	40,080	5,830	-	62,765
借入金(3)(4)	341	1,230	7,955	3,240	945	13,711
保険契約債務	28,002	-	-	-	979	28,981
外部ユニット保有者債務 (生命保険基金)	5,448	-	-	-	-	5,448
デリバティブ負債(トレーディング)(5)	17,830	-	-	-	-	17,830
デリバティブ資産および負債 (貸借対照表管理)						
- 資金調達						
流入	(30,149)	(27,419)	(87,059)	(13,911)	-	(158,538)
流出	32,748	30,457	95,752	15,317	-	174,274
- その他貸借対照表管理						
流入	(2,511)	(5,161)	(11,091)	(1,276)	-	(20,039)
流出	2,638	5,371	11,075	1,225	-	20,309

(1) 早期償還条件付き商品を含む。

(2) 額面金額でのみ表示される永久証券を含む。

(3) 早期償還可能なホールセール社債の満期は次の早期償還日としている。

(4) 当行の選択により、現金または株式で決済することができる商品を含む。

(5) トレーディング目的で保有されるデリバティブ負債の時価は全額「3か月未満」の区分に含まれている。

当行 2011年9月30日現在	3か月 未満(1)	3か月 から 12か月	1年から 5年	5年超	特定満期 なし(2)	合計
	(単位：百万ドル)					
他の金融機関に対する債務 預金およびその他借入金	19,989	1,344	37	-	-	21,370
譲渡性預金	32,165	5,867	18,440	-	-	56,472
定期預金	93,805	30,048	2,142	39	-	126,034
その他利付預金	113,140	-	-	-	-	113,140
無利息預金	5,974	-	-	-	-	5,974
コマーシャル・ペーパー	7,259	3,317	-	-	-	10,576
借入企業の債務	-	-	-	-	-	-
その他借入金	-	-	-	-	-	-
支払承諾	645	42	-	-	-	687
社債およびノート(3)	3,626	9,596	27,775	6,736	-	47,733
借入金(3)(4)	271	2,175	5,184	4,803	308	12,741
デリバティブ負債(トレーディング)(5)	35,418	-	-	-	-	35,418
デリバティブ資産および負債(貸借対照表 管理)						
- 資金調達						
流入	(8,773)	(14,565)	(53,934)	(13,827)	-	(91,099)
流出	10,122	16,550	57,263	14,970	-	98,905
- その他貸借対照表管理						
流入	(2,167)	(3,485)	(8,808)	(1,619)	-	(16,079)
流出	2,109	3,539	8,759	1,547	-	15,954

当行 2010年9月30日現在	3か月 未満(1)	3か月 から 12か月	1年から5 年	5年超	特定満期 なし(2)	合計
(単位：百万ドル)						
他の金融機関に対する債務 預金およびその他借入金	18,469	367	34	-	-	18,870
譲渡性預金	13,558	8,044	17,818	-	-	39,420
定期預金	83,541	26,787	1,878	101	-	112,307
その他利付預金	95,001	-	-	-	-	95,001
無利息預金	5,677	-	-	-	-	5,677
コマーシャル・ペーパー	2,941	3,139	-	-	-	6,080
借入企業の債務	-	-	-	-	-	-
その他借入金	121	-	-	-	-	121
支払承諾	11,287	230	-	-	-	11,517
社債およびノート(3)	5,128	9,517	29,686	5,747	-	50,078
借入金(3)(4)	328	1,189	7,347	3,240	310	12,414
デリバティブ負債(トレーディング)(5)	17,998	-	-	-	-	17,998
デリバティブ資産および負債(貸借対照表 管理)						
- 資金調達						
流入	(18,851)	(18,240)	(56,764)	(13,911)	-	(107,766)
流出	20,980	21,009	64,847	15,317	-	122,153
- その他貸借対照表管理						
流入	(1,901)	(3,926)	(9,161)	(1,205)	-	(16,193)
流出	1,886	3,978	8,954	1,117	-	15,935

(1) 早期償還条件付き商品を含む。

(2) 額面金額でのみ表示される永久証券を含む。

(3) 早期償還可能なホールセール社債の満期は次の早期償還日としている。

(4) 当行の選択により、現金または株式で決済することができる商品を含む。

(5) トレーディング目的で保有されるデリバティブ負債の時価は全額「3か月未満」の区分に含まれている。

信用関連の偶発債務

未実行の与信枠および発行済み保証は、コミットメント、偶発債務およびその他未実行の与信枠の額面金額より構成され、それはすべての与信枠が実行されたと仮定した場合における最大の流動性リスクを示している。

未実行の与信枠の大半は、顧客の特定の信用およびその他要件もしくは条件の維持が前提となる。これら与信枠の大半は、部分的に使用されると予想されるが、その他は、実行を要求されない場合もある。したがって、額面金額の総額は、将来の流動性リスクまたは将来の現金の必要額を必ずしも示していない。

以下の表は、ANZが支払いを行わなければならない可能性が生じる最も早い日を基準に償還期日別に分類した当グループおよび当行の未実行の与信枠および発行済み保証の分析である。

2011年9月30日	連結			当行		
	1年未満	1年超	合計	1年未満	1年超	合計
	(単位：百万ドル)					
未実行の与信枠	137,889	-	137,889	117,107	-	117,107
発行済み保証	31,210	-	31,210	28,269	-	28,269

2010年9月30日	連結			当行		
	1年未満	1年超	合計	1年未満	1年超	合計
	(単位：百万ドル)					
未実行の与信枠	124,029	-	124,029	106,403	-	106,403
発行済み保証	27,485	-	27,485	25,745	-	25,745

生命保険リスク

当グループの貸借対照表全体に対する保険事業の寄与は大きくないものの、当グループの保険事業では、当グループの銀行事業とは別に管理される特有のリスクが生じる。これらのリスクの性質と管理手法については、注記49に記載されている。

オペレーショナル・リスク管理

ANZは、オペレーショナル・リスクを、内部プロセス、人員およびシステムの不備もしくは機能不全、または外部事象から生じる損失に関するリスクと定義している。この定義には訴訟リスクならびに内部プロセス、人員およびシステムの不備もしくは機能不全から生じるレピュテーション・リスクが含まれるが、戦略リスクは除外される。

オペレーショナル・リスク監視の権限は、取締役会により取締役会のリスク委員会へ委譲されている。オペレーショナル・リスク管理委員会（OREC）は、規制上の義務の遵守を含むオペレーショナル・リスク監視について、取締役会のリスク委員会を補佐する。

ORECの主要責務には、以下のものが含まれる。

- ・ 取締役会リスク委員会の承認を受けるために、ANZのオペレーショナル・リスク管理・測定の枠組みを承認する。
- ・ オペレーショナル・リスクおよびコンプライアンス方針を承認する。
- ・ ANZのグループ・コンプライアンスの枠組みを承認する。
- ・ オペレーショナル・リスク管理の状況を監視し、必要な是正措置を推進する。

- ・ すべての重要な、実際の、潜在的なまたはニアミスのリスク事象の見直しを行う。
- ・ リスク格付が極端に高いリスクへの対処計画を承認する。
- ・ 関連する対処計画を監視する。

ORECのメンバーは、上級執行役員より構成されており、チーフ・リスク・オフィサーが委員長を務める。

日々のオペレーショナル・リスク管理に対する第一義的な責任は、事業部門のスタッフおよびライン管理者にある。これには、オペレーショナル・リスクの枠組みの実施およびすべての重要なオペレーショナル・リスクに関する意思決定プロセスへの参加が含まれる。事業部門が負っているオペレーショナル・リスクは各部門のリスク・ガバナンス機能により監視されている。

部門リスク委員会および事業部門リスク・フォーラムは、エスカレーション基準とモニタリングによりオペレーショナル・リスクを管理・維持している。グループ・オペレーショナル・リスク部門は、オペレーショナル・リスクの枠組み、方針の策定、枠組みの保全、オペレーショナル・リスクの測定および資本の配分、不正防止戦略ならびにオペレーショナル・リスク問題を経営委員会に報告することを通じてオペレーショナル・リスクに対するガバナンスを行使する責任を持つ。

ANZのオペレーショナル・リスク管理・測定の枠組みは、オペレーショナル・リスク管理手法の概要を定めたもので、オペレーショナル・リスク管理において部門/事業部門での実行が義務付けられている最低要件が明示されている。ANZのオペレーショナル・リスク管理・測定の枠組みは特定の方針や手続によって支えられており、枠組みの有効性は一連の保証レビューを通じて評価される。これは、内部監査による独立したレビュー・プログラムにより支えられている。

ANZが採用するオペレーショナル・リスク管理プロセスは、既存および新たに発生するオペレーショナル・リスクの状況把握、識別、分析、評価、対処および監視を伴う段階的手法で構成されている。

業界の実務に沿って、ANZは保険料の費用対効果が高い場合には、これらのオペレーショナル・リスクについて第三者および専属保険会社を使い付保している。事業部門は、事業の遂行に当たっては付保されていないと仮定して行動し、保険をオペレーショナル・リスクに対する有効な軽減手段として用いないように指示されている。業務の混乱は、銀行の業務遂行能力にとって重大なリスクであり、そのため、ANZは包括的な事業継続、回復および危機管理計画を整備している。事業継続および回復計画の目的は、内部または外部事象から重大な混乱が生じた場合に、重要な業務機能の維持または速やかな回復を確保することにある。

グループ・オペレーショナル・リスク部門は、ANZのオペレーショナル・リスク規制資本の計算に関する先進的測定アプローチ（AMA）に関して責任を有する。ANZは、シナリオ分析に基づく方法を用いて予想外のオペレーショナル・リスク事象へのエクスポージャーを評価し、確率分布とモンテ・カルロ・シミュレーションを用いてオペレーショナル・リスク規制資本（ORRC）のモデル化、計算および配分を行っている。この方法では、12か月間を対象期間とする現在の事業環境および内部統制要因ならびに外部の損失事象データを踏まえた事業リスク特性が用いられている。

[前へ](#) [次へ](#)

34. 金融資産および金融負債の公正価値

公正価値は、取引の知識および意図を有する独立当事者間の取引において、資産が交換され得る金額または負債が決済され得る金額である。償却原価で計上される金融商品を除いて、すべての金融商品が当初公正価値で認識され、その後の期間においても公正価値で再測定されるため、金融商品の公正価値の決定は、財務報告の枠組みにとって重要である。

当初認識時の金融商品の公正価値は、通常、取引価格であるが、一定の状況においては、同一商品（修正またはリパッケージがされていない）に関するその他の観察可能な現在の市場取引、または観察可能な市場データのみを変数として用いる評価手法に基づいて算定される場合もある。

当初認識後、公正価値で測定される金融商品の公正価値は、市場価額が入手可能な場合は、当該市場価額に基づいて算定される。市場価額が入手できない場合の公正価値は、市場で認められた評価手法に観察可能な市場データを用いて算定される。観察可能な市場データが入手できない限定的な場合には、入力データは、その他の観察可能な市場データ、過去の傾向およびその他の関連要素に基づいて見積られる。

(i) 金融資産および金融負債の公正価値

金融商品の多くは、貸借対照表において公正価値で計上されている。下記は、貸借対照表に計上されている帳簿価額とすべての金融資産および金融負債の公正価値を比較したものである。公正価値の開示には、法人税および無形資産のように会計的視点から金融商品とみなされない商品は含まれていない。経営陣の見解では、公正価値の総額は、当グループの価値を裏付けるものではない。

以下の表において、金融商品は、会計処理に基づき分類されている。注記1の重要な会計方針は、金融資産および金融負債の項目がどのように測定され、公正価値評価による損益を含む収益と費用がどのように認識されるかを説明している。

金融資産の種類は、償却原価、損益を通じて公正価値で測定される金融資産、有効なヘッジ関係におけるデリバティブ商品、および売却可能資産の各グループに分類されている。同様に、金融負債の種類は、償却原価、有効なヘッジ関係におけるデリバティブ商品および損益を通じて公正価値で測定される金融負債の3つのグループに分類されている。

公正価値は、それぞれの貸借対照表日現在において入手可能な関連情報に基づいており、貸借対照表日以降の市況の変化を反映するような更新は行われていない。

金融資産

連結 2011年9月30日	帳簿価額					公正価値		
	償却 原価	損益を通じて公正価値で 測定される金融資産			ヘッジ	売却可能 資産	合計	合計
		売却目的		小計				
		当初認識 時に指定	による 保有					
(単位：百万ドル)								
流動資産	24,899	-	-	-	-	-	24,899	24,899
他の金融機関に対する債 権	8,824	-	-	-	-	-	8,824	8,824
売却目的有価証券	-	-	36,074	36,074	-	-	36,074	36,074
デリバティブ商品(1)	-	-	51,394	51,394	2,724	-	54,118	54,118
売却可能資産	-	-	-	-	-	22,264	22,264	22,264
貸付金および前渡金(2)	396,199	138	-	138	-	-	396,337	396,626
支払承諾見返	970	-	-	-	-	-	970	970
保険契約者債務に対応 する投資	-	29,859	-	29,859	-	-	29,859	29,859
その他金融資産	6,485	-	-	-	-	-	6,485	6,485
	<u>437,377</u>	<u>29,997</u>	<u>87,468</u>	<u>117,465</u>	<u>2,724</u>	<u>22,264</u>	<u>579,830</u>	<u>580,119</u>

連結 2010年9月30日	帳簿価額					公正価値		
	償却 原価	損益を通じて公正価値で 測定される金融資産			ヘッジ	売却可能 資産	合計	合計
		売却目的		小計				
		当初認識 時に指定	による 保有					
(単位：百万ドル)								
流動資産	18,945	-	-	-	-	-	18,945	18,945
他の金融機関に対する債 権	5,481	-	-	-	-	-	5,481	5,481
売却目的有価証券	-	-	33,515	33,515	-	-	33,515	33,515
デリバティブ商品(1)	-	-	35,229	35,229	2,592	-	37,821	37,821
売却可能資産	-	-	-	-	-	20,742	20,742	20,742
貸付金および前渡金(2)	351,705	192	-	192	-	-	351,897	351,963
支払承諾見返	11,495	-	-	-	-	-	11,495	11,495
保険契約者債務に対応 する投資	-	32,171	-	32,171	-	-	32,171	32,171
その他金融資産	5,668	-	-	-	-	-	5,668	5,668
	<u>393,294</u>	<u>32,363</u>	<u>68,744</u>	<u>101,107</u>	<u>2,592</u>	<u>20,742</u>	<u>517,735</u>	<u>517,801</u>

(1) 「売却目的による保有」に分類されるデリバティブ商品には、ヘッジ会計に指定されていない経済的ヘッジ取引によるデリバティブ商品を含む。

(2) 公正価値ヘッジは、貸付金および前渡金に含まれる金融資産に適用されている。その結果生じた公正価値調整により帳簿価額が償却原価と異なることがある。

	帳簿価額					公正価値		
	償却 原価	損益を通じて公正価値で 測定される金融資産			ヘッジ	売却可能 資産	合計	合計
		売買目的		小計				
当行 2011年9月30日		当初認識 時に指定	による 保有					
(単位：百万ドル)								
流動資産	20,555	-	-	-	-	-	20,555	20,555
他の金融機関に対する債 権	6,338	-	-	-	-	-	6,338	6,338
売買目的有価証券	-	-	28,367	28,367	-	-	28,367	28,367
デリバティブ商品(1)	-	-	46,085	46,085	2,271	-	48,356	48,356
売却可能資産	-	-	-	-	-	19,017	19,017	19,017
貸付金および前渡金(2)	323,189	97	-	97	-	-	323,286	323,399
支払承諾見返	688	-	-	-	-	-	688	688
その他金融資産	3,463	-	-	-	-	-	3,463	3,463
	<u>354,233</u>	<u>97</u>	<u>74,452</u>	<u>74,549</u>	<u>2,271</u>	<u>19,017</u>	<u>450,070</u>	<u>450,183</u>

	帳簿価額					公正価値		
	償却 原価	損益を通じて公正価値で 測定される金融資産			ヘッジ	売却可能 資産	合計	合計
		売買目的		小計				
当行 2010年9月30日		当初認識 時に指定	による 保有					
(単位：百万ドル)								
流動資産	16,047	-	-	-	-	-	16,047	16,047
他の金融機関に対する債 権	4,136	-	-	-	-	-	4,136	4,136
売買目的有価証券	-	-	28,305	28,305	-	-	28,305	28,305
デリバティブ商品(1)	-	-	32,242	32,242	1,949	-	34,191	34,191
売却可能資産	-	-	-	-	-	16,973	16,973	16,973
貸付金および前渡金(2)	280,300	139	-	139	-	-	280,439	280,520
支払承諾見返	11,517	-	-	-	-	-	11,517	11,517
その他金融資産	3,707	-	-	-	-	-	3,707	3,707
	<u>315,707</u>	<u>139</u>	<u>60,547</u>	<u>60,686</u>	<u>1,949</u>	<u>16,973</u>	<u>395,315</u>	<u>395,396</u>

(1) 「売買目的による保有」に分類されるデリバティブ商品は、ヘッジ会計に指定されていない経済的ヘッジ取引によるデリバティブ商品を含む。

(2) 公正価値ヘッジは、貸付金および前渡金に含まれる金融資産に適用されている。その結果生じた公正価値調整により帳簿価額が償却原価と異なることがある。

流動資産および他の金融機関に対する債権 / 債務

信用リスクに重大な変化がなかったこれらの金融商品は、短期（金利更改または満期までの期間が90日以内のもの）または要求払いの性質を有するため、その帳簿価額は正味公正価値に近似していると考えられる。

売買目的有価証券

売買目的有価証券は公正価値で計上されている。公正価値は市場価額、ブローカーもしくはディーラーの建値、あるいは信用リスク、満期および利回りが同様の証券の価格を用いたモデル評価に基づいている。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は公正価値で計上されている。取引所において売買されるデリバティブ商品は、市場価額を用いて評価される。店頭取引のデリバティブ商品は、認められた評価モデル（割引キャッシュフロー・モデルを含む）を用いて、類似商品の現在の市場利回りおよび各商品の満期、ならびに相手方の信用力を反映した調整に基づき評価されている。

売却可能資産

売却可能資産は公正価値で計上されている。公正価値は市場価額またはブローカーもしくはディーラーの建値に基づいている。これらの情報が入手できない場合は、信用リスク、満期および利回りが同様の証券の市場価額を用いて、または必要に応じて市場で認められた評価モデル（割引キャッシュフロー・モデルを含む）を用いて、類似商品の現在の市場利回りおよび各商品の満期に基づいて公正価値を見積っている。

正味貸付金および前渡金ならびに支払承諾

貸付金、前渡金、および支払承諾の帳簿価額には繰延手数料および繰延費用は算入されるが、貸倒引当金および前受収益は除外される。

公正価値は、将来キャッシュフローを割引くことによって算定されている。固定利付貸付金、前渡金および支払承諾の適用割引率には、ホールセール市場金利の変動、当グループのホールセール資金調達コストおよび顧客マージンの動向が組み込まれている。変動利付貸付金については、ホールセール市場金利の変動および当グループのホールセール資金調達コストのみが割引率に組み込まれている。当グループがその裁量で適用金利を設定する変動利付貸付金については、公正価値が帳簿価額に等しく設定される。

保険契約債務に対応する投資

保険契約債務に対応する投資は、公正価値で計上される。公正価値は、入手可能な場合は市場価額、ブローカーもしくはディーラーの建値に基づいている。個々の金融商品について実質的な取引市場が存在しない場合は、評価モデルを用いて、公正価値の概算値を見積っている。

その他金融資産

この項目には未収利息および未収手数料が含まれる。未収利息および未収手数料は短期または要求払いの性質を有するため、その帳簿価額は正味公正価値に近似していると考えられる。

金融負債

	帳簿価額					公正価値	
	償却原価	損益を通じて公正価値で 測定される金融負債			ヘッジ	合計	合計
		当初認識 時に指定	売買目的 による 保有	小計			
連結 2011年9月30日							
(単位：百万ドル)							
他の金融機関に対する債務	23,012	-	-	-	-	23,012	23,012
デリバティブ商品(1)	-	-	48,931	48,931	1,157	50,088	50,088
預金およびその他の借入金	364,965	3,764	-	3,764	-	368,729	369,035
支払承諾	970	-	-	-	-	970	970
社債およびノート(2)	48,559	7,992	-	7,992	-	56,551	56,403
借入金(2)	11,355	638	-	638	-	11,993	11,849
保険契約債務(3)	884	26,619	-	26,619	-	27,503	27,503
外部ユニット保有者に対する 負債(生命保険ファン ド)	-	5,033	-	5,033	-	5,033	5,033
支払債務およびその他の 負債	8,421	-	-	-	-	8,421	8,421
	458,166	44,046	48,931	92,977	1,157	552,300	552,314

	帳簿価額					公正価値	
	償却原価	損益を通じて公正価値で 測定される金融負債			ヘッジ	合計	合計
		当初認識 時に指定	売買目的 による 保有	小計			
連結 2010年9月30日							
(単位：百万ドル)							
他の金融機関に対する債務	21,610	-	-	-	-	21,610	21,610
デリバティブ商品(1)	-	-	36,083	36,083	1,134	37,217	37,217
預金およびその他の借入金	304,822	5,561	-	5,561	-	310,383	310,464
支払承諾	11,495	-	-	-	-	11,495	11,495
社債およびノート(2)	51,607	8,107	-	8,107	-	59,714	59,970
借入金(2)	11,271	1,009	-	1,009	-	12,280	12,119
保険契約債務(3)	979	28,002	-	28,002	-	28,981	28,981
外部ユニット保有者に対する 負債(生命保険ファ ンド)	-	5,448	-	5,448	-	5,448	5,448
支払債務およびその他の 負債	7,462	-	-	-	-	7,462	7,462
	409,246	48,127	36,083	84,210	1,134	494,590	494,766

- (1) 「売買目的による保有」に分類されるデリバティブ商品は、ヘッジ会計に指定されていない経済的ヘッジ取引によるデリバティブ商品を含む。
- (2) 公正価値ヘッジは、社債およびノートならびに借入金に含まれる金融負債に適用されている。その結果生じた公正価値調整により帳簿価額が償却原価と異なることがある。
- (3) AASB第1038号「生命保険契約債務」に準拠して測定された生命保険契約債務884百万ドル(2010年：979百万ドル)、およびAASB第139号に基づく条件において損益を通じて公正価値評価するものとして指定されている投資型生命保険契約債務26,619百万ドル(2010年：28,002百万ドル)を含む。これらの公正価値のいずれも、投資型生命保険契約債務における信用リスクの変動に起因するものではない。

	帳簿価額					公正価値	
	償却原価	損益を通じて公正価値で 測定される金融負債			ヘッジ	合計	合計
		売買目的		小計			
		当初認識 時に指定	による 保有				
当行 2011年9月30日	(単位：百万ドル)						
他の金融機関に対する債務	21,345	-	-	-	-	21,345	21,345
デリバティブ商品(1)	-	-	43,492	43,492	795	44,287	44,287
預金およびその他の借入金	307,254	-	-	-	-	307,254	307,477
支払承諾	688	-	-	-	-	688	688
社債およびノート(2)	36,878	7,992	-	7,992	-	44,870	44,677
借入金(2)	10,179	638	-	638	-	10,817	10,705
支払債務およびその他の 負債	5,644	-	-	-	-	5,644	5,644
	<u>381,988</u>	<u>8,630</u>	<u>43,492</u>	<u>52,122</u>	<u>795</u>	<u>434,905</u>	<u>434,823</u>

	帳簿価額					公正価値	
	償却原価	損益を通じて公正価値で 測定される金融負債			ヘッジ	合計	合計
		売買目的		小計			
		当初認識 時に指定	による 保有				
当行 2010年9月30日	(単位：百万ドル)						
他の金融機関に対する債務	19,939	-	-	-	-	19,939	19,939
デリバティブ商品(1)	-	-	33,949	33,949	698	34,647	34,647
預金およびその他の借入金	252,518	-	-	-	-	252,518	252,545
支払承諾	11,517	-	-	-	-	11,517	11,517
社債およびノート(2)	40,071	8,107	-	8,107	-	48,178	48,407
借入金(2)	9,918	1,009	-	1,009	-	10,927	10,804
支払債務およびその他の 負債	5,502	-	-	-	-	5,502	5,502
	<u>339,465</u>	<u>9,116</u>	<u>33,949</u>	<u>43,065</u>	<u>698</u>	<u>383,228</u>	<u>383,361</u>

- (1) 「売買目的による保有」に分類されるデリバティブ商品は、ヘッジ会計に指定されていない経済的ヘッジ取引によるデリバティブ商品を含む。
- (2) 公正価値ヘッジは、社債およびノートならびに借入金に含まれる金融負債に適用されている。その結果生じた公正価値調整により帳簿価額が償却原価と異なることがある。

預金およびその他の借入金

確定期限付き利付預金ならびに市場価額のあるその他の借入金および支払承諾については、同様の満期の債務に係る市場借入金利を用いて契約上のキャッシュフローを割引いている。確定期限がない預金債務または要求払い預金債務については、報告日現在の要求払いの金額が公正価値であると見なされる。公正価値の算定にあたっては、将来の期間に預金を続けることから生じると予測される価値に関する調整を行っていない。

特定の預金およびその他の借入金は、損益を通じて公正価値評価するものとして指定されており、公正価値で計上されている。

社債およびノートならびに借入金

社債およびノートならびに借入金の合計公正価値は市場価額または該当する場合は観察可能な入力データに基づいて算定されている。市場価額が入手可能でない銘柄については、債券の満期までの残存期間に関して適切なイールド・カーブを用いた割引キャッシュフロー・モデルが用いられている。

特定の社債およびノートならびに借入金は損益を通じて公正価値評価するものとして指定されており、公正価値で計上されている。公正価値は、類似商品の現在の市場利回りおよび各商品の満期に基づく割引キャッシュフロー・モデルに基づいている。公正価値には、その金融商品に関してANZに適用される適切な信用スプレッドの影響が反映されている。

外部ユニット保有者に対する負債（生命保険ファンド）

この帳簿価額は、当該ファンドに公正価値で計上される正味資産全体に占める外部ユニット保有者の持分を表す。

投資型生命保険契約債務

投資型生命保険投資契約債務は、公正価値で計上される。

支払債務およびその他の金融負債

この項目には、未払利息および未払手数料が含まれ、これらについては帳簿価額が公正価値に近似していると考えられる。

契約債務および偶発債務

貸借対照表で認識される金融商品以外の契約債務および偶発債務に対する公正価値の調整はこの注記には含まれていない。

(ii) 評価方法

金融商品の多くは貸借対照表において公正価値で計上されている。

公正価値の最良の証拠は、活発な市場における相場価格である。したがって可能な限り、公正価値は当該金融商品の市場価額に基づいている。

金融商品の市場価額が入手できない場合の公正価値は、見積現在価値、またはその他市場で認められた評価手法に基づいて算定される。評価モデルには、ビッド/アスク・スプレッド、相手方の信用スプレッド、および市場参加者が決定する公正価値に影響を与えるその他の要素の影響が組み込まれている。

評価手法の大半は、観察可能な市場データのみを採用しているが、特定の金融商品については、現在の市場では容易に観察できないデータ（評価時の入力データまたはその構成要素）を、評価手法で採用することもある。こうした場合、評価時の入力データ（または全体値の構成要素）は、関連する他の市場データに基づき、係るデータから推定されたもので、過去の取引および観察された市場の傾向と照らし合わせて試査される。一つ以上の観察不能な入力データを用いた評価の場合は、専門家の判断を要する。

ANZでは、取引を行う当事者から独立した部門が公正価値を算定あるいは検証するよう徹底する統制の枠組みを設けている。

市場価額を用いる場合は、独立した価格決定あるいは検証が行われる。評価モデルを用いて決定される公正価値に関する統制の枠組みには、該当する場合（i）評価モデル、（ii）それらのモデルへの入力データ、および（iii）評価モデル以外で必要とされる調整の独自の開発あるいは検証、ならびに可能な場合はモデルの出力データの独自の検証が含まれることがある。

以下の表は、公正価値で計上される金融資産および金融負債の評価に用いた方法を分析したものである。金融商品の公正価値はすべて、公正価値の決定を最も適切に反映する項目に計上されている。下表の配分は、該当する金融商品の公正価値計上額に対して重要な評価モデルまたは評価要素への最も低いレベルの入力データの区分に基づいている。入力データの重要度は、金融商品の公正価値計上額と照らし合わせて評価され、当該金融商品特有の各種要素も加味する。「市場価額」区分には、特定の債券について入手可能な場合は相場の利回りをを用いて評価される金融商品が含まれている。

各種クラスの金融資産または金融負債の評価方法は、167～171ページ（訳注：原文のページ数である。）の上記セクション(i)に記載されている。金融商品の各種クラスに適用した評価手法は、前年から大きな変更はない。当グループは使用した入力データの関連性を継続的に監視しており、引き続き適正な評価を得るために変更が必要であるという証拠が存在する場合には、評価モデルを調整している。

評価手法

連結	市場価額		観察可能な 入力データを使用		重要な観察 不能な入力 データを使用		合計	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)							
金融資産								
売買目的有価証券	24,298	22,690	11,714	10,775	62	50	36,074	33,515
デリバティブ商品	2,711	2,050	50,798	35,321	609	450	54,118	37,821
売却可能金融資産	19,219	17,816	2,526	2,280	519	646	22,264	20,742
保険契約債務に 対応する投資資産	14,766	16,585	14,734	15,115	359	471	29,859	32,171
貸付金および前渡金 (公正価値評価に指 定)	-	-	138	192	-	-	138	192
	<u>60,994</u>	<u>59,141</u>	<u>79,910</u>	<u>63,683</u>	<u>1,549</u>	<u>1,617</u>	<u>142,453</u>	<u>124,441</u>
金融負債								
デリバティブ商品	2,847	2,143	46,452	34,428	789	646	50,088	37,217
預金およびその他の借入金 (公正価値評価に指定)	-	-	3,764	5,561	-	-	3,764	5,561
社債およびノート (公正価値評価に指 定)	-	-	7,992	8,107	-	-	7,992	8,107
保険契約債務	-	-	26,619	28,002	-	-	26,619	28,002
外部ユニット保有者負債 (生命保険ファンド)	-	-	5,033	5,448	-	-	5,033	5,448
借入金 (公正価値評価に指 定)	-	-	638	1,009	-	-	638	1,009
	<u>2,847</u>	<u>2,143</u>	<u>90,498</u>	<u>82,555</u>	<u>789</u>	<u>646</u>	<u>94,134</u>	<u>85,344</u>

評価手法

当行	市場価額		観察可能な 入力データを使用		重要な観察 不能な入力 データを使用		合計	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)							
金融資産								
売買目的有価証券	19,733	19,888	8,572	8,367	62	50	28,367	28,305
デリバティブ商品	2,689	2,047	45,058	31,694	609	450	48,356	34,191
売却可能金融資産	17,724	15,738	921	826	372	409	19,017	16,973
貸付金および前渡金 (公正価値評価に指 定)	-	-	97	139	-	-	97	139
	<u>40,146</u>	<u>37,673</u>	<u>54,648</u>	<u>41,026</u>	<u>1,043</u>	<u>909</u>	<u>95,837</u>	<u>79,608</u>
金融負債								
デリバティブ商品 社債およびノート (公正価値評価に指 定)	2,833	2,109	40,665	31,892	789	646	44,287	34,647
借入金 (公正価値評価に指 定)	-	-	7,992	8,107	-	-	7,992	8,107
	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>638</u>	<u>1,009</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>638</u>	<u>1,009</u>
	<u>2,833</u>	<u>2,109</u>	<u>49,295</u>	<u>41,008</u>	<u>789</u>	<u>646</u>	<u>52,917</u>	<u>43,763</u>

(iii) 公正価値で計上される金融商品の評価に観察不能な市場データが組み込まれている場合の追加情報

公正価値の変動

以下の表は、重要な観察不能な入力データを用いて公正価値で再測定した金融商品の内訳を示したものである。

	金融資産						金融負債			
	売買目的 有価証券		デリバティブ 商品		売却可能 資産		保険契約債務に 対応する投資資産		デリバティブ商品	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
連結	(単位：百万ドル)									
資産担保証券	62	50	-	-	5	-	-	-	-	-
非流動社債および貸付 金	-	-	-	-	514	555	-	-	-	-
ストラクチャード・ クレジット商品	-	-	605	445	-	91	110	110	(788)	(624)
運用ファンド(停止)	-	-	-	-	-	-	159	266	-	-
オルタナティブ資産	-	-	-	-	-	-	90	95	-	-
その他の デリバティブ商品	-	-	4	5	-	-	-	-	(1)	(22)
合計	62	50	609	450	519	646	359	471	(789)	(646)
当行										
資産担保証券	62	50	-	-	-	-	該当なし	該当なし	-	-
非流動社債および貸付 金	-	-	-	-	372	409	該当なし	該当なし	-	-
ストラクチャード・ クレジット商品	-	-	605	445	-	-	該当なし	該当なし	(788)	(624)
その他の デリバティブ商品	-	-	4	5	-	-	該当なし	該当なし	(1)	(22)
合計	62	50	609	450	372	409	該当なし	該当なし	(789)	(646)

資産担保証券および非流動社債は、発行体の信用リスクが公正価値に及ぼす影響を市場で直接的にも間接的にも観察できない非流動社債より構成されている。

デリバティブ商品に分類されるストラクチャード・クレジット商品は、当グループが2004年から2007年の間に締結したストラクチャード・クレジット仲介取引より構成されており、当グループはクレジット・デフォルト・スワップを利用して特定の仕組みに関する信用保証を売却し、その後リスクを軽減するため、クレジット・デフォルト・スワップを通じて、米国の金融保証会社から同様の取引に関する信用保証を買い付けている。これらの取引は、市場で観察不能な参照資産やデリバティブ取引相手に関する特定の入力データを組入れた複雑なモデルを用いて評価される。

ストラクチャード・クレジット商品への投資は、活発に取引されておらず、市場データの観察が限定される債務担保証券および貸付債務より構成されている。

運用ファンド(停止)は、流動性がなく、償還が現在停止されている債券および運用ファンドに組入れられたモーゲージ投資より構成されている。

以下の表は、これらの金融資産および金融負債の残高の変動を詳述したものである。デリバティブはポートフォリオごとに区分され、期末残高が未実現利益か損失かによって金融資産または金融負債に分類されているため、その金額は期首残高とは異なる可能性がある。

	金融資産						金融負債			
	売買目的 有価証券		デリバティブ 商品		売却可能 資産		保険契約債務に 対応する投資資産		デリバティブ商品	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
連結	(単位：百万ドル)									
期首残高	50	148	450	745	646	881	471	-	(646)	(1,054)
新規買付および発行(1)	-	-	-	-	9	150	-	526	-	-
処分/(売却)および現 金決済	-	-	(18)	(16)	(139)	(383)	(92)	(24)	21	2
振替：										
当区分への振替	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当区分からの振替	-	-	(3)	(35)	-	(26)	-	-	17	20
損益計算書に計上された 評価益/(損)	12	(98)	180	(244)	20	(5)	(20)	(31)	(181)	386
その他包括利益計算書で 認識された評価益 /(損)	-	-	-	-	(17)	29	-	-	-	-
期末残高	62	50	609	450	519	646	359	471	(789)	(646)
当行										
期首残高	50	148	450	745	409	616	該当なし	該当なし	(646)	(1,054)
新規買付および発行	-	-	-	-	-	50	該当なし	該当なし	-	-
処分/売却および現金決 済	-	-	(18)	(16)	(7)	(231)	該当なし	該当なし	21	2
振替：										
当区分への振替	-	-	-	-	-	-	該当なし	該当なし	-	-
当区分からの振替	-	-	(3)	(35)	-	(26)	該当なし	該当なし	17	20
損益計算書に計上された 評価益/(損)	12	(98)	180	(244)	-	(7)	該当なし	該当なし	(181)	386
その他包括利益計算書で 認識された評価益 /(損)	-	-	-	-	(30)	7	該当なし	該当なし	-	-
期末残高	62	50	609	450	372	409	該当なし	該当なし	(789)	(646)

(1) 2010年度新規買付および発行には、銘柄は保険契約者債務に対応する投資資産482百万ドルとオーストラリアとニュージーランドのOnePath事業の買収の一部として取得した売却可能金融資産100百万ドルが含まれていた。

データ入力の感応度

重要な入力データが直接市場で観察されたものではないという理由により仮定を用いる評価手法においては、これらの仮定が変更されることによって公正価値の見積りも変わる。こうした類の取引の大半は本来「バック・ツー・バック(同時に反対売買を行う)」で行われ、ANZは金融仲介業者として行動するか、あるいは市場リスクをヘッジしている。同様に、保険契約者債務に対応する投資の運用成績は、それに関連する投資型生命保険契約に直接影響する。そのような状況では、仮定が変更されても、一般的にANZの損益計算書や純資産への影響は最小限にとどまる。これに対する例外は、市場リスクおよび/または信用リスクに対する重大なエクスポージャーを伴う「バック・ツー・バック」構造のクレジット仲介取引である。

このグループに含まれる金融商品の公正価値の算定に用いられる主な入力データとしては、取引相手方の信用スプレッド、CDSの市場価額、回収率、予想デフォルト率、相関曲線ならびにその他の入力データなどが挙げられ、その一部は市場で直接観察できないものもある。当グループおよび当行の双方に関して、金融商品の評価を目的として、一般的な仮定を合理的に考えうる他の仮定に変更した場合、それが及ぼしうる影響を評価した結果、2011年9月30日現在、デリバティブ金融商品（純額）が46百万ドル（2010年：45百万ドル）の増加または30百万ドル（2010年：30百万ドル）の減少となる可能性がある。合理的に考えうる他の仮定の範囲は、専門家の判断に基づき各仮定の裏付データを分析して設定されている。

公正価値の繰延損益

金融商品の公正価値が、金融商品の評価に重要な影響を与える観察不能なデータを用いて算出される場合、その金融商品の当初認識時における取引価格と評価手法に基づく算出額との差額（取引日における損益）が、貸借対照表で繰延べられる。その後、取引日における損益は、市場参加者がその金融商品の価格設定時に考慮する要因（時間を含む）の変動により生じている場合に限り、損益計算書で認識される。

取引価格とモデル化された評価価格間の差額が、観察可能な入力データによる十分な裏付けに欠けていたため、金融商品の当初認識時に損益計算書で認識されなかった取引日における利益/（損失）は、合計2百万ドル（2010年：3百万ドル）で、1百万ドル（2010年：0ドル）が当期に損益計算書で認識された。

(iv) 損益を通じて公正価値評価するものとして指定された金融商品に関する追加情報

損益を通じて公正価値評価するものとして指定された金融資産

貸付金および前渡金の項目には、資産が償却原価で計上された場合に発生する会計上のミスマッチを排除するため、損益を通じて公正価値評価するものとして指定された特定の貸付金が含まれる。このミスマッチは、貸付金および前渡金の金利リスクを緩和するために取得されたデリバティブ商品が損益を通じて公正価値で測定されるため生じる。経済的にヘッジされた貸付金について公正価値評価の指定をすることにより、金利リスクの変動による公正価値の増減も同期間の損益計算書に認識される。

貸借対照表日現在、これらの資産に対する当グループの信用リスクは138百万ドルであり（2010年：192百万ドル）、当行は97百万ドル（2010年：139百万ドル）であった。当グループおよび当行の信用リスクのうち84百万ドル（2010年：85百万ドル）については、保有担保により軽減された。

当グループの信用リスクの変動による公正価値の累積変動額は、3百万ドル（2010年：4百万ドル）の資産の減少であった。当行の資産の累積変動はゼロ（2010年：1百万ドルの減少）であった。信用リスクの変動により損益計算書で認識された金額は、当グループでは1百万ドルの利益（2010年：1百万ドルの利益）、当行では1百万ドルの利益（2010年：0ドル）であった。

信用リスクの変動による、公正価値評価するものとして指定された金融資産の公正価値の変動は、同様の信用特性を有する会社が行った貸付金および前渡金に内在する信用格付および信用スプレッドの変動を決定することにより算定されている。

損益を通じて公正価値評価するものとして指定された金融負債

借入金、社債およびノートならびに預金およびその他の借入金の一部は、負債が償却原価で計上された場合に発生する会計上のミスマッチを排除するため、損益を通じて公正価値で評価される金融負債に指定されている。このミスマッチは、金融負債の金利リスクを軽減するために取得されたデリバティブが損益を通じて公正価値で測定されるため生じる。

投資型生命保険契約は、AASB第1038号に従い損益を通じて公正価値評価するものとして指定されている。

以下の表は公正価値の総額で計上される金融負債の帳簿価額を、契約上の満期支払額、および当年度中に認識された公正価値の損益とを比較したものである。当該公正価値の損益は、公正価値で計上される負債に関してANZの信用格付の変更により生じたものである。

連結	投資型生命保険 契約債務		預金および その他の借入金		社債および ノート		借入金	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)							
帳簿価額	26,619	28,002	3,764	5,561	7,992	8,107	638	1,009
帳簿価額の満期支払額に対する超過 (不足)額	-	(25)	-	(1)	8	(187)	3	27
信用リスクに起因する負債価値の 累積変動額：								
- 期首累積(利益)/損失	-	-	-	-	(10)	76	(18)	(59)
- 当年度中の認識(利益)/損失	-	-	-	-	141	(86)	14	41
- 期末累積(利益)/損失	-	-	-	-	131	(10)	(4)	(18)

当行	預金および その他の借入金		社債およびノート		借入金	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
帳簿価額	-	-	7,992	8,107	638	1,009
帳簿価額の満期支払額に対する超過 (不足)額	-	-	8	(187)	3	27
信用リスクに起因する負債価値の 累積変動額：						
- 期首累積(利益)/損失	-	-	(10)	76	(18)	(59)
- 当年度中の認識(利益)/損失	-	-	141	(86)	14	41
- 期末累積(利益)/損失	-	-	131	(10)	(4)	(18)

借入金、社債およびノートならびに預金およびその他の借入金のそれぞれについて、信用リスクの変動による公正価値の変動は、市場リスク(基準金利および外国為替レート)をもたらす市況の変動に起因するものではない公正価値の変動額として算定されている。

[前へ](#) [次へ](#)

35. 資産および負債の満期分析

下記の表は、貸借対照表日現在の契約上の満期までの残存期間別に主要資産および負債勘定を分析したものであり、1年以内および1年超で回収または決済が予想される資産または負債の実際の債務期日を示している。

連結	2011年			2010年		
	1年未満	1年超(1)	合計	1年未満	1年超(1)	合計
	(単位：百万ドル)					
他の金融機関に対する債権	8,694	130	8,824	5,291	190	5,481
売却可能資産	17,930	4,334	22,264	16,536	4,206	20,742
正味貸付金および前渡金	96,489	299,848	396,337	85,686	266,211	351,897
保険契約債務に対応する投資資産	2,242	27,617	29,859	4,575	27,596	32,171
支払承諾見返	970	-	970	11,495	-	11,495
他の金融機関に対する債務	22,926	86	23,012	21,554	56	21,610
預金およびその他借入金	347,885	20,844	368,729	290,965	19,418	310,383
支払承諾	970	-	970	11,495	-	11,495
社債およびノート	13,874	42,677	56,551	16,035	43,679	59,714
保険契約債務	26,443	1,060	27,503	28,002	979	28,981
外部ユニット保有者に対する負債 (生命保険ファンド)	5,033	-	5,033	5,448	-	5,448
借入金	720	11,273	11,993	-	12,280	12,280

(1) 満期が定められていない項目を含む。

36. セグメント分析

(i) セグメントの概要

当グループは、オーストラリア、アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ(APEA)、法人、ならびにニュージーランドを主要営業部門とする部門構成で、事業を営んでいる。APEA地域の法人向け事業は、マトリックス報告構造で管理している。すなわち、APEA地域の法人向け事業の業績は、同事業の内部管理方法と同様に、APEA部門と法人部門の双方に算入される。したがって、以下に記載する部門別分析はこうしたマトリックス報告構造を反映したものである。

下記のセグメントおよび商品・サービスの区分は、経営判断を下す主たる人物、すなわち最高経営責任者に提出する社内報告と同じである。

業績を定期的に検討し評価している方法に一層近付けるため、営業セグメントを前年に用いていた地域別セグメントから部門別セグメントに変更した。比較値のセグメント情報もこれに応じて修正表示した。

いずれの部門も、主な社外収入源は受取利息、手数料収入およびトレーディング収益である。オーストラリア部門とニュージーランド部門の収入源は、それぞれの地域のリテール銀行業、商業銀行業、富裕層資産運用の商品およびサービスである。APEA部門の収入源は、リテール銀行業、富裕層資産運用商品、法人向け事業、商業銀行業の商品およびサービスである。法人部門の収入源は、トランザクション・バンキング、市場取引、財務商品、法人向け貸付である。コーポレート・センターは、リスク管理、財務管理、戦略およびマーケティング、人事、総務を含め、全部門の補佐にあたる。

(ii) 営業セグメント

ANZ内の各種セグメントにおける事業部門間取引は、独立当事者間ベースで行われている。

2011年9月30日に終了した 事業年度	オーストラ		ニュージー		コーポ	差引：APEA 地域の法人	その他の項 目(1)	当グループ 合計
	リア	APEA	法人	ランド	レート・ センター			
	(単位：百万ドル)							
社外受取利息	17,429	1,791	7,537	4,577	189	(1,159)	4	30,368
社外支払利息	(6,301)	(758)	(3,397)	(2,119)	(6,826)	516	-	(18,885)
セグメント間利息の調整	(5,307)	97	(1,048)	(765)	7,018	7	(2)	-
純利息収益	5,821	1,130	3,092	1,693	381	(636)	2	11,483
その他社外営業収益	2,360	943	1,803	466	(36)	(636)	113	5,013
持分法による								
投資純利益/(損失)	(2)	421	11	-	1	-	5	436
セグメント収入	8,179	2,494	4,906	2,159	346	(1,272)	120	16,932
その他社外費用	(2,562)	(1,402)	(1,446)	(1,025)	(1,764)	460	(284)	(8,023)
セグメント間費用(純額)	(944)	(86)	(555)	10	1,376	220	(21)	-
営業費用	(3,506)	(1,488)	(2,001)	(1,015)	(388)	680	(305)	(8,023)
法人税および貸倒引当金								
控除前利益	4,673	1,006	2,905	1,144	(42)	(592)	(185)	8,909
貸倒引当金	(711)	(110)	(258)	(166)	(40)	74	(26)	(1,237)
税引前セグメント利益	3,962	896	2,647	978	(82)	(518)	(211)	7,672
法人税	(1,185)	(166)	(750)	(286)	46	119	(87)	(2,309)
非支配持分	-	(9)	(2)	-	-	2	1	(8)
当行株主に帰属する税引後利益	2,777	721	1,895	692	(36)	(397)	(297)	5,355
現金の支出を伴わない費用								
減価償却費および償却費	(170)	(63)	(96)	(50)	(171)	8	(101)	(643)
株式決済型株式報酬	(25)	(33)	(79)	(18)	(30)	20	(1)	(166)
貸倒引当金	(711)	(110)	(258)	(166)	(40)	74	(26)	(1,237)
財政状態								
のれん	1,433	167	843	1,720	-	-	-	4,163
関連会社に対する投資	30	3,293	121	2	67	-	-	3,513
社外資産の合計	272,331	88,108	237,676	70,273	1,317	(75,217)	-	594,488
社外債務合計	175,115	93,028	200,816	56,446	108,932	(77,803)	-	556,534

(1) 営業セグメント業績評価時には、特定の項目が当該セグメントの継続的な業績に不可欠とみなされず、切り離して評価される場合、それらの項目は営業セグメント業績から除外される。そのような項目については、下記の (iii) を参照。

(iii) その他の項目

次の表は、その他の項目が税引後利益に及ぼした影響をまとめたものである。

項目	関連セグメント	税引後利益	
		2011年	2010年
		(単位：百万ドル)	
ニュージーランドの技術統合	ニュージーランド	(86)	-
ニュージーランドの税制変更	ニュージーランド、法人	2	(36)
買収費用および評価額の調整	オーストラリア、APEA、法人、ニュージーランド	(126)	(480)
自己株式の調整	オーストラリア	41	(32)
経済的ヘッジ - 公正価値による評価損	オーストラリア、APEA、法人、ニュージーランド	(117)	(146)
収益および純投資ヘッジ	コーポレート・センター	(51)	24
ニュージーランドの運用資産の影響	ニュージーランド	39	34
ニュージーランドの導管体に係る税金	法人	-	38
非継続事業	法人	1	74
合計		(297)	(524)

(iv) 商品・サービス別の社外セグメント収入

次の表は、類似商品・サービスのグループ別の社外顧客からの収入を示したものである。

	収入	
	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)	
リテール	6,252	5,755
商業	3,668	3,463
富裕層	1,310	1,139
法人	4,906	4,947
パートナーシップ	314	332
その他	482	56
	16,932	15,692

(v) 地域別の内訳

次の表は、当グループが事業を営む地域別の収入および非流動資産(1)を示したものである。

連結	オーストラリア		アジア太平洋、 ヨーロッパおよび アメリカ		ニュージーランド		合計	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)							
社外収入合計	11,904	11,124	2,426	2,004	2,602	2,564	16,932	15,692
非流動資産(1)	260,004	231,357	22,401	14,234	49,524	52,612	331,929	298,203

(1) 上記の非流動資産とは、予想回収日が貸借対照表日後12か月以降の資産を指す。金融商品、繰延税金資産、退職後給付資産および保険契約に基づく権利は、算入されていない。

37. キャッシュフロー計算書に対する注記

a) 税引後純利益と営業活動によるキャッシュフロー純額との調整

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
	流入 (流出)	流入 (流出)	流入 (流出)	流入 (流出)
当行株主に帰属する税引後利益	5,355	4,501	4,151	4,428

税引後利益と営業活動による(使用された)キャッシュ

ロー純額とを一致させるための調整

貸倒引当金繰入額	1,237	1,787	994	1,369
損益へ振替えられた売却可能資産に係る減損	72	21	72	21
デリバティブに対する信用リスク	(21)	(35)	(19)	39
減価償却費および償却費	645	560	403	372
事業売却による利益	(6)	-	-	-
従業員受給権、事業再構築およびその他 引当金繰入額	648	461	345	326
引当金からの支払い	(678)	(520)	(518)	(259)
土地建物および設備機器の売却損(益)	(20)	8	7	-
売却可能資産売却損(益)	(68)	(57)	(31)	(22)
利息収益に含まれるディスカウント/ プレミアムの償却	(13)	(32)	6	2
株式報酬費用	167	143	167	143
保険契約者債務の変動	(854)	836	-	-
外貨換算純利益	(817)	(747)	(528)	(458)
トレーディング・デリバティブに係る 純損益	346	95	19	(82)
正味デリバティブ/外貨換算調整	675	658	1,237	518

営業資産の純(増加)減少

売買目的有価証券	(7,614)	(2,004)	(5,558)	(1,835)
3か月超の流動資産	1,593	2,184	1,106	815
3か月超の他銀行に対する債権	(1,476)	(65)	(1,586)	(145)
貸付金および前渡金	(25,568)	(17,044)	(25,753)	(20,345)
保険契約者債務に対応する投資資産の純(減少)増加	1,319	(491)	-	-
正味デリバティブ商品	(2,038)	(1,823)	(3,751)	(1,110)
グループ内純貸付金および前渡金	-	-	336	(5,110)
未収利息	(45)	(181)	(55)	(208)
未収収益	80	(147)	82	(116)
正味税金資産	277	1,114	(371)	936

営業負債の純(減少)増加

預金およびその他借入金	43,834	14,726	42,542	20,862
他の金融機関に対する債務	1,350	55	1,415	1,329
支払債務およびその他の負債	584	(1,288)	835	(709)
未払利息	124	163	119	308
未払費用	21	363	23	324
その他	(308)	(192)	(12)	(315)
調整額合計	13,446	(1,452)	11,526	(3,350)
営業活動に(使用された)によるキャッシュフロー純額	18,801	3,049	15,677	1,078

b) 現金および現金同等物の調整

現金および現金同等物には、流動資産および他の金融機関に対する債権で当初の満期までの期間が3か月未満のものを含めている。キャッシュフロー計算書に表示された事業年度末の現金および現金同等物の金額と貸借対照表上の関連項目との関係は次のとおりである。

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
流動資産 3か月未満	23,400	15,748	19,072	13,342
他の金融機関に対する債権 - 3か月未満	6,621	4,862	4,579	3,592
キャッシュフロー計算書の現金および現金同等物	30,021	20,610	23,651	16,934

c) 買収および処分

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
買収および投資による現金の(流入)流出(取得現金の控除後)				
被支配法人の取得	44	(55)	-	(3,009)
被支配法人への投資	-	-	-	694
関連会社およびジョイントベンチャーの持分取得	260	5	260	5
	304	(50)	260	(2,310)
処分による現金流入(処分現金の控除後)				
被支配法人の処分	6	-	-	-
関連会社およびジョイントベンチャーの処分	68	15	36	113
	74	15	36	113

d) 現金の支出を伴わない財務活動および投資活動

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
株式資本発行				
株式発行によって満たされる配当金	1,367	1,007	1,367	1,007
株式無償割当によって満たされる配当金	66	54	66	54
	1,433	1,061	1,433	1,061

e) 融資契約

	連結			
	2011年		2010年	
	利用可能	未使用	利用可能	未使用
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
クレジット・スタンドバイ契約				
スタンドバイ与信枠	978	978	987	987
その他の融資契約				
当座貸越およびその他融資契約	-	-	-	-
利用可能額合計	978	978	987	987

38. 被支配法人

	設立地	事業の内容
当グループの親会社		
オーストラリア・ニュージーランド銀行	オーストラリア	銀行業
すべての被支配法人は別途注記されているものを除き100%支配である。		
当グループの主要な被支配法人は以下のとおりである。		
ANZバンク(ラオ)リミテッド(1)(旧ANZピエンチャン・コマーシャル・バンク・リミテッド)	ラオス	銀行業
ANZバンク(ベトナム)リミテッド(1)	ベトナム	銀行業
ANZケーペル・コート・リミテッド	オーストラリア	投資銀行業
ANZキャピタル・ヘッジング Pty Ltd	オーストラリア	ヘッジ
ANZコモディティ・トレーディング Pty Ltd	オーストラリア	ファイナンス
ANZカバー・インシュアランス Pty Ltd	オーストラリア	自家保険
ANZトラスティーズ・リミテッド	オーストラリア	トラスティール/ノミニー
ANZファンズ Pty Ltd	オーストラリア	持株会社
ANZバンク(ヨーロッパ)リミテッド(1)	英国	銀行業
ANZバンク(キリバス)リミテッド(1)(4)	キリバス	銀行業
ANZバンク(サモア)リミテッド(1)	サモア	銀行業
ANZホールディングス(ニュージーランド)リミテッド(1)	ニュージーランド	持株会社
ANZナショナル・バンク・リミテッド(1)	ニュージーランド	銀行業
ANZインベストメント・サービス(ニュージーランド)リミテッド(1)	ニュージーランド	資産運用
ANZナショナル(インターナショナル)リミテッド(1)	ニュージーランド	ファイナンス
OnePathホールディングス(ニュージーランド)リミテッド(1)(旧ING(ニュージーランド)ホールディングス・リミテッド)	ニュージーランド	持株会社
OnePathインシュアランス・ホールディングス(ニュージーランド)リミテッド(1)(旧INGインシュアランス・ホールディングス・リミテッド)	ニュージーランド	持株会社
OnePathライフ(ニュージーランド)リミテッド(1)(旧INGライフ(ニュージーランド)リミテッド)	ニュージーランド	保険
プライベート・ノミニーズ・リミテッド(1)	ニュージーランド	ノミニー
UDCファイナンス・リミテッド(1)	ニュージーランド	ファイナンス
ANZインターナショナル(香港)リミテッド(1)	香港	持株会社
ANZアジア・リミテッド(1)	香港	銀行業
ANZバンク(バヌアツ)リミテッド(2)	バヌアツ	銀行業
ANZインターナショナル・プライベート・リミテッド(1)	シンガポール	持株会社
ANZシンガポール・リミテッド(1)	シンガポール	マーチャント・バンキング業務
ANZロイヤル・バンク(カンボジア)リミテッド(1)(4)	カンボジア	銀行業
ヴォトレイントNo.1103 Pty リミテッド	オーストラリア	投資
ANZレンダース・モーゲージ・インシュアランス Pty リミテッド	オーストラリア	抵当保険

	設立地	事業の内容
ANZオーチャード・インベストメンツ Pty Ltd	オーストラリア	持株会社
OnePathオーストラリア・リミテッド		
(旧INGオーストラリア・リミテッド)	オーストラリア	持株会社
OnePathライフ・リミテッド(旧INGライフ・リミテッド)	オーストラリア	保険
OnePathジェネラル・インシュランス Pty リミテッド		
(旧INGジェネラル・インシュランス Pty リミテッド)	オーストラリア	保険
OnePathファンド・マネジメント・リミテッド		
(旧INGファンド・マネジメント・リミテッド)	オーストラリア	資産運用
OnePathカストディアンズ・リミテッド		
(旧INGカストディアン Pty リミテッド)	オーストラリア	トラスティー
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ		
(PNG)リミテッド(1)	パプアニューギニア	銀行業
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンク(チャイナ)カ		
ンパニー・リミテッド(1)	中国	銀行業
重慶市梁平ANZ農村銀行(1)	中国	銀行業
シティズンズ・バンコプ・インク	グアム	持株会社
ANZグアム・インク(3)	グアム	銀行業
Esandaファイナンス・コーポレーション・リミテッド	オーストラリア	一般金融
ETRADEオーストラリア・リミテッド	オーストラリア	持株会社
ETRADE オーストラリア・セキュリティーズ・リミテッド	オーストラリア	オンライン株式仲介
LFDリミテッド	オーストラリア	持株会社
PT ANZ パニン・バンク(1)(4)	インドネシア	銀行業

(1) 海外のKPMGによる監査を受けている。

(2) ホークス・ローによる監査を受けている。

(3) デロイト・グアムによる監査を受けている。アメリカン・サモア・バンクは、2011年9月30日終了年度にANZグアム・インクと合併した。

(4) 非支配持分が保有する上記被支配法人の普通株式または口数は次のとおり。ANZバンク(キリバス)リミテッド: 額面1ドルの普通株式150,000株(25%) (2010年: 額面1ドルの普通株式150,000株(25%))、PT ANZパニン・バンク: 額面1百万インドネシアルピアの株式16,500株(1%) (2010年: 額面1百万インドネシアルピアの株式7,500株(15%))、ANZロイヤル・バンク(カンボジア)リミテッド: 額面100米ドルの普通株式319,500株(45%) (2010年: 額面100米ドルの普通株式319,500株(45%))。当グループのPT ANZパニン・バンク持分比率が14%増加したのは、同行の株主割当による株式発行で非支配持分保有者よりも多くの比例配分を引き受けたためである。

39. 関連会社

当グループの重要な関連会社は以下のとおりである。

関連会社に なった日	所有 持分 (単 位： %)	議決権 持分 (単 位： %)	設立地	帳簿 価額 2011年 (単位： 百万 ドル)	帳簿 価額 2010年 (単位： 百万 ドル)	公正 価値(4) (単位： 百万 ドル)	報告日	主要な 業務	
AMMBホールディ ングスBerhad	2007年5月	24	24	マレーシア	1,111	1,082	1,337	3月31日	銀行業
PT バンク・パ ン・インドネ シア	2001年4月	39	39	インドネシ ア	685	611	709	12月31日	銀行業
上海農村商業 銀行(1)	2007年9月	20	20	中国	952	499	該当なし	12月31日	銀行業
天津銀行(2)	2006年6月	20	20	中国	384	327	該当なし	12月31日	銀行業
サイゴン証券 会社(3)	2008年7月	18	18	ベトナム	115	128	60(5)	12月31日	株式 仲介
ダイバーシファ イド・インフ ラストラク チャー・トラ スト	2008年3月	37	37	オースト ラリア	82	105	114	9月30日	投資
メトロバンク・ カード・コー ポレーション	2003年10月	40	40	フィリピン	44	43	該当なし	12月31日	カード 発行
その他関連会社 関連会社帳簿 価額合計					140 3,513	170 2,965			

- (1) 当グループは、2011年9月30日終了年度に、上海農村商業銀行の大型資金調達の一環として同行に16.5億人民元(255百万ドル)を追加投資した。
- (2) 株主割当増資(新株予約権無償割当)において当グループも引き受けるため、既存の持分比率20%を維持できる見込みである。この発行は現地当局の承認を受ける必要がある。
- (3) 取締役会を代表することにより重要な影響力を確立した。
- (4) 公表価格が入手可能な場合、該当する関連会社投資に対するもの。
- (5) 使用価値の見積りは、この投資の帳簿価額を裏付けている。

	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)	
重要な関連会社（100％）の資産合計	131,297	116,107
重要な関連会社（100％）の負債合計	119,664	106,589
重要な関連会社（100％）の収入合計	6,898	5,812

	連結	
	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)	
関連会社の業績		
関連会社税引前利益の持分	476	435
法人税の持分	(121)	(114)
関連会社純利益の持分 - 関連会社による開示調整（1）	355	321
持分法を使用して計上された関連会社純利益の持分	81	79
	436	400

（1）IFRSの適用、当グループの方針および買収に関する調整により、金額は関連会社が公表した金額と異なっている。

40. ジョイントベンチャー持分

2009年11月30日、当グループは、オーストラリアおよびニュージーランドにおけるANZ-INGのジョイントベンチャーに対する残余持分の51%を取得し、持分比率を100%に引き上げた。2010年9月30日終了年度には、2009年11月30日以降の完全子会社化がもたらした財務上の影響が含まれている。2009年10月1日から2009年11月30日までの期間については、当該投資は、ジョイントベンチャーとして計上された。

	OnePathオーストラリア		OnePathニュージーランド		連結合計	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
ジョイントベンチャーに帰属する留保利益						
期首	該当なし	483	該当なし	68	該当なし	551
期末	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ジョイントベンチャーの帳簿価額の変動						
期首の帳簿価額	-	1,649	-	204	-	1,853
純利益の持分	-	28	-	5	-	33
被支配法人の持分移転	-	(1,677)	-	(201)	-	(1,878)
為替相場変動の調整	-	-	-	(8)	-	(8)
期末の帳簿価額	-	-	-	-	-	-
収入、費用および純損益の持分						
収入	-	87	-	16	-	103
費用	-	(51)	-	(12)	-	(63)
税引前利益	-	36	-	4	-	40
法人税（費用）/還付	-	(8)	-	1	-	(7)
税引後利益	-	28	-	5	-	33
持分法による純利益	-	28	-	5	-	33

41. 証券化

当グループは通常の事業活動において、金融資産を直接、第三者または特別目的会社に譲渡する契約を締結している。かかる譲渡により、それらの金融資産の全部または一部の認識が中止される場合がある。

- ・ 当グループが金融資産からのキャッシュフローを受取る契約上の権利を譲渡した場合または資産からのキャッシュフローを受取る権利を保持するものの、キャッシュフローを譲渡する債務を引き受け、金融資産の所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび経済価値を移転する場合に金融資産の全部の認識が中止される。これらのリスクには、信用リスク、金利リスク、為替リスク、期前返済リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。
- ・ 当グループが金融資産の所有に伴うリスクおよび経済価値の一部（全部ではない）を移転するものの、支配権を維持しながら金融資産を売却または譲渡した場合に金融資産の一部の認識が中止される。当グループが継続的に関与する限り、これらの金融資産は引き続き貸借対照表で認識される。

以下の表は当該期間中の当グループ特有の資産の証券化活動を要約したものである。証券化活動は、オーストラリア準備銀行との買戻契約に適切な商品を開発するためのグループ内の住宅ローンの証券化に関するものである。

	連結(1)		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
当年度中に証券化(売却)された資産の帳簿価額	-	-	6,275	7,001
正味受取額	-	-	-	-
留保持分	-	-	(6,275)	(7,001)
証券化/売却に係る利益/(損失)(税引前)	-	-	-	-

(1) 当行の残高はグループ内の証券化事業体への譲渡に関連するものであるため、残高はゼロになる。

認識の中止が認められない当グループ特有の金融資産には、通常、契約に基づき証券化されたが、かかる契約により当グループが継続的な関与を維持している貸付金が含まれている。継続的関与には、投資家が契約条件（劣後持分の提供）に基づく支払いを受けた後に資産から生じる将来キャッシュフローに対する権利の留保、流動性支援、対象資産に対する継続的なサ - ビシング業務の提供、および証券化事業体とのデリバティブ取引の締結が含まれる。その場合、当グループはこれらの取引に関連するリスクに継続的にさらされている。

次の表は、当行により当グループの連結対象となっている特別目的会社に譲渡したものの、認識を中止するには不適格であるため、引き続き当行が認識している資産残高を示したものである。

証券化	連結(1)		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
資産の帳簿価額（当期認識）	-	-	31,280	30,582
関連負債の帳簿価額	-	-	31,280	30,582

(1) 当行の残高はグループ内の証券化事業体への譲渡に関連するものであるため、残高はゼロになる。

42. 信託業務

当グループは以下のとおり、各種の信託業務を行っている。

信託のための投資信託業務

当グループは信託（遺産を含む）のための投資信託業務を行っている。これらの信託は、当グループが直接または間接的に管理していないため、連結されていない。

当行またはその被支配法人が、受託者としての業務に関して負債を負う場合は、主たる債務は当グループの自己勘定でなく信託の受託者としての代理人として負うものであり、関係するファンドまたは信託の資産に対して補償を請求する権利を有する。これらの資産は負債を補填するのに十分であり、したがって当行または被支配法人が負債を清算することを求められる可能性は低いので、負債は財務書類に含まれていない。

関係するファンド総額は次のとおりである。

	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)	
受託	3,418	3,434

資産運用業務

資産運用業務は、当グループの被支配法人であるOnePathオーストラリア・リミテッドおよびOnePathホールディングス（ニュージーランド）リミテッド、ならびに他の特定の当グループ子会社を通じて行われている。上記の法人が運用しているファンドは当グループが支配している場合、上記の連結財務諸表に含まれている。

上記の連結財務諸表に含まれていない運用資産総額は以下のとおりである。

	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)	
OnePathオーストラリア・リミテッド	6,420	7,988
OnePath ホールディングス(ニュージーランド)リミテッド	5,271	5,655
その他被支配法人 - ニュージーランド	6,295	5,885
その他被支配法人 - オーストラリア	50	62
	18,036	19,590

保管業務

2010年11月18日、JPモルガン・チェイス・バンク・ナショナル・アソシエーションとの間で、移行業務契約を締結した。ANZノミニーズ・リミテッドの名義になっている残余資産（価値は些少）を少数残して、ANZカスタディアン・サービスは2011年9月30日に正式に営業を終えた。

43. コミットメント

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
不動産				
資本支出				
未払資本支出契約				
1年以内	58	58	31	23
1年超5年以内	3	3	2	3
5年超	-	1	-	1
資本支出コミットメント合計(1)	61	62	33	27
リース賃借料				
土地および建物				
1年以内	325	327	263	263
1年超5年以内	785	729	674	605
5年超	392	389	369	366
	1,502	1,445	1,306	1,234
什器備品				
1年以内	52	45	44	38
1年超5年以内	78	76	72	70
5年超	-	-	-	-
	130	121	116	108
リース賃借コミットメント合計	1,632	1,566	1,422	1,342
コミットメント合計	1,693	1,628	1,455	1,369

(1) 土地建物および設備機器に係る。

[前へ](#) [次へ](#)

44. 信用関連コミットメント、保証、偶発債務および偶発資産

信用関連コミットメント、保証および偶発債務

信用関連コミットメント

与信枠

	連結		当行	
	2011年 契約金額	2010年 契約金額	2011年 契約金額	2010年 契約金額
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
未実行与信枠	137,889	124,029	117,107	106,403
オーストラリア	80,013	78,410	79,919	78,207
ニュージーランド	15,569	14,200	-	-
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	42,307	31,419	37,188	28,196
合計	137,889	124,029	117,107	106,403

保証および偶発債務

支払義務が生じる可能性のある保証および偶発債務の最大見積額の詳細が以下に記載されている。これらの保証および偶発債務は、当グループが自己勘定において実行した取引に係るものである。

荷為替信用状は、輸出業者に対する代金支払いを保証するために、関係する積荷商品を担保として、または他の銀行の確認信用状の交付を条件に、信用状を発行するものである。

履行保証関連偶発事象は、顧客が契約上の非金銭条件の履行を怠った場合に第三者に対して支払いを行う義務を当グループに負わせるものである。

これらの取引に関連するリスクを考慮するため、これらの取引は、貸付に適用されるのと同じ与信手続き、ポートフォリオ管理および顧客からの担保徴求の対象となる。契約金額は、契約相手方が金融義務を履行しなかった場合に潜在的に発生する可能性のある最大損失額を表している。与信枠は実行されずに期間が終了する可能性もあるため、名目上の金額は必ずしも将来の現金必要額を表すわけではない。

	連結		当行	
	2011年 契約金額	2010年 契約金額	2011年 契約金額	2010年 契約金額
	(単位：百万ドル)		(単位：百万ドル)	
金融保証	6,923	6,313	5,942	5,981
スタンドバイ信用状	2,672	1,991	2,307	1,867
荷為替信用状	2,964	2,498	2,561	2,276
履行保証関連偶発事象	17,770	16,103	16,793	15,176
その他	881	580	666	445
合計	31,210	27,485	28,269	25,745
オーストラリア	15,182	14,309	15,182	14,309
ニュージーランド	1,122	975	-	-
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	14,906	12,201	13,087	11,436
合計	31,210	27,485	28,269	25,745

その他銀行関連偶発債務

一般事項

当グループに対する未解決の裁判訴訟、請求および請求の可能性は存在するものの、その総額を容易に数値化することはできない。適切な法律上の助言に照らして必要と考えられる引当金が計上されている。場合によっては、当グループの利益を損なう可能性があるため、当行は財務上の影響の見積額を開示していない。

i) 手数料異議申し立ての集団訴訟

2010年9月、訴訟費用融資会社であるIMF（オーストラリア）リミテッドは、ANZの顧客2万7,000人（現在では3万人超の可能性がある）の代理人となり、過去6年間にわたり同行の顧客に課した手数料50百万ドル超の異議申し立てを伴う集団訴訟を起こしANZを提訴した。訴訟手続はまだ初期段階である。ANZは、抗弁を行っているところである。さらなる損害賠償請求を受けるおそれがある。

ii) 有価証券貸付

ANZの有価証券貸付業務を取り巻く事象に関しては、引き続き進展は見られるものの、解決までに暫く時間を要する可能性がある。ANZを含む様々な当事者に対し、更なる措置（裁判訴訟または規制措置等）が講じられるかもしれないというリスクが存在している。将来における一切の申し立て（もしあれば）による潜在的影響または結果について現段階において確定することはできない。ANZは、いかなる申し立てに対しても、適切に、検討および抗弁を行う。

2008年7月4日、ANZはプライムブローカー・セキュリティーズ・リミテッド（「プライムブローカー」）に対して管財人兼管理人を任命した。2009年8月31日、裁判所は同管財人によるいくつかの法定支払い請求を拒否し、特にANZによるプライムブローカー管財人の任命は無効であるとの判決を下した。同管財人はこの判決に異議を申立てており、ANZもこれに加わっている。

その他：

- ・ 2010年4月14日、プライムブローカーの清算人は、（特に）2008年2月12日に清算人に対して生じた請求は無効であると申し立て、ANZに対する訴訟を起こした。当初の訴訟での請求額は98百万ドルであったが、その後ANZより177百万ドル（に金利と費用を加算）に増額された。
- ・ 2010年7月15日、プライムブローカーおよび複数の関連会社は、ANZを含む当事者に対し、約150百万ドルおよび未確定の金額を求める訴訟を起こした。申し立てには、虚偽または不当行為、管財人の不正な任命、株式投資契約の不履行の疑いなどが含まれている。

ANZはこれらの訴訟に対して抗弁を行っている。

iii) 偶発租税債務

オーストラリア税務庁(ATO)は、当グループが通常の事業活動において行った一定の取引における税務処理の調査を行っている。

また、その他法域におけるこれらの国の歳入当局の通常の業務の一環として、リスク調査が行われている。

当グループは、必要に応じて外部の助言を求めた上で、オーストラリアおよびその他の国々において生じている上記およびその他の課税上の請求額を査定しており、適切な引当金を計上していると考えている。

iv) 銀行間預金契約

ANZは、支払システムにおいて大手銀行との間で銀行間預金契約を締結している。この契約は、オーストラリア適正規制庁が認定する支払システム支援枠であり、その規定により、いずれかの銀行に流動性の問題が生じた場合、他の参加者が20億ドルを上限として全員同額を30日間預金する義務を負うものである。預金者は、30日間の期間終了時に、預金額の担保を譲渡して全額現金による預金払戻しを受けることもできる。

v) 清算および決済義務

清算および決済規程に従い、以下のように定義されている。

- ・ オーストラリア支払決済協会による、オーストラリア証券決済システム、大量電子決済システム、消費者電子決済システムおよび高額決済システム(HVCS)に関する規則に定められている清算および決済規程に従い、他の会員金融機関が決済の義務を怠った場合の当行の義務として、双務的エクスポージャーおよび損失が生じる可能性があり、また、
- ・ オーストラリア・システム(「オーストラリア」)の規則およびCLS銀行国際規則に定められている清算および決済規程に従い、当行は、会員金融機関が決済の義務を怠った場合、損失を共同負担する義務がある。

HVCSおよびオーストラリアについて、債務が生じるのは限定的な状況に限られる。

vi) 一定の被支配会社に関する相互保証契約

1998年8月13日付通達98/1418号(改正後)に従い、いくつかの完全所有被支配法人に対して、個別の財務書類の作成、監査および公表に関する2001年会社法の要件からの免除が与えられた。これらの会社の業績は当グループの連結業績に含まれる。免除を受けている法人は以下のとおりである。

- ・ ANZプロパティーズ(オーストラリア) Pty Ltd (1)
- ・ ANZキャピタル・ヘッジング Pty Ltd (1)
- ・ アライアンス・ホールディングス Pty Ltd (1)
- ・ ANZオーチャード・インベストメンツ Pty Ltd (2)
- ・ ANZセキュリティーズ(ホールディングス)リミテッド (3)
- ・ ANZコモディティ・トレーディング Pty Ltd (4)
- ・ ANZファンズ Pty Ltd (1)
- ・ ヴォトレイントNo.1103 Pty Ltd (2)
- ・ ANZ ノミニーズ・リミテッド (5)

-
- (1) 2001年8月21日に免除が付与された。
 - (2) 2002年8月13日に免除が付与された。
 - (3) 2003年9月9日に免除が付与された。
 - (4) 2008年9月2日に免除が付与された。
 - (5) 2009年2月11日に免除が付与された。

当行および上記の各被支配法人が「相互保証契約」を締結することが通達の条件である。通達に基づく相互保証契約は、各被支配法人により締結され、オーストラリア証券投資委員会に提出された。相互保証契約は2006年3月1日付である。2001年会社法の特定の条項に基づく契約の効果により、当行はいずれかの被支配法人が清算される場合、各債権者に全債務の支払いを保証している。清算が起きた場合、当行は債権者が6か月後に全額の支払いを受けていない場合にのみ責任がある。被支配法人もまた、当行の清算の場合に類似の保証を与えている。当行および相互保証契約を締結した完全所有被支配法人の連結包括利益計算書および連結貸借対照表は、以下のとおりである。

	連結	
	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)	
税引前利益	5,809	5,612
法人税	(1,476)	(1,449)
税引後利益	4,333	4,163
資本計上された海外事業に関する外貨換算差額(税引後)	103	(391)
売却可能金融資産の公正価値の変動(税引後)	26	70
キャッシュフロー・ヘッジの公正価値の変動(税引後)	121	40
確定給付年金制度の年金数理上の差異(税引後)	24	(18)
その他包括利益(税引後)	274	(299)
包括利益合計	4,607	3,864
期首利益剰余金	13,047	11,596
税引後利益	4,333	4,163
改正会計基準AASB第3号(改正)の適用による期首利益剰余金への調整	-	(39)
普通株式配当金(未払配当金を含む)	(3,491)	(2,667)
準備金からの振替	1	12
確定給付年金制度の年金数理上の差異(税引後)	24	(18)
期末利益剰余金	13,914	13,047
資産		
流動資産	20,556	16,075
売却可能資産/投資有価証券	19,017	16,973
正味貸付金および前渡金	323,286	280,439
その他資産	140,299	133,948
土地建物および設備機器	1,539	1,545
資産合計	504,697	448,980
負債		
預金およびその他借入金	307,254	252,519
法人税債務	1,169	1,069
支払債務およびその他負債	161,097	162,555
引当金	798	831
負債合計	470,318	416,974
純資産	34,379	32,006
資本(1)	34,379	32,006

(1) 資本には通達が適用される被支配法人の利益剰余金および準備金を含まない。

vii) グリンドレイズ事業の売却

2000年7月31日に、ANZは、ANZグリンドレイズ・バンク・リミテッドならびに英国およびジャージーにおけるANZのプライベート・バンキング事業を、ANZグリンドレイズ（ジャージー）ホールディングス・リミテッドおよびその子会社と共に、現金13億米ドルで、スタンダード・チャータード・バンク（SCB）に売却した。ANZはこれらの事業について保証および一定の補償を提供しており、その対象となる支払いが起こる可能性が高いと予想した部分については、当該予想債務に係る引当金を計上している。以下に示す問題は報告された営業成績に不利な影響を及ぼさなかった。和解金、罰金および費用は、すべてその時点に設定されていた引当金の範囲内であった。

FERA

1991年に一定の金額がインド国内のグリンドレイズにある、他通貨への転換不能インドルピー口座から送金された。これらの取引は1973年外国為替規制法の規定に違反していた可能性がある。グリンドレイズは自らこれらの取引をインド準備銀行に知らせた。インド当局はグリンドレイズおよび同行の特定の在インド役員に対して通知を行い、民事罰が科されたが、これについては上訴中である。刑事追訴も係属中で、抗弁が見込まれている。係争中の金額は重要ではない。

税金補償

ANZは、グリンドレイズ（およびその子会社）およびジャージー・サブ・グループの税金債務のうち、2000年7月31日現在のグリンドレイズの財務諸表において引当てられていなかった部分について補償を提供した。この補償に基づく請求も提起されているが、グループに対する重大な影響は予想されていない。

偶発資産

ナショナル・ハウジング・バンク

1992年にグリンドレイズは総額約50.6億インドルピーの請求をインドのナショナル・ハウジング・バンク（NHB）から受けた。この請求は、NHBがグリンドレイズのために振出した小切手に関するもので、その小切手の代金はグリンドレイズの顧客の口座に振込まれた。

グリンドレイズは、1997年3月に有利な仲裁裁定を得て、その裁定に基づきNHBから91.2億インドルピーの支払いを受けた。NHBはその後ムンバイの特別裁判所に控訴して勝訴し、その後グリンドレイズはインド最高裁判所に上告した。グリンドレイズは、利息も含めて係争対象金額を裁判所に支払った。最終的には、当事者は本件について和解し、その時までには裁判所に支払われた総額164.5億インドルピー（2002年1月19日の為替レートで661百万豪ドル）を分け合うことで合意し、グリンドレイズが係争対象金額のうち62.0億インドルピー（2002年1月19日の為替レートで248百万豪ドル）を受領した。

ANZは、スタンダード・チャータード・バンクへのグリンドレイズの売却に関連した補償条項に基づき、スタンダード・チャータード・バンクから124百万米ドル（グリンドレイズが受領したインドルピー金額に相当する米ドル金額）の支払いを受けた。

2006年、ANZは上記に関して保険会社から114百万ドルを回収した。

さらに、ANZは、NHBが振り出した小切手が振り込まれた口座を持つ顧客の財産から回収された代金についてNHBと分け合う権利を有している。しかしながら、インドの税務当局は、当該顧客の債権者に対して分配可能な全資金について法令上の優先権を主張している。特別裁判所は2007年後半に税務当局の優先権を減額する命令を発したが、かかる命令は、インド最高裁判所へ上告された。本件は、特定の問題について審議するため、特別裁判所に差し戻された。

45. 退職年金およびその他退職後給付制度

当グループの退職後給付制度の概要

当グループは世界各地において多くの年金、退職年金および退職後医療給付制度を設けている。当グループは、法令および信託契約の条項の結果としてこれらの制度に対する拠出の義務を負う可能性がある。法的な強制力がある義務となるかどうかは法令および信託契約の規定内容により異なる。

主な制度は次表のとおりである。

国	制度	制度の種類	拠出レベル	
			従業員 / 加入者	雇用主
オーストラリア	ANZ オーストラリア従業員退職年金制度(1)(2)	確定拠出制度区分C(3) または	任意(8)	コスト連動(10)
		確定拠出制度区分A または	任意	給与の9%(11)
		確定給付制度年金区分(4)	なし	コスト連動(12)
ニュージーランド	ANZナショナル・バンク従業員退職年金制度(以前のANZグループ(ニュージーランド)従業員退職年金制度)(1)(2)	確定給付制度(5)または	なし	コスト連動(13)
		確定拠出制度	給与の最低2.5%	給与の7.5%(14)
	ナショナル・バンク従業員退職年金基金(1)(2)	確定給付制度(6)または	給与の5.0%	コスト連動(15)
		確定拠出制度(7)	給与の最低2.0%	給与の11.5%(16)
英国	ANZ 英国従業員年金制度(1)	確定給付制度(7)	給与の5.0%(9)	コスト連動(17)

コスト連動：当グループの拠出額は、加入者の拠出および制度の資産価値を考慮して保険数理士が算定する。

- (1) これらの制度は年金を支払うものである。
- (2) これらの制度は一時金を支払うものである。
- (3) 1997年に新規加入を停止した。
- (4) 新規加入を行っていない。退職した加入者またはその扶養者に対する年金の支払いを行う。
- (5) 1990年3月31日に新規加入を停止した。同制度の同区分における退職した加入者またはその扶養者に対する年金の支払いを行う。
- (6) 1991年10月1日に新規加入を停止した。
- (7) 2004年10月1日に新規加入を停止した。
- (8) 任意であるが給与の1%を下限とする。
- (9) 2003年10月1日から、全加入者が給与の5%の率で、拠出を行っている。
- (10) 受託者が保険数理士の勧告に基づき決定する。現在は加入者給与の9%（2010年：9%）である。
- (11) 2010年は給与の9%であった。
- (12) 受託者が保険数理士の勧告に基づき決定する。現在はゼロ（2010年：ゼロ）である。
- (13) 保険数理士の勧告に従い、現在はゼロ（2010年：ゼロ）である。
- (14) 2010年は給与の7.5%であった。
- (15) 保険数理士の勧告に従い、現在は加入者給与の24.8%（2010年：24.8%）および年5百万ニュージーランドドルの追加拠出になっている。
- (16) 2010年は給与の11.5%であった。
- (17) 保険数理士の勧告を考慮し制度受託者および当グループの合意に基づき決定される。現在は年金給付対象給与の26%（2010年：26%）および追加の四半期拠出7.5百万英ポンド（2015年12月まで）である。

制度の確定給付部分についての積立状況および拠出情報

制度の直近の財務報告から抜粋した制度の確定給付部分の積立状況および拠出に関する情報は、以下のとおりである。

本財務書類において、貸借対照表に認識される確定給付債務に関する純(負債)/資産は、AASB第119号「従業員給付」に従い決定されているが、以下に示す資産の市場価値(純額)の未払給付に対する超過/不足額は、AAS第25号「退職年金制度の財務報告」に従って決定されている。AAS第25号は、AASB第119号と異なる測定日および測定基準を規定しているため、以下の積立状況の超過または不足額は、貸借対照表の純(負債)/資産とは異なっている。

2011年制度	未払給付*	制度保有資産の 市場価値(純額) (単位:百万ドル)	未払給付に対する 資産の市場価値 (純額)の超過/ (不足)額
ANZオーストラリア従業員退職年金制度年金部分(1)	27	17	(10)
ANZ英国従業員年金制度(1)	912	727	(185)
ANZ英国健康保険制度(4)	6	-	(6)
ANZナショナル・バンク従業員退職年金制度(2)	4	4	-
ナショナル・バンク従業員退職年金基金(3)	296	282	(14)
その他(5)(6)	39	29	(10)
合計	1,284	1,059	(225)

* 本財務書類において適用されているAASB第119号「従業員給付」に基づく測定日および測定基準とは異なる測定日および測定基準を規定している。AAS第25号「退職年金制度の財務報告」に基づき決定。AASB第119号に基づき使用する割引率は、AAS第25号の規定する直近の保険数理評価日現在の制度資産の期待収益率(以下に記載する)ではなく、報告日(2011年9月30日)現在の国債および社債利率に基づいている。

- (1) 2010年12月31日に測定された金額。
- (2) 2010年12月31日に測定された金額。
- (3) 2011年3月31日に測定された金額。
- (4) 2011年9月30日に測定された金額。
- (5) 2011年9月30日に測定された金額。
- (6) 「その他」は、日本、フィリピンおよび台湾における確定給付制度を含む。

2010年制度	未払給付*	制度保有資産の 市場価値(純額) (単位：百万ドル)	未払給付に対する 資産の市場価値 (純額)の超過/ (不足)額
ANZオーストラリア従業員退職年金制度年金部分(1)	29	20	(9)
ANZ英国従業員年金制度(1)	903	662	(241)
ANZ英国健康保険制度(4)	6	-	(6)
ANZナショナル・バンク従業員退職年金制度(2)	5	5	-
ナショナル・バンク従業員退職年金基金(3)	276	261	(15)
その他(5)(6)	32	25	(7)
合計	1,251	973	(278)

* 本財務書類において適用されているAASB第119号「従業員給付」に基づく測定日および測定基準とは異なる測定日および測定基準を規定している。AAS第25号「退職年金制度の財務報告」に基づき決定。AASB第119号に基づき使用する割引率は、AAS第25号の規定する直近の保険数理評価日現在の制度資産の期待収益率(以下に記載する)ではなく、報告日(2010年9月30日)現在の国債および社債利率に基づいている。

- (1) 2009年12月31日に測定された金額。
- (2) 2007年12月31日に測定された金額。
- (3) 2010年3月31日に測定された金額。
- (4) 2010年9月30日に測定された金額。
- (5) 2007年9月30日および(該当する場合は)2010年9月30日に測定された金額。
- (6) 「その他」は、日本、フィリピンおよび台湾における確定給付制度を含む。

確定給付部分への雇用主の拠出は、制度の保険数理士の勧告に基づいている。資金拠出勧告は、将来の投資収益、金利、昇給率、死亡率および離職率などの諸事項の仮定に基づき、保険数理士が行う。保険数理士が採用する資金拠出方法は、従業員の受給権に対して支払いを行うべき時まで、年金資産が十分に積立てられることを目的としている。

当グループは来年度中、制度の確定給付部分に対して58百万ドル(2010年：60百万ドル)の拠出を行う予定である。

以下に制度の主な確定部分に対する当期の拠出勧告について説明する。

ANZオーストラリア従業員退職年金制度年金部分

ANZオーストラリア従業員退職年金制度の年金部門は、新規加入を停止している。コンサルティング保険数理事務所ラッセル・エンプロイ・ベネフィッツが2010年12月31日付で行った全面的な数理評価では、10百万ドルの年金資産の不足が生じており、同保険数理事務所は、2013年12月31日までの3年間に当グループが年1.2百万ドルを年金制度に拠出するよう勧告した。次の全面的な数理評価は、2013年12月31日に行われる予定である。

保険数理士の資金拠出勧告の計算には、以下の経済的な仮定が使用された。

投資収益率	年8%
年金物価スライド率	年3%

当グループは現在、制度に係る信託契約上、拠出を始める義務や年金資産の不足額を補填する義務を負っていない。

ANZ英国従業員年金制度

コンサルティング保険数理事務所タワーズ・ワトソンが2010年12月31日付で行った中間数理評価によると、115百万英ポンドの年金資産の不足が生じていた（2011年9月30日現在の為替レートで185百万ドル）。

2010年12月31日付の保険数理評価に従い、当グループは年金給付対象給与の26%の割合で定期的な拠出を行うことに同意した。これらの拠出は未払給付の費用を賄うのに十分である。不足額に対処するため、当グループは7.5百万英ポンドの追加の四半期拠出を引き続き支払うことに同意した。これらの拠出は2012年12月31日に予定されている次の数理評価において再検討される。

保険数理士の資金拠出勧告の計算には、以下の経済的な仮定が使用された。

既存資産に対する投資収益率	
-2018年12月31日まで	年5.3%
-2033年12月31日まで	年4.0%
継続拠出を決定する投資収益率	年7.2%
昇給率	年5.3%
年金増加率	年3.5%
繰延年金増加率	年2.8%

当グループは現在、制度に係る信託契約上、AAS第25号に基づく年金資産の不足額を補填する義務を負っていないが、制度が解散した場合については偶発債務を負う可能性がある。解散の場合、受託者は当グループに対し英国雇用者債務の規制上の追加拠出を求めることができる。当グループは継続的に本制度を維持する予定である。

ナショナル・バンク従業員退職年金基金

ナショナル・バンク従業員退職年金基金の直近の全面的な数理評価は2011年3月31日現在で、コンサルティング保険数理事務所のエイオン・コンサルティングNZによって行われ、18百万ニュージーランドドル（2011年9月30日現在の為替レートで14百万ドル）の年金資産の不足額が生じていた。保険数理士は、年に、確定給付部分の加入者に関する給与の24.8%相当の拠出および5百万ニュージーランドドル（雇用者退職年金拠出税を除く）の一時金の拠出を当グループが行うことを勧告した。

保険数理士の資金拠出勧告の計算には、以下の経済的な仮定が使用された。

投資収益率（税引後）	年5.5%
昇給率	年3.0%
年金増加率	年2.5%

当グループは現在、基金に係る信託契約上、AAS第25号に基づく年金資産の不足額を補填する義務を負っていないが、基金が解散する場合には偶発債務を負う可能性がある。基金が解散した場合、基金に係る信託契約に基づき、当グループは、加入者への給付額が、解散しなかった場合に比べて減少することがないように基金の受託者に十分な金額を支払う義務がある。当グループは継続的に基金を維持する予定である。

AASB第119号に基づく算定の基礎は、98ページ（訳注：原文のページ数である。）の注記1F(vii)において説明されている。

制度の確定給付部分につきAASB第119号に基づき損益計算書に認識された費用の内訳および貸借対照表に認識された金額の概要が以下の表に示されている。

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)			
確定給付制度に関して損益計算書に計上された金額				
当期の勤務費用	8	6	6	5
利息費用	50	56	42	48
年金資産からの期待収益	(47)	(50)	(41)	(44)
拋出税の調整	2	2	-	-
合計(人件費に含まれる)	13	14	7	9
確定給付制度に関して貸借対照表に計上された金額				
積立済み確定給付債務の現在価値	(1,033)	(1,059)	(857)	(928)
制度資産の公正価値	885	873	775	761
確定給付債務によって生じた純負債	(148)	(186)	(82)	(167)
貸借対照表に計上された金額				
支払債務およびその他負債	(148)	(186)	(82)	(167)
確定給付債務によって生じた純負債	(148)	(186)	(82)	(167)
確定給付制度に関して資本に計上された金額				
当年度に発生し、利益剰余金に直接計上された年金数理上の差異	15	6	(34)	26
利益剰余金に直接計上された年金数理上の差異の累積額	244	229	173	207

当グループは現在、制度の不足額を補填する法律上の義務を負っているが、自己の利益のために制度の剰余金を使用する法的権利はない。また、当グループは現時点で直ちに拋出を行って不足額を決済する債務は負っていない。当グループの不足額を補填する法律上の義務の詳細については、制度に対する当期の拋出勧告についての前述の説明を参照のこと。

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)			
該当期間における確定給付債務の現在価値の変動				
期首の確定給付債務	1,059	1,095	928	938
当期の勤務費用	8	6	6	5
利息費用	50	56	42	48
制度加入者からの拠出	1	-	-	-
年金数理上の差異	(10)	42	(55)	52
企業結合で引き受けた負債	-	21	-	21
外国制度の換算差異	(18)	(103)	(22)	(92)
支払済の給付	(57)	(58)	(42)	(44)
期末の確定給付債務	1,033	1,059	857	928
該当期間における制度資産の公正価値の変動				
期首の制度資産の公正価値	873	849	761	738
制度資産の期待収益	47	50	41	44
年金数理上の差異	(25)	36	(21)	26
外国制度の換算差異	(13)	(83)	(17)	(75)
雇用主からの拠出	59	59	53	53
制度加入者からの拠出	1	1	-	-
支払済の給付	(57)	(58)	(42)	(44)
企業結合で取得した資産	-	19	-	19
期末の制度資産の公正価値(1)	885	873	775	761
制度資産の実際収益	22	86	20	70

(1) 制度資産は当グループが発行した以下の金融商品を含む。現金および短期債券1百万ドル(2010年9月：1.6百万ドル)、固定利付債券0.6百万ドル(2010年9月：0.5百万ドル)および株式ゼロ(2010年9月：ゼロ)。

	連結		当行	
	制度資産の公正価値		制度資産の公正価値	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：%)			
制度資産の分析				
株式	36	39	34	37
債券	47	39	48	39
土地	8	8	9	9
その他資産	9	14	9	15
資産合計	100	100	100	100

	2011年	2010年
	(単位：%)	
使用した主要な保険数理上の仮定(加重平均で表示)		
割引率		
ANZオーストラリア従業員退職年金制度 - 年金部分	4.25	5.00
ANZ英国従業員年金制度	5.40	5.00
ANZ英国健康保険制度	5.40	5.00
ANZナショナル・バンク従業員退職年金制度	4.40	6.00
ナショナル・バンク従業員退職年金基金	4.40	6.00
制度資産の期待収益率		
ANZオーストラリア従業員退職年金制度 - 年金部分	8.00	8.00
ANZ英国従業員年金制度	5.30	5.60
ANZ英国健康保険制度	該当なし	該当なし
ANZナショナル・バンク従業員退職年金制度	4.50	4.50
ナショナル・バンク従業員退職年金基金	5.50	5.50
将来の昇給率		
ANZ英国従業員年金制度	4.90	5.00
ナショナル・バンク従業員退職年金基金	3.00	3.00
将来の年金増加率		
ANZオーストラリア従業員退職年金制度 - 年金部分	2.75	2.50
ANZ英国従業員年金制度		
- 支払	3.10	3.20
- 繰延	2.10	2.70
ANZナショナル・バンク従業員退職年金制度	2.50	2.50
ナショナル・バンク従業員退職年金基金	2.50	2.50
将来の医療費趨勢率 - 短期		
ANZ英国健康保険制度	4.50	4.50
将来の医療費趨勢率 - 長期		
ANZ英国健康保険制度	6.50	4.00

当該制度が保有する各資産クラスの期待収益率を決定するために、保険数理士は過去の収益率の傾向および債務が決済される期間における資産クラスの収益率に関する市場の予測を評価した。各制度資産の全体的な期待収益率は、当該制度が保有する資産クラスの加重平均期待収益率となっている。

医療費趨勢率の予想は損益計算書に認識される額または貸借対照表に含まれる額に重大な影響を与えない。

	連結					当行				
	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年
	(単位：百万ドル)									
過去の実績に基づく調整										
確定給付債務	(1,033)	(1,059)	(1,095)	(1,160)	(1,267)	(857)	(928)	(938)	(1,003)	(1,112)
制度資産の公正価値	885	873	849	1,006	1,199	775	761	738	871	1,037
余剰/(不足)	(148)	(186)	(246)	(154)	(68)	(82)	(167)	(200)	(132)	(75)
制度負債に対する実績に基づく調整	(11)	(2)	7	12	9	(10)	1	7	8	10
制度資産に対する実績に基づく調整	(25)	36	(49)	(195)	6	(21)	26	(32)	(177)	12

[前へ](#) [次へ](#)

46. 従業員持株およびオプション制度

ANZは、ANZ従業員株式取得制度およびANZ株式オプション制度に基づき多数の従業員持株およびオプション制度を運営している。

ANZ従業員株式取得制度

2010年度および2011年度中に存続したANZ従業員株式取得制度（ESAP）は、1,000ドル株式制度、株式後渡し制度、制限株式制度、および従業員株式積立制度（ESSS）であった。ESSSは従業員がその給与の一部により株式を取得する制度であり、株式報酬費用として計上する必要はない。

1,000ドル株式制度

1年以上継続して勤務してきた各正社員（上級幹部を除く）は、各事業年度に1,000ドルを上限とするANZ株式の付与を可能とする1,000ドル株式制度に参加する資格がある。ただし、取締役会の承認を条件とする。取締役会が承認する日に、付与日までの一週間（付与日を含む）のオーストラリア証券取引所（ASX）におけるANZ株式の加重平均価格を使用して、株式がすべての適格な従業員に付与される。

オーストラリアおよび3つの海外拠点において、ANZの普通株式は適格な従業員に対して対価なしに付与され、失効の規定がないため付与されると直ちに権利が確定する。しかしながら、株式は付与の日から3年間信託に保有されることが求められており、この期間の後、信託に留保することもできるが、従業員の名義への変更または売却ができる。一般に、株式に係る受取配当は配当再投資制度において自動的に再投資される。

ニュージーランドでは、適格従業員は、1株当たり1ニュージーランドセントを支払うと株式が付与される。

2011年以降、本制度に基づきニュージーランドおよび他の海外拠点で付与される株式は、勤続3年間という条件を満たして権利が確定した後は、信託に留保するか、従業員の名義への変更または売却ができる。権利未確定の株式は、辞職した場合または重大な不正行為により解雇された場合は失効する。配当は現金で受け取る。

2011年度については、同制度に基づき2010年12月6日に1,472,882株が発行価格23.05ドルで従業員に発行された（2010年度は、2009年12月7日に1,344,436株が発行価格22.06ドルで発行された）。

株式後渡し制度

短期インセンティブ（STI）強制的後渡しプログラムが、2009年から実施され、後渡し株式は規定値を上回る金額の50%に関する分である。2011年より前は、後渡し株式は株式100%または株式50%とオプション50%のどちらの形でも取得できたが、2011年以降は一律株式100%とされる。取締役会の役員については、（2009年ではなく）2008年に強制的なSTI後渡し株式が導入された。権利未確定のSTI後渡し株式は、辞職した場合、解雇通知を受け退職した場合、または重大な不正行為により解雇された場合は失効する。

一部の従業員はさらに、長期のインセンティブ（LTI）後渡し株式の付与を受けることができる。これらは付与日から3年後に権利が確定する。本LTI制度に従って付与される普通株式は、後渡し期間を超えて信託することができる。権利未確定のLTI後渡し株式は、辞職、解雇通知による退職、または重大な不正行為による解雇により失効する。

後渡し期間が2年間のSTI後渡し株式は、以前に事業単位ごとの個別インセンティブ制度（主に慰留対策として）に基づき付与されていたもので、後渡し期間を超えて信託に保有することができる。こうした株式の最後の付与分の権利が確定したのは、2009年11月2日であった。

例外的に、特定の従業員がANZに入社する際に、前の雇用主に対して放棄した報酬の補償として後渡し株式が付与されることがある。権利確定期間は一般的に放棄した報酬の残存権利確定期間に調整されるため、付与日によって変動する。また、ANZにとって雇用確保のリスクが大きいとみなされる業績の良い従業員に対する慰留目的で後渡し株式が付与されることもある。権利未確定の後渡し株式は、辞職、解雇通知による退職または重大な不正行為による解雇により失効する。

従業員は、信託に保管されている間の後渡し株式の配当を受取る（現金または配当再投資制度）。

後渡し株式の発行価格は、付与日までの一週間（付与日を含む）のASXにおける株式の出来高加重平均価格に基づいて決定される。

2011年度中に本株式後渡し制度に基づき後渡し株式6,393,787株が加重平均付与価格23.55ドルで付与された（2010年度は5,511,965株が加重平均付与価格22.83ドルで付与された）。

制限株式制度

2009年まで、適格な従業員は、年間現金ボーナスの一部または全額を税引前の金額でANZ株式に交換することを選択できた。これらの株式には1年間の取引制限期間が設けられていたが、制限期間を超えて信託に保管することもできた。株式は重大な不正行為による解雇により失効する。その他の理由による雇用の終了のときは、株式は従業員に引渡される。従業員はかかる制限株式に係る配当を全額受領する（現金または配当再投資制度）。発行価格は、付与日までの一週間（付与日を含む）のASXにおける株式の出来高加重平均価格に基づいて決定された。

2010年度および2011年度中、制限株式制度により付与された株式はなかった。制限株式制度で最後に付与された株式の権利が確定したのは、2009年10月31日であった。

株式評価

1,000ドル株式制度、株式後渡し制度および制限株式制度により2011年度に付与された株式の付与日現在で測定された公正価値は、出来高加重平均価格23.22ドルと7,866,669株に基づき182.7百万ドルであった（2010年：加重平均価格22.52ドルと6,856,401株に基づき154.4百万ドルであった）。付与日にASXで売買されたANZ株式の出来高加重平均株価が株式の公正価値の計算に使用されている。株式の公正価値の測定には配当は組み込まれていない。

ANZ株式オプション制度

一部の従業員は、ANZの全額払込済普通株式をオプションまたは権利付与時に定める価格で取得する権利を表象するオプションまたは権利を付与される。オプションまたは権利を行使して普通株式が配分されると、議決権と配当請求権も付随する。

各オプションまたは権利により、その所有者は付与時に課せられた条件に従い普通株式1株を与えられる。オプションの行使価格は、制度の規則に従い、一般には付与日前一週間（付与日を含む）のASXの加重平均株価を基準に決定される。権利については、行使価格はゼロである。

オプション制度の規則では、株式無償割当、株主割当発行、またはANZの資本再編が行われた場合、オプションまたは権利の所有者が行使前に有する資格を規定している。その概要は以下のとおりである。

- ・ オプションが有効で、かつ行使する以前の期間にANZが無償株式を発行した場合、オプション所有者は、株式無償割当の時点で原株式を所有していたならば受領する資格があった株数の無償株式も、オプション行使時に追加発行される。
- ・ オプションが有効で、かつ行使する以前の期間にANZが株主割当発行による有価証券募集を行った場合、オプション行使価格は「上場規則」で定められているように修正される。
- ・ 権利に関しては、株式無償割当または当行の資本再編が行われた場合、権利所有者に損得が生じないよう、権利の口数または原株式数を修正できる。

上記以外、オプションまたは権利の所有者が行使前にANZの有価証券新規発行に参加できる資格はなく、ANZ以外の法人（子会社など）の株式発行に参加できる権利もない。

2010年度および2011年度に費用が計上されたANZ株式オプション制度は以下のとおりである。

当期のオプション制度

業績に基づく権利制度（CEO（最高経営責任者）の業績に基づく権利を除く）

業績に基づく権利がANZのLTIプログラムの一部として特定の従業員に付与される。業績に基づく権利の最初の付与は2005年11月に行われ、3年間の確定期間および総株主利回り（TSR）業績基準を条件として、対価なしにANZ株式を取得する権利が与えられた。LTIの業績に基づく権利が行使可能となる割合は、ANZが達成したTSRと、同期間（付与以降）を対象とした、比較グループである大手金融サービス会社のTSRとの比較に基づき、付与後3年目に決定される。株価変動の影響を軽減するため、90日間のTSRには期首値と期末値の平均を用いる。比較グループのTSR中央値と等しい業績の場合、業績に基づく権利の半分が行使可能となる。ANZのTSRが比較グループにおけるTSRの上位25%以上に達し、すべての業績に基づく権利が行使可能となるまで、権利は一定の割合で確定していく。ANZの業績が2つの比較対象水準の間にある場合、TSRは比例按分で測定される。業績基準の達成状況は3年間の確定期間の最後に1度だけテストされる。業績に基づく権利が評価日において業績基準を満たさない場合、または行使期間末（付与日から5年間）までに行使されない場合、権利は失効する。

退職した場合に適用される規定について、詳しくは「第5 提出会社の状況 - 4 . 役員の状況 - （3）役員報酬の内容（報酬報告）」の「セクション3.2 開示を必要とする執行役員の契約条件」を参照。

2011年度には、466,133口（2010年：771,585口）の業績に基づく権利（CEOの業績に基づく権利を除く）が付与された。

CEOの業績に基づく権利

2010年年次株主総会で、株主は2010年のTEC満額、すなわち3百万ドル相当のLTIをCEOに付与することを承認した。これは、計253,164口の業績に基づく権利の配分にあたるが、付与日の3年後、すなわち2013年12月にTSR基準との比較による業績判定を受ける。

2007年年次株主総会において、株主は、それぞれの最高額を3百万ドルとする3つのトランシェの業績に基づく権利で構成されるLTIの付与を承認した。各トランシェの業績期間は2007年12月19日の付与日から開始し、それぞれ3年目、4年目、5年目の応答日に終了する（すなわち、各トランシェにつき業績測定は1回のみである）。各トランシェは、各権利確定日の終了時に一度だけ業績判定を受ける。各トランシェの権利確定水準は、業績に基づく権利制度に従って、比較グループである他社に対するANZのTSR業績に基づいている。各トランシェの行使期間は1年間である。付与日の3年後、すなわち2010年12月に、相対するTSR基準との比較によるこれらトランシェの初回業績判定が行われた。その結果、当年度に258,620口の業績に基づく権利が確定し、行使された。

退職した場合に適用される規定について、詳しくは「第5 提出会社の状況 - 4 . 役員の状況 - (3) 役員報酬の内容 (報酬報告)」の「セクション3.1 CEOの契約条件」を参照。

CEO向けのオプション

2008年年次株主総会で、株主はCEOへの700,000株のオプションの特別付与を承認し、2008年12月18日に付与された。これらのオプションは2011年12月18日から行使でき、オプション行使価格は1株当たり14.18ドル（本注記の「ANZ株式オプション制度」の項に記載する方法で付与時に算定）である。権利を行使すると、CEOはオプション1株当たりANZ普通株式1株の所有権を取得する。公正価値をオプション1株当たり2.27ドルとする独自の評価によると、付与時のオプション評価額は計1.589百万ドルになる計算である。

退職した場合に適用される規定について、詳しくは「第5 提出会社の状況 - 4 . 役員の状況 - (3) 役員報酬の内容 (報酬報告)」の「セクション3.1 CEOの契約条件」を参照。

オプション後渡し（業績基準なし）

STI後渡しプログラムに従い、規定値を上回る金額の50%は後渡し株式として提供される。以前は、後渡し株式は株式100%または株式50%とオプション50%のどちらの形でも取得できたが、2011年以降は一律株式100%とされる（上記の「株式後渡し制度」の項を参照）。

2011年には、395,564口（2010年：210,495口）の後渡しオプション（業績基準なし）が付与された。

株式後渡し権利（業績基準なし）

株式後渡し権利は、オフショアの課税規制に対応するために後渡し株式の代わりに付与される。これは一定の権利確定期間の後、対価なしにANZ株式を取得する権利を与えるものである。権利の公正価値は、制限期間中に配当が支払われないことにつき調整される。退職の場合の権利の取扱い、付与の目的に応じて決まる（株式後渡し制度および制限株式制度の項を参照）。

2011年には、541,213口（2010年：546,952口）の株式後渡し権利（業績基準なし）が付与された。

発行済のオプション、株式後渡し権利、および業績に基づく権利

2011年11月2日現在、発行済オプションは4,996,035口、その所有者は1,446名、発行済の株式後渡し権利は1,167,512口、その所有者は625名、発行済の業績に基づく権利は2,279,532口、その所有者は14名であった。

オプションの推移

2011年度期首および期末における未発行ANZ株式に係るオプションおよび権利の詳細および関連する加重平均行使価格、ならびに2011年度中の変動は次表に示すとおりである。

	期首(2010年10月1日)のオプション数	付与オプション/権利数	失効したオプション/権利数	終了したオプション/権利数	行使済みオプション/権利数	期末(2011年9月30日)オプション/権利数
加重平均行使価格(ドル)	11,539,878 \$13.01	1,656,074 \$5.66	(131,689) \$12.72	(160,071) \$20.34	(3,942,613) \$10.93	8,961,579 \$12.44

2011年9月30日終了年度中の加重平均株価は22.35ドルであった(2010年：22.92ドル)。

2011年9月30日現在における未行使オプションおよび権利の加重平均契約残存年数は、2.1年であった(2010年：2.2年)。

2011年9月30日現在におけるすべての行使可能なオプションおよび権利の加重平均行使価格は20.87ドルであった(2010年：19.43ドル)。

2011年9月30日現在、行使可能なオプションおよび権利数は合計4,286,317口であった(2010年：6,551,277口)。

2010年度期首および期末における未発行ANZ株式に係るオプションおよび権利の詳細および関連する加重平均行使価格、ならびに2010年度中の変動は次表に示すとおりである。

	期首(2009年10月1日)のオプション数	付与オプション/権利数	失効したオプション/権利数	終了したオプション/権利数	行使済みオプション/権利数	期末(2010年9月30日)オプション数
加重平均行使価格(ドル)	15,129,013 \$14.80	1,529,032 \$3.14	(657,491) \$12.30	(1,862,160) \$17.54	(2,598,516) \$14.57	11,539,878 \$13.01

2011年度期末から2011年11月2日の取締役会報告書の署名日までの間に付与された普通株式に対するオプションおよび権利はなかった。

2011年度中に、オプションおよび権利行使の結果、発行された株式は以下のとおりである。

行使価格 (単位：ドル)	発行済株式数	受取額 (単位：ドル)	行使価格 (単位：ドル)	発行済株式数	受取額 (単位：ドル)
0.00	12,481	-	0.00	3,118	-
0.00	185,723	-	0.00	5,347	-
0.00	10,421	-	0.00	2,439	-
0.00	9,623	-	0.00	19	-
0.00	1,662	-	17.55	440,251	7,726,405
0.00	15,420	-	17.55	69,106	1,212,810
0.00	648,296	-	18.22	829,957	15,121,817
0.00	6,089	-	18.22	270,465	4,927,872
0.00	119,251	-	20.68	2,908	60,137
0.00	17,351	-	20.68	127,788	2,642,656
0.00	22,633	-	20.68	202,802	4,193,945
0.00	258,620	-	23.49	74,259	1,744,344
0.00	82	-	17.18	101,861	1,749,972
0.00	33,459	-	17.18	36,096	620,129
0.00	83,197	-	17.18	129,283	2,221,082
0.00	65,687	-	17.18	3,081	52,932
0.00	12,696	-	17.18	1,587	27,265
0.00	78,422	-	17.18	35,456	609,134
0.00	5,095	-	22.80	7,430	169,404
0.00	13,152	-			

2010年度中に、オプションおよび権利行使の結果、発行された株式は以下のとおりである。

行使価格 (単位：ドル)	発行済株式数	受取額 (単位：ドル)	行使価格 (単位：ドル)	発行済株式数	受取額 (単位：ドル)
0.00	370,945	-	17.55	361,901	6,351,363
0.00	9,648	-	17.55	68,724	1,206,106
0.00	9,637	-	18.22	167,611	3,053,872
0.00	9,637	-	18.22	6,842	124,661
0.00	23,765	-	18.22	121,873	2,220,526
0.00	9,669	-	20.68	8,513	176,049
0.00	17,956	-	20.68	146,883	3,037,540
0.00	223	-	20.68	188,105	3,890,011
0.00	500	-	23.49	33,059	776,556
0.00	50,354	-	17.18	74,580	1,281,284
0.00	9,144	-	17.18	117,384	2,016,657
0.00	7,081	-	17.18	24,192	415,619
17.34	192,344	3,335,245	17.18	7,853	134,915
17.60	525,843	9,254,837	17.18	34,250	588,415

2011年度期末以降2011年11月2日の取締役会報告書の署名日までに、オプションおよび権利行使の結果発行された株式の詳細は、以下のとおりである。

行使価格 (単位：ドル)	発行済株式数	受取額 (単位：ドル)	行使価格 (単位：ドル)	発行済株式数	受取額 (単位：ドル)
0.00	2,888	-	0.00	25,840	-
0.00	1,472	-	20.68	408,552	8,448,855
0.00	525	-	20.68	31,106	643,272
0.00	63	-	17.18	12,598	216,434
0.00	59	-			

以下の公正価値を算定するにあたり、AASB第2号で定められている要件に準拠して、モンテ・カルロ価格モデルおよび/またはブラック・ショールズ価格モデルなど、標準的な市場の評価技法が適用された。これらのモデルは、権利が確定した持分の早期行使、譲渡不能、および（基準が設けられている場合は）市場データに基づく業績基準を考慮している。2011年度中に付与されたオプションおよび権利の公正価値を測定するのに用いられた重要な仮定は、以下の表に示すとおりである。

持分の種類	付与日	オプション/ 権利数	持分の公正 価値 (ドル)	行使価格 (5日間 VWAP) (ドル)	付与日の 株価終値 (ドル)	ANZ予想 ボラティリ ティ(1) (%)	持分の期間 (年)
STI後渡しオプション	2010年 11月12日	197,786	3.96	23.71	23.22	30	5
	2010年 11月12日	197,778	4.20	23.71	23.22	30	5
STI後渡し株式権利	2010年 11月12日	83,125	22.11	0.00	23.22	30	5
	2010年 11月12日	87,273	21.06	0.00	23.22	30	5
LTI後渡し株式権利	2010年 11月12日	323,757	20.06	0.00	23.22	30	5
LTI業績に基づく権利	2010年 11月12日	466,133	11.96	0.00	23.22	30	5
	2010年 12月17日	253,164	11.85	0.00	23.59	30	4
後渡し株式権利	2010年 11月12日	3,988	20.06	0.00	23.22	30	5
	2010年 12月6日	3,130	20.10	0.00	23.27	30	3
	2011年 5月10日	8,329	21.97	0.00	23.07	25	2
	2011年 5月10日	1,625	20.92	0.00	23.07	25	3
	2011年 7月25日	2,799	20.10	0.00	21.31	25	2
	2011年 7月25日	3,115	18.96	0.00	21.31	25	3
	2011年 7月25日	1,055	19.90	0.00	21.31	25	2.2
	2011年 7月25日	1,119	18.78	0.00	21.31	25	3.2
	2011年 8月29日	3,149	19.05	0.00	20.21	該当なし	2
	2011年 8月29日	17,037	17.96	0.00	20.21	該当なし	3
	2011年 8月29日	1,712	16.93	0.00	20.21	該当なし	4

持分の種類	権利確定 期間 (年)	予定オプション 期間 (年)	予定配当 利回り (%)	無リスク 金利 (%)
STI後渡しオプション	1	3	5.00	5.04
	2	3.5	5.00	5.11
STI後渡し株式権利	1	1	5.00	4.70
	2	2	5.00	4.97
LTI後渡し株式権利	3	3	5.00	5.04
LTI業績に基づく権利	3	3	5.00	5.04
	3	3	5.00	5.15
後渡し株式権利	3	3	5.00	5.04
	3	3	5.00	4.94
	1	1	5.00	4.96
	2	2	5.00	5.02
	1	1	6.00	4.41
	2	2	6.00	4.34
	1.2	1.2	6.00	4.41
	2.2	2.2	6.00	4.34
	1	1	5.90	該当なし
	2	2	5.90	該当なし
3	3	5.90	該当なし	

2010年度中に付与されたオプションおよび権利の公正価値を測定するのに用いられた重要な仮定は、以下の表に示すとおりである。

持分の種類	付与日	オプション/ 権利数	持分の公正 価値 (ドル)	行使価格 (5日間 VWAP) (ドル)	付与日の 株価終値 (ドル)	ANZ予想 ボラティリ ティ(1) (%)	持分の期間 (年)
STI後渡しオプション	2009年 11月13日	105,252	4.83	22.80	22.48	39	5
	2009年 11月13日	105,243	5.09	22.80	22.48	39	5
STI後渡し株式権利	2009年 11月13日	96,431	21.41	0.00	22.48	35	5
	2009年 11月13日	101,260	20.39	0.00	22.48	35	5
LTI後渡し株式権利	2009年 11月13日	310,789	19.42	0.00	22.48	35	5
	2010年 8月24日	2,439	22.13	0.00	22.64	30	2.5
LTI業績に基づく権利	2009年 11月13日	371,811	12.17	0.00	22.48	35	5
	2009年 12月24日	57,726	11.26	0.00	22.39	40	5
	2010年 3月17日	168,918	14.80	0.00	24.61	40	5
	2010年 3月17日	173,130	14.44	0.00	24.61	40	6
後渡し株式権利	2010年 1月21日	3,701	20.26	0.00	23.26	該当なし	5
	2010年 4月20日	8,576	23.32	0.00	25.13	35	3.6
	2010年 4月20日	3,118	24.05	0.00	25.13	35	3
	2010年 4月20日	3,259	23.01	0.00	25.13	35	4
	2010年 6月25日	8,369	21.50	0.00	22.47	35	3
	2010年 6月25日	2,916	20.57	0.00	22.47	35	4
	2010年 6月25日	6,094	19.69	0.00	22.47	35	5

持分の種類	権利確定 期間 (年)	予定オプション期 間 (年)	予定配当 利回り (%)	無リスク 金利 (%)
STI後渡しオプション	1	3	5.50	5.04
	2	3.5	5.50	5.13
STI後渡し株式権利	1	1	5.00	4.26
	2	2	5.00	4.67
LTI後渡し株式権利	3	3	5.00	5.01
	0.5	1.5	4.50	4.38
LTI業績に基づく権利	3	3	5.00	5.01
	3	3	4.60	4.71
	3	3	4.60	5.10
	4	4	4.60	5.24
後渡し株式権利	3	3	4.60	該当なし
	1.6	1.6	4.50	4.96
	1	1	4.50	4.48
	2	2	4.50	4.96
	1	1	4.50	4.48
	2	2	4.50	4.54
	3	3	4.50	4.61

(1) 予想ボラティリティは、ANZの株価がオプションおよび権利期間中において変動すると予想される金額の割合である。価格モデルで用いる変動率の測定の基準となるのは、付与日に先立つ特定期間における株価実績についての連続複利による収益率の標準偏差を年率換算したものである。この年率換算された実績平均変動率が、オプションおよび権利の予定期間における合理的な予想変動率の見積りに使用される。

[前へ](#) [次へ](#)

47. 主要経営陣の開示

セクションA：主要経営陣の報酬

当行の主要経営陣（KMP）は、最終親会社であるオーストラリア・ニュージーランド銀行グループ・リミテッドまたはその子会社の従業員である。人件費に算入されるKMPの報酬は次のとおりである。

	2011年	2010年
	（単位：ドル）	
短期従業員給付	18,106,775	18,695,781
退職後給付	450,000	427,625
長期従業員給付	180,102	166,949
退職給付	-	-
株式報酬	12,721,125	11,523,031
	<u>31,458,002</u>	<u>30,813,386</u>

セクションB: 主要経営陣のローン取引

通常の業務過程において、ローン条件、所要担保、利率を含め、独立当事者間取引ベースで、当行取締役および当グループのその他KMPにローンを供与している。

当行取締役および当グループのその他主要経営陣（その関連当事者を含む）のローン取引のうち、各人のローン残高合計が当年度中のいずれかの時点において100,000ドルを超えたものに関する報告日現在のローン残高の詳細は、以下のとおりである。

	期首残高 10月1日現在	期末残高 9月30日現在	当年度中の支 払利息および 未払利息	当年度中の 最高残高
(単位: ドル)				
取締役				
執行取締役				
2011年				
M. スミス	6,840,953	18,380,409	1,510,088	18,403,779
執行取締役				
2010年				
M. スミス	-	6,840,953	592,896	6,840,953
非執行取締役				
2011年				
P. ハイ	1,125,000	661,793	63,607	1,131,263
A. ワトキンス	3,490,211	3,320,081	237,748	3,490,388
非執行取締役				
2010年				
P. ハイ	1,125,000	1,125,000	65,023	1,131,263
A. ワトキンス	3,289,964	3,490,211	250,694	3,490,211
その他主要経営陣				
2011年				
G. ホジズ	8,018,058	5,202,380	441,857	8,753,988
A. サーズビー	1,596,910	2,984,500	248,615	4,581,410
C. ペイジ	559,471	511,605	6,624	559,471
D. ヒスコ(1)	2,000,000	2,000,000	140,564	2,000,000
その他主要経営陣				
2010年				
J. ファッグ(2)	4,117,937	-	240,024	4,625,136
G. ホジズ	10,415,975	8,018,058	552,875	10,530,669
A. サーズビー	1,890,097	1,596,910	110,871	1,890,097
C. ペイジ	1,750,932	559,471	22,798	1,760,616

当グループ企業が、取締役およびその他主要経営陣（その関連当事者を含む）に対して行ったローンまたは保証もしくは担保したローンの総額についての詳細は以下のとおりである。

	期首残高 10月1日現在	期末残高 9月30日現在	当年度中の支 払利息および 未払利息	9月30日現在の 人数(3)
	(単位：ドル)			
取締役				
2011年	11,456,164	22,362,283	1,811,443	3
2010年	4,414,964	11,456,164	908,613	3
その他主要経営陣				
2011年	12,174,439	10,698,485	837,660	4
2010年	18,174,941	10,174,439	926,568	3

(1) 期首残高は2010年10月13日にKMPに任命された時点の残高を示す。

(2) 期末残高は2010年9月1日にKMPを退任した時点の残高を示す。

(3) 人数は、当年度中のいずれかの時点においてローン残高が100,000ドルを超えた取締役およびその他のKMPを含む。

セクションC：主要経営陣による持分商品保有

i) オプション、株式後渡し権利および業績に基づく権利

それぞれの関連当事者を含め、各KMPが直接的、間接的、または実質的に保有するオプション、株式後渡し権利、および業績に基づく権利の詳細は、次のとおりである。

氏名	オプション/権利の種類	期首残高 10月1日現在	報酬としての 当年度中の付 与	当年度中の行 使
執行取締役				
2011年				
M. スミス	特別オプション	700,000	-	-
	LTI業績に基づく権利	779,002	253,164	(258,620)
執行取締役				
2010年				
M. スミス	特別オプション	700,000	-	-
	LTI業績に基づく権利	779,002	-	-
その他主要経営陣				
2011年				
P. クロニカン	LTI業績に基づく権利	57,726	54,347	-
S. エリオット	STI後渡しオプション	10,614	138,476	-
	LTI業績に基づく権利	41,084	45,986	-
D. ヒスコ(1)	業績基準設定型オプション	32,506	-	(21,976)
	LTI業績に基づく権利	74,631	33,444	(41,764)
	STI後渡し株式権利	-	17,383	-
G. ホッジズ	業績基準設定型オプション	52,191	-	(43,791)
	STI後渡しオプション	33,869	-	(33,869)
	LTI業績に基づく権利	149,004	41,806	(57,870)
	STI後渡し株式権利	5,663	-	-
P. マリオット	業績基準設定型オプション	136,863	-	(69,263)
	STI後渡しオプション	48,385	-	-
	LTI業績に基づく権利	149,004	41,806	(57,870)
C. ペイジ	業績に基づく権利	72,959	-	-
A. サーズビー	STI後渡しオプション	164,509	-	-
	LTI業績に基づく権利	146,544	45,986	(46,296)
その他主要経営陣				
2010年				
P. クロニカン	LTI業績に基づく権利	-	57,726	-
S. エリオット	STI後渡しオプション	-	10,614	-
	LTI業績に基づく権利	-	41,084	-
J. ファッグ(2)	業績基準設定型オプション	33,316	-	(22,946)
	指数連動型オプション	34,155	-	-
	LTI業績に基づく権利	83,794	41,084	(26,084)
	STI後渡し株式権利	37,722	8,377	-
G. ホッジズ	業績基準設定型オプション	109,181	-	(56,990)
	指数連動型オプション	176,000	-	-
	STI後渡しオプション	67,739	-	(33,870)
	LTI業績に基づく権利	165,260	41,084	(44,461)
	STI後渡し株式権利	11,004	-	(5,341)
P. マリオット	業績基準設定型オプション	136,863	-	-
	指数連動型オプション	311,000	-	-
	STI後渡しオプション	48,385	-	-
	LTI業績に基づく権利	165,260	41,084	(44,461)
C. ペイジ	業績に基づく権利	38,038	34,921	-
A. サーズビー	STI後渡しオプション	164,509	-	-
	LTI業績に基づく権利	101,351	45,193	-

氏名	当年度中の 他の変動	期末残高 9月30日現在	9月30日現在 権利が確定し 行使可能な数(3)
執行取締役			
2011年			
M. スミス	-	700,000	-
	-	773,546	-
執行取締役			
2010年			
M. スミス	-	700,000	-
	-	779,002	-
その他主要経営陣			
2011年			
P. クロニカン	-	112,073	-
S. エリオット	-	149,090	5,307
	-	87,070	-
D. ヒスコ(1)	-	10,530	10,003
	-	66,311	-
	-	17,383	-
G. ホッジズ	-	8,400	5,400
	-	-	-
	-	132,940	-
	-	5,663	5,663
P. マリオット	-	67,600	64,220
	-	48,385	48,385
	-	132,940	-
C. ペイジ	-	72,959	-
A. サーズビー	-	164,509	164,509
	-	146,234	-
その他主要経営陣			
2010年			
P. クロニカン	-	57,726	-
S. エリオット	-	10,614	-
	-	41,084	-
J. ファッグ(2)	-	10,370	8,782
	(34,155)	-	-
	(7,556)	91,238	-
	-	46,099	-
G. ホッジズ	-	52,191	43,791
	(176,000)	-	-
	-	33,869	-
	(12,879)	149,004	-
	-	5,663	-
P. マリオット	-	136,863	127,399
	(311,000)	-	-
	-	48,385	24,193
	(12,879)	149,004	-
C. ペイジ	-	72,959	-
A. サーズビー	-	164,509	82,255
	-	146,544	-

(1) 期首残高は2010年10月13日にKMPに任命された時点の保有数に基づく。

(2) 期末残高は2010年9月1日にKMPを退任した時点の保有数に基づく。

(3) 2011年9月30日現在、権利が確定していたものの行使不能なオプション、株式後渡し権利または業績に基づく権利はなかった(2010年：ゼロ)。

ii) 株式

それぞれの関連当事者を含め、各KMPが直接的、間接的、または実質的に保有する株式の詳細は、次のとおりである。

氏名	種類	期首残高 10月1日現在	報酬として当 年度中に付与 された株式	オプションま たは権利の行 使により当 年度中に受領し た株式	当年度中の他 の変動	期末残高 9月30日現在 (7)
非執行取締役						
2011年						
J. モーシェル	普通株式	15,902	-	-	3,000	18,902
G. クラーク	普通株式	15,479	-	-	-	15,479
P. ハイ(1)	普通株式	9,043	-	-	2,600	11,643
H. リー	普通株式	9,654	-	-	105	9,759
I. マクファーレン	普通株式	13,616	-	-	4,000	17,616
	CPS2	500	-	-	-	500
	CPS3	-	-	-	1,000	1,000
D. ミクルジョン	普通株式	16,198	-	-	-	16,198
A. ワトキンス	普通株式	19,461	-	-	-	19,461
非執行取締役						
2010年						
J. モーシェル	普通株式	12,902	-	-	3,000	15,902
G. クラーク	普通株式	13,521	-	-	1,958	15,479
P. ハイ(1)	普通株式	7,006	-	-	2,037	9,043
H. リー	普通株式	1,575	-	-	8,079	9,654
I. マクファーレン	普通株式	12,616	-	-	1,000	13,616
	CPS2	-	-	-	500	500
D. ミクルジョン	普通株式	16,198	-	-	-	16,198
A. ワトキンス	普通株式	19,461	-	-	-	19,461
C. グード(2)	普通株式	773,251	-	-	18,473	791,724
J. エリス(3)	普通株式	154,343	-	-	75	154,418
執行取締役						
2011年						
M. スミス	普通株式	469,376	94,896	258,620	7,406	830,298
執行取締役						
2010年						
M. スミス	普通株式	375,025	92,105	-	2,246	469,376
その他主要経営陣						
2011年						
P. クロニカン	普通株式	3,000	25,305	-	3,746	32,051
	CPS2	1,499	-	-	-	1,499
S. エリオット	普通株式	18,069	24,251	-	1,857	44,177
G. ホッジズ	普通株式	246,880	19,822	135,530	(172,316)	229,916
P. マリオット	普通株式	553,814	19,822	127,133	(64,645)	636,124
	CPS3	-	-	-	5,000	5,000
D. ヒスコ(4)	普通株式	52,647	-	63,740	(60,000)	56,387
C. ペイジ	普通株式	31,449	41,542	-	(1,787)	71,204
	CPS3	-	-	-	2,500	2,500
A. サーズビー	普通株式	223,103	48,502	46,296	(39,671)	278,230
その他主要経営陣						
2010年						
P. クロニカン(5)	普通株式	-	-	-	3,000	3,000
	CPS2	1,499	-	-	-	1,499
S. エリオット	普通株式	15,060	2,192	-	817	18,069
G. ホッジズ	普通株式	282,054	14,473	140,662	(190,309)	246,880
P. マリオット	普通株式	534,350	14,254	44,461	(39,251)	553,814
J. ファッグ(6)	普通株式	47,144	-	49,030	(11,209)	84,965
C. ペイジ	普通株式	-	30,701	-	748	31,449
A. サーズビー	普通株式	167,824	52,631	-	2,648	223,103

- (1) P.ヘイが実質持分を所有することなく、間接的に保有する株式19,855株（2010年：19,855株）は除く。
- (2) 期末残高は2010年2月28日にKMPを退任した時点の残高を示す。
- (3) 期末残高は2009年12月18日にKMPを退任した時点の残高を示す。
- (4) 期首残高は2010年10月13日にKMPに任命された時点の保有数に基づく。
- (5) 期首残高は2009年11月30日にKMPに任命された時点の保有数に基づく。
- (6) 期末残高は2010年9月1日にKMPを退任した時点の残高を示す。
- (7) 2011年9月30日現在、KMPに代わって保有されている株式（すなわちKMPが実質的に保有する間接保有株式）は次のとおり（上記の保有数にも算入されている）。
J.モーシェル - 11,860株（2010年：8,860株）、G.クラーク - 15,479株（2010年：15,479株）、P.ヘイ - 11,369株（2010年：8,785株）、
H.リー - 1,759株（2010年：1,654株）、J.マクファーレン - 19,116株（2010年：14,116株）、D.ミクルジョン - 13,698株（2010年：
13,698株）、A.ワトキンス - 18,419株（2010年：18,419株）、M.スミス - 150,600株（2010年：204,362株）、P.クロニカン - 26,051株
（2010年：0株）、S.エリオット - 44,177株（2010年：18,069株）、D.ヒスコ - 52,364株（2010年：該当なし）、G.ホッジズ - 162,916株
（2010年：141,573株）、P.マリオット - 156,072株（2010年：134,218株）、C.ページ - 59,075株（2010年：31,449株）、A.サーズビー -
278,230株（2010年：223,103株）。

48. その他関連当事者との取引

ジョイントベンチャー

当グループは2010年度中、通常の商業的条件で、ジョイントベンチャーとの取引を行った。当グループは、現在ジョイントベンチャーを所有していない。

	連結	
	2011年	2010年
	(単位：千ドル)	
ジョイントベンチャーからの未収金	-	-
受取利息	-	1,542
支払利息	-	16,171
ジョイントベンチャーからの受取手数料	-	24,136
ジョイントベンチャーからの回収費用	-	1,494

関連会社

当年度中、当行および当グループは関連会社との間で、以下に示す取引を、通常の商業的条件で行った。

	連結		当行	
	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：千ドル)			
関連会社からの未収金	56,122	179,265	26,341	35,949
関連会社への未払金	70,199	63,935	3,433	3,688
受取利息	4,428	12,118	-	5,228
未払利息	1,864	2,893	-	-
その他収入	2,516	1,105	2,516	1,105
受取配当金	80,435	39,474	78,688	38,169
関連会社からの回収費用	1,921	1,413	255	1,413

関連会社に保証を与えたことはなく、また関連会社から保証を受けたこともなかった。債権残高は全額回収可能とみなされるため、評価減も引当金も計上していない。

子会社

当年度中、子会社は子会社同士、ならびにジョイントベンチャーおよび関連会社との間で、通常の商業的条件で取引を行った。これらは連結においては、完全に相殺消去されている。2011年9月30日現在、債権残高は全額回収可能とみなされている。

49. 生命保険事業

当グループは、OnePathライフ・リミテッド、OnePathライフ（ニュージーランド）リミテッド、およびOnePathインシュランス・サービス（ニュージーランド）リミテッドを通じて生命保険事業を行っている。この注記は、上記の被支配法人を通じて行っている生命保険事業に関連する開示を行うことを目的としている。

生命保険会社のソルベンシーの状況

オーストラリアの生命保険会社は、生命保険法に従い一定のソルベンシー基準を達成するために保険債務以上の準備金を維持するように義務付けられている。

ニュージーランドの生命保険事業は、外国籍の生命保険会社となるため生命保険法による支配を受けない、ただし、これらの企業は類似するソルベンシー基準の達成が義務付けられている。

以下に要約した生命保険法におけるソルベンシー規定に関するソルベンシー情報は、OnePathライフ・リミテッドが作成した財務諸表から抜粋したものである。法定基金別のソルベンシーの詳細については、OnePathライフ・リミテッドが作成した個別財務書類を参照のこと。

	OnePathライフ・リミテッド	
	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)	
9月30日現在のソルベンシー基準の内訳：	29,946	31,143
- 最低解約返戻金	28,735	29,966
- その他債務	855	831
- ソルベンシー準備金	356	346
ソルベンシー準備金に帰属する資産	619	564
ソルベンシー準備金のカバレッジ（倍）	1.74	1.6

生命保険事業の利益分析

	生命保険 契約		投資型生命 保険契約		連結	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
税引後株主純利益（1）	251	148	126	119	377	267
税引後株主純利益の内訳：						
予定利率による発生額	173	126	136	91	309	217
仮定と実績との差額	-	(1)	(15)	5	(15)	4
関連商品グループの（損失認識）/過去の損失の戻入	(10)	(3)	-	-	(10)	(3)
利益剰余金および資本の投資収益	88	26	5	23	93	49
法定基金の保険契約者の税引後純利益	12	4	-	-	12	4
法定基金の保険契約者の税引後純利益の内訳：						
予定利率による発生額	11	2	-	-	11	2
利益剰余金の投資収益	1	2	-	-	1	2

(1) 2010年の比較値は、OnePathライフ・リミテッドおよびOnePathインシュランス・ホールディングス（ニュージーランド）リミテッドの買収後10か月分を示したものである。

保険事業関連の投資

	連結	
	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)	
持分証券	9,980	11,520
負債証券	9,040	8,738
運用投資スキームへの投資	8,913	10,037
デリバティブ金融資産	27	12
その他の投資	1,899	1,864
損益を通じて公正価値評価するものとして指定された保険契約債務に対応する投資合計(1)	29,859	32,171

(1) 外部の受益証券保有者に関連する投資5,033百万ドル(2010年：5,448百万ドル)を含む。加えて、投資残高は、内部残高、自己株式、保険契約者の税金残高の再配分による消去のために、3,106百万ドル(2010年：2,633百万ドル)減少した。

法定基金で保有される投資は、当該ファンドの負債と費用に充てる場合、または生命保険法のソルベンシー基準および自己資本比率規制を満たした際に利益分配する場合のみ使用できる。したがって、許可された利益分配を除き、法定基金で保有される投資は、当グループのその他関係者は使用することはできない。

保険契約債務

a) 保険契約債務

	連結	
	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)	
生命保険契約債務		
見積り債務(最善の見積り)		
将来の保険給付価値	6,059	4,037
将来の費用価値	1,736	1,333
将来の保険料価値	(8,882)	(6,515)
ボーナス宣言額の価値	11	3
将来利益の価値		
保険契約者ボーナス	34	51
株主への損益マージン	1,454	1,035
プロジェクト以外の手法で評価した事業価値(1)	3	631
生命保険契約債務の純額合計	415	575
権利未確定の保険契約者への給付	42	44
再保険契約により出再された債務(2)(注記20を参照)	427	360
生命保険契約債務の合計	884	979
投資型生命保険契約債務(3)(4)	26,619	28,002
保険契約債務の合計	27,503	28,981

- (1) 団体保険商品で発生した債務は、2010年においてはプロジェクト以外の手法で測定されていたが、当年度はマージン・オン・サービス・モデルで測定された。
- (2) 再保険契約に基づき出再された債務は、「その他資産」に計上される。
- (3) 損益を通じて公正価値評価するものとして指定。
- (4) 元本保証部分に関連する投資型生命保険契約債務は1,946百万ドル(2010年：2,156百万ドル)、運用成績保証に基づく投資型生命保険契約債務は1,107百万ドル(2010年：1,141百万ドル)。

b) 保険契約債務の変動調整

	投資型生命 保険契約		生命保険 契約		連結	
	2011年	2010年	2011年	2010年	2011年	2010年
	(単位：百万ドル)					
保険契約債務						
取得時の債務総額/繰越債務総額	28,002	27,353	979	1,091	28,981	28,444
損益計算書に反映された保険契約債務の変動	(759)	948	(95)	(112)	(854)	836
投資型生命保険契約債務の変動として計上された預託保険料	3,834	5,264	-	-	3,834	5,264
投資型生命保険契約債務の変動として計上された手数料	(471)	(345)	-	-	(471)	(345)
その他投資型生命保険契約債務の変動として計上された解約	(3,987)	(5,218)	-	-	(3,987)	(5,218)
総保険契約債務の期末残高	26,619	28,002	884	979	27,503	28,981
再保険契約に基づき出再された債務(1)						
取得時の残高/繰越残高	-	-	360	306	360	306
再保険資産の増加	-	-	67	54	67	54
期末残高	-	-	427	360	427	360
再保険資産控除後の保険契約債務の合計	26,619	28,002	457	619	27,076	28,621

- (1) 再保険契約に基づき出再された債務は、「その他資産」に計上される。

c) 感応度分析 - 投資型生命保険契約債務

当グループの生命保険事業において、当グループが保険契約者債務の要素に保証を供与している契約に関する市場リスクが発生する。保証額は、組入れ資産の価値および金利の変動に影響される。2011年9月現在、株式市場が10%下落していたならば利益が26百万ドル（2010年：23百万ドル）減少し、株式市場が10%上昇していたならば利益が10百万ドル（2010年：7百万ドル）増加していた計算である。9月30日現在、金利が1%上昇していたならば利益が16百万ドル（2010年：15百万ドル）減少し、金利が1%低下していたならば利益が10百万ドル（2010年：7百万ドル）増加していた計算である。

生命保険契約の手法と仮定

重要な保険数理法

保険契約債務（保険契約債務と投資型生命保険契約債務を含む）およびソルベンシー基準に関する保険数理計算書の基準日は、2011年9月30日である。

オーストラリアについては、保険数理計算書は、指定保険数理士のニック・クリコヴォ氏（FIAA）が作成した。保険数理計算書には、クリコヴォ氏が保険契約債務の算定に用いたデータの正確性について満足していると示されている。

保険契約債務の金額は、オーストラリア適正規制庁（APRA）の適用基準を含め本財務書類で開示された手法と仮定および生命保険法の規定に従って算定されている。

保険契約債務は、生命保険法（LIA）の要件に従ってAPRAが発行した健全性基準LPS第1.04号「保険契約債務の評価」に準拠して算定されている。生命保険契約について、同基準は、保険契約者へのサービス提供と共に利益を定期的に計上する方法で、保険契約債務を計算するよう求めている。

利益の定期的計上を達成するために用いられるプロフィット・キャリアは、商品グループによって異なる。

ニュージーランドでは、保険数理計算書は、マイケル・パートラム氏（FIA FNZSA）が作成しており、同氏はオーストラリア・アクチュアリー会とニュージーランド・アクチュアリー会の会員である。保険契約債務の金額は、業務基準書第3号：「ニュージーランド・アクチュアリー会の生命保険契約債務の算定」に従って算定されている。保険数理計算書には、パートラム氏が保険契約債務の算定に用いたデータの正確性について満足していると示されている。

重要な仮定

生命保険債務の評価額は、金利、株価、将来の費用、死亡率、罹病率およびインフレ率などの多数の変数によって左右される。保険契約者債務の算定に用いられる重要な見積りと判断は、105ページ（訳注：原文のページ数である。）の注記2（vii）に記載されている。

感応度分析 - 生命保険契約

当グループは、金利、株価、死亡率、罹病率およびインフレ率などの重要な基礎となる変数の変動リスクにさらされる生命保険契約のエクスポージャーを数量化するために感応度分析を行っている。この評価は報告する経営成績に含まれ、当グループの将来の成績に対する最善の見積りは、これらの変数に対する一定の仮定を用いて計算されている。いずれかの重要な変数が変動すると、当グループの成績と純資産に影響を及ぼし、それ自体がリスクとなることを意味する。以下の表は、重要な仮定の変化が2011年9月30日現在の公表利益、保険契約債務、資本にどのような影響をもたらすかを説明している。

変数	基礎となる変数の変動がもたらす影響	変数の変動 変動率 (%)	再保険控除	再保険控除	資本
			後の利益 / (損失)	後の保険契 約債務	
(単位：百万ドル)					
市場金利	市場金利の変動は、将来のキャッシュフローに算入する値に影響する。これにより、利益と株主資本が変化する。	-1%	42	(49)	42
		+1%	(33)	38	(33)
経費率	経費の水準やインフレの上昇率が想定した水準を上回れば、利益と株主資本が縮小する。	-10%	2	(2)	2
		+10%	(3)	3	(3)
死亡率	死亡率の上昇は、高水準の請求発生を引き起こし、それに関連して保険金支払費用が増加し、したがって利益と株主資本が縮小する。	-10%	(5)	8	(5)
		+10%	(3)	3	(3)
罹病率	医療関連の保険金支払費用は、保険契約者の発症とその治療期間に左右される。発症と治療期間が予想を上回れば、保険金支払費用が増加し、それにより利益と株主資本が縮小する。	-10%	2	(2)	2
		+10%	(14)	18	(14)

生命保険リスク

保険リスクは、保険事象の発生または深刻度の変化により生じる保険給付の増大に起因する損失リスクのことである。

保険リスクは、保険金支払が予想を上回った場合に当グループの保険事業に発生するリスクである。生命保険事業では、こうしたリスクは、主として死亡率（死亡）または罹病率（病気や怪我）リスクが予想を上回った場合に発生する。

保険リスクは、査定手続と再保険契約の活用により統制されている。また保険金請求に対する適切かつ適時の支払いを支援するため、保険金請求管理業務に対する統制も維持されている。予想請求水準との乖離を特定するため、定期的実績を十分に綿密な水準で監視している。

当グループの保険事業に伴う財務リスクは、一般に保険および投資型生命保険契約債務に対応する適切な資産を選別することで監視および管理されている。規制上の制約の範囲内で可能な限り、当グループは株主の資金から保険契約者の資金を切り離し、それぞれに適した投資権限を設定している。当該資産は、資産と負債の著しいミスマッチの問題が発生しないように、そして流動性リスクや信用リスクなどのその他リスクが認められた範囲内に維持されるように、OnePath投資リスク管理委員会により、定期的に監視されている。

生命保険の法定基金に組み込まれたすべての金融資産は、当グループの生命保険契約または投資型生命保険契約のいずれかに直接対応している。当グループについて、保険契約者への債務が生命保険会社により保証されている場合、市場リスクが契約から生じる。当グループは、契約債務に対する資産を毎月監視して見直しを行いこのリスクを管理している。しかしながら、資産と負債が一致する性質を持つ一部の契約については、規制上の制約、適切な投資の欠如を含む多数の要因ならびに保険契約債務自体の性質による制約を受ける。

市場リスクは、原資産の価値が支払給付金に直接影響を及ぼす投資型生命保険契約からも発生する。当グループは、運用資産の減少の結果として将来の資産運用手数料の減少リスクと、商品の約款に従った投資型生命保険契約の管理に失敗する潜在的リスクに伴うオペレーショナル・リスクにさらされている。

リスク戦略

契約上および規制上の基準に準拠して、査定されたリスクを保険契約者のリスク・リターンの目標に一致させる一方で遅滞なく給付と保険金を支払う能力に不利な影響が現れていないかを監視するための戦略を導入している。この戦略は、種別、影響および可能性別によるリスクの識別、リスク緩和のプロセスと統制の導入、監視の継続、不利なコンプライアンスやオペレーショナル・リスク事象発生の可能性を最小限に食い止めるための手続きの改善などが挙げられる。この戦略には、査定および商品の保険料設定に関するプロセスや統制も盛り込まれている。資本管理も当グループのリスク管理戦略の重要な側面である。

資本配分

当グループの保険事業は、契約債務に応じて保有する資本量を規定する自己資本比率規制の対象となっている。

オーストラリア適正規制庁（APRA）が設定したソルベンシー・マージン規制は、保険契約者の利益保護に重点を置いており、既契約保険に将来発生する保険金請求に対する支払能力が中心となっている。

保険リスクを制限または保険リスクを移転する方法

再保険 - 再保険契約はすべて複数の分析モデリング・ツールを使って分析し、再保険の種類と留保水準について望ましい選択を達成するという目標を掲げて、当グループがさらされているリスクの影響を評価している。

査定の手続き - 戦略的な査定の判断は、当グループの査定マニュアルに詳細に規定された査定手続きを用いて実施される。当該手続きには、権限の委任および署名権限への制限が盛り込まれている。

請求管理-保険約款に準拠した保険金請求の適時かつ適切な支払を支援するために、厳格な請求管理手続きを導入している。

資産負債管理手法 - 長期にわたって定額配当を行う保険契約の期間ミスマッチを最小限に抑えるため、当グループは資産を保有している。その他の資産は、リスクベースの手法を用いて様々な契約クラスに配分されている。

50. 為替相場

主要な海外の支店および被支配法人の損益および資産負債を換算するのに用いた為替相場は次のとおりである。

	2011年		2010年	
	終値	平均	終値	平均
中国元	6.2149	6.7036	6.4687	6.1242
ユーロ	0.7194	0.7353	0.7111	0.6632
英ポンド	0.6243	0.6386	0.6105	0.5769
インドルピー	47.5992	46.2575	43.4142	41.5085
インドネシアルピア	8,573.0	8,985.7	8,625.3	8,279.6
マレーシアリングgit	3.1052	3.1270	2.9850	2.9582
ニュージーランドドル	1.2727	1.3051	1.3139	1.2603
パプアニューギニアキナ	2.1794	2.5413	2.5920	2.4570
米ドル	0.9731	1.0251	0.9668	0.8990

51. 年度末以後の重要事項

年度末以後の重要事項はなかった。

[前へ](#) [次へ](#)

Financial Statements

INCOME STATEMENT FOR THE YEAR ENDED 30 SEPTEMBER

	Note	Consolidated		The Company	
		2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Interest income	3	30,368	26,608	26,997	22,922
Interest expense	4	(18,885)	(15,739)	(18,486)	(14,677)
Net interest income		11,483	10,869	8,511	8,245
Net funds management and insurance income	3	1,405	1,099	183	164
Other operating income	3	3,608	3,291	4,128	4,436
Share of joint venture profit from OnePath	3	-	33	-	-
Share of associates' profit	3	436	400	-	-
Operating income		16,932	15,692	12,822	12,845
Operating expense	4	(8,023)	(7,304)	(6,256)	(5,636)
Profit before credit impairment and income tax		8,909	8,388	6,566	7,209
Provision for credit impairment	16	(1,237)	(1,787)	(994)	(1,369)
Profit before income tax		7,672	6,601	5,572	5,840
Income tax expense	6	(2,309)	(2,096)	(1,421)	(1,412)
Profit for the period		5,363	4,505	4,151	4,428
Profit attributable to non-controlling interests		(8)	(4)	-	-
Profit attributable to shareholders of the Company		5,355	4,501	4,151	4,428
Earnings per ordinary share (cents)					
Basic	8	208.2	178.9	n/a	n/a
Diluted	8	198.8	174.6	n/a	n/a
Dividend per ordinary share (cents)	7	140	126	140	126

The notes appearing on pages 92 to 208 form an integral part of these financial statements.

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR ENDED 30 SEPTEMBER

	Note	Consolidated		The Company	
		2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Profit for the period		5,363	4,505	4,151	4,428
Other comprehensive income					
Foreign currency translation reserve					
Exchange differences taken to equity	29	330	(1,006)	97	(337)
Available-for-sale assets					
Valuation gain/(loss) taken to equity	29	77	136	(10)	69
(Gain)/loss transferred to the income statement		19	8	57	(23)
Cash flow hedges reserve					
Valuation gain/(loss) taken to equity	29	229	187	183	121
Transferred to income statement for the period		(9)	(54)	(12)	(69)
Share of associates' other comprehensive income ¹		(15)	18	-	-
Actuarial gain/(loss) on defined benefit plans	45	(15)	(6)	34	(26)
Income tax on items transferred directly to/from equity					
Foreign currency translation reserve		(5)	(10)	-	-
Available-for-sale reserve		(35)	(38)	(17)	(23)
Cash flow hedge reserve		(63)	(36)	(51)	(16)
Actuarial gain/(loss) on defined benefits plan		5	2	(10)	8
Other comprehensive income		518	(799)	271	(296)
Total comprehensive income for the period		5,881	3,706	4,422	4,132
Comprising:					
Total comprehensive income					
attributable to non-controlling interests		8	4	-	-
Total comprehensive income attributable to shareholders of the company		5,873	3,702	4,422	4,132

1. Share of associates other comprehensive income for 2011 comprises available-for-sale assets -\$1.5 million (2010: \$15 million), foreign currency translation reserve -\$1 million (2010: -\$1 million) and cash flow hedge reserve \$1 million (2010: \$4 million).

The notes appearing on pages 92 to 208 form an integral part of these financial statements.

BALANCE SHEET AS AT 30 SEPTEMBER

	Note	Consolidated		The Company	
		2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Assets					
Liquid assets	9	24,899	18,945	20,555	16,047
Due from other financial institutions	10	8,824	5,481	6,338	4,136
Trading securities ¹	11	36,074	33,515	28,367	28,305
Derivative financial instruments	12	54,118	37,821	48,356	34,191
Available-for-sale assets	13	22,264	20,742	19,017	16,973
Net loans and advances ¹	14	396,337	351,897	323,286	280,439
Customer's liability for acceptances ¹		970	11,495	688	11,517
Due from controlled entities		-	-	46,446	46,216
Shares in controlled entities	17	-	-	9,098	9,189
Shares in associates	17	3,513	2,965	971	1,035
Current tax assets	18	41	76	40	61
Deferred tax assets	18	599	792	552	575
Goodwill and other intangible assets ²	19	6,964	6,630	1,544	1,198
Investments backing policyholder liabilities	49	29,859	32,171	-	-
Other assets	20	7,901	7,015	4,353	4,302
Premises and equipment	21	2,125	2,158	1,502	1,508
Total assets		594,488	531,703	511,113	455,692
Liabilities					
Due to other financial institutions		23,012	21,610	21,345	19,939
Deposits and other borrowings	22	368,729	310,383	307,254	252,518
Derivative financial instruments	12	50,088	37,217	44,287	34,647
Liability for acceptances ¹		970	11,495	688	11,517
Due to controlled entities		-	-	38,561	38,261
Current tax liabilities	23	1,128	973	1,079	987
Deferred tax liabilities	23	28	35	27	39
Policyholder liabilities	49	27,503	28,981	-	-
External unit holder liabilities (life insurance funds)		5,033	5,448	-	-
Payables and other liabilities	24	10,251	8,115	7,008	5,842
Provisions	25	1,248	1,297	798	831
Bonds and notes	26	56,551	59,714	44,870	48,178
Loan capital	27	11,993	12,280	10,817	10,927
Total liabilities		556,534	497,548	476,734	423,686
Net Assets		37,954	34,155	34,379	32,006
Shareholders' equity					
Ordinary share capital	28	21,343	19,886	21,701	20,246
Preference share capital	28	871	871	871	871
Reserves	29	(2,095)	(2,587)	(544)	(777)
Retained earnings	29	17,787	15,921	12,351	11,666
Share capital and reserves attributable to shareholders of the Company		37,906	34,091	34,379	32,006
Non-controlling interests	30	48	64	-	-
Total equity		37,954	34,155	34,379	32,006
Commitments	43				
Contingent liabilities	44				

1. In 2011 the Group ceased re-discounting Commercial bill acceptances in its Australian operations. This has impacted balance sheet classifications as there is no intention to trade the commercial bills as negotiable instruments, therefore they are classified as commercial bill loans initially recognised at fair value and subsequently measured at amortised cost.

September 2011 - Trading securities: \$nil; Net loans and advances: \$17,326 million; Customer's liability for acceptances: \$nil; Liability for acceptances: \$nil.
September 2010 - Trading securities: \$6,035 million; Net loans and advances: \$nil; Customer's liability for acceptances: \$11,150 million; Liability for acceptances: \$11,150 million

2. Excludes notional goodwill in equity accounted entities.

The notes appearing on pages 92 to 208 form an integral part of these financial statements.

CASH FLOW STATEMENT FOR THE YEAR ENDED 30 SEPTEMBER

	Note	Consolidated		The Company	
		2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Cash flows from operating activities					
Interest received		30,260	26,362	26,934	22,708
Dividends received		84	54	974	1,184
Fee income received		2,471	2,177	2,850	2,117
Other income received		1,408	1,230	897	996
Interest paid		(18,797)	(15,726)	(17,874)	(14,651)
Personnel expenses paid		(4,547)	(4,102)	(3,560)	(3,044)
Premises expenses paid		(596)	(557)	(405)	(389)
Other operating expenses paid		(2,034)	(1,625)	(2,130)	(1,292)
Cash settled on derivatives		(2,038)	(1,823)	(3,751)	(1,110)
Income taxes paid					
Australia		(1,727)	(353)	(1,727)	(353)
Overseas		(306)	(629)	(65)	(123)
Net cash flows from funds management and insurance business					
Funds management income received		870	665	101	85
Insurance premium income received		4,988	6,144	33	28
Claims and policyholder liability payments		(4,531)	(5,587)	-	-
Investment income (paid)/received		(21)	536	-	-
Commission expense (paid)/received		(491)	(353)	49	51
Net cash flows from investments backing policy liabilities					
Purchase of insurance assets		(9,127)	(9,982)	-	-
Proceeds from sale/maturity of insurance assets		10,182	10,021	-	-
Goods and services tax (paid)/received		50	33	14	9
(Increase)/decrease in operating assets:					
Liquid assets – greater than three months		1,593	2,184	1,106	815
Due from other financial institutions – greater than three months		(1,476)	(65)	(1,586)	(145)
Trading securities		(7,614)	(2,004)	(5,558)	(1,835)
Loans and advances		(25,568)	(17,044)	(25,753)	(20,345)
Net intra-group loans and advances		-	-	336	(5,110)
Increase/(decrease) in operating liabilities					
Deposits and other borrowings		43,834	14,726	42,542	20,862
Due to other financial institutions		1,350	55	1,415	1,329
Payables and other liabilities		584	(1,288)	835	(709)
Net cash provided by/(used in) operating activities	37(a)	18,801	3,049	15,677	1,078
Cash flows from investing activities					
Available-for-sale assets					
Purchases		(40,657)	(29,312)	(37,402)	(24,236)
Proceeds from sale or maturity		39,518	25,244	35,409	20,955
Controlled entities and associates					
Purchased (net of cash acquired)	37(c)	(304)	50	(260)	2,310
Proceeds from sale (net of cash disposed)	37(c)	74	15	36	113
Premises and equipment					
Purchases		(319)	(317)	(194)	(240)
Proceeds from sale		6	24	-	-
Other assets		(849)	(1,428)	(127)	(687)
Net cash provided by/(used in) investing activities		(2,531)	(5,724)	(2,538)	(1,785)
Cash flows from financing activities					
Bonds and notes					
Issue proceeds		12,213	21,756	10,600	17,401
Redemptions		(17,193)	(17,105)	(15,415)	(14,070)
Loan capital					
Issue proceeds		1,341	1,976	1,341	1,976
Redemptions		(1,579)	(2,565)	(1,322)	(2,451)
Dividends paid		(2,113)	(1,671)	(2,124)	(1,660)
Share capital issues		43	37	43	37
On market share purchases		(137)	(78)	(137)	(78)
Net cash provided by/(used in) by financing activities		(7,425)	2,350	(7,014)	1,155
Net cash provided by/(used in) operating activities		18,801	3,049	15,677	1,078
Net cash provided by/(used in) investing activities		(2,531)	(5,724)	(2,538)	(1,785)
Net cash provided by/(used in) financing activities		(7,425)	2,350	(7,014)	1,155
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents		8,845	(325)	6,125	448
Cash and cash equivalents at beginning of period		20,610	21,511	16,934	16,850
Effects of exchange rate changes on cash and cash equivalents		566	(576)	592	(364)
Cash and cash equivalents at end of period	37(b)	30,021	20,610	23,651	16,934

The notes appearing on pages 92 to 208 form an integral part of these financial statements.

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY FOR THE YEAR ENDED 30 SEPTEMBER

Consolidated	Ordinary share capital \$m	Preference shares \$m	Reserves ¹ \$m	Retained earnings \$m	Shareholders' equity attributable to equity holders of the Bank \$m	Non-controlling interests \$m	Total shareholders' equity \$m
As at 1 October 2009	19,151	871	(1,787)	14,129	32,364	65	32,429
Profit for the period	-	-	-	4,501	4,501	4	4,505
Other comprehensive income	-	-	(795)	(4)	(799)	-	(799)
Total comprehensive income for the period	-	-	(795)	4,497	3,702	4	3,706
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders:							
Dividends paid	-	-	-	(2,678)	(2,678)	-	(2,678)
Dividend reinvestment plan	1,007	-	-	-	1,007	-	1,007
Other equity movements:							
Group employee share acquisition scheme	51	-	-	-	51	-	51
Share based payments	-	-	7	-	7	-	7
Group share option scheme	37	-	-	-	37	-	37
Treasury shares OnePath Australia adjustment	(360)	-	-	-	(360)	-	(360)
Adjustments to opening retained earnings on adoption of revised accounting standard AASB 3R	-	-	-	(39)	(39)	-	(39)
Other changes	-	-	(12)	12	-	(5)	(5)
As at 30 September 2010	19,886	871	(2,587)	15,921	34,091	64	34,155
Profit for the period	-	-	-	5,355	5,355	8	5,363
Other comprehensive income	-	-	528	(10)	518	-	518
Total comprehensive income for the period	-	-	528	5,345	5,873	8	5,881
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders:							
Dividends paid	-	-	-	(3,503)	(3,503)	-	(3,503)
Dividend income on Treasury shares held within the Group's life insurance statutory funds	-	-	-	23	23	-	23
Dividend reinvestment plan	1,367	-	-	-	1,367	-	1,367
Transactions with non-controlling interest	-	-	(22)	-	(22)	(22)	(44)
Other equity movements:							
Group employee share acquisition scheme	45	-	-	-	45	-	45
Share based payments	-	-	(14)	-	(14)	-	(14)
Treasury shares OnePath Australia adjustment	2	-	-	-	2	-	2
Group share option scheme	43	-	-	-	43	-	43
Other changes	-	-	-	1	1	(2)	(1)
As at 30 September 2011	21,343	871	(2,095)	17,787	37,906	48	37,954

The notes appearing on pages 92 to 208 form an integral part of these financial statements.

¹ Further information on other comprehensive income is disclosed in note 29 to the financial statements.

The Company	Ordinary share capital \$m	Preference shares \$m	Reserves ¹ \$m	Retained earnings \$m	Shareholders' equity attributable to equity holders of the Bank \$m	Non-controlling interests \$m	Total shareholders' equity \$m
As at 1 October 2009	19,151	871	(494)	9,950	29,478	-	29,478
Profit for the period	-	-	-	4,428	4,428	-	4,428
Other comprehensive income	-	-	(278)	(18)	(296)	-	(296)
Total comprehensive income for the period	-	-	(278)	4,410	4,132	-	4,132
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders:							
Dividends paid	-	-	-	(2,667)	(2,667)	-	(2,667)
Dividend reinvestment plan	1,007	-	-	-	1,007	-	1,007
Other equity movements:							
Share based payments	-	-	7	-	7	-	7
Group share option scheme	37	-	-	-	37	-	37
Group employee share acquisition scheme	51	-	-	-	51	-	51
Adjustments to opening retained earnings on adoption of revised accounting standard AASB 3R	-	-	-	(39)	(39)	-	(39)
Other changes	-	-	(12)	12	-	-	-
As at 30 September 2010	20,246	871	(777)	11,666	32,006	-	32,006
Profit for the period	-	-	-	4,151	4,151	-	4,151
Other comprehensive income	-	-	247	24	271	-	271
Total comprehensive income for the period	-	-	247	4,175	4,422	-	4,422
Transactions with equity holders in their capacity as equity holders:							
Dividends paid	-	-	-	(3,491)	(3,491)	-	(3,491)
Dividend reinvestment plan	1,367	-	-	-	1,367	-	1,367
Other equity movements:							
Share based payments	-	-	(14)	-	(14)	-	(14)
Group share option scheme	43	-	-	-	43	-	43
Group employee share acquisition scheme	45	-	-	-	45	-	45
Other changes	-	-	-	1	1	-	1
As at 30 September 2011	21,701	871	(544)	12,351	34,379	-	34,379

The notes appearing on pages 92 to 208 form an integral part of these financial statements.

1. Further information on other comprehensive income is disclosed in note 29 to the financial statements.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1: Significant Accounting Policies

The financial report of Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company) and its controlled entities (the Group) for the year ended 30 September 2011 was authorised for issue in accordance with the resolution of the Directors on 2 November, 2011.

The principal accounting policies adopted in the preparation of the financial report are set out below. These policies have been consistently applied by all consolidated entities and to all periods presented in the consolidated financial report.

The Company is incorporated and domiciled in Australia. The address of the Company's registered office is ANZ Centre, Level 9, 833 Collins Street, Docklands, Victoria, Australia 3008.

A) BASIS OF PREPARATION

i) Statement of compliance

The financial report of the Company and Group is a general purpose financial report which has been prepared in accordance with the accounts provisions of the Banking Act 1959 (as amended), Australian Accounting Standards (AASs), Australian Accounting Standards Board (AASB) Interpretations, other authoritative pronouncements of the AASB and the Corporations Act 2001.

International Financial Reporting Standards (IFRS) are Standards and Interpretations adopted by the International Accounting Standards Board (IASB). IFRS forms the basis of AASs and Interpretations issued by the AASB. The Group's application of AASs and Interpretations ensures that the consolidated financial report of the Group and the financial report of the Company comply with IFRS.

ii) Use of estimates and assumptions

The preparation of the financial report requires the use of management judgement, estimates and assumptions that affect reported amounts and the application of policies. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable. Actual results may differ from these estimates. Discussion of the critical accounting treatments, which include complex or subjective decisions or assessments, are covered in note 2. Such estimates may require review in future periods.

iii) Basis of measurement

The financial information has been prepared in accordance with the historical cost basis except that the following assets and liabilities are stated at their fair value:

- derivative financial instruments, including in the case of fair value hedging (refer note 1 (E)(ii)) the fair value of any applicable underlying exposure;
- financial assets treated as available-for-sale;
- financial instruments held for trading; and
- assets and liabilities designated at fair value through profit and loss.

In accordance with AASB 1038 Life Insurance Contracts, life insurance liabilities are measured using the Margin on Services model.

In accordance with AASB 119 Employee Benefits, defined benefit obligations are measured using the Projected Unit Credit Method.

iv) Changes in Accounting Policy and early adoptions

All new Accounting Standards and Interpretations applicable to annual reporting periods beginning on or after 1 October 2010 have been applied to the Group effective from the required date of application. The initial application of these Standards and Interpretations has not had a material impact on the financial position or the financial results of the Group.

There has been no other change in accounting policy during the year.

v) Rounding

The Parent entity is an entity of the kind referred to in Australian Securities and Investments Commission class order 98/100 dated 10 July 1998 (as amended). Consequently, amounts in the financial report have been rounded to the nearest million dollars, except where otherwise indicated.

vi) Comparatives

Certain amounts in the comparative information have been reclassified to conform with current period financial statement presentations. During the current year, this includes the reclassification of certain assets from Liquid Assets to Net Loans and Advances following a review of the definition of the Liquid Assets category and the reclassification of certain customer deposit liabilities from Deposits and other borrowings to Due from other financial institutions.

vii) Principles of consolidation

Subsidiaries

The financial statements consolidate the financial statements of the Company and all its subsidiaries where it is determined that there is a capacity to control.

Where subsidiaries have been sold or acquired during the year, their operating results have been included to the date of disposal or from the date of acquisition.

Control means the power to govern, directly or indirectly, the financial and operating policies of an entity so as to obtain benefits from its activities. All the facts of a particular situation are considered when determining whether control exists. Control is usually present when an entity has:

- power over more than one-half of the voting rights of the other entity; or
- power to govern the financial and operating policies of the other entity; or
- power to appoint or remove the majority of the members of the board of directors or equivalent governing body; or
- power to cast the majority of votes at meetings of the board of directors or equivalent governing body of the entity.

In addition, potential voting rights that are presently exercisable or convertible are taken into account in determining whether control exists.

In relation to special purpose entities, control is deemed to exist where:

- in substance, the majority of the residual risks and rewards from their activities accrue to the Group; or
- in substance, the Group controls decision making powers so as to obtain the majority of the risks and rewards from their activities.

Further detail on special purpose entities is provided in note 2(i).

1: Significant Accounting Policies (continued)

Associates and joint ventures

The Group adopts the equity method of accounting for associates and the Group's interest in joint venture entities.

The Group's share of results of associates and joint venture entities is included in the consolidated income statement. Shares in associates and joint venture entities are carried in the consolidated balance sheet at cost plus the Group's share of post-acquisition net assets. Interests in associates and joint ventures are reviewed for any indication of impairment at least at each reporting date. This impairment review uses a discounted cash flow (DCF) methodology and other methodologies to determine the reasonableness of the valuation, including the capitalisation of earnings methodology (CEM).

In the Company's financial statements, investments in associates and joint venture entities are carried at cost less accumulated impairment losses.

viii) Foreign currency translation

Functional and presentation currency

Items included in the financial statements of each of the Group's entities are measured using the currency of the primary economic environment in which the entity operates (the functional currency).

The consolidated financial statements are presented in Australian dollars, which is the Company's functional and presentation currency.

Foreign currency transactions

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions.

Monetary assets and liabilities resulting from foreign currency transactions are subsequently translated at the spot rate at reporting date.

Exchange differences arising on the settlement of monetary items or on translating monetary items at rates different to those at which they were initially recognised or included in a previous financial report, are recognised in the income statement in the period in which they arise.

Translation differences on non-monetary items, such as derivatives measured at fair value through profit or loss, are reported as part of the fair value gain or loss on these items.

Translation differences on non-monetary items measured at fair value through equity, such as equities classified as available-for-sale financial assets, are included in the available-for-sale reserve in equity.

Foreign operations

The results and financial position of all Group entities (none of which has the currency of a hyperinflationary economy), that have a functional currency different from the Group's presentation currency, are translated into the Group's presentation currency as follows:

- assets and liabilities of each foreign operation are translated at the rates of exchange ruling at balance date;
- revenue and expenses of each foreign operation are translated at the average exchange rate for the period, unless this average is not a reasonable approximation of the rate prevailing on transaction date, in which case revenue and expenses are translated at the exchange rate ruling at transaction date; and
- all resulting exchange differences are recognised in the foreign currency translation reserve.

When a foreign operation is disposed, exchange differences are recognised in the income statement as part of the gain or loss on sale.

Goodwill arising on the acquisition of a foreign entity is treated as an asset of the foreign entity and translated at the rate ruling at balance date.

B) INCOME RECOGNITION

i) Interest income

Interest income is recognised as it accrues using the effective interest rate method.

The effective interest rate method calculates the amortised cost of a financial asset or financial liability and allocates the interest income or interest expense over the expected life of the financial asset or financial liability so as to achieve a constant yield on the financial asset or liability.

For assets subject to prepayment, expected life is determined on the basis of the historical behaviour of the particular asset portfolio, taking into account contractual obligations and prepayment experience assessed on a regular basis.

ii) Fee and commission income

Fees and commissions received that are integral to the effective interest rate of a financial asset are recognised using the effective interest method. For example, loan commitment fees, together with related direct costs, are deferred and recognised as an adjustment to the effective interest rate on a loan once drawn. Commitment fees to originate a loan which is unlikely to be drawn down are recognised as income as the service is provided.

Fees and commissions that relate to the execution of a significant act (for example, advisory or arrangement services, placement fees and underwriting fees) are recognised when the significant act has been completed.

Fees charged for providing ongoing services (for example, maintaining and administering existing facilities) are recognised as income over the period the service is provided.

iii) Dividend income

Dividends are recognised as revenue when the right to receive payment is established.

iv) Leasing income

Finance income on finance leases is recognised on a basis that reflects a constant periodic return on the net investment in the finance lease.

v) Gain or loss on sale of premises and equipment

The gain or loss on the disposal of premises and equipment is determined as the difference between the carrying amount of the assets at the time of disposal and the proceeds of disposal, and is recognised as an item of other income in the year in which the significant risks and rewards of ownership are transferred to the buyer.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1: Significant Accounting Policies (continued)

C) EXPENSE RECOGNITION

i) Interest expense

Interest expense on financial liabilities measured at amortised cost is recognised in the income statement as it accrues using the effective interest rate method.

ii) Loan origination expenses

Certain loan origination expenses are an integral part of the effective interest rate of a financial asset measured at amortised cost. These loan origination expenses include:

- fees and commissions payable to brokers in respect of originating lending business; and
- other expenses of originating lending business, such as external legal costs and valuation fees, provided these are direct and incremental costs related to the issue of a financial asset.

Such loan origination expenses are initially recognised as part of the cost of acquiring the financial asset and amortised as part of the effective yield of the financial asset over its expected life using the effective interest rate method.

iii) Share-based compensation expense

The Group has various equity settled share-based compensation plans. These are described in note 46 and comprise the ANZ Employee Share Acquisition Plan and the ANZ Share Option Plan.

ANZ Employee Share Acquisition Plan

The fair value of ANZ ordinary shares granted under the Employee Share Acquisition Plan is measured at grant date, using the one-day volume weighted average market price of ANZ shares. The fair value is expensed immediately when shares vest or on a straight-line basis over the relevant vesting period.

ANZ Share Option Plan

The fair value of share options is measured at grant date, using an option pricing model. The fair value is expensed on a straight-line basis over the relevant vesting period. This is recognised as share-based compensation expense with a corresponding increase in the share options reserve.

The option pricing model takes into account the exercise price of the option, the risk-free interest rate, the expected volatility of ANZ's ordinary share price and other factors. Market vesting conditions are taken into account in estimating the fair value.

A performance right is a right to acquire a share at nil cost to the employee subject to satisfactorily meeting time and/or performance hurdles. Upon exercise, each performance right entitles the holder to one ordinary share in ANZ. The fair value of performance rights is determined at grant date using an option pricing model, taking into account market conditions. The fair value is expensed over the relevant vesting period. This is recognised as share-based compensation expense with a corresponding increase in the share options reserve.

Other adjustments

Subsequent to the grant of an equity-based award, the amount recognised as an expense is reversed when an employee fails to satisfy the minimum service period specified in the award.

iv) Lease payments

Leases entered into by the Group as lessee are predominantly operating leases, and the operating lease payments are recognised as an expense on a straight-line basis over the lease term.

D) INCOME TAX

i) Income tax expense

Income tax on earnings for the year comprises current and deferred tax and is based on the applicable tax law in each jurisdiction. It is recognised in the income statement as tax expense, except when it relates to items credited directly to equity, in which case it is recorded in equity, or where it arises from the initial accounting for a business combination, in which case it is included in the determination of goodwill.

ii) Current tax

Current tax is the expected tax payable on taxable income for the year, based on tax rates (and tax laws) which are enacted at the reporting date, including any adjustment for tax payable in previous periods. Current tax for current and prior periods is recognised as a liability (or asset) to the extent that it is unpaid (or refundable).

iii) Deferred tax

Deferred tax is accounted for using the comprehensive tax balance sheet method. It is generated by temporary differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and their tax base.

Deferred tax assets, including those related to the tax effects of income tax losses and credits available to be carried forward, are recognised only to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which the deductible temporary differences or unused tax losses and credits can be utilised.

Deferred tax liabilities are recognised for all taxable temporary differences, other than those relating to taxable temporary differences arising from goodwill. They are also recognised for taxable temporary differences arising on investments in controlled entities, branches, associates and joint ventures, except where the Group is able to control the reversal of the temporary differences and it is probable that temporary differences will not reverse in the foreseeable future. Deferred tax assets associated with these interests are recognised only to the extent that it is probable that the temporary difference will reverse in the foreseeable future and there will be sufficient taxable profits against which to utilise the benefits of the temporary difference.

Deferred tax assets and liabilities are measured at the tax rates that are expected to apply to the period(s) when the asset and liability giving rise to them are realised or settled, based on tax rates (and tax laws) that have been enacted or substantively enacted by the reporting date. The measurement reflects the tax consequences that would follow from the manner in which the Group, at the reporting date, recovers or settles the carrying amount of its assets and liabilities.

iv) Offsetting

Current and deferred tax assets and liabilities are offset only to the extent that they relate to income taxes imposed by the same taxation authority, there is a legal right and intention to settle on a net basis and it is allowed under the tax law of the relevant jurisdiction.

1: Significant Accounting Policies (continued)

E) ASSETS

Financial assets

i) Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

Trading securities are financial instruments acquired principally for the purpose of selling in the short-term or which are a part of a portfolio which is managed for short-term profit-taking. Trading securities are initially recognised and subsequently measured in the balance sheet at their fair value.

Derivatives that are neither financial guarantee contracts nor effective hedging instruments are carried at fair value through profit or loss.

Certain financial assets and liabilities may be designated and measured at fair value through profit or loss where any of the following applies:

- investments backing policy liabilities (refer note 1 (i)(viii));
- life investment contract liabilities (refer note 1 (i)(i));
- doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets and liabilities, or recognising the gains or losses thereon, on different bases;
- a group of financial assets or financial liabilities or both is managed and its performance evaluated on a fair value basis; or
- the financial instrument contains an embedded derivative, unless the embedded derivative does not significantly modify the cash flows or it is clear, with little or no analysis, that it would not be separately recorded.

Changes in the fair value (gains or losses) of these financial instruments are recognised in the income statement in the period in which they occur.

Purchases and sales of trading securities are recognised on trade date.

ii) Derivative financial instruments

Derivative financial instruments are contracts whose value is derived from one or more underlying price, index or other variable. They include swaps, forward rate agreements, futures, options and combinations of these instruments.

Derivative financial instruments are entered into for trading purposes (including customer-related reasons), or for hedging purposes (where the derivative instruments are used to hedge the Group's exposures to interest rate risk, currency risk, price risk, credit risk and other exposures relating to non-trading positions).

Derivative financial instruments are recognised initially at fair value with gains or losses from subsequent measurement at fair value being recognised in the income statement. Included in the determination of the fair value of derivatives is a credit valuation adjustment to reflect the credit worthiness of the counterparty. The valuation adjustment is influenced by the mark-to-market of the derivative trades and by movement in credit spreads.

Where the derivative is effective as a hedging instrument and is designated as such, the timing of the recognition of any resultant gain or loss in the income statement is dependent on the hedging designation. These hedging designations and associated accounting are as follows:

Fair value hedge

Where the Group hedges the fair value of a recognised asset or liability or firm commitment, changes in the fair value of the derivative designated as a fair value hedge are recognised in the income statement. Changes in the fair value of the hedged item attributable to the hedged risk are reflected in adjustments to the carrying value of the hedged item, which are also recognised in the income statement.

Hedge accounting is discontinued when the hedge instrument expires or is sold, terminated, exercised or no longer qualifies for hedge accounting. The resulting adjustment to the carrying amount of the hedged item arising from the hedged risk is amortised to the income statement over the period to maturity of the hedged item.

If the hedged item is sold or repaid, the unamortised fair value adjustment is recognised immediately in the income statement.

Cash flow hedge

The Group designates derivatives as cash flow hedges where the instrument hedges the variability in cash flows of a recognised asset or liability, a foreign exchange component of a firm commitment or a highly probable forecast transaction. The effective portion of changes in the fair value of derivatives qualifying and designated as cash flow hedges is deferred to the hedging reserve, which forms part of shareholders' equity. Any ineffective portion is recognised immediately in the income statement. Amounts deferred in equity are recognised in the income statement in the period during which the hedged forecast transactions take place. When the hedging instrument expires, is sold, terminated, or no longer qualifies for hedge accounting, the cumulative amount deferred in equity remains in the hedging reserve, and is subsequently transferred to the income statement when the hedged item is recognised in the income statement.

When a forecast hedged transaction is no longer expected to occur, the amount deferred in equity is recognised immediately in the income statement.

Net investment hedge

Hedges of net investments in foreign operations are accounted for similarly to cash flow hedges. The gain or loss from remeasuring the fair value of the hedging instrument relating to the effective portion of the hedge is deferred in the foreign currency translation reserve in equity and the ineffective portion is recognised immediately in the income statement.

Derivatives that do not qualify for hedge accounting

All gains and losses from changes in the fair value of derivatives that are not designated in a hedging relationship but are entered into to manage the interest rate and foreign exchange risk of funding instruments are recognised in the income statement. Under certain circumstances, the component of the fair value change in the derivative which relates to current period realised and accrued interest is included in net interest income. The remainder of the fair value movement is included in other income.

Set-off arrangements

Fair value gains/losses arising from trading derivatives are not offset against fair value gains/losses on the balance sheet unless a legal right of set-off exists and there is an intention to settle net.

For contracts subject to master netting agreements that create a legal right of set-off for which only the net revaluation amount is recognised in the income statement, net unrealised gains on derivatives are recognised as part of other assets and net unrealised losses are recognised as part of other liabilities.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1: Significant Accounting Policies (continued)

iii) Available-for-sale financial assets

Available-for-sale financial assets comprise non-derivative financial assets which the Group designates as available-for-sale but which are not deemed to be held principally for trading purposes, and include equity investments, certain loans and advances, and quoted debt securities.

They are initially recognised at fair value plus transaction costs. Subsequent gains or losses arising from changes in fair value are included as a separate component of equity in the available-for-sale revaluation reserve except for interest, dividends and foreign exchange gains and losses on monetary assets, which are recognised directly in the income statement. When the asset is sold, the cumulative gain or loss relating to the asset is transferred to the income statement.

Where there is objective evidence of impairment on an available-for-sale financial asset, the cumulative loss related to that asset is removed from equity and recognised in the income statement, as an impairment expense for debt instruments or as non-interest income for equity instruments. If, in a subsequent period, the amount of an impairment loss relating to an available-for-sale debt instrument decreases and the decrease can be linked objectively to an event occurring after the impairment event, the loss is reversed through the income statement through the impairment expense line.

Purchases and sales of available-for-sale financial assets are recognised on trade date being the date on which the Group commits to purchase or sell the asset.

iv) Net loans and advances

Net loans and advances are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market. They arise when the Group provides money to a debtor with no intention of trading the loans and advances. The loans and advances are initially recognised at fair value plus transaction costs that are directly attributable to the issue of the loan or advance. They are subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method (refer note 1 (B)(i)) unless specifically designated on initial recognition at fair value through profit or loss.

All loans are graded according to the level of credit risk.

Net loans and advances includes direct finance provided to customers such as bank overdrafts, credit cards, term loans, finance lease receivables and commercial bills.

Impairment of loans and advances

Loans and advances are reviewed at least at each reporting date for impairment.

Credit impairment provisions are raised for exposures that are known to be impaired. Exposures are impaired and impairment losses are recorded if, and only if, there is objective evidence of impairment as a result of one or more loss events that occurred after the initial recognition of the loan and prior to the reporting date, and that loss event, or events, has had an impact on the estimated future cash flows of the individual loan or the collective portfolio of loans that can be reliably estimated.

Impairment is assessed for assets that are individually significant (or on a portfolio basis for small value loans) and then on a collective basis for those exposures not individually known to be impaired.

Exposures that are assessed collectively are placed in pools of similar assets with similar risk characteristics. The required provision is estimated on the basis of historical loss experience for assets with credit risk characteristics similar to those in the collective pool. The historical loss experience is adjusted based on current observable data such as changed economic conditions. The provision also takes account of the impact of inherent risk of large concentrated losses within the portfolio and an assessment of the economic cycle.

The estimated impairment losses are measured as the difference between the asset's carrying amount and the estimated future cash flows discounted to their present value. As the discount unwinds during the period between recognition of impairment and recovery of the cash flow, it is recognised in interest income. The process of estimating the amount and timing of cash flows involves considerable management judgement. These judgements are reviewed regularly to reduce any differences between loss estimates and actual loss experience.

Impairment of capitalised acquisition expenses is assessed through comparing the actual behaviour of the portfolio against initial expected life assumptions.

The provision for impairment loss (individual and collective) is deducted from loans and advances in the balance sheet and the movement for the reporting period is reflected in the income statement.

When a loan is uncollectable, either partially or in full, it is written-off against the related provision for loan impairment. Unsecured facilities are normally written-off when they become 180 days past due or earlier in the event of the customer's bankruptcy or similar legal release from the obligation.

However a certain level of recoveries is expected after the write-off, which is reflected in the amount of the provision for credit losses. In the case of secured facilities, remaining balances are written-off after proceeds from the realisation of collateral have been received if there is a shortfall.

Where impairment losses recognised in previous periods have subsequently decreased or no longer exist, such impairment losses are reversed in the income statement.

A provision is also raised for off-balance sheet items such as loan commitments that are considered to be onerous.

v) Lease receivables

Contracts to lease assets and hire purchase agreements are classified as finance leases if they transfer substantially all the risks and rewards of ownership of the asset to the customer or an unrelated third party. All other lease contracts are classified as operating leases.

vi) Repurchase agreements

Securities sold under repurchase agreements are retained in the financial statements where substantially all the risks and rewards of ownership remain with the Group, and a counterparty liability is disclosed under the classifications of due to other financial institutions or payables and other liabilities. The difference between the sale price and the repurchase price is accrued over the life of the repurchase agreement and charged to interest expense in the income statement.

1: Significant Accounting Policies (continued)

Securities purchased under agreements to resell, where the Group does not acquire the risks and rewards of ownership, are recorded as receivables in liquid assets, net loans and advances, or due from other financial institutions, depending on the term of the agreement and the counterparty. The security is not included in the balance sheet. Interest income is accrued on the underlying loan amount.

Securities borrowed are not recognised in the balance sheet, unless these are sold to third parties, at which point the obligation to repurchase is recorded as a financial liability at fair value with fair value movements included in the income statement.

vii) Derecognition

The Group enters into transactions where it transfers financial assets recognised on its balance sheet yet retains either all the risks and rewards of the transferred assets or a portion of them. If all, or substantially all, of the risks and rewards are retained, the transferred assets are not derecognised from the balance sheet.

In transactions where substantially all the risks and rewards of ownership of a financial asset are neither retained nor transferred, the Group derecognises the asset if control over the asset is lost. In transfers where control over the asset is retained, the Group continues to recognise the asset to the extent of its continuing involvement, determined by the extent to which it is exposed to changes in the value of the transferred asset. The rights and obligations retained or created in the transfer are recognised separately as assets and liabilities as appropriate.

Non-financial assets

viii) Goodwill

Goodwill represents the excess of the purchase consideration over the fair value of the identifiable net assets of a controlled entity at the date of gaining control. Goodwill is recognised as an asset and not amortised, but assessed for impairment at least annually or more frequently if there is an indication that the goodwill may be impaired. This involves using the DCF or CEM methodology to determine the expected future benefits of the cash-generating units to which the goodwill relates. Where the assessment results in the goodwill balance exceeding the value of expected future benefits, the difference is charged to the income statement. Any impairment of goodwill is not subsequently reversed.

ix) Software and computer system costs

Includes costs incurred in acquiring and building software and computer systems ('software').

Software is amortised using the straight-line method over its expected useful life to the Group. The period of amortisation is between 3 and 5 years, except for certain core infrastructure projects where the useful life has been determined to be 7 years.

At each reporting date, software assets are reviewed for impairment. If any such indication exists, the recoverable amount of the assets are estimated and compared against the existing carrying value. Where the existing carrying value exceeds the recoverable amount, the difference is charged to the income statement.

Costs incurred in planning or evaluating software proposals, or in maintaining systems after implementation, are not capitalised.

x) Acquired portfolio of insurance and life investment business

Identifiable intangible assets in respect of acquired portfolios of insurance and life investment business acquired in a business combination are stated initially at fair value at acquisition date. These are amortised over the period of expected benefit of between 15 to 23 years.

xi) Deferred acquisition costs

Refer to note 1(i)(vii).

xii) Other intangible assets

Other intangible assets include management fee rights, distribution relationships and distribution agreements where they are clearly identifiable, can be reliably measured and where it is probable they will lead to future economic benefits that the Group can control.

Where, based on historical observation, there is an expectation that, for the foreseeable future, the level of investment in the funds will not decline significantly and the Group will continue to manage the fund, the management fee right is assessed to have an indefinite life and is carried at cost less any impairment losses.

Other management fee rights, distribution relationships, distribution agreements and licenses are amortised over the expected useful lives to the Group using the straight line method. The period of amortisation is as follows:

Management fee rights	7 years
Aligned advisor relationships	15 years
Distribution agreements	3 years

xiii) Premises and equipment

Assets other than freehold land are depreciated at rates based upon their expected useful lives to the Group, using the straight-line method. The depreciation rates used for each class of asset are:

Buildings	1–1.5%
Building integrals	10%
Furniture & equipment	10%
Computer & office equipment	12.5%–33%

Leasehold improvements are amortised on a straight-line basis over the shorter of their useful lives or remaining terms of the lease.

At each reporting date, the carrying amounts of premises and equipment are reviewed for impairment. If any such indication exists, the recoverable amount of the assets are estimated and compared against the existing carrying value. Where the existing carrying value exceeds the recoverable amount, the difference is charged to the income statement. If it is not possible to estimate the recoverable amount of an individual asset, the Group estimates the recoverable amount of the cash generating unit to which the asset belongs.

A previously recognised impairment loss is reversed if there has been a change in the estimates used to determine the recoverable amount.

xiv) Borrowing costs

Borrowing costs incurred for the construction of qualifying assets (principally the office building in the Docklands, Melbourne, Australia) are capitalised into the cost of the qualifying asset during the period of time that is required to complete and prepare the asset for its intended use. The calculation of borrowing costs is based on an internal measure of the costs associated with the borrowing of funds.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1: Significant Accounting Policies (continued)

F) LIABILITIES

Financial liabilities

i) Deposits and other borrowings

Deposits and other borrowings include certificates of deposit, interest bearing deposits, debentures and other related interest bearing financial instruments. They are measured at amortised cost. The interest expense is recognised using the effective interest rate method.

ii) Financial liabilities at fair value through profit or loss

Refer to note 1(E)(i).

iii) Acceptances

The exposure arising from the acceptance of bills of exchange that are sold into the market is recognised as a liability. An asset of equal value is recognised to reflect the offsetting claim against the drawer of the bill. Bill acceptances generate fee income that is recognised in the income statement when earned.

iv) Bonds, notes and loan capital

Bonds, notes and loan capital are accounted for in the same way as deposits and other borrowings, except for those bonds and notes which are designated as at fair value through profit or loss on initial recognition, with fair value movements recorded in the income statement.

v) Financial guarantee contracts

Financial guarantee contracts that require the issuer to make specified payments to reimburse the holder for a loss the holder incurs because a specified debtor fails to make payments when due, are initially recognised in the financial statements at fair value on the date the guarantee was given; typically this is the premium received. Subsequent to initial recognition, the Group's liabilities under such guarantees are measured at the higher of their amortised amount and the best estimate of the expenditure required to settle any financial obligation arising at the balance sheet date. These estimates are determined based on experience of similar transactions and the history of past losses.

vi) Derecognition

Financial liabilities are derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

Non-financial liabilities

vii) Employee benefits

Leave benefits

The liability for long service leave is calculated and accrued for in respect of all applicable employees (including on-costs) using an actuarial valuation. The amounts expected to be paid in respect of employees' entitlements to annual leave are accrued at expected salary rates including on-costs. Expected future payments for long service leave are discounted using market yields at the reporting date on national government bonds with terms to maturity that match, as closely as possible, the estimated future cash outflows.

Defined contribution superannuation schemes

The Group operates a number of defined contribution schemes and also contributes, according to local law, in the various countries in which it operates, to government and other plans that have the characteristics of defined contribution schemes.

The Group's contributions to these schemes are recognised as an expense in the income statement when incurred.

Defined benefit superannuation schemes

The Group operates a small number of defined benefit schemes. The liability and expense related to providing benefits to employees under each defined benefit scheme are calculated by independent actuaries.

A defined benefit liability is recognised to the extent that the present value of the defined benefit obligation of each scheme, calculated using the Projected Unit Credit Method, is greater than the fair value of each scheme's assets. Where this calculation results in an asset of the Group, a defined benefit asset is recognised, which is capped at the recoverable amount. In each subsequent reporting period, ongoing movements in the defined benefit liability or asset carrying value is treated as follows:

- the net movement relating to the current period's service cost, interest cost, expected return on scheme assets, past service costs and other costs (such as the effects of any curtailments and settlements) is recognised as an employee expense in the income statement;
- movements relating to actuarial gains and losses are recognised directly in retained earnings; and
- contributions made by the Group are recognised directly against the net defined benefit position.

viii) Provisions

The Group recognises provisions when there is a present obligation, the future sacrifice of economic benefits is probable, and the amount of the provision can be measured reliably.

The amount recognised is the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at reporting date, taking into account the risks and uncertainties surrounding the obligation at reporting date. Where a provision is measured using the cash flows estimated to settle the present obligation, its carrying amount is the present value of those cash flows.

G) EQUITY

i) Ordinary shares

Ordinary shares in the Company are recognised at the amount paid per ordinary share net of directly attributable issue costs.

ii) Treasury shares

Shares in the Company which are purchased on-market by the ANZ Employee Share Acquisition Plan or issued by the Company to the ANZ Employee Share Acquisition Plan are classified as treasury shares (to the extent that they relate to unvested employee share-based awards) and are deducted from Capital.

In addition, the life insurance business may also purchase and hold shares in the Company to back policy liabilities in the life insurance statutory funds. These shares are also classified as treasury shares and deducted from Capital. These assets, plus any corresponding income statement fair value movement on the assets and dividend income, are eliminated when the life statutory funds are consolidated into the Group. The cost of the investment in the shares is deducted from Capital. However, the corresponding life investment contract and insurance contract liabilities, and related income statement changes in the liabilities, remain upon consolidation.

Treasury shares are excluded from the weighted average number of ordinary shares used in the earnings per share calculations.

1: Significant Accounting Policies (continued)

iii) Non-controlling interest

Non-controlling interests represent the share in the net assets of subsidiaries attributable to equity interests not owned directly or indirectly by the Company.

iv) Reserves

Foreign currency translation reserve

As indicated in note 1 (A)(viii), exchange differences arising on translation of the assets and liabilities of all Group entities are reflected in the foreign currency translation reserve. Any offsetting gains or losses on hedging these balances, together with any tax effect, are also reflected in this reserve.

Available-for-sale revaluation reserve

This reserve includes changes in the fair value of available-for-sale financial assets, net of tax. These changes are transferred to the income statement (in non-interest income) when the asset is derecognised. Where the asset is impaired, the changes are transferred to impairment expense in the income statement for debt instruments and in the case of equity instruments to other income.

Cash flow hedging reserve

This reserve includes the fair value gains and losses associated with the effective portion of designated cash flow hedging instruments.

Share-based payment reserves

Share-based payment reserves include the share options reserve and other equity reserves which arise on the recognition of share-based compensation expense (see note 1 (C)(iii)).

H) PRESENTATION

i) Offsetting of income and expenses

Income and expenses are not offset unless required or permitted by an accounting standard. At the Group level, this generally arises in the following circumstances:

- where transaction costs form an integral part of the effective interest rate of a financial instrument which is measured at amortised cost, these are offset against the interest income generated by the financial instrument; or
- where gains and losses relating to fair value hedges are assessed as being effective; or
- where gains and losses arise from a group of similar transactions, such as foreign exchange gains and losses.

ii) Offsetting assets and liabilities

Assets and liabilities are offset and the net amount reported in the balance sheet only where there is:

- a current enforceable legal right to offset the asset and liability; and
- an intention to settle on a net basis, or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

iii) Cash and cash equivalents

For cash flow statement presentation purposes, cash and cash equivalents includes cash on hand, deposits held at call with other financial institutions, other short-term, highly liquid investments with original terms to maturity of three months or less that are readily convertible to cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value.

iv) Segment reporting

An operating segment is a component of the Group that engages in business activities from which it may earn revenues and incur expenses, whose operating results are regularly reviewed by the Chief Executive Officer to make decisions about resources to be allocated to the segment and assess its performance and for which discrete information is available.

v) Goods and services tax

Income, expenses and assets are recognised net of the amount of goods and services tax (GST), except where the amount of GST incurred is not recoverable from the Australian Tax Office (ATO). In these circumstances the GST is recognised as part of the cost of acquisition of the asset or as part of the expense.

Receivables and payables are stated with the amount of GST included. The net amount of GST recoverable from or payable to the ATO is included as an other asset or liability in the balance sheet.

Cash flows are included in the cash flow statement on a gross basis. The GST components of cash flows arising from investing and financing activities which are recoverable from or payable to the ATO are classified as operating cash flows.

I) LIFE INSURANCE AND FUNDS MANAGEMENT BUSINESS

The Group conducts its life insurance and funds management business (the Life Business) in Australia primarily through OnePath Life Limited, which is registered under the Life Insurance Act 1995 (Life Act), amended by the Financial Sector Legislation Amendment (Simplifying Regulation and Review) Act 2007 (SRR Act) and in New Zealand through OnePath Life (NZ) Limited and OnePath Insurance Services (NZ) Limited which are registered under the New Zealand Life Insurance Act 1908.

The operations of the Life Business in Australia are conducted within separate statutory funds as required by the Life Act. The assets of the Life Business are allocated between policyholder and shareholder funds in accordance with the requirements of the Life Act. Under AASs, the financial statements must include all assets, liabilities, revenues, expenses and equity, irrespective of whether they are designated as relating to shareholders or policyholders. Accordingly, the consolidated financial statements include both policyholder (statutory) and shareholder's funds.

(i) Policy liabilities

Policy liabilities include liabilities arising from life insurance contracts and life investment contracts.

Life insurance contracts are insurance contracts regulated under the Life Act and similar contracts issued by entities operating outside Australia. An insurance contract is a contract under which an insurer accepts significant insurance risk from another party (the policyholder) by agreeing to compensate the policyholder if a specified uncertain future event adversely affects the policyholder.

All contracts written by registered life insurers that do not meet the definition of an insurance contract are referred to as life investment contracts. Life investment contract business relates to funds management products in which the Group issues a contract where the resulting liability to policyholders is linked to the performance and value of the assets that back those liabilities.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1: Significant Accounting Policies (continued)

Whilst the underlying assets are registered in the name of the life insurer and the policyholder has no direct access to the specific assets, the contractual arrangements are such that the policyholder bears the risks and rewards of the fund's investment performance with the exception of guaranteed products where the policyholder is guaranteed a minimum return or asset value. The Group derives fee income from the administration of the underlying assets.

Life investment contracts that include a discretionary participation feature (participating contracts) are accounted for as if they are life insurance contracts under AASB 1038 Life Insurance Contracts.

Life insurance liabilities

Life insurance liabilities are determined using the 'Margin on Services' (MoS) model using a projection method or using an accumulation method. Under the projection method, the liability is determined as the net present value of the expected future cash flows, plus planned margins of revenues over expenses relating to services yet to be provided, discounted using a risk-free discount rate that reflects the nature, structure and term of the liabilities. Expected future cash flows include premiums, expenses, redemptions and benefit payments, including bonuses.

An accumulation method is used where the policy liabilities determined are not materially different from those determined under the projection method.

Profits from life insurance contracts are brought to account using the MoS model in accordance with Actuarial Standard LPS 1.04 Valuation of Policy Liabilities (formerly AS 1.04) as issued by the Australian Prudential Regulation Authority under the Life Act and Professional Standard 3 Determination of Life Insurance Policy Liabilities as issued by the New Zealand Society of Actuaries. Under MoS, profit is recognised as premiums are received and services are provided to policyholders. When premiums are received but the service has not been provided, the profit is deferred. Losses are expensed when identified.

Costs associated with the acquisition of policies are recognised over the life of the policy. Costs may only be deferred, however, to the extent that a contract is expected to be profitable.

Participating contracts, defined as those contracts that entitle the policyholder to participate in the performance and value of certain assets in addition to the guaranteed benefit, are entitled to share in the profits that arise from participating business. This profit sharing is governed by the Life Act and the life insurance company's constitution. The profit sharing entitlement is treated as an expense in the consolidated financial statements. Any benefits which remain payable at the end of the reporting period are recognised as part of life insurance liabilities.

Life investment contract liabilities

Life investment contracts involve both the origination of a financial instrument and the provision of investment management services.

The financial instrument component of the life investment contract liabilities is designated as at fair value through profit or loss. The management services component, including associated acquisition costs, is recognised as revenue as services are performed. See note 1 (i)(vi) for the deferral and amortisation of life investment contract acquisition costs and entry fees.

For investment-linked products, the life investment contract liability is directly linked to the performance and value of the assets that back them and is determined as the fair value of those assets after tax. For fixed income policies the liability is determined as the net present value of expected cash flows subject to a minimum of current surrender value.

(ii) External unit holder liabilities (Life insurance funds)

The life insurance business includes controlling interests in trusts and companies, and the total amounts of each underlying asset, liability, revenue and expense of the controlled entities are recognised in the Group's consolidated financial statements. When a controlled unit trust is consolidated, the share of the unit holder liability attributable to the Group is eliminated but amounts due to external unit holders remain as liabilities in the Group's consolidated balance sheet.

(iii) Claims

Claims are recognised when the liability to the policyholder under the policy contract has been established or upon notification of the insured event depending on the type of claim. Claims are separated into their expense and liability components.

Claims incurred in respect of life investment contracts represent withdrawals and are recognised as a reduction in life investment contract liabilities.

Claims incurred that relate to the provision of services and bearing of insurance risks are treated as expenses and these are recognised on an accruals basis once the liability to the policyholder has been established under the terms of the contract.

(iv) Revenue**Life insurance premiums**

Life insurance premiums earned by providing services and bearing risks are treated as revenue. Life insurance deposit premiums are recognised as an increase in policy liabilities. For annuity, risk and traditional business, all premiums are recognised as revenue. Premiums with no due date are recognised as revenue on a cash received basis. Premiums with a regular due date are recognised as revenue on an accruals basis. Unpaid premiums are only recognised as revenue during the days of grace or where secured by the surrender value of the policy and are included as 'Other assets' in the balance sheet.

Life investment contract premiums

There is no premium revenue in respect of investment contracts. Investment contract amounts received from policyholders in respect of investment contracts comprise a deposit component or origination fee and/or ongoing investment management fee or amounts directly credited to investment contract liabilities.

Fees

Fees are charged to policyholders in connection with life insurance and life investment contracts and are recognised when the service has been provided. Entry fees from life investment contracts are deferred and recognised over the average expected life of the contracts. Deferred entry fees are presented within 'Other liabilities' in the balance sheet.

1: Significant Accounting Policies (continued)

(v) Reinsurance contracts

Reinsurance premiums, commissions and claim settlements, as well as the reinsurance element of insurance contract liabilities, are accounted for on the same basis as the underlying direct insurance contracts for which the reinsurance was purchased.

(vi) Policy acquisition costs

Life insurance contract acquisition costs

Policy acquisition costs are the fixed and variable costs of acquiring new business. The appointed actuary assesses the value and future recoverability of these costs in determining policy liabilities. The net profit impact is presented in the income statement as a change in policy liabilities. The deferral is determined as the actual costs are incurred subject to an overall limit that future profits are anticipated to cover these costs. Losses arising on acquisition are recognised in the income statement in the year in which they occur. Amounts which are deemed recoverable from future premiums or policy charges are deferred and amortised over the life of the policy.

Life investment contract acquisition costs

Incremental acquisition costs, such as commissions, that are directly attributable to securing a life investment contract are recognised as an asset where they can be identified separately and measured reliably and if it is probable that they will be recovered. These deferred acquisition costs are presented in the balance sheet as an intangible asset and are amortised over the period that they will be recovered from future policy charges.

Any impairment losses arising on deferred acquisition costs are recognised in the income statement in the period in which they occur.

(vii) Basis of expense apportionment

All life investment contracts and insurance contracts are categorised based on individual policy or products. Expenses for these products are then allocated between acquisition, maintenance, investment management and other expenses.

Expenses which are directly attributable to an individual policy or product are allocated directly to a particular expense category, fund, class of business and product line as appropriate. Where expenses are not directly attributable to an individual policy or product, they are appropriately apportioned based on detailed expense analysis having regard to the objective in incurring that expense and the outcome achieved. The apportionment has been made in accordance with Actuarial Standard LPS 1.04 Valuation of Policy Liabilities (formerly AS 1.04), issued by the Australian Prudential Regulation Authority, and on an equitable basis to the different classes of business in accordance with Division 2 of Part 6 of the Life Act.

(viii) Investments backing policy liabilities

All investments backing policy liabilities are designated as at fair value through profit or loss. For OnePath Australia, all policy holder assets, being those assets held within the statutory funds of the life company that are not segregated and managed under a distinct shareholder investment mandate are held to back life insurance and life investment contract liabilities (collectively referred to as policy liabilities). These investments are designated as at fair value through profit or loss.

J) OTHER

i) Contingent liabilities

Contingent liabilities acquired in a business combination are individually measured at fair value at the acquisition date. At subsequent reporting dates the value of such contingent liabilities is reassessed based on the estimate of the expenditure required to settle the contingent liability.

Other contingent liabilities are not recognised in the balance sheet but disclosed in note 44 unless it is considered remote that the Group will be liable to settle the possible obligation.

ii) Earnings per share

The Group presents basic and diluted earnings per share (EPS) data for its ordinary shares. Basic EPS is calculated by dividing the profit or loss attributable to ordinary shareholders of the Company by the weighted average number of ordinary shares outstanding during the period after eliminating treasury shares.

Diluted EPS is determined by adjusting the profit or loss attributable to ordinary shareholders and the weighted average number of ordinary shares outstanding for the effect of dilutive ordinary shares.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1: Significant Accounting Policies (continued)

iii) Accounting Standards not early adopted

The following standards were available for early adoption, but have not been applied by the Company or Group in these financial statements.

AASB standard	Possible impact on the Company and the Group's financial report in period of initial adoption	Application date for the Company and Group
AASB 9 Financial Instruments	<p>This standard and its associated amending standard (AASB 2009-11) specifies new recognition and measurement requirements for financial assets and financial liabilities within the scope of AASB 139 Financial Instruments: Recognition and Measurement. This standard represents the first phase of the project to replace AASB 139 and will result in fundamental changes in the way that the Company and the Group accounts for financial instruments.</p> <p>The main changes from AASB 139 include:</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ all financial assets, except for certain equity instruments, will be classified into two categories: <ul style="list-style-type: none"> – amortised cost, where they generate solely payments of interest and principal and the business model is to collect contractual cash flows that represent principal and interest; or – fair value through the income statement. ■ certain equity instruments not held for trading purposes will be classified at fair value through the income statement or fair value through other comprehensive income (OCI) with dividends recognised in net income. ■ financial assets which meet the requirements for classification at amortised cost are permitted to be measured at fair value if that eliminates or significantly reduces an accounting mismatch. ■ financial liabilities – gains and losses on own credit arising from financial liabilities designated at fair value through profit or loss will be excluded from the income statement and instead taken to OCI. <p>Future phases of the project to replace AASB 139 will cover impairment of financial assets measured at amortised cost and hedge accounting.</p> <p>The Group is currently assessing the impact of this standard, as well as developments arising from future phases of the project to replace AASB 139.</p>	1 October 2013 ¹
AASB 10 Consolidated Financial Statements	<p>This standard provides a definition of 'control' based on whether the investor is exposed to, or has rights to, the variable returns from its involvement with an investee and has the ability to affect those returns through its power over the investee. The standard also provides guidance on how the control principle is applied in certain situations, such as where potential voting rights exist or where voting rights are not the dominant factor in determining whether control exists (e.g. where relevant activities are directed through contractual means). An assessment of the impact of this standard is being performed, however no material impact on the Group is expected.</p>	1 October 2013
AASB 12 Disclosure of Interests in Other Entities	<p>This standard applies where an entity has an 'interest in another entity' (essentially, any contractual or non-contractual interest that exposes an entity to the returns from the performance of the other entity). Such interests include a subsidiary, joint arrangement, associate or an unconsolidated structured entity. A range of disclosures is required which assist users to evaluate the nature, extent and financial effects and risks associated with an entity's interest in other entities. These disclosures replace and significantly enhance those in other standards applicable to subsidiaries, joint arrangements or associates and impose new disclosures. As the amendments are only related to disclosure, no material impact on the Group is expected.</p>	1 October 2013
AASB 13 Fair Value Measurement	<p>This standard provides a single source of guidance on fair value measurement and requires certain disclosures regarding fair value. This standard aims to improve the consistency and reduce the complexity of fair value measurement. An assessment of the impact of this standard is being made, however no material impact on the Group is expected.</p>	1 October 2013

A number of other AASB standards are also available for early adoption, but have not been applied by the Company or Group in these financial statements. These standards involve amendments of a technical nature which are not expected to have a material impact on the Company or Group.

¹ Mandatory effective date is currently being reviewed by the International Accounting Standards Board with the possible deferral to 1 October 2015.

2: Critical Estimates and Judgements Used in Applying Accounting Policies

The Group prepares its financial report in accordance with policies which are based on AASs, other authoritative accounting pronouncements and Interpretations of the AASB and the Corporations Act 2001. This involves the Group making estimates and assumptions that affect the reported amounts within the financial statements. Estimates and judgements are continually evaluated and are based on historical factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. All material changes to accounting policies and estimates and the application of these policies and judgements are approved by the Audit Committee of the Board.

A brief explanation of critical estimates and judgements and their impact on the Group follows:

Critical accounting estimates and assumptions

Provisions for credit impairment

The accounting policy, as explained in note 1 (E)(iv), relating to measuring the impairment of loans and advances, requires the Group to assess impairment at least at each reporting date. The credit provisions raised (individual and collective) represent management's best estimate of the losses incurred in the loan portfolio at balance date based on experienced judgement.

The collective provision is estimated on the basis of historical loss experience for assets with credit characteristics similar to those in the collective pool. The historical loss experience is adjusted based on current observable data and events and an assessment of the impact of model risk. The provision also takes into account the impact of large concentrated losses within the portfolio and the economic cycle.

The use of such judgements and reasonable estimates is considered by management to be an essential part of the process and does not impact on reliability.

Individual provisioning is applied when the full collectability of a loan is identified as being doubtful.

Individual and collective provisioning is calculated using discounted expected future cash flows. The methodology and assumptions used for estimating both the amount and timing of future cash flows are revised regularly to reduce any differences between loss estimates and actual loss experience.

Critical judgements in applying the entity's accounting policies

i) Special purpose and off-balance sheet entities

The Group may invest in or establish special purpose entities (SPEs) to enable it to undertake specific types of transactions. The main types of these SPEs are securitisation vehicles, structured finance entities, and entities used to sell credit protection.

Where the Group has established SPEs which are controlled by the Group, they are consolidated in the Group's financial statements.

The Group does not consolidate SPEs that it does not control in accordance with the Group's policy outlined in note 1 (A)(vii). As it can be complex to determine whether the Group has control of a SPE, the Group makes judgements about its exposure to the risks and rewards, as well as about its ability to make operational decisions for the SPE in question.

The table below summarises the main types of SPEs with which the Group is involved, the reason for their establishment, and the control factors associated with ANZ's interest in them. Although there may be some indicators of control, ANZ does not bear the majority of residual risks and rewards of the SPEs. Therefore they are not consolidated.

Type of SPE	Reason for establishment	Control factors
Securitisation vehicles	Securitisation is a financing technique whereby assets are transferred to an SPE which funds the purchase by issuing securities. This enables ANZ (in the case where transferred assets originate within ANZ) or customers to increase diversity of funding sources.	ANZ may manage these securitisation vehicles, service assets in the vehicle or provide liquidity or other support. ANZ retains the risks associated with the provision of these services. For any SPE which is not consolidated, credit and market risks associated with the underlying assets are not retained or assumed by ANZ except to the limited extent that ANZ provides arm's length services and facilities.
Structured finance entities	These entities are set up to assist with the structuring of client financing. The resulting lending arrangements are at arms length and ANZ typically has limited ongoing involvement with the entity.	ANZ may manage these vehicles, hold minor amounts of capital, provide financing or derivatives.
Credit protection	The SPE in this category is created to allow ANZ to purchase credit protection.	ANZ may manage this vehicle.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

2: Critical Estimates and Judgements Used in Applying Accounting Policies (continued)

ii) Significant associates

The carrying values of all significant investments in associates (as disclosed in note 39) are subject to an annual recoverable amount test. This assessment involves ensuring that the investment's fair value less costs to sell or its value in use is greater than its carrying amount. Judgement is applied when determining the assumptions supporting these calculations.

The Group reviews its investments in associates against the following impairment indicators:

- actual financial performance against budgeted financial performance;
- any material unfavourable operational factors and regulatory factors;
- any material unfavourable economic outlook and market competitive factors;
- carrying value against available quoted market values (supported by third-party broker valuations where available); and
- carrying value against market capitalisation (for listed investments).

Where appropriate, additional potential impairment indicators are reviewed which are more specific to the respective investment.

As at 30 September 2011, no impairment of associates was identified as a result of either the review of impairment indicators listed above or the recoverable amount test.

iii) Available-for-sale financial assets

The accounting policy for impairment of available-for-sale financial assets, as explained in note 1 (E)(iii), requires the Group to assess whether there is objective evidence of impairment. This requires judgement when considering whether such evidence exists and, if so, in reliably determining the impact of such events on the estimated cash flows of the asset. During the year ended 30 September 2011, an impairment of \$35 million (2010: \$nil) was recognised in the income statement in respect of Sacombank after assessing that the decline in the market value of the investment was significant and prolonged.

iv) Financial instruments at fair value

A significant portion of financial instruments are carried on the balance sheet at fair value.

The best evidence of fair value is a quoted price in an active market. Accordingly, wherever possible, fair value is based on quoted market prices for the financial instrument.

In the event that there is no active market for the instrument, fair value is based on present value estimates or other market accepted valuation techniques. The valuation models incorporate the impact of bid/ask spread, counterparty credit spreads and other factors that would influence the fair value determined by a market participant.

The majority of valuation techniques employ only observable market data. However, for certain financial instruments, the fair value cannot be determined with reference to current market transactions or valuation techniques whose variables only include data from observable markets.

In respect of the valuation component where market observable data is not available, the fair value is determined using data derived and extrapolated from market data and tested against historic transactions and observed market trends. These valuations are based upon assumptions established by application of professional judgement to analyse the data available to support each assumption. Changing the assumptions changes the resulting estimate of fair value.

The majority of outstanding derivative positions are transacted over-the-counter and therefore need to be valued using valuation techniques. Included in the determination of the fair value of derivatives is a credit valuation adjustment to reflect the credit worthiness of the counterparty, representing the credit risk component of the overall fair value movement on a particular derivative asset. The total valuation adjustment is influenced by the mark-to-market of the derivative trades and by the movement in the market cost of credit.

v) Goodwill and indefinite life intangible assets

The carrying values of goodwill and intangible assets with indefinite lives are reviewed at each balance date and written-down to the extent that they are no longer supported by probable future benefits.

Goodwill and intangible assets with indefinite useful lives are allocated to cash-generating units (CGUs) for the purpose of impairment testing. In respect of goodwill, the CGUs are based on the operating segments of the Group. During the year the operating segments were changed from the major geographies in which the Group operates to the major divisions through which the Group operates. Goodwill has been reallocated accordingly.

Impairment testing of goodwill and indefinite life intangibles is performed annually or more frequently when there is an indication that the asset may be impaired. Impairment testing is conducted by comparing the recoverable amount of the CGU with the current carrying amount of its net assets, including goodwill and intangibles as applicable. Where the current carrying value is greater than recoverable amount, a charge for impairment is recognised in the income statement.

The most significant components of the Group's goodwill balance at 30 September 2011 relate to the New Zealand division which was \$1,720 million (Sep 2010: \$1,653 million) and Australia division which was \$1,433 million (Sep 2010: \$1,414 million).

The recoverable amount of the CGU to which each goodwill component is allocated is estimated using a market multiple approach as representative of the fair value less costs to sell of each CGU. The price earnings multiples are based on observable multiples in the respective markets in which the Group operates. The earnings are based on the current forecast earnings of the divisions. Key assumptions on which management has based its determination of fair value less costs to sell include assumptions regarding market multiples, costs to sell and forecast earnings. Changes in assumptions upon which the valuation is based could materially impact the assessment of the recoverable amount of each CGU.

As at 30 September 2011, results of the impairment testing performed did not result in any material impairment being identified.

2: Critical Estimates and Judgements Used in Applying Accounting Policies (continued)

vi) Intangible assets with finite useful lives

The carrying value of intangible assets with finite useful lives are reviewed each balance date for any indication of impairment. This assessment involves applying judgement and consideration is given to both internal and external indicators of potential impairment. The majority of the Group's intangible assets with a finite life is represented by capitalised software and intangible assets purchased as part of the acquisition of OnePath Australia Limited and OnePath (NZ) Limited.

As at 30 September 2011, the results of the impairment testing performed did not result in any material impairment being identified.

vii) Life insurance contract liabilities

Policy liabilities for life insurance contracts are computed using statistical or mathematical methods, which are expected to give approximately the same results as if an individual liability was calculated for each contract. The computations are made by suitably qualified personnel on the basis of recognised actuarial methods, with due regard to relevant actuarial principles and standards. The methodology takes into account the risks and uncertainties of the particular classes of life insurance business written. Deferred policy acquisition costs are connected with the measurement basis of life insurance liabilities and are equally sensitive to the factors that are considered in the liability measurement.

The key factors that affect the estimation of these liabilities and related assets are:

- the cost of providing the benefits and administering these insurance contracts;
- mortality and morbidity experience on life insurance products, including enhancements to policyholder benefits;
- discontinuance experience, which affects the Company's ability to recover the cost of acquiring new business over the lives of the contracts; and
- the amounts credited to policyholders' accounts compared to the returns on invested assets through asset-liability management and strategic and tactical asset allocation.

In addition, factors such as regulation, competition, interest rates, taxes and general economic conditions affect the level of these liabilities.

The total value of policy liabilities for life insurance contracts have been appropriately calculated in accordance with these principles.

viii) Taxation

Significant judgement is required in determining provisions held in respect of uncertain tax positions. The Group estimates its tax liabilities based on its understanding of the relevant law in each of the countries in which it operates.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

3: Income

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Interest income				
Other financial institutions	221	185	168	159
Trading securities	1,481	1,525	1,166	1,249
Available-for-sale assets	570	535	481	404
Loans and advances and acceptances	27,614	23,950	22,716	19,228
Other	482	413	298	211
	30,368	26,608	24,829	21,251
Controlled entities	-	-	2,168	1,671
Total interest income	30,368	26,608	26,997	22,922
Interest income is analysed by types of financial assets as follows				
Financial assets not at fair value through profit or loss	28,872	25,066	25,822	21,662
Trading securities	1,481	1,525	1,166	1,249
Financial assets designated at fair value through profit or loss	15	17	9	11
	30,368	26,608	26,997	22,922
i) Fee and commission income				
Lending fees ¹	652	634	583	574
Non-lending fees and commissions	2,053	1,967	1,511	1,435
	2,705	2,601	2,094	2,009
Controlled entities	-	-	651	424
Total fee and commission income	2,705	2,601	2,745	2,433
Fee and commission expense ²	(314)	(277)	(236)	(200)
Net fee and commission income	2,391	2,324	2,509	2,233
ii) Other income				
Net foreign exchange earnings	817	747	528	458
Net gains from trading securities and derivatives ³	295	319	280	366
Credit risk on derivatives	21	35	19	39
Fair value impairment for investment in OnePath Australia and OnePath NZ	-	(217)	-	-
Movements on financial instruments measured at fair value through profit or loss ⁴	(167)	(202)	(87)	(203)
Dividends received from controlled entities ⁵	-	-	941	1,490
Brokerage income	61	70	-	-
NZ managed funds impacts	61	4	-	-
Write-down of assets in non-continuing business	(13)	(12)	(13)	(12)
Write-back of investment in Saigon Securities Inc.	-	25	-	25
Write-down of investment in Sacombank	(35)	-	(35)	-
Private equity and infrastructure earnings	26	43	26	43
Profit on sale of property	24	2	-	-
Other	127	153	(40)	(3)
Total other income	1,217	967	1,619	2,203
Other operating income	3,608	3,291	4,128	4,436
iii) Net funds management and insurance income				
Funds management income	868	730	101	85
Investment income	(511)	1,165	-	-
Insurance premium income	1,184	847	33	28
Commission income (expense)	(490)	(358)	49	51
Claims	(548)	(414)	-	-
Changes in policy liabilities	854	(836)	-	-
Elimination of treasury share gain	48	(35)	-	-
Total net funds management and insurance income	1,405	1,099	183	164
Total other operating income	5,013	4,390	4,311	4,600
Share of joint venture profit from OnePath Australia and OnePath NZ	-	33	-	-
Share of associates' profit	436	400	-	-
Total share of joint venture and associates profit	436	433	-	-
Total income⁶	35,817	31,431	31,308	27,522

1. Lending fees exclude fees treated as part of the effective yield calculation and included in interest income (refer note 1 (B)).

2. Includes interchange fees paid.

3. Does not include interest income.

4. Includes fair value movements (excluding realised and accrued interest) on derivatives entered into for management of interest rate and foreign exchange risk on funding instruments, and not designated as accounting hedges, ineffective portions of cashflow hedges, and fair value movements in financial assets and liabilities designated at fair value.

The net gain on financial assets and liabilities designated at fair value was \$107 million (2010: \$251 million) for the Group and \$104 million (2010: \$253 million) for the Company.

5. Dividends received from controlled entities are subject to meeting applicable regulatory and corporate law requirements, including solvency requirements.

6. Total income includes external dividend income of \$11 million (2010: \$18 million) for the Group and \$9 million (2010: \$16 million) for the Company.

4: Expenses

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Interest expense				
Financial institutions	526	326	485	279
Deposits	12,661	9,784	10,900	8,081
Borrowing corporations' debt	101	135	-	-
Commercial paper	489	499	378	287
Loan capital, bonds and notes	4,828	4,171	4,018	3,419
Other	280	824	217	781
	18,885	15,739	15,998	12,847
Controlled entities	-	-	2,488	1,830
Total interest expense	18,885	15,739	18,486	14,677
Interest expense is analysed by types of financial liabilities as follows:				
Financial liabilities not at fair value through profit or loss	18,521	15,355	18,233	14,504
Financial liabilities designated at fair value through profit or loss	364	384	253	173
	18,885	15,739	18,486	14,677
Operating expenses				
i) Personnel				
Employee entitlements and taxes	306	259	238	184
Salaries and wages	2,971	2,639	2,332	1,885
Superannuation costs – defined benefit plans	13	14	7	9
– defined contribution plans	287	253	249	201
Equity-settled share-based payments	166	140	145	119
Temporary staff	250	215	192	165
Other	743	730	581	575
Total personnel expenses	4,736	4,250	3,744	3,138
ii) Premises				
Amortisation of leasehold improvements	49	42	30	28
Depreciation of buildings and integrals	40	37	20	17
Rent	387	365	251	240
Utilities and other outgoings	165	160	114	117
Other	44	35	38	33
Total premises expenses	685	639	453	435
iii) Computer				
Computer contractors	143	120	117	81
Data communication	125	94	83	59
Depreciation and amortisation ¹	348	297	266	248
Rentals and repairs	120	100	91	74
Software purchased	250	214	181	150
Software impairment ²	20	17	7	12
Other	35	24	7	3
Total computer expenses	1,041	866	752	627
iv) Other				
Advertising and public relations	235	252	139	151
Amortisation and impairment of other intangible assets (refer note 19)	122	95	8	3
Audit and other fees (refer note 5)	18	15	10	8
Depreciation of furniture and equipment (refer note 21)	97	91	81	75
Freight and cartage	65	62	51	48
Loss on sale and write-off of equipment	4	11	2	3
Non-lending losses, fraud and forgeries	53	67	27	40
Postage and stationery	130	130	88	92
Professional fees	274	349	235	307
Telephone	75	68	38	38
Travel	208	196	150	142
Other	132	179	455	495
Total other expenses	1,413	1,515	1,284	1,402
v) Restructuring³	148	34	23	34
Total operating expenses	8,023	7,304	6,256	5,636
Total expenses	26,908	23,043	24,742	20,313

¹ Comprises software amortisation \$249 million (2010: \$207 million) (refer note 19) and computer depreciation \$99 million (2010: \$90 million) (refer note 21). The Company comprises software amortisation \$199 million (2010: \$183 million) (refer note 19), and computer depreciation \$67 million (2010: \$65 million) (refer note 21).

² \$24 million of software impairment expense has been booked as restructuring expenses by the Group in 2011 (2010: \$68).

³ Includes \$125 million relating to costs associated with adopting a single core banking system in New Zealand.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

5: Compensation of Auditors

	Consolidated		The Company	
	2011 \$'000	2010 \$'000	2011 \$'000	2010 \$'000
KPMG Australia¹				
Audit or review of financial reports of the Company or Group entities	8,620	7,916	5,479	5,053
Audit-related services ²	3,636	2,280	2,806	1,595
Non-audit services ³	266	80	138	80
	12,522	10,276	8,423	6,728
Overseas related practices of KPMG Australia				
Audit or review of financial reports of the Company or Group entities	4,522	4,119	1,187	1,040
Audit-related services ²	808	539	454	400
Non-audit services ³	69	92	15	20
	5,399	4,750	1,656	1,460
Total compensation of auditors	17,921	15,026	10,079	8,188

Group policy allows KPMG Australia or any of its related practices to provide assurance and other audit-related services that, while outside the scope of the statutory audit, are consistent with the role of external auditor. These include regulatory and prudential reviews requested by the Company's regulators such as APRA. Any other services that are not audit or audit-related services are non-audit services. Group Policy allows certain non-audit services to be provided such as accounting advice and the provision of training, where the service would not contravene auditor independence requirements. KPMG Australia or any of its related practices may not provide services that are perceived to be in conflict with the role of auditor. These include consulting advice and subcontracting of operational activities normally undertaken by management, and engagements where the auditor may ultimately be required to express an opinion on its own work.

1. Goods and services tax inclusive.

2. Comprises prudential and regulatory services of \$3,576 million (2010: \$2,123 million), comfort letters \$0,446 million (2010: \$0,321 million) and other \$0,420 million (2010: \$0,173 million).

3. Non-audit services comprise:

Consolidated	Non-audit services	
	2011 \$'000	2010 \$'000
Collective provision review (on behalf of APRA)	101	-
Managed investment schemes distribution model review	31	-
Review script for script audit validation model and trust voting analysis models	46	-
R&D claim review	40	-
Review output from counterparty credit risk review project	26	-
Presentations	18	-
Prudential standard impact assessment	11	-
Training courses	9	-
Accounting advice	5	82
Witness branch transfer of deposit boxes	4	-
Market Risk benchmarking review	-	50
Market Risk system capability review	-	30
Overseas branch registration regulatory assistance	-	2
Review of foreign exchange process in overseas branch	-	8
Total	335	172

6: Current Income Tax Expense

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Income tax recognised in the income statement				
Tax expense/(income) comprises:				
Current tax expense/(income)	2,364	2,153	1,624	1,542
Adjustments recognised in the current year in relation to the current tax of prior years	3	(1)	3	(1)
Deferred tax expense/(income) relating to the origination and reversal of temporary differences	(58)	(56)	(206)	(129)
Total income tax expense charged in the income statement	2,309	2,096	1,421	1,412
Reconciliation of the prima facie income tax expense on pre-tax profit with the income tax expense charged in the Income statement				
Profit before income tax	7,672	6,601	5,572	5,840
Prima facie income tax expense at 30%	2,302	1,980	1,672	1,752
Tax effect of permanent differences:				
Overseas tax rate differential	(29)	5	(18)	15
Rebateable and non-assessable dividends	(5)	(5)	(282)	(447)
Profit from associates and joint venture entities	(131)	(130)	-	-
Fair value adjustment for OnePath Australia and OnePath NZ	-	65	-	-
New Zealand conduits	-	(38)	-	-
Mark-to-market (gains)/losses on fair valued investments related to associated entities	-	(2)	-	(2)
Write-down of investment in Sacombank	11	-	11	-
Write-back of investment in Saigon Securities Inc.	-	(7)	-	(7)
Impact of changes in New Zealand tax legislation	(2)	36	-	-
Offshore Banking Units	-	(7)	-	(7)
Foreign exchange translation of US hybrid loan capital	-	-	(2)	4
OnePath Australia – policyholder income and contributions tax	146	150	-	-
Non deductible RBS integration costs	4	27	4	27
Resolution of US tax matter	-	(31)	-	(31)
Withholding tax provision no longer required	(35)	-	(35)	-
Other	45	54	68	109
	2,306	2,097	1,418	1,413
Income tax (over) provided in previous years	3	(1)	3	(1)
Total income tax expense charged in the income statement	2,309	2,096	1,421	1,412
Effective tax rate	30.1%	31.8%	25.5%	24.2%
Australia	1,847	1,753	1,322	1,328
Overseas	462	343	99	84

Tax consolidation

The Company and all its wholly owned Australian resident entities are part of a tax-consolidated group under Australian taxation law. The Company is the head entity in the tax-consolidated group. Tax expense/income and deferred tax liabilities/assets arising from temporary differences of the members of the tax-consolidated group are recognised in the separate financial statements of the members of the tax-consolidated group on a 'group allocation' basis. Current tax liabilities and assets of the tax consolidated group are recognised by the Company (as head entity in the tax-consolidated group).

Due to the existence of a tax funding arrangement between the entities in the tax-consolidated group, amounts are recognised as payable to or receivable by the Company and each member of the group in relation to the tax contribution amounts paid or payable between the Company and the other members of the tax-consolidated group in accordance with the arrangement.

Members of the tax-consolidated group have also entered into a tax sharing agreement that provides for the allocation of income tax liabilities between the entities should the head entity default on its income tax payment obligations.

Taxation of Financial Arrangements 'TOFA'

The Group adopted the new tax regime for financial arrangements (TOFA) in Australia effective from 1 October 2009. The regime aims to more closely align the tax and accounting recognition and measurement of the financial arrangements within scope and their related flows. Deferred tax balances for financial arrangements that existed on adoption at 1 October 2009 will reverse over a four year period.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

7: Dividends

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Ordinary dividends¹				
Interim dividend	1,662	1,318	1,662	1,318
Final dividend	1,895	1,403	1,895	1,403
Bonus option plan adjustment	(66)	(54)	(66)	(54)
Dividend on ordinary shares	3,491	2,667	3,491	2,667

¹ Dividends are not accrued and are recorded when paid.

A final dividend of 76 cents, fully franked, is proposed to be paid on 16 December 2011 on each eligible fully paid ordinary share (2010: final dividend of 74 cents, paid 17 December 2010, fully franked). The 2011 interim dividend of 64 cents, paid 1 July 2011, was fully franked (2010: interim dividend of 52 cents, paid 1 July 2010, fully franked).

The tax rate applicable to the franking credits attached to the 2011 interim dividend and to be attached to the proposed 2011 final dividend is 30% (2010: 30%).

Dividends paid in cash or satisfied by the issue of shares under the Dividend Reinvestment Plan during the years ended 30 September 2011 and 2010 were as follows:

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Paid in cash ¹	2,124	1,660	2,124	1,660
Satisfied by share issue ²	1,367	1,007	1,367	1,007
	3,491	2,667	3,491	2,667

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Preference share dividend³				
Euro trust securities ⁴	12	11	-	-
Dividend on preference shares	12	11	-	-

¹ Refers to cash paid to shareholders who did not elect to participate in the dividend reinvestment plan or the bonus option plan.

² Includes shares issued to participating shareholders under the dividend reinvestment plan.

³ Dividends are not accrued and are recorded when paid.

⁴ Refer to note 28 for details.

Dividend franking account

The amount of franking credits available to the Company for the subsequent financial year is \$363 million (2010: \$397 million) after adjusting for franking credits that will arise from the payment of tax on Australian profits for the 2011 financial year, \$857 million of franking credits which will be utilised in franking the proposed 2011 final dividend and franking credits that may not be accessible by the Company at present.

Restrictions which limit the payment of dividends

There are presently no significant restrictions on the payment of dividends from material controlled entities to the Company. Various capital adequacy, liquidity, foreign currency controls, statutory reserve and other prudential and legal requirements must be observed by certain controlled entities and the impact of these requirements on the payment of cash dividends is monitored.

There are presently no significant restrictions on the payment of dividends by the Company, although reductions in shareholders' equity through the payment of cash dividends is monitored having regard to the following:

- There are regulatory and other legal requirements to maintain a specified capital adequacy ratio. Further, APRA has advised that a bank under its supervision must consult with it before declaring

a coupon payment or dividend on a Tier 1 or Upper Tier 2 instrument, if the bank proposes to pay coupons or dividends on Tier 1 or Upper Tier 2 instruments which exceed its after tax earnings or the level of current year profits (as defined by APRA from time to time).

- The Corporations Act 2001 (Cth) provides that the Company must not pay a dividend on any instrument unless (i) it has sufficient net assets for the payment, (ii) the payment is fair and reasonable to the Company's shareholders as a whole, and (iii) the payment does not materially prejudice the Company's ability to pay its creditors.
- The Company may not pay a dividend if to do so would result in the Company becoming, or likely to become, insolvent or if APRA directs not to do so.
- If any dividend, interest or redemption payments or other distributions are not paid on the scheduled payment date, or shares or other qualifying Tier 1 securities are not issued on the applicable conversion or redemption dates, on the Group's Euro Trust Securities, US Trust Securities, UK Stapled Securities or ANZ Convertible Preference Shares in accordance with their terms, the Group may be restricted from declaring or paying any dividends or other distributions on Tier 1 securities including ANZ ordinary shares and preference shares. This restriction is subject to a number of exceptions.

7: Dividends (continued)

Dividend Reinvestment Plan

During the year ended 30 September 2011, 31,506,936 ordinary shares were issued at \$22.60 per share and 30,178,811 ordinary shares at \$21.69 per share to participating shareholders under the dividend reinvestment plan (2010: 22,970,973 ordinary shares at \$21.75 per share, and 23,779,667 ordinary shares at \$21.32 per share). All eligible shareholders can elect to participate in the dividend reinvestment plan.

For the 2011 final dividend, a discount of 1.5% will be applied when calculating the 'Acquisition Price' used in determining the number of ordinary shares to be provided under the Dividend Reinvestment Plan and Bonus Option Plan terms and conditions, and the 'Pricing Period' under the Dividend Reinvestment Plan and Bonus Option Plan terms and conditions will be the seven trading days commencing on 18 November 2011 (unless otherwise determined by the Directors and announced on the ASX).

Bonus Option Plan

The amount paid in dividends during the year has been reduced as a result of certain eligible shareholders participating in the bonus option plan and foregoing all or part of their right to dividends. These shareholders were issued ordinary shares under the Bonus Option Plan.

During the year ended 30 September 2011, 3,013,239 ordinary shares were issued under the Bonus Option Plan (2010: 2,481,103 ordinary shares). For the 2011 final dividend, details of the discount that will be applied when calculating the 'Acquisition Price' and of the 'Pricing Period', in respect of the Bonus Option Plan are set out above in the section relating to the Dividend Reinvestment Plan.

8: Earnings per Ordinary Share

	Consolidated	
	2011 \$m	2010 \$m
Basic earnings per share (cents)	208.2	178.9
Earnings reconciliation (\$millions)		
Profit for the period	5,363	4,505
Less: profit attributable to non-controlling interests	8	4
Less: preference share dividend paid	12	11
Earnings used in calculating basic earnings per share	5,343	4,490
Weighted average number of ordinary shares (net of Treasury shares) (millions)	2,565.9	2,509.3
Diluted earnings per share (cents)	198.8	174.6
Earnings reconciliation (\$millions)		
Earnings used in calculating basic earnings per share	5,343	4,490
Add: US Trust Securities interest expense	28	35
Add: UK Stapled Securities interest expense	46	51
Add: ANZ Convertible Preference Shares interest expense	168	134
Earnings used in calculating diluted earnings per share	5,585	4,710
Weighted average number of ordinary shares (net of Treasury shares) (millions)		
Used in calculating basic earnings per share	2,565.9	2,509.3
Add: weighted average number of options/rights potentially convertible to ordinary shares	4.5	4.8
weighted average number of convertible US Trust Securities	41.6	37.2
weighted average number of convertible UK Stapled Securities	38.9	32.8
weighted average number of ANZ Convertible Preference Shares	158.7	112.9
Used in calculating diluted earnings per share	2,809.6	2,697.0

The weighted average number of converted and lapsed options, weighted with reference to the date of conversion or lapse, and included in the calculation of diluted earnings per share is approximately 1 million (2010: approximately 1 million).

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

9: Liquid Assets

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Coins, notes and cash at bank	2,805	2,793	958	1,082
Money at call, bills receivable and remittances in transit	12,769	4,473	11,539	3,825
Other banks' certificates of deposit	3,377	4,152	2,149	3,613
Securities purchased under agreements to resell in less than three months	5,948	7,527	5,909	7,527
Total liquid assets	24,899	18,945	20,555	16,047
Maturity analysis based on original term to maturity				
Less than three months	23,400	15,748	19,072	13,342
More than three months	1,499	3,197	1,483	2,705
Total liquid assets	24,899	18,945	20,555	16,047

10: Due from Other Financial Institutions

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Maturity analysis based on original term to maturity				
Less than three months	6,621	4,862	4,579	3,592
More than three months	2,203	619	1,759	544
Total due from other financial institutions	8,824	5,481	6,338	4,136

11: Trading Securities

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Listed				
Local, semi-government and other government securities	115	-	115	-
Other securities and equity securities	31	48	31	26
	146	48	146	26
Unlisted				
Commonwealth securities	4,505	3,649	4,505	3,647
Local, semi-government and other government securities	13,448	8,182	8,764	5,195
ANZ accepted bills ¹	-	6,035	-	6,035
Other securities and equity securities	17,975	15,601	14,952	13,402
	35,928	33,467	28,221	28,279
Total trading securities	36,074	33,515	28,367	28,305

¹ In 2011 the Group ceased re-discounting Commercial Bill acceptances.

12: Derivative Financial Instruments

Derivative financial instruments are contracts whose value is derived from one or more underlying variables or indices, require little or no initial net investment and are settled at a future date. Derivatives include contracts traded on registered exchanges and contracts agreed between counterparties. The use of derivatives and their sale to customers as risk management products is an integral part of the Group's trading and sales activities. Derivatives are also used to manage the Group's own exposure to fluctuations in exchange and interest rates as part of its asset and liability management activities.

Derivative financial instruments are subject to market and credit risk and these risks are managed in a consistent manner to risks arising on other financial instruments.

Types of derivative financial instruments

The Group transacts principally in foreign exchange, interest rate, commodity and credit derivative contracts. The principal types of derivative contracts include swaps, forwards, futures and options contracts and agreements, as detailed in the table below.

Derivatives, except for those that are specifically designated as effective hedging instruments, are classified as held for trading. The held for trading classification includes two categories of derivative financial instruments: those held as trading positions and those used in the Group's balance sheet risk management activities.

Trading positions

Trading positions consist of both sales to customers and market making activities. Sales to customers include the structuring and marketing of derivative products to customers which enable them to manage their own risks. Market making activities consist of derivatives entered into principally for the purpose of generating profits from short-term fluctuations in price or margins. Positions may be traded actively or held over a period of time to benefit from expected changes in market rates.

Gains or losses, including any current period interest, from the change in fair value of trading positions are recognised in the income statement as 'other income' in the period in which they occur.

Balance sheet risk management

The Group designates balance sheet risk management derivatives into hedging relationships in order to minimise income statement volatility. This volatility is created by differences in the timing of recognition of gains and losses between the derivative and the hedged item. Hedge accounting is not applied to all balance sheet risk management positions.

Gains or losses from the change in fair value of balance sheet risk management derivatives that form part of an effective hedging relationship are recognised in the income statement based on the hedging relationship. Any ineffectiveness is recognised in the income statement as 'other income' in the period in which it occurs.

Gains or losses, excluding any current period interest, from the change in fair value of balance sheet risk management positions that are not designated into hedging relationships are recognised in the income statement as 'other income' in the period in which they occur. Current period interest is included in interest income and expense.

The tables on the following pages provide an overview of the Group's and the Company's foreign exchange, interest rate, commodity and credit derivatives. They include all trading and balance sheet risk management contracts. Notional principal amounts measure the amount of the underlying physical or financial commodity and represent the volume of outstanding transactions. They are not a measure of the risk associated with a derivative. The derivative instruments become favourable (assets) or unfavourable (liabilities) as a result of fluctuations in market rates relative to their terms. The aggregate notional amount of derivative financial instruments on hand, the extent to which instruments are favourable or unfavourable, and as a consequence the aggregate fair values of derivative financial assets and liabilities, can fluctuate significantly from time to time. The fair values of derivative instruments held and their notional principal amounts are set out below.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

12: Derivative Financial Instruments (continued)

Consolidated at 30 September 2011	Notional Principal Amount \$m	Fair Value									
		Trading		Hedging						Total fair value of derivatives	
		Assets \$m	Liabilities \$m	Fair value		Cash flow		Net investment		Assets \$m	Liabilities \$m
				Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m
Foreign exchange contracts											
Spot and forward contracts	328,740	10,657	(8,940)	-	-	-	-	1	-	10,658	(8,940)
Swap agreements	223,074	15,536	(16,034)	289	(114)	-	-	12	-	15,837	(16,148)
Futures contracts	886	812	(949)	-	-	-	-	-	-	812	(949)
Options purchased	57,053	1,318	-	-	-	-	-	-	-	1,318	-
Options sold	60,182	-	(1,290)	-	-	-	-	-	-	-	(1,290)
	669,935	28,323	(27,213)	289	(114)	-	-	13	-	28,625	(27,327)
Commodity contracts											
Derivative contracts	25,916	1,885	(1,386)	-	-	-	-	-	-	1,885	(1,386)
Interest rate contracts											
Forward rate agreements	155,215	34	(29)	-	-	1	(1)	-	-	35	(30)
Swap agreements	1,478,261	22,621	(22,356)	1,525	(417)	893	(612)	-	-	25,039	(23,385)
Futures contracts	86,253	1,029	(1,011)	-	-	3	(13)	-	-	1,032	(1,024)
Options purchased	43,926	611	-	-	-	-	-	-	-	611	-
Options sold	40,221	-	(765)	-	-	-	-	-	-	-	(765)
	1,803,876	24,295	(24,161)	1,525	(417)	897	(626)	-	-	26,717	(25,204)
Credit default swaps											
Structured credit derivatives purchased ¹	8,976	609	-	-	-	-	-	-	-	609	-
Other credit derivatives purchased	15,641	781	(29)	-	-	-	-	-	-	781	(29)
Total credit derivatives purchased	24,617	1,390	(29)	-	-	-	-	-	-	1,390	(29)
Structured credit derivatives sold	8,475	-	(788)	-	-	-	-	-	-	-	(788)
Other credit derivatives sold	14,867	24	(556)	-	-	-	-	-	-	24	(556)
Total credit derivatives sold	23,342	24	(1,344)	-	-	-	-	-	-	24	(1,344)
	47,959	1,414	(1,373)	-	-	-	-	-	-	1,414	(1,373)
Collateral	-	(4,523)	5,202	-	-	-	-	-	-	(4,523)	5,202
Total	2,547,686	51,394	(48,931)	1,814	(531)	897	(626)	13	-	54,118	(50,088)

¹ Inclusive of credit valuation adjustment.

12: Derivative Financial Instruments (continued)

Consolidated at 30 September 2010	Notional Principal Amount \$m	Fair Value								Total fair value of derivatives	
		Trading		Fair value		Hedging		Net investment			
		Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m
Foreign exchange contracts											
Spot and forward contracts	244,322	5,616	(7,304)	-	-	-	-	2	-	5,618	(7,304)
Swap agreements	210,038	10,843	(15,455)	375	(140)	-	-	164	-	11,382	(15,595)
Futures contracts	739	93	(148)	-	-	-	-	-	-	93	(148)
Options purchased	7,594	323	-	-	-	-	-	-	-	323	-
Options sold	12,701	-	(343)	-	-	-	-	-	-	-	(343)
	475,394	16,875	(23,250)	375	(140)	-	-	166	-	17,416	(23,390)
Commodity contracts											
Derivative contracts	20,995	1,381	(1,409)	-	-	-	-	-	-	1,381	(1,409)
Interest rate contracts											
Forward rate agreements	108,534	17	(15)	-	-	1	-	-	-	18	(15)
Swap agreements	1,159,637	16,984	(16,654)	1,535	(486)	507	(491)	-	-	19,026	(17,631)
Futures contracts	148,600	1,576	(1,595)	-	-	8	(17)	-	-	1,584	(1,612)
Options purchased	37,497	268	-	-	-	-	-	-	-	268	-
Options sold	32,292	-	(329)	-	-	-	-	-	-	-	(329)
	1,486,560	18,845	(18,593)	1,535	(486)	516	(508)	-	-	20,896	(19,587)
Credit default swaps											
Structured credit derivatives purchased ¹	10,213	449	-	-	-	-	-	-	-	449	-
Other credit derivatives purchased	14,326	111	(126)	-	-	-	-	-	-	111	(126)
Total credit derivatives purchased	24,539	560	(126)	-	-	-	-	-	-	560	(126)
Structured credit derivatives sold	8,697	-	(624)	-	-	-	-	-	-	-	(624)
Other credit derivatives sold	11,500	112	(99)	-	-	-	-	-	-	112	(99)
Total credit derivatives sold	20,197	112	(723)	-	-	-	-	-	-	112	(723)
	44,736	672	(849)	-	-	-	-	-	-	672	(849)
Collateral	-	(2,544)	8,018	-	-	-	-	-	-	(2,544)	8,018
Total	2,027,685	35,229	(36,083)	1,910	(626)	516	(508)	166	-	37,821	(37,217)

¹ Inclusive of credit valuation adjustment.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

12: Derivative Financial Instruments (continued)

The Company at 30 September 2011	Notional Principal Amount \$m	Fair Value									
		Trading		Fair value				Hedging		Total fair value of derivatives	
		Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m	Cash flow Assets \$m	Liabilities \$m	Net investment Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m
Foreign exchange contracts											
Spot and forward contracts	326,868	9,748	(8,718)	-	-	-	-	-	-	9,748	(8,718)
Swap agreements	196,031	14,758	(14,375)	286	(114)	-	-	12	-	15,056	(14,489)
Futures contracts	886	812	(949)	-	-	-	-	-	-	812	(949)
Options purchased	57,706	1,299	-	-	-	-	-	-	-	1,299	-
Options sold	60,790	-	(1,267)	-	-	-	-	-	-	-	(1,267)
	642,281	26,617	(25,309)	286	(114)	-	-	12	-	26,915	(25,423)
Commodity contracts											
Derivative contracts	25,874	1,881	(1,382)	-	-	-	-	-	-	1,881	(1,382)
Interest rate contracts											
Forward rate agreements	98,700	24	(20)	-	-	1	(1)	-	-	25	(21)
Swap agreements	1,125,305	17,889	(18,119)	1,304	(117)	677	(557)	-	-	19,870	(18,793)
Futures contracts	65,610	1,015	(1,004)	-	-	3	(6)	-	-	1,018	(1,010)
Options purchased	41,321	598	-	-	-	-	-	-	-	598	-
Options sold	37,238	-	(745)	-	-	-	-	-	-	-	(745)
	1,368,174	19,526	(19,888)	1,304	(117)	681	(564)	-	-	21,511	(20,569)
Credit default swaps											
Structured credit derivatives purchased ¹	8,976	609	-	-	-	-	-	-	-	609	-
Other credit derivatives purchased	15,641	781	(29)	-	-	-	-	-	-	781	(29)
Total credit derivatives purchased	24,617	1,390	(29)	-	-	-	-	-	-	1,390	(29)
Structured credit derivatives sold	8,475	-	(788)	-	-	-	-	-	-	-	(788)
Other credit derivatives sold	14,867	24	(556)	-	-	-	-	-	-	24	(556)
Total credit derivatives sold	23,342	24	(1,344)	-	-	-	-	-	-	24	(1,344)
	47,959	1,414	(1,373)	-	-	-	-	-	-	1,414	(1,373)
Collateral	-	(3,365)	4,460	-	-	-	-	-	-	(3,365)	4,460
Total	2,084,288	46,073	(43,492)	1,590	(231)	681	(564)	12	-	48,356	(44,287)

¹ Inclusive of credit valuation adjustment.

12: Derivative Financial Instruments (continued)

The Company at 30 September 2010	Notional Principal Amount \$m	Fair Value									
		Trading		Hedging						Total fair value of derivatives	
		Assets \$m	Liabilities \$m	Fair value		Cash flow		Net investment		Assets \$m	Liabilities \$m
				Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m	Assets \$m	Liabilities \$m
Foreign exchange contracts											
Spot and forward contracts	276,490	5,747	(7,032)	-	-	-	-	-	-	5,747	(7,032)
Swap agreements	202,757	11,780	(16,904)	373	(140)	-	-	164	-	12,317	(17,044)
Futures contracts	739	93	(148)	-	-	-	-	-	-	93	(148)
Options purchased	7,435	319	-	-	-	-	-	-	-	319	-
Options sold	12,909	-	(332)	-	-	-	-	-	-	-	(332)
	500,330	17,939	(24,416)	373	(140)	-	-	164	-	18,476	(24,556)
Commodity contracts											
Derivative contracts	20,969	1,381	(1,409)	-	-	-	-	-	-	1,381	(1,409)
Interest rate contracts											
Forward rate agreements	80,014	13	(11)	-	-	1	-	-	-	14	(11)
Swap agreements	943,720	12,509	(12,434)	1,233	(119)	334	(432)	-	-	14,076	(12,985)
Futures contracts	124,457	1,574	(1,579)	-	-	8	(7)	-	-	1,582	(1,586)
Options purchased	37,247	258	-	-	-	-	-	-	-	258	-
Options sold	30,428	-	(323)	-	-	-	-	-	-	-	(323)
	1,215,866	14,354	(14,347)	1,233	(119)	343	(439)	-	-	15,930	(14,905)
Credit default swaps											
Structured credit derivatives purchased ¹	10,213	449	-	-	-	-	-	-	-	449	-
Other credit derivatives purchased	14,321	111	(126)	-	-	-	-	-	-	111	(126)
Total credit derivatives purchased	24,534	560	(126)	-	-	-	-	-	-	560	(126)
Structured credit derivatives sold	8,697	-	(624)	-	-	-	-	-	-	-	(624)
Other credit derivatives sold	11,500	112	(99)	-	-	-	-	-	-	112	(99)
Total credit derivatives sold	20,197	112	(723)	-	-	-	-	-	-	112	(723)
	44,731	672	(849)	-	-	-	-	-	-	672	(849)
Collateral	-	(2,268)	7,072	-	-	-	-	-	-	(2,268)	7,072
Total	1,781,896	32,078	(33,949)	1,606	(259)	343	(439)	164	-	34,191	(34,647)

¹ Inclusive of credit valuation adjustment.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

12: Derivative Financial Instruments (continued)

Hedging relationships

There are three types of hedging relationships: fair value hedges, cash flow hedges and hedges of a net investment in a foreign operation. Each type of hedging has specific requirements when accounting for the fair value changes in the hedging relationship. For details on the accounting treatment of each type of hedging relationship refer to note 1.

Fair value hedges

The risk being hedged in a fair value hedge is a change in the fair value of an asset or liability or unrecognised firm commitment that may affect the income statement. Changes in fair value might arise through changes in interest rates or foreign exchange rates. The Group's fair value hedges principally consist of interest rate swaps and foreign currency swaps that are used to protect against changes in the fair value of fixed-rate long-term financial instruments due to movements in market interest rates and exchange rates.

The application of fair value hedge accounting results in the fair value adjustment on the hedged item attributable to the hedged risk being recognised in the income statement at the same time the hedging instrument impacts the income statement. If a hedging relationship is terminated, the fair value adjustment to the hedged item continues to be recognised as part of the carrying amount of the item or group of items and is amortised to the income statement as a part of the effective yield over the period to maturity. Where the hedged item is derecognised from the Group's balance sheet, the fair value adjustment is included in the income statement as 'other income' as a part of the gain or loss on disposal.

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Gain/(loss) arising from fair value hedges				
Hedged item (attributable to the hedged risk only)	(15)	(662)	(43)	(291)
Hedging instrument	19	668	43	299

Cash flow hedges

The risk being hedged in a cash flow hedge is the potential variability in future cash flows that may affect the income statement. Variability in the future cash flows may result from changes in interest rates or exchange rates affecting recognised financial assets and liabilities and highly probable forecast transactions. The Group's cash flow hedges consist principally of interest rate swaps, forward rate agreements and foreign currency swaps that are used to protect against exposures to variability in future cash flows on non-trading assets and liabilities which bear interest at variable rates or which are expected to be refunded or reinvested in the future. The Group primarily applies cash flow hedge accounting to its variable rate loan assets, variable rate liabilities and short-term re-issuances of fixed rate customer and wholesale deposit liabilities. The amounts and timing of future cash flows, representing both principal and interest flows, are projected for each portfolio of financial assets and liabilities on the basis of their forecast repricing profile. This forms the basis for identifying gains and losses on the effective portions of derivatives designated as cash flow hedges.

The effective portion of changes in the fair value of derivatives qualifying and designated as cash flow hedges is deferred to the hedging reserve which forms part of shareholders' equity. Amounts deferred in equity are recognised in the income statement in the period during which the hedged forecast transactions take place. The ineffective portion of a designated cashflow hedge relationship is recognised immediately in the income statement. The schedule below shows the movements in the hedging reserve:

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Balance at start of year	11	(90)	(73)	(109)
Items recorded in net interest income	(9)	(54)	(12)	(69)
Tax effect of items recorded in the income statement	3	21	4	21
Valuation gain taken to other comprehensive income	230	187	183	121
Tax effect of net gain on cash flow hedges	(66)	(53)	(55)	(37)
Closing balance	169	11	47	(73)

The table below shows the breakdown of the hedging reserve attributable to each type of cash flow hedging relationship:

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Variable rate assets	614	265	445	65
Variable rate liabilities	(188)	(106)	(163)	(70)
Re-issuances of short-term fixed rate liabilities	(257)	(148)	(235)	(68)
Total hedging reserve	169	11	47	(73)

12: Derivative Financial Instruments (continued)

The mechanics of a cashflow hedge results in the gain (or loss) in the hedging reserve being released into the income statement at the same time that the corresponding loss (or gain) attributable to the hedged item impacts the income statement. It will not necessarily be released to the income statement uniformly over the period of the hedging relationship as the fair value of the derivative is driven by changes in market rates over the term of the instrument. As market rates do not always move uniformly across all time periods, a change in market rates may drive more value in one forecast period than another, which impacts when the hedging reserve balance is released to the income statement.

All underlying hedged cash flows are expected to be recognised in the income statement in the period in which they occur which is anticipated to take place over the next 0–10 years (2010: 0–10 years).

All gains and losses associated with the ineffective portion of the hedging derivatives are recognised immediately as 'other income' in the income statement. Ineffectiveness recognised in the income statement in respect of cash flow hedges amounted to a \$9 million loss for the Group (2010: nil) and a \$9 million loss for the Company (2010: \$1 million loss).

Hedges of net investments in foreign operations

In a hedge of a net investment in a foreign operation, the risk being hedged is the exposure to exchange rate differences arising on consolidation of foreign operations with a functional currency other than the Australian Dollar. Hedging is undertaken using foreign exchange derivative contracts or by financing with borrowings in the same currency as the foreign functional currency involved.

Ineffectiveness arising from hedges of net investments in foreign operations and recognised as 'other income' in the income statement amounted to \$3 million gain (2010: \$1 million gain).

13: Available-for-sale Assets

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Listed				
Other government securities	2,223	3,501	1,755	3,127
Other securities and equity investments	3,065	2,040	2,791	1,715
Total Listed	5,288	5,541	4,546	4,842
Unlisted				
Local and semi-government securities	4,219	3,621	2,946	3,552
Other government securities	7,517	5,217	6,657	3,705
Other securities and equity investments	4,885	5,908	4,513	4,419
Loans and advances	355	455	355	455
Total unlisted	16,976	15,201	14,471	12,131
Total available-for-sale assets	22,264	20,742	19,017	16,973

An impairment loss of \$78 million was recognised in the Income Statement (2010: \$21 million). This includes impairment of \$37 million (2010: \$21 million) on assets previously reclassified from available-for-sale into loans and advances at amortised cost (refer note 16) and impairment on Sacombank of \$35 million.

In May 2011, the Group reclassified syndicated loans of \$236 million from available-for-sale into loans and advances measured at amortised cost as it is now the Group's intention to hold these assets for the foreseeable future. The available-for-sale reserve at that date was insignificant.

Available-for-sale by maturities at 30 September 2011

	Less than 3 months \$m	Between 3 and 12 months \$m	Between 1 and 5 years \$m	Between 5 and 10 years \$m	After 10 years \$m	No maturity specified \$m	Total fair value \$m
Local and semi government securities	3,397	764	24	2	32	–	4,219
Other government securities	7,471	1,551	628	31	59	–	9,740
Other securities and equity investments	2,491	2,256	1,634	298	736	535	7,950
Loans and advances	–	–	100	255	–	–	355
Total available-for-sale assets	13,359	4,571	2,386	586	827	535	22,264

Available-for-sale by maturities at 30 September 2010

	Less than 3 months \$m	Between 3 and 12 months \$m	Between 1 and 5 years \$m	Between 5 and 10 years \$m	After 10 years \$m	No maturity specified \$m	Total fair value \$m
Local and semi government securities	3,113	448	42	4	14	–	3,621
Other government securities	5,075	2,605	1,027	8	3	–	8,718
Other securities and equity investments	3,202	1,994	1,897	203	163	489	7,948
Loans and advances	–	99	98	–	258	–	455
Total available-for-sale assets	11,390	5,146	3,064	215	438	489	20,742

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

14: Net Loans and Advances

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Overdrafts	8,133	8,671	6,626	6,323
Credit card outstandings	11,189	10,618	9,662	9,107
Term loans – housing	215,382	202,658	179,992	167,931
Term loans – non-housing	136,388	122,584	101,767	89,436
Hire purchase	9,968	10,351	9,481	9,973
Lease receivables	2,084	1,891	1,452	1,228
Commercial bills ¹	18,334	432	18,228	432
Other	1,319	1,382	1,083	1,108
Total gross loans and advances	402,797	358,587	328,291	285,538
Less: Provision for credit impairment (refer note 16)	(4,873)	(5,028)	(3,646)	(3,659)
Less: Unearned income	(2,216)	(2,262)	(1,961)	(2,006)
Add: Capitalised brokerage/mortgage origination fees	629	600	602	566
	(6,460)	(6,690)	(5,005)	(5,099)
Net loans and advances	396,337	351,897	323,286	280,439
Lease receivables				
a) Finance lease receivables				
Gross finance lease receivables				
Less than 1 year	507	478	395	381
1 to 5 years	838	822	576	527
Later than 5 years	260	314	39	95
Less: unearned future finance income on finance leases	(84)	(107)	(59)	(83)
Net investment in finance lease receivables	1,521	1,507	951	920
b) Operating lease receivables				
Gross operating lease receivables				
Less than 1 year	71	60	58	50
1 to 5 years	408	207	384	165
Later than 5 years	–	10	–	10
Total operating lease receivables	479	277	442	225
Net lease receivables	2,000	1,784	1,393	1,145
Present value of net investment in finance lease receivables				
Less than 1 year	491	458	389	371
1 to 5 years	791	770	527	467
Later than 5 years	239	279	35	82
	1,521	1,507	951	920
Hire purchase receivables				
Less than 1 year	3,310	3,618	3,132	3,456
1 to 5 years	6,577	6,665	6,268	6,449
Later than 5 years	81	68	81	68
	9,968	10,351	9,481	9,973

¹ In 2011 the Group ceased re-discounting Commercial bill acceptances. This has impacted balance sheet classifications as there is no intention to trade the Commercial bills as negotiable instruments.

15: Impaired Financial Assets

Presented below is a summary of impaired financial assets that are measured on the balance sheet at amortised cost. For these items, impairment losses are recorded through the provision for credit impairment. This contrasts to financial assets carried on the balance sheet at fair value, for which any impairment loss is recognised as a component of the overall fair value.

Detailed information on impaired financial assets is provided in note 33 Financial Risk Management.

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Summary of impaired financial assets				
Impaired loans	4,650	6,075	3,037	4,287
Restructured items ¹	700	141	684	134
Non-performing commitments and contingencies	231	345	211	321
Gross impaired financial assets	5,581	6,561	3,932	4,742
Individual provisions				
Impaired loans	(1,687)	(1,849)	(1,143)	(1,253)
Non-performing commitments and contingencies	(10)	(26)	(6)	(20)
Net impaired financial assets	3,884	4,686	2,783	3,469
Accruing loans past due 90 days or more²				
These amounts are not classified as impaired assets as they are either 90 days or more past due and well secured, or are portfolio managed facilities that can be held on an accrual basis for up to 180 days past due	1,834	1,555	1,510	1,229

¹ Restructured items are facilities in which the original contractual terms have been modified for reasons related to the financial difficulties of the customer. Restructuring may consist of reduction of interest, principal or other payments legally due, or an extension in maturity materially beyond those typically offered to new facilities with similar risk.

² Includes unsecured credit card and personal loans 90 day past due accounts which are allowed by APRA to be retained on a performing basis for up to 180 days past due amounting to \$137 million (2010: \$139 million) for the Group and \$196 million (2010: \$110 million) for the Company.

16: Provision for Credit Impairment

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Provision movement analysis				
New and increased provisions				
Australia	1,362	1,620	1,347	1,612
New Zealand	459	559	15	16
Asia Pacific, Europe & America	212	171	80	80
	2,033	2,350	1,442	1,708
Provision releases	(613)	(437)	(402)	(254)
	1,420	1,913	1,040	1,454
Recoveries of amounts previously written off	(227)	(143)	(203)	(111)
Individual provision charge	1,193	1,770	837	1,343
Impairment on available-for-sale assets	37	21	37	21
Collective provision charge/(credit)	7	(4)	120	5
Charge to income statement	1,237	1,787	994	1,369

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

16: Provision for Credit Impairment (continued)

Movement in provision for credit impairment by financial asset class

Consolidated	Liquid assets and due from other financial institutions		Net loans and advances and acceptances		Other financial assets		Credit related commitments ¹		Total provisions	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Collective provision										
Balance at start of year	-	-	2,577	2,552	-	-	576	448	3,153	3,000
Adjustment for exchange rate fluctuations and transfers	-	-	13	(68)	-	-	3	(15)	16	(83)
Provision acquired	-	-	-	97	-	-	-	143	-	240
Charge/(credit) to income statement	-	-	14	(4)	-	-	(7)	-	7	(4)
Total collective provision	-	-	2,604	2,577	-	-	572	576	3,176	3,153
Individual provision										
Balance at start of year	-	-	1,849	1,512	-	-	26	14	1,875	1,526
Charge/(credit) to income statement	-	-	1,209	1,758	-	-	(16)	12	1,193	1,770
Adjustment for exchange rate fluctuations and transfers	-	-	8	(100)	-	-	-	-	8	(100)
Provision acquired	-	-	-	394	-	-	-	-	-	394
Discount unwind	-	-	(185)	(165)	-	-	-	-	(185)	(165)
Bad debts written off	-	-	(1,421)	(1,693)	-	-	-	-	(1,421)	(1,693)
Recoveries of amounts previously written off	-	-	227	143	-	-	-	-	227	143
Total individual provision	-	-	1,687	1,849	-	-	10	26	1,697	1,875
Total provision for credit impairment	-	-	4,291	4,426	-	-	582	602	4,873	5,028

1. Comprises undrawn facilities and customer contingent liabilities.

The table below contains a detailed analysis of the movements in individual provision for net loans and advances and acceptances.

Consolidated	Australia		APEA		Institutional		New Zealand		Other		Less: Institutional APEA		Net loans and advances and acceptances	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Individual provision														
Balance at start of year	459	403	429	75	631	701	435	350	25	22	(130)	(39)	1,849	1,512
Charge/(credit) to income statement	668	579	91	132	198	772	258	356	30	(24)	(36)	(57)	1,209	1,758
Provisions acquired/disposed	-	55	-	339	-	59	-	-	-	-	-	(59)	-	394
Adjustment for exchange rate fluctuations	-	-	(4)	(59)	14	(54)	12	(30)	(8)	35	(6)	8	8	(100)
Discount unwind	(26)	(22)	(3)	(5)	(98)	(97)	(61)	(46)	-	-	3	5	(185)	(165)
Bad debts written off	(615)	(640)	(159)	(73)	(383)	(780)	(263)	(211)	(24)	(3)	23	14	(1,421)	(1,693)
Recoveries of amounts previously written off	79	84	34	20	94	30	17	16	4	(5)	(1)	(2)	227	143
Total individual provision	565	459	388	429	456	631	398	435	27	25	(147)	(130)	1,687	1,849

Ratios (as a percentage of total gross loans, advances and acceptances)	Consolidated	
	2011 %	2010 %
Individual provision	0.4	0.5
Collective provision	0.8	0.9
Bad debts written off	0.4	0.5

16: Provision for Credit Impairment (continued)

Movement in provision for credit impairment by financial asset class (continued)

The Company	Liquid assets and due from other financial institutions		Net loans and advances and acceptances		Other financial assets		Credit related commitments ¹		Total provisions	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Collective provision										
Balance at start of year	-	-	1,950	1,886	-	-	436	352	2,386	2,238
Adjustment for exchange rate fluctuations and transfers	-	-	(8)	(24)	-	-	(2)	(5)	(10)	(29)
Provision acquired	-	-	-	84	-	-	-	88	-	172
Charge/(credit) to income statement	-	-	100	4	-	-	20	1	120	5
Total collective provision	-	-	2,042	1,950	-	-	454	436	2,496	2,386
Individual provision										
Balance at start of year	-	-	1,253	1,050	-	-	20	12	1,273	1,062
Charge/(credit) to income statement	-	-	851	1,336	-	-	(14)	7	837	1,343
Adjustment for exchange rate fluctuations and transfers	-	-	(3)	(52)	-	-	-	1	(3)	(51)
Provision acquired	-	-	-	333	-	-	-	-	-	333
Discount unwind	-	-	(123)	(115)	-	-	-	-	(123)	(115)
Bad debts written off	-	-	(1,037)	(1,410)	-	-	-	-	(1,037)	(1,410)
Recoveries of amounts previously written off	-	-	203	111	-	-	-	-	203	111
Total individual provision	-	-	1,144	1,253	-	-	6	20	1,150	1,273
Total provision for credit impairment	-	-	3,186	3,203	-	-	460	456	3,646	3,659

1. Comprises undrawn facilities and customer contingent liabilities.

	The Company	
	2011 %	2010 %
Ratios (as a percentage of total gross loans, advances and acceptances)		
Individual provision	0.4	0.4
Collective provision	0.8	0.8
Bad debts written off	0.3	0.5

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

17: Shares in Controlled Entities and Associates

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Total shares in controlled entities	–	–	9,098	9,189
Total shares in associates ¹ (refer note 39)	3,513	2,965	971	1,035
Total shares in controlled entities, associates and joint venture entities	3,513	2,965	10,069	10,224

¹ Investments in associates are accounted for using the equity method of accounting by the Group and are carried at cost by the Company.

Disposal of controlled entities

There were no material controlled entities disposed of during the year ended 30 September 2011 or the year ended 30 September 2010.

Acquisition of controlled entities/businesses

There were no material entities acquired during the year ended 30 September 2011.

During the year ended 30 September 2010, the Group acquired the following entities/businesses:

- OnePath Australia and OnePath New Zealand (formerly ING Australia and ING New Zealand (ING))
On 30 November 2009, the Group acquired the remaining 51% shareholding in the ANZ-ING joint ventures in Australia and New Zealand, taking its ownership interest to 100%. The results for the year ended 30 September 2010 includes the financial impact of full ownership since 30 November 2009. For the period 1 October 2009 to 30 November 2009 the investments were accounted for as joint ventures.
- Landmark Financial Services (Landmark)
On 1 March 2010, the Group completed its acquisition of the Landmark financial services business from the AWB Group. The financial results since acquisition are included in earnings from this date.
- Selected Royal Bank of Scotland Group plc (RBS) businesses in Asia
During 2009, ANZ announced the acquisition of selected RBS businesses in Asia. The acquisitions were completed in the Philippines on 21 November 2009, Vietnam on 5 December 2009, Hong Kong on 20 March 2010, Taiwan on 17 April 2010, Singapore on 15 May 2010 and Indonesia on 12 June 2010. The financial impacts of these acquisitions are included from these respective dates.

18: Tax Assets

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Australia				
Current tax asset	25	61	25	61
Deferred tax asset	276	295	372	346
	301	356	397	407
New Zealand				
Current tax asset	-	14	-	-
Deferred tax asset	98	231	6	6
	98	245	6	6
Asia Pacific, Europe & America				
Current tax asset	16	1	15	-
Deferred tax asset	225	266	174	223
	241	267	189	223
Total current and deferred tax assets	640	868	592	636
Total current tax assets	41	76	40	61
Deferred tax assets recognised in profit and loss				
Collective provision for loans and advances	862	861	707	666
Individual provision for impaired loans and advances	411	458	282	318
Other provisions	334	362	192	223
Deferred fee income	58	102	42	91
Provision for employee entitlements	156	144	123	105
Policyholder tax assets ¹	261	-	-	-
Other	289	171	106	85
	2,371	2,098	1,452	1,488
Deferred tax assets recognised directly in equity				
Defined benefits obligation	39	49	20	44
Available-for-sale revaluation reserve	-	12	-	21
Cash flow hedges	-	-	-	29
	39	61	20	94
Deferred tax assets recognised on acquisitions				
Set-off of deferred tax assets pursuant to set-off provisions ²	(1,811)	(1,718)	(920)	(1,007)
Net deferred tax assets	599	792	552	575
Unrecognised deferred tax assets				
The following deferred tax assets will only be recognised if:				
= assessable income is derived of a nature and an amount sufficient to enable the benefit to be realised				
= the conditions for deductibility imposed by tax legislation are complied with; and				
= no changes in tax legislation adversely affect the Group in realising the benefit.				
Unused realised tax losses (on revenue account)	5	9	-	-
Unrealised losses on investments ³	386	163	-	-
Total unrecognised deferred tax assets	391	172	-	-

1 Comparatives for 2010 are included in the deferred tax assets recognised on acquisitions.

2 Deferred tax assets and liabilities are set-off where they relate to income tax levied by the same taxation authority on either the same taxable entity or different taxable entities within the same taxable group.

3 The Group has unrecognised deferred tax assets arising from superannuation funds in OnePath Life Limited.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

19: Goodwill and Other Intangible Assets

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Goodwill				
Gross carrying amount				
Balances at start of the year	4,086	2,999	102	-
Additions through business combinations	(5)	1,292	(16)	108
Foreign currency exchange differences	82	(205)	1	(6)
Balance at end of year¹	4,163	4,086	87	102
Software				
Gross carrying amount				
Balances at start of the year	2,258	1,760	2,019	1,573
Additions through business combinations	-	60	-	-
Additions from internal developments	591	498	517	435
Other additions	54	34	32	31
Foreign currency exchange differences	6	(8)	-	(1)
Impairment	(59)	(86)	(15)	(19)
Balance at end of year	2,850	2,258	2,553	2,019
Accumulated amortisation and impairment				
Balances at start of the year	1,041	911	960	784
Amortisation expense	249	207	199	183
Foreign currency exchange differences	3	(8)	-	-
Impairment	(15)	(69)	(8)	(7)
Balance at end of year	1,278	1,041	1,151	960
Net book value				
Balances at start of the year	1,217	849	1,059	789
Balance at end of year	1,572	1,217	1,402	1,059
Acquired portfolio of insurance and investment business				
Gross carrying amount				
Balances at start of the year	1,177	-	-	-
Additions through business combination	-	1,179	-	-
Foreign currency exchange differences	2	(2)	-	-
Balance at end of year	1,179	1,177	-	-
Accumulated amortisation and impairment				
Balances at start of the year	77	-	-	-
Amortisation expense (refer note 4)	89	78	-	-
Foreign currency exchange differences	-	(1)	-	-
Balance at end of year	166	77	-	-
Net book value				
Balances at start of the year	1,100	-	-	-
Balance at end of year	1,013	1,100	-	-
Other intangible assets				
Gross carrying amount				
Balances at start of the year	261	65	48	48
Additions through business combinations	30	181	26	-
Other additions	5	19	-	-
Foreign currency exchange differences	2	(4)	-	-
Impairment (refer note 4)	(13)	-	-	-
Derecognised on disposal	(15)	-	-	-
Balance at end of year	270	261	74	48
Accumulated amortisation and impairment				
Balances at start of the year	34	17	11	8
Amortisation expense ² (refer note 4)	20	17	8	3
Balance at end of year	54	34	19	11
Net book value				
Balances at start of the year	227	48	37	40
Balance at end of year	216	227	55	37
Goodwill, software and other intangible assets				
Net book value				
Balances at start of the year	6,630	3,896	1,198	829
Balance at end of year	6,964	6,630	1,544	1,198

¹ Excludes notional goodwill in equity accounted entities.

² Comprises brand names \$1 million (2010: \$3 million), aligned adviser relationships \$4 million (2010: \$2 million), distribution agreements and management fee rights \$4 million (2010: \$2 million), credit card relationships \$2 million (2010: \$nil) and other intangibles \$9 million (2010: \$10 million). The Company comprises distribution agreements and management fee rights \$2 million (2010: \$nil), card relationships \$2 million (2010: \$nil) and other intangibles \$4 million (2010: \$3 million).

19: Goodwill and Other Intangible Assets (continued)

Goodwill allocated to cash-generating units

The goodwill balance above largely comprises the goodwill purchased on acquisition of NBNZ Holdings Limited in December 2003 (included in the New Zealand division) and OnePath Australia Limited on 30 November 2009 (included in the Australia division). Discussion of the goodwill and impairment testing for the cash generating unit containing this goodwill is included in note 2(v).

20: Other Assets

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Accrued interest/prepaid discounts	1,323	1,279	999	944
Accrued commissions	163	283	112	191
Prepaid expenses	124	128	74	48
Insurance contract liabilities ceded (refer to note 49)	427	360	-	-
Outstanding premiums	267	231	-	-
Issued securities settlements	2,235	1,649	1,560	1,496
Operating leases residual value	290	229	274	205
Capitalised expenses	12	14	12	14
Regulatory deposits	1,505	1,056	497	616
Other	1,555	1,786	825	788
Total other assets	7,901	7,015	4,353	4,302

21: Premises and Equipment

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Freehold and leasehold land and buildings				
At cost	1,187	1,244	696	699
Depreciation	(251)	(235)	(71)	(53)
	936	1,009	625	646
Leasehold improvements				
At cost	518	485	314	295
Depreciation	(325)	(288)	(212)	(185)
	193	197	102	110
Furniture and equipment				
At cost	1,283	1,241	1,041	1,011
Depreciation	(742)	(674)	(570)	(513)
	541	567	471	498
Computer equipment				
At cost	1,177	1,080	851	789
Depreciation	(853)	(763)	(628)	(565)
	324	317	223	224
Capital works in progress				
At cost	131	68	81	30
Total premises and equipment	2,125	2,158	1,502	1,508

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

21: Premises and Equipment (continued)

Reconciliations of the carrying amounts for each class of premises and equipment are set out below:

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Freehold and leasehold land and buildings				
Carrying amount at beginning of year	1,009	410	646	50
Additions through business combinations	-	15	-	12
Additions ¹	30	631	-	604
Disposals	(68)	-	(1)	-
Depreciation	(40)	(37)	(20)	(17)
Foreign currency exchange difference	5	(10)	-	(3)
Carrying amount at end of year	936	1,009	625	646
Leasehold improvements				
Carrying amount at beginning of year	197	156	110	104
Additions through business combinations	-	39	-	2
Additions ¹	46	48	22	33
Disposals	(2)	-	-	-
Amortisation	(49)	(42)	(30)	(28)
Foreign currency exchange difference	1	(4)	-	(1)
Carrying amount at end of year	193	197	102	110
Furniture and equipment				
Carrying amount at beginning of year	567	356	498	294
Additions through business combinations	-	18	-	3
Additions ¹	72	303	57	288
Disposals	(3)	(12)	(2)	(11)
Depreciation	(97)	(91)	(81)	(75)
Foreign currency exchange difference	2	(7)	(1)	(1)
Carrying amount at end of year	541	567	471	498
Computer equipment				
Carrying amount at beginning of year	317	231	224	169
Additions through business combinations	-	13	-	4
Additions ¹	104	168	64	118
Disposals	(1)	(1)	-	(1)
Depreciation	(99)	(90)	(67)	(65)
Foreign currency exchange difference	3	(4)	2	(1)
Carrying amount at end of year	324	317	223	224
Capital works in progress				
Carrying amount at beginning of year	68	909	30	832
Net transfers/additions	63	(844)	51	(805)
Borrowing costs capitalised ²	-	3	-	3
Carrying amount at end of year	131	68	81	30
Total premises and equipment	2,125	2,158	1,502	1,508

1 Includes transfers.

2 The capitalisation rate used to determine the amount of borrowing costs capitalised is 5.5% (2010: 5.1%).

22: Deposits and Other Borrowings

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Certificates of deposit	55,554	39,530	53,904	37,059
Term deposits	153,200	135,467	123,625	108,703
Other deposits bearing interest and other borrowings	132,812	111,391	113,182	94,999
Deposits not bearing interest	11,334	10,598	5,974	5,677
Commercial paper	14,333	11,641	10,569	6,080
Borrowing corporations debt ¹	1,496	1,756	-	-
Total deposits and other borrowings	368,729	310,383	307,254	252,518

1 Included in this balance is debenture stock of \$0.2 billion (2010: \$0.5 billion) of Esanda Finance Corporation Limited (Esanda), together with accrued interest thereon, which are secured by a trust deed and collateral debentures, giving floating charges upon the undertaking and all the assets of the entity of \$0.6 billion (2010: \$1.3 billion) other than land and buildings. All controlled entities of Esanda have guaranteed the payment of principal, interest and other monies in relation to all debenture stock and unsecured notes issued by Esanda. The only loans pledged as collateral are those in Esanda and its subsidiaries. Effective from 18 March 2009, Esanda ceased to write new debentures and since September 2009 stopped writing new loans.

In addition, this balance also includes NZD 1.5 billion (2010: NZD 1.4 billion) of secured debenture stock of the consolidated subsidiary UOC Finance Limited (UOC) and the accrued interest thereon which are secured by a floating charge over all assets of UOC of NZD 2.0 billion (2010: NZD 2.1 billion).

23: Income Tax Liabilities

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Australia				
Current tax payable	1,007	905	1,007	923
Deferred tax liabilities	-	-	-	-
	1,007	905	1,007	923
New Zealand				
Current tax payable	3	-	16	-
Deferred tax liabilities	-	-	-	-
	3	-	16	-
Asia Pacific, Europe & America				
Current tax payable	118	68	56	64
Deferred tax liabilities	28	35	27	39
	146	103	83	103
Total current and deferred income tax liability	1,156	1,008	1,106	1,026
Total current tax payable	1,128	973	1,079	987
Deferred tax liabilities recognised in profit and loss				
Acquired portfolio of insurance and investment business ¹	303	-	-	-
Insurance related deferred acquisition costs ¹	79	-	-	-
Lease finance	229	204	90	90
Treasury instruments	317	452	319	454
Capitalised expenses	76	117	79	118
Other	699	621	435	384
	1,703	1,394	923	1,046
Deferred tax liabilities recognised directly in equity				
Cash flow hedges	65	2	22	-
Foreign currency translation reserve	39	37	-	-
Available-for-sale revaluation reserve	32	-	2	-
	136	39	24	-
Deferred tax liabilities recognised on acquisitions				
Set-off of deferred tax liabilities pursuant to set-off provision ²	(1,811)	(1,718)	(920)	(1,007)
Net deferred tax liability	28	35	27	39
Unrecognised deferred tax liabilities				
The following deferred tax liabilities have not been brought to account as liabilities:				
Other unrealised taxable temporary differences ³	126	90	17	29
Total unrecognised deferred tax liabilities	126	90	17	29

1. Comparatives for 2010 are included in the deferred tax liabilities recognised on acquisitions.

2. Deferred tax assets and liabilities are set-off where they relate to income tax levied by the same taxation authority on either the same taxable entity or different taxable entities within the same taxable group.

3. Represents additional potential foreign tax costs should all retained earnings in offshore branches and subsidiaries be repatriated.

24: Payables and Other Liabilities

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Creditors				
Accrued interest and unearned discounts	896	1,114	308	394
Defined benefits plan obligations	2,735	2,611	2,212	2,090
Accrued charges	148	186	82	167
Security settlements	1,413	1,511	1,127	1,160
Other liabilities	2,026	710	1,219	635
	3,033	1,983	2,050	1,396
Total payables and other liabilities	10,251	8,115	7,008	5,842

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

25: Provisions

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Employee entitlements ¹	540	497	418	358
Restructuring costs and surplus leased space ²	135	119	78	100
Non-lending losses, frauds and forgeries	205	188	149	153
Other	368	493	153	220
Total provisions	1,248	1,297	798	831

Reconciliations of the carrying amounts of each class of provision, except for employee entitlements, are set out below:

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Restructuring costs and surplus leased space²				
Carrying amount at beginning of the year	119	144	100	124
Provisions made during the year	148	34	23	24
Payments made during the year	(125)	(38)	(53)	(28)
Transfer/(release) of provision	(7)	(21)	8	(20)
Carrying amount at the end of the year	135	119	78	100
Non-lending losses, frauds and forgeries				
Carrying amount at beginning of the year	188	169	153	146
Additions through business combinations	-	20	-	-
Provisions made during the year	53	31	27	14
Payments made during the year	(17)	(41)	(3)	(2)
Transfer/(release) of provision	(19)	9	(28)	(5)
Carrying amount at the end of the year	205	188	149	153
Other provisions³				
Carrying amount at beginning of the year	493	412	220	154
Additions through business combinations	-	115	-	-
Provisions made during the year	176	184	81	125
Payments made during the year	(159)	(169)	(34)	(79)
Transfer/(release) of provision	(142)	(49)	(114)	20
Carrying amount at the end of the year	368	493	153	220

1 The aggregate liability for employee entitlements largely comprises provisions for annual leave and long service leave.

2 Restructuring costs and surplus leased space provisions arise from exit activities related to material changes in the scope of business undertaken by the Group or the manner in which that business is undertaken and includes termination benefits. Costs relating to on-going activities are not provided for. Provision is made when the Group is demonstrably committed, it is probable that the costs will be incurred, though their timing is uncertain, and the costs can be reliably estimated.

3 Other provisions comprise various other provisions including loyalty programs, workers' compensation, make-good provisions on leased premises and contingent liabilities recognised as part of a business combination.

26: Bonds and Notes

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Bonds and notes by currency				
USD United States dollars	29,089	27,126	21,321	19,240
GBP Great British pounds	1,782	2,408	917	1,524
AUD Australian dollars	1,701	2,039	1,897	2,039
NZD New Zealand dollars	2,148	1,710	325	68
JPY Japanese Yen	8,555	8,140	8,230	7,856
EUR Euro	7,679	12,807	7,679	12,807
HKD Hong Kong dollars	2,265	2,739	2,125	2,638
CHF Swiss francs	2,218	2,151	1,420	1,569
CAD Canadian dollars	800	309	800	309
NOK Norwegian krone	47	48	47	48
SGD Singapore dollars	235	237	77	80
CNY Chinese Yuan	32	-	32	-
Total bonds and notes	56,551	59,714	44,870	48,178

27: Loan Capital

	Interest Rate %	Consolidated		The Company	
		2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Hybrid loan capital (subordinated)¹					
US Trust Securities	5.36	835	862	768	772
UK Stapled Securities	6.54	720	734	720	734
ANZ Convertible Preference Shares (ANZ CPS)²					
ANZ CPS1	BBSW + 2.50 ³	1,075	1,072	1,075	1,072
ANZ CPS2	BBSW + 3.10 ⁴	1,954	1,949	1,954	1,949
ANZ CPS3	BBSW + 3.10 ⁴	1,322	-	1,322	-
		5,906	4,617	5,839	4,527
Perpetual subordinated notes					
USD 300m floating rate notes	LIBOR + 0.15	308	310	308	310
NZD 835m fixed rate notes ⁴	9.66	656	636	-	-
		964	946	308	310
Subordinated notes^{1,5}					
GBP 200m fixed notes due 2015 ⁶	5.625	-	329	-	329
USD 250m floating rate notes due 2016 ⁵	LIBOR + 0.21	257	258	257	258
AUD 300m fixed notes due 2016 ⁷	6.25	-	297	-	300
AUD 300m floating rate notes due 2016 ⁸	BBSW + 0.22	-	290	-	300
GBP 250m fixed notes due 2016 ⁷	4.75	-	420	-	420
NZD 350m fixed notes due 2016 ⁸	7.16	-	262	-	-
AUD 350m fixed notes due 2017 ⁶	6.50	342	314	350	350
AUD 350m floating rate notes due 2017 ⁵	BBSW + 0.24	347	347	350	350
AUD 100m fixed notes due 2017 ⁶	7.30	100	100	100	100
AUD 100m floating rate notes due 2017 ⁵	BBSW + 0.40	100	100	100	100
GBP 175m fixed notes due 2017 ⁶	6.375	292	312	292	312
NZD 250m fixed notes due 2017 ⁸	7.60	195	190	-	-
NZD 350m fixed notes due 2017 ⁸	8.23	275	266	-	-
GBP 400m fixed notes due 2018 ⁷	4.75	638	680	638	680
AUD 290m fixed notes due 2017 ⁷	7.75	289	259	289	290
AUD 310m floating rate notes due 2017 ⁵	BBSW + 0.75	310	310	310	310
AUD 365m floating rate notes due 2018 ⁵	BBSW + 1.20	359	357	365	365
AUD 500m floating rate notes due 2018 ⁵	BBSW + 2.05	500	500	500	500
EUR 750m fixed notes due 2019	5.125	1,119	1,126	1,119	1,126
		5,123	6,717	4,670	6,090
Total loan capital		11,993	12,280	10,817	10,927
Loan capital by currency					
AUD Australian dollars		6,698	5,895	6,715	5,986
NZD New Zealand dollars		1,126	1,354	-	-
USD United States dollars		1,400	1,430	1,333	1,340
GBP Great British pounds		1,650	2,475	1,650	2,475
EUR Euro		1,119	1,126	1,119	1,126
		11,993	12,280	10,817	10,927

1 Included within the carrying amount are, where appropriate, revaluations associated with fair value hedge accounting or an election to fair value the note through the income statement, and capitalised borrowing costs.

2 Fully franked preference share dividends recognised as interest expense paid during the year ended 30 September 2011:

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
ANZ CPS1	57	51	57	51
ANZ CPS2 ^a	118	78	111	79
ANZ CPS3 ^b	-	-	-	-

a ANZ CPS2 were issued on 17 December 2009. The first dividend payment was made on 15 March 2010.

b ANZ CPS3 were issued on 28 September 2011. The first dividend payment is due on 1 March 2012.

3 Represents the interest rate grossed up for the franking credits paid or payable.

4 Fixed until the first call date, 18 April 2013, whereupon the rate resets to the five year swap rate + 2.00%. If not called and remains fixed until the next call date, 18 April 2018 whereupon, if not called, reverts to floating rate at the three month FRA rate + 3.00% and is callable on any interest payment date thereafter.

5 Loan capital balances held in subsidiary entities eliminated in consolidated accounts.

6 Callable five years prior to maturity.

7 Callable five years prior to maturity and reverts to floating rate if not called.

8 Callable five years prior to maturity. Should the bonds not be called, the coupon rate will be reset to the five year swap rate plus issue margin plus 0.50%.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

27: Loan Capital (continued)

Loan capital is subordinated in right of payment to the claims of depositors and all other creditors of the Company and its controlled entities which have issued the notes. The loan capital, except for the US Trust Securities, UK Stapled Securities and each of the ANZ CPS, constitutes Tier 2 capital as defined by APRA for capital adequacy purposes. The US Trust Securities constitute Innovative Residual Tier 1 capital, as defined by APRA, for capital adequacy purposes. The UK Stapled Securities and each of the ANZ CPS constitute Non-innovative Residual Tier 1 capital, as defined by APRA, for capital adequacy purposes.

US TRUST SECURITIES

On 27 November 2003, the Company issued 750,000 USD non-cumulative Trust Securities ('US Trust Securities') at USD1,000 each pursuant to an offering memorandum dated 19 November 2003 raising USD750 million. US Trust Securities comprise two fully paid securities – an interest paying unsecured note (issued by Samson Funding Limited, a wholly owned New Zealand subsidiary of the Company) and a fully paid USD1,000 preference share (issued by the Company), which are stapled together and issued as a US Trust Security by ANZ Capital Trust II (the 'Trust'). Investors have the option to redeem the US Trust Security from the Trust and hold the underlying stapled security.

The US Trust Securities were issued in global form and are registered in the name of Cede & Co as the sole holder. The fully paid preference shares and the unsecured notes that form part of the US Trust Securities are registered in the name of The Bank of New York (Delaware) (as trustee of ANZ Capital Trust II) as the sole holder.

Distributions on US Trust Securities are non-cumulative and are payable half yearly in arrears at a fixed rate of 5.36% (until redeemed or converted into ANZ ordinary shares) and are funded by payments received by the Trust on the underlying note. Distributions are subject to certain payment tests (i.e. APRA requirements and distributable profits being available). Distributions are expected to be payable on 15 June and 15 December of each year. Dividends are not payable on the preference share while it is stapled to the note. If distributions are not paid on the US Trust Securities, the Group may not pay dividends or distributions, or return capital, on ANZ ordinary shares or any other share capital or security ranking equal or junior to the preference share component (subject to certain exceptions).

After 15 December 2013 and at any coupon date thereafter, ANZ has the discretion to redeem the US Trust Securities for cash. If it does not exercise this discretion, the investor is entitled to require ANZ to exchange the US Trust Security into a number of ANZ ordinary shares based on the formula in the offering memorandum at a 5% discount.

At any time at the Company's discretion or upon the occurrence of certain other 'conversion events', such as the failure of the Trust to pay in full a distribution within seven business days of the relevant distribution payment date, the notes that are represented by the US Trust Securities will be automatically assigned to a subsidiary of the Company and the preference shares that are represented by the US Trust Securities will be distributed to investors in redemption of such US Trust Securities. The distributed preference shares will immediately become dividend paying and holders will receive non-cumulative dividends equivalent to the scheduled payments in respect of the US Trust Securities. If the US Trust Securities are not redeemed or bought back prior to the 15 December 2053, they will be converted into preference shares, which in turn will be mandatorily converted into a variable number of ANZ ordinary shares based upon the formula in the offering memorandum.

The preference shares forming part of the US Trust Securities rank equally with each of the ANZ CPS and the preference shares issued in connection with the UK Stapled Securities and Euro Trust Securities in all respects.

The preference shares forming part of the US Trust Securities confer voting rights in the Company in the following limited circumstances:

- any proposal to reduce the Company's share capital;
- on a proposal that affects rights attached to the preference shares;
- any resolution to approve the terms of a share buy-back agreement;
- any proposal for the disposal of the whole of the Company's property, business and undertaking;
- on any proposal to wind up the Company and any matter during the Company's winding up, and
- on all matters on which the holders of ANZ ordinary shares are entitled to vote during a special voting period. A "special voting period" is a period from any dividend payment date where preference shares dividends are not paid in full in respect of the immediately preceding semi-annual dividend period or the 24th business day after the failure of Samson Funding Limited to make an interest payment in full on the notes that form part of the US Trust Securities and the Company does not make the payment pursuant to the relevant guarantee or pay an optional dividend on the preference shares within a prescribed time period.

On a resolution or proposal on which a preference share holder is entitled to vote, the holder has on a poll one vote per preference share held.

If the US Trust Securities are converted into ANZ ordinary shares in accordance with their terms of issue, the voting rights of the ANZ ordinary shares will be as set out on page 220.

On winding up of the Company, the rights of US Trust Security holders will be determined by the preference share component of US Trust Security. These preference shares rank behind all depositors and creditors, but ahead of ordinary shareholders.

UK STAPLED SECURITIES

On 15 June 2007, the Company issued 9,000 non-cumulative, mandatory convertible stapled securities ('UK Stapled Securities') at £50,000 each pursuant to a prospectus dated 12 June 2007 raising £450 million. UK Stapled Securities comprise two fully paid securities – an interest paying unsecured subordinated £50,000 note issued by the Company through its New York Branch and a £50,000 preference share issued by the Company, which are stapled together.

The fully paid preference shares and the subordinated notes issued by the Company that constitute the UK Stapled Securities were issued in global form and are registered in the name of BT Globenet Nominees Limited as the sole holder.

Distributions on UK Stapled Securities are non-cumulative and are payable half yearly in arrears at a fixed rate of 6.54% (until converted into ANZ ordinary shares or the rate is reset as provided in the prospectus). Distributions are subject to certain payment tests (including APRA requirements and distributable profits being available). Distributions are expected to be payable on 15 June and 15 December of each year. Dividends are not payable on a preference share while it is stapled to a note. If distributions are not paid on UK Stapled Securities, the Group may not pay dividends or distributions, or return capital, on ANZ ordinary shares or any other share capital or security ranking equal or junior to the preference share component (subject to certain exceptions).

27: Loan Capital (continued)

At any time at the Company's discretion or upon the occurrence of certain other events, such as the commencement of proceedings for the winding up of the Company, the note component of the UK Stapled Security will be assigned to the Company and the holder will retain only the preference share component of the UK Stapled Security.

On 15 June 2012 ('conversion date'), or an earlier date under certain circumstances, UK Stapled Securities will mandatorily convert into a variable number of ANZ ordinary shares determined in accordance with the formula in the prospectus at a 5% discount. The mandatory conversion to ANZ ordinary shares is however deferred for five years if the conversion tests set out in the prospectus are not met.

The preference shares forming part of the UK Stapled Securities rank equally with each of the ANZ CPS and the preference shares issued in connection with US Trust Securities and Euro Trust Securities.

The preference shares forming part of the UK Stapled Securities confer voting rights in the Company in the following limited circumstances:

- any proposal to reduce the Company's share capital, other than a resolution to approve a redemption;
- on a proposal that affects rights attached to the preference shares;
- any resolution to approve the terms of a share buy-back agreement, other than a resolution to approve the redemption of preference shares;
- any proposal for the disposal of the whole of the Company's property, business and undertaking;
- on any proposal to wind up the Company and any matter during the Company's winding-up; and
- on all matters on which the holders of ANZ ordinary shares are entitled to vote during a special voting period. A "special voting period" is the period from the date preference share dividends are not paid in full in respect of the immediately preceding semi-annual dividend period or the date on which the Company's New York branch fails to make an interest payment in full on the subordinated notes to the dates prescribed in the terms of issue.

On a resolution or proposal on which a preference share holder is entitled to vote, the holder has on a show of hands one vote, and on a poll one vote per preference share held.

If the UK Stapled Securities are converted into ANZ ordinary shares in accordance with their terms of issue, the voting rights of the ANZ ordinary shares will be as set out on page 220.

As noted above, in a winding up of the Company, the note component of the UK Stapled Security will be assigned to the Company and the holder will retain only the preference share component of the UK Stapled Security. Accordingly, the rights of investors in UK Stapled Securities in a winding up of the Company are the rights conferred by the preference share component of UK Stapled Securities. These preference shares rank behind all depositors and creditors, but ahead of ordinary shareholders.

ANZ CONVERTIBLE PREFERENCE SHARES (ANZ CPS)

- On 30 September 2008, the Company issued 10.8 million convertible preference shares ('ANZ CPS1') at \$100 each pursuant to a prospectus dated 4 September 2008, raising \$1,081 million (excluding issue costs of \$13 million; net raising of \$1,068 million).
- On 17 December 2009, the Company issued 19.7 million convertible preference shares ('ANZ CPS2') at \$100 each pursuant to a prospectus dated 18 November 2009, raising \$1,969 million (excluding issue costs of \$24 million; net raising of \$1,945 million).
- On 28 September 2011, the Company issued 13.4 million convertible preference shares ('ANZ CPS3; together with ANZ CPS1 and ANZ CPS2 the 'ANZ CPS') at \$100 each pursuant to a prospectus dated 31 August 2011 raising \$1,340 million (excluding issue costs of \$18 million; net raising of \$1,322 million).

ANZ CPS are fully paid, preferred, non-cumulative, mandatorily convertible preference shares. ANZ CPS are listed on the Australian Stock Exchange.

Dividends on ANZ CPS are non-cumulative and are payable quarterly in arrears in December, March, June and September (in the case of ANZ CPS1 and ANZ CPS2) and semi-annually in arrears in March and September (in the case of ANZ CPS3) in each year and will be franked in line with the franking applied to ANZ ordinary shares. The dividends will be based on a floating dividend rate equal to the aggregate of the 90 day bank bill rate plus a 250 basis point margin (in the case of ANZ CPS1) and a 310 basis point margin (in the case of ANZ CPS2) and the 180 day bank bill rate plus 310 basis point margin (in the case of ANZ CPS3), multiplied by one minus the Australian Company tax rate. Quarterly or semi-annually (as applicable), the relevant 90 or 180 day bank bill rate is reset for the next dividend period. Should the dividend not be fully franked, the terms of the security provide for a cash gross up for the amount of the franking benefit not provided. Dividends are subject to the absolute discretion of the Board of Directors of the Company and certain payment tests (including APRA requirements and distributable profits being available). If dividends are not paid on ANZ CPS, the Group may not pay dividends or distributions, or return capital, on ANZ ordinary shares or (in the case of ANZ CPS1 and ANZ CPS2 only) any other share capital or security ranking equal or junior to the ANZ CPS for a specified period (subject to certain exceptions).

On 16 June 2014 (in the case of ANZ CPS1), 15 December 2016 (in the case of ANZ CPS2) or 1 September 2019 (in the case of ANZ CPS3) (each a 'conversion date'), or an earlier date under certain circumstances, the relevant ANZ CPS will mandatorily convert into a variable number of ANZ ordinary shares determined in accordance with the formula in the relevant prospectus based on \$100 divided by the average market price of ordinary shares over a 20 day trading period ending at the conversion date less a 2.5% discount (in the case of ANZ CPS1) or 1.0% discount (in the case of ANZ CPS2 and ANZ CPS3).

The mandatory conversion to ANZ ordinary shares is however deferred for a quarter (in the case of ANZ CPS1 and ANZ CPS2) and semi-annually (in the case of ANZ CPS3) if the conversion tests set out in the relevant prospectus are not met.

In respect of ANZ CPS3 only, if a common equity trigger event occurs the ANZ CPS3 will immediately convert into ANZ ordinary shares on the basis of the calculation set out above, but subject to a maximum conversion number of 10,2407 ANZ ordinary shares per ANZ CPS3 and using a five day trading period ending on the conversion date. A common equity trigger event occurs if ANZ's Common Equity Tier 1 capital ratio) is equal to or less than 5.125%.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

27: Loan Capital (continued)

In respect of ANZ CPS3 only, on 1 September 2017 and each subsequent semi annual Dividend Payment Date, subject to receiving APRA's prior approval and satisfying certain conditions, the Company has the right to redeem or convert into ANZ ordinary shares all or some ANZ CPS3 in its discretion. Conversion is on the same terms as mandatory conversion on a conversion date.

The ANZ CPS rank equally with each other and the preference shares issued in connection with US Trust Securities, UK Stapled Securities and Euro Trust Securities. Except in limited circumstances, holders of ANZ CPS do not have any right to vote in general meetings of the Company. Refer to pages 221 to 223 for details of the voting rights of ANZ CPS1, ANZ CPS2 and ANZ CPS3 respectively.

If any of the ANZ CPS are converted into ANZ ordinary shares in accordance with their terms of issue, the voting rights of the ANZ ordinary shares will be as set out on page 220.

In a winding up of the Company, the ANZ CPS rank behind all depositors and creditors, but ahead of ordinary shareholders.

28: Share Capital

Numbers of issued shares	The Company	
	2011	2010
Ordinary shares each fully paid	2,629,034,037	2,559,662,425
Preference shares each fully paid	500,000	500,000
Total number of issued shares	2,629,534,037	2,560,162,425

ORDINARY SHARES

Ordinary shares have no par value and entitle holders to receive dividends payable to ordinary shareholders and to participate in the proceeds available to ordinary shareholders on winding up of the Company in proportion to the number of fully paid ordinary shares held.

On a show of hands every holder of fully paid ordinary shares present at a meeting in person or by proxy is entitled to one vote, and upon a poll one vote for each share held.

Numbers of issued shares	The Company	
	2011	2010
Balance at start of the year	2,559,662,425	2,504,540,925
Bonus option plan ¹	3,013,239	2,481,103
Dividend reinvestment plan ¹	61,685,747	46,750,640
ANZ employee share acquisition plan	2,340,296	3,810,413
ANZ share option plan ²	2,332,330	2,079,344
Balance at end of year	2,629,034,037	2,559,662,425

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Ordinary share capital				
Balance at start of the year	19,886	19,151	20,246	19,151
Dividend reinvestment plan ¹	1,367	1,007	1,367	1,007
ANZ employee share acquisition plan ^{2,3}	45	51	45	51
OnePath Australia Treasury shares ⁴	2	(360)	-	-
ANZ share option plan ²	43	37	43	37
Balance at end of year	21,343	19,886	21,701	20,246

¹ Refer to note 7 for details of plan.

² Refer to note 45 for details of plan.

³ Includes on-market purchase of shares for settlement of amounts due under share-based compensation plans. In addition, 2,340,296 shares were issued during the year ended 30 September 2011 to the Group's Employee Share Trust for settlement of amounts due under share-based compensation plans (2010: 3,810,413). As at 30 September 2011, there were 13,795,601 Treasury shares outstanding (2010: 11,472,666).

⁴ ANZ acquired OnePath Australia Limited (OPA) on 30 November 2009. OPA treasury shares include shares held in statutory funds as assets backing policyholder liabilities. OPA Treasury shares outstanding as at 30 September 2011 were 16,469,102 (2010: 16,710,967).

28: Share Capital (continued)

PREFERENCE SHARES

Euro Trust Securities

On 13 December 2004, the Company issued 500,000 Euro Floating Rate Non-cumulative Trust Securities ('Euro Trust Securities') at €1,000 each pursuant to the offering circular dated 9 December 2004, raising \$871 million (at the spot rate at the date of issue, net of issue costs). Euro Trust Securities comprise two fully paid securities – an interest paying unsecured note (issued by ANZ Jackson Funding plc, a United Kingdom subsidiary of the Company) and a fully paid, €1,000 preference share (issued by the Company), which are stapled together and issued as a Euro Trust Security by ANZ Capital Trust III (the Trust). Investors have the option to redeem the Euro Trust Security from the Trust and hold the underlying stapled security.

The Euro Trust Securities were issued in global form and are registered in the name of The Bank of New York Depository (Nominees) Limited as the sole holder. The fully paid preference shares and unsecured notes that form part of the Euro Trust Securities are registered in the name of The Bank of New York (as trustee for ANZ Capital Trust III) as the sole holder.

Distributions on Euro Trust Securities are non-cumulative and are payable quarterly in arrears and are funded by payments received by the Trust on the underlying note and/or preference share. The distribution is based upon a floating distribution rate equal to the three month EURIBOR rate plus a 66 basis point margin up until 15 December 2014, after which date the distribution rate is the three month EURIBOR rate plus a 166 basis point margin. At each payment date the three month EURIBOR rate is reset for the next quarter. Distributions are subject to certain payment tests (i.e. APRA requirements and distributable profits being available). Distributions are expected to be payable on 15 March, 15 June, 15 September and 15 December of each year. Dividends are not payable on the preference shares while they are stapled to the note, except for the period after 15 December 2014 when the preference share will pay 100 basis points to fund the increase in the margin. If distributions are not paid on Euro Trust Securities, the Group may not pay dividends or distributions, or return capital on ANZ ordinary shares or any other share capital or security ranking equal or junior to the preference share component (subject to certain exceptions).

At any time at ANZ's discretion or upon the occurrence of certain other 'conversion events', such as the failure of the Trust to pay in full a distribution within seven business days of the relevant distribution payment date or the business day prior to 15 December 2053, the notes that are represented by the relevant Euro Trust Securities will be automatically assigned to a branch of the Company and the fixed number of preference shares that are represented by the relevant Euro Trust Securities will be distributed to investors in redemption of such Euro Trust Securities. The distributed preference

shares will immediately become dividend paying and holders will receive non-cumulative dividends equivalent to the scheduled payments in respect of the Euro Trust Securities for which the preference shares were distributed.

The preference shares forming part of each Euro Trust Security rank equally with each of the ANZ CPS and the preference shares issued in connection with the US Trust Securities and UK Stapled Securities in all respects.

The preference shares forming part of the Euro Trust Securities confer voting rights in the Company in the following limited circumstances:

- any proposal to reduce the Company's share capital, other than a resolution to approve a redemption or reduction of capital in connection with the preference shares;
- on a proposal that affects rights attached to the preference shares;
- any resolution to approve the terms of a share buy-back agreement, other than a resolution to approve a buy-back (other than an on market buy-back) of preference shares;
- any proposal for the disposal of the whole of the Company's property, business and undertaking;
- on any proposal to wind up the Company and any matter during the Company's winding-up; and
- on all matters on which the holders of ANZ ordinary shares are entitled to vote during a special voting period. A "special voting period" is a period from any dividend payment date where preference share dividends are not paid in full in respect of the immediately preceding quarterly dividend period or the 24th business day after the failure of ANZ Jackson Funding plc to make an interest payment in full on the notes that form part of the Euro Trust Securities and the Company does not make the payment pursuant to the relevant guarantee or pay an optional dividend on the preference shares within a prescribed time period.

On a resolution or proposal on which a preference share holder is entitled to vote, the holder has on a show of hands one vote, and on a poll, one vote per preference share held.

On winding up of the Company, the rights of Euro Trust Security holders will be determined by the preference share component of the Euro Trust Security. These preference shares rank behind all depositors and creditors, but ahead of ordinary shareholders.

The transaction costs arising on the issue of these instruments were recognised directly in equity as a reduction to the proceeds of the equity instruments to which the costs relate.

Euro Trust Securities qualify as Innovative Residual Tier 1 Capital as defined by APRA.

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Preference share balance at start of year – Euro Trust Securities	871	871	871	871
Preference share balance at end of year – Euro Trust Securities	871	871	871	871

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

29: Reserves and Retained Earnings

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
a) Foreign currency translation reserve				
Balance at beginning of the year	(2,742)	(1,725)	(773)	(436)
Currency translation adjustments, net of hedges after tax	324	(1,017)	97	(337)
Total foreign currency translation reserve	(2,418)	(2,742)	(676)	(773)
b) Share option reserve¹				
Balance at beginning of the year	64	69	64	69
Share-based payments	(13)	7	(13)	7
Transfer of options/rights lapsed to retained earnings ²	(1)	(12)	(1)	(12)
Total share option translation reserve	50	64	50	64
c) Available-for-sale revaluation reserve				
Balance at beginning of the year	80	(41)	5	(18)
Valuation gains/(loss) recognised after tax	30	112	(13)	45
Cumulative (gain)/loss transferred to the income statement	16	9	43	(22)
Total available-for-sale revaluation reserve	126	80	35	5
d) Hedging reserve				
Balance at beginning of the year	11	(90)	(73)	(109)
Gains/(loss) recognised after tax	164	138	128	84
Transfer (to)/from income statement	(6)	(37)	(8)	(48)
Total hedging reserve	169	11	47	(73)
e) Transactions with non-controlling interests reserve				
Balance at beginning of the year	-	-	-	-
Transactions with non-controlling interests ³	(22)	-	-	-
Total transactions with non-controlling interests reserve	(22)	-	-	-
Total reserves	(2,095)	(2,587)	(544)	(777)

1 Further information about share based payments to employees is disclosed in note 46.

2 The transfer of balances from the share option and capital reserves to retained earnings represent items of a distributable nature.

3 The premium in excess of the book value paid to acquire an additional interest in a controlled entity from the non-controlling shareholder.

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Retained earnings				
Balance at beginning of the year	15,921	14,129	11,666	9,950
Profit attributable to shareholders of the Company	5,355	4,501	4,151	4,428
Transfer of options/rights lapsed from share option reserve ^{1,2}	1	12	1	12
Actuarial gain/(loss) on defined benefit plans after tax ³	(10)	(4)	24	(18)
Adjustments to opening retained earnings on adoption of revised accounting standard AASB 3R	-	(39)	-	(39)
Dividend income in Treasury shares	23	-	-	-
Ordinary share dividend paid	(3,491)	(2,667)	(3,491)	(2,667)
Preference share dividend paid	(12)	(11)	-	-
Retained earnings at end of year	17,787	15,921	12,351	11,666
Total reserves and retained earnings	15,692	13,334	11,807	10,889

1 Further information about share based payments to employees is disclosed in note 46 to the financial statements.

2 The transfer of balances from the share option, general and capital reserves to retained earnings represent items of a distributable nature.

3 ANZ has taken the option available under AASB 119 to recognise actuarial gains/losses on defined benefit superannuation plans directly in retained profits (refer note 17(iv) and note 45).

29: Reserves and Retained Earnings (continued)

a) Foreign currency translation reserve

The translation reserve comprises exchange differences, net of hedges, arising on translation of the financial statements of foreign operations, as described in note 1 A(viii). When a foreign operation is sold, attributable exchange differences are recognised in the income statement.

b) Share option reserve

The share option reserve arises on the grant of options, performance rights and deferred share rights to selected employees under the ANZ share option plan. Amounts are transferred out of the reserve and into share capital when the equity investments are exercised. Refer to note 1 C(iii).

c) Available-for-sale revaluation reserve

Changes in the fair value and exchange differences on the revaluation of available-for-sale financial assets are taken to the available-for-sale revaluation reserve. Where a revalued available-for-sale financial asset is sold, that portion of the reserve which relates to that financial asset, is realised and recognised in the income statement. Where the available-for-sale financial asset is impaired, that portion of the reserve which relates to that asset is recognised in the income statement. Refer to note 1 E(iii).

d) Hedging reserve

The hedging reserve represents hedging gains and losses recognised on the effective portion of cashflow hedges. The cumulative deferred gain or loss on the hedge is recognised in the income statement when the hedged transaction impacts the income statement. Refer to note 1 E(ii).

30: Non-controlling interests

	Consolidated	
	2011 \$m	2010 \$m
Share capital	43	36
Retained profit	5	28
Total non-controlling interests	48	64

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

31: Capital Management

ANZ pursues an active approach to capital management, which is designed to protect the interests of depositors, creditors and shareholders. This involves the on-going review and Board approval of the level and composition of ANZ's capital base, assessed against the following key policy objectives:

- Regulatory compliance such that capital levels exceed APRA's, ANZ's primary prudential supervisor, minimum Prudential Capital Ratios (PCRs) both at Level 1 (the Company and specified subsidiaries) and Level 2 (ANZ consolidated under Australian prudential standards), along with US Federal Reserve's minimum Level 2 requirements under ANZ's Foreign Holding Company Licence in the United States of America.
- Capital levels are aligned with the risks in the business and to meet strategic and business development plans through ensuring that available capital exceeds the level of Economic Capital required to support the Ratings Agency 'default frequency' confidence level for a 'AA' credit rating category bank. Economic Capital is an internal estimate of capital levels required to support risk and unexpected losses above a desired target solvency level;
- Capital levels are commensurate with ANZ maintaining its preferred 'AA' credit rating category for senior long-term unsecured debt given its risk appetite outlined in its strategic plan; and
- An appropriate balance between maximising shareholder returns and prudent capital management principles.

ANZ achieves these objectives through an Internal Capital Adequacy Assessment Process (ICAAP) whereby ANZ conducts detailed strategic and capital planning over a medium term time horizon.

Annually, ANZ conducts a detailed strategic planning process over a three year time horizon, the outcomes of which are embodied in the Strategic Plan. This process involves forecasting key economic variables which Divisions use to determine key financial data for their existing business. New strategic initiatives to be undertaken over the planning period and their financial impact are then determined. These processes are used for the following:

- Review capital ratios, targets, and levels of different classes of capital against ANZ's risk profile and risk appetite outlined in the Strategic Plan. ANZ's capital targets reflect the key policy objectives above, and the desire to ensure that under specific stressed economic scenarios that capital levels are sufficient to remain above both Economic Capital and PCR requirements.
- Stress tests are performed under different economic conditions to ensure a comprehensive review of ANZ's capital position both before and after mitigating actions. The stress tests determine the level of additional capital (i.e. the 'capital buffer' above Pillar 1 minimum capital) needed to absorb losses that may be experienced during an economic downturn.
- Stress testing is integral to strengthening the predictive approach to risk management and is a key component in managing risks, asset writing strategies and business strategies. It creates greater understanding of the impacts on financial performance through modelling relationships and sensitivities between geographic, industry and Division exposures under a range of macro economic scenarios. ANZ has a dedicated stress testing team within Risk Management that models and reports to management and the Board's Risk Committee on a range of scenarios and stress tests.

Results are subsequently used to:

- recalibrate ANZ's management targets for minimum and operating ranges for its respective classes of capital such that ANZ will remain compliant with APRA's PCRs and US Federal Reserve's minimum Tier 1 and Total Capital requirements; and
- identify the level of organic capital generation and hence determine current and future capital requirements for the Company (Level 1) and the Group (Level 2).

From these processes, a Capital Plan is developed and approved by the Board which identifies the capital issuance requirements, capital securities maturity profile, and options around capital products, timing and markets to execute the Capital Plan under differing market and economic conditions.

The Capital Plan is maintained and updated through a monthly review of forecast financial performance, economic conditions and development of business initiatives and strategies. The Board and senior management are provided with monthly updates of ANZ's capital position. Any actions required to ensure ongoing prudent capital management are submitted to the Board for approval.

Regulatory environment

ANZ's regulatory capital calculation is governed by APRA's Prudential Standards which adopt a risk-based capital assessment framework based on the Basel II capital measurement standards. This risk-based approach requires eligible capital to be divided by total risk weighted assets (RWAs), with the resultant ratio being used as a measure of a bank's capital adequacy. APRA determines PCRs for Tier 1 and Total Capital, with capital as the numerator and RWAs as the denominator.

To ensure that Authorised Deposit-taking Institutions (ADIs) are adequately capitalised on both a stand-alone and group basis, APRA adopts a tiered approach to the measurement of an ADI's capital adequacy by assessing the ADI's financial strength at three levels:

- Level 1 – the ADI on a stand-alone basis (i.e. the Company and approved subsidiaries which are consolidated to form the ADI's Extended Licensed Entity);
- Level 2 – the consolidated banking group (i.e. the consolidated financial group less certain subsidiaries and associates excluded under the prudential standards); and
- Level 3 – the conglomerate group at the widest level.

ANZ is a Level 1 and Level 2 reporter, and measures capital adequacy monthly on a Level 1 and Level 2 basis, and is not required to report on a Level 3 basis.

Regulatory capital is divided into Tier 1, carrying the highest capital elements, and Tier 2, which has lower capital elements, but still adds to the overall strength of the ADI.

Tier 1 capital is comprised of 'Fundamental' capital, 'Residual' capital, and Tier 1 deductions. Fundamental capital comprises shareholders' equity adjusted for items which APRA does not allow as regulatory capital or classifies as lower forms of regulatory capital. Fundamental capital includes the following significant adjustments:

- Residual Tier 1 capital instruments included within shareholders' equity are excluded;
- Reserves exclude the Hedging reserve and Available-for-sale revaluation reserve, and reserves of insurance and funds management subsidiaries and associates excluded for Level 2 purposes;

31: Capital Management (continued)

- Retained earnings excludes retained earnings of insurance and funds management subsidiaries and associates excluded for Level 2 purposes, but includes capitalised deferred fees forming part of loan yields that meet the criteria set out in the prudential standard; and
- Current year net of tax earnings is net of any interim and special dividends paid during the current year, and the expected final dividend payment, net of the expected dividend reinvestment under the Dividend Reinvestment Plan and Bonus Option Plan, and excludes profits of insurance and funds management subsidiaries and associates excluded for Level 2 purposes.

Residual capital covers Non-innovative and Innovative Hybrid Tier 1 instruments with limits restricting the volume that can be counted as Tier 1 capital.

Tier 1 capital deductions include amounts deducted solely from Tier 1 capital. These deductions are mainly intangible assets being:

- goodwill;
- value in force as to acquired insurance/investment business portfolios;
- capitalised software;
- capitalised brokerage and borrowing expenses;
- net deferred tax assets.

Tier 1 deductions also include deductions taken 50% from Tier 1 and 50% from Tier 2, which mainly include the tangible component of investment in other subsidiaries and investments in associates regulated by APRA, or their overseas equivalent, and the amount of Expected Losses (EL) in excess of Eligible Provisions for Loan Losses (net of tax).

Tier 2 capital is comprised of Upper and Lower Tier 2 capital less capital deductions taken 50% from Tier 2 capital. Upper Tier 2 capital mainly comprises perpetual subordinated debt instruments, whilst Lower Tier 2 capital includes dated subordinated debt instruments which have a minimum term of five years at issue date.

Total Capital is the sum of Tier 1 capital and Tier 2 capital.

In addition to the prudential capital oversight that APRA conducts over the Company and the Group, the Company's branch operations and major banking subsidiary operations are overseen by local regulators such as the Reserve Bank of New Zealand, the US Federal Reserve, the UK Financial Services Authority, the Monetary Authority of Singapore, the Hong Kong Monetary Authority, the China Banking Regulatory Commission who may impose minimum capitalisation rates on those operations.

Throughout the financial year, the Company and the Group maintained compliance with the minimum Tier 1 and Total Capital ratios set by APRA and the US Federal Reserve as well as applicable capitalisation rates set by regulators in countries where the Company operates branches and subsidiaries.

Regulatory change

The Basel Committee on Banking Supervision has released a series of consultation papers (Basel III) containing a number of proposals to strengthen the global capital and liquidity framework to improve the banking sector's ability to absorb shocks arising from financial and economic stress.

Following on from the December 2010 Basel Committee paper on prudential capital reforms, on 6 September 2011 APRA released a discussion paper detailing the implementation of their proposed Basel III capital reforms in Australia.

The discussion paper adopts the Basel III reforms with increased capital deductions from Common Equity Tier 1 capital, higher capital targets with prescribed minimum capital buffers; and tighter requirements around Hybrid Tier 1 and Tier 2 securities. Based on ANZ's interpretation of the APRA discussion paper, coupled with the higher risk weighting for counterparty credit risk proposed by the December 2010 Basel Committee paper, ANZ's ratios are well above minima proposed by APRA at the January 2013 implementation date.

Basel Committee is still to release final proposals for contingent capital and measures to address systematic and inter-connected risks – these are expected in 2012.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

31: Capital Management (continued)

The table below provides the composition of capital used for regulatory purposes and capital adequacy ratios.

	2011 \$m	2010 \$m
Regulatory capital – qualifying capital		
Tier 1		
Shareholders' equity and non-controlling interests	37,954	34,155
Prudential adjustments to shareholders' equity	(3,479)	(2,840)
Fundamental Tier 1 capital	34,475	31,315
Deductions ¹	(10,611)	(10,057)
Common Equity Tier 1 capital	23,864	21,258
Non-innovative Tier 1 capital instruments	5,111	3,787
Innovative Tier 1 capital instruments	1,641	1,646
Tier 1 capital	30,616	26,691
Tier 2		
Upper Tier 2 capital	1,228	1,223
Subordinated notes ²	5,017	6,619
Deductions	(3,071)	(3,026)
Tier 2 capital	3,174	4,816
Total qualifying capital	33,790	31,507
Capital adequacy ratios		
Common Equity Tier 1	8.5%	8.0%
Tier 1	10.9%	10.1%
Tier 2	1.2%	1.8%
Total	12.1%	11.9%

¹ Includes goodwill (excluding OnePath Australia Limited and OnePath New Zealand Limited) of \$2,968 million (2010: \$2,910 million) and \$2,071 million (2010: \$2,043 million) intangible component of investment in OnePath Australia Limited and OnePath New Zealand Limited.

² For capital adequacy calculation, subordinated note issues are reduced by 20% of the original amount over the last four years to maturity and are limited to 50% of Tier 1 capital.

Regulatory environment – insurance and funds management business

Under APRA's Prudential Standards, life insurance and funds management activities are de-consolidated for the purposes of calculating capital adequacy and excluded from the risk based capital adequacy framework for the ANZ Level 2 Group. The intangible component of the investment in these controlled entities is deducted from Tier 1 capital with the balance of the investment deducted 50% from Tier 1 and 50% from Tier 2 capital. Additionally any profits from these activities included in ANZ's results are excluded from the determination of Tier 1 capital to the extent they have not been remitted to the Level 2 Group.

ANZ's life insurance business in Australia is regulated by APRA as a separate business. The Life Act (1995) includes a two tiered framework for the calculation of regulatory capital requirements for life insurance companies – 'solvency' and 'capital adequacy'. There are no regulatory capital requirements for life insurance companies in New Zealand. ANZ determines the minimum capital requirements for its New Zealand life insurance business according to the professional standard, 'Solvency Reserving for Life Insurers', issued by the New Zealand Society of Actuaries.

Fund managers in Australia are subject to 'Responsible Entity' regulation by the Australian Securities and Investment Commission ('ASIC'). The regulatory capital requirements vary depending on the type of Australian Financial Services Licence or Authorised Representatives' Licence held, but a requirement of up to \$5 million of net tangible assets applies.

APRA supervises approved trustees of superannuation funds and requires them to also maintain net tangible assets of at least \$5 million. These requirements are not cumulative where an entity is both an approved trustee for superannuation purposes and a responsible entity.

ANZ's insurance and funds management companies held assets in excess of regulatory capital requirements at 30 September 2011.

32: Assets Charged as Security for Liabilities and Collateral Accepted as Security for Assets

Assets charged as security for liabilities

The following assets are pledged as collateral:

- Mandatory reserve deposits with local central banks in accordance with statutory requirements. These deposits are not available to finance the Group's day to day operations.
- Securities provided as collateral for repurchase transactions. These transactions are governed by standard industry agreements.
- Debenture undertakings covering the assets of Esanda Finance Corporation Limited (Esanda) and its subsidiaries and UDC Finance Limited (UDC). The debenture stock of Esanda and its subsidiaries and UDC is secured by a trust deed and collateral debentures, giving floating charges upon the undertaking of all the tangible assets of the entity, other than land and buildings. All controlled entities of Esanda and UDC have guaranteed the payment of principal, interest and other monies in relation to all debenture stock and unsecured notes issued by Esanda and UDC respectively. The only loans pledged are those in UDC and its subsidiaries.
- Cash placed on deposit with a third party that is provided as collateral for a liability in a structured funding transaction. The funding was raised through a subsidiary, and to achieve more favourable pricing terms, ANZ provided cash collateral, given by the Company.
- Collateral provided to central banks.
- Specified housing loans provided as security for notes issued to investors by a securitisation special purpose vehicle.

The carrying amounts of assets pledged as security are as follows:

	Consolidated				The Company			
	Carrying Amount		Related Liability		Carrying Amount		Related Liability	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Regulatory deposits	1,505	1,056	n/a	n/a	497	616	n/a	n/a
Securities sold under arrangements to repurchase	1,872	1,858	1,869	1,733	1,511	1,703	1,510	1,564
Assets pledged as collateral under debenture undertakings	2,146	2,899	1,372	1,545	-	-	-	-
Cash deposited in structured funding transaction	840	840	2,000	2,000	840	840	-	-
Securitisation	166	211	166	211	-	-	-	-
Other	52	153	-	-	52	153	-	-

Collateral accepted as security for assets¹

ANZ has received collateral as part of entering reverse repurchase agreements. These transactions are governed by standard industry agreements.

The fair value of collateral received and provided is as follows:

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Collateral received on standard repurchase agreement²				
Fair value of assets which can be sold	7,238	7,867	6,451	7,665
Amount of collateral that has been resold	4,125	1,307	3,341	1,122

¹ Details of collateral agreements for derivatives are included in note 12.

² Balance in 2011 includes \$36 million where the underlying securities are equities.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

33: Financial Risk Management

STRATEGY IN USING FINANCIAL INSTRUMENTS

Financial instruments are fundamental to the Group's business, constituting the core element of its operations. Accordingly, the risks associated with financial instruments are a significant component of the risks faced by the Group. Financial instruments create, modify or reduce the credit, market (including traded or fair value risks and non-traded or interest and foreign currency related risks) and liquidity risks of the Group's balance sheet. These risks, and the Group's objectives, policies and processes for managing and methods used to measure such risks are outlined below.

CREDIT RISK

Credit risk is the risk of financial loss resulting from the failure of ANZ's customers and counterparties to honour or perform fully the terms of a loan or contract. The Group assumes credit risk in a wide range of lending and other activities in diverse markets and in many jurisdictions. Credit risks arise not only from traditional lending to customers, but also from inter-bank, treasury, international trade and capital market activities around the world.

The Group has an overall objective of sound growth for appropriate returns. The credit risk principles of the Group are set by the Board and are implemented and monitored within a tiered structure of delegated authority designed to oversee multiple facets of credit risk, including business writing strategies, credit policies/controls, portfolio monitoring and risk concentrations.

CREDIT RISK MANAGEMENT OVERVIEW

The credit risk management framework ensures a consistent approach is applied across the Group in measuring, monitoring and managing the credit risk appetite set by the Board.

The Board is assisted and advised by the Board Risk Committee in discharging its duty to oversee credit risk. The Board Risk Committee sets the credit risk appetite, credit principles and credit strategies, as well as approving credit transactions beyond the discretion of executive management.

Responsibility for the management and oversight of the credit risk framework (including the risk appetite) resides with the Credit and Market Risk Committee (CMRC), which is an executive management committee comprising senior risk, business and Group executives, chaired by the Chief Risk Officer (CRO).

Central to the Group's management of credit risk is the existence of an independent credit risk management function that is staffed by risk specialists. Independence is achieved by having all credit risk staff ultimately report to the CRO, including where they are embedded in business units. The primary responsibility for prudent and profitable management of credit risk assets and customer relationships rests with the business units.

The authority to make credit decisions is delegated by the Board to the CEO who in turn delegates authority to the CRO. The CRO in turn delegates some of his credit discretion to individuals as part of a 'cascade' of authority from senior to the most junior credit officers. Individuals are required to complete appropriate ongoing accreditation training in order to be granted and retain a credit discretion. Credit discretions are reviewed on an annual basis, and may be varied based on the holder's performance.

The Group has two main approaches to assessing credit risk arising from transactions:

- The larger and more complex credit transactions are assessed on a judgemental credit basis. Rating models provide a consistent and structured assessment, with judgement required around the use of out-of-model factors. Credit approval for judgemental lending is typically on a dual approval basis, jointly by the business writer in the business unit and an independent credit officer.
- Programmed credit assessment typically covers retail and some small business lending, and refers to the automated assessment of credit applications using a combination of scoring (application and behavioural), policy rules and external credit reporting information. Where an application does not meet the automated assessment criteria it will be referred out for manual assessment, with assessors considering the decision tool recommendation.

Central and divisional credit risk teams perform key roles in portfolio management such as the development and validation of credit risk measurement systems, loan asset quality reporting, stress testing, and the development of credit policies. Credit policies and procedures cover all aspects of the credit life cycle such as transaction structuring, risk grading, initial approval, ongoing management and problem debt management, as well as specialist policy topics.

The Group's grading system is fundamental to the management of credit risk, seeking to measure the probability of default (PD), the exposure at default (EAD) and the loss in the event of default (LGD) for all transactions.

From an operational perspective, the Group's credit grading system has two separate and distinct dimensions that:

- Measure the PD, which is expressed by a 27-grade Customer Credit Rating (CCR), reflecting the ability to service and repay debt. Within the programmed credit assessment sphere, the PD is typically expressed as a score which maps back to the PD.
- Measure the LGD, which is expressed by a Security Indicator (SI) ranging from A to G. The SI is calculated by reference to the percentage of loan covered by security which can be realised in the event of default. The security-related SIs are supplemented with a range of other SIs to cover situations where ANZ's LGD research indicates certain transaction characteristics have different recovery outcomes. Within the programmed credit assessment sphere, exposures are grouped into large homogenous pools – and the LGD is assigned at the pool level.

The development and regular validation of rating models is undertaken by specialist central risk teams. The outputs from these models drive many day-to-day credit decisions, such as origination, pricing, approval levels, regulatory capital adequacy, economic capital allocation and provisioning. The risk grading process includes monitoring of model-generated results to ensure appropriate judgement is exercised (such as overrides to take into account any out-of-model factors).

33: Financial Risk Management (continued)

COLLATERAL MANAGEMENT

Collateral is used to mitigate credit risk, as the secondary source of repayment in case the counterparty cannot meet its contractual repayment obligations.

ANZ credit principles specify to only lend when the counterparty has the capacity and ability to repay, and the Group sets limits on the acceptable level of credit risk. Acceptance of credit risk is firstly based on the counterparty's assessed capacity to meet contractual obligations (such as the scheduled repayment of principal and interest).

In certain cases, such as where the customer risk profile is considered very sound or by the nature of the product (for instance, small limit products such as credit cards), a transaction may not be supported by collateral. For some products, the collateral provided is fundamental to its structuring so is not strictly the secondary source of repayment. For example, lending secured by trade receivables is typically repaid by the collection of those receivables.

The most common types of collateral typically taken by ANZ include:

- Security over residential, commercial, industrial or rural property;
- Fixed and floating charges over business assets;
- Security over specific plant and equipment;
- Charges over listed shares, bonds or securities;
- Charges over cash deposits; and
- Guarantees and pledges.

Credit policy and procedures set out the acceptable types of collateral, as well as a process by which additional instruments and/or asset types can be considered for approval. ANZ's credit risk modelling areas use historical internal loss data and other relevant external data to assist in determining the discount that each type would be expected to incur in a forced sale. The discounted value is used in the determination of the SI for LGD purposes.

In the event of customer default, any loan security is usually held as mortgagee in possession while the Group is actively seeking to realise it. Therefore the Group does not usually hold any real estate or other assets acquired through the enforcement of security.

The Group generally uses Master Agreements with its counterparties for derivatives activities. Generally, International Swaps and Derivatives Association (ISDA) Master Agreements will be used. Under the ISDA Master Agreement, if a default of a counterparty occurs, all contracts with the counterparty are terminated. They are then settled on a net basis at market levels current at the time of default.

In addition to the terms noted above, ANZ's preferred practice is to use a Credit Support Annex (CSA) to the ISDA Master Agreement. Under a CSA, open derivative positions with the counterparty are aggregated and cash collateral (or other forms of eligible collateral) is exchanged daily. The collateral is provided by the counterparty that is out of the money. Upon termination of the trade, payment is required only for the final daily mark-to-market movement rather than the mark-to-market movement since inception.

CONCENTRATIONS OF CREDIT RISK

Concentrations of credit risk arise when a number of customers are engaged in similar business activities or activities within the same geographic region, or when they have similar risk characteristics that would cause their ability to meet contractual obligations to be similarly affected by changes in economic or other conditions.

The Group monitors its portfolios, to identify and assess risk concentrations. The Group's strategy is to maintain well-diversified credit portfolios focused on achieving an acceptable risk-return balance. Credit risk portfolios are actively monitored and frequently reviewed to identify, assess and guard against unacceptable risk concentrations. Concentration analysis will typically include geography, industry, credit product and risk grade. The Group also applies single customer counterparty limits to protect against unacceptably large exposures to single name risk. These limits are established based on a combination of factors including nature of counterparty, probability of default and collateral provided.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

33: Financial Risk Management (continued)

Concentrations of credit risk analysis

Composition of financial instruments that give rise to credit risk by industry:

Consolidated	Liquid assets and due from other financial institutions		Trading and AFS ¹ assets		Derivatives		Loans and advances and acceptances ¹		Other financial assets ²		Credit related commitments ³		Total	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Australia														
Agriculture, forestry	-	8	-	37	259	139	12,143	11,571	176	164	7,309	6,216	19,887	18,135
Fishing and mining	23	47	2	5	89	67	5,384	5,207	78	74	2,556	2,669	8,132	8,069
Business services	8	2	2	21	147	95	5,156	4,592	75	65	3,448	3,978	8,836	8,753
Construction	-	-	-	46	278	289	6,151	5,463	89	77	2,942	2,402	9,460	8,277
Entertainment, leisure and tourism	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Financial, investment and insurance ⁴	1,262	2,622	16,427	16,906	36,047	25,759	7,921	7,537	115	108	7,082	6,724	68,854	59,656
Government and official institutions	4,217	6,826	15,311	14,159	184	184	218	133	3	2	235	198	20,168	21,502
Manufacturing	240	68	358	346	664	566	8,252	7,196	120	102	8,214	9,070	17,848	17,348
Personal lending	-	-	-	-	-	-	191,052	175,888	2,771	2,495	35,929	36,155	229,752	214,538
Property services	1	3	40	89	795	586	24,108	22,643	350	321	8,267	7,637	33,561	31,279
Retail trade	8	5	85	132	173	160	9,295	8,422	135	119	3,630	3,462	13,326	12,300
Transport and storage	10	3	59	80	461	289	5,533	4,853	80	69	2,972	2,737	9,115	8,031
Wholesale trade	242	158	2	8	383	392	5,826	5,526	84	78	4,938	5,250	11,475	11,412
Other	43	2	1,411	3,776	1,066	413	8,285	8,517	120	121	7,673	6,220	18,598	19,049
	6,054	9,744	33,697	35,605	40,546	28,939	289,324	267,548	4,196	3,795	95,195	92,718	469,012	438,349
New Zealand														
Agriculture, forestry	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Fishing and mining	30	36	-	1	84	96	14,023	14,538	79	108	1,404	1,097	15,620	15,876
Business services	4	-	-	1	15	15	898	590	5	4	320	86	1,242	696
Construction	-	-	-	-	3	2	732	764	4	6	536	503	1,275	1,275
Entertainment, leisure and tourism	-	-	-	-	33	30	880	841	5	6	252	378	1,170	1,255
Financial, investment and insurance ⁴	2,394	1,337	2,751	2,383	7,864	5,361	728	1,370	682	181	1,153	898	15,572	11,530
Government and official institutions	184	5	4,913	4,248	451	241	1,136	1,089	6	8	803	610	7,493	6,201
Manufacturing	-	41	8	15	155	93	2,015	2,365	11	18	1,513	1,460	3,702	3,992
Personal lending	-	-	-	-	-	-	43,574	42,463	247	316	6,482	5,828	50,303	48,607
Property services	-	23	-	-	25	46	5,855	5,798	33	43	652	869	6,565	6,779
Retail trade	-	78	2	2	33	53	1,222	1,100	7	8	583	705	1,847	1,946
Transport and storage	-	4	45	16	83	114	1,247	1,370	7	10	463	383	1,845	1,897
Wholesale trade	12	41	-	-	17	15	925	931	5	7	873	976	1,832	1,970
Other	28	-	43	159	305	256	1,456	1,188	10	10	1,659	1,382	3,501	2,995
	2,652	1,565	7,762	6,825	9,068	6,322	74,691	74,407	1,101	725	16,693	15,175	111,967	105,019

1 Available-for-sale assets.

2 Mainly comprises trade dated assets and accrued interest.

3 Credit related commitments comprise undrawn facilities and customer contingent liabilities.

4 Includes amounts due from other Group entities.

5 Excludes individual and collective provisions for credit impairment held in respect of credit related commitments.

33: Financial Risk Management (continued)

Concentrations of credit risk analysis (continued):

Composition of financial instruments that give rise to credit risk by industry (continued):

	Liquid assets and due from other financial institutions		Trading and AFS assets		Derivatives		Loans and advances and acceptances ¹		Other financial assets ²		Credit related commitments ³		Total	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Consolidated														
Asia Pacific, Europe & America														
Agriculture, forestry fishing and mining	38	11	-	-	40	22	1,389	688	24	26	3,721	4,947	5,212	5,694
Business services	8	-	-	-	3	2	914	682	16	26	1,255	896	2,196	1,666
Construction	-	5	-	-	32	16	336	251	6	10	1,978	1,506	2,352	1,788
Entertainment, leisure and tourism	-	-	-	-	-	3	730	819	12	31	282	323	1,024	1,176
Financial, investment and insurance ⁴	20,692	10,022	6,512	5,445	3,576	2,023	2,382	1,936	40	74	9,103	5,570	42,305	25,070
Government and official institutions	1,005	66	8,839	5,558	33	1	437	359	7	14	1,340	1,231	11,661	7,229
Manufacturing	140	138	2	70	306	162	11,121	7,123	189	272	16,591	12,546	28,349	20,311
Personal lending	-	2	-	-	-	-	5,817	4,606	99	176	6,580	5,700	12,496	10,484
Property services	-	-	-	30	63	15	3,309	2,393	56	91	581	688	4,009	3,217
Retail trade	-	-	-	5	2	2	921	708	16	27	692	316	1,631	1,058
Transport and storage	-	11	-	1	52	50	2,343	1,764	40	67	1,102	806	3,537	2,699
Wholesale trade	123	52	-	1	115	88	5,289	3,257	90	124	10,139	6,079	15,756	9,601
Other	206	17	1,047	272	282	176	4,764	3,541	81	135	3,847	3,013	10,227	7,154
	22,212	10,324	16,400	11,382	4,504	2,560	39,752	28,127	676	1,073	57,211	43,621	140,755	97,087
Consolidated - aggregate														
Agriculture, forestry fishing and mining	68	55	-	38	383	257	27,555	26,797	279	298	12,434	12,260	40,719	39,705
Business services	35	47	2	6	107	84	7,196	6,479	99	104	4,131	3,651	11,570	10,371
Construction	8	7	2	21	182	113	6,224	5,607	85	81	5,962	5,987	12,463	11,816
Entertainment, leisure and tourism	-	-	-	46	311	322	7,761	7,123	106	114	3,476	3,103	11,654	10,708
Financial, investment and insurance ⁴	24,348	13,981	25,690	24,734	47,487	33,143	11,031	10,843	837	363	17,338	13,192	126,731	96,256
Government and official institutions	5,406	6,897	29,063	23,965	668	426	1,791	1,581	16	24	2,378	2,039	39,322	34,932
Manufacturing	380	247	368	431	1,125	821	21,388	16,684	320	392	26,318	23,076	49,899	41,651
Personal lending	-	2	-	-	-	-	240,443	222,957	3,117	2,987	48,991	47,683	292,551	273,629
Property services	1	26	40	119	883	647	33,272	30,834	439	455	9,500	9,194	44,135	41,275
Retail trade	8	83	87	139	208	215	11,438	10,230	158	154	4,905	4,483	16,804	15,304
Transport and storage	10	18	104	97	596	453	9,123	7,987	127	146	4,537	3,926	14,497	12,627
Wholesale trade	377	251	2	9	515	495	12,040	9,714	179	209	15,950	12,305	29,063	22,983
Other	277	19	2,501	4,207	1,653	845	14,505	13,246	211	266	13,179	10,615	32,326	29,198
Gross Total	30,918	21,633	57,859	53,812	54,118	37,821	403,767	370,082	5,973	5,593	169,099	151,514	721,734	640,455
Individual provision for credit impairment	-	-	-	-	-	-	(1,687)	(1,849)	-	-	(10)	(26)	(1,697)	(1,875)
Collective provision for credit impairment	-	-	-	-	-	-	(2,604)	(2,577)	-	-	(572)	(576)	(3,176)	(3,153)
	30,918	21,633	57,859	53,812	54,118	37,821	399,476	365,656	5,973	5,593	168,517	150,912	718,861	635,427
Unearned income	-	-	-	-	-	-	(2,216)	(2,262)	-	-	-	-	(2,216)	(2,262)
Capitalised brokerage/ mortgage origination fees	-	-	-	-	-	-	629	600	-	-	-	-	629	600
	30,918	21,633	57,859	53,812	54,118	37,821	397,889	363,994	5,973	5,593	168,517	150,912	715,274	633,765
Excluded from analysis above ⁵	2,805	2,793	479	445	-	-	-	-	-	-	-	-	3,284	3,238
	33,723	24,426	58,338	54,257	54,118	37,821	397,889	363,994	5,973	5,593	168,517	150,912	718,558	637,003

1 Available-for-sale assets.

2 Mainly comprises trade dated assets and accrued interest.

3 Credit related commitments comprise undrawn facilities and customer contingent liabilities.

4 Includes amounts due from other Group entities.

5 Equity instruments and cash are excluded from maximum exposure amount.

6 Excludes individual and collective provisions for credit impairment held in respect of credit related commitments.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

33: Financial Risk Management (continued)

Concentrations of credit risk analysis (continued):

Composition of financial instruments that give rise to credit risk by industry (continued):

The Company	Liquid assets and due from other financial institutions		Trading and AFS assets		Derivatives		Loans and advances and acceptances ¹		Other financial assets ²		Credit related commitments ³		Total	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Australia														
Agriculture, forestry fishing and mining	-	8	-	37	259	139	11,425	9,689	118	92	7,302	6,022	19,104	15,987
Business services	25	46	2	4	89	67	5,373	5,198	55	49	2,553	2,669	8,097	8,033
Construction	9	2	2	21	148	94	5,145	4,584	53	44	3,445	3,978	8,802	8,723
Entertainment, leisure and tourism	-	-	-	46	278	288	6,130	5,454	63	52	2,940	2,402	9,411	8,242
Financial, investment and insurance ⁴	1,298	2,502	16,786	16,767	42,119	29,500	8,651	8,302	89	79	7,075	6,724	76,018	63,874
Government and official institutions	4,598	6,726	15,653	14,060	184	184	218	133	3	2	235	198	20,891	21,303
Manufacturing	261	67	366	344	665	567	8,227	7,183	85	68	8,206	9,070	17,810	17,299
Personal lending	-	-	-	-	-	-	190,661	175,585	1,956	1,671	35,890	36,155	228,507	213,411
Property services	1	3	41	88	794	586	24,056	22,605	248	215	8,259	7,637	33,399	31,134
Retail trade	9	5	87	131	173	160	9,275	8,408	95	80	3,626	3,462	13,265	12,246
Transport and storage	11	3	60	79	461	288	5,491	4,780	57	45	2,970	2,734	9,050	7,929
Wholesale trade	263	156	2	8	384	392	5,811	5,516	60	52	4,933	5,249	11,453	11,373
Other	47	2	1,333	3,621	1,066	413	8,259	8,491	86	82	7,666	6,217	18,457	18,826
	6,522	9,520	34,332	35,206	46,620	32,678	288,722	265,928	2,968	2,531	95,100	92,517	474,264	438,380
New Zealand														
Agriculture, forestry fishing and mining	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Business services	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Construction	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Entertainment, leisure and tourism	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Financial, investment and insurance	-	-	-	-	21	381	-	-	-	-	-	-	21	381
Government and official institutions	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Manufacturing	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Personal lending	-	-	-	-	-	-	7,820	7,663	267	226	69	48	8,156	7,937
Property services	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Retail trade	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Transport and storage	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Wholesale trade	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Other	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	21	381	7,820	7,663	267	226	69	48	8,177	8,318

1 Available-for-sale assets.

2 Mainly comprises trade dated assets and accrued interest.

3 Credit related commitments comprise undrawn facilities and customer contingent liabilities.

4 Includes amounts due from other Group entities.

5 Excludes individual and collective provisions for credit impairment held in respect of credit related commitments.

33: Financial Risk Management (continued)

Concentrations of credit risk analysis (continued):

Composition of financial instruments that give rise to credit risk by industry (continued):

The Company	Liquid assets and due from other financial institutions		Trading and AFS assets		Derivatives		Loans and advances and acceptances ¹		Other financial assets ²		Credit related commitments ³		Total	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Asia Pacific, Europe & America														
Agriculture, forestry														
Fishing and mining	34	11	-	-	15	10	817	429	13	16	3,032	4,466	3,911	4,932
Business services	7	-	-	-	1	1	604	486	10	18	1,071	837	1,693	1,342
Construction	-	1	-	-	12	7	176	114	3	4	1,829	1,448	2,020	1,574
Entertainment, leisure and tourism	-	-	-	-	-	1	558	644	9	24	258	284	825	953
Financial, investment and insurance ⁴	18,056	9,306	5,601	5,031	1,362	897	2,035	1,711	36	68	8,291	5,242	35,381	22,255
Government and official institutions	899	56	6,305	4,388	12	-	362	305	6	12	1,259	1,186	8,843	5,947
Manufacturing	122	134	2	67	116	71	9,544	6,388	154	242	14,682	11,668	24,620	18,570
Personal lending	-	2	-	-	-	-	4,465	3,258	72	123	5,587	4,856	10,124	8,239
Property services	-	-	-	29	24	6	3,111	2,413	50	91	534	663	3,719	3,202
Retail trade	-	-	-	5	1	1	596	480	10	18	527	247	1,134	751
Transport and storage	-	11	-	1	20	22	1,760	1,462	28	55	982	715	2,790	2,266
Wholesale trade	110	44	-	1	44	38	4,471	2,860	72	108	9,166	5,666	13,863	8,717
Other	185	17	766	170	108	78	3,938	2,914	63	110	2,989	2,304	8,049	5,593
	19,413	9,582	12,674	9,692	1,715	1,132	32,437	23,464	526	889	50,207	39,582	116,972	84,341
The Company - aggregate														
Agriculture, forestry														
Fishing and mining	34	19	-	37	274	149	12,242	10,118	131	108	10,334	10,488	23,015	20,919
Business services	32	46	2	4	90	68	5,977	5,684	65	67	3,624	3,506	9,790	9,375
Construction	9	3	2	21	160	101	5,321	4,698	56	48	5,274	5,426	10,822	10,297
Entertainment, leisure and tourism	-	-	-	46	278	289	6,688	6,098	72	76	3,198	2,686	10,236	9,195
Financial, investment and insurance ⁴	19,354	11,808	22,386	21,798	43,502	30,778	10,686	10,013	125	147	15,366	11,966	111,420	86,510
Government and official institutions	5,497	6,782	21,959	18,448	196	184	580	438	9	14	1,494	1,384	29,734	27,250
Manufacturing	383	201	368	411	781	638	17,771	13,571	239	310	22,888	20,738	42,430	35,869
Personal lending	-	2	-	-	-	-	202,946	186,506	2,295	2,020	41,546	41,059	246,787	229,587
Property services	1	3	41	117	818	592	27,167	25,018	298	306	8,793	8,300	37,118	34,336
Retail trade	9	5	87	136	174	161	9,871	8,888	105	98	4,153	3,709	14,399	12,997
Transport and storage	11	14	60	80	481	310	7,251	6,242	85	100	3,952	3,449	11,840	10,195
Wholesale trade	373	200	2	9	428	430	10,282	8,376	132	160	14,099	10,915	25,316	20,090
Other	232	19	2,099	3,791	1,174	491	12,197	11,405	149	192	10,655	8,521	26,506	24,419
Gross Total	25,935	19,102	47,006	44,898	48,356	34,191	328,979	297,055	3,761	3,646	145,376	132,147	599,413	531,039
Individual provision for credit impairment	-	-	-	-	-	-	(1,144)	(1,253)	-	-	(6)	(20)	(1,150)	(1,273)
Collective provision for credit impairment	-	-	-	-	-	-	(2,042)	(1,950)	-	-	(454)	(436)	(2,496)	(2,386)
	25,935	19,102	47,006	44,898	48,356	34,191	325,793	293,852	3,761	3,646	144,916	131,691	595,767	527,380
Unearned income	-	-	-	-	-	-	(1,961)	(2,007)	-	-	-	-	(1,961)	(2,007)
Capitalised brokerage/mortgage origination fees	-	-	-	-	-	-	602	566	-	-	-	-	602	566
	25,935	19,102	47,006	44,898	48,356	34,191	324,434	292,411	3,761	3,646	144,916	131,691	594,408	525,939
Excluded from analysis above ⁵	958	1,082	378	380	-	-	-	-	-	-	-	-	1,336	1,462
	26,893	20,184	47,384	45,278	48,356	34,191	324,434	292,411	3,761	3,646	144,916	131,691	595,744	527,401

1. Available-for-sale assets.

2. Mainly comprises trade dated assets and accrued interest.

3. Credit related commitments comprise undrawn facilities and customer contingent liabilities.

4. Includes amounts due from other Group entities.

5. Equity instruments and cash are excluded from maximum exposure amount.

6. Excludes individual and collective provisions for credit impairment held in respect of credit related commitments.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

33: Financial Risk Management (continued)

CREDIT QUALITY

Maximum exposure to credit risk

For financial assets recognised on the balance sheet, the maximum exposure to credit risk is the carrying amount. In certain circumstances, there may be differences between the carrying amounts reported on the balance sheet and the amounts reported in the tables below. Principally, these differences arise in respect of financial assets that are subject to risks other than credit risk, such as equity investments which are primarily subject to market risk, or bank notes and coins. For contingent exposures, the maximum exposure to credit risk is the maximum amount the Group would have to pay if the instrument is called upon. For undrawn facilities, the maximum exposure to credit risk is the full amount of the committed facilities.

The following tables present the maximum exposure to credit risk of on-balance sheet and off-balance sheet financial assets before taking account of any collateral held or other credit enhancements.

Consolidated	Reported		Excluded ¹		Maximum exposure to credit risk	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Liquid assets	24,899	18,945	2,805	2,793	22,094	16,152
Due from other financial institutions	8,824	5,481	-	-	8,824	5,481
Trading securities	36,074	33,515	-	-	36,074	33,515
Derivative financial instruments	54,118	37,821	-	-	54,118	37,821
Available-for-sale assets	22,264	20,742	479	445	21,785	20,297
Net loans and advances and acceptances						
- Australia	231,139	217,903	-	-	231,139	217,903
- APEA	38,779	27,118	-	-	38,779	27,118
- New Zealand	68,174	67,239	-	-	68,174	67,239
- Institutional	91,151	72,670	-	-	91,151	72,670
- Less: Institutional APEA	(31,936)	(21,538)	-	-	(31,936)	(21,538)
Other financial assets ²	5,973	5,593	-	-	5,973	5,593
	549,459	485,489	3,284	3,238	546,175	482,251
Undrawn facilities	137,889	124,029	-	-	137,889	124,029
Contingent facilities	31,210	27,485	-	-	31,210	27,485
	169,099	151,514	-	-	169,099	151,514
Total	718,558	637,003	3,284	3,238	715,274	633,765

¹ Includes bank notes and coins and cash at bank within liquid assets and equity instruments within available-for-sale financial assets.

² Mainly comprises trade dated assets and accrued interest.

33: Financial Risk Management (continued)

Maximum exposure to credit risk (continued)

The Company	Reported ¹		Excluded ²		Maximum exposure to credit risk	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Liquid assets	20,555	16,047	958	1,082	19,597	14,964
Due from other financial institutions	6,338	4,136	-	-	6,338	4,136
Trading securities	28,367	28,305	-	-	28,367	28,305
Derivative financial instruments	48,356	34,191	-	-	48,356	34,191
Available-for-sale assets	19,017	16,973	378	380	18,639	16,593
Net loans and advances and acceptances	323,974	291,956	-	-	323,974	291,957
Other financial assets ¹	3,761	3,646	-	-	3,761	3,646
	450,368	395,254	1,336	1,462	449,033	393,792
Undrawn facilities	117,107	106,403	-	-	117,107	106,403
Contingent facilities	28,269	25,744	-	-	28,269	25,744
	145,376	132,147	-	-	145,376	132,147
Total	595,744	527,401	1,336	1,462	594,408	525,939

1 Includes bank notes and coins and cash at bank within liquid assets and equity instruments within available-for-sale financial assets.

2 Mainly comprises trade dated assets and accrued interest.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

33: Financial Risk Management (continued)

DISTRIBUTION OF FINANCIAL ASSETS BY CREDIT QUALITY

The Group has a comprehensive rating system that is used to quantify credit risk. The use of masterscales ensures consistency across exposure types at the Group, providing a consistent framework for reporting and analysis.

All customers with whom ANZ has a credit relationship including guarantors, are assigned a Customer Credit Rating (CCR) or score at origination either by programmed credit assessment or by judgemental assessment. In addition, the CCR or score is reviewed on an ongoing basis to ensure it accurately reflects the credit risk of the customer and the prevailing economic conditions.

The Group's risk grade profile therefore changes dynamically through new lending, repayment and/or existing counterparty movements in either risk or volume.

Restructured items

Restructured items are facilities in which the original contractual terms have been modified for reasons related to the financial difficulties of the customer. Restructuring may consist of reduction of interest, principal or other payments legally due, or an extension in maturity materially beyond those typically offered to new facilities with similar risk.

	Neither past due nor impaired		Past due but not impaired		Restructured		Impaired		Total	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Consolidated										
Liquid assets	22,094	16,152	-	-	-	-	-	-	22,094	16,152
Due from other financial institutions	8,824	5,481	-	-	-	-	-	-	8,824	5,481
Trading securities	36,074	33,515	-	-	-	-	-	-	36,074	33,515
Derivative financial instruments	54,079	37,752	-	-	1	18	38	51	54,118	37,821
Available-for-sale assets	21,785	20,297	-	-	-	-	-	-	21,785	20,297
Net loans and advances and acceptances										
- Australia	220,897	207,897	9,022	8,977	-	-	1,220	1,029	231,139	217,903
- APEA	37,413	25,742	700	689	-	-	666	687	38,779	27,118
- New Zealand	64,732	63,497	2,034	2,229	16	7	1,392	1,506	68,174	67,239
- Institutional	88,622	69,132	119	263	683	116	1,727	3,159	91,151	72,670
- Less: Institutional APEA	(31,557)	(21,217)	(24)	(15)	-	-	(355)	(306)	(31,936)	(21,538)
Other financial assets ¹	5,973	5,593	-	-	-	-	-	-	5,973	5,593
Credit related commitments ²	168,906	151,220	-	-	-	-	193	294	169,099	151,514
	697,842	615,061	11,851	12,143	700	141	4,881	6,420	715,274	633,765

	Neither past due nor impaired		Past due but not impaired		Restructured		Impaired		Total	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
The Company										
Liquid assets	19,597	14,964	-	-	-	-	-	-	19,597	14,964
Due from other financial institutions	6,338	4,136	-	-	-	-	-	-	6,338	4,136
Trading securities	28,367	28,305	-	-	-	-	-	-	28,367	28,305
Derivative financial instruments	48,317	34,122	-	-	1	18	38	51	48,356	34,191
Available-for-sale assets	18,639	16,593	-	-	-	-	-	-	18,639	16,593
Net loans and advances and acceptances	310,758	277,687	9,495	9,867	683	116	3,038	4,287	323,974	291,957
Other financial assets ¹	3,761	3,646	-	-	-	-	-	-	3,761	3,646
Credit related commitments ²	145,204	131,877	-	-	-	-	172	270	145,376	132,147
	580,981	511,330	9,495	9,867	684	134	3,248	4,608	594,408	525,939

¹ Mainly comprises trade dated assets and accrued interest.

² Comprises undrawn facilities and customer contingent liabilities.

33: Financial Risk Management (continued)

Credit quality of financial assets neither past due nor impaired

The credit quality of financial assets is managed by the Group using internal CCRs based on their current probability of default. The Group's masterscales are mapped to external rating agency scales, to enable wider comparisons.

Internal rating

Strong credit profile	Customers that have demonstrated superior stability in their operating and financial performance over the long-term, and whose debt servicing capacity is not significantly vulnerable to foreseeable events. This rating broadly corresponds to ratings 'Aaa' to 'Baa3' and 'AAA' to 'BBB-' of Moody's and Standard & Poor's respectively.
Satisfactory risk	Customers that have consistently demonstrated sound operational and financial stability over the medium to long-term, even though some may be susceptible to cyclical trends or variability in earnings. This rating broadly corresponds to ratings 'Ba2' to 'Ba3' and 'BB' to 'BB-' of Moody's and Standard & Poor's respectively.
Sub-standard but not past due or impaired	Customers that have demonstrated some operational and financial instability, with variability and uncertainty in profitability and liquidity projected to continue over the short and possibly medium term. This rating broadly corresponds to ratings 'B1' to 'Caa' and 'B+' to 'CCC' of Moody's and Standard & Poor's respectively.

	Strong credit profile		Satisfactory risk		Sub-standard but not past due or impaired		Total	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Consolidated								
Liquid assets	21,484	15,606	552	468	58	78	22,094	16,152
Due from other financial institutions	7,617	4,880	980	424	227	177	8,824	5,481
Trading securities	35,528	32,466	546	1,017	-	32	36,074	33,515
Derivative financial instruments	51,928	36,464	1,461	775	690	513	54,079	37,752
Available-for-sale assets	20,081	19,026	1,664	1,271	40	-	21,785	20,297
Net loans and advances and acceptances								
- Australia	164,417	153,391	46,367	45,148	10,113	9,358	220,897	207,897
- APEA	26,136	14,731	9,201	9,227	2,076	1,784	37,413	25,742
- New Zealand	39,590	36,094	20,802	22,069	4,340	5,334	64,732	63,497
- Institutional	65,433	45,050	19,038	19,988	4,151	4,094	88,622	69,132
- Less: Institutional APEA	(21,894)	(11,625)	(9,192)	(8,894)	(471)	(698)	(31,557)	(21,217)
Other financial assets ¹	5,412	5,125	431	385	130	83	5,973	5,593
Credit related commitments ²	136,248	123,083	29,759	24,544	2,899	3,593	168,906	151,220
	551,980	474,291	121,609	116,422	24,253	24,348	697,842	615,061

	Strong credit profile		Satisfactory risk		Sub-standard but not past due or impaired		Total	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
The Company								
Liquid assets	19,085	14,566	473	340	39	58	19,597	14,964
Due from other financial institutions	5,596	3,914	738	214	4	8	6,338	4,136
Trading securities	28,017	27,274	350	999	-	32	28,367	28,305
Derivative financial instruments	46,418	33,127	1,226	532	673	463	48,317	34,122
Available-for-sale assets	18,336	16,264	263	329	40	-	18,639	16,593
Net loans and advances and acceptances								
	228,068	198,050	67,548	65,885	15,142	13,752	310,758	277,687
Other financial assets ¹	3,307	3,315	346	275	108	56	3,761	3,646
Credit related commitments ²	119,913	109,788	23,598	19,724	1,693	2,365	145,204	131,877
	468,740	406,298	94,542	88,298	17,699	16,734	580,981	511,330

¹ Mainly comprises trade dated assets and accrued interest.

² Comprises undrawn facilities and customer contingent liabilities.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

33: Financial Risk Management (continued)

Ageing analysis of financial assets that are past due but not impaired

Ageing analysis of past due loans is used by the Group to measure and manage emerging credit risks. Financial assets that are past due but not impaired include those which are assessed, approved and managed on a portfolio basis within a centralised environment (for example credit cards and personal loans) that can be held on a productive basis until they are 180 days past due, as well as those which are managed on an individual basis.

A large portion of retail credit exposures, such as residential mortgages, are generally well secured. That is, the value of associated security is sufficient to cover amounts outstanding.

	As at 30 September 2011						As at 30 September 2010					
	Consolidated						Consolidated					
	1-5 days \$m	6-29 days \$m	30-59 days \$m	60-89 days \$m	>90 days \$m	Total \$m	1-5 days \$m	6-29 days \$m	30-59 days \$m	60-89 days \$m	>90 days \$m	Total \$m
Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Net loans and advances and acceptances:												
- Australia	2,132	3,451	1,280	639	1,520	9,022	1,799	4,115	1,274	587	1,202	8,977
- APEA	-	516	-	115	69	700	-	483	-	123	83	689
- New Zealand	867	557	275	93	242	2,034	739	788	340	124	238	2,229
- Institutional	29	36	30	20	4	119	8	110	55	44	46	263
- Less: Institutional APEA	-	(20)	(1)	(2)	(1)	(24)	-	(1)	-	-	(14)	(15)
Other financial assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Credit related commitments ¹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3,028	4,540	1,584	865	1,834	11,851	2,546	5,495	1,669	878	1,555	12,143

	The Company						The Company					
	1-5 days \$m	6-29 days \$m	30-59 days \$m	60-89 days \$m	>90 days \$m	Total \$m	1-5 days \$m	6-29 days \$m	30-59 days \$m	60-89 days \$m	>90 days \$m	Total \$m
	Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Net loans and advances and acceptances	2,222	3,760	1,308	695	1,510	9,495	1,871	4,704	1,341	722	1,229	9,867
Other financial assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Credit related commitments ¹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2,222	3,760	1,308	695	1,510	9,495	1,871	4,704	1,341	722	1,229	9,867

¹ Comprises undrawn facilities and customer contingent liabilities.

33: Financial Risk Management (continued)

Estimated value of collateral for financial assets that are past due but not impaired

Collateral provided as security is valued conservatively on a recoverable basis assuming an event of default, and such valuations are updated on a regular basis with the frequency varying depending on the nature of the security. The adequacy of security valuations must also be considered at each customer review. In order to calculate the Security Indicator (SI) for a transaction, the value of a collateral item is reduced by an extension ratio which reduces its market value to a realisable value assuming a downturn scenario. Extension ratios have been determined based on analysis of historical loss information.

For the purposes of this disclosure, where security is valued at more than the corresponding credit exposure, coverage is capped at the value of the credit exposure.

Consolidated	Cash		Real estate		Other		Total value of collateral		Credit exposure		Unsecured portion of credit exposure	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Net loans and advances and acceptances	-	-	6,310	6,346	1,717	1,771	8,027	8,117	9,022	8,977	995	860
- Australia	-	-	174	193	173	234	347	427	700	689	353	262
- APEA	-	-	1,223	1,586	448	241	1,671	1,827	2,034	2,229	363	402
- New Zealand	-	-	46	94	25	119	71	213	119	263	48	50
- Institutional	-	-	-	-	(1)	(3)	(1)	(3)	(24)	(15)	(23)	(12)
- Less: Institutional APEA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Other financial assets ¹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Credit related commitments ²	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	7,753	8,219	2,362	2,362	10,115	10,581	11,851	12,143	1,736	1,562

The Company	Cash		Real estate		Other		Total value of collateral		Credit exposure		Unsecured portion of credit exposure	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Net loans and advances and acceptances	-	-	6,709	6,875	1,672	1,894	8,381	8,769	9,495	9,867	1,114	1,098
Other financial assets ¹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Credit related commitments ²	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	6,709	6,875	1,672	1,894	8,381	8,769	9,495	9,867	1,114	1,098

1. Mainly comprises trade dated assets and accrued interest.

2. Comprises undrawn facilities and customer contingent liabilities.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

33: Financial Risk Management (continued)

Financial assets that are individually impaired

	Consolidated				The Company			
	Impaired assets		Individual provision balances		Impaired assets		Individual provision balances	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Australia								
Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	35	51	-	-	35	51	-	-
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	-	-	-
Net loans and advances and acceptances	2,592	3,837	902	957	2,430	3,696	864	904
Other financial assets ¹	-	-	-	-	-	-	-	-
Credit related commitments ²	180	260	7	20	172	260	6	20
	2,807	4,148	909	977	2,637	4,007	870	924
New Zealand								
Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	-	-	-	-	-	-	-	-
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	-	-	-
Net loans and advances and acceptances	1,392	1,551	398	463	52	33	14	9
Other financial assets ¹	-	-	-	-	-	-	-	-
Credit related commitments ²	13	24	3	6	-	-	-	-
	1,405	1,575	401	469	52	33	14	9
Asia Pacific, Europe & America								
Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	3	-	-	-	3	-	-	-
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	-	-	-
Net loans and advances and acceptances	666	687	387	429	556	558	266	340
Other financial assets ¹	-	-	-	-	-	-	-	-
Credit related commitments ²	-	10	-	-	-	10	-	-
	669	697	387	429	559	568	266	340
Aggregate								
Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	38	51	-	-	38	51	-	-
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	-	-	-
Net loans and advances and acceptances	4,650	6,075	1,687	1,849	3,038	4,287	1,144	1,253
Other financial assets ¹	-	-	-	-	-	-	-	-
Credit related commitments ²	193	294	10	26	172	270	6	20
	4,881	6,420	1,697	1,875	3,248	4,608	1,150	1,273

1. Mainly comprises trade dated trading assets and accrued interest.

2. Comprises undrawn facilities and customer contingent liabilities.

33: Financial Risk Management (continued)

Estimated value of collateral for financial assets that are individually impaired

	Cash		Real estate		Other		Total value of collateral		Credit exposure		Unsecured portion of credit exposure	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Consolidated												
Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	-	-	17	32	21	19	38	51	38	51	-	-
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Net loans and advances and acceptances												
- Australia	-	-	248	172	380	376	628	548	1,220	1,029	592	481
- APEA	-	-	16	15	262	243	278	258	666	687	388	429
- New Zealand	-	-	840	743	154	329	994	1,072	1,392	1,506	398	434
- Institutional	-	-	784	1,330	488	1,195	1,272	2,525	1,727	3,159	455	634
- Less: Institutional APEA	-	-	-	-	(209)	(177)	(209)	(177)	(355)	(306)	(146)	(129)
Other financial assets ¹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Credit related commitments ²	-	1	7	9	176	258	183	268	193	294	10	26
	-	1	1,912	2,301	1,272	2,243	3,184	4,545	4,881	6,420	1,697	1,875

	Cash		Real estate		Other		Total value of collateral		Credit exposure		Unsecured portion of credit exposure	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
The Company												
Liquid assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Due from other financial institutions	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Trading securities	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Derivative financial instruments	-	-	17	32	21	19	38	51	38	51	-	-
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Net loans and advances and acceptances												
- Australia	-	-	1,086	1,541	808	1,493	1,894	3,034	3,038	4,287	1,144	1,253
Other financial assets ¹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Credit related commitments ²	-	1	3	6	163	243	166	250	172	270	6	20
	-	1	1,106	1,579	992	1,755	2,098	3,335	3,248	4,608	1,150	1,273

1. Mainly comprises trade dated assets and accrued interest.

2. Comprises undrawn facilities and customer contingent liabilities.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

33: Financial Risk Management (continued)

MARKET RISK

Market risk is the risk to the Group's earnings arising from changes in interest rates, currency exchange rates, credit spreads, or from fluctuations in bond, commodity or equity prices.

Market risk arises when changes in market rates, prices and volatilities lead to a decline in the value of assets and liabilities, including financial derivatives. Market risk is generated through both trading and banking book activities.

ANZ conducts trading operations in interest rates, foreign exchange, commodities, securities and equities.

ANZ has a detailed risk management and control framework to support its trading and balance sheet activities. The framework incorporates a risk measurement approach to quantify the magnitude of market risk within trading and balance sheet portfolios. This approach and related analysis identifies the range of possible outcomes that can be expected over a given period of time, establishes the relative likelihood of those outcomes and allocates an appropriate amount of capital to support these activities.

Group-wide responsibility for the strategies and policies relating to the management of market risk lies with the Board Risk Committee. Responsibility for day to day management of both market risks and compliance with market risk policy is delegated by the Risk Committee to the Credit and Market Risk Committee ('CMRC') and the Group Asset & Liability Committee ('GALCO'). The CMRC, chaired by the Chief Risk Officer, is responsible for the oversight of market risk. All committees receive regular reporting on the range of trading and balance sheet market risks that ANZ incurs.

Within overall strategies and policies, the control of market risk at the Group level is the joint responsibility of Business Units and Risk Management, with the delegation of market risk limits from the Board and CMRC allocated to both Risk Management and the Business Units.

The management of Risk Management is supported by a comprehensive limit and policy framework to control the amount of risk that the Group will accept. Market risk limits are allocated at various levels and are reported and monitored by Market Risk on a daily basis. The detailed limit framework allocates individual limits to manage and control asset classes (e.g. interest rates, equities), risk factors (e.g. interest rates, volatilities) and profit and loss limits (to monitor and manage the performance of the trading portfolios).

Market risk management and control responsibilities

To facilitate the management, measurement and reporting of market risk, ANZ has grouped market risk into two broad categories:

a) Traded market risk

This is the risk of loss from changes in the value of financial instruments due to movements in price factors for both physical and derivative trading positions. Trading positions arise from transactions where ANZ acts as principal with customers, financial exchanges or interbank counterparties.

The principal risk categories monitored are:

- Currency risk is the potential loss arising from the decline in the value of a financial instrument due to changes in foreign exchange rates or their implied volatilities.
- Interest rate risk is the potential loss arising from the change in the value of a financial instrument due to changes in market interest rates or their implied volatilities.
- Credit spread risk is the potential loss arising from a change in value of an instrument due to a movement of its margin or spread relative to a benchmark.
- Commodity risk is the potential loss arising from the decline in the value of a financial instrument due to changes in commodity prices or their implied volatilities.
- Equity risk is the potential loss arising from the decline in the value of a financial instrument due to changes in stock prices or their implied volatilities.

b) Non-traded market risk (or balance sheet risk)

This comprises the management of non-traded interest rate risk, liquidity, and the risk to the Australian dollar denominated value of the Group's capital and earnings as a result of foreign exchange rate movements.

Some instruments do not fall into either category that also expose ANZ to market risk. These include equity securities classified as available-for-sale financial assets that predominantly comprise long-term strategic investments.

Value at Risk (VaR) measure

A key measure of market risk is Value at Risk (VaR). VaR is a statistical estimate of the possible daily loss and is based on historical market movements.

ANZ measures VaR at a 97.5% and 99% confidence interval. This means that there is a 97.5% or 99% chance that the loss will not exceed the VaR estimate on any given day.

The Group's standard VaR approach for both traded and non-traded risk is historical simulation. The Group calculates VaR using historical changes in market rates, prices and volatilities over the previous 500 business days. Traded and non-traded VaR is calculated using a one-day holding period.

It should be noted that because VaR is driven by actual historical observations, it is not an estimate of the maximum loss that the Group could experience from an extreme market event. As a result of this limitation, the Group utilises a number of other risk measures (e.g. stress testing) and risk sensitivity limits to measure and manage market risk.

33: Financial Risk Management (continued)

Traded Market Risk

Below are the aggregate Value at Risk (VaR) exposures at 97.5% and 99% confidence levels covering both physical and derivatives trading positions for the Bank's principal trading centres.

Consolidated	30 September 2011				30 September 2010			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
Value at risk at 97.5% confidence								
Foreign exchange	6.0	7.9	0.8	3.1	2.6	7.8	0.8	2.0
Interest rate	4.7	16.1	4.2	9.4	11.2	24.9	9.2	17.2
Credit	3.4	8.5	2.4	5.4	3.0	4.9	1.7	3.1
Commodity	2.0	4.3	1.6	2.6	2.1	3.7	1.1	2.3
Equities	2.5	2.5	0.4	0.9	0.5	0.8	0.2	0.4
Diversification benefit	(10.4)	n/a	n/a	(10.3)	(7.1)	n/a	n/a	(8.2)
Total VaR	8.2	18.8	5.7	11.1	12.3	24.9	10.0	16.8
Value at risk at 99% confidence								
Foreign exchange	7.8	10.9	1.0	4.2	3.6	10.4	1.3	3.1
Interest rate	7.0	26.4	5.4	13.5	19.3	57.4	15.2	30.5
Credit	4.9	10.5	3.2	6.9	3.9	7.0	2.1	4.4
Commodity	3.2	6.5	2.4	4.1	3.6	5.4	2.4	3.6
Equities	3.4	3.5	0.6	1.3	0.8	1.2	0.5	0.8
Diversification benefit	(14.6)	n/a	n/a	(14.2)	(9.4)	n/a	n/a	(9.8)
Total VaR	11.7	29.5	8.3	15.8	21.8	71.4	15.0	32.6

The Company	30 September 2011				30 September 2010			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
Value at risk at 97.5% confidence								
Foreign exchange	6.0	7.9	0.8	3.1	2.6	7.7	0.7	2.0
Interest rate	4.5	15.8	4.0	9.1	11.0	24.8	9.0	17.0
Credit	3.3	8.5	2.4	5.4	2.9	4.8	1.6	3.1
Commodity	2.0	4.3	1.6	2.6	2.1	3.7	1.1	2.3
Equities	2.5	2.5	0.4	0.9	0.5	0.8	0.2	0.4
Diversification benefit	(10.2)	n/a	n/a	(10.3)	(6.9)	n/a	n/a	(8.1)
Total VaR	8.1	18.6	5.5	10.8	12.2	24.8	9.9	16.7
Value at risk at 99% confidence								
Foreign exchange	7.8	10.9	1.0	4.2	3.5	10.3	1.3	3.1
Interest rate	6.7	26.3	5.0	13.2	19.0	57.3	15.0	30.3
Credit	4.8	10.5	3.2	6.9	3.8	7.0	2.1	4.3
Commodity	3.2	6.5	2.4	4.1	3.6	5.4	2.4	3.6
Equities	3.4	3.5	0.6	1.3	0.8	1.2	0.5	0.8
Diversification benefit	(14.4)	n/a	n/a	(14.2)	(9.3)	n/a	n/a	(9.7)
Total VaR	11.5	29.3	8.1	15.5	21.4	71.3	14.6	32.4

VaR is calculated separately for foreign exchange, interest rate, credit, commodity and equities and for the Group. The diversification benefit reflects the historical correlation between these products. Electricity commodities risk measurement remains under the standard approach for regulatory purposes. Equities trading risk measurement moved to the internal model approach in May 2011.

To supplement the VaR methodology, ANZ applies a wide range of stress tests, both on individual portfolios and at a Group level. ANZ's stress-testing regime provides senior management with an assessment of the financial impact of identified extreme events on market risk exposures of ANZ. Standard stress tests are applied on a daily basis and measure the potential loss arising from applying extreme market movements to individual and groups of individual price factors. Extraordinary stress tests are applied monthly and measure the potential loss arising as a result of scenarios generated from major financial market events.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

33: Financial Risk Management (continued)

Non-Traded Market Risk (Balance Sheet Risk)

The principal objectives of balance sheet management are to manage interest income sensitivity while maintaining acceptable levels of interest rate and liquidity risk and to manage the market value of the Group's capital. Liquidity risk is dealt with in the next section.

Interest rate risk

The objective of balance sheet interest rate risk management is to secure stable and optimal net interest income over both the short (next 12 months) and long-term. Non-traded interest rate risk relates to the potential adverse impact of changes in market interest rates on the Group's future net interest income. This risk arises from two principal sources: mismatches between the repricing dates of interest bearing assets and liabilities; and the investment of capital and other non-interest bearing liabilities in interest bearing assets. Interest rate risk is reported using various techniques including: VaR and scenario analysis (to a 1% shock).

a) VaR non-traded interest rate risk

The repricing assumptions used to determine the VaR and 1% rate shock have been independently validated. Below are aggregate VaR figures covering non-traded interest rate risk.

Consolidated	30 September 2011				30 September 2010			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
Value at risk at 97.5% confidence								
Australia	12.2	20.1	10.5	14.4	18.2	27.3	18.0	22.0
New Zealand	8.1	13.5	7.9	9.3	13.8	13.8	7.8	11.1
Asia Pacific, Europe & America	3.9	5.5	2.3	3.5	4.3	8.9	4.3	5.9
Diversification benefit	(9.7)	n/a	n/a	(8.0)	(11.6)	n/a	n/a	(8.2)
	14.5	26.5	13.2	19.2	24.7	39.6	24.7	30.8

The Company	30 September 2011				30 September 2010			
	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m	As at \$m	High for year \$m	Low for year \$m	Average for year \$m
Value at risk at 97.5% confidence								
Australia	12.2	20.1	10.5	14.4	18.2	27.3	18.0	22.0
New Zealand	0.1	0.3	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1
Asia Pacific, Europe & America	3.2	5.4	1.7	3.0	4.2	10.5	4.2	6.8
Diversification benefit	(3.7)	n/a	n/a	(2.2)	(1.8)	n/a	n/a	(2.6)
	11.8	20.9	10.1	15.3	20.7	34.7	20.7	26.3

VaR is calculated separately for Australia, New Zealand and Asia Pacific, Europe and America Markets, as well as for the Group.

To supplement the VaR methodology, ANZ applies a wide range of stress tests, both on individual portfolios and at Group level. ANZ's stress testing regime provides senior management with an assessment of the financial impact of identified extreme events on market risk exposures of ANZ.

b) Scenario Analysis – a 1% shock on the next 12 months' net interest income

A 1% overnight parallel positive shift in the yield curve is modelled to determine the potential impact on net interest income over the succeeding 12 months. This is a standard risk measure which assumes the parallel shift is reflected in all wholesale and customer rates.

The figures in the table below indicate the outcome of this risk measure for the current and previous financial years – expressed as a percentage of reported net interest income. The sign indicates the nature of the rate sensitivity with a positive number signifying that a rate increase is positive for net interest income over the next 12 months.

	Consolidated		The Company	
	2011	2010	2011	2010
Impact of 1% rate shock				
As at 30 September	1.36%	1.09%	1.53%	1.12%
Maximum exposure	1.51%	1.61%	1.85%	1.79%
Minimum exposure	0.50%	0.60%	0.54%	0.63%
Average exposure (in absolute terms)	1.08%	0.98%	1.26%	1.14%

33: Financial Risk Management (continued)

Interest rate risk (continued)

The extent of mismatching between the repricing characteristics and timing of interest bearing assets and liabilities at any point has implications for future net interest income. On a global basis, the Group quantifies the potential variation in future net interest income as a result of these repricing mismatches.

The repricing gaps themselves are constructed based on contractual repricing information. However, for those assets and liabilities where the contractual term to repricing is not considered to be reflective of the actual interest rate sensitivity (for example, products priced at the Group's discretion), a profile based on historically observed and/or anticipated rate sensitivity is used. This treatment excludes the effect of basis risk between customer pricing and wholesale market pricing.

Equity securities classified as available-for-sale

The portfolio of financial assets, classified as available-for-sale for measurement and financial reporting purposes, also contains equity investment holdings which predominantly comprise investments held for longer term strategic intentions. These equity investments are also subject to market risk which is not captured by the VaR measures for traded and non-traded market risks. Regular reviews are performed to substantiate valuation of the investments within the portfolio and the equity investments are regularly reviewed by management for impairment. The fair value of the constituents of equity securities classified as available-for-sale can fluctuate considerably.

The table below outlines the composition of the equity holdings.

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Visa Inc.	315	275	247	215
Sacombank	73	80	73	80
Energy Infrastructure Trust	-	40	-	40
Other equity holdings	91	50	58	45
	479	445	378	380
Impact on equity of 10% variation in value	48	44	38	38

Foreign currency risk – structural exposures

The investment of capital in foreign operations, such as branches, subsidiaries or associates with functional currencies other than the Australian dollar, exposes the Group to the risk of changes in foreign exchange rates.

The main operating (or functional) currencies of Group entities are the Australian dollar and the New Zealand dollar, with a number of overseas undertakings operating in various other currencies. The Group presents its consolidated financial statements in Australian dollars, as the Australian dollar is the dominant currency. The Group's consolidated balance sheet is therefore affected by exchange differences between the Australian dollar and functional currencies of foreign operations. Variations in the value of these overseas operations arising as a result of exchange differences are reflected in the foreign currency translation reserve in equity.

The Group routinely monitors this risk and conducts hedging, where it is expected to add shareholder value, in accordance with approved policies. The Group's exposures to structural foreign currency risks are managed with the primary objective of ensuring, where practical, that the consolidated Tier 1 capital ratio is neutral to the effect of changes in exchange rates.

Selective hedges were in place during the 2011 and 2010 financial years. For details on the hedging instruments used and effectiveness of hedges of net investments in foreign operations, refer to note 12 to these financial statements. The Group's economic hedges against New Zealand Dollar and US Dollar revenue streams are included within 'Trading' at note 12.

LIQUIDITY RISK (Excludes Insurance and Funds Management)

Liquidity risk is the risk that the Group has insufficient capacity to fund increases in assets or is unable to meet its payment obligations as they fall due, including repaying depositors or maturing wholesale debt. The timing mismatch of cashflows and the related liquidity risk is inherent in all banking operations and is closely monitored by the Group.

The Group maintains a portfolio of liquid assets to manage potential stresses in funding sources. The minimum level of liquidity portfolio assets to hold is based on a range of ANZ specific and general market liquidity stress scenarios such that potential cash flow obligations can be met over the short to medium term.

The Group's liquidity and funding risks are governed by a detailed policy framework which is approved by the Board of Directors. The core objective of the framework is to ensure that the Group has sufficient liquidity to meet obligations as they fall due, without incurring unacceptable losses. In response to the impact of the global financial crisis, the framework has been reviewed and updated.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

33: Financial Risk Management (continued)

LIQUIDITY RISK (Excludes Insurance and Funds Management)

ANZ has a low appetite for liquidity risk, as determined by the Board. Key principles of ANZ's approach to liquidity risk management include:

- Maintaining the ability to meet all payment obligations in the immediate term.
- Ensuring that the Group has the ability to meet 'survival horizons' under a range of ANZ specific and general market liquidity stress scenarios, at the site and Group-wide level, to meet cash flow obligations over the short to medium term.
- Maintaining strength in the Group's balance sheet structure to ensure long term resilience in the liquidity and funding risk profile.
- Limiting the potential earnings at risk implications associated with unexpected increases in funding costs or the liquidation of assets under stress.
- Ensuring the liquidity management framework is compatible with local regulatory requirements.
- Preparation of daily liquidity reports and scenario analysis, quantifying the Group's positions.
- Targeting a diversified funding base, avoiding undue concentrations by investor type, maturity, market source and currency.
- Holding a portfolio of high quality liquid assets to protect against adverse funding conditions and to support day-to-day operations.
- Establishing detailed contingency plans to cover different liquidity crisis events.

Management of liquidity and funding risks are overseen by the Group Asset and Liability Committee (GALCO).

Scenario modelling

A key component of the Group's liquidity management framework is scenario modelling. APRA requires ADIs to assess liquidity under different scenarios, including the 'going-concern' and 'name-crisis'.

'Going-concern': reflects the normal behaviour of cash flows in the ordinary course of business. APRA requires that the Group must be able to meet all commitments and obligations under a going concern scenario, within the ADI's normal funding capacity ('available to fund' limit), over at least the following 30 calendar days. In estimating the funding requirement, the Group models expected cashflows by reference to historical behaviour and contractual maturity data.

'Name-crisis': refers to a potential name-specific liquidity crisis which models the behaviour of cash flows where there is a problem (real or perceived) which may include, but is not limited to, operational issues, doubts about the solvency of the Group or adverse rating changes. Under this scenario the Group may have significant difficulty rolling over or replacing funding. Under a name crisis, APRA requires the Group to be cashflow positive over a five business day period.

'Survival horizons': The Global financial crisis has highlighted the importance of differentiating between stressed and normal market conditions in a name-specific crisis, and the different behaviour that offshore and domestic wholesale funding markets can exhibit during market stress events. As a result, the Group has enhanced its liquidity risk scenario modelling to supplement APRA's statutory requirements.

The Group has linked its liquidity risk appetite to defined liquidity 'survival horizons' (i.e. the time period under which ANZ must maintain a positive cashflow position under a specific scenario or stress). Under these scenarios, customer and/or wholesale balance sheet asset/liability flows are stressed. The following stressed scenarios are modelled:

- Extreme Short Term Crisis Scenario (ESTC): A name-specific stress during a period of market stress.
- Short Term Crisis Scenario (NSTC): A name-specific stress during a period of normal markets conditions.
- Global Funding Market Disruption (GFMD): Stressed global wholesale funding markets leading to a closure of domestic and offshore markets.
- Offshore Funding Market Disruption (OFMD): Stressed global wholesale funding markets leading to a closure of offshore markets only.

Each of ANZ's operations is responsible for ensuring its compliance with all scenarios that are required to be modelled. Additionally, the Group measures, monitors and manages all modelled liquidity scenarios on an aggregated Group-wide level.

Liquidity portfolio management

The Group holds a diversified portfolio of cash and high-quality, highly-liquid securities that may be sold or pledged to provide same-day liquidity. This portfolio helps protect the Group's liquidity position by providing a source of cash in stressed conditions. All assets held in this portfolio are securities eligible for repurchase under agreements with the applicable central bank (i.e. 'repo' eligible).

The sizing of the Group's liquidity portfolio is based on the amount of liquidity required to meet day-to-day operational requirements and potential name crisis or potential wholesale 'funding stress' requirements under each of the Group's various stress scenarios.

At 30 September 2011, the volume of eligible securities available, post any repurchase (i.e. 'repo') discounts applied by the applicable central bank, was \$71.4 billion.

To further strengthen the Bank's balance sheet, the Group continues to maintain strong coverage ratios of liquidity portfolio to maturing wholesale offshore debt maturities. The current liquidity portfolio and other supplementary assets is sufficient to cover all offshore debt maturities for both long and short term debt.

The liquidity portfolio is well diversified by counterparty, currency, and tenor. Under the liquidity policy framework securities purchased must be of a similar or better credit quality to ANZ's external long-term or short-term credit ratings and continue to be repo eligible.

33: Financial Risk Management (continued)

Supplementing its liquidity position, the Group holds:

- additional central bank deposits with the US Federal Reserve and Bank of Japan of \$10.3 billion;
- secondary sources of liquidity including Australian Government securities, Australian State Government securities and gold of such as highly liquid instruments in trading portfolios of \$9.6 billion; and
- additional cash and other securities to satisfy local country regulatory liquidity requirements.

These other assets are not included in the prime liquidity portfolio outlined below:

Eligible securities

Prime liquidity portfolio (market values ¹)	2011 \$m	2010 \$m
Australia	20,815	20,974
New Zealand	9,141	7,547
United States	1,353	1,275
United Kingdom	2,654	2,183
Asia	6,682	4,204
Internal Residential Mortgage Backed Securities (Australia)	26,831	26,657
Internal Residential Mortgage Backed Securities (New Zealand)	3,899	3,812
Total	71,375	66,652

Counterparty credit ratings

Long term counterparty/security credit rating ²	Market Value \$m
AAA	52,651
AA+	10,046
AA	7,311
AA-	887
A+	312
A	168
Total	71,375

¹ Market value is post the repo discount applied by the applicable central bank.

² Where available, based on Standard & Poor's long-term credit ratings.

Liquidity crisis contingency planning

The Group maintains APRA-endorsed liquidity crisis contingency plans defining an approach for analysing and responding to a liquidity threatening event at a country and Group-wide level. To align with the enhanced liquidity scenario analysis framework, crisis management strategies are assessed against the Group's crisis stress scenarios.

The framework is compliant with APRA's key liquidity contingency crisis planning requirements and guidelines and includes:

- the establishment of crisis severity/stress levels;
- clearly assigned crisis roles and responsibilities;
- early warning signals indicative of an approaching crisis, and mechanisms to monitor and report these signals;
- crisis declaration assessment processes, and related escalation triggers set against early warning signals;
- outlined action plans, and courses of action for altering asset and liability behaviour;
- procedures for crisis management reporting, and making up cash-flow shortfalls;
- guidelines determining the priority of customer relationships in the event of liquidity problems; and
- assigned responsibilities for internal and external communications.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

33: Financial Risk Management (continued)

Regulatory Change

Following the publication of earlier discussion papers relating to liquidity prudential requirements, APRA and the Basel Committee on banking Supervision have both made further announcements on this topic. These proposals include enhancements to governance and other qualitative requirements, including the requirement for a clear risk appetite statement on liquidity risk from the Board. Many of these aspects have been integrated into ANZ's liquidity management framework for some time. The proposed changes to the quantitative requirements, including changes to scenario stress tests and structural liquidity metrics, are more significant. While ANZ has an existing stress scenario framework and structural liquidity risk metrics and limits in place, the requirements proposed are in general more onerous. These changes will impact the future composition and size of ANZ's liquidity portfolio as well as the size and composition of the Bank's funding base. APRA is expected to release details on the prudential changes shortly, with compliance against the new liquidity coverage ratio expected to commence in 2015.

Group funding

ANZ manages its funding profile using a range of funding metrics and balance sheet disciplines. This approach is designed to ensure that an appropriate proportion of the Group's assets are funded by stable funding sources including core customer deposits, longer-dated wholesale funding (with a remaining term exceeding one year) and equity. This includes targeting a diversified funding base, avoiding undue concentrations by investor type, maturity, market source and currency.

The Group's global wholesale funding strategy is designed to deliver a sustainable portfolio of wholesale funds that balances cost efficiency against prudent duration while targeting diversification by markets, investors, currencies, maturities and funding structures.

Funding plans and performance relative to those plans are reported regularly to senior management via the Group Asset and Liability Committee (GALCO). These plans address customer balance sheet growth and changes in wholesale funding including, targeted funding volumes, markets, investors, tenors and currencies for senior, subordinated and hybrid transactions. Plans are supplemented with a monthly forecasting process which reviews the funding position in light of market conditions and balance sheet requirements. Funding plans are generated through the three-year strategic planning process. Asset and deposit plans are submitted at the business segment level with the wholesale funding requirements then derived at the geographic level. To the extent that asset growth exceeds funding generated from customer deposits, additional wholesale funds are sourced.

Short-term wholesale funding requirements, with a contractual maturity of less than one year, are managed through Group Treasury and local Markets operations. Long-term wholesale funding is managed and executed through Group Treasury operations in Australia and New Zealand.

Funding position 2011

Customer deposits and other funding liabilities increased by 16% to \$308.2 billion and now represents 61% of all funding, an increase of 3% from September 2010. \$18.0 billion of term wholesale debt (with a remaining term greater than one year), including \$2.4 billion of pre-funding executed during full year 2010, was issued during the 2011 financial year. In addition, ANZ raised \$1.34 billion in hybrid capital, taking the total term debt and hybrid issuance for the 2011 financial year to \$19.4 billion. As at September 2011, term wholesale funding represented 12% of total funding, a decrease from 16% as at September 2010 (partly due to 2011 financial year pre-funding completed during 2010 financial year).

- ANZ maintained access to all major global wholesale funding markets during 2011.
- Over 70% of term funding requirements were completed during the first half, before market conditions began to deteriorate. Benchmark term debt issues were completed in AUD, USD, JPY, CHF, CAD and NZD.
- All short-term wholesale funding needs were comfortably met, despite an increase in volatility in offshore markets and a general shortening of tenor preference from US money market investors.
- The weighted average tenor of new term debt issuance was 4.7 years (unchanged year-on-year).
- The weighted average cost of new term debt issuance during 2011 declined marginally (4bps) relative to 2010. Average portfolio costs remain substantially above pre-crisis levels and continue to increase as maturing term wholesale funding is replaced at higher spreads.

Over the past year strong customer deposit growth and stable term debt issuance has allowed ANZ to maintain a low reliance on short-term wholesale funding markets. The proportion of total funding sourced from short-term wholesale funding markets was unchanged at 12% between September 2010 and September 2011.

33: Financial Risk Management (continued)

The following tables show the Group's funding composition:

Funding composition	Consolidated	
	2011 \$m	2010 \$m
Customer deposits and other liabilities¹		
Australia	183,216	164,795
Asia Pacific, Europe & America	64,828	46,610
New Zealand	48,710	45,470
Total customer deposits	296,754	256,875
Other²	11,450	9,113
Total customer deposits and other liabilities (funding)	308,204	265,988
Wholesale funding		
Bonds and notes	56,551	59,714
Loan capital	11,993	12,280
Certificates of deposit (wholesale)	55,554	39,530
Commercial paper	14,333	11,641
Liability for acceptances ³	970	11,495
Due to other financial institutions	23,012	21,610
Other wholesale borrowing ⁴	(1,128)	2,140
Total wholesale funds	161,285	158,410
Shareholders' equity (excluding preference shares)	37,083	33,284
Total funding	506,572	457,682
Total funding maturity		
Short term wholesale funding	12%	12%
Long term wholesale funding		
– Less than 1 year residual maturity	6%	6%
– Greater than 1 year residual maturity ⁵	12%	16%
Total customer deposits and other liabilities (funding)	61%	58%
Shareholders' equity and hybrid debt	9%	8%
Total funding and shareholders' equity	100%	100%

¹ Includes term deposits, other deposits excluding securitisation deposits and an adjustment to eliminate OnePath Australia investments in ANZ deposit products.

² Includes interest accruals, payables and other liabilities, provisions and net tax provisions, excluding other liabilities in OnePath.

³ The decrease in liability for acceptances is due to a switch in products used for funding purpose.

⁴ Includes net derivative balances, special purpose vehicles, other borrowings and preference share capital Euro hybrids.

⁵ Long term wholesale funding amounts are stated at original hedged exchange rates. Movements due to currency fluctuations in actual amounts borrowed are classified as short term wholesale funding.

Liquidity risk – Insurance and Funds Management

The Group's insurance and fund management businesses, such as OnePath Australia Limited (formerly ING Australia Limited), also apply their own liquidity and funding methods to address their specific needs.

As at 30 September 2011 a number of investment options in the life insurance statutory funds were suspended due to the prescribed limits on their liquidity facilities being reached. These suspensions are not a consequence of any performance issue of the Life Company and do not affect the Group's future performance or distributions. The Net Market Value of suspended funds is \$524 million (2010: \$907 million).

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

33: Financial Risk Management (continued)

Contractual maturity analysis of the Group's liabilities

The tables below analyse the Group's and Company's contractual liabilities, within relevant maturity groupings based on the earliest date on which the Group or Company may be required to pay. The amounts represent principal and interest cash flows and hence may differ compared to the amounts reported on the balance sheet.

It should be noted that this is not how the Group manages its liquidity risk. The management of this risk is detailed above.

Contractual maturity analysis of financial liabilities at 30 September 2011:

Consolidated at 30 September 2011	Less than 3 months ¹ \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	No maturity specified ² \$m	Total \$m
Due to other financial institutions	21,525	1,427	37	49	-	23,038
Deposits and other borrowings						
Certificates of deposit	33,740	5,949	18,440	-	-	58,129
Term deposits	110,265	42,039	4,230	38	-	156,572
Other deposits bearing interest	130,741	-	-	-	-	130,741
Deposits not bearing interest	11,334	-	-	-	-	11,334
Commercial paper	9,907	4,433	-	-	-	14,340
Borrowing corporations' debt	773	487	328	-	-	1,588
Other borrowings	2,053	-	-	-	-	2,053
Liability for acceptances	921	49	-	-	-	970
Bonds and notes ³	4,854	11,777	36,773	6,997	-	60,401
Loan capital ⁴	352	2,211	5,166	5,273	964	13,966
Policy liabilities	26,619	-	-	-	884	27,503
External unit holder liabilities (life insurance funds)	5,033	-	-	-	-	5,033
Derivative liabilities (trading) ⁵	39,061	-	-	-	-	39,061
Derivative assets and liabilities (balance sheet management)						
- Funding						
Receive leg (-ve is an inflow)	(24,477)	(24,133)	(78,670)	(13,827)	-	(141,107)
Pay leg	25,202	26,749	81,837	14,970	-	148,758
- Other balance sheet management						
Receive leg (-ve is an inflow)	(2,763)	(4,677)	(10,865)	(1,812)	-	(20,117)
Pay leg	2,785	4,835	10,910	1,746	-	20,276

Consolidated at 30 September 2010	Less than 3 months ¹ \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	No maturity specified ² \$m	Total \$m
Due to other financial institutions	20,119	367	56	-	-	20,542
Deposits and other borrowings						
Certificates of deposit	15,919	8,163	17,821	-	-	41,903
Term deposits	95,714	41,325	3,084	102	-	140,225
Other deposits bearing interest	109,279	-	-	-	-	109,279
Deposits not bearing interest	10,598	-	-	-	-	10,598
Commercial paper	6,266	5,378	-	-	-	11,644
Borrowing corporations' debt	797	619	544	-	-	1,960
Other borrowings	2,141	-	-	-	-	2,141
Liability for acceptances	11,265	230	-	-	-	11,495
Bonds and notes ³	5,506	11,349	40,080	5,830	-	62,765
Loan capital ⁴	341	1,230	7,955	3,240	945	13,711
Policy liabilities	28,002	-	-	-	979	28,981
External unit holder liabilities (life insurance funds)	5,448	-	-	-	-	5,448
Derivative liabilities (trading) ⁵	17,830	-	-	-	-	17,830
Derivative assets and liabilities (balance sheet management)						
- Funding						
Receive leg (-ve is an inflow)	(30,149)	(27,419)	(87,059)	(13,911)	-	(158,538)
Pay leg	32,748	30,457	95,752	15,317	-	174,274
- Other balance sheet management						
Receive leg (-ve is an inflow)	(2,511)	(5,161)	(11,091)	(1,276)	-	(20,039)
Pay leg	2,638	5,371	11,075	1,225	-	20,309

1 Includes at call instruments.

2 Includes perpetual investments brought in at face value only.

3 Any callable wholesale debt instruments have been included at their next call date.

4 Includes instruments that may be settled in cash or in equity, at the option of the Company.

5 The full mark-to-market of derivative liabilities held for trading purposes has been included in the 'less than 3 months' category.

33: Financial Risk Management (continued)

The Company at 30 September 2011	Less than 3 months ¹ \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	No maturity specified ² \$m	Total \$m
Due to other financial institutions	19,989	1,344	37	-	-	21,370
Deposits and other borrowings						
Certificates of deposit	32,165	5,867	18,440	-	-	56,472
Term deposits	93,805	30,048	2,142	39	-	126,034
Other deposits bearing interest	113,140	-	-	-	-	113,140
Deposits not bearing interest	5,974	-	-	-	-	5,974
Commercial paper	7,259	3,317	-	-	-	10,576
Borrowing corporations' debt	-	-	-	-	-	-
Other borrowings	-	-	-	-	-	-
Liability for acceptances	645	42	-	-	-	687
Bonds and notes ³	3,626	9,596	27,775	6,736	-	47,733
Loan capital ^{3,4}	271	2,175	5,184	4,803	308	12,741
Derivative liabilities (trading) ⁵	35,418	-	-	-	-	35,418
Derivative assets and liabilities (balance sheet management)						
- Funding						
Receive leg (-ve is an inflow)	(8,773)	(14,565)	(53,934)	(13,827)	-	(91,099)
Pay leg	10,122	16,550	57,263	14,970	-	98,905
- Other balance sheet management						
Receive leg (-ve is an inflow)	(2,167)	(3,485)	(8,808)	(1,619)	-	(16,079)
Pay leg	2,109	3,539	8,759	1,547	-	15,954

The Company at 30 September 2010	Less than 3 months ¹ \$m	3 to 12 months \$m	1 to 5 years \$m	After 5 years \$m	No maturity specified ² \$m	Total \$m
Due to other financial institutions	18,469	367	34	-	-	18,870
Deposits and other borrowings						
Certificates of deposit	13,558	8,044	17,818	-	-	39,420
Term deposits	83,541	26,787	1,878	101	-	112,307
Other deposits bearing interest	95,001	-	-	-	-	95,001
Deposits not bearing interest	5,677	-	-	-	-	5,677
Commercial paper	2,941	3,139	-	-	-	6,080
Borrowing corporations' debt	-	-	-	-	-	-
Other borrowings	121	-	-	-	-	121
Liability for acceptances	11,287	230	-	-	-	11,517
Bonds and notes ³	5,128	9,517	29,686	5,747	-	50,078
Loan capital ^{3,4}	328	1,189	7,347	3,240	310	12,414
Derivative liabilities (trading) ⁵	17,998	-	-	-	-	17,998
Derivative assets and liabilities (balance sheet management)						
- Funding						
Receive leg (-ve is an inflow)	(18,851)	(18,240)	(56,764)	(13,911)	-	(107,766)
Pay leg	20,980	21,009	64,847	15,317	-	122,153
- Other balance sheet management						
Receive leg (-ve is an inflow)	(1,901)	(3,926)	(9,161)	(1,205)	-	(16,193)
Pay leg	1,886	3,978	8,954	1,117	-	15,935

1 Includes at call instruments.

2 Includes perpetual investments brought in at face value only.

3 Any callable wholesale debt instruments have been included at their next call date.

4 Includes instruments that may be settled in cash or in equity, at the option of the Company.

5 The full mark-to-market of derivative liabilities held for trading purposes has been included in the 'less than 3 months' category.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

33: Financial Risk Management (continued)

CREDIT RELATED CONTINGENCIES

Undrawn facilities and issued guarantees comprises the nominal principal amounts of commitments, contingencies and other undrawn facilities and represents the maximum liquidity at risk position should all facilities extended be drawn.

The majority of undrawn facilities are subject to customers maintaining specific credit and other requirements or conditions. Many of these facilities are expected to be partially used, whereas others may never be required to be drawn upon. As such, the total of the nominal principal amounts is not necessarily representative of future liquidity risks or future cash requirements.

The tables below analyse the Group's and Company's undrawn facilities and issued guarantees into relevant maturity groupings based on the earliest date on which ANZ may be required to pay.

	Consolidated			The Company		
	Less than 1 year \$m	More than 1 year \$m	Total \$m	Less than 1 year \$m	More than 1 year \$m	Total \$m
30 September 2011						
Undrawn facilities	137,889	–	137,889	117,107	–	117,107
Issued guarantees	31,210	–	31,210	28,269	–	28,269

	Consolidated			The Company		
	Less than 1 year \$m	More than 1 year \$m	Total \$m	Less than 1 year \$m	More than 1 year \$m	Total \$m
30 September 2010						
Undrawn facilities	124,029	–	124,029	106,403	–	106,403
Issued guarantees	27,485	–	27,485	25,745	–	25,745

LIFE INSURANCE RISK

Although not a significant contributor to the Group's balance sheet, the Group's insurance businesses give rise to unique risks which are managed separately from the Group's banking businesses. The nature of these risks and the manner in which they are managed is set out in note 49.

OPERATIONAL RISK MANAGEMENT

Within ANZ, operational risk is defined as the risk of loss resulting from inadequate or failed internal processes, people and systems or from external events. This definition includes legal risk, and the risk of reputational loss or damage arising from inadequate or failed internal processes, people and systems, but excludes strategic risk.

The authority for operational risk oversight is delegated by the Board to the Board Risk Committee. The Operational Risk Executive Committee (OREC) supports the Board Risk Committee in respect of operational risk oversight which includes compliance with regulatory obligations.

The key responsibilities of OREC include:

- endorse ANZ's Operational Risk Management and Measurement Framework for approval by the Risk Committee of the Board;
- approve Operational Risk and Compliance policies;
- approve ANZ's Group Compliance Framework;
- monitoring the state of operational risk management and instigating any necessary corrective actions;
- review all material actual, potential or near miss risk events;
- approve extreme rated risk treatment plans; and
- monitor associated treatment plans.

33: Financial Risk Management (continued)

Membership of OREC comprises senior executives and the committee is chaired by the Chief Risk Officer.

Business unit staff and line management have first line accountability for the day-to-day management of operational risk. This includes implementation of the operational risk framework and involvement in decision making processes concerning all material operational risk matters. Divisional risk governance functions provide oversight of operational risk undertaken in the business units.

Divisional Risk Committees and Business Unit Risk Forums manage and maintain oversight of operational risks supported by thresholds for escalation and monitoring. Group Operational Risk are responsible for exercising governance over operational risk through the management of the operational risk framework, policy development, framework assurance, operational risk measurement and capital allocation, fraud strategy and reporting of operational risk matters to executive committees.

ANZ's Operational Risk Management and Measurement Framework outlines the approach to managing operational risk and specifically covers the minimum requirements that divisions/business units must undertake in the management of operational risk. ANZ's Operational Risk Management and Measurement Framework is supported by specific policies and procedures with the effectiveness of the framework assessed through a series of assurance reviews. This is supported by an independent review programme by Internal Audit.

The operational risk management process adopted by ANZ consists of a staged approach involving establishing the context, identification, analysis, assessment, treatment and monitoring of current, new and emerging operational risks.

In line with industry practice, ANZ obtains insurance cover from third party and captive providers to cover those operational risks where cost-effective premiums can be obtained. In conducting their business, business units are advised to act as if uninsured and not to use insurance as a guaranteed mitigation for operational risk. Business disruption is a critical risk to a bank's ability to operate, so ANZ has comprehensive business continuity, recovery and crisis management plans. The intention of the business continuity and recovery plans is to ensure critical business functions can be maintained, or restored in a timely fashion, in the event of material disruptions arising from internal or external events.

Group Operational Risk is responsible for maintaining ANZ's Advanced Measurement Approach (AMA) for operational risk regulatory capital calculations. ANZ uses a scenario analysis based methodology to assess exposure to unexpected operational risk events and uses probability distributions and monte carlo simulations to model, calculate and allocate its operational risk regulatory capital (ORRC). This methodology incorporates the use of business risk profiles which consider the current business environment and internal control factors over a 12 month time horizon along with external loss event data.

34: Fair value of financial assets and financial liabilities

Fair value is the amount for which an asset could be exchanged, or a liability settled, between knowledgeable, willing parties in an arm's length transaction. The determination of the fair value of financial instruments is fundamental to the financial reporting framework as all financial instruments are recognised initially at fair value and, with the exception of those financial instruments carried at amortised cost, are remeasured at fair value in subsequent periods.

The fair value of a financial instrument on initial recognition is normally the transaction price, however, in certain circumstances the initial fair value may be based on other observable current market transactions in the same instrument, without modification or repackaging, or on a valuation technique whose variables include only data from observable markets.

Subsequent to initial recognition, the fair value of financial instruments measured at fair value is based on quoted market prices, where available. In cases where quoted market prices are not available, fair value is determined using market accepted valuation techniques that employ observable market data. In limited cases where observable market data is not available, the input is estimated based on other observable market data, historical trends and other factors that may be relevant.

(i) Fair values of financial assets and financial liabilities

A significant number of financial instruments are carried at fair value in the balance sheet. Below is a comparison of the carrying amounts, as reported on the balance sheet, and fair values of all financial assets and liabilities. The fair value disclosure does not cover those instruments that are not considered financial instruments from an accounting perspective such as income tax and intangible assets. In management's view, the aggregate fair value amounts do not represent the underlying value of the Group.

In the tables below, financial instruments have been allocated based on their accounting treatment. The significant accounting policies in note 1 describe how the categories of financial assets and financial liabilities are measured and how income and expenses, including fair value gains and losses, are recognised.

Financial asset classes have been allocated into the following groups: amortised cost; financial assets at fair value through profit or loss; derivatives in effective hedging relationships; and available-for-sale financial assets. Similarly, each class of financial liability has been allocated into three groups: amortised cost; derivatives in effective hedging relationships; and financial liabilities at fair value through profit and loss.

The fair values are based on relevant information available as at the respective balance sheet dates and have not been updated to reflect changes in market condition after the balance sheet date.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

34: Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities (continued)

FINANCIAL ASSETS

	Carrying amount						Fair value	
	At amortised cost	At fair value through profit or loss			Hedging	Available-for-sale assets	Total	Total
		Designated on initial recognition	Held for trading	Sub-total				
Consolidated 30 September 2011	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	
Liquid assets	24,899	-	-	-	-	-	24,899	
Due from other financial institutions	8,824	-	-	-	-	-	8,824	
Trading securities	-	-	36,074	36,074	-	-	36,074	
Derivative financial instruments ¹	-	-	51,394	51,394	2,724	-	54,118	
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	22,264	22,264	
Loans and advances ²	396,199	138	-	138	-	-	396,337	
Customers' liability for acceptances	970	-	-	-	-	-	970	
Investments backing policy liabilities	-	29,859	-	29,859	-	-	29,859	
Other financial assets	6,485	-	-	-	-	-	6,485	
	437,377	29,997	87,468	117,465	2,724	22,264	579,830	

	Carrying amount						Fair value	
	At amortised cost	At fair value through profit or loss			Hedging	Available-for-sale assets	Total	Total
		Designated on initial recognition	Held for trading	Sub-total				
Consolidated 30 September 2010	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	
Liquid assets	18,945	-	-	-	-	-	18,945	
Due from other financial institutions	5,481	-	-	-	-	-	5,481	
Trading securities	-	-	33,515	33,515	-	-	33,515	
Derivative financial instruments ¹	-	-	35,229	35,229	2,592	-	37,821	
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	20,742	20,742	
Loans and advances ²	351,705	192	-	192	-	-	351,897	
Customers' liability for acceptances	11,495	-	-	-	-	-	11,495	
Investments backing policy liabilities	-	32,171	-	32,171	-	-	32,171	
Other financial assets	5,668	-	-	-	-	-	5,668	
	393,294	32,363	68,744	101,107	2,592	20,742	517,735	

	Carrying amount						Fair value	
	At amortised cost	At fair value through profit or loss			Hedging	Available-for-sale assets	Total	Total
		Designated on initial recognition	Held for trading	Sub-total				
The Company 30 September 2011	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	
Liquid assets	20,555	-	-	-	-	-	20,555	
Due from other financial institutions	6,338	-	-	-	-	-	6,338	
Trading securities	-	-	28,367	28,367	-	-	28,367	
Derivative financial instruments ¹	-	-	46,085	46,085	2,271	-	48,356	
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	19,017	19,017	
Loans and advances ²	323,189	97	-	97	-	-	323,399	
Customers' liability for acceptances	688	-	-	-	-	-	688	
Other financial assets	3,463	-	-	-	-	-	3,463	
	354,233	97	74,452	74,549	2,271	19,017	450,070	

1. Derivative financial instruments classified as 'held for trading' include derivatives entered into as economic hedges which are not designated as accounting hedges.

2. Fair value hedging is applied to financial assets within loans and advances. The resulting fair value adjustments mean that the carrying value differs from the amortised cost.

34: Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities (continued)

FINANCIAL ASSETS (continued)

	Carrying amount						Fair value	
	At amortised cost	At fair value through profit or loss			Hedging	Available-for-sale assets	Total	Total
		Designated on initial recognition	Held for trading	Sub-total				
The Company 30 September 2010	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	
Liquid assets	16,047	-	-	-	-	-	16,047	16,047
Due from other financial institutions	4,136	-	-	-	-	-	4,136	4,136
Trading securities	-	-	28,305	28,305	-	-	28,305	28,305
Derivative financial instruments ¹	-	-	32,242	32,242	1,949	-	34,191	34,191
Available-for-sale assets	-	-	-	-	-	16,973	16,973	16,973
Loans and advances ²	280,300	139	-	139	-	-	280,439	280,520
Customers' liability for acceptances	11,517	-	-	-	-	-	11,517	11,517
Other financial assets	3,707	-	-	-	-	-	3,707	3,707
	315,707	139	60,547	60,686	1,949	16,973	395,315	395,396

1. Derivative financial instruments classified as 'held for trading' include derivatives entered into as economic hedges which are not designated as accounting hedges.

2. Fair value hedging is applied to financial assets within loans and advances. The resulting fair value adjustments mean that the carrying value differs from the amortised cost.

LIQUID ASSETS AND DUE FROM/TO OTHER FINANCIAL INSTITUTIONS

The carrying values of these financial instruments where there has been no significant change in credit risk is considered to approximate their net fair values as they are short-term in nature, defined as those which repire or mature in 90 days or less, or are receivable on demand.

TRADING SECURITIES

Trading securities are carried at fair value. Fair value is based on quoted market prices, broker or dealer price quotations, or modelled valuations using prices for securities with similar credit risk, maturity and yield characteristics.

DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS

Derivative financial instruments are carried at fair value. Exchange traded derivative financial instruments are valued using quoted prices. Over-the-counter derivative financial instruments are valued using accepted valuation models (including discounted cash flow models) based on current market yields for similar types of instruments and the maturity of each instrument and an adjustment reflecting the credit worthiness of the counterparty.

AVAILABLE-FOR-SALE ASSETS

Available-for-sale assets are carried at fair value. Fair value is based on quoted market prices or broker or dealer price quotations. If this information is not available, fair value is estimated using quoted market prices for securities with similar credit, maturity and yield characteristics, or market accepted valuation models as appropriate (including discounted cash flow models) based on current market yields for similar types of instruments and the maturity of each instrument.

NET LOANS AND ADVANCES AND ACCEPTANCES

The carrying value of loans and advances and acceptances includes deferred fees and expenses, and is net of provision for credit impairment and unearned income.

Fair value has been determined through discounting future cash flows. For fixed rate loans and advances and acceptances, the discount rate applied incorporates changes in wholesale market rates, the Group's cost of wholesale funding and movements in customer margin. For floating rate loans, only changes in wholesale market rates and the Group's cost of wholesale funding are incorporated in the discount rate. For variable rate loans where the Group sets the applicable rate at its discretion, the fair value is set equal to the carrying value.

INVESTMENTS BACKING POLICY LIABILITIES

Investments backing policy liabilities are carried at fair value. Fair value is based on quoted market prices, broker or dealer price quotations where available. Where substantial trading markets do not exist for a specific financial instrument modelled valuations are used to estimate their approximate fair values.

OTHER FINANCIAL ASSETS

Included in this category are accrued interest and fees receivable. The carrying values of accrued interest and fees receivable are considered to approximate their net fair values as they are short-term in nature or are receivable on demand.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

34: Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities (continued)

FINANCIAL LIABILITIES

	Carrying amount					Fair value	
	At amortised cost	At fair value through profit or loss			Hedging	Total	Total
		Designated on initial recognition	Held for trading	Sub-total			
Consolidated 30 September 2011	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
Due to other financial institutions	23,012	–	–	–	–	23,012	23,012
Derivative financial instruments ¹	–	–	48,931	48,931	1,157	50,088	50,088
Deposits and other borrowings	364,965	3,764	–	3,764	–	368,729	369,035
Liability for acceptances	970	–	–	–	–	970	970
Bonds and notes ²	48,559	7,992	–	7,992	–	56,551	56,403
Loan capital ²	11,355	638	–	638	–	11,993	11,849
Policy liabilities ³	884	26,619	–	26,619	–	27,503	27,503
External unit holder liabilities (life insurance funds)	–	5,033	–	5,033	–	5,033	5,033
Payables and other liabilities	8,421	–	–	–	–	8,421	8,421
	458,166	44,046	48,931	92,977	1,157	552,300	552,314

	Carrying amount					Fair value	
	At amortised cost	At fair value through profit or loss			Hedging	Total	Total
		Designated on initial recognition	Held for trading	Sub-total			
Consolidated 30 September 2010	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
Due to other financial institutions	21,610	–	–	–	–	21,610	21,610
Derivative financial instruments ¹	–	–	36,083	36,083	1,134	37,217	37,217
Deposits and other borrowings	304,822	5,561	–	5,561	–	310,383	310,464
Liability for acceptances	11,495	–	–	–	–	11,495	11,495
Bonds and notes ²	51,607	8,107	–	8,107	–	59,714	59,970
Loan capital ²	11,271	1,009	–	1,009	–	12,280	12,119
Policy liabilities ³	979	28,002	–	28,002	–	28,981	28,981
External unit holder liabilities (life insurance funds)	–	5,448	–	5,448	–	5,448	5,448
Payables and other liabilities	7,462	–	–	–	–	7,462	7,462
	409,246	48,127	36,083	84,210	1,134	494,590	494,766

	Carrying amount					Fair value	
	At amortised cost	At fair value through profit or loss			Hedging	Total	Total
		Designated on initial recognition	Held for trading	Sub-total			
The Company 30 September 2011	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m
Due to other financial institutions	21,345	–	–	–	–	21,345	21,345
Derivative financial instruments ¹	–	–	43,492	43,492	795	44,287	44,287
Deposits and other borrowings	307,254	–	–	–	–	307,254	307,477
Liability for acceptances	688	–	–	–	–	688	688
Bonds and notes ²	36,878	7,992	–	7,992	–	44,870	44,677
Loan capital ²	10,179	638	–	638	–	10,817	10,705
Payables and other liabilities	5,644	–	–	–	–	5,644	5,644
	381,988	8,630	43,492	52,122	795	434,905	434,823

¹ Derivative financial instruments classified as 'held for trading' include derivatives entered into as economic hedges which are not designated as accounting hedges.

² Fair value hedging is applied to financial liabilities within bonds and notes and loan capital. The resulting fair value adjustments mean that the carrying value differs from the amortised cost.

³ Includes life insurance contract liabilities of \$884 million (2010: \$979) measured in accordance with AASB 1038 Life insurance contract liabilities and life investment contract liabilities of \$26,619 million (2010: \$28,002) which have been designated at fair value through profit or loss in terms under AASB 119. None of the fair value is attributable to changes in the credit risk of the life investment contract liabilities.

34: Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities (continued)

FINANCIAL LIABILITIES (continued)

	At amortised cost	Carrying amount			Hedging	Fair value	
		At fair value through profit or loss				Total	Total
		Designated on initial recognition	Held for trading	Sub-total			
\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	\$m	
The Company 30 September 2010							
Due to other financial institutions	19,939	-	-	-	-	19,939	19,939
Derivative financial instruments ¹	-	-	33,949	33,949	698	34,647	34,647
Deposits and other borrowings	252,518	-	-	-	-	252,518	252,545
Liability for acceptances	11,517	-	-	-	-	11,517	11,517
Bonds and notes ²	40,071	8,107	-	8,107	-	48,178	48,407
Loan capital ²	9,918	1,009	-	1,009	-	10,927	10,804
Payables and other liabilities	5,502	-	-	-	-	5,502	5,502
	339,465	9,116	33,949	43,065	698	383,228	383,361

1. Derivative financial instruments classified as 'held for trading' include derivatives entered into as economic hedges which are not designated as accounting hedges.

2. Fair value hedging is applied to financial liabilities within bonds and notes and loan capital. The resulting fair value adjustments mean that the carrying value differs from the amortised cost.

DEPOSITS AND OTHER BORROWINGS

For interest bearing fixed maturity deposits and other borrowings and acceptances with quoted market prices, market borrowing rates of interest for debt with a similar maturity are used to discount contractual cash flows. The fair value of a deposit liability without a specified maturity or at call is deemed to be the amount payable on demand at the reporting date. The fair value is not adjusted for any value expected to be derived from retaining the deposit for a future period of time.

Certain deposits and other borrowings have been designated at fair value through profit or loss and are carried at fair value.

BONDS AND NOTES AND LOAN CAPITAL

The aggregate fair value of bonds and notes and loan capital is calculated based on quoted market prices or observable inputs where applicable. For those debt issues where quoted market prices were not available, a discounted cash flow model using a yield curve appropriate for the remaining term to maturity of the debt instrument is used.

Certain bonds and notes and loan capital have been designated at fair value through profit or loss and are carried at fair value. The fair value is based on a discounted cash flow model based on current market yields for similar types of instruments and the maturity of each instrument. The fair value includes the effects of the appropriate credit spreads applicable to ANZ for that instrument.

EXTERNAL UNIT HOLDER LIABILITIES (LIFE INSURANCE FUNDS)

The carrying amount represents the external unit holder's share of net assets which are carried at fair value in the fund.

LIFE INVESTMENT CONTRACT LIABILITIES

Life investment contract liabilities are carried at fair value.

PAYABLES AND OTHER FINANCIAL LIABILITIES

This category includes accrued interest and fees payable for which the carrying amount is considered to approximate the fair value.

COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

Adjustments to fair value for commitments and contingencies that are not financial instruments recognised in the balance sheet, are not included in this note.

(ii) Valuation methodology

A significant number of financial instruments are carried on balance sheet at fair value.

The best evidence of fair value is a quoted price in an active market. Accordingly, wherever possible fair value is based on the quoted market price of the financial instrument.

In the event that there is no quoted market price for the instrument, fair value is based on present value estimates or other market accepted valuation techniques. The valuation models incorporate the impact of bid/ask spread, counterparty credit spreads and other factors that would influence the fair value determined by a market participant.

The majority of valuation techniques employ only observable market data. However, for certain financial instruments the valuation technique may employ some data (valuation inputs or components) which is not readily observable in the current market. In these cases valuation inputs (or components of the overall value) are derived and extrapolated from other relevant market data and tested against historic transactions and observed market trends. Valuations using one or more non-observable data inputs require professional judgement.

ANZ has a control framework that ensures that the fair value is either determined or validated by a function independent of the party that undertakes the transaction.

Where quoted market prices are used, independent price determination or validation is obtained. For fair values determined using a valuation model, the control framework may include, as applicable, independent development or validation of: (i) valuation models; (ii) any inputs to those models; and (iii) any adjustments required outside of the valuation model, and, where possible, independent validation of model outputs.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

34: Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities (continued)

The tables below provide an analysis of the methodology used for valuing financial assets and financial liabilities carried at fair value. The fair value of the financial instrument has been allocated in full to the category which most appropriately reflects the determination of the fair value. This allocation is based on the categorisation of the lowest level input into a valuation model or a valuation component that is significant to the reported fair value of the financial instrument. The significance of an input is assessed against the reported fair value of the financial instrument and considers various factors specific to the financial instrument. The 'quoted market price' category includes financial instruments valued using quoted yields where available for specific debt securities.

The methods used in valuing different classes of financial assets or liabilities are described in section (i) on pages 167 to 171. There have been no substantial changes in the valuation techniques applied to different classes of financial instruments since the previous year. The Group continuously monitors the relevance of inputs used and calibrates its valuation models where there is evidence that changes are required to ensure that the resulting valuations remain appropriate.

Consolidated	Valuation technique						Total	
	Quoted market price		Using observable inputs		With significant non-observable inputs		2011 \$m	2010 \$m
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m		
Financial assets								
Trading securities	24,298	22,690	11,714	10,775	62	50	36,074	33,515
Derivative financial instruments	2,711	2,050	50,798	35,321	609	450	54,118	37,821
Available-for-sale financial assets	19,219	17,816	2,526	2,280	519	646	22,264	20,742
Investments backing policy liabilities	14,766	16,585	14,734	15,115	359	471	29,859	32,171
Loans and advances (designated at fair value)	-	-	138	192	-	-	138	192
	60,994	59,141	79,910	63,683	1,549	1,617	142,453	124,441
Financial liabilities								
Derivative financial instruments	2,847	2,143	46,452	34,428	789	646	50,088	37,217
Deposits and other borrowings (designated at fair value)	-	-	3,764	5,561	-	-	3,764	5,561
Bonds and notes (designated at fair value)	-	-	7,992	8,107	-	-	7,992	8,107
Policy liabilities	-	-	26,619	28,002	-	-	26,619	28,002
External unit holder liabilities (life insurance funds)	-	-	5,033	5,448	-	-	5,033	5,448
Loan capital (designated at fair value)	-	-	638	1,009	-	-	638	1,009
	2,847	2,143	90,498	82,555	789	646	94,134	85,344

The Company	Valuation technique						Total	
	Quoted market price		Using observable inputs		With significant non-observable inputs		2011 \$m	2010 \$m
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m		
Financial assets								
Trading securities	19,733	19,888	8,572	8,367	62	50	28,367	28,305
Derivative financial instruments	2,689	2,047	45,058	31,694	609	450	48,356	34,191
Available-for-sale financial assets	17,724	15,738	921	826	372	409	19,017	16,973
Loans and advances (designated at fair value)	-	-	97	139	-	-	97	139
	40,146	37,673	54,648	41,026	1,043	909	95,837	79,608
Financial liabilities								
Derivative financial instruments	2,833	2,109	40,665	31,892	789	646	44,287	34,647
Bonds and notes (designated at fair value)	-	-	7,992	8,107	-	-	7,992	8,107
Loan capital (designated at fair value)	-	-	638	1,009	-	-	638	1,009
	2,833	2,109	49,295	41,008	789	646	52,917	43,763

34: Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities (continued)

(iii) Additional information for financial instruments carried at fair value where the valuation incorporates non-observable market data

CHANGES IN FAIR VALUE

The following table presents the composition of financial instruments measured at fair value with significant non-observable inputs.

	Financial assets								Financial liabilities	
	Trading securities		Derivatives		Available-for-sale		Investments backing policy liabilities		Derivatives	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Consolidated										
Asset backed securities	62	50	-	-	5	-	-	-	-	-
Illiquid corporate bonds and loans	-	-	-	-	514	555	-	-	-	-
Structured credit products	-	-	605	445	-	91	110	110	(788)	(624)
Managed funds (suspended)	-	-	-	-	-	-	159	266	-	-
Alternative assets	-	-	-	-	-	-	90	95	-	-
Other derivatives	-	-	4	5	-	-	-	-	(1)	(22)
Total	62	50	609	450	519	646	359	471	(789)	(646)
The Company										
Asset backed securities	62	50	-	-	-	-	n/a	n/a	-	-
Illiquid corporate bonds and loans	-	-	-	-	372	409	n/a	n/a	-	-
Structured credit products	-	-	605	445	-	-	n/a	n/a	(788)	(624)
Other derivatives	-	-	4	5	-	-	n/a	n/a	(1)	(22)
Total	62	50	609	450	372	409	n/a	n/a	(789)	(646)

Asset backed securities and illiquid corporate bonds comprise illiquid bonds where the effect on fair value of issuer credit cannot be directly or indirectly observed in the market.

Structured credit products categorised in derivatives comprise the structured credit intermediation trades that the Group entered into from 2004 to 2007 whereby it sold protection using credit default swaps over certain structures, and mitigated risk by purchasing protection via credit default swaps from US financial guarantors over the same structures. These trades are valued using complex models with certain inputs relating to the reference assets and derivative counterparties not being observable in the market.

Investments in structured credit products comprise collateralised debt and loan obligations where there is a lack of active trading and limited observable market data.

Managed funds (suspended) are comprised of fixed income and mortgage investments in managed funds that are illiquid and are not currently redeemable.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

34: Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities (continued)

The following table details movements in the balance of these financial assets and liabilities. Derivatives are categorised on a portfolio basis and classified as either financial assets or financial liabilities based on whether the closing balance is an unrealised gain or loss. This could be different to the opening balance.

	Financial assets								Financial liabilities	
	Trading securities		Derivatives		Available-for-sale		Investments backing policy liabilities		Derivatives	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Consolidated										
Opening balance	50	148	450	745	646	881	471	-	(646)	(1,054)
New purchases and issues ¹	-	-	-	-	9	150	-	526	-	-
Disposals/sales and cash settlements	-	-	(18)	(16)	(139)	(383)	(92)	(24)	21	2
Transfers:										
Transfers into the category	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Transfers out of the category	-	-	(3)	(35)	-	(26)	-	-	17	20
Fair value gain/(loss) recorded in the income statement	12	(98)	180	(244)	20	(5)	(20)	(31)	(181)	386
Fair value gain/(loss) recognised in other comprehensive income	-	-	-	-	(17)	29	-	-	-	-
Closing balance	62	50	609	450	519	646	359	471	(789)	(646)
The Company										
Opening balance	50	148	450	745	409	616	n/a	n/a	(646)	(1,054)
New purchases and issues	-	-	-	-	-	50	n/a	n/a	-	-
Disposals/sales and cash settlements	-	-	(18)	(16)	(7)	(231)	n/a	n/a	21	2
Transfers:										
Transfers into the category	-	-	-	-	-	-	n/a	n/a	-	-
Transfers out of the category	-	-	(3)	(35)	-	(26)	n/a	n/a	17	20
Fair value gain/(loss) recorded in the income statement	12	(98)	180	(244)	-	(7)	n/a	n/a	(181)	386
Fair value gain/(loss) recognised in other comprehensive income	-	-	-	-	(30)	7	n/a	n/a	-	-
Closing balance	62	50	609	450	372	409	n/a	n/a	(789)	(646)

¹ Included in new purchases and issues in 2010 are \$482 million of investments backing policyholder liabilities and \$106 million of available-for-sale financial assets acquired as part of the purchase of the Direct business in Australia and New Zealand.

34: Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities (continued)

SENSITIVITY TO DATA INPUTS

Where valuation techniques use assumptions due to significant data inputs not being directly observed in the market place, changing these assumptions changes the resultant estimate of fair value. The majority of transactions in this category are 'back-to-back' in nature where ANZ either acts as a financial intermediary or hedges market risks. Similarly, the performance of investments backing policyholder liabilities directly impacts the associated life investment contracts they relate to. In these circumstances, changes in the assumptions generally have minimal impact on the income statement and net assets of ANZ. An exception to this is the 'back-to-back' structured credit intermediation trades which create significant exposure to market risk and/or credit risk.

Principal inputs used in the determination of fair value of financial instruments included in this group include counterparty credit spreads, market-quoted CDS prices, recovery rates, default probabilities, correlation curves and other inputs, some of which may not be directly observable in the market. For both the Group and the Company, the potential effect of changing prevailing assumptions to reasonably possible alternative assumptions for valuing those financial instruments could result in an increase of \$46 million (2010: \$45 million) or a decrease of \$30 million (2010: \$30 million) in net derivative financial instruments as at 30 September 2011. The ranges of reasonably possible alternative assumptions are established by application of professional judgement and analysis of the data available to support each assumption.

DEFERRED FAIR VALUE GAINS AND LOSSES

Where the fair value of a financial instrument is determined using non-observable data that has a significant impact on the valuation of the instrument, any difference between the transaction price and the amount determined based on the valuation technique arising on initial recognition of the financial instrument (day one gain or loss) is deferred on the balance sheet. Subsequently, the day one gain or loss is recognised in the income statement only to the extent that it arises from a change in factors (including time) that a market participant would consider in setting the price for the instrument.

The aggregate amount of day one gain/(loss) not recognised in the income statement on the initial recognition of the financial instrument, because the difference between the transaction price and the modelled valuation price was not fully supported by inputs that were observable, amounted to \$2 million (2010: \$3 million) with \$1 million (2010: \$Nil) being recognised in the income statement during the year.

(iv) Additional information for financial instruments designated at fair value through profit or loss

FINANCIAL ASSETS DESIGNATED AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

The category loans and advances includes certain loans designated at fair value through profit or loss in order to eliminate an accounting mismatch which would arise if the asset were otherwise carried at amortised cost. This mismatch arises as the derivative financial instruments, which were acquired to mitigate interest rate risk of the loan and advances, are measured at fair value through profit or loss. By designating the economically hedged loans, the movements in the fair value attributable to changes in interest rate risk, will also be recognised in the income statement in the same periods.

At balance date, the credit exposure of the Group on these assets was \$138 million (2010: \$192 million) and for the Company was \$97 million (2010: \$139 million). For the Group and Company \$84 million (2010: \$85 million) was mitigated by collateral held.

The cumulative change in fair value attributable to change in credit risk was, for the Group, a reduction to the assets of \$3 million (2010: \$4 million). For the Company the cumulative change to the assets was \$nil (2010: \$1 million reduction). The amount recognised in the income statement attributable to changes in credit risk for the Group was a gain of \$1 million (2010: \$1 million gain) and for the Company a gain of \$1 million (2010: \$nil).

The change in fair value of the designated financial assets attributable to changes in credit risk has been calculated by determining the change in credit rating and credit spread implicit in the loans and advances issued by entities with similar credit characteristics.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

34: Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities (continued)

FINANCIAL LIABILITIES DESIGNATED AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

Parts of loan capital, bonds and notes and deposits and other borrowings have been designated as financial liabilities at fair value through profit or loss in order to eliminate an accounting mismatch which would arise if the liabilities were otherwise carried at amortised cost. This mismatch arises as the derivatives acquired to mitigate interest rate risk within the financial liabilities are measured at fair value through profit or loss.

Life investment contracts are designated at fair value through profit or loss in accordance with AASB 1038.

The table below compares the carrying amount of financial liabilities carried at full fair value, to the contractual amount payable at maturity and fair value gains and losses recognised during the period on liabilities carried at full fair value that are attributable to changes in ANZ's own credit rating.

Consolidated	Life investment contract liabilities		Deposits and other borrowings		Bonds and notes		Loan capital	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Carrying amount	26,619	28,002	3,764	5,561	7,992	8,107	638	1,009
Amount at which carrying value is greater/(less) than amount payable at maturity	-	(25)	-	(1)	8	(187)	3	27
Cumulative change in liability value attributable to own credit risk:								
- opening cumulative (gain)/loss	-	-	-	-	(10)	76	(18)	(59)
- (gain)/loss recognised during the year	-	-	-	-	141	(86)	14	41
- closing cumulative (gain)/loss	-	-	-	-	131	(10)	(4)	(18)

The Company	Deposits and other borrowings		Bonds and notes		Loan capital	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Carrying amount	-	-	7,992	8,107	638	1,009
Amount at which carrying value is greater/(less) than amount payable at maturity	-	-	8	(187)	3	27
Cumulative change in liability value attributable to own credit risk:						
- opening cumulative (gain)/loss	-	-	(10)	76	(18)	(59)
- (gain)/loss recognised during the year	-	-	141	(86)	14	41
- closing cumulative (gain)/loss	-	-	131	(10)	(4)	(18)

For each of loan capital, bonds and notes and deposits and other borrowings, the change in fair value attributable to changes in credit risk has been determined as the amount of change in fair value that is not attributable to changes in market conditions that give rise to market risks (benchmark interest rate and foreign exchange rates).

35: Maturity Analysis of Assets and Liabilities

The following is an analysis, by remaining contractual maturities at balance date, of selected asset and liability accounts and represents the actual obligation date expected for the asset or liability to be recovered or settled within one year, and greater than one year.

Consolidated	2011			2010		
	Due within one year \$m	Greater than one year ¹ \$m	Total \$m	Due within one year \$m	Greater than one year ¹ \$m	Total \$m
Due from other financial institutions	8,694	130	8,824	5,291	190	5,481
Available-for-sale assets	17,930	4,334	22,264	16,536	4,206	20,742
Net loans and advances	96,489	299,848	396,337	85,686	266,211	351,897
Investments backing policyholder liabilities	2,242	27,617	29,859	4,575	27,596	32,171
Customers' liability for acceptances	970	-	970	11,495	-	11,495
Due to other financial institutions	22,926	86	23,012	21,554	56	21,610
Deposits and other borrowings	347,885	20,844	368,729	290,965	19,418	310,383
Liability for acceptances	970	-	970	11,495	-	11,495
Bonds and notes	13,874	42,677	56,551	16,035	43,679	59,714
Policyholder liabilities	26,443	1,060	27,503	28,002	979	28,981
External unit holder liabilities (life insurance funds)	5,033	-	5,033	5,448	-	5,448
Loan capital	720	11,273	11,993	-	12,280	12,280

1. Includes items where no maturity is specified.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

36: Segment Analysis

(i) Description of segments

The Group operates on a divisional structure with Australia, Asia Pacific, Europe & America (APEA), Institutional and New Zealand being the major operating divisions. The Group manages its APEA Institutional business on a matrix structure i.e. the results for APEA Institutional are included in both APEA and Institutional, consistent with how this business is internally managed. Accordingly, the divisional analysis on the following pages reflects this matrix reporting structure.

The segments and product and services categories as reported below are consistent with internal reporting provided to the chief operating decision maker, being the Chief Executive Officer.

In order to more closely align with how operating results are regularly reviewed and assessed, the operating segments were changed from geographical based segments used in the prior year to a divisional view. Comparative segment information has been restated accordingly.

The primary sources of external revenue across all divisions are interest, fee income and trading income. The Australian and New Zealand divisions derive revenue from products and services from retail banking, commercial banking and wealth management in their respective geographies. APEA derives revenue from retail banking, wealth products, institutional and commercial products and services. The Institutional division derives revenue from transaction banking, market trading, treasury products and institutional lending. Corporate Centre provides support to all divisions, including risk, financial management, strategy and marketing, human resources and corporate affairs.

(ii) Operating segments

Transactions between business units across segments within ANZ are conducted on an arms length basis.

Year ended 30 September 2011 (\$m)	Australia	APEA	Institutional	New Zealand	Corporate Centre	Less: APEA Institutional	Other Items ¹	Group Total
External interest income	17,429	1,291	7,537	4,577	189	(1,159)	4	30,368
External interest expense	(6,301)	(758)	(3,397)	(2,119)	(6,826)	516	–	(18,885)
Adjustment for intersegment interest	(5,307)	97	(1,048)	(765)	7,018	7	(2)	–
Net interest income	5,821	1,130	3,092	1,693	381	(636)	2	11,483
Other external operating income	2,360	943	1,803	466	(36)	(636)	113	5,013
Share of net profit/(loss) of equity accounted investments	(2)	421	11	–	1	–	5	436
Segment revenue	8,179	2,494	4,906	2,159	346	(1,272)	120	16,932
Other external expenses	(2,562)	(1,402)	(1,446)	(1,025)	(1,764)	460	(284)	(8,023)
Net intersegment expenses	(944)	(86)	(555)	10	1,376	220	(21)	–
Operating expenses	(3,506)	(1,488)	(2,001)	(1,015)	(388)	680	(305)	(8,023)
Profit before income tax and provision for credit impairment	4,673	1,006	2,905	1,144	(42)	(592)	(185)	8,909
Provision for credit impairment	(711)	(110)	(258)	(166)	(40)	74	(26)	(1,237)
Segment result before tax	3,962	896	2,647	978	(82)	(518)	(211)	7,672
Income tax expense	(1,185)	(166)	(750)	(286)	46	119	(87)	(2,309)
Non-controlling interests	–	(9)	(2)	–	–	2	1	(8)
Profit after income tax attributed to shareholders of the company	2,777	721	1,895	692	(36)	(397)	(297)	5,355
Non-cash expenses								
Depreciation and amortisation	(170)	(63)	(96)	(50)	(171)	8	(101)	(643)
Equity-settled share based payment expenses	(25)	(33)	(79)	(18)	(30)	20	(1)	(166)
Provision for credit impairment	(711)	(110)	(258)	(166)	(40)	74	(26)	(1,237)
Financial position								
Goodwill	1,433	167	843	1,720	–	–	–	4,163
Shares in associates	30	3,293	121	2	67	–	–	3,513
Total external assets	272,331	88,108	237,676	70,273	1,317	(75,217)	–	594,488
Total external liabilities	175,115	93,028	200,816	56,446	108,932	(77,803)	–	556,534

¹ In evaluating the performance of the operating segments, certain items are removed from the operating segment results, where they are not considered integral to the ongoing performance of the segment and are evaluated separately. These items are set out in part (ii) of this note.

36: Segment Analysis (continued)

Year ended 30 September 2010 (\$m)	Australia	APEA	Institutional	New Zealand	Corporate Centre	Less: APEA Institutional	Other Items ¹	Group Total
External interest income	14,819	1,464	6,192	4,848	188	(927)	24	26,608
External interest expense	(4,781)	(603)	(3,013)	(2,159)	(5,562)	379	-	(15,739)
Adjustment for intersegment interest	(4,654)	110	47	(1,054)	5,597	(29)	(17)	-
Net interest income	5,384	971	3,226	1,635	223	(577)	7	10,869
Other external operating income	2,194	737	1,718	469	(88)	(507)	(133)	4,390
Share of net profit/(loss) of equity accounted investments	28	360	3	5	1	-	36	433
Segment revenue	7,606	2,068	4,947	2,109	136	(1,084)	(90)	15,692
Other external expenses	(2,361)	(1,101)	(1,260)	(1,067)	(1,571)	386	(330)	(7,304)
Net intersegment expenses	(895)	(41)	(488)	10	1,269	148	(3)	-
Operating expenses	(3,256)	(1,142)	(1,748)	(1,057)	(302)	534	(333)	(7,304)
Profit before income tax and provision for credit impairment	4,350	926	3,199	1,052	(166)	(550)	(423)	8,388
Provision for credit impairment	(583)	(154)	(741)	(409)	(10)	77	33	(1,787)
Segment result before tax	3,767	772	2,458	643	(176)	(473)	(390)	6,601
Income tax expense	(1,093)	(90)	(680)	(180)	(11)	94	(136)	(2,096)
Non-controlling interests	-	(6)	-	-	-	-	2	(4)
Profit after income tax attributed to shareholders of the company	2,674	676	1,778	463	(187)	(379)	(524)	4,501
Non-cash expenses								
Depreciation and amortisation	(148)	(51)	(76)	(50)	(161)	8	(86)	(564)
Equity-settled share based payment expenses	(25)	(30)	(60)	(16)	(27)	18	-	(140)
Provision for credit impairment	(583)	(154)	(741)	(409)	(10)	77	33	(1,787)
Financial position								
Goodwill	1,414	190	829	1,653	-	-	-	4,086
Shares in associates	21	2,691	187	1	65	-	-	2,965
Total external assets	260,994	58,721	185,021	69,711	4,780	(47,524)	-	531,703
Total external liabilities	161,325	66,883	177,308	55,230	90,517	(53,715)	-	497,548

¹ In evaluating the performance of the operating segments, certain items are removed from the operating segment results, where they are not considered integral to the ongoing performance of the segment and are evaluated separately. These items are set out in part (ii) of this note.

(iii) Other Items

The table below sets out the profit after tax impact of other items.

Item	Related segment	Profit after tax	
		2011 \$m	2010 \$m
New Zealand technology integration	New Zealand	(86)	-
Changes in New Zealand tax legislation	New Zealand and Institutional	2	(36)
Acquisition costs and valuation adjustments	Australia, APEA, Institutional and New Zealand	(126)	(480)
Treasury shares adjustment	Australia	41	(32)
Economic hedging - fair value losses	Australia, APEA, Institutional and New Zealand	(117)	(146)
Revenue and net investment hedges	Corporate Centre	(51)	24
New Zealand managed fund impacts	New Zealand	39	34
Tax on New Zealand conduits	Institutional	-	38
Non-continuing businesses	Institutional	1	74
Total		(297)	(524)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

36: Segment Analysis (continued)

(iv) External segment revenue by products and services

The table below sets out revenue from external customers for groups of similar products and services.

	Revenue	
	2011 \$m	2010 \$m
Retail	6,252	5,755
Commercial	3,668	3,463
Wealth	1,310	1,139
Institutional	4,906	4,947
Partnerships	314	332
Other	482	56
	16,932	15,692

(v) Geographical information

The following table sets out revenue and non-current assets¹ based on the geographical locations in which the Group operates.

Consolidated	Australia		APEA		New Zealand		Total	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Total external revenue	11,904	11,124	2,426	2,004	2,602	2,564	16,932	15,692
Non-current assets ¹	250,004	231,357	22,401	14,234	49,524	52,612	331,929	298,203

¹ Non-current assets referred to are assets that are expected to be recovered more than 12 months after balance date. They do not include financial instruments, deferred tax assets, post-employment benefits assets or rights under insurance contracts.

37: Notes to the Cash Flow Statements (continued)

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
a) Reconciliation of net profit after income tax to net cash provided by operating activities				
	Inflows (Outflows)	Inflows (Outflows)	Inflows (Outflows)	Inflows (Outflows)
Operating profit after income tax attributable to shareholders of the Company	5,355	4,501	4,151	4,428
Adjustment to reconcile operating profit after income tax to net cash provided by/(used in) operating activities				
Provision for credit impairment	1,237	1,787	994	1,369
Impairment on available for sale assets transferred to profit and loss	72	21	72	21
Credit risk on derivatives	(21)	(35)	(19)	39
Depreciation and amortisation	645	560	403	372
Profit on sale of businesses	(6)	-	-	-
Provision for employee entitlements, restructuring and other provisions	648	461	345	326
Payments from provisions	(678)	(520)	(518)	(259)
(Profit)/loss on sale of premises and equipment	(20)	8	7	-
(Profit)/loss on sale of available-for-sale assets	(68)	(57)	(31)	(22)
Amortisation of discounts/premiums included in interest income	(13)	(32)	6	2
Share based payment expense	167	143	167	143
Change in policyholder liabilities	(854)	836	-	-
Net foreign exchange earnings	(817)	(747)	(528)	(458)
Net gains/losses on trading derivatives	346	95	19	(82)
Net derivatives/foreign exchange adjustment	675	658	1,237	518
Net (increase)/decrease in operating assets				
Trading securities	(7,614)	(2,004)	(5,558)	(1,835)
Liquid assets greater than three months	1,593	2,184	1,106	815
Due from other banks greater than three months	(1,476)	(65)	(1,586)	(145)
Loans and advances	(25,568)	(17,044)	(25,753)	(20,345)
Net (decrease)/increase in investments backing policyholder liabilities	1,319	(491)	-	-
Net derivative financial instruments	(2,038)	(1,823)	(3,751)	(1,110)
Net intra-group loans and advances	-	-	336	(5,110)
Interest receivable	(45)	(181)	(55)	(208)
Accrued income	80	(147)	82	(116)
Net tax assets	277	1,114	(371)	936
Net (decrease)/increase in operating liabilities				
Deposits and other borrowings	43,834	14,726	42,542	20,862
Due to other financial institutions	1,350	55	1,415	1,329
Payables and other liabilities	584	(1,288)	835	(709)
Interest payable	124	163	119	308
Accrued expenses	21	363	23	324
Other	(308)	(192)	(12)	(315)
Total adjustments	13,446	(1,452)	11,526	(3,350)
Net cash (used in)/provided by operating activities	18,801	3,049	15,677	1,078

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

37: Notes to the Cash Flow Statements (continued)

b) Reconciliation of cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include liquid assets and amounts due from other financial institutions with an original term to maturity of less than three months. Cash and cash equivalents at the end of the financial year as shown in the statements of cash flows are reconciled to the related items in the statements of financial position as follows:

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Liquid assets – less than three months	23,400	15,748	19,072	13,342
Due from other financial institutions – less than three months	6,621	4,862	4,579	3,592
Cash and cash equivalents in the statement of cashflows	30,021	20,610	23,651	16,934

c) Acquisitions and disposals

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Cash (inflows)/outflows from acquisitions and investments (net of cash acquired)				
Purchases of controlled entities	44	(55)	–	(3,009)
Investments in controlled entities	–	–	–	694
Purchases of interest in associates and joint ventures	260	5	260	5
	304	(50)	260	(2,310)
Cash inflows from disposals (net of cash disposed)				
Disposals of controlled entities	6	–	–	–
Disposals of associates and joint ventures	68	15	36	113
	74	15	36	113

d) Non-cash financing and investing activities

Share capital issues				
Dividends satisfied by share issue	1,367	1,007	1,367	1,007
Dividends satisfied by bonus share issue	66	54	66	54
	1,433	1,061	1,433	1,061

e) Financing arrangements

	Consolidated			
	2011		2010	
	Available \$m	Unused \$m	Available \$m	Unused \$m
Credit stand by arrangements				
Standby lines	978	978	987	987
Other financing arrangements				
Over and other financing arrangements	–	–	–	–
Total finance available	978	978	987	987

38: Controlled Entities

	Incorporated in	Nature of Business
Ultimate parent of the Group		
Australia and New Zealand Banking Group Limited	Australia	Banking
All controlled entities are 100% owned unless otherwise noted.		
The material controlled entities of the Group are:		
ANZ Bank (Lao) Limited¹ (formerly ANZ Vientiane Commercial Bank Limited)	Laos	Banking
ANZ Bank (Vietnam) Limited¹	Vietnam	Banking
ANZ Capel Court Limited	Australia	Investment Banking
ANZ Capital Hedging Pty Ltd	Australia	Hedging
ANZ Commodity Trading Pty Ltd	Australia	Finance
ANZ Cover Insurance Pty Ltd	Australia	Captive-Insurance
ANZ Trustees Limited	Australia	Trustee/Nominee
ANZ Funds Pty Ltd	Australia	Holding Company
ANZ Bank (Europe) Limited¹	United Kingdom	Banking
ANZ Bank (Kiribati) Limited^{1, 4}	Kiribati	Banking
ANZ Bank (Samoa) Limited¹	Samoa	Banking
ANZ Holdings (New Zealand) Limited¹	New Zealand	Holding Company
ANZ National Bank Limited¹	New Zealand	Banking
ANZ Investment Services (New Zealand) Limited¹	New Zealand	Funds Management
ANZ National Int'l Limited¹	New Zealand	Finance
OnePath Holdings (NZ) Limited¹ (formerly ING (NZ) Holdings Limited)	New Zealand	Holding Company
OnePath Insurance Holdings (NZ) Limited¹ (formerly ING Insurance Holdings Limited)	New Zealand	Holding Company
OnePath Life (NZ) Limited¹ (formerly ING Life (NZ) Limited)	New Zealand	Insurance
Private Nominees Limited¹	New Zealand	Nominee
UDC Finance Limited¹	New Zealand	Finance
ANZ International (Hong Kong) Limited¹	Hong Kong	Holding Company
ANZ Asia Limited¹	Hong Kong	Banking
ANZ Bank (Vanuatu) Limited²	Vanuatu	Banking
ANZ International Private Limited¹	Singapore	Holding Company
ANZ Singapore Limited¹	Singapore	Merchant Banking
ANZ Royal Bank (Cambodia) Limited^{1, 4}	Cambodia	Banking
Votraint No. 1103 Pty Ltd	Australia	Investment
ANZ Lenders Mortgage Insurance Pty Ltd	Australia	Mortgage Insurance
ANZ Orchard Investments Pty Ltd	Australia	Holding Company
OnePath Australia Limited (formerly ING Australia Limited)	Australia	Holding Company
OnePath Life Limited (formerly ING Life Limited)	Australia	Insurance
OnePath General Insurance Pty Limited (formerly ING General Insurance Pty Limited)	Australia	Insurance
OnePath Funds Management Limited (formerly ING Funds Management Limited)	Australia	Funds Management
OnePath Custodians Limited (formerly ING Custodians Pty Limited)	Australia	Trustee
Australia and New Zealand Banking Group (PNG) Limited¹	Papua New Guinea	Banking
Australia and New Zealand Bank (China) Company Limited¹	China	Banking
Chongqing Liangping ANZ Rural Bank Company Limited¹	China	Banking
Citizens Bancorp Inc	Guam	Holding Company
ANZ Guam Inc.³	Guam	Banking
Esanda Finance Corporation Limited	Australia	General Finance
ETRADE Australia Limited	Australia	Holding Company
ETRADE Australia Securities Limited	Australia	Online Stockbroking
LFD Limited	Australia	Holding Company
PT ANZ Panin Bank^{1, 4}	Indonesia	Banking

¹ Audited by overseas KPMG firms.

² Audited by Harker Law.

³ Audited by Deloitte Guam. American Samoa Bank merged with ANZ Guam Inc during the year ended 30 September 2011.

⁴ Non-controlling interests hold ordinary shares or units in the controlled entities listed above as follows: ANZ Bank (Kiribati) Limited - 150,000 \$1 ordinary shares (25%); PT ANZ Panin Bank - 16,500 IDR 1 million shares (1%) (2010: 7,500 IDR 1 million shares (1%)); ANZ Royal Bank (Cambodia) Limited - 319,500 USD100 ordinary shares (45%) (2010: 319,500 USD100 ordinary shares (45%)). The increase in the Group's interest in PT ANZ Panin Bank of 14% was the result of the Group electing to take up a proportionately larger issue of shares in PT ANZ Panin Bank than the non-controlling interest holder.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

39: Associates

Significant associates of the Group are as follows:

	Date became an associate	Ownership interest held	Voting interest	Incorporated in	Carrying value 2011 \$m	Carrying value 2010 \$m	Fair value* \$m	Reporting date	Principal activity
AMMB Holdings Berhad	May 2007	24%	24%	Malaysia	1,111	1,082	1,337	31 March	Banking
PT Bank Pan Indonesia	April 2001	39%	39%	Indonesia	685	611	709	31 December	Banking
Shanghai Rural Commercial Bank ¹	September 2007	20%	20%	Peoples Republic of China	952	499	n/a	31 December	Banking
Bank of Tianjin ²	June 2006	20%	20%	Peoples Republic of China	384	327	n/a	31 December	Banking
Saigon Securities Inc. ³	July 2008	18%	18%	Vietnam	115	128	60 ⁴	31 December	Stockbroking
Diversified Infrastructure Trust	March 2008	37%	37%	Australia	82	105	114	30 September	Investment
Metrobank Card Corporation	October 2003	40%	40%	Philippines	44	43	n/a	31 December	Cards Issuing
Other associates					140	170			
Total carrying value of associates					3,513	2,965			

1 During the year ended 30 September 2011 the Group invested an additional RMB 1.65 billion (\$255 million) in Shanghai Rural Commercial Bank (SRCB) as part of a major capital raising by SRCB.

2 The Group is participating in a rights issue which will maintain its existing 20% interest. The issuance is subject to local regulatory approval.

3 Significant influence was established via representation on the Board of Directors.

4 Applicable to those investments in associates where there are published price quotations.

5 A value-in-use estimation supports the carrying value of this investment.

	2011 \$m	2010 \$m
Aggregated assets of significant associates (100%)	131,297	116,107
Aggregated liabilities of significant associates (100%)	119,664	106,589
Aggregated revenues of significant associates (100%)	6,898	5,812

	Consolidated	
	2011 \$m	2010 \$m
Results of associates		
Share of associates profit before income tax	476	435
Share of income tax expense	(121)	(114)
Share of associates net profit – as disclosed by associates	355	321
Adjustments ¹	81	79
Share of associates net profit accounted for using the equity method	436	400

1 The results differ from the published results of these entities due to the application of IFRS, Group Policies and acquisition adjustments.

40: Interests in Joint Venture Entities

On 30 November 2009, the Group acquired the remaining 51% shareholding in the ANZ-ING joint ventures in Australia and New Zealand, taking its ownership interest to 100%. The year ended 30 September 2010 includes the financial impact of full ownership since 30 November 2009. For the period 1 October 2009 to 30 November 2009, the investments were accounted for as joint ventures.

	OnePath Australia		OnePath NZ		Consolidated Total	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Retained profits attributable to the joint venture entity						
At the beginning of the year	n/a	483	n/a	68	n/a	551
At the end of the year	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
Movement in the carrying amount of the joint venture entity						
Carrying amount at the commencement of the year	–	1,649	–	204	–	1,853
Share of net profit	–	28	–	5	–	33
Transfer to shares in controlled entity	–	(1,677)	–	(201)	–	(1,878)
Adjustment for exchange fluctuations	–	–	–	(8)	–	(8)
Carrying amount at the end of the year	–	–	–	–	–	–
Share of revenues, expenses and results						
Revenues	–	87	–	16	–	103
Expenses	–	(51)	–	(12)	–	(63)
Profit before income tax	–	36	–	4	–	40
Income tax (expense)/benefit	–	(8)	–	1	–	(7)
Profit after income tax	–	28	–	5	–	33
Net equity accounted profit	–	28	–	5	–	33

41: Securitisations

The Group enters into transactions in the normal course of business by which it transfers financial assets directly to third parties or to special purpose entities. These transfers may give rise to the full or partial derecognition of those financial assets.

- Full derecognition occurs when the Group transfers its contractual right to receive cash flows from the financial assets, or retains the right but assumes an obligation to pass on the cash flows from the asset, and transfers substantially all the risks and rewards of ownership. These risks include credit, interest rate, currency, prepayment and other price risks.
- Partial derecognition occurs when the Group sells or otherwise transfers financial assets in such a way that some but not substantially all of the risks and rewards of ownership are transferred but control is retained. These financial assets continue to be recognised on the balance sheet to the extent of the Group's continuing involvement.

The following table summarises the Group's securitisation activities for Group-originated assets for the period. The securitisation activity relates to an internal residential mortgage securitisation creating instruments eligible for repurchase arrangements with the Reserve Bank of Australia.

	Consolidated ¹		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Carrying amount of assets securitised (sold) during the year	-	-	6,275	7,001
Net cash proceeds received	-	-	-	-
Retained interests	-	-	(6,275)	(7,001)
Gain/(loss) on securitisation/sale (pre-tax)	-	-	-	-

¹ The balances are nil as the Company balances relate to transfers to an internal securitisation vehicle.

Group-originated financial assets that do not qualify for derecognition typically relate to loans that have been securitised under arrangements by which the Group retains a continuing involvement in the transferred assets. Continuing involvement may entail: retaining the rights to future cash flows arising from the assets after investors have received their contractual terms; providing subordinated interests; liquidity support; continuing to service the underlying asset; and entering into derivative transactions with the securitisation vehicles. In such instances, the Group continues to be exposed to risks associated with these transactions.

The table below sets out the balance of assets transferred by the Company to special purpose entities, that are consolidated by the Group, that continue to be recognised by the Company because they do not qualify for derecognition.

Securitisation	Consolidated ¹		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Current carrying amount of assets recognised	-	-	31,280	30,582
Carrying amount of associated liabilities	-	-	31,280	30,582

¹ The balances are nil as the Company balances relate to transfers to an internal securitisation vehicle.

42: Fiduciary Activities

The Group conducts various fiduciary activities as follows:

Investment fiduciary activities for trusts

The Group conducts investment fiduciary activities for trusts, including deceased estates. These trusts have not been consolidated as the Group does not have direct or indirect control.

Where the Company or its controlled entities incur liabilities in respect of these operations as trustee, where the primary obligation is incurred in an agency capacity as trustee of the trust rather than on the Group's own account, a right of indemnity exists against the assets of the applicable funds or trusts. As these assets are sufficient to cover the liabilities and it is therefore not probable that the Company or its controlled entities will be required to settle the liabilities, the liabilities are not included in the financial statements.

The aggregate amounts of funds concerned are as follows:

	2011 \$m	2010 \$m
Trusteeships	3,418	3,434

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

42: Fiduciary Activities (continued)

Funds management activities

Funds management activities are conducted through Group controlled entities OnePath Australia Limited and OnePath Holdings (NZ) Limited and certain other subsidiaries of the Group. Funds under management in these entities are included in these consolidated financial statements where they are controlled by the Group.

The aggregate funds under management which are not included in these consolidated financial statements are as follows:

	2011 \$m	2010 \$m
OnePath Australia Limited	6,420	7,988
OnePath Holdings (NZ) Limited	5,271	5,655
Other controlled entities – New Zealand	6,295	5,885
Other controlled entities – Australia	50	62
	18,036	19,590

Custodian services activities

On 18 November 2010, the Transitional Service Agreement with JPMorgan Chase Bank, National Association concluded. At 30 September 2011, ANZ Custodian Services has been formally decommissioned with a small number of residual assets (immaterial in value) in the name of ANZ Nominees Limited remaining.

43: Commitments

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Property				
Capital expenditure				
Contracts for outstanding capital expenditure				
Not later than 1 year	58	58	31	23
Later than one year but not later than 5 years	3	3	2	3
Later than 5 years	–	1	–	1
Total capital expenditure commitments ¹	61	62	33	27
Lease rentals				
Land and buildings				
Not later than 1 year	325	327	263	263
Later than one year but not later than 5 years	785	729	674	605
Later than 5 years	392	389	369	366
	1,502	1,445	1,306	1,234
Furniture and equipment				
Not later than 1 year	52	45	44	38
Later than one year but not later than 5 years	78	76	72	70
Later than 5 years	–	–	–	–
	130	121	116	108
Total lease rental commitments	1,632	1,566	1,422	1,342
Total commitments	1,693	1,628	1,455	1,369

¹ Relates to premises and equipment.

44: Credit Related Commitments, Guarantees, Contingent Liabilities and Contingent Assets

CREDIT RELATED COMMITMENTS GUARANTEES AND CONTINGENT LIABILITIES

Credit related commitments

Facilities provided

	Consolidated		The Company	
	Contract amount 2011 \$m	Contract amount 2010 \$m	Contract amount 2011 \$m	Contract amount 2010 \$m
Undrawn facilities	137,889	124,029	117,107	106,403
Australia	80,013	78,410	79,919	78,207
New Zealand	15,569	14,200	-	-
Asia Pacific, Europe & America	42,307	31,419	37,188	28,196
Total	137,889	124,029	117,107	106,403

Guarantees and contingent liabilities

Details of the estimated maximum amount of guarantees and contingent liabilities that may become payable are disclosed on the following pages. These guarantees and contingent liabilities relate to transactions that the Group has entered into as principal.

Documentary letters of credit involve the issue of letters of credit guaranteeing payment in favour of an exporter secured against an underlying shipment of goods or backed by a confirmatory letter of credit from another bank.

Performance related contingencies are liabilities that oblige the Group to make payments to a third party should the customer fail to fulfil the non-monetary terms of the contract.

To reflect the risk associated with these transactions, they are subjected to the same credit origination, portfolio management and collateral requirements for customers that apply for loans. The contract amount represents the maximum potential amount that could be lost if the counterparty fails to meet its financial obligations. As the facilities may expire without being drawn upon, the notional amounts do not necessarily reflect future cash requirements.

	Consolidated		The Company	
	Contract amount 2011 \$m	Contract amount 2010 \$m	Contract amount 2011 \$m	Contract amount 2010 \$m
Financial guarantees	6,923	6,313	5,942	5,981
Standby letters of credit	2,672	1,991	2,307	1,867
Documentary letter of credit	2,964	2,498	2,561	2,276
Performance related contingencies	17,770	16,103	16,793	15,176
Other	881	580	666	445
Total	31,210	27,485	28,269	25,745
Australia	15,182	14,309	15,182	14,309
New Zealand	1,122	975	-	-
Asia Pacific, Europe & America	14,906	12,201	13,087	11,436
Total	31,210	27,485	28,269	25,745

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

44: Credit Related Commitments, Guarantees, Contingent Liabilities and Contingent Assets (continued)

OTHER BANK RELATED CONTINGENT LIABILITIES

GENERAL

There are outstanding court proceedings, claims and possible claims against the Group, the aggregate amount of which cannot readily be quantified. Appropriate legal advice has been obtained and, in the light of such advice, provisions as deemed necessary have been made. In some instances we have not disclosed the estimated financial impact as this may prejudice the interests of the Group.

i) Exception fees class action

In September 2010, litigation funder IMF (Australia) Ltd commenced a class action against ANZ, which it said was on behalf of 27,000 ANZ customers (which may now be in excess of 30,000) and relating to more than \$50 million in exception fees charged to those customers over the previous six years. The case is at an early stage. ANZ is defending it. There is a risk that further claims could emerge.

ii) Securities Lending

There are ongoing developments concerning the events surrounding ANZ's securities lending business which may continue for some time. There is a risk that further actions (court proceedings or regulatory actions) may be commenced against various parties, including ANZ. The potential impact or outcome of future claims (if any) cannot presently be ascertained. ANZ would review and defend any claim, as appropriate.

On 4 July 2008, ANZ appointed a receiver and manager to Primebroker Securities Limited (Primebroker). On 31 August 2009, an Associate Justice set aside some statutory demands served by the receiver and said that, among other things, ANZ's appointment of the receiver to Primebroker was invalid. The receiver is appealing the decision. ANZ has joined in the appeal.

Separately:

- On 14 April 2010, the liquidator of Primebroker filed an action against ANZ, alleging (among other things) that a charge created on 12 February 2008 is void against the liquidators. The action initially claimed \$98 million and was subsequently increased to \$177 million (plus interest and costs) from ANZ.
- On 15 July 2010, Primebroker and some associated companies brought an action against parties including ANZ, seeking approximately \$150 million and certain unquantified amounts. The allegations include misleading or deceptive conduct, wrongful appointment of receivers, and failure to perform an alleged equity investment agreement.

ANZ is defending these actions.

iii) Contingent tax liability

The Australian Taxation Office (ATO) is reviewing the taxation treatment of certain transactions, undertaken by the Group in the course of normal business activities.

Risk reviews are also being undertaken by revenue authorities in other jurisdictions, as part of normal revenue authority activity in those countries.

The Group has assessed these and other taxation claims arising in Australia and elsewhere, including seeking independent advice where appropriate, and considers that it holds appropriate provisions.

iv) Interbank Deposit Agreement

ANZ has entered into an Interbank Deposit Agreement with the major banks in the payment system. This agreement is a payment system support facility certified by the Australian Prudential Regulation authority, where the terms are such that if any bank is experiencing liquidity problems, the other participants are required to deposit equal amounts of up to \$2 billion for a period of 30 days. At the end of 30 days the deposit holder has the option to repay the deposit in cash all by way of assignment of mortgages to the value of the deposit.

v) Clearing and settlement obligations

In accordance with the clearing and settlement arrangements set out:

- in the Australian Payments Clearing Association Limited's Regulations for the Australian Paper Clearing System, the Bulk Electronic Clearing System, the Consumer Electronic Clearing System and the High Value Clearing System (HVCS), the Company has a commitment to comply with rules which could result in a bilateral exposure and loss in the event of a failure to settle by a member institution; and
- in the Austraclear System Regulations (Austraclear) and the CLS Bank International Rules, the Company has a commitment to participate in loss-sharing arrangements in the event of a failure to settle by a member institution.

For HVCS and Austraclear, the obligation arises only in limited circumstances.

44: Credit Related Commitments, Guarantees, Contingent Liabilities and Contingent Assets (continued)

vi) Deed of Cross Guarantee in respect of certain controlled entities

Pursuant to class order 98/1418 (as amended) dated 13 August 1998, relief was granted to a number of wholly owned controlled entities from the Corporations Act 2001 requirements for preparation, audit, and publication of individual financial statements. The results of these companies are included in the consolidated Group results. The entities to which relief was granted are:

- ANZ Properties (Australia) Pty Ltd¹
- ANZ Orchard Investments Pty Ltd²
- ANZ Funds Pty Ltd¹
- ANZ Capital Hedging Pty Ltd¹
- ANZ Securities (Holdings) Limited³
- Votraint No. 1103 Pty Ltd²
- Alliance Holdings Pty Ltd⁴
- ANZ Commodity Trading Pty Ltd⁵
- ANZ Nominees Ltd³

- 1 Relief originally granted on 21 August 2001.
 2 Relief originally granted on 13 August 2002.
 3 Relief originally granted on 9 September 2003.
 4 Relief originally granted on 2 September 2008.
 5 Relief originally granted on 11 February 2009.

It is a condition of the class order that the Company and each of the above controlled entities enter into a Deed of Cross Guarantee. A Deed of Cross Guarantee under the class order was executed by them and lodged with the Australian Securities and Investments Commission. The Deed of Cross Guarantee is dated 1 March 2006. The effect of the Deed is that the Company guarantees to each creditor payment in full of any debt in the event of winding up any of the controlled entities under certain provisions of the Corporations Act 2001. If a winding up occurs, the Company will only be liable in the event that after six months any creditor has not been paid in full. The controlled entities have also given similar guarantees in the event that the Company is wound up. The consolidated statement of comprehensive income and consolidated balance sheet of the Company and its wholly owned controlled entities which have entered into the Deed of Cross Guarantee are:

	Consolidated	
	2011 \$m	2010 \$m
Profit before tax	5,809	5,612
Income tax expense	(1,476)	(1,449)
Profit after income tax	4,333	4,163
Foreign exchange differences taken to equity, net of tax	103	(391)
Change in fair value of available-for-sale financial assets, net of tax	26	70
Change in fair value of cash flow hedges, net of tax	121	40
Actuarial gains/(loss) on defined benefit plans, net of tax	24	(18)
Other comprehensive income, net of tax	274	(299)
Total comprehensive income	4,607	3,864
Retained profits at start of year	13,047	11,596
Profit after income tax	4,333	4,163
Adjustments to opening retained earnings on adoption of revised accounting standard AASB 3(R)	-	(39)
Ordinary share dividends provided for or paid	(3,491)	(2,667)
Transfer from reserves	1	12
Actuarial gains/(loss) on defined benefit plans after tax	24	(18)
Retained profits at end of year	13,914	13,047
Assets		
Liquid assets	20,556	16,075
Available-for-sale assets/investment securities	19,017	16,973
Net loans and advances	323,286	280,439
Other assets	140,299	133,948
Premises and equipment	1,539	1,545
Total assets	504,697	448,980
Liabilities		
Deposits and other borrowings	307,254	252,519
Income tax liability	1,169	1,069
Payables and other liabilities	161,097	162,555
Provisions	798	831
Total liabilities	470,318	416,974
Net assets	34,379	32,006
Shareholders' equity¹	34,379	32,006

1 Shareholders' equity excludes retained profits and reserves of controlled entities within the class order.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

44: Credit Related Commitments, Guarantees, Contingent Liabilities and Contingent Assets (continued)

vii) Sale of Grindlays businesses

On 31 July 2000, ANZ completed the sale to Standard Chartered Bank (SCB) of ANZ Grindlays Bank Limited and the private banking business of ANZ in the United Kingdom and Jersey, together with ANZ Grindlays (Jersey) Holdings Limited and its subsidiaries, for USD1.3 billion in cash. ANZ provided warranties and certain indemnities relating to those businesses and, where it was anticipated that payments would be likely under the warranties or indemnities, made provisions to cover the anticipated liability. The issues below have not impacted adversely the reported results. All settlements, penalties and costs have been covered within the provisions established at the time.

FERA

In 1991 certain amounts were transferred from non-convertible Indian Rupee accounts maintained with Grindlays in India. These transactions may not have complied with the provisions of the Foreign Exchange Regulation Act, 1973. Grindlays, on its own initiative, brought these transactions to the attention of the Reserve Bank of India. The Indian authorities served notices on Grindlays and certain of its officers in India and civil penalties have been imposed which are the subject of appeals. Criminal prosecutions are pending and will be defended. The amounts in issue are not material.

Tax Indemnity

ANZ provided an indemnity relating to tax liabilities of Grindlays (and its subsidiaries) and the Jersey Sub-Group to the extent to which such liabilities were not provided for in the Grindlays accounts as at 31 July 2000. Claims have been made under this indemnity, with no material impact on the Group expected.

CONTINGENT ASSETS

National Housing Bank

In 1992, Grindlays received a claim aggregating to approximately Indian Rupees 5.06 billion from the National Housing Bank (NHB) in India. The claim arose out of cheques drawn by NHB in favour of Grindlays, the proceeds of which were credited to the account of a Grindlays customer.

Grindlays won an arbitration award in March 1997, under which NHB paid Grindlays an award of Indian Rupees 9.12 billion. NHB subsequently won an appeal to the Special Court of Mumbai, after which Grindlays filed an appeal with the Supreme Court of India. Grindlays paid the disputed money including interest into court. Ultimately, the parties settled the matter and agreed to share the monies paid into court which by then totalled Indian Rupees 16.45 billion (AUD 661 million at 19 January 2002 exchange rates), with Grindlays receiving Indian Rupees 6.20 billion (AUD 248 million at 19 January 2002 exchange rates) of the disputed monies.

ANZ in turn received a payment of USD124 million (USD equivalent of the Indian Rupees received by Grindlays) from Standard Chartered Bank under the terms of an indemnity given in connection with the sale of Grindlays to Standard Chartered Bank.

ANZ recovered \$114 million in 2006 from its insurers in respect of the above.

In addition, ANZ is entitled to share with NHB in the proceeds of any recovery from the estate of the customer whose account was credited with the cheques drawn from NHB. However, the Indian Taxation Department is claiming a statutory priority to all of the funds available for distribution to creditors of that customer. The Special Court passed an order in late 2007 scaling down the Income Taxation Department's priority, however, that order has been partially set aside on appeal by the Supreme Court of India. The matter has been remanded to the Special Court for deliberation on certain issues.

45: Superannuation and Other Post Employment Benefit Schemes

Description of the Group's post employment benefit schemes

The Group has established a number of pension, superannuation and post retirement medical benefit schemes throughout the world. The Group may be obliged to contribute to the schemes as a consequence of legislation and provisions of trust deeds. Legal enforceability is dependent on the terms of the legislation and trust deeds.

The major schemes are:

Country	Scheme	Scheme type	Contribution levels	
			Employee/ participant	Employer
Australia	ANZ Australian Staff Superannuation Scheme ^{1,2}	Defined contribution scheme Section C ³ or	Optional ⁸	Balance of cost ¹³
		Defined contribution scheme Section A or	Optional	9% of salary ¹¹
		Defined benefit scheme Pension Section ⁴	Nil	Balance of cost ¹³
New Zealand	ANZ National Bank Staff Superannuation Scheme (formerly ANZ Group (New Zealand) Staff Superannuation Scheme) ^{1,2}	Defined benefit scheme ⁵ or	Nil	Balance of cost ¹³
		Defined contribution scheme	Minimum of 2.5% of salary	7.5% of salary ¹⁴
	National Bank Staff Superannuation Fund ^{1,2}	Defined benefit scheme ⁵ or	5.0% of salary	Balance of cost ¹³
		Defined contribution scheme ⁷	Minimum of 2.0% of salary	11.5% of salary ¹⁶
United Kingdom	ANZ UK Staff Pension Scheme ¹	Defined benefit scheme ⁷	5.0% of salary ⁹	Balance of cost ¹⁷

Balance of cost: the Group's contribution is assessed by the actuary after taking account of members' contributions and the value of the schemes' assets.

1 These schemes provide for pension benefits.

2 These schemes provide for lump sum benefits.

3 Closed to new members in 1997.

4 Closed to new members. Operates to make pension payments to retired members or their dependants.

5 Closed to new members on 31 March 1990. Operates to make pension payments to retired members of that section of the scheme or their dependants.

6 Closed to new members on 1 October 1991.

7 Closed to new members on 1 October 2004.

8 Optional but with minimum of 1% of salary.

9 From 1 October 2003, all member contributions are at a rate of 5% of salary.

10 As determined by the Trustee on the recommendation of the actuary - currently 9% (2010: 9%) of members' salaries.

11 2010: 9% of salary.

12 As determined by the Trustee on the recommendation of the actuary - currently nil (2010: nil).

13 As recommended by the actuary - currently nil (2010: nil).

14 2010: 7.5% of salary.

15 As recommended by the actuary - currently 24.8% (2010: 24.8%) of members' salaries and additional contributions of NZD 5 million p.a.

16 2010: 11.5% of salary.

17 As agreed by the Trustee and Group after taking the advice of the actuary - currently 26% (2010: 26%) of pensionable salaries and additional quarterly contributions of GBP 7.5 million until December 2015.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

45: Superannuation and Other Post Employment Benefit Schemes (continued)

Funding and contribution information for the defined benefit sections of the schemes

The funding and contribution information for the defined benefit sections of the schemes as extracted from the schemes' most recent financial reports is set out below.

In this financial report, the net (liability)/asset arising from the defined benefit obligation recognised in the balance sheet has been determined in accordance with AASB 119 Employee Benefits. However, the excess or deficit of the net market value of assets over accrued benefits shown below has been determined in accordance with AAS 25 Financial Reporting by Superannuation Plans. The excess or deficit for funding purposes shown below differs from the net (liability)/asset in the balance sheet because AAS 25 prescribes a different measurement date and basis to those used for AASB 119 purposes.

2011 Schemes	Accrued benefits ^a \$m	Net market value of assets held by scheme \$m	Excess/(deficit) of net market value of assets over accrued benefits \$m
ANZ Australian Staff Superannuation Scheme Pension Section ¹	27	17	(10)
ANZ UK Staff Pension Scheme ¹	912	727	(185)
ANZ UK Health Benefits Scheme ⁴	6	-	(6)
ANZ National Bank Staff Superannuation Scheme ²	4	4	-
National Bank Staff Superannuation Fund ³	296	282	(14)
Other ^{5,6}	39	29	(10)
Total	1,284	1,059	(225)

^a Determined in accordance with AAS 25 Financial Reporting by Superannuation Plans, which prescribes a different measurement date and basis to those applied in this financial report under AASB 119 Employee Benefits. Under AASB 119, the discount rates used are based on prevailing government and corporate bond rates at the reporting date (30 September 2011), rather than the expected return on scheme assets as at the most recent actuarial valuation date (set out below) as prescribed by AAS 25.

¹ Amounts were measured at 31 December 2010.

² Amounts were measured at 31 December 2010.

³ Amounts were measured at 31 March 2011.

⁴ Amounts were measured at 30 September 2011.

⁵ Amounts were measured at 30 September 2011.

⁶ Other includes the defined benefit arrangements in Japan, Philippines and Taiwan.

2010 Schemes	Accrued benefits ^a \$m	Net market value of assets held by scheme \$m	Excess/(deficit) of net market value of assets over accrued benefits \$m
ANZ Australian Staff Superannuation Scheme Pension Section ¹	29	20	(9)
ANZ UK Staff Pension Scheme ¹	903	662	(241)
ANZ UK Health Benefits Scheme ⁴	6	-	(6)
ANZ National Bank Staff Superannuation Scheme ²	5	5	-
National Bank Staff Superannuation Fund ³	276	261	(15)
Other ^{5,6}	32	25	(7)
Total	1,251	973	(278)

^a Determined in accordance with AAS 25 Financial Reporting by Superannuation Plans, which prescribes a different measurement date and basis to those applied in this financial report under AASB 119 Employee Benefits. Under AASB 119, the discount rates used are based on prevailing government and corporate bond rates at the reporting date (30 September 2010), rather than the expected return on scheme assets as at the most recent actuarial valuation date (set out below) as prescribed by AAS 25.

¹ Amounts were measured at 31 December 2009.

² Amounts were measured at 31 December 2007.

³ Amounts were measured at 31 March 2010.

⁴ Amounts were measured at 30 September 2010.

⁵ Amounts were measured at 30 September 2007 and 30 September 2010 (as applicable).

⁶ Other includes the defined benefit arrangements in Japan, Philippines and Taiwan.

Employer contributions to the defined benefit sections are based on recommendations by the schemes' actuaries. Funding recommendations are made by the actuaries based on assumptions of various matters such as future investment performance, interest rates, salary increases, mortality rates and turnover levels. The funding methods adopted by the actuaries are intended to ensure that the benefit entitlements of employees are fully funded by the time they become payable.

The Group expects to make contributions of \$58 million (2010: \$60 million) to the defined benefit sections of the schemes during the next financial year.

45: Superannuation and Other Post Employment Benefit Schemes (continued)

The current contribution recommendations for the major defined sections of the schemes are described below.

ANZ Australian Staff Superannuation Scheme Pension Section

The Pension Section of the ANZ Australian Staff Superannuation Scheme is closed to new members. A full actuarial valuation, conducted by consulting actuaries Russell Employee Benefits as at 31 December 2010, showed a deficit of \$10 million and the actuary recommended that the Group make contributions to the Pension Section of \$1.2 million p.a. for the three years to 31 December 2013. The next full actuarial valuation is due to be conducted as at 31 December 2013.

The following economic assumptions were used in formulating the actuary's funding recommendations:

Rate of investment return	8% p.a.
Pension indexation rate	3% p.a.

The Group has no present liability under the Scheme's Trust Deed to commence contributions or fund the deficit.

ANZ UK Staff Pension Scheme

An interim actuarial valuation, conducted by consulting actuaries Towers Watson, as at 31 December 2010 showed a deficit of GBP 115 million (\$185 million at 30 September 2011 exchange rates).

Following the actuarial valuation as at 31 December 2010, the Group agreed to make regular contributions at the rate of 26% of pensionable salaries. These contributions are sufficient to cover the cost of accruing benefits. To address the deficit, the Group agreed to continue to pay additional quarterly contributions of GBP 7.5 million. These contributions will be reviewed following the next actuarial valuation which is scheduled to be undertaken as at 31 December 2012.

The following economic assumptions were used in formulating the actuary's funding recommendations:

Rate of investment return on existing assets	
- to 31 December 2018	5.3% p.a.
- to 31 December 2033	4.0% p.a.
Rate of investment return for determining ongoing contributions	7.2% p.a.
Salary increases	5.3% p.a.
Pension increases	3.5% p.a.
In deferment increases	2.8% p.a.

The Group has no present liability under the Scheme's Trust Deed to fund the deficit measured under AAS 25. A contingent liability may arise in the event that the Scheme was wound up. If this were to happen, the Trustee would be able to pursue the Group for additional contributions under the UK Employer Debt Regulations. The Group intends to continue the Scheme on an on-going basis.

National Bank Staff Superannuation Fund

A full actuarial valuation of the National Bank Staff Superannuation Fund, conducted by consulting actuaries AON Consulting NZ, as at 31 March 2011 showed a deficit of NZD 18 million (\$14 million at 30 September 2011 exchange rates). The actuary recommended that the Group make contributions of 24.8% of salaries plus a lump sum contribution of NZD 5 million p.a. (net of employer superannuation contribution tax) in respect of members of the defined benefit section.

The following economic assumptions were used in formulating the actuary's funding recommendations:

Rate of investment return (net of income tax)	5.5% p.a.
Salary increases	3.0% p.a.
Pension increases	2.5% p.a.

The Group has no present liability under the Fund's Trust Deed to fund the deficit measured under AAS 25. A contingent liability may arise in the event that the Fund was wound up. Under the Fund's Trust Deed, if the Fund were wound up, the Group is required to pay the Trustees of the Fund an amount sufficient to ensure members do not suffer a reduction in benefits to which they would otherwise be entitled. The Group intends to continue the Fund on an on-going basis.

The basis of calculation under AASB119 is detailed in note 1 F(vii) and on page 98.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

45: Superannuation and Other Post Employment Benefit Schemes (continued)

The following tables summarise the components of the expense recognised in the income statement and the amounts recognised in the balance sheet under AASB 119 for the defined benefit sections of the schemes:

	Consolidated		The Company	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Amount recognised in income in respect of defined benefit schemes				
Current service cost	8	6	6	5
Interest cost	50	56	42	48
Expected return on assets	(47)	(50)	(41)	(44)
Adjustment for contributions tax	2	2	-	-
Total included in personnel expenses	13	14	7	9
Amounts recognised in the balance sheet in respect of defined benefit schemes				
Present value of funded defined benefit obligation	(1,033)	(1,059)	(857)	(928)
Fair value of scheme assets	885	873	775	761
Net liability arising from defined benefit obligation	(148)	(186)	(82)	(167)
Amounts recognised in the balance sheet				
Payables and other liabilities	(148)	(186)	(82)	(167)
Net liability arising from defined benefit obligation	(148)	(186)	(82)	(167)
Amounts recognised in equity in respect of defined benefit schemes				
Actuarial (gains)/losses incurred during the year and recognised directly in retained earnings	15	6	(34)	26
Cumulative actuarial (gains)/losses recognised directly in retained earnings	244	229	173	207

The Group has a legal liability to fund deficits in the schemes, but no legal right to use any surplus in the schemes to further its own interests. The Group has no present liability to settle deficits with an immediate contribution. For more information about the Group's legal liability to fund deficits, refer to the earlier description of the current contribution recommendations for the schemes.

Movements in the present value of the defined benefit obligation in the relevant period				
Opening defined benefit obligation	1,059	1,095	928	938
Current service cost	8	6	6	5
Interest cost	50	56	42	48
Contributions from scheme participants	1	-	-	-
Actuarial (gains)/losses	(10)	42	(55)	52
Liabilities assumed in business combination	-	21	-	21
Exchange difference on foreign schemes	(18)	(103)	(22)	(92)
Benefits paid	(57)	(58)	(42)	(44)
Closing defined benefit obligation	1,033	1,059	857	928
Movements in the fair value of the scheme assets in the relevant period				
Opening fair value of scheme assets	873	849	761	738
Expected return on scheme assets	47	50	41	44
Actuarial gains/(losses)	(25)	36	(21)	26
Exchange difference on foreign schemes	(13)	(83)	(17)	(75)
Contributions from the employer	59	59	53	53
Contributions from scheme participants	1	1	-	-
Benefits paid	(57)	(58)	(42)	(44)
Assets acquired in business combination	-	19	-	19
Closing fair value of scheme assets ¹	885	873	775	761
Actual return on scheme assets	22	86	20	70

¹ Scheme assets include the following financial instruments issued by the Group: cash and short-term debt instruments \$1 million (September 2010: \$1.6 million), fixed interest securities \$0.5 million (September 2010: \$0.5 million) and equities nil (September 2010: nil).

	Consolidated		The Company	
	Fair value of scheme assets		Fair value of scheme assets	
	2011 %	2010 %	2011 %	2010 %
Analysis of the scheme assets				
Equities	36	39	34	37
Debt securities	47	39	48	39
Property	8	8	9	9
Other assets	9	14	9	15
Total assets	100	100	100	100

45: Superannuation and Other Post Employment Benefit Schemes (continued)

	2011 %	2010 %
Key actuarial assumptions used (expressed as weighted averages)		
Discount rate		
ANZ Australian Staff Superannuation Scheme – Pension Section	4.25	5.00
ANZ UK Staff Pension Scheme	5.40	5.00
ANZ UK Health Benefits Scheme	5.40	5.00
ANZ National Bank Staff Superannuation Scheme	4.40	6.00
National Bank Staff Superannuation Fund	4.40	6.00
Expected rate of return on scheme assets		
ANZ Australian Staff Superannuation Scheme – Pension Section	8.00	8.00
ANZ UK Staff Pension Scheme	5.30	5.60
ANZ UK Health Benefits Scheme	n/a	n/a
ANZ National Bank Staff Superannuation Scheme	4.50	4.50
National Bank Staff Superannuation Fund	5.50	5.50
Future salary increases		
ANZ UK Staff Pension Scheme	4.90	5.00
National Bank Staff Superannuation Fund	3.00	3.00
Future pension increases		
ANZ Australian Staff Superannuation Scheme – Pension Section	2.75	2.50
ANZ UK Staff Pension Scheme		
– In payment	3.10	3.20
– In deferment	2.10	2.70
ANZ National Bank Staff Superannuation Scheme	2.50	2.50
National Bank Staff Superannuation Fund	2.50	2.50
Future medical cost trend – short-term		
ANZ UK Health Benefits Scheme	4.50	4.50
Future medical cost trend – long-term		
ANZ UK Health Benefits Scheme	6.50	4.00

To determine the expected returns of each of the asset classes held by the relevant scheme, the actuaries assessed historical return trends and market expectations for the asset class returns applicable for the period over which the obligation is to be settled. The overall expected rate of return on assets for each scheme was then determined as the weighted average of the expected returns for the classes of assets held by the relevant scheme.

Assumed medical cost trend rates do not have a material effect on the amounts recognised as income or included in the balance sheet.

	Consolidated					The Company				
	2011 \$m	2010 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2007 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2009 \$m	2008 \$m	2007 \$m
History of experience adjustments										
Defined benefits obligation	(1,033)	(1,059)	(1,095)	(1,160)	(1,267)	(857)	(928)	(938)	(1,003)	(1,112)
Fair value of scheme assets	885	873	849	1,006	1,199	775	761	738	871	1,037
Surplus/(deficit)	(148)	(186)	(246)	(154)	(68)	(82)	(167)	(200)	(132)	(75)
Experience adjustments on scheme liabilities	(11)	(2)	7	12	9	(10)	1	7	8	10
Experience adjustments on scheme assets	(25)	36	(49)	(195)	6	(21)	26	(32)	(177)	12

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

46: Employee Share and Option Plans

ANZ operates a number of employee share and option schemes under the ANZ Employee Share Acquisition Plan and the ANZ Share Option Plan.

ANZ EMPLOYEE SHARE ACQUISITION PLAN

ANZ Employee Share Acquisition Plan (ESAP) schemes that existed during the 2010 and 2011 years were the \$1,000 Share Plan, the Deferred Share Plan, the Restricted Share Plan and the Employee Share Save Scheme (ESSS). Note the ESSS is an employee salary sacrifice plan and is not captured as a share based payment expense.

\$1,000 Share Plan

Each permanent employee (excluding senior executives) who has had continuous service for one year is eligible to participate in the \$1,000 scheme enabling the grant of up to \$1,000 of ANZ shares in each financial year, subject to approval of the Board. At a date approved by the Board, the shares will be granted to all eligible employees using the one week weighted average price of ANZ shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant.

In Australia and three overseas locations, ANZ ordinary shares are granted to eligible employees for nil consideration and vest immediately when granted, as there is no forfeiture provision. It is a requirement, however, that shares are held in trust for three years from the date of grant, after which time they may remain in trust, be transferred to the employee's name or sold. In general, dividends received on the shares are automatically reinvested into the Dividend Reinvestment Plan.

In New Zealand shares are granted to eligible employees upon payment of NZD one cent per share.

From 2011, shares granted in New Zealand and the remaining overseas locations under this plan vest subject to the satisfaction of a three year service period, after which time they may remain in trust, be transferred into the employee's name or sold. Unvested shares are forfeited in the event of resignation or dismissal for serious misconduct. Dividends are received as cash.

During the 2011 year, 1,472,882 shares with an issue price of \$23.05 were granted under the plan to employees on 6 December 2010 (2010 year: 1,344,436 shares with an issue price of \$22.06 were granted on 7 December 2009).

Deferred Share Plan

A Short Term Incentive (STI) mandatory deferral program was implemented from 2009, with equity deferral relating to half of all STI amounts above a specified threshold. Prior to 2011, deferred equity could be taken as 100% shares or 50% shares and 50% options. From 2011, all deferred equity is taken as 100% shares. For Management Board members, mandatory STI equity deferral commenced in 2008 (rather than 2009). Unvested STI deferred shares are forfeited on resignation, termination on notice or dismissal for serious misconduct.

Selected employees may also be granted Long Term Incentive (LTI) deferred shares which vest to the employee three years from the date of grant. Ordinary shares granted under this LTI plan may be held in trust beyond the deferral period. Unvested LTI deferred shares are forfeited on resignation, termination on notice or dismissal for serious misconduct.

STI deferred shares with a two year deferral period were historically granted under a business unit specific incentive plan (primarily as a retention tool), and may be held in trust beyond the deferral period. The final grant of these shares vested 2 November 2009.

In exceptional circumstances, deferred shares are granted to certain employees upon commencement with ANZ to compensate for remuneration forgone from their previous employer. The vesting period generally aligns with the remaining vesting period of remuneration forgone, and therefore varies between grants. Retention deferred shares may also be granted occasionally to high performing employees who are regarded as a significant retention risk to ANZ. Unvested deferred shares are forfeited on resignation, termination on notice or dismissal for serious misconduct.

The employee receives dividends on deferred shares while those shares are held in trust (cash or dividend reinvestment plan).

The issue price for deferred shares is based on the volume weighted average price of the shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant.

During the 2011 year, 6,393,787 deferred shares with a weighted average grant price of \$23.55 were granted under the deferred share plan (2010 year: 5,511,965 shares with a weighted average grant price of \$22.83 were granted).

Restricted Share Plan

Up until 2009 eligible employees were able to elect a pre-tax sacrifice of part or their entire annual cash bonus for ANZ shares. The shares were subject to a one year restriction period, however, they could be held in trust beyond the restriction period. The shares are subject to forfeiture on dismissal for serious misconduct. The shares are released to the employee on termination for any other reason. The employee receives all dividends on these restricted shares (cash or dividend reinvestment plan). The issue price was based on the volume weighted average price of the shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant.

During the 2010 and 2011 financial years, no shares were granted under the restricted share plan. The vesting date of the final grant of shares granted under the restricted share plan was 31 October 2009.

Share Valuations

The fair value of shares granted in the 2011 year under the \$1,000 share plan, the Deferred Share Plan and the Restricted Share Plan, measured as at the date of grant of the shares, is \$182.7 million based on 7,866,669 shares at a volume weighted average price of \$23.22 (2010 year: fair value of shares granted was \$154.4 million based on 6,856,401 shares at a weighted average price of \$22.52). The volume weighted average share price of all ANZ shares sold on the ASX on the date of grant is used to calculate the fair value of shares. No dividends are incorporated into the measurement of the fair value of shares.

ANZ SHARE OPTION PLAN

Selected employees may be granted options/rights, which entitle them to acquire ordinary fully paid shares in ANZ at a price fixed at the time the options/rights are granted. Voting and dividend rights will be attached to the ordinary shares allocated on exercise of the options/rights.

Each option/right entitles the holder to one ordinary share subject to the terms and conditions imposed on grant. The exercise price of the options, determined in accordance with the rules of the plan, is generally based on the weighted average price of the shares traded on the ASX in the week leading up to and including the date of grant. For rights, the exercise price is nil.

46: Employee Share and Option Plans (continued)

The option plan rules set out the entitlements a holder of options/ rights has prior to exercise in the event of a bonus issue, pro-rata new issue or reorganisation of ANZ's share capital. In summary:

- if ANZ has issued bonus shares during the life of an option and prior to the exercise of the option, then when the option is exercised the option holder is also entitled to be issued such number of bonus shares as the holder would have been entitled to if the option holder had held the underlying shares at the time of the bonus issue;
- if ANZ makes a pro-rata offer of securities during the life of an option and prior to the exercise of the option, the exercise price of the option will be adjusted in the manner set out in the Listing Rules; and
- in respect of rights, if there is a bonus issue or reorganisation of the Bank's share capital, the number of rights or the number of underlying shares may be adjusted so that there is no advantage or disadvantage to the holder.

Holders otherwise have no other entitlements to participate in any new issue of ANZ securities prior to exercise of their options/rights. Holders also have no right to participate in a share issue of a body corporate other than ANZ (e.g. a subsidiary).

ANZ Share Option Plan schemes expensed in the 2010 and 2011 years are as follows:

Current Option Plans

Performance Rights Plan (excluding CEO Performance Rights)

Performance rights are granted to selected employees as part of ANZ's LTI program. The first grant of performance rights was in November 2005, and provides the right to acquire ANZ shares at nil cost, subject to a three year vesting period and a Total Shareholder Return (TSR) performance hurdle. The proportion of LTI performance rights that become exercisable will depend upon the TSR achieved by ANZ relative to a comparator group of major financial services companies, measured over the same period (since grant) and calculated at the third anniversary of grant. An averaging calculation is used for TSR over a 90 day period for start and end values in order to reduce the impact of share price volatility. Performance equal to the median TSR of the comparator group will result in half the performance rights becoming exercisable. Vesting will increase on a straight-line basis until all of the performance rights become exercisable where ANZ TSR is at or above the 75th percentile of TSRs in the comparator group. Where ANZ's performance falls between two of the comparators, TSR is measured on a pro-rata basis. The performance hurdle will only be tested once at the end of the three year vesting period. If the performance rights do not pass the hurdle on the testing date, or they are not exercised by the end of the exercise period (five years from the date of grant), they will lapse.

The provisions that apply in the case of cessation of employment are detailed in Section 3.2 Disclosed Executives' Contract Terms in the Remuneration Report (Audited), pages 44 to 45.

During the 2011 year, 466,133 performance rights (excluding CEO performance rights) were granted (2010: 771,585).

CEO Performance Rights

At the 2010 Annual General Meeting shareholders approved an LTI grant to the CEO equivalent to 100% of his 2010 TEC, being \$3 million. This equated to a total of 253,164 performance rights being allocated, which will be subject to testing against a TSR hurdle after three years, i.e. December 2013.

At the 2007 Annual General Meeting shareholders approved an LTI grant consisting of three tranches of performance rights, each to a maximum value of \$3 million. The performance periods for each tranche begin on the date of grant of 19 December 2007 and end on the third, fourth and fifth anniversaries respectively (i.e. only one performance measurement for each tranche). Each tranche will only be performance tested once at the end of the respective vesting dates. The level of vesting for each tranche will be based on ANZ TSR performance against a comparator group of companies consistent with the performance rights plan. Each tranche has a one year exercise period. The first of these tranches was tested against a relative TSR hurdle after three years, i.e. December 2010. As a result of the testing, 258,620 performance rights vested and were exercised during the year.

The provisions that apply in the case of cessation of employment are detailed in Section 3.1 CEO's Contract Terms in the Remuneration Report (Audited), page 44.

CEO Options

At the 2008 Annual General Meeting, shareholders approved a special grant to the CEO of 700,000 options, which were granted on 18 December 2008. These will be available for exercise on 18 December 2011, with the option exercise price \$14.18 per share determined at grant in line with the methodology described under the ANZ Share Option Plan section of this note. Upon exercise, each option entitles the CEO to one ordinary ANZ share. At grant the options were independently valued with a fair value of \$2.27 each, i.e. a total value of \$1.589 million.

The provisions that apply in the case of cessation of employment are detailed in Section 3.1 CEO's Contract Terms in the Remuneration Report (Audited), page 44.

Deferred Options (no performance hurdles)

Under the STI deferral program half of all amounts above a specified threshold are provided as deferred equity. Previously deferred equity could be taken as 100% shares or 50% shares and 50% options. From 2011, all deferred equity is taken as 100% shares (refer to Deferred Share Plan section above).

During the 2011 year 395,564 deferred options (no performance hurdles) were granted (2010: 210,495).

Deferred Share Rights (no performance hurdles)

Deferred share rights are granted instead of deferred shares to accommodate off-shore taxation regulations. They provide the right to acquire ANZ shares at nil cost after a specified vesting period. The fair value of rights is adjusted for the absence of dividends during the restriction period. Treatment of rights in respect of cessation relates to the purpose of the grant (refer to Deferred Share Plan and Restricted Share Plan sections).

During the 2011 year 541,213 deferred share rights (no performance hurdles) were granted (2010: 546,952).

Options, deferred share rights and performance rights on issue

As at 2 November 2011, there were 1,446 holders of 4,996,035 options on issue, 625 holders of 1,167,512 deferred share rights on issue and 14 holders of 2,279,532 performance rights on issue.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

46: Employee Share and Option Plans (continued)

Option Movements

Details of options/rights over unissued ANZ shares and their related weighted average exercise prices as at the beginning and end of 2011 and movements during 2011 are set out below:

	Opening balance 1 October 2010	Options/rights granted	Options/rights forfeited	Options/rights expired	Options/rights exercised	Closing balance 30 September 2011
Weighted average exercise price	11,539,878 \$13.01	1,656,074 \$5.66	(131,689) \$12.72	(160,071) \$20.34	(3,942,613) \$10.93	8,961,579 \$12.44

The weighted average share price during the year ended 30 September 2011 was \$22.35 (2010: \$22.92).

The weighted average remaining contractual life of options/rights outstanding at 30 September 2011 was 2.1 years (2010: 2.2 years).

The weighted average exercise price of all exercisable options/rights outstanding at 30 September 2011 was \$20.87 (2010: \$19.43).

A total of 4,286,317 exercisable options/rights were outstanding at 30 September 2011 (2010: 6,551,277).

Details of options/rights over unissued ANZ shares and their related weighted average exercise prices as at the beginning and end of 2010 and movements during 2010 are set out below:

	Opening balance 1 October 2009	Options/rights granted	Options/rights forfeited	Options/rights expired	Options/rights exercised	Closing balance 30 September 2010
Weighted average exercise price	15,129,013 \$14.80	1,529,032 \$3.14	(657,491) \$12.30	(1,862,160) \$17.54	(2,598,516) \$14.57	11,539,878 \$13.01

No options/rights over ordinary shares have been granted since the end of 2011 up to the signing of the Directors' Report on 2 November 2011.

Details of shares issued as a result of the exercise of options/rights during 2011 are as follows:

Exercise price \$	No. of shares issued	Proceeds received \$	Exercise price \$	No. of shares issued	Proceeds received \$
0.00	12,481	-	0.00	3,118	-
0.00	185,723	-	0.00	5,347	-
0.00	10,421	-	0.00	2,439	-
0.00	9,623	-	0.00	19	-
0.00	1,662	-	17.55	440,251	7,726,405
0.00	15,420	-	17.55	69,106	1,212,810
0.00	648,296	-	18.22	829,957	15,121,817
0.00	6,089	-	18.22	270,465	4,927,872
0.00	119,251	-	20.68	2,908	60,137
0.00	17,351	-	20.68	127,788	2,642,656
0.00	22,633	-	20.68	202,802	4,193,945
0.00	258,620	-	23.49	74,259	1,744,344
0.00	82	-	17.18	101,861	1,749,972
0.00	33,459	-	17.18	36,096	620,129
0.00	83,197	-	17.18	129,283	2,221,082
0.00	65,687	-	17.18	3,081	52,932
0.00	12,696	-	17.18	1,587	27,265
0.00	78,422	-	17.18	35,456	609,134
0.00	5,095	-	22.80	7,430	169,404
0.00	13,152	-			

Details of shares issued as a result of the exercise of options/rights during 2010 are as follows:

Exercise price \$	No. of shares issued	Proceeds received \$	Exercise price \$	No. of shares issued	Proceeds received \$
0.00	370,945	-	17.55	361,901	6,351,363
0.00	9,648	-	17.55	68,724	1,206,106
0.00	9,637	-	18.22	167,611	3,053,872
0.00	9,637	-	18.22	6,842	124,661
0.00	23,765	-	18.22	121,873	2,220,526
0.00	9,669	-	20.68	8,513	176,049
0.00	17,956	-	20.68	146,883	3,037,540
0.00	223	-	20.68	188,105	3,890,011
0.00	500	-	23.49	33,059	776,556
0.00	50,354	-	17.18	74,580	1,281,284
0.00	9,144	-	17.18	117,384	2,016,657
0.00	7,081	-	17.18	24,192	415,619
17.34	192,344	3,335,245	17.18	7,853	134,915
17.60	525,843	9,254,837	17.18	34,250	588,415

46: Employee Share and Option Plans (continued)

Details of shares as a result of the exercise of options/rights since the end of 2011 up to the signing of the Directors' Report on 2 November 2011 are as follows:

Exercise price \$	No. of shares issued	Proceeds received \$	Exercise price \$	No. of shares issued	Proceeds received \$
0.00	2,888	-	0.00	25,840	-
0.00	1,472	-	20.68	408,552	8,448,855
0.00	525	-	20.68	31,106	643,272
0.00	63	-	17.18	12,598	216,434
0.00	59	-			

In determining the fair value below, the standard market techniques for valuation including Monte Carlo and/or Black Scholes pricing models were applied in accordance with the requirements of AASB2. The models take into account early exercise of vested equity, non-transferability and market based performance hurdles (if any). The significant assumptions used to measure the fair value of instruments granted during 2011 are contained in the table below:

Type of equity	Grant date	Number of options/rights	Equity fair value (\$)	Exercise price (\$ day VWAP) (\$)	Share closing price at grant (\$)	ANZ expected volatility ¹ (%)	Equity term (years)	Vesting period (years)	Expected life (years)	Expected dividend yield (%)	Risk free interest rate (%)
STI deferred options	12-Nov-10	197,786	3.96	23.71	23.22	30	5	1	3	5.00	5.04
	12-Nov-10	197,778	4.20	23.71	23.22	30	5	2	3.5	5.00	5.11
STI deferred share rights	12-Nov-10	83,125	22.11	0.00	23.22	30	5	1	1	5.00	4.70
	12-Nov-10	87,273	21.06	0.00	23.22	30	5	2	2	5.00	4.97
LTI deferred share rights	12-Nov-10	323,757	20.06	0.00	23.22	30	5	3	3	5.00	5.04
LTI performance rights	12-Nov-10	466,133	11.96	0.00	23.22	30	5	3	3	5.00	5.04
	17-Dec-10	253,164	11.85	0.00	23.59	30	4	3	3	5.00	5.15
Deferred share rights	12-Nov-10	3,988	20.06	0.00	23.22	30	5	3	3	5.00	5.04
	6-Dec-10	3,130	20.10	0.00	23.27	30	3	3	3	5.00	4.94
	10-May-11	8,329	21.97	0.00	23.07	25	2	1	1	5.00	4.96
	10-May-11	1,625	20.92	0.00	23.07	25	3	2	2	5.00	5.02
	25-Jul-11	2,799	20.10	0.00	21.31	25	2	1	1	6.00	4.41
	25-Jul-11	3,115	18.96	0.00	21.31	25	3	2	2	6.00	4.34
	25-Jul-11	1,055	19.90	0.00	21.31	25	2.2	1.2	1.2	6.00	4.41
	25-Jul-11	1,119	18.78	0.00	21.31	25	3.2	2.2	2.2	6.00	4.34
	29-Aug-11	3,149	19.05	0.00	20.21	n/a	2	1	1	5.90	n/a
	29-Aug-11	17,037	17.96	0.00	20.21	n/a	3	2	2	5.90	n/a
	29-Aug-11	1,712	16.93	0.00	20.21	n/a	4	3	3	5.90	n/a

The significant assumptions used to measure the fair value of instruments granted during 2010 are contained in the table below:

Type of Equity	Grant date	Number of options/rights	Equity fair value (\$)	Exercise price (\$ day VWAP) (\$)	Share closing price at grant (\$)	ANZ expected volatility ¹ (%)	Equity term (years)	Vesting period (years)	Expected life (years)	Expected dividend yield (%)	Risk free interest rate (%)
STI deferred options	13-Nov-09	105,252	4.83	22.80	22.48	39	5	1	3	5.50	5.04
	13-Nov-09	105,243	5.09	22.80	22.48	39	5	2	3.5	5.50	5.13
STI deferred share rights	13-Nov-09	96,431	21.41	0.00	22.48	35	5	1	1	5.00	4.26
	13-Nov-09	101,260	20.39	0.00	22.48	35	5	2	2	5.00	4.67
LTI deferred share rights	13-Nov-09	310,789	19.42	0.00	22.48	35	5	3	3	5.00	5.01
	24-Aug-10	2,439	22.13	0.00	22.64	30	2.5	0.5	1.5	4.50	4.38
LTI performance rights	13-Nov-09	371,811	12.17	0.00	22.48	35	5	3	3	5.00	5.01
	24-Dec-09	57,726	11.26	0.00	22.39	40	5	3	3	4.60	4.71
	17-Mar-10	168,918	14.80	0.00	24.61	40	5	3	3	4.60	5.10
	17-Mar-10	173,130	14.44	0.00	24.61	40	6	4	4	4.60	5.24
Deferred share rights	21-Jan-10	3,701	20.26	0.00	23.26	n/a	5	3	3	4.60	n/a
	20-Apr-10	8,576	23.32	0.00	25.13	35	3.6	1.6	1.6	4.50	4.96
	20-Apr-10	3,118	24.05	0.00	25.13	35	3	1	1	4.50	4.48
	20-Apr-10	3,259	23.01	0.00	25.13	35	4	2	2	4.50	4.96
	25-Jun-10	8,369	21.50	0.00	22.47	35	3	1	1	4.50	4.48
	25-Jun-10	2,916	20.57	0.00	22.47	35	4	2	2	4.50	4.54
	25-Jun-10	6,094	19.69	0.00	22.47	35	5	3	3	4.50	4.61

¹ Expected volatility represents a measure of the amount by which ANZ's share price is expected to fluctuate over the life of the options/rights. The measure of volatility used in the model is the annualised standard deviation of the continuously compounded rates of return on the historical share price over a defined period of time preceding the date of grant. This historical average annualised volatility is then used to estimate a reasonable expected volatility over the expected life of the options/rights.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

47: Key Management Personnel Disclosures

SECTION A: KEY MANAGEMENT PERSONNEL COMPENSATION

Key management personnel (KMP) are employees of the ultimate parent entity, Australia and New Zealand Banking Group Limited or its subsidiaries. The KMP compensation included in the personnel expenses is as follows:

	2011 \$	2010 \$
Short term employee benefits	18,106,775	18,695,781
Post employment benefits	450,000	427,625
Long term employee benefits	180,102	166,949
Termination benefits	-	-
Share based payments	12,721,125	11,523,031
	31,458,002	30,813,386

SECTION B: KEY MANAGEMENT PERSONNEL LOAN TRANSACTIONS

Loans made to directors of the Company and other key management personnel of the Group are made in the ordinary course of business on an arms length commercial basis, including the term of the loan, security required and the interest rate.

Details of loans outstanding at the reporting date to directors of the Company and other key management personnel of the Group including their related parties, where the individuals aggregate loan balance exceeded \$100,000 at any time in the year, are as follows:

	Opening balance 1 October \$	Closing balance 30 September \$	Interest paid and payable in the reporting period \$	Highest balance in the reporting period \$
Directors				
Executive Director 2011				
M Smith	6,840,953	18,380,409	1,510,088	18,403,779
Executive Director 2010				
M Smith	-	6,840,953	592,896	6,840,953
Non-executive Directors 2011				
P Hay	1,125,000	661,293	63,607	1,131,263
A Watkins	3,490,211	3,320,081	237,748	3,490,388
Non-executive Directors 2010				
P Hay	1,125,000	1,125,000	65,023	1,131,263
A Watkins	3,289,964	3,490,211	250,694	3,490,211
Other key management personnel 2011				
G Hodges	8,018,058	5,202,380	441,857	8,753,988
A Thursby	1,596,910	2,984,500	248,615	4,581,410
C Page	559,471	511,605	6,624	559,471
D Hisco ¹	2,000,000	2,000,000	140,564	2,000,000
Other key management personnel 2010				
J Fagg ²	4,117,937	-	240,024	4,625,136
G Hodges	10,415,975	8,018,058	552,875	10,530,669
A Thursby	1,890,097	1,596,910	110,871	1,890,097
C Page	1,750,932	559,471	22,798	1,760,616

Details regarding the aggregate of loans made, guaranteed or secured by any entity in the Group to each group of Directors and other KMP, including their related parties, are as follows:

	Opening balance 1 October \$	Closing balance 30 September \$	Interest paid and payable in the reporting period \$	Number in Group at 30 September ³
Directors				
2011	11,456,164	22,362,283	1,811,443	3
2010	4,414,964	11,456,164	908,613	3
Other key management personnel				
2011	12,174,439	10,698,485	837,660	4
2010	18,174,941	10,174,439	926,568	3

1 The opening balance represents the balance on appointment as a KMP on 13 October 2010.

2 The closing balance represents the balance on cessation as a KMP on 1 September 2010.

3 Number in the Group includes directors and other KMP with loan balances greater than \$100,000 at any time during the year.

47: Key Management Personnel Disclosures (continued)

SECTION C: KEY MANAGEMENT PERSONNEL EQUITY INSTRUMENT HOLDINGS

i) Options, deferred share rights and performance rights

Details of options, deferred share rights and performance rights held directly, indirectly or beneficially by each KMP, including their related parties, are provided below:

Name	Type of options/rights	Opening balance at 1 October	Granted during the year as remuneration	Exercised during the year	Resulting from any other change during the year	Closing balance at 30 September	Vested and exercisable at 30 September ¹
Executive Director 2011							
M Smith	Special options	700,000	–	–	–	700,000	–
	LTI performance rights	779,002	253,164	(258,620)	–	773,546	–
Executive Director 2010							
M Smith	Special options	700,000	–	–	–	700,000	–
	LTI performance rights	779,002	–	–	–	779,002	–
Other Key Management Personnel 2011							
P Chronican	LTI performance rights	57,726	54,347	–	–	112,073	–
S Elliott	STI deferred options	10,614	138,476	–	–	149,090	5,307
	LTI performance rights	41,084	45,986	–	–	87,070	–
D Hisco ²	Hurdled options	32,506	–	(21,976)	–	10,530	10,003
	LTI performance rights	74,631	33,444	(41,764)	–	66,311	–
	STI deferred share rights	–	17,383	–	–	17,383	–
G Hodges	Hurdled options	52,191	–	(43,791)	–	8,400	5,400
	STI deferred options	33,869	–	(33,869)	–	–	–
	LTI performance rights	149,004	41,806	(57,870)	–	132,940	–
	STI deferred share rights	5,663	–	–	–	5,663	5,663
P Marriott	Hurdled options	136,863	–	(69,263)	–	67,600	64,220
	STI deferred options	48,385	–	–	–	48,385	48,385
	LTI performance rights	149,004	41,806	(57,870)	–	132,940	–
C Page	Performance rights	72,959	–	–	–	72,959	–
A Thursby	STI deferred options	164,509	–	–	–	164,509	164,509
	LTI performance rights	146,544	45,986	(46,296)	–	146,234	–
Other Key Management Personnel 2010							
P Chronican	LTI performance rights	–	57,726	–	–	57,726	–
S Elliott	STI deferred options	–	10,614	–	–	10,614	–
	LTI performance rights	–	41,084	–	–	41,084	–
J Fagg ²	Hurdled options	33,316	–	(22,946)	–	10,370	8,782
	Index-linked options	34,155	–	–	(34,155)	–	–
	LTI performance rights	83,794	41,084	(26,084)	(7,556)	91,238	–
	STI deferred share rights	37,722	8,377	–	–	46,099	–
G Hodges	Hurdled options	109,181	–	(56,990)	–	52,191	43,791
	Index-linked options	176,000	–	–	(176,000)	–	–
	STI deferred options	67,739	–	(33,870)	–	33,869	–
	LTI performance rights	165,260	41,084	(44,461)	(12,879)	149,004	–
	STI deferred share rights	11,004	–	(5,341)	–	5,663	–
P Marriott	Hurdled options	136,863	–	–	–	136,863	127,399
	Index-linked options	311,000	–	–	(311,000)	–	–
	STI deferred options	48,385	–	–	–	48,385	24,193
	LTI performance rights	165,260	41,084	(44,461)	(12,879)	149,004	–
C Page	Performance rights	38,038	34,921	–	–	72,959	–
A Thursby	STI deferred options	164,509	–	–	–	164,509	82,255
	LTI performance rights	101,351	45,193	–	–	146,544	–

1. Opening balance is based on holdings at the date of appointment as a KMP on 13 October 2010.

2. Closing balance is based on holdings at the date of cessation as a KMP on 1 September 2010.

3. No options, deferred share rights or performance rights were vested and unexercisable at 30 September 2011 (2010: nil).

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

47: Key Management Personnel Disclosures (continued)

iii) Shares

Details of shares held directly, indirectly or beneficially by each KMP, including their related parties, are provided below:

Name	Type	Opening balance at 1 October	Shares granted during the year as remuneration	Received during the year on exercise of options or rights	Resulting from any other change during the year	Closing balance at 30 September ⁷
Non-executive directors 2011						
J Morschel	Ordinary	15,902	-	-	3,000	18,902
G Clark	Ordinary	15,479	-	-	-	15,479
P Hay ¹	Ordinary	9,043	-	-	2,600	11,643
H Lee	Ordinary	9,654	-	-	105	9,759
I Macfarlane	Ordinary	13,616	-	-	4,000	17,616
	CPS2	500	-	-	-	500
	CPS3	-	-	-	1,000	1,000
D Meiklejohn	Ordinary	16,198	-	-	-	16,198
A Watkins	Ordinary	19,461	-	-	-	19,461
Non-executive directors 2010						
J Morschel	Ordinary	12,902	-	-	3,000	15,902
G Clark	Ordinary	13,521	-	-	1,958	15,479
P Hay ¹	Ordinary	7,006	-	-	2,037	9,043
H Lee	Ordinary	1,575	-	-	8,079	9,654
I Macfarlane	Ordinary	12,616	-	-	1,000	13,616
	CPS2	-	-	-	500	500
D Meiklejohn	Ordinary	16,198	-	-	-	16,198
A Watkins	Ordinary	19,461	-	-	-	19,461
C Goode ²	Ordinary	773,251	-	-	18,473	791,724
J Ellis ³	Ordinary	154,343	-	-	75	154,418
Executive director 2011						
M Smith	Ordinary	469,376	94,896	258,620	7,406	830,298
Executive director 2010						
M Smith	Ordinary	375,025	92,105	-	2,246	469,376
Other Key Management Personnel 2011						
P Chronican	Ordinary	3,000	25,305	-	3,746	32,051
	CPS2	1,499	-	-	-	1,499
S Elliott	Ordinary	18,069	24,251	-	1,857	44,177
G Hodges	Ordinary	246,880	19,822	135,530	(172,316)	229,916
P Marriott	Ordinary	553,814	19,822	127,133	(64,645)	636,124
	CPS3	-	-	-	5,000	5,000
D Hisco ⁴	Ordinary	52,647	-	63,740	(60,000)	56,387
C Page	Ordinary	31,449	41,542	-	(1,787)	71,204
	CPS3	-	-	-	2,500	2,500
A Thursby	Ordinary	223,103	48,502	46,296	(39,671)	278,230
Other Key Management Personnel 2010						
P Chronican ⁵	Ordinary	-	-	-	3,000	3,000
	CPS2	1,499	-	-	-	1,499
S Elliott	Ordinary	15,060	2,192	-	817	18,069
G Hodges	Ordinary	282,054	14,473	140,662	(190,309)	246,880
P Marriott	Ordinary	534,350	14,254	44,461	(39,251)	553,814
J Fagg ⁶	Ordinary	47,144	-	49,030	(11,209)	84,965
C Page	Ordinary	-	30,701	-	748	31,449
A Thursby	Ordinary	167,824	52,631	-	2,648	223,103

1 Excludes shares of 19,855 (2010: 19,855) which are held indirectly where P Hay has no beneficial interest.

2 The closing balance represents the balance on cessation as a KMP on 28 February 2010.

3 The closing balance represents the balance on cessation as a KMP on 18 December 2009.

4 The opening balance is based on holdings at the date of appointment as a KMP on 13 October 2010.

5 The opening balance is based on holdings at the date of appointment as a KMP on 30 November 2009.

6 The closing balance represents the balance on cessation as a KMP on 1 September 2010.

7 The following shares (included in the holdings above) were held on behalf of KMP (i.e. indirect beneficially held shares) as at 30 September 2011:

J Morschel - 11,860 (2010: 8,866); G Clark - 15,479 (2010: 15,479); P Hay - 11,869 (2010: 8,785); H Lee - 1,759 (2010: 1,654); I Macfarlane - 10,316 (2010: 14,116); D Meiklejohn - 13,596 (2010: 13,698); A Watkins - 18,419 (2010: 18,419); M Smith - 152,600 (2010: 204,362); P Chronican - 26,651 (2010: nil); S Elliott - 44,177 (2010: 18,069); D Hisco - 52,364 (2010: nil); G Hodges - 162,916 (2010: 141,573); P Marriott - 136,672 (2010: 134,218); C Page - 59,675 (2010: 31,648); A Thursby - 278,230 (2010: 223,103).

48: Transactions with Other Related Parties

Joint Venture entities

During 2010, the Group conducted transactions with joint venture entities on terms equivalent to those on an arm's length basis. The Group no longer has joint venture entities.

	Consolidated	
	2011 \$000	2010 \$000
Amounts receivable from joint venture entities	-	-
Interest revenue	-	1,542
Interest expense	-	16,171
Commissions received from joint venture entities	-	24,136
Cost recovered from joint venture entities	-	1,404

Associates

During the course of the financial year the Company and Group conducted transactions with associates on terms equivalent to those on an arm's length basis as shown below:

	Consolidated		The Company	
	2011 \$000	2010 \$000	2011 \$000	2010 \$000
Amounts receivable from associates	56,122	179,265	26,341	35,949
Amounts payable to associates	70,199	63,935	3,433	3,688
Interest revenue	4,428	12,118	-	5,228
Interest payable	1,864	2,893	-	-
Other revenue	2,516	1,105	2,516	1,105
Dividend revenue	80,435	39,474	78,688	38,169
Cost recovered from associates	1,921	1,413	255	1,413

There have been no guarantees given or received. No outstanding amounts have been written down or recorded as allowances, as they are considered fully collectible.

Subsidiaries

During the course of the financial year subsidiaries conducted transactions with each other and joint ventures and associates on terms equivalent to those on an arm's length basis. They are fully eliminated on consolidation. As of 30 September 2011, all outstanding amounts are considered fully collectible.

49: Life Insurance Business

The Group conducts its life insurance business through OnePath Life Limited, OnePath Life (NZ) Limited and OnePath Insurance Services (NZ) Limited. This note is intended to provide disclosures in relation to the life businesses conducted through these controlled entities.

SOLVENCY POSITION OF LIFE INSURER

Australian life insurers are required to hold reserves in excess of policy liabilities to meet certain solvency requirements under the Life Act.

The life insurance business in New Zealand is not governed by the Life Act as these are foreign domiciled life insurance companies. These companies are however required to meet similar solvency tests.

The summarised solvency information below in respect of solvency requirements under the Life Act has been extracted from the financial statements prepared by OnePath Life Limited. For detailed solvency information on a statutory fund basis, users of this annual financial report should refer to the separate financial statements prepared by OnePath Life Limited.

	OnePath Life Limited	
	2011 \$m	2010 \$m
Solvency requirements as at 30 September	29,946	31,143
represented by:		
- minimum termination value	28,735	29,965
- other liabilities	855	831
- solvency reserve	356	346
Assets available for solvency reserves	619	564
Coverage of solvency reserves (times)	1.74	1.6

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

49: Life Insurance Business (continued)

LIFE INSURANCE BUSINESS PROFIT ANALYSIS

	Life insurance contracts		Life investment contracts		Consolidated	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Net shareholder profit after income tax ¹	251	148	126	119	377	267
Net shareholder profit after income tax is represented by:						
Emergence of planned profit margins	173	126	136	91	309	217
Difference between actual and assumed experience	-	(1)	(15)	5	(15)	4
(Loss recognition)/reversal of previous losses on groups of related products	(10)	(3)	-	-	(10)	(3)
Investment earnings on retained profits and capital	88	26	5	23	93	49
Net policyholder profit in statutory funds after income tax	12	4	-	-	12	4
Net policyholder profit in statutory funds after income tax is represented by:						
Emergence of planned profits	11	2	-	-	11	2
Investment earnings on retained profits	1	2	-	-	1	2

¹ The 2010 comparatives represent the 10 months following of the acquisition of OnePath Life Limited and OnePath Insurance Holdings (NZ) Limited.

INVESTMENTS RELATING TO INSURANCE BUSINESS

	Consolidated	
	2011 \$m	2010 \$m
Equity securities	9,980	11,520
Debt securities	9,040	8,738
Investments in managed investment schemes	8,913	10,037
Derivative financial assets	27	12
Other investments	1,899	1,864
Total investments backing policy liabilities designated at fair value through profit or loss¹	29,859	32,171

¹ This includes \$5,033 million (2010: \$5,448 million) in respect of investments relating to external unitholders. In addition, the investment balance has been reduced by \$3,106 million (2010: \$2,653 million) in respect of the elimination of intercompany balances, treasury shares and the re-allocation of policyholder tax balances.

Investments held in statutory funds can only be used to meet the liabilities and expenses of that fund, or to make profit distributions when solvency and capital adequacy requirements of the Life Act are met. Accordingly, with the exception of permitted profit distributions, the investments held in the statutory funds are not available for use by other parties of the Group.

49: Life Insurance Business (continued)

INSURANCE POLICY LIABILITIES

a) Policy liabilities

	Consolidated	
	2011 \$m	2010 \$m
Life insurance contract liabilities		
Best estimate liability		
Value of future policy benefits	6,059	4,037
Value of future expenses	1,736	1,333
Value of future premium	(8,882)	(6,515)
Value of declared bonuses	11	3
Value of future profits		
Policyholder bonus	34	51
Shareholder profit margin	1,454	1,035
Business valued by non-projection method ¹	3	631
Total net life insurance contract liabilities	415	575
Unvested policyholder benefits	42	44
Liabilities ceded under reinsurance contracts ² (refer note 20)	427	360
Total life insurance contract liabilities	884	979
Life investment contract liabilities^{3,4}	26,619	28,002
Total policy liabilities	27,503	28,981

1. Liabilities arising under group insurance products were measured using a non-projection method in 2010. In the current year these liabilities were measured using a Margin on Services model.

2. Liabilities ceded under insurance contracts are shown as 'other assets'.

3. Designated at fair value through profit or loss.

4. Life investment contract liabilities that relate to the capital guaranteed element is \$1,946 million (2010: \$2,156 million). Life investment contract liabilities subject to investment performance guarantees is \$1,107 million (2010: \$1,141 million).

b) Reconciliation of movements in policy liabilities

	Life investment contracts		Life insurance contracts		Consolidated	
	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m	2011 \$m	2010 \$m
Policy liabilities						
Gross liability at acquisition/brought forward	28,002	27,353	979	1,091	28,981	28,444
Movements in policy liabilities reflected in the income statement	(759)	948	(95)	(112)	(854)	836
Deposit premium recognised as a change in life investment contract liability	3,834	5,264	-	-	3,834	5,264
Fees recognised as a change in life investment contract liabilities	(471)	(345)	-	-	(471)	(345)
Withdrawal recognised as a change in other life investment contract liability	(3,987)	(5,218)	-	-	(3,987)	(5,218)
Gross policy liability closing balance	26,619	28,002	884	979	27,503	28,981
Liabilities ceded under reinsurance¹						
Balance at acquisition/brought forward	-	-	360	306	360	306
Increase in reinsurance asset	-	-	67	54	67	54
Closing balance	-	-	427	360	427	360
Total policy liability net of reinsurance asset	26,619	28,002	457	619	27,076	28,621

1. Liabilities ceded under insurance contracts are shown as 'other assets'.

c) Sensitivity analysis - Life investment contract liability

Market risk arises on the Group's life insurance business in respect of contracts where an element of the liability to the policyholder is guaranteed by the Group. The value of the guarantee is impacted by changes in underlying asset values and interest rates. As at September 2011, a 10% decline in equity markets would have decreased profit by \$26 million (2010: \$23 million) and a 10% increase would have increased profit by \$10 million (2010: \$7 million). A 1% increase in interest rates at 30 September would have decreased profit by \$16 million (2010: \$15 million) and 1% decrease would have increased profit by \$10 million (2010: \$7 million).

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

49: Life Insurance Business (continued)

METHODS AND ASSUMPTIONS LIFE INSURANCE CONTRACTS

Significant actuarial methods

The effective date of the actuarial report on policy liabilities (which includes insurance contract liabilities and life investment contract liabilities) and solvency requirements is 30 September 2011.

In Australia, the actuarial report was prepared by Mr Nick Kulikov, FIAA, Appointed Actuary. The actuarial reports indicate Mr Kulikov is satisfied as to the accuracy of the data upon which policy liabilities have been determined.

The amount of policy liabilities has been determined in accordance with methods and assumptions disclosed in this financial report and the requirements of the Life Act, which includes applicable standards of the Australian Prudential Regulation Authority (APRA).

Policy liabilities have been calculated in accordance with Prudential Standard LPS 1.04 Valuation of Policy Liabilities issued by the Australian Prudential Regulation Authority (APRA) in accordance with the requirements of the Life Insurance Act (LIA). For life insurance contracts the Standard requires the policy liabilities to be calculated in a way which allows for the systematic release of planned margins as services are provided to policyholders.

The profit carriers used to achieve the systematic release of planned margins are based on the product groups.

In New Zealand, the actuarial report was prepared by Mr Michael Bartram FIAA FNZSA, who is a fellow of the Institute of Actuaries of Australia and a fellow of the New Zealand Society of Actuaries. The amount of policy liabilities has been determined in accordance with Professional Standard 3: Determination of Life Insurance Policy Liabilities of the New Zealand Society of Actuaries. The actuarial reports indicate that Mr Bartram is satisfied as to the accuracy of the data upon which policy liabilities have been determined.

Critical assumptions

The valuation of the policy liabilities is dependant on a number of variables including interest rate, equity prices, future expenses, mortality, morbidity and inflation. The critical estimates and judgments used in determining the policy liability is set out note 2 (vii), page 105.

Sensitivity analysis – life insurance contracts

The Group conducts sensitivity analyses to quantify the exposure of the life insurance contracts to risk of changes in the key underlying variables such as interest rate, equity prices, mortality, morbidity and inflation. The valuations included in the reported results and the Group's best estimate of future performance is calculated using certain assumptions about these variables. The movement in any key variable will impact the performance and net assets of the Group and as such represents a risk. The table below illustrates how changes in key assumptions would impact the reported profit, policy liabilities and equity at 30 September 2011.

Variable	Impact of movement in underlying variable	Change in variable % change	Profit/(loss) net of reinsurance \$m	Insurance contract liabilities net of reinsurance \$m	Equity \$m
Market interest rates	A change in market interest rates affects the value placed on future cash flows. This changes profit and shareholder equity.	-1%	42	(49)	42
		+1%	(33)	38	(33)
Expense rate	An increase in the level or inflationary growth of expenses over assumed levels will decrease profit and shareholder equity.	-10%	2	(2)	2
		+10%	(3)	3	(3)
Mortality rate	Greater mortality rates would lead to higher levels of claims occurring, increasing associated claims cost and therefore reducing profit and shareholder equity.	-10%	(5)	8	(5)
		+10%	(3)	3	(3)
Morbidity rate	The cost of health-related claims depends on both the incidence of policyholders becoming ill and the duration which they remain ill. Higher than expected incidence and duration would increase claim costs, reducing profit and shareholder equity.	-10%	2	(2)	2
		+10%	(14)	18	(14)

49: Life Insurance Business (continued)

LIFE INSURANCE RISK

Insurance risk is the risk of loss due to increases in policy benefits arising from variations in the incidence or severity of insured events.

Insurance risk exposure arises in insurance business as the risk that claims payments are greater than expected. In the life insurance business this arises primarily through mortality (death) or morbidity (illness or injury) risks being greater than expected.

Insurance risks are controlled through the use of underwriting procedures and reinsurance arrangements. Controls are also maintained over claims management practices to assist in the correct and timely payment of insurance claims. Regular monitoring of experience is conducted at a sufficiently detailed level in order to identify any deviation from expected claim levels.

Financial risks relating to the Group's insurance business are generally monitored and controlled by selecting appropriate assets to back insurance and life investment contract liabilities. Wherever possible within regulatory constraints, the Group segregates policyholders funds from shareholders funds and sets investment mandates that are appropriate for each. The assets are regularly monitored by the OnePath Investment Risk Management Committee to ensure that there are no material asset and liability mismatching issues and other risks such as liquidity risk and credit risk are maintained within acceptable limits.

All financial assets within the life insurance statutory funds directly support either the Group's life insurance or life investment contracts. Market risk arises for the Group on contracts where the liabilities to policyholders are guaranteed by the life company. The Group manages this risk by the monthly monitoring and rebalancing of assets to policy liabilities. However, for some contracts the ability to match asset characteristics with policy obligations is constrained by a number of factors including regulatory constraints, the lack of suitable investments as well as by the nature of the policy liabilities themselves.

A market risk also arises from those life investment contracts where the benefits paid are directly impacted by the value of the underlying assets. The Group is exposed to the risk of future decreased asset management fees as a result of a decline in assets under management and operational risk associated with the possible failure to administer life investment contracts in accordance with the product terms and conditions.

Risk strategy

In compliance with contractual and regulatory requirements, a strategy is in place to monitor that the risks underwritten satisfy policyholders' risk and reward objectives whilst not adversely affecting the Group's ability to pay benefits and claims when due. The strategy involves the identification of risks by type, impact and likelihood, the implementation of processes and controls to mitigate the risks, and continuous monitoring and improvement of the procedures in place to minimise the chance of an adverse compliance or operational risk event occurring. Included in this strategy are the processes and controls over underwriting and product pricing. Capital management is also a key aspect of the Group's risk management strategy.

Allocation of capital

The Group's insurance businesses are subject to regulatory capital requirements which prescribe the amount of capital to be held depending on the contract liability.

Solvency margin requirements established by the Australian Prudential Regulation Authority (APRA) are in place to reinforce safeguards for policyholders' interest, which are primarily the ability to meet future claims payments in respect of existing policies.

Methods to limit or transfer insurance risk exposures

Reinsurance – All reinsurance treaties are analysed using a number of analytical modeling tools to assess the impact on the Group's exposure to risk with the objective of achieving the desired choice of type of reinsurance and retention levels.

Underwriting procedures – Strategic underwriting decisions are put into effect using the underwriting procedures detailed in the Group's underwriting manual. Such procedures include limits to delegated authorities and signing powers.

Claims management – Strict claims management procedures are in place to assist in the timely and correct payment of claims in accordance with policy conditions.

Asset and liability management techniques – Assets are held by the Group in order to minimise the duration mismatch on policies with long term fixed payout patterns. Other assets are allocated to different classes of business using a risk based approach.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

50: Exchange Rates

The exchange rates used in the translation of the results and the assets and liabilities of major overseas branches and controlled entities are:

	2011		2010	
	Closing	Average	Closing	Average
Chinese Yuan	6.2149	6.7036	6.4687	6.1242
Euro	0.7194	0.7353	0.7111	0.6632
Great British Pound	0.6243	0.6386	0.6105	0.5769
Indian Rupee	47.5992	46.2575	43.4142	41.5085
Indonesian Rupiah	8,573.0	8,985.7	8,625.3	8,279.6
Malaysian Ringgit	3.1052	3.1270	2.9850	2.9582
New Zealand Dollar	1.2727	1.3051	1.3139	1.2603
Papua New Guinea Kina	2,1794	2,5413	2,5920	2,4570
United States Dollar	0.9731	1.0251	0.9668	0.8990

51: Events Since the End of the Financial Year

There have been no material events since the end of the financial year.

2【主な資産・負債及び収支の内容】

上記「1 財務書類」の連結財務諸表および注記を参照のこと。

3【その他】

(1) 後発事象（事業年度末以降に生じた重要事象）

事業年度末以降本書提出日までにANZに生じた一定の重要な事象に関する説明は、「第3 事業の状況 - 1 業績等の概要 - E . 最近の動向」を参照のこと。

(2) 訴訟等

当グループに対する係属中の裁判、請求および請求の可能性があるが、その総額については容易には算定できない。適切な法律上の助言を得て、かかる助言に照らして、必要とみなされる引当金が引当てられている。場合により、当グループの利益を害する可能性があるため、財務上の予想影響額を開示していないことがある。

本書日付現在の当グループの重要な訴訟の説明については、上記「1 財務書類、注記44（信用関連コミットメント、保証、偶発債務および偶発資産 - その他銀行関連偶発債務）」を参照のこと。また、さらなる説明については、「第3 事業の状況 - 4 事業等のリスク」中の「訴訟および偶発債務は当グループの事業、業務および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。」という項目名のリスク要因の開示を参照のこと。上記「1 財務書類、注記44」中の「手数料異議申し立ての集団訴訟」という項目の事項に関しては、同訴訟の最近の進展について上記「第3 事業の状況 - 1 業績等の概要 - E . 最近の動向」を参照のこと。

4【日本とオーストラリアとの会計原則の相違】

オーストラリア会計基準、オーストラリア会計基準審議会の解釈、およびオーストラリア会計基準審議会が発行したその他の権威ある公表文書（「オーストラリアGAAP」または「AGAAP」）と日本の一般に公正妥当と認められている会計原則（「日本基準」）の相違は以下のとおりである。

以下の記述は、当グループが適用するAGAAPのうちで重要と考えられるものと日本基準の差異を概説したものである。当グループは、連結財務書類および関連注記に関して、AGAAPと日本基準との間の比較表を作成しておらず、かかる差異を定量化していない。したがって、以下のAGAAPと日本基準の差異の概説が完全であるという保証はない。

投資の決定にあたって、投資家は当グループ、申込の条件および財務情報に関する自らの検証に依拠しなければならない。投資家はAGAAPと日本基準の差異、およびそれらの差異がどのように本書の財務情報に影響を与えるかを理解するために、自身の専門アドバイザーに相談すべきである。

AGAAPおよび日本基準を公表する組織は、ここで行われているような比較に将来重要な影響を与えるプロジェクトを複数抱えている。さらに、所定の会計基準の変更の結果生じるAGAAPおよび日本基準の今後の差異を特定することは行っていない。

投資家は、投資を行うかどうかの決定にあたって、AGAAPと日本基準とでは結果が大きく異なりうることを前提とすべきである。ANZの連結当期純利益、資産および株主持分の決定に影響を与える可能性がある、AGAAPおよび日本基準の間の重要な差異は、以下のとおりである。

(a) 株式報酬

AGAAPのもとでは、ストック・オプション、株式購入権およびその他の株式報酬は、付与されたオプションまたは株式の付与日における公正価値に基づき算定する。当該費用は、権利確定期間にわたり定額法で損益計算書に計上されるか、あるいは株式が即座に権利確定する場合には損益計算書に直ちに計上される。これらの制度に基づき付与されるオプションの公正価値は、オプション価格決定モデルを用いて算定される。また、AGAAPのもとでは、株価に関する条件が充たされずに権利の確定後に失効が生じた場合、損益計算書への調整は行わない。

日本においては、持分決済型のストック・オプションおよび株式報酬（「ストック・オプション等」）に関して「ストック・オプション等に関する会計基準」が2006年5月1日以後に付与されるストック・オプション等について適用されている。日本基準では、権利の確定後に失効が生じた場合、以前に計上された株式報酬費用は戻し入れられ、損益計算書に戻入益を計上する。この点を除いて、この会計基準の適用後の日本基準とAGAAPとの間には重要な差異はない。

(b) のれん

AGAAPのもとでは、企業結合で取得したのれんは償却される代わりに毎年減損についてテストし、また事象や状況の変化が減損の可能性を示している場合は、より頻繁に減損テストを実施する。その後ののれんに係る減損損失の戻し入れは禁止されている。

日本においては、企業結合により発生するのれんの償却は20年以内の期間にわたって定期的に償却される。なお、のれんの未償却簿価は減損会計の適用対象となる。

(c) 金融商品の公正価値

AGAAPのもとでは、デリバティブ（ヘッジ会計が適用されたものおよびヘッジ会計が適用されなかったもの）ならびに売買目的有価証券および売却可能有価証券に限らず、すべての金融商品について公正価値の開示が要求されている。

日本基準においては、公正価値が開示されるのはデリバティブと有価証券だけであった。また、ヘッジ会計が適用されるデリバティブの公正価値の開示は要求されていなかった。しかしながら、平成22年4月1日以降開始される事業年度から適用されている、改正「金融商品に関する会計基準（2008年改正）」により、原則としてすべての金融商品について時価の開示が要求されている。

(d) 資産の減損

AGAAPのもとでは、各報告日において、会社は有形固定資産または無形資産に減損の兆候があるかどうかを評価する。減損の兆候がある場合、会社は回収可能金額を見積り、当該回収可能金額が資産の簿価より小さい場合には、当該差額を減損として認識する。なお、回収可能金額は、資産の公正価値から売却費用を控除した金額と、将来のキャッシュフローを現在価値に割引いて算出した使用価値のいずれか高い方の額である。

無形資産（のれんを除く）または有形固定資産についての減損損失は、回復の都度、収益認識する。但し、収益認識により増加する資産額は、減損処理前の価額を超えてはならない。なお、のれんに対する減損損失の戻し入れは行われない。

日本基準の減損会計も、基本的にAGAAPと同様である。しかしながら、日本基準の場合、減損損失を算定する前に簿価と割引前見積将来キャッシュフローとを比較し、簿価が高い場合に限り、AGAAPと同様の方法により、割引将来キャッシュフローや資産の公正価値を考慮して減損損失を算定する。一度認識した減損損失を、その後戻し入れることは認められていない。

(e) 金融資産の譲渡による認識の中止

AGAAPのもとでは、金融資産の譲渡による認識の中止は、支配およびリスク／経済価値アプローチに基づいて行われる。企業が（特定の要件を満たし）、キャッシュフローに対する権利を譲渡し、当該金融資産の所有に対するリスクと経済価値のほぼすべてを移転する場合に、金融資産の認識は中止される。実質的にすべてのリスクおよび経済価値が留保も移転もされない取引においては、当該資産に対する支配権が失われた場合に当該資産の認識は中止される。一方、金融資産に対する支配の一部が留保される譲渡取引においては、継続的に関与する資産について認識を継続する。

日本基準においては、財務構成要素アプローチに基づき、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転した場合に、金融資産の譲渡による認識の中止を行う。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻すまたは償還する権利および義務を実質的に有していない場合である。

(f) 公正価値オプション

AGAAPのもとでは、一定の条件が満たされた場合、金融資産、金融負債を当初認識時に「損益を通じて公正価値で測定する」項目に区分し、当初認識以降の測定により発生した公正価値差額を損益計算書に計上することが認められている。

日本基準においては、公正価値オプションは認められていない。

(g) ヘッジ会計

AGAAPのもとでは、公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、海外事業に対する純投資ヘッジが認められている。公正価値ヘッジの場合、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに損益計算書に計上される。キャッシュフロー・ヘッジまたは海外事業に対する純投資ヘッジの場合、ヘッジ手段の公正価値の変動のうち有効部分は資本に計上され、非有効部分は直ちに損益計算書に計上される。資本に計上された有効部分は、ヘッジ対象の損益が損益計算書に計上されるときにあわせて、資本から損益計算書に振替えられる。

日本基準においても、AGAAPと同様のヘッジが認められる。但し、会計処理については、公正価値ヘッジを含むすべてのヘッジに原則として「繰延ヘッジ」が適用される。「繰延ヘッジ」とは、ヘッジ手段の公正価値の変動を、対応するヘッジ対象の損益が認識されるまで純資産に計上する方法である。この例外として、いわゆる「その他有価証券」である売却可能有価証券については、上記AGAAPの公正価値ヘッジと同様に、公正価値の変動を損益計算書に計上する会計処理が認められている。

(h) 過年度の財務書類の修正再表示

AGAAPのもとでは、会計原則に変更があった場合（新たな会計基準が公表された場合を含む）、または過年度の財務書類に重要かつ基本的な誤りが発見された場合には、過年度の財務書類は一般的に、当該変更または誤りを反映して再表示される。

日本基準においては、会計原則の変更または誤謬の影響は、それが明らかとなった年度の財務書類に反映されていた。過年度の財務書類の修正再表示は認められていなかった。2011年4月1日以降に開始する事業年度より企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用され、会計方針の変更および過年度財務諸表の誤謬の訂正は遡及的に反映される。

第7【外国為替相場の推移】

当行の財務書類の表示に用いられた豪ドルと日本円との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

該当事項なし。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2【その他の参考情報】

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（自平成21年10月1日 至平成22年9月30日）平成23年1月6日に関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書又は半期報告書

半期報告書 事業年度中（自平成22年10月1日 至平成23年9月30日）平成23年6月10日 関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を平成23年8月30日に関東財務局長に提出

(4) 訂正報告書

上記(1)の有価証券報告書の訂正報告書を平成23年6月30日に関東財務局長に提出

上記(2)の半期報告書の訂正報告書を平成23年6月30日および同年10月3日に関東財務局長に提出

(5) 訂正発行登録書（募集）

平成23年1月6日、同年1月12日、同年6月10日、同年6月30日、同年8月30日および同年10月3日に関東財務局長に提出

(6) 訂正発行登録書（売出）

平成23年1月6日、同年2月18日、同年6月10日、同年6月30日、同年7月1日、同年8月18日（2件）、同年8月30日、同年10月3日および同年10月5日に関東財務局長に提出

(7) 発行登録追補書類（募集）

平成23年1月14日に関東財務局長に提出

(8) 発行登録追補書類（売出）

平成23年3月10日、同年7月15日、同年8月31日（2件）および同年10月19日に関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

社債の名称	発行年月	券面総額又は振替社債等の総額	償還額	提出会社の当該期末現在の未償還額	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
オーストラリア連邦保証オーストラリア・ニュージーランド銀行第1回円貨社債(2009)	2009年2月	1,000億円	-	1,000億円	該当なし
オーストラリア連邦保証オーストラリア・ニュージーランド銀行第1回変動利付円貨社債(2009)	2009年2月	500億円	-	500億円	該当なし
オーストラリア連邦保証オーストラリア・ニュージーランド銀行第2回円貨社債(2009)	2009年2月	300億円	-	300億円	該当なし
オーストラリア連邦保証オーストラリア・ニュージーランド銀行2012年3月満期ユーロ豪ドル建社債	2009年3月	4,300万豪ドル	-	4,300万豪ドル	該当なし
オーストラリア連邦保証オーストラリア・ニュージーランド銀行2011年3月満期ユーロニュージーランドドル建社債	2009年3月	1,000万ニュージーランドドル	1,000万ニュージーランドドル	-	該当なし

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項なし。

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

オーストラリア連邦保証の付された社債について、以下は、保証人が国であるために、「外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式の「第二部 発行者情報、第3 発行者の概況、1 発行者が国である場合」に準じて記載されている。



オーストラリア連邦の概況

オーストラリア連邦政府は、以下に記載される保証に関する基本情報を提供することをもって、オーストラリア連邦が保証する債務証券を発行するにあたって、大口預金およびホールセール資金調達に係るオーストラリア政府保証制度（以下「ADI保証制度」という。）の対象となっている適格オーストラリア公認預金受入機関（以下「ADI」という。）を支援するために、このオーストラリア連邦の概況を発表した。

このオーストラリア連邦の概況は、2010年3月31日以前にADI保証制度に基づき発行されたADI債券に関連してADIが負う可能性のある継続開示義務に関してのみ提供されるものである。このオーストラリア連邦の概況は新規発行債券に関連して何人によっても利用または依拠されてはならない。

このオーストラリア連邦の概況において記載される情報は、法的、実務的および税務上の助言となるものではない。このオーストラリア連邦の概況は、重要書類およびその他の情報を要約するものであり、投資を予定している者は、ここに記載されている事項をより完全に理解するために、当該書類および情報を読む必要がある。投資を予定している者は、投資を決定する際、オーストラリア連邦、保証および募集に関する独自の調査に頼らなくてはならない。保証はいかなる日本の監督当局によっても承認されておらず、また、当該監督当局は、このオーストラリア連邦の概況において記載される開示内容の正確性を確認しておらず、またその十分性を評価する権限を有していない。

ディーラー、営業担当者およびその他の個人を含むすべての人は、保証またはオーストラリア連邦に関して、情報を提供する、またはオーストラリア連邦に代わっていかなる表明をする権限も持っていない。もし当該情報を提供された場合、または表明が行われた場合、当該情報および表明は、オーストラリア連邦によりなされたものではないため、それらに依拠してはならない。

公式書類および報告

このオーストラリア連邦の概況に含まれるいくつかの財務および統計情報は、以下を含むオーストラリア政府の公式な情報源を出典としている。

- ・ 2011年9月30日に公表された2010/11年最終決算書（以下「2010/11年最終決算書」という。）（<http://www.budget.gov.au/2010-11/content/fbo/html/index.htm> にて入手可能）、2010年9月24日に公表された2009/10年最終決算書（以下「2009/10年最終決算書」という。）（<http://www.budget.gov.au/2009-10/content/fbo/html/index.htm> にて入手可能）、2009年9月29日に公表された2008/09年最終決算書（以下「2008/09年最終決算書」という。）（<http://www.budget.gov.au/2008-09/content/fbo/html/index.htm> にて入手可能）および2008年9月26日に公表された2007/08年最終決算書（以下「2007/08年最終決算書」という。）（<http://www.budget.gov.au/2007-08/fbo/html/index.htm> にて入手可能）
- ・ 2011年5月10日付2011/12年連邦予算（以下「2011/12年予算」という。）（<http://www.budget.gov.au> にて入手可能）、2010年5月11日付2010/11年連邦予算（以下「2010/11年予算」という。）（<http://www.budget.gov.au/2010-11/index.htm> にて入手可能）および2009年5月12日付2009/10年連邦予算（以下「2009/10年予算」という。）（<http://www.budget.gov.au/2009-10/index.htm> にて入手可能）
- ・ 2010年11月9日付2010/11年期中経済財政予測（以下「2010/11年期中経済財政予測」という。）（<http://www.budget.gov.au/2010-11/content/myefo/html/index.htm> にて入手可能）および2009年11月2日に公表された2009/10年期中経済財政予測（以下「2009/10年期中経済財政予測」という。）（<http://www.budget.gov.au/2009-10/content/myefo/html/index.htm> にて入手可能）

上記のウェブサイトで入手できる情報は、このオーストラリア連邦の概況に参照方式により含まれてはいない。

このオーストラリア連邦の概況に含まれる情報で、オーストラリア政府またはその省庁もしくは機関のいずれかの刊行物を出典として特定されているものについては、かかる刊行物がオーストラリア政府の公文書であることにより、このオーストラリア連邦の概況に含まれている。

オーストラリア連邦の住所は、オーストラリア、パークス首都特別地域2600、ラントン・クレセント、トレジャリー・ビルディング、オーストラリア連邦財務省気付で、電話番号は+61 2 6263 2111である。

将来予想に関する記述

このオーストラリア連邦の概況には将来予想に関する記述が含まれている。これらの将来予想に関する記述は、「信じる」、「予測する」、「見積もる」、「企画する」、「予想する」、「意図する」、「ありうる」、「するだろう」、「しようとする」、「だろう」、「かもしれない」もしくは「するはずである」、また、それぞれの場合に、その用語の否定形もしくはその他変化形もしくは比較可能な用語、また、予測、政策、戦略、計画、目的、目標、将来の事象もしくは意図の討議に関連する用語を含む、将来的な用語を使用していることにより特定することができる。

将来予想に関する記述は、歴史的事実ではない記述であり、オーストラリア連邦の考えおよび予想についての記述を含んでいる。これらの記述は現在の計画、見積もりおよび予測に基づいており、そのため、それらに過度に依拠すべきではない。将来予想に関する記述は、その作成された日現在にのみ述べられたものである。オーストラリア政府はかかる将来予想に関する記述に反映された考えおよび予想は合理的であると信じているが、かかる考えおよび予想が正しかったと証明される保証はない。

将来予想に関する記述には、固有のリスクおよび不確実性が含まれている。いくつかの重要な要因により、実際の結果が将来予想に関する記述に表明されたものと大幅に異なることがある。将来予想に関する記述に表明もしくは示唆されたものと大幅に異なる実際の結果をもたらす可能性のある要因には、以下が含まれる。

- ・ 国際経済、および特にオーストラリアの主要な貿易相手国の成長（縮小）率
- ・ 世界的金融危機の影響
- ・ 商品価格および/またはオーストラリアの主要な輸出品目に対する世界的需要の変動
- ・ 国際および国内金利の上昇または下落
- ・ 国内消費の増減
- ・ オーストラリアの労働力および生産性の増減
- ・ 為替レートの変動、および
- ・ オーストラリアのインフレ率の増減

財政およびその他情報の表示

オーストラリア連邦の会計年度は7月1日から6月30日までである。このオーストラリア連邦の概況に表示される年次情報は、別途記載のない限り会計年度に基づいている。このオーストラリア連邦の概況において、2010年7月1日に開始し、2011年6月30日に終了する会計年度を「2010/11年」といい、それ以前およびその後の会計年度についても同様の表現とする。

このオーストラリア連邦の概況における合計と各構成値の和との相違は四捨五入によるものである。

このオーストラリア連邦の概況において報告される統計情報はオーストラリア連邦財務省、財政・規制緩和省、オーストラリア準備銀行（「RBA」）およびオーストラリア統計局（「ABS」）を含むオーストラリア連邦のいくつかの省庁および機関により提供された公的な刊行物ならびに情報を出典としている。また、いくつかの統計情報は、国際通貨基金（「IMF」）および経済協力開発機構（「OECD」）による公的に入手できる情報を出典としている。同様の統計はその他の出典から入手することができるが、その基本的な仮定、方法論、およびその結果として生じるデータが出典により異なることがある。さらに、オーストラリア連邦の省庁または機関により公表された統計およびデータは、その基本的な仮定または方法論の違いにより、他の省庁または機関により作成された同様の統計およびデータと異なることがある。このオーストラリア連邦の概況において記載されるいくつかの歴史的統計情報はオーストラリア連邦および/またはその省もしくは機関が合理的な仮定に基づいているとの推定に基づくものである。オーストラリア連邦の公式財政経済統計は定期的確認過程の一環として検査の対象となっている。従って、財政経済情報はその後調整または訂正されることがある。オーストラリア政府は重大な訂正はないと予想しているが、重大な変更がなされないという保証はない。オーストラリア連邦は財政経済データの一般への公表において加盟国の指針となるIMF特別データ公表基準を遵守している。

連邦予算の財政総計は、短期経済予測および中期の見通しに基づく見通しからなる一連の将来見積もりを根拠としている。予算において、オーストラリア政府は通常2年間の経済予測および追加的な3年間の見通しを提示する。予測は、直近の結果データ、予測モデルおよびビジネス上の関係先から収集した情報から導き出される異なる経済部門の詳細な査定に基づく。経済の様々な部門の予測は、マクロ経済上の一貫した予測を形成するためにまとめられる。見通しは、それより後の年に利用され、幅広い経済集計の長期的平均に基づいている。

2009/10年予算において、予測方法が、2年の予測年度におけるGDP成長のトレンドを仮定する通常の慣例から変更された。これは、オーストラリア経済は、3年の予測期間中でトレンド以下の成長となる期間が持続するであろうという予想を反映したものである。トレンド以上の成長に相当する期間は、経済を潜在水準に戻すものと仮定された。3年の予測期間内に経済が潜在成長力まで完全に回復するという予測に基づき、2010/11年予算では、予測年度におけるGDP成長のトレンドを仮定する伝統的な方法が再開された。

このオーストラリア連邦の概況における記載で、「豪ドル」または「ドル」は、オーストラリア連邦の法定通貨をいい、このオーストラリア連邦の概況における「米ドル」はアメリカ合衆国の法定通貨をいう。

このオーストラリア連邦の概況における記載で、後ろに（連邦）をつけた法律は、オーストラリア連邦議会によって制定された法律をいう。

用語の定義

このオーストラリア連邦の概況の記述において、下記の用語は下記の意味を有する。

ADI	公認預金受入機関の略称。
APRA	オーストラリア適正規制庁
ASIC	オーストラリア証券投資委員会
公認預金受入機関	APRAによりオーストラリアにおいて銀行業を営む権限を付与された法人（1959年銀行法（連邦）第9章に基づく。）を意味する。
基準価格	生産者が、生産物として生産された一単位の財貨またはサービスについて購入者から受け取る金額から、当該生産物の生産または販売の結果、当該一単位について支払われるべき租税を控除し、受取るべき補助金を加算した金額をいう。その中には、生産者から別途請求される輸送費は含まれない。
国際収支	所定の期間中にオーストラリアの居住者と他国の居住者（非居住者）との間で取引されたすべての金額の合計をいう。
資本収支	取引の実行により居住者の独立経済単位が取得または処分した非金融資産の価値を記録し、貯蓄および資本移転または生産に関連した相互の帳簿上の取引（在庫の増減および固定資本減耗）に起因する純資産の変動を表す。
連鎖数量測度	前年度の平均価格を用い、基準年の名目価格による推計値に合成変化を適用して計算される数量変化を合成することで導き出す測定方法をいう。連鎖数量測度は、1998年に国民経済計算に取り入れられた。この方式は、毎年の基準改訂により、現在の状況を反映した価格の相対性が示され、とりわけ、相対的価格の変化が激しい時代においては、基準価格に基づいた測定値より、より実勢に即した推計値が得られる。
消費者物価指数 （または総合インフレ率）	CPI人口グループ（すなわち、都市部の家計）による支出のうち高い割合を占める財貨およびサービスからなる「バスケット」の価格の四半期毎の変動で、一般的に、総合インフレ率と呼ばれる。
経常収支	貿易収支（財貨およびサービスの輸出から財貨およびサービスの輸入を控除したもの）、純要素所得（オーストラリアが他国から稼得した所得から、他国がオーストラリアから稼得した所得を控除したもの）ならびに純移転支出（例えば、外国に対する助成金の純支出を含む。）を含んだもの。経常収支には、資本移転は含まれない。

名目価格	観察期間中の物価で測定した見積もり。例えば、2002/03年の見積もりは、2002/03年の物価を用いて測定されている。これとは対照的に、連鎖数量測度では、前年度の物価に基づいて測定が行われる。
会計年度	7月1日に始まり、6月30日に終了する各年をいう。
外資系ADI	APRAによりオーストラリアにおいて銀行業を営む権限を付与された外国で銀行業を営む認可をうけた外国法人（1959年銀行法（連邦）第9章に基づく。）を指す。
本船渡し価格（またはfree on board (f.o.b.)）	本船渡し価格により測定した財貨の価額には、財貨が輸出のため国際輸送船に船積みされるまでに発生したすべての生産その他のコストが含まれる。本船渡し価額には、国際保険料および輸送コストは含まれない。当該価額には、製品が梱包されている外部梱包材の価額は含まれるが、財貨の輸送のために使用される国際貨物コンテナの価額は含まれない。
国内総生産 (GDP)	所与の期間中にオーストラリアで生産された財貨およびサービスの市場価格の合計から、生産過程で投入された財貨およびサービスの原価を控除したもの（ただし、固定資本減耗控除前）。
一人当たりGDP	GDPの連鎖方式による推計値のオーストラリアの推計居住者人口に対する比率。
国民総所得	（旧：国民総生産）すべての独立経済単位の一次総所得の合計（非居住者からの一次純所得を含む）。
総付加価値	基準価格による生産の価値から、購入者価格による中間消費の価値を控除したもの。
家計貯蓄率	家計の純貯蓄（家計の純可処分所得から家計の最終消費支出を控除したもの）が家計の純可処分所得（家計の総可処分所得から家計の固定資本減耗を控除したもの）に占める比率。
IMF	国際通貨基金
インプリシット・デフレーター	名目価格による価値を実質価格による価値で除して得られる（連鎖数量測度）。
インフレ	全般的な物価水準の継続的な上昇。
労働力	特定の集団における雇用者または失業者をいう。
国民純貯蓄	国民純可処分所得から最終消費支出を控除して計算される。
国内純生産	GDPから固定資本減耗を控除して計算される。

純資産	資産（金融および非金融資産の双方）残高と負債残高の差。差額計算であるため、マイナスにもなりうる。
OECD	経済協力開発機構
労働力率	特定の集団について、当該集団における15歳以上の文民人口に占める労働力の百分率。
RBA	オーストラリア準備銀行
実質国内総所得	以下により計算される。 <ul style="list-style-type: none">・国民総支出の数量測定に、・名目価格による財貨およびサービスの輸出額（財貨およびサービスの輸入にかかるインプリシット・デフレーターで引き下げられたもの）を加え、・財貨およびサービスの輸入にかかる数量測定を控除し、・名目価格によるGDP（GDPにかかるインプリシット・デフレーターで引き下げられたもの）の統計上の誤差を加算する。
実質国民総所得	実質国内総所得を、海外へのおよび海外からの一次所得フロー（不動産所得および労働所得）の実質的影響につき調整することで計算される。
実質国民純可処分所得	以下により計算される。 <ul style="list-style-type: none">・実質国内総所得から、・他国に支払う実質所得を控除し、・他国から受け取る実質所得を加え、・固定資本減耗にかかる数量測定を控除する。 受払される実質所得は、名目所得フローを国民総支出にかかるインプリシット・デフレーターで除して計算される。
実質	インフレの影響につき調整済みであること。
季節調整	データにおける季節要因の推計および季節的影響を排除するためのデータの調整。
総固定資本形成	当該固定資産が生産された資産であり、生産過程において1年を超える期間繰り返しまたは継続的に使用される場合に、新規の固定資産にかかる支出に中古の固定資産にかかる支出（増設か取替かを問わないが、修理を含まない、）を加えたものをいう。その中には、政府、公法人および民間部門が行った固定資本形成が含まれる。
失業率	特定の集団について、当該集団における労働力に占める失業者数の百分率。

オーストラリア連邦政府の保証

国際資本市場の混乱が深刻化する時期に金融システムの安定化を促進し、経済全般にわたって信用が継続的に行き渡るようにするため、2008年11月、オーストラリア連邦政府は、ADI保証制度を導入した。オーストラリア連邦は、保証証書（「保証証書」）に署名し、ADI保証制度を実施するための大口預金およびホールセール資金調達に係るオーストラリア政府保証制度に関する規則（「制度規則」）を制定した。

2010年2月7日、オーストラリア連邦政府はADI保証制度の撤回を発表した。ADI保証制度は、2010年3月31日午後5時（キャンベラ時間）でホールセール負債の新規発行および追加の預金の受入を終了した。「オーストラリア連邦政府の保証 - 保証の撤回」を参照のこと。

ADI保証制度に基づき、ADIは、制度規則に定められた適格要件を満たす満期を60ヵ月以下とする非劣後無担保債務証券に、オーストラリア連邦の保証を付すよう、ADI保証制度の管理人（「制度管理人」）としてのオーストラリア準備銀行に申請することが認められていた。オーストラリア連邦はその裁量において、「適格証明書」を発行することができ、その中で記載された債務が、保証証書に基づきオーストラリア連邦の保証が付されていることを証する（これを以下「保証」という。）。

制度規則に基づき、ADI（外資系ADI以外）の適格な債務は以下を含んでいた。(1) (A)銀行手形、(B)譲渡性預金または譲渡可能預金、(C)ディベンチャー、もしくは(D)コマーシャル・ペーパーに分類される仕組みのない満期15ヵ月以内の非劣後無担保債務証券、および(2) (A)債券、(B)ノートまたは(C)ディベンチャーに分類される仕組みのない満期15ヵ月から60ヵ月の非劣後無担保債務証券。外資系ADIの適格な債務は、(A)銀行手形、(B)譲渡性預金または譲渡可能預金、(C)ディベンチャー、もしくは(D)コマーシャル・ペーパーに分類される仕組みのない満期15ヵ月以内の非劣後無担保債務証券を含む。

以下は、保証証書および制度規則の重要な条項の要約であり、すべての要約はかかる書類の全文を参照することで得られる内容に服する。かかる書類の全文は、ADI保証制度に関する情報を掲載した、オーストラリア政府が作成したウェブサイト（www.guaranteescheme.gov.au）にて閲覧可能である。当該ウェブサイトの内容を参照することで、このオーストラリア連邦の概況に組み込むものではない。

保証証書に基づき、オーストラリア連邦は取消不能の形で、

- ・債務の権利が帰属する者（「受益者」）に対し、ADIによる、適格証明書の対象となる債務（「被保証債務」）の支払いを保証し、かつ
- ・ADIが、その支払期日に被保証債務の支払いを行わない場合においていつでも、オーストラリア連邦が、受益者が制度規則に従った請求に基づき、適用ある猶予期間の満了をうけて、制度規則に従い被保証債務を支払わなければならないことを受益者のために約束する。

オーストラリア連邦は、いかなる被保証債務についてもオーストラリア連邦の書面による同意を得ることなく、その重要な点において変更、修正、権利放棄、義務の免除、更改、補足、延長または再記述がなされたものについては、保証証書に基づく責任を負わない。

保証の利益を受ける証券所持人は、請求の提出について制度規則に従わなかった場合、保証に基づく支払いを受けることができない。保証に基づく受益者による支払請求は、制度規則の別紙8の様式に従って書面によりなされ、制度管理人に交付されなければならない。別紙8の様式に従っていない場合には、当該請求は有効な請求ではなく、なされていないものとみなされる。有効な請求は、請求額について以下を証するものでなければならない。

- ・受益者にとって期限到来済の債務であること
- ・受益者がADIに対して請求を行ったにもかかわらず未払いとなっていること
- ・被保証債務に関する支払期日がかかる適格証明書の有効期限以前のものであること
- ・1959年銀行法（連邦）2AA章の金融請求制度（一般に1,000,000ドル未満の適格ADI（外資系ADI以外）への預金に関する請求に適用される。）に基づき、受益者により請求できず、かつ、未払いであること

オーストラリア連邦は受益者に対し、有効な請求に特定される金額を支払うものとする。オーストラリア連邦が有効な請求を受領してから支払いを行うまでに要求される指定期間はない。すべての支払いは、被保証債務と同じ通貨でなされるものとする。

オーストラリア連邦は、制度規則に言及されるウェブサイト（現在はwww.guaranteescheme.gov.au）において修正内容を公表することによって、保証証書または制度規則の条項をその裁量によりいつでも修正することができる。ただし、かかる修正が存続中の被保証債務に係る受益者の利益を害する形で受益者に対するオーストラリア連邦の義務を軽減する場合はその限りでない（かかる修正が法により要求される場合を除く。）。ウェブサイトの内容は、このオーストラリア連邦の概況に参照書類として組み込まれるものではない。

ADI保証制度に基づき債務が保証されるADIは、以下を含む、制度規則上の多くの義務に服する。

- ・オーストラリア連邦がADIの義務の保証をした結果負担した、またはそれから生じたすべての債務、費用および経費につき、オーストラリア連邦を補償するカウンター補償証書の作成
- ・制度管理人に対する報告書の提出
- ・保証に関するオーストラリア連邦に対する特定の費用支払い

ただし、制度規則上、被保証債務に関連する受益者の権利は、ADIが制度規則に準拠しなかった場合に害されるものではない。

保証証書はオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、同証書に関する一切の事項は同法に準拠する。

保証は取消不能な形であり、オーストラリア連邦の他の無担保債務および金融債務と同順位にある。

オーストラリア連邦が保証に基づく義務を履行しなかった場合には、受益者は自らの権利を強制履行させるために、オーストラリアにおいて訴訟手続きを開始することを必要とする可能性がある。このオーストラリア連邦の概況における「オーストラリア連邦政府の保証 - 判決の執行」を参照のこと。

ADI保証制度についての詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における「財政 - 保証およびその他の偶発債務 - オーストラリアの金融システムの安定を強化するための連邦政府の取組み」を参照のこと。

保証の撤回

2010年2月7日、オーストラリア政府はADI保証制度の撤回を発表した。連邦政府は、

- ・2010年3月24日（「最終申請日」）を、ADIが適格な債務証券および適格な預金に関して、ADI保証制度に基づく適格証明を申請できる最終日とすることを定め、かつ
- ・2010年3月31日（「最終発行日」）をADIがADI保証制度に基づく保証が付される債務証券を発行できる最終日および新たな保証付預金を受入れられる最終日とすることを定めた。

最終発行日において存在した被保証債務はそれらの条項に従い、引続き保証される。すなわち、

- ・保証付短期ホールセール資金調達債務は最大15か月、引続き保証される。
- ・保証付長期ホールセール資金調達債務は最大60か月、引続き保証される。
- ・保証付定期預金は最大60か月、引続き保証される。
- ・保証付きコール口座は最大67か月、引続き保証される。

判決の執行

オーストラリア連邦は主権国家である。オーストラリア連邦は、いかなる管轄の裁判所（オーストラリアの管轄裁判所を除く。）に提起されたいかなる訴訟に関しても国家の免責特権あるいは人的管轄権に対する免責特権を放棄することに同意しておらず、いずれの目的であっても外国の管轄内において送達受領代理人を任命していない。

その結果として、保証証書に基づくオーストラリア連邦の義務は、オーストラリアの管轄裁判所においてのみ執行可能となる可能性がある。オーストラリアの管轄裁判所における保証証書に関するいかなる訴訟においても、オーストラリア連邦は国家の免責特権に基づき主張する権利を有さない。投資家が、保証証書またはその他に基づいてオーストラリア連邦に対して行う保証あるいはその他の請求に関して外国裁判所の管轄権に訴えることができる場合、オーストラリア連邦に対する外国裁判所の判決を取得し、それを実行することは投資家にとって困難な可能性がある。さらに、投資家が、オーストラリア国内やその他の場所においてオーストラリア連邦に対する外国裁判所の判決を執行することは困難な可能性がある。保証証書は、オーストラリア連邦以外の法域の裁判所の管轄に服する旨の規定は含んでおらず、また、オーストラリア連邦以外の法域の法律に基づき、あるいはいかなる理由でもかかる外国の管轄においてオーストラリア連邦に対して提起されたあらゆる請求に関して、オーストラリア連邦に適用される可能性のあるいかなる免責特権の放棄も含んでいない。

適用される1903年裁判所法（連邦）の規定に基づき、保証に基づいた強制執行または差押えがオーストラリア連邦の財産または収益について行われることはない。しかし、オーストラリア連邦に対する判決証書を受取り次第、財政・規制緩和大臣は、適法に利用できる金銭をもって判決に係る支払いを行う義務を負う。オーストラリア連邦は、オーストラリア議会により充当された金銭以外から判決に係る支払いを行うことはできない。オーストラリア議会は、制度規則に従った保証証書に基づく請求の支払いを行う目的で、統合歳入基金からの充当および金銭借入の認可に関する法案を可決した。

[次へ](#)

概要

オーストラリアの人口および地形

オーストラリア連邦は南半球に位置している。外国領土を除き、その総面積は、約7.7百万平方キロメートルで、ロシア、カナダ、中国、アメリカ合衆国およびブラジルに次いで世界で6番目の面積である。オーストラリアの人口の大部分は東部および南部沿岸地域に住んでいる。広大な大陸中央部は乾燥地で、大部分は農業には適していない。オーストラリアの州および特別地域、主要都市ならびに主な地勢を示す地図は、上記に記載されている。

2010年12月31日現在、オーストラリアの暫定推計居住人口は22,477,000人であり、2009年12月31日現在に比べて325,500人（1.5%）、また2010年9月30日現在に比べて69,700人増加した。

6州、首都特別地域および北部特別地域の2010年12月31日現在の暫定推計居住人口は、次のとおりであった。

州/特別地域	人口（2010年12月31日現在）
ニュー・サウス・ウェールズ州	7,272,158
ビクトリア州	5,585,566
クイーンズランド州	4,548,661
西オーストラリア州	2,317,064
南オーストラリア州	1,650,377
タスマニア州	509,292
首都特別地域	361,914
北部特別地域	229,874

出典：オーストラリア統計局要覧第3101.0号

人口の大半が6州の各州都の大都市圏および連邦の首都であるキャンベラに住んでいる。

オーストラリア連邦の人口の増加には、自然増（出生児数と死亡者数の差）および海外からの移住（正味）の2つの要素がある。

2010年12月31日に終了した年度の暫定自然増は154,400人で、2009年12月31日に終了した年度の自然増加（157,200人）の1.8%（2,800人）増と推定されていた。2010年12月31日に終了した年度の暫定推定出生児数（297,900人）は、2009年12月31日に終了した年度の出生児数（297,900人）から横ばいであった。2010年12月31日に終了した年度の暫定推定死亡者数は143,500人であった。

2010年12月31日に終了した年度に、オーストラリア連邦は、暫定的な正味海外移住数（「NOM」）の推定が171,100人増を記録したが、これは、人口に加算される海外からの入国者数432,000人と人口から引かれる海外への出国者数260,900人との差にあたる。オーストラリア連邦の現行の移住制度では、いずれの国の人も、その人種、文化、宗教または言語を問わず、法律に定める基準を満たしていれば、オーストラリア連邦への移住申請を行うことができる。連邦政府は、オーストラリアの文化の多様性が、社会、経済双方の豊かさの源であると考えている。NOMによる人口増加への貢献度（53%）が自然増による人口増加への貢献度（47%）を上回った。

次の表は2010年6月30日現在のオーストラリア連邦の年代別推定居住人口を示したものである。

表2：年代別暫定推計居住人口（2010年6月30日現在）

年齢層（歳）	男性	女性
0-4	749,322	711,435
5-9	701,176	664,543
10-14	719,775	683,954
15-19	770,551	729,803
20-24	850,180	798,065
25-29	843,634	818,706
30-34	767,118	765,257
35-39	801,784	813,374
40-44	771,081	780,356
45-49	780,525	794,015
50-54	726,190	743,127
55-59	655,407	669,617
60-64	603,728	608,057
65-69	449,957	458,975
70-74	343,680	366,513
75-79	256,049	295,493
80-84	188,941	250,340
85-89	98,996	168,059
90-94	31,661	69,158
95-99	6,524	19,979
100歳以上	825	2,917
全年代合計	11,117,104	11,211,743

出典：オーストラリア統計局要覧第3101.0号

オーストラリアの推定合計特殊出生率（現在の年齢別出生率を適用した場合における、一人の女性が出産年齢の間において出産が期待できる新生児の平均人数）は、2010年6月30日に終了した年度では1.921人であり、これは、イタリア、ドイツ、日本およびカナダをはじめとする多くのOECD加盟国よりも高く、2009年のOECD加盟国の平均出生率1.70人よりも高かった。しかし、オーストラリアの直近の合計特殊出生率は、ニュージーランド（2009年、2.14人）およびアメリカ合衆国（2009年、2.01人）の出生率よりも低い。最近の年齢別出生傾向を基にすると、2010年世代間報告書は、オーストラリアの合計特殊出生率は2050年まで、当初は減少し、その後女性一人当たり1.9人で安定するものと予想した。

20世紀には、オーストラリアの平均死亡率は堅調に低下してきた。その結果、平均寿命は男女とも延びた。死亡率の低下によって人口が増加し、人口に占める高年齢層の割合も高くなった。死亡率はすべての年齢層で低下し、この傾向は少なくとも次の40年間にわたり続くものと予想されている。

オーストラリアのNOMは、人口の高齢化を抑えることに役立っているが、出生率および死亡率の低下は人口における平均年齢を全体として押し上げる結果に繋がると予想されている。多くのOECD加盟国がオーストラリアの人口統計学的課題を共有しているが、オーストラリアは大多数の国よりもこうした課題によりしっかりと対応できる状態にある。

政府の形態

オーストラリア連邦は1901年1月1日に、かつての6つの英領植民地 - 現在はニュー・サウス・ウェールズ、ビクトリア、クイーンズランド、南オーストラリア、西オーストラリアおよびタスマニアの6州 - が、英国議会で制定されたオーストラリア連邦憲法の権限に基づいて「連邦」の州として統合されることによって、連邦国家として誕生した。これら諸州に加えて、10の特別地域（Territories）がある。オーストラリア首都特別地域（首都であるキャンベラを含む）、北部特別地域、ノーフォーク島、アシュモア・カルティエ諸島、オーストラリア南極特別地域、クリスマス島、ココス（キーリング）諸島、コーラル・シー諸島、ジャービス湾特別地域ならびにハード島およびマクドナルド諸島特別地域からなる。北部特別地域、首都特別地域およびノーフォーク島は自治政府の形成を承認されている。その他の特別地域は連邦政府によって統治されている。

オーストラリアにおける連邦の立法権は、国家元首である女王、上院および下院で構成される連邦議会（「議会」）に付与されている。オーストラリアにおいて女王の権威を代表する者は連邦総督である。上院議員および下院議員は共に全有権者（一般的には、18歳以上のオーストラリア国民）の義務投票によって選出される。上院議員は、6年を任期として6州から12名ずつ選出される。各州から選出された上院議員は3年毎にその半数が改選される。さらに、オーストラリア首都特別地域および北部特別地域からそれぞれ2名ずつの上院議員が選出されており、これらの上院議員の任期は次回の下院の総選挙までとなっている。下院は、3年を超えない期間を任期とする150名の議員により構成される。各州を代表する下院議員の数はほぼその人口に比例している。人口の増減に応じて議員数の配分は議会の各会期ごとに見直される。慣例により、上院議員選挙は通常下院議員選挙と同日に行われる。一定の場合には連邦総督は上下両院を同時に解散することができる。

下院が先議権を有する歳出法または税法に関する場合を除き、上院は下院と同等な権限を有している。税法および政府の経常サービスに関する歳出法については、上院は修正権を有しないが、これを否決または修正要求を付して下院に差し戻すことができる。上院および下院の議員はだれでも法案を提出することができる。法律となるためには、法案は上下両院で可決されなければならない。

憲法上、議会は一定の特別の事項、例えば国防、外交、州相互間および外国との貿易・通商、外国会社、オーストラリア内で設立された事業会社または金融会社、借入金、租税（関税および物品税を含む）、郵政・電信・電話といった郵政事業、通貨および銀行業務、保険、移民、年金および社会福祉に関する法律を制定する権限を与えられている。これらの権限のうちいくつかは州議会の権限を排除して専権として議会に与えられている。その他の権限は議会と州議会によって並行的に行使されているが、その権限の範囲内で議会によって制定された法律はこれに抵触する州法に優先する。議会に付与されていない権限は、憲法上一定の制限を受けるが、州に帰属する。

憲法に基づくオーストラリア連邦の行政権は形式的には女王に付与されており、女王の代理人である総督が行使する。連邦行政評議会が、総督に助言することを目的として設けられている。この評議会は首相および他の国務大臣によって構成されている。各大臣は上下両院いずれかの議員であり、かつ通常は、下院において過半数を占める政党または連立政権に属する政党の党員である。政府はこれら的大臣によって構成されており、実際上の行政権は首相と他の国務大臣により行使されている。

オーストラリアの主要政党は、オーストラリア労働党、オーストラリア自由党およびオーストラリア国民党である。少数政党は、オーストラリア緑の党、家族第一党および地方自由党である。1996年3月から2007年11月までに、政府はオーストラリア自由党とオーストラリア国民党の政党連合（「保守連合」）による政権であった。2007年11月24日に連邦選挙が実施され、その結果、オーストラリア労働党が下院の過半数の議席を獲得し、政権与党となり、ケビン・ラッドが首相に就任した。2010年6月24日、ジュリア・ギラードがオーストラリア労働党の連邦党首に選出され、ケビン・ラッドに代わって首相に就任した。2010年7月17日、首相は連邦選挙が2010年8月21日に行われると発表した。その結果、下院は2010年7月19日に解散され、2010年7月19日から、2010年8月21日の選挙結果が明らかになる2010年9月8日まで、政府は暫定政府として機能することとなった。

2010年8月21日の選挙では、下院において、オーストラリア労働党および保守連合が、それぞれ72議席を獲得し、第二次世界大戦以降ではオーストラリアで初めて過半数を確保できる政党のない議会となった。2010年9月8日、オーストラリア労働党は、下院において無所属議員3名およびオーストラリア緑の党議員1名の支持を得て少数与党を形成した。オーストラリア労働党と同盟関係にある下院議員4名は、主要な財政法案、歳出予算案および政府に歳出権を付与する法案を可決すること、ならびにオーストラリア労働党の少数与党への一定の不信任案について反対することにおいてのみ同意した。オーストラリア労働党の少数与党による法案すべてを支持することについては約束しておらず、そのためオーストラリア労働党の少数与党が行う立法が下院で可決される保証はなかった。

2010年8月21日の選挙において、上院の半数が改選議席となった。選出された上院議員は、2011年7月1日付で就任した。

次の表は2011年10月1日現在のの上院および下院の議席配分を示したものである。

表3：下院の議席

オーストラリア労働党	72
オーストラリア自由党	44
自由国民党	21
オーストラリア国民党	7
無所属	4
オーストラリア緑の党	1
地方自由党	1
計	150

表4：上院の議席

オーストラリア労働党	31
オーストラリア自由党	26
オーストラリア緑の党	9
オーストラリア国民党	4
自由国民党	3
民主労働党	1
地方自由党	1
無所属	1
計	76

オーストラリアにおける司法権はオーストラリア最高裁判所、その他の連邦裁判所ならびに州および特別地域の裁判所に付与されている。最高裁判所は上級の記録裁判所であり、連邦総督が州と協議の上指名した裁判所長官およびその他6名の判事によって構成される。判事は70歳になるまで任命され、不正行為や就労不能による一定の場合には、行政評議会における連邦総督によって罷免されうる。一定の限定された事項に関して、最高裁判所は第一審管轄権を有している。最高裁判所は、オーストラリア連邦裁判所や各州および北部特別地域の最高裁判所、その他の連邦裁判管轄権を有する州裁判所を含む連邦裁判所からの上訴についても管轄権を有する。特別地域（北部特別地域を除く。）の最高裁判所からの上訴はオーストラリア連邦裁判所に提起することができる。英国で発展したコモン・ロー制度が、オーストラリア連邦法体系の基礎となっている。

経済

概要

オーストラリアは、熟練した労働力と強い競争力のある経済力を有する、安定的で文化的に多様な民主的な社会である。1990/91年以降2010/11年まで、オーストラリアの実体経済は年平均3.3%前後で成長した。2010/11年のオーストラリアのGDP（金額ベース）は、およそ1.4兆ドルであった。IMFの予測では、2010年、オーストラリアのGDP（購買力平価ベース）は世界第18位であった。OECDデータによると、2009年のオーストラリアの国民1人当たり推計実質GDP（購買力平価ベース）は、OECD加盟国中第6位であった。

主要な経済指標

次の表は2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の各会計年度におけるオーストラリアの主要な経済指標を示したものである。

表5：主要経済指標

	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年	2010/11年
GDP（連鎖数量測度）（百万豪ドル） ^(a)	1,191,655	1,237,320	1,255,241	1,283,571	1,307,290
変動率（%）	3.6	3.8	1.4	2.3	1.8
国民1人当たりGDP（連鎖数量測度） （豪ドル） ^(a)	57,095	58,197	57,770	57,950	58,167
変動率（%）	1.9	1.9	-0.7	0.3	0.4
失業率（労働力に対する割合）（%） ^(b) ^(d)	4.3	4.3	5.7	5.2	4.9
消費者物価指数（変動率）（%） ^(c)	2.1	4.5	1.5	3.1	3.6
賃金物価指数（変動率）（%） ^{(c) (d)}	4.0	4.2	3.8	3.1	3.8
輸出（連鎖数量測度）（百万豪ドル） ^(a)	266,361	277,124	284,441	299,627	300,098
変動率（%）	2.5	4.0	2.6	5.3	0.2
輸入（連鎖数量測度）（百万豪ドル） ^(a)	249,951	286,329	276,819	290,836	322,085
変動率（%）	9.1	14.6	-3.3	5.1	10.7
国際収支-経常収支（百万豪ドル）	-60,821	-74,253	-38,780	-53,291	-33,567
期末公的準備資産（百万豪ドル）	79,682	35,857	52,309	43,737	41,130
連邦政府純債務（百万豪ドル）	-29,150	-44,820	-16,148	42,283	84,551

注(a) 連鎖数量測度の基準年度は2008/09年である。

(b) 6月四半期現在、四半期期中平均値

(c) 各6月四半期の対前年同期比変動率

(d) 季節調整済

出典：オーストラリア統計局要覧第5206.0号、6202.0号、6401.0号、5302.0号および6345.0号、2010/11年最終決算書、オーストラリア準備銀行公報ならびに未公表のオーストラリア統計局および財務省データ

GDP成長率

オーストラリアの2010/11年のGDPは、1.8%の伸びであった。2010/11年のGDP成長率は国内要因に牽引され、純輸出により経済成長が2.4%損なわれたものの、家計消費支出の伸び率は3.3%、公的部門最終需要の伸び率は4.5%および民間事業投資合計の伸び率は6.2%であった。2011/12年予算では、GDPが、2011/12年には4%および2012/13年には3.75%増加すると予測されている。

主要産業

オーストラリアの主要産業には、金融・保険業、鉱業、製造業、建設業ならびに専門・科学・技術サービスが含まれる。2010/11年には、農林水産業（19.7%）、専門・科学・技術サービス（6.9%）、管理・支援サービス（6.9%）、建設業（5.8%）、運輸・郵便・倉庫業（3.4%）、教育・研修（2.6%）、金融・保険業（2.3%）、宿泊・飲食業（2.2%）、保健・社会扶助サービス（2.2%）、芸術・娯楽サービス（2.0%）、政府行政・安全（1.9%）、電力・ガス・水道・廃棄物処理（1.8%）、情報メディア・電気通信サービス（1.6%）、小売業（1.4%）および製造業（1.0%）を含む大部分の産業で成長を記録した。2010/11年には、卸売業（-0.5%）、賃貸借・不動産業（-2.1%）、鉱業（-2.8%）およびその他サービス業（-3.2%）を含むいくつかの産業は縮小した。

2010/11年において産業別で総付加価値（基準価格による。）に占める割合が最も高かったのは、金融・保険業の11.0%であった。鉱業は、第2位で9.6%であった。2006/07年より前には、製造業が最も大きな産業であった。

純資産

2011年6月30日現在、オーストラリアの一般政府部門の純資産は、資産合計と負債合計の差額を反映して、2010年6月30日より49.4十億ドル減少し、-95.4十億ドルであった。2011/12年予算において、オーストラリアの一般政府部門の純資産は2011/12年には-87.5十億ドル、2012/13年には-83.4十億ドルであると予想されている。

財政収支

2008/09年より前の各年度における政府の財政黒字の持続により、連邦政府は巨額の政府債務を償還することができた。2006年6月30日に終了した年度中に、オーストラリア政府の純債務は解消された。2010/11年のオーストラリア政府一般政府部門の純債務は、84.6十億ドル（GDPの6.1%相当）であった。2011/12年予算では、純債務が2011/12年にはGDPの7.2%に達し、その後2012/13年にGDPの6.7%に減少すると予想されている。

2010/11年におけるオーストラリア政府基礎現金赤字は47.7十億ドル（GDPの-3.4%相当）であった。2011/12年予算において、2011/12年の政府の基礎現金赤字は、22.6十億ドル（GDPの-1.5%相当）と予想され、2012/13年、2013/14年および2014/15年の基礎現金赤字は、それぞれ3.5十億ドル（GDPの0.2%相当）、3.7十億ドル（GDPの0.2%相当）および5.8十億ドル（GDPの0.3%相当）と予想されている。

貿易

年次国民経済計算ベースで、2010/11年のオーストラリアの財貨およびサービスの貿易高合計は、総額575.5十億ドルであった。オーストラリアの貿易取引高合計は、2010年の世界の貿易取引高合計の約1.4%にあたった。2010年のオーストラリアの主な貿易相手国は、中国、日本、アメリカ合衆国、韓国および英国であった。

国内経済情勢

GDP

下表は、2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の各会計年度における連鎖数量方式GDPおよび関連測度、実質所得測度ならびに名目価格測度を示したものである。

表6：主要国民所得統計

	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年	2010/11年
連鎖数量GDPおよび関連測度 ^(a)					
GDP（百万豪ドル）	1,191,655	1,237,320	1,255,241	1,283,571	1,307,290
国民1人当たりGDP（豪ドル）	57,095	58,197	57,770	57,950	58,167
GDP市場部門（百万豪ドル）	935,042	973,665	980,664	1,001,076	1,023,907
国内純生産（百万豪ドル）	1,014,285	1,048,923	1,055,682	1,072,270	1,084,169
実質所得測度 ^(a)					
実質国内総所得（百万豪ドル）	1,161,870	1,220,079	1,255,241	1,270,341	1,353,471
実質国民総所得（百万豪ドル）	1,111,915	1,169,170	1,209,835	1,223,124	1,302,736
実質国民純可処分所得（百万豪ドル）	933,861	980,694	1,009,281	1,011,735	1,080,472
国民1人当たり実質国民純可処分所得（豪ドル）	44,744	46,127	46,450	45,678	48,075
名目価格測度					
GDP（百万豪ドル）	1,091,633	1,185,740	1,255,241	1,284,777	1,391,330
国民1人当たりGDP（豪ドル）	52,303	55,771	57,770	58,005	61,906
国民総所得（百万豪ドル）	1,044,634	1,136,244	1,209,835	1,236,498	1,336,663
国民純貯蓄（百万豪ドル）	77,488	93,553	116,377	94,271	126,600
家計貯蓄率	3.2	2.2	9.9	8.7	10.3

「-」は、なし、または端数処理の結果のゼロを示す。

注(a) 連鎖数量測度および実質所得測度の基準年度は2008/09年である。

出典：オーストラリア統計局要覧第5206.0号

1990/91年のGDPの大幅な減少の後、オーストラリアは、20年間連続成長を経験してきた。2010/11年、GDPは1.8%成長し、国民1人当たりGDPは0.4%増加した（連鎖数量測度）。2011/12年予算において、GDPは2011/12年に4%、および2012/13年に3.75%成長すると予想されている。

下表は、2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の各会計年度における連鎖数量測度によるGDPの支出部門の内訳を示したものである。

表7：GDP - 支出部門（連鎖数量測度^(a)）

	（単位：百万豪ドル）				
	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年	2010/11年
最終消費支出					
一般政府部門					
連邦政府 - 防衛	17,958	17,903	18,893	20,226	23,428
連邦政府 - 非防衛	65,250	67,803	69,001	66,301	68,517
連邦政府合計	83,223	85,693	87,893	86,527	91,946
州政府および地方政府	125,029	129,202	132,975	138,163	142,084
一般政府部門合計	208,246	214,891	220,868	224,690	234,030
家計	640,240	670,466	672,036	686,319	708,945
最終消費支出合計	848,520	885,529	892,904	911,009	942,975
民間部門総固定資本形成					
民間事業投資					
機械および設備					
新規購入	78,145	93,005	89,916	85,636	87,324
中古資産の購入純額	-4,028	-4,105	-4,250	-4,490	-3,972
機械および設備合計	74,116	88,896	85,666	81,146	83,352
非住宅建設					
新規ビル建設	37,843	42,255	40,031	32,417	30,920
新規土木建設	34,448	37,424	46,475	47,991	57,433
中古資産の購入純額	-1,481	-528	-1,151	-528	-933
非住宅建設合計	70,934	79,231	85,355	78,879	87,419
栽培生物資源	2,849	2,721	3,104	3,166	3,361
知的財産					
研究および開発	12,597	13,939	13,376	13,712	13,777
鉱物および石油探鉱	4,325	5,577	6,034	5,744	5,978
コンピュータ・ソフトウェア	8,672	10,019	9,920	10,811	11,592
芸術的創作物	1,063	1,143	1,237	1,352	1,491
知的財産合計	26,639	30,673	30,567	31,620	32,837
民間事業投資合計	174,194	201,414	204,693	194,811	206,969
住宅					
新規および中古住宅	41,147	41,382	41,160	41,408	43,358
改築および増築	30,247	30,905	29,746	30,983	30,895
住宅合計	71,392	72,284	70,906	72,391	74,253
所有権移転費用	17,384	17,412	14,696	16,272	13,704
民間部門総固定資本形成	262,806	291,405	290,295	283,474	294,926
公的部門総固定資本形成					
公的部門					
連邦	2,640	1,158	1,229	1,861	1,930
州および地方	17,570	20,296	21,570	23,672	22,416
公的部門合計	20,181	21,451	22,798	25,532	24,346

	(単位：百万豪ドル)				
	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年	2010/11年
一般政府部門					
連邦政府 - 防衛	5,848	6,718	7,268	8,328	9,507
連邦政府 - 非防衛	6,247	6,941	7,224	8,330	10,030
政府部門合計	12,094	13,666	14,492	16,659	19,537
州政府および地方政府	24,206	25,821	27,730	38,150	40,828
一般政府部門合計	36,263	39,486	42,223	54,809	60,365
公的部門総固定資本形成合計	56,461	60,939	65,021	80,341	84,712
総固定資本形成合計	319,291	352,445	355,315	363,815	379,638
国内最終需要	1,167,532	1,237,975	1,248,219	1,274,824	1,322,613
在庫変動					
民間（非農業）	3,724	3,787	214	1,379	2,662
農業	608	1,634	167	1,350	3,038
公的機関	47	-1,469	-983	266	155
在庫変動合計	4,317	4,337	-602	2,995	5,855
国民総支出	1,174,533	1,245,094	1,247,617	1,277,819	1,328,468
財貨およびサービスの輸出	266,361	277,124	284,441	299,627	300,098
財貨およびサービスの輸入控除	249,951	286,329	276,819	290,836	322,085
統計上の不突合	0	0	0	-3,039	810
GDP	1,191,655	1,237,320	1,255,241	1,283,571	1,307,290

注(a) 連鎖数量測度の基準年度は2008/09年である。

出典：オーストラリア統計局要覧第5206.0号

2010/11年に民間事業投資合計は6.2%増加した。2010/11年に非住宅建設ならびに機械および設備への投資は、それぞれ10.8%および2.7%増加した。

家計の最終消費支出は3.3%増加し、2010/11年のGDP成長率に1.8%寄与した。家計の最終消費支出のうち、娯楽および文化（2010/11年中6.8%の増加）ならびに住宅賃貸およびその他住宅サービス（2010/11年中2.9%の増加）は、2010/11年のGDP成長率に対する寄与度が最も高かった。

一般政府最終消費支出は4.2%増加し、2010/11年のGDP成長率の0.7%を占めた。

産業別でみると、2010/11年には、農林水産業（19.7%）、専門・科学・技術サービス（6.9%）、管理・支援サービス（6.9%）、建設業（5.8%）、運輸・郵便・倉庫業（3.4%）、教育・研修（2.6%）、金融・保険業（2.3%）、宿泊・飲食業（2.2%）、保健・社会扶助サービス（2.2%）、芸術・娯楽サービス（2.0%）、政府行政・安全（1.9%）、電力・ガス・水道・廃棄物処理（1.8%）、情報メディア・電気通信サービス（1.6%）、小売業（1.4%）および製造業（1.0%）を含む大部分の産業で成長を記録した。2010/11年には、卸売業（-0.5%）、賃貸借・不動産業（-2.1%）、鉱業（-2.8%）およびその他サービス業（-3.2%）を含むいくつかの産業は縮小した。

下表は、2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年会計年度の名目価格によるGDPの所得部門の内訳を示したものである。

表 8 : GDP - 所得部門 (名目価格)

	(単位：百万豪ドル)				
	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年	2010/11年
雇用者報酬					
賃金・給与	477,441	518,839	537,441	548,774	591,234
雇用主社会保険拠出金 ^(a)	59,796	64,726	67,022	68,607	73,903
雇用者報酬合計	537,237	583,565	604,463	617,382	665,137
総事業活動利益					
非金融会社					
民間非金融会社	197,060	216,515	246,979	246,429	273,968
公的非金融会社	16,663	13,177	13,597	14,405	12,098
非金融会社合計	213,723	229,693	260,575	260,834	286,066
金融会社	47,852	60,782	62,911	61,428	67,632
会社部門合計	261,575	290,475	323,486	322,262	353,698
一般政府部門	22,848	24,023	26,314	26,925	28,359
個人所有住宅	64,123	71,918	83,083	91,363	99,467
総事業活動利益合計	348,546	386,416	432,883	440,550	481,524
総混合所得	90,584	92,714	98,592	102,543	109,933
要素所得合計	976,367	1,062,695	1,135,938	1,160,474	1,256,594
税(生産・輸入補助金控除後)	115,266	123,045	119,303	123,807	132,467
統計上の不突合	0	0	0	495	2,269
GDP	1,091,633	1,185,740	1,255,241	1,284,777	1,391,330

注(a) 雇用主による退職年金への拠出金および労災補償保険料の支払を含む。

出典：オーストラリア統計局要覧第5206.0号

2010/11年のGDPの所得部門については、雇用者報酬が7.7%増加し、総事業活動利益(「GOS」)が9.3%増加した。2010/11年のGOSの増加は、民間非金融会社における増加(11.2%)、金融会社(10.1%)および個人所有住宅における増加(8.9%)に牽引された。

物価

消費者物価指数は、2011年6月四半期までの1年間は3.6%で、2011年3月四半期までの1年間の3.3%から上昇した。2011年6月四半期までの1年間の物価上昇は、主として食料品、住宅および運輸価格の値上がりによるものであった。オーストラリア準備銀行の中期インフレーターゲットに関する詳細については、このオーストラリア連邦の概況における「通貨・金融制度 金融情勢」を参照のこと。

下表は、2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の各会計年度における最終（6月終了）四半期までの消費者物価指数および非農業GDPのインプリシット・デフレーターの詳細を示したものである。

非農業GDPのインプリシット・デフレーターは、事業に使用される非消費財およびサービスを含む消費者物価指数よりも経済におけるより広範囲の物価ならびに輸出に対応している。

表9：物価の動向

年 ^(a)	全グループの 消費者物価指数 (当初) ^(a)	非農業GDPの インプリシット・デフレーター (当初) ^(b)
2006/07年	2.1	4.6
2007/08年	4.5	6.3
2008/09年	1.5	-0.2
2009/10年	3.1	5.6
2010/11年	3.6	4.8

注(a) 各6月四半期の前年同期比変動率。

(b) 前年度からの変動率。

出典：オーストラリア統計局要覧第6401.0号および第5206.0号。

賃金

オーストラリアにおいては賃金物価指数が賃金測度として好まれているが、これは行われた仕事の質および量の変動に影響を受けることなく、労働単位の価格の変動を測る方法である。

年間の賃金の伸び率は、世界金融危機までの3年間の2005年から2008年までは平均で4%を上回り、その後2009/10年に10年平均値である3.7%を下回って落ち込んだ。賃金の伸び率は、鉱業および鉱業関連部門における力強い賃金の上昇にも関わらず、2010/11年には10年平均値と一致した。

下表は、2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の各会計年度の最終（6月終了）四半期までの賃金物価指数の年間変動の詳細を示したものである。

表10：賃金の動向

年 ^(a)	賃金物価指数の年間変動率 (季節調整済)
2006/07年	4.1
2007/08年	4.2
2008/09年	3.8
2009/10年	3.1
2010/11年	3.8

注(a) 各6月四半期の前年同期比の変動率。

出典：オーストラリア統計局要覧第6345.0号

2011/12年予算によると、賃金物価指数は、2012年6月四半期までの1年間は4%、2013年6月四半期までの1年間は4.25%に上昇すると予想されている。

労働市場

オーストラリアの労働市場は、2008年9月以来好調な推移を示している。失業率は2009年6月に5.9%に達した後、2011年8月には5.3%となった。2011年8月までの12ヶ月間で、雇用は約140,000人増加した。

下表は各表示年の6月四半期現在の主要労働力統計を表している。

表11：労働力統計^(a)

	2007年6月 四半期	2008年6月 四半期	2009年6月 四半期	2010年6月 四半期	2011年6月 四半期
総就業人口(千人)	10,547	10,862	10,928	11,188	11,435
総失業人口(千人)	474	482	660	620	592
失業率(%)	4.3	4.3	5.7	5.2	4.9

注(a) 6月四半期現在：四半期期中平均値で算出。
 出典：オーストラリア統計局要覧第6202.0号

2011/12年予算によれば、雇用は、2012年および2013年6月四半期までの1年間において1.75%の増加となることが予測される。2011/12年予算によれば、失業率は、2012年6月四半期までに4.5%に達すると予測され、また労働力率は、2012年および2013年6月四半期には66%となると予測される。

直近数ヶ月の雇用の伸びは、鉱業および鉱業関連の経済部門以外の労働需要が予想よりも軟化したことを受けてやや減速した。

経済見通し

世界的金融危機に対する連邦の対応

オーストラリア連邦およびオーストラリア準備銀行は、世界的金融危機に対する実質的な財政および通貨政策対応に従事した。

2008年9月および2009年4月の間に、オーストラリア準備銀行は目標キャッシュ・レートを累積で425ベース・ポイント引き下げた(2009年10月以降は、目標キャッシュ・レートを徐々に引き上げた)。オーストラリア準備銀行の目標キャッシュ・レートに関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における「通貨・金融制度 - 金融情勢」を参照のこと。

オーストラリア政府は、以下を含む多数の景気刺激の財政措置を発表した。

- ・2008年10月14日に発表された家計消費および住宅投資を対象とした10.4十億ドルの裁量的財政刺激策である政府の経済安定戦略。

- ・ 2008年11月29日に発表されたオーストラリア政府間評議会(COAG)の15.2十億ドルの雇用創出刺激策。
- ・ 2008年12月12日に発表された道路、鉄道および教育インフラストラクチャーへの投資ならびにオーストラリアの事業による資本投資を促進する税制変更を規定する政府の4.7十億ドルの国家建設策。
- ・ 2009年2月3日に発表された低・中所得の国民への支払い、学校、住居、エネルギー効率、地域社会インフラストラクチャーおよび道路への投資ならびに小規模企業への支援を規定する政府の42十億ドルの国家建設および雇用計画。
- ・ 2009年5月12日に発表されたオーストラリア全域の運輸、通信、エネルギー、教育および保健インフラストラクチャーの質、妥当性および効率への投資を行う政府の22十億ドルの国家建設インフラストラクチャー策。

さらに、2009年4月、オーストラリア政府は新たな全国ブロードバンド・ネットワーク(「NBN」)を建設・運営する新会社、NBNカンパニー・リミテッド(「NBN Co」)を設立した。NBNに関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における「主要な経済部門 - 情報メディア・電気通信サービス - 電気通信」および「財政 - 全国ブロードバンド・ネットワークへの連邦の投資」を参照のこと。

オーストラリア政府が、金融制度の安定化の促進および経済全体の信用の継続的な流れを確保するために講じた他の措置は以下の実施を含む。

- ・ 以下を定める金融請求制度：
 - 1959年銀行法(連邦)2AA章に基づく施策：
 - ・ 適格ADI(外資系ADI以外)になされた口座保有者の預金ならびにかかる預金に生じた利息を、1ADIにつき1口座保有者当たり、合計1,000,000ドル(2012年2月1日付で新たな上限250,000ドルが効力を有する。)まで保護する。
 - ・ ADIが破綻した場合、金融請求制度に基づいて保護された預金の口座保有者への迅速な払戻しを支援する。
 - 支払い不能に陥った損害保険会社に対して適格請求者が行う有効な請求に基づいて支払うべき金額の支払を促進する、1973年保険法(連邦)VC部の施策
- ・ 以下を認める任意制度である、大口預金およびホールセール資金調達に関する保証制度：
 - ADI(外資系ADI以外)が、1ADIにつき1顧客当たり、1,000,000ドルを超える預金残高および満期60ヵ月以内の一定の仕組みのない非劣後無担保債務証券。
 - 外資系ADIが、一定の条件を満たすことを条件として、オーストラリアの居住者が保有する請求払いまたは2009年12月31日(その日を含む。)までに満期となる一定の預金ならびに15ヵ月以内に満期となる一定の仕組みのない非劣後無担保短期債務証券。

のそれぞれのうち、制度規則に記載の適格基準を満たしたものにつき、オーストラリア連邦の保証を付すよう申請すること。ADI保証制度は2010年3月31日付でホールセール負債の新規発行および追加預金の受入を終了した。このオーストラリア連邦の概況における「オーストラリア連邦政府の保証 - 保証の撤回」を参照のこと。

ADI保証制度および金融請求制度に関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における、「財政 - 保証およびその他の偶発債務 - オーストラリアの金融システムの安定を強化するための連邦政府の取組み」および「通貨・金融制度 金融制度の規制 オーストラリア適正規制庁 APRAの主な権限」を参照のこと。

さらに、オーストラリアの州および特別地域政府が信用市場へアクセスする能力を支援するため、2009年7月24日、オーストラリア連邦政府は州および特別地域の借入に対するオーストラリア政府保証（以下「州保証制度」という。）を導入した。州保証制度は2010年12月31日付で被保証債務の新規発行を終了した。かかる州または特別地域の借入に関して発行される特定の債券に関する州および特別地域の債務の保証に関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における、「 財政 - 保証およびその他の偶発債務 - 州および特別地域の借入の連邦保証」を参照のこと。

オーストラリア経済予測

オーストラリア経済の見通しは、堅実な成長、低い失業率、インフレの緩和、および事業投資の急増という来年にわたる基礎的特性があるため、引き続き有望である。2011/12年予算によれば、資源部門における記録的水準の投資に牽引されて、オーストラリア経済は2011/12年には4%、2012/13年には3.75%成長することが見込まれている。

しかしながら、国内経済における発展はますます不確実となりつつある世界の経済状況を背景として起こっている。ユーロ圏のソブリン債務危機は2010/11年を通して広がり、その後さらに悪化し続け、ますます高まる欧州銀行部門に対する悪影響のリスクおよび場合によってはより広範に世界の金融市場に悪影響を及ぼしかねないリスクをもたらした。米国経済において2011年上半期よりもさらに深刻な減速が生じる可能性は、世界的な景気回復に対するもう一つの主要なリスクである。

世界金融危機以後に世界経済を牽引してきた新興国経済では、成長率は2010/11年において比較的好調であった。しかし、これらの経済におけるインフレ圧力の高まりは、これらの新興国経済が世界の経済成長への寄与を高めることができない可能性があることを意味する。さらに、米国および欧州の成長においてさらに深刻な減速が生じることとなれば、新興国経済はその減速の影響を受ける可能性が高い。

従って、主要な先進国経済の成長における深刻な減速ならびに貿易および金融手段を通じた新興国経済への弱体化の伝播の可能性は、国内の見通しにますます高まるリスクを示している。

これらのリスクにもかかわらず、中国（現在ではオーストラリアの最大の輸出市場である。）およびインドでの力強い成長ならびにアジア全般のその他の新興国経済における堅実な成長率は、オーストラリアの比較的好調な輸出需要を支えると予想される。これによって引き続きオーストラリアの非農産品の需要が促進され、またさらにオーストラリアの交易条件が支えられると期待される。オーストラリアの主要な非農産品輸出における価格の高止まりは、鉱業部門における記録的な投資意思および商品輸出における高い成長予測を牽引している。新規事業投資をGDP比で過去50年間の最高値にまで牽引している大規模な液化天然ガス（「LNG」）プロジェクトに裏付けられて、新規の土木建設は今後2年間で56%伸びると予想される。鉱業および運輸インフラへの以前の投資によって非農産品の輸出取引高が今後2年間で20%を超えて増加する予測が裏付けられており、投資の急増が徐々に経済の能力を拡大すると予想される。

鉱業への投資増加の予測は、すでに進行した段階にあるプロジェクトによっておよび世界の資源需要のより長期の見通しによってしっかりと裏付けされている。世界の経済成長における周期的変動が商品価格に影響する可能性がある一方で、投資判断はより長い時間軸でなされ、また大きな新興市場経済の数十年間の期間にわたって高まる資源ニーズの予測によって裏付けられる。金額ベースで、オーストラリアの経済予測に折り込まれている大規模鉱業プロジェクトの約3分の2が最終投資許可を受領しており、大部分がすでに建設中である。

中期の見通しは、鉄鉱石および石炭の世界の供給が増加するにつれてオーストラリアの交易条件指数が低下することになるというものである。それでもなお、急速な新興アジアにおける経済発展と中国およびインドの力強い資源集約的な投資が今後何年にもわたって続くという展望は、オーストラリアの交易条件指数の落ち込みが緩やかになるという予想を裏付けている。オーストラリアの貿易が中国およびインドへの非農産品輸出にますます集中しつつある結果の一つとして、オーストラリアの経済見通しは、今ではこの2カ国における開発により影響を受けやすくなっている。

オーストラリアの高い交易条件指数は、2010/11年に力強い国民所得およびより広範な経済における成長を支えた。しかし、資源の好況に直接または間接的に恩恵を受けていない部門においては、状況は引き続き困難であると予想される。オーストラリアの高い交易条件指数、その他の先進国経済と比べて力強い成長、およびマクロ経済緊縮政策の決定によって、2010/11年には豪ドルが変動相場制以降の最高値にまで増価した。実質貿易加重ベースで、2010/11年に為替レートは、変動相場制以降の平均値を約35%上回り、貿易依存型の経済部門の競争力を低下させている。

高い為替レートと財政・金融刺激策の撤回は、2010/11年のインフレ圧力を2011/12年予算において緩和する一助となった。潜在インフレは、2013年6月四半期までに3%にまで着実に高まると予想されている。消費者物価指数は、世界の石油価格の高騰および直近の洪水およびサイクロン「ヤシ」の果物・野菜価格への影響によって、短期的に高くなると予想されている。

しかし同時に、これらの同じ要因が、ある部門においては、活動および利益を抑制するものともなっている。鉱業および鉱業関連の経済部門以外での労働需要の軟化を反映して、直近数ヶ月で雇用の伸びに減速があった。今後2年間にわたって、オーストラリアの労働市場は引き続き堅調に推移すると予想され、また失業率は現在5.3%であるが、引き続き低い率に留まると予想される。従って、今後2年間にオーストラリア経済が堅調な成長を記録すると予想される一方で、状況は引き続き経済全体で同様ではないままである可能性が高い。

オーストラリア経済の見通しが好調である一方、前述の世界経済の回復に対する重要なリスクが完全に生じることとなれば、経済成長に対して深刻な否定的含みをもつ。

オーストラリアの中期見通しが肯定的であるにもかかわらず、これらのリスク、特に世界経済へのリスクは、オーストラリアが引き続き着実にマクロ経済政策および構造政策を続行する重要性を高めている。

表12：国内経済予想^(a)

	(単位：%)		
	実績 ^(b)	予想	
	2010/11年	2011/12年	2012/13年
パネルA - 需要および生産^(c)			
家計消費	3.3	3%	3%
民間投資			
住宅	2.6	1%	3
事業投資合計 ^(d)	6.0	16	14%
非住宅建設 ^(d)	11.3	18%	17%
機械・設備 ^(d)	2.0	17%	14
民間最終需要 ^(d)	3.5	6	6
公的部門最終需要 ^(d)	4.5	1...	-1...
最終需要合計	3.7	4%	4%
在庫の変動 ^(e)	0.2	0	0
国民総支出	4.0	4%	4...
財貨およびサービスの輸出	0.2	6%	5%
財貨およびサービスの輸入	10.7	10%	8%
純輸出 ^(e)	-2.4	-1	-¾
実質GDP	1.8	4	3¾
非農産品	1.5	4	3¾
農産品	22.3	1	-3
名目GDP	8.3	6...	5¾
パネルB - その他の選択			
された経済測定			
対外勘定			
交易条件	20.7	-...	-3
経常収支（GDPに占める割合）	-2.4	-4	-5...
労働市場			
雇用（労働力人口調査ベース） (f)	2.2	1¾	1...
失業率(%) ^(g)	4.9	4¾	4%
労働力率(%) ^(g)	65.5	66	66
物価および賃金			
消費者物価指数 ^(h)	3.6	2¾	3
非農業総生産デフレーター	6.4	2...	2
賃金物価指数 ^(f)	3.8	4	4...

注(a) 別段の記載がない限り、前年度からの変動率。

(b) 別段の記載がない限り、当初データを用いて計算された。

(c) 名目価格による名目GDPを除き、連鎖数量測度。

(d) 公的部門から民間部門への中古資産の売却を除く。

(e) GDP成長率に対する貢献（パーセント・ポイント）。

(f) 季節調整済み、2011年、2012年および2013年6月四半期までの年成長率による。

(g) 季節調整済み比率、2011年、2012年および2013年6月四半期。

(h) 2011年、2012年および2013年6月四半期までの年成長率による。

出典：オーストラリア統計局要覧 5206.0号、5302.0号、6202.0号、6345.0号、6401.0号ならびに未公表のオーストラリア統計局データおよび財務省。

上記の見積もりは、オーストラリア連邦財務省の経済見通しの予想に基づく。財務省は一般に、毎年2回、5月の予算および10月から1月の間に発表される期中経済財政予測と関連して、主要な予想を発表する。

財務省の予測方法には広範な情報が含まれる。国民経済計算が予測実施の枠組みをなす。大企業および中小企業、業界団体および州財務省への訪問ならびに財務省の国際経済・G20局の世界の見通しに関する最新の評価からも見識が集められている。財政政策に対するいかなる変更もまた織り込まれている。

予測は、いくつかの技術的な仮定に基づいている。金利が2011/12年および2012/13年にかけて市場の予想と一致して上昇すること、ならびに石油価格がほぼ最近の平均水準にとどまるといったことが仮定されている。為替レートは、予測期間中に現在の平均水準に留まると仮定されている。予想期間中、為替レートは、交易条件および実質有効為替レートの相関の長期推移に沿って変動すると仮定されている。

財務省の国内経済局は、単一方程式計量経済モデル、部分指標、先行指標、事業調査および専門機関からの助言を用いてかかるデータから予想される結果を評価する。予想の判断に当たっては、経済理論および最近の経済分析評価からの情報も利用する。予測は、財務省内部および他の政府機関双方により検討される。

[次へ](#)

主要な経済部門

2010/11年、金融・保険業が総付加価値（基準価格ベース）において11.0%と最大の割合を占めていた。次に大きな割合を占めていたのは鉱業（9.6%）であった。

2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の各年度において各産業が総付加価値（基準価格ベース）に占める割合を下表に示す。

表13：総付加価値（基準価格ベース）に占める産業別割合

産業	(単位：%)				
	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年	2010/11年
農林水産業	2.0	2.0	2.4	2.4	2.8
鉱業	9.9	9.7	9.8	10.1	9.6
製造業	10.1	10.1	9.3	9.2	9.1
電力・ガス・水道・廃棄物処理	2.2	2.1	2.2	2.2	2.1
建設業	7.4	7.6	7.7	7.5	7.7
卸売業	4.8	4.7	4.7	4.8	4.6
小売業	4.6	4.7	4.6	4.6	4.5
宿泊・飲食業	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2
運輸・郵便・倉庫業	5.2	5.3	5.1	5.1	5.2
情報メディア・電気通信サービス	3.2	3.3	3.3	3.3	3.2
金融・保険業	10.7	11.1	10.9	11.0	11.0
賃貸借・不動産サービス ^(a)	3.0	2.8	2.8	2.8	2.7
専門・科学・技術サービス	6.3	6.3	6.4	6.5	6.8
管理・支援サービス	2.6	2.6	2.5	2.5	2.6
政府行政・安全	5.2	5.0	5.2	5.1	5.1
教育・研修	4.4	4.3	4.3	4.3	4.4
保健・社会扶助サービス	5.7	5.8	6.0	6.1	6.1
芸術・娯楽サービス	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
その他サービス	1.8	1.8	1.8	1.7	1.6
住宅所有	7.8	7.8	7.8	7.9	7.9
総付加価値（基準価格ベース）	100	100	100	100	100

注(a) 住宅所有を除く。

出典：オーストラリア統計局要覧第5206.0号

2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の各年度において各産業が雇用に占める割合を下表に示す。

表14：雇用に占める産業別割合

産業	(単位：%)				
	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年	2010/11年
農林水産業	3.4	3.3	3.3	3.3	3.1
鉱業	1.3	1.4	1.6	1.6	1.8
製造業	9.9	9.9	9.4	9.1	8.7
電力・ガス・水道・廃棄物処理	1.0	1.1	1.3	1.2	1.3
建設業	9.1	9.1	9.2	9.1	9.1
卸売業	3.9	3.7	3.7	3.8	3.6
小売業	11.4	11.6	11.3	10.8	10.9
宿泊・飲食業	6.7	6.6	6.6	6.8	6.8
運輸・郵便・倉庫業	5.0	5.2	5.5	5.2	5.1
情報メディア・電気通信サービス	2.4	2.2	2.1	1.9	1.9
金融・保険業	3.9	3.8	3.7	3.6	3.6
賃貸借・不動産サービス	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8
専門・科学・技術サービス	7.2	7.3	7.2	7.6	7.6
管理・支援サービス	3.4	3.3	3.2	3.4	3.5
政府行政・安全	6.2	5.9	6.2	6.2	6.2
教育・研修	7.2	7.4	7.4	7.5	7.6
保健・社会扶助サービス	10.3	10.3	10.6	11.0	11.4
芸術・娯楽サービス	1.7	1.8	1.9	1.8	1.8
その他サービス	4.0	4.3	4.2	4.1	4.0
合計	100	100	100	100	100

出典：オーストラリア統計局要覧第6291.0.55.003号

農林水産業

農林水産業は、2010/11年の総付加価値（基準価格ベース）に2.8%貢献した。同産業のオーストラリア経済に対する割合は、2006/07年に記録的に低い2.0%に達した後、上昇基調にある。農林水産業のうちでは農業が支配的であり、林業および漁業は2010/11年の同産業生産（総付加価値（連鎖数量測定）による。）の15.0%を占めた。2010/11年の農業生産の伸びは力強く、農業の実質GDPの水準は、29.8百万ドルと過去最高となった。農業の輸出の増加も相応に、1月の洪水の影響による遅れにも関わらず、極めて好調であった。

2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の各年度のオーストラリアの主要農産物の生産高を下表に示す。

表15：主要農産物 - 国内生産の総価額および数量

商品	2006/07年		2007/08年		2008/09年		2009/10年		2010/11年	
	百万豪ドル	キロトン	百万豪ドル	キロトン	百万豪ドル	キロトン	百万豪ドル	キロトン	百万豪ドル	キロトン
羊毛	2,282	502	2,309	459	1,806	420	1,928	423	3,005	409
食肉	12,335	4,147	12,103	4,039	12,982	3,961	12,634	3,886	14,205	4,043
小麦	2,619	10,822	5,292	13,569	6,021	21,420	4,765	21,834	7,519	26,325
砂糖きび(a)	1,221	36,397	861	32,621	1,021	31,457	1,382	31,235	1,128	27,443
綿実・綿花	542	689	254	321	693	795	828	934	2,588	2,167
牛乳(b)	3,178	9,583	4,572	9,223	3,988	9,388	3,371	9,023	3,950	9,102

注(a) 圧搾用

(b) 単位は百万リットル

出典：オーストラリア農業資源経済科学局（ABARES）の農産物報告書2011年9月季刊号1巻1号（132、133、134および135ページ）

鉱業

2010/11年に鉱業が総付加価値（基準価格ベース）に占める割合は9.6%であった。2009/10年の力強い伸びの後、2011年初めの洪水およびサイクロンを受けた鉱山の閉鎖により、鉱業部門は総付加価値（基準価格ベース）で2.8%減少した。鉄鉱石および燃料炭の輸出は、今では災害以前の水準に回復している。排水作業に予想よりも時間がかかり、少数の鉱山では引き続き生産に影響が出ている。財務省では、原料炭の生産は2012年初めまで災害以前の水準には回復しないと予想している。

2010/11年に鉱業商品（非農産品）の輸出は、総輸出価値の58.3%を占めた。

2010/11年の鉱業生産の総価額は、前年より26.8%増の169.8十億ドルであった。民間の鉱物および石油探査費用は、2010/11年には6.2十億ドル（名目価格）に増加した。

2010年、オーストラリアは原料炭および鉄鉱石の世界最大の輸出国であり、燃料炭および亜鉛鉱について世界第2位の輸出国、また、アルミニウムについて世界第3位の輸出国であった。オーストラリアの非農産品の輸出額は、2010/11年には173.7十億ドル（名目価格）であった。

2010/11年の鉱業部門における民間（実質）新規設備投資は、2009/10年から34.2%増の48.0十億ドルであった。2011年8月四半期に、鉱業部門は、サービスを含めて約226,100人を直接雇用していたが、これは労働力人口の約1.8%に相当する。これらの部門は、精錬および精製、卑金属加工、非金属鉱物製品、石油、石炭および基礎化学製品ならびに電力およびガスといった川下の製造業でさらに雇用を生み出している。

近年、堅調な商品価格が、オーストラリアの経済成長および国民所得に重要な刺激を与えてきた。2008/09年までに、鉱業部門での堅調な投資活動の結果、事業投資がGDPに占める割合が40年間で最も高くなった。

世界金融危機の結果、世界の需要の急激な縮小により、商品価格は大幅に下落し、主要なバルク商品の価格は、2008年半ばの記録的高値から低下した。新興アジア諸国での力強い成長が牽引し、バルク商品の価格は2009年下半年および2010年の当初数ヶ月間で目覚ましい回復を見せた。バルク商品の直物価格は、2010年4月以降わずかに低下したものの、依然として高水準に留まっている。

将来的には、商品価格の高騰は、西オーストラリア沖のゴルゴンLNG（液化天然ガス）プロジェクトおよびクインズランドの炭層ガスLNG転換プロジェクトのような多数の大規模土木プロジェクトに支えられて、堅調な事業投資の成長を引き出すと予想される。2011/12年に、鉱業部門は82十億ドル（名目価格）という記録的な投資を行う予定である。オーストラリア統計局設備投資調査によると、GDPに占める割合で、2011/12年の投資意欲は5.6%と予想される。これは、2003/04年の鉱業景気以前の水準よりも4.4パーセント・ポイント高い。ABARESが現在の資源パイプラインへの投資を430十億ドルと評価しており、鉱業投資についても今後数年間にわたって、引き続き高い水準に留まると予想される。

2010年7月2日、オーストラリア政府は、2012年7月1日からオーストラリアにおけるすべての既存および新規の鉄鉱石および石炭プロジェクトに適用となる新しい鉱物資源使用税（「MRRT」）制度を導入し、また既存の石油資源使用税（「PRRT」）制度を、2012年7月1日から、ノース・ウェスト・シェルフ・プロジェクトなどを含む、すべてのオーストラリアの陸上および海洋の石油ガス・プロジェクトに適用拡大することを提案した。制定された場合、提案されたMRRTおよびPRRTの適用拡張には、資源会社に州および特別地域の支払い済み鉱区使用料および資源税について控除を付与する。提案されたMRRTとPRRTの適用拡張に関する詳しい情報は、「財政 - 税制 - 間接税 - 資源税および鉱区使用料」を参照のこと。

製造業

オーストラリアにおいて、製造業は従来から最大の産業であった。しかしながら、製造業の総付加価値への貢献（基準価格ベース）は、過去30年間にわたって減少している。1970年代終わりには、製造業の付加価値は総付加価値（基準価格ベース）のほぼ17%に貢献していたが、2010/11年には、製造業の付加価値は総付加価値（基準価格ベース）に9.1%の寄与であった。現在、製造業が総付加価値（基準価格ベース）に占める割合は20年前より低下しているものの、過去20年間において製造業の生産高は増加基調にある。

2010/11年、製造部門は雇用全体の約8.7%を占めた。

2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の各年度における製造業の総付加価値（連鎖数量測度）の内訳を下表に示す。

表16：産業付加価値
 （連鎖数量測度）

経済部門下位区分	（単位：百万豪ドル）				
	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年	2010/11年
食品、飲料、タバコ製品	22,973	22,945	22,228	23,687	23,394
繊維、衣料品、その他の製造品	6,096	6,381	5,720	4,642	4,325
木材、紙製品	8,080	7,768	7,176	7,444	7,273
印刷、記録装置	5,536	5,676	4,683	4,453	4,463
石油、石炭、化学製品、ゴム製品等	20,608	21,113	18,995	19,651	19,917
非金属鉱物製品	5,551	5,801	5,764	5,663	5,490
金属製品	22,024	24,521	23,738	22,990	25,213
機械・設備	21,659	22,375	21,099	22,339	21,873
合計	111,869	116,306	109,403	110,869	111,947

出典：オーストラリア統計局要覧第5206.0号

電力・ガス・水道・廃棄物処理

電力・ガス・水道・廃棄物処理業は、2010/11年の総付加価値（基準価格ベース）の2.1%を占めた。同産業では電力が最大の割合を占め、産業付加価値（連鎖数量測度）に54.9%貢献している。水道および廃棄物処理サービスが産業付加価値（連鎖数量測度）に占める割合は37.7%であり、ガスが総付加価値（連鎖数量測度）に占める割合は7.5%である。1990年より前は、同産業は高度に規制され、公益事業の大半は独占事業として運営されていた。電力産業は、すべてでないにせよ大半の管轄区域において垂直統合され、単一の会社が発電、送電、配電および小売に責任を負っていた。1990年代には、かかる3部門において大きな改革が行われた。ただし、管轄区域ごとに規制緩和の時間枠は異なっている。一部の改革には、電力事業の法人化、民営化および構造的分離が含まれていた。かかる改革は、最近の10年間においても継続している。数量ベースによる電力部門の付加価値は、1985/86年から2010/11年までの間に年平均2.4%成長した。

電力

1990年代以降、オーストラリアの電力市場は大きな変革を遂げ、投資が増加し、生産性が向上した。かかる変革には以下が含まれる。すなわち、電力供給チェーンの各要素の分割、発電および小売における競争の導入、ならびに電力資産の法人化および一部の州においては民営化、また、国家電力市場の創設によって、卸売り用の電力プールを通じてクイーンズランド、ニュー・サウス・ウェールズ、ビクトリア、南オーストラリア、タスマニアおよびオーストラリア首都特別地域間の電力取引も可能となっている。

2006年、オーストラリア政府評議会（「COAG」）は、統治の強化、送電計画の改善およびより効率的なエネルギー金融市場の発展の支援を目指したエネルギー市場改革に合意した。2007年、COAGはまた、国家計画機能を有する、電力およびガスについての国家エネルギー市場運営者の設立にも合意した。

オーストラリアの電力価格は近年上昇したものの、主に天然資源が豊富であるため国際基準では低水準にとどまっている。2008年、主要都市における平均電力価格は、英国、スペインおよびイタリアを含む多くのOECD諸国より全般的に低かった。

オーストラリアには約250台の大型発電機があり、うち約200台はオーストラリア東部および南部の国家電力市場の管轄区域に所在する。国家電力市場は、約75万キロメートルに及ぶ広範な配電網を用いて約8.9百万の個人および法人顧客に電力を供給している。2009/10年、電力市場の発電量は約206テラワット時であり、収入は9.6十億ドルであった。発電部門では、発電のため様々な燃料源が用いられている。2009/10年には、黒炭および褐炭が国家電力市場全体の公認発電容量の約58%を占め、ガス火力発電（21%）および水力発電（16%）がそれに続いた。

オーストラリアにおける発電は、石炭が主流であるため、排出集約型である。政府は、気候変動への対処を目的とした政策に尽力している。2009年8月、議会は、現行の再生可能エネルギー法の改正法案を可決し、2020年までにオーストラリアの電力供給の最低20%相当を再生可能資源から産出することを確実にするため再生可能エネルギー目標制度（「RET」）を拡大した。2010年6月24日に、議会はRETを2つに区分する法律を可決した。風力発電基地、商業ベースの太陽熱発電プロジェクトおよび地熱発電プロジェクトなどの大規模な再生可能エネルギー・プロジェクトを対象とする大規模再生可能エネルギー目標（「LRET」）、そして太陽光パネルや太陽熱温水器などの小規模発電装置および小規模技術を対象とする小規模再生可能エネルギー制度（「SRES」）である。RET法に基づき、2011年1月1日より（卸電力の仕入業者など）責任主体は、大小規模の再生可能エネルギー技術から作成される再生可能エネルギー証書の取得および返納によって、または当該不足量に対する不足課徴金の支払いによって、LRETおよびSRESの両方の責務を果たすことが求められる。かかる政策は再生可能型発電および送電事業へのかなりの新規投資につながると予想される。

2011年7月10日、政府は気候変動に取り組むための包括的計画を発表した。本計画は、2010年9月に結成された超党派の気候変動委員会（政府、オーストラリア緑の党および無所属の国会議員の代表者からなり、また独立した専門家によって支えられている。）との協議で策定された。

気候変動に取り組む政府計画の中核を成すのは、1メートルトンにつき23豪ドルの固定価格で2012年7月から開始する炭素価格の導入である。固定価格は、その後2015年7月における排出権取引スキームへの移行前に年率約5%で増加することとなる。気候変動計画によって、2020年までにオーストラリアの温室効果ガス排出量が2000年の水準より少なくとも5%下回るまでに減少すると期待されている。政府の気候変動計画を包含するクリーン・エネルギー未来法案は、現在議会に提出されている。

オーストラリア政府は、オーストラリアの温室効果ガス排出量を2020年までに2000年の水準より5%削減するという以前発表した超党派の目標を引続き約束している。

建設

2010/11年の建設業の総付加価値（基準価格ベース）に占める割合は7.7%であった。過去20年間、付加価値（数量ベース）は平均して毎年約4.5%増加してきた。建設業は、金利変動、不動産投機および財政政策等の要因によって活況および不況となる傾向にある。

2009/10年における若干の落ち込みにも関わらず、2001/02年以降、交易条件の改善および好調な経済成長に後押しされて付加価値は力強い成長を遂げた。

建設業における雇用は、2011年8月四半期においては約1百万人に達した。2000/01年以降、建設業の雇用は順調に成長し、2010/11年に建設業が雇用全体に占める割合は7.4%から9.1%に増加し、業種の中で3番目に大きな雇用主となっている。

卸売業

卸売業は、基本的原材料、機械、自動車、食料品、酒類、タバコおよびその他物品の卸売りおよびコミッションに基づく卸売りからなる。1990年代には、卸売業は力強く成長した。付加価値の増加は、業界内における大規模な合理化、企業間での技術の広範な取込みおよび「ジャストインタイム」処理等の新たな在庫管理手法の利用増によるものであった。2010/11年、卸売業は総付加価値（基準価格ベース）に4.6%貢献した。

小売業

小売業は、オーストラリアにおいて大きな産業の1つである。同産業は、一般公衆向けの著しく形態を変更することなく物品の購入または販売、コミッションに基づく売買に主に従事する会社からなる。2010/11年、小売業は総付加価値（基準価格ベース）に4.5%貢献した。

宿泊・飲食業

宿泊・飲食業は、主に接客サービスの提供に従事する会社からなる。これには、宿泊施設、および食品・飲料のサービスが含まれる。2010/11年の同産業の総付加価値（基準価格ベース）に占める割合は、2.2%であった。

運輸・郵便・倉庫業

オーストラリア経済の効率性および競争力は、戦略ネットワーク産業である運輸システムの影響を大きく受けている。2010/11年、運輸・郵便・倉庫部門は総付加価値（基準価格ベース）の約5.2%を占めた。インフラ・運輸・地域経済局は、オーストラリアの運輸業務が2005年から2020年までの間にほぼ倍増すると推定している。旅客輸送も、特に都市部で大幅に伸びる見込みである。このため、輸送インフラへの追加的な投資ならびに既存および新規のインフラの利用改善が求められる。

オーストラリアの公的部門は、公共財の特徴を備え、一般に商業的に魅力がない輸送サービス（運営およびインフラ）を提供している。公的部門はまた、安全で公平かつ効率的な運輸部門を支える規制上の枠組みも提供している。主要な空港はすべて民営化されている。鉄道および港湾部門のインフラに関しても、民間部門が大きな役割を担っている。

情報メディア・電気通信サービス

出版、放送、動画、録音、インターネット、電気通信およびライブラリー・サービスからなる情報メディア・電気通信サービス産業は、2010/11年の総付加価値（基準価格ベース）に3.2%貢献した。

電気通信

1997年7月1日以降、オーストラリアの電気通信市場に完全競争が導入された。それ以降、電気通信部門は、より動的で革新的な市場へと発展を遂げ、企業および世帯は通信料の引下げおよび通信業者の多様化の恩恵を受けている。

電気通信部門は、小売りレベルでいくつかの規制上のメカニズムの対象となっている。オーストラリアの全国民が基本的な電話サービスに手軽にアクセスできることを公平に確保するために、電気通信業界に対してユニバーサル・サービス提供義務（「USO」）が課されている。現在、USOのための資金は、すべての認可電気通信事業者が拠出している。

2012年7月1日から、政府は新しい政府機関である通信ユニバーサル・サービス管理局（「TUSMA」）にテルストラのUSOおよびその他の公益サービスを管理する役割を引き継がせることを企図している。議会で承認されれば、TUSMAは1997年財務管理・行政法に基づく政府機関として設立され、政府に代わって基本的な通信サービスを提供するための第三者との契約を履行することとなる。TUSMAの費用は、連邦および業界双方からの資金提供を併せて賄われる見込みである。

2010年競争・消費者法（連邦）（「CCA」）の第XI部Bおよび第XI部Cに電気通信特有の競争関連規定が含まれている。かかる規定は一般的な競争法に基づいているが、完全にそれを反映したものではない。

- ・ CCA第XI部Bは、電気通信市場における反競争的慣行制度を定めており、これは、CCA第IV部の一般競争規定に加えて適用される。
- ・ CCA第XI部Cは、ボトルネック事業者サービスへの規制アクセスに関する業界特有の制度を定め、電気通信業界に基本アクセス取決めを規定している。

競争枠組みによって、消費者はいくつかの重要な恩恵を得ている。例えば、テルストラ株式会社の競合会社が同社の銅線ローカル・ループ網にアクセスできたことが、オーストラリアにおけるブロードバンドの発展のための主要な推進力となってきた。テルストラは、以前は国有の独占企業であったが、1997年から2006年までの間に民営化された。テルストラの約33%および16%のトランシェが1997年および1999年に売却された。2006年には、政府がテルストラに対するさらに34%の持分を売却し、残る17%の持分は、2007年2月にフューチャー・ファンドに譲渡された。2009年8月20日にフューチャー・ファンドは、機関投資家への引受け販売を通してテルストラの持分のうち34%を売却し、フューチャー・ファンドのポートフォリオのテルストラに対する持分を同社の10.9%へと減少させた。2010年9月から2010年10月の間に、取締役会は、テルストラに対するポートフォリオの持分を、同社の10.9%から10%へとさらに削減した。2011年3月23日、取締役会は、ポートフォリオのリバランス（比率を維持するための持分調整）を行う一環として、テルストラに対する持分を4.99%に引き下げ、テルストラの有力株主でなくなったことを発表した。2011年8月15日に、取締役会は、テルストラ株式の市場での売却を通じてポートフォリオのリバランスを完了し、同社への持分を0.8%に引き下げたと発表した。リバランスの完了は、取締役会が長い間表明していたテルストラに対するフューチャー・ファンドの持分を中期にわたって定期的に減少させ、その長期的使命および戦略に合わせてポートフォリオを構築するという目標に一致するものである。フューチャー・ファンドの詳細については、このオーストラリア連邦の概況における「 財政 - 老齢年金および退職年金」を参照のこと。

2009年4月、オーストラリア政府は、新たな高速の全国ブロードバンド・ネットワーク（「NBN」）を建設・運営する新会社、NBNカンパニー・リミテッド（「NBN Co」）を設立した。NBN Coの所有および財政に関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における「 財政 - 全国ブロードバンド・ネットワークへの連邦の投資」を参照のこと。

NBNの目標は、全オーストラリアの家庭、学校および職場の93%超を光ファイバーで結び（施設までのファイバー）、最高速度1ギガビット/秒の配信を可能とすることである。ネットワークはオーストラリアのその他すべての施設が、最低速度12メガビット/秒のブロードバンドを提供する次世代の無線および衛星技術と接続するのを可能とする。NBNは、オーストラリア初の全国ホールセール専門のオープンアクセスのブロードバンド・ネットワークとなる。

2011年6月23日に、NBN Coおよびテルストラは、NBN Coに一定のテルストラのインフラへのアクセスを提供し、またテルストラの銅線およびケーブル・ネットワークからNBNへ顧客を漸進的に移行するための正式契約を締結した。これらの契約は、現在オーストラリア競争消費者委員会（「ACCC」）によって検討されているテルストラの構造的分離の取決めとともに、テルストラの構造的分離を規定することとなる。

NBN Coおよびテルストラの間の正式契約ならびに関連取引は、ACCCによる承認ならびにテルストラおよびNBN Coの株主による承認が条件となっているが、約11十億ドルの正味現在価値があると見込まれている。オーストラリア政府が合意した、TUSMAの設立およびその他の規制改革を含む公共政策改革と併せて、テルストラは、合意によって税引後で約11十億ドルの正味現在価値が得られると見込んでいる。

オーストラリア政府は、タスマニアにおけるFTTP（敷地内までケーブルを引き込む形態で敷設される光ファイバーの高速データ通信サービス）および次世代無線サービスの展開を優先的に行ってきた。オーストラリア政府は、都市間、主要な地域の中心および地方の町を結ぶ光ファイバー伝送リンクの適時の展開を通じて、帰路の「事故多発地域」に対処するために短期的施策を実施している。政府はまた、オーストラリア本土における通信網の展開についても進めており、5箇所について概ね完了している。

テレビ・サービス

オーストラリアの人口の100%が無料テレビ放送を視聴できる。有料テレビ放送は、主要都市においては光ケーブル同軸ハイブリッド伝送方式で、地方においては衛星伝送方式で、オーストラリア全土で視聴可能である。

政府は、2013年末までに、オーストラリアの無料テレビ放送会社すべてがアナログ伝送方式からデジタル伝送方式への切替えが完了予定であることを発表した。切替プロセスは2010年に開始しており、またオーストラリア全土にわたって地域ごとに段階的に実施される予定である。

金融・保険業

金融および保険産業における企業は、金融資産の創設、流動化または所有の変更、ならびに金融取引の円滑化などの広範なサービスを提供している。同部門は、2010/11年の総付加価値（基準価格ベース）に11.0%貢献しており、かかる割合は、1980年代の規制緩和以来、上昇してきた。

しかしながら、同部門が総付加価値に占める割合は安定しているものの、その背後では業界内で急速に変化が生じている。インターネット・バンキング、ATM機および信用評点制度（クレジット・スコアリング）の導入により、コンピュータ・ソフトウェアおよび機械設備（コンピュータ）に対する多額の投資がなされており、建設（新支店および店舗）は大幅に減少した。過去20年間で金融・保険収入合計に賃金が占める割合は減少傾向にあるが、その要因として最も可能性の高いものはかかる革新である。

近年の保険産業の主要なトレンドおよび動向は、健全性規制監督者および産業参加者の双方のリスク管理能力の重要な改善ならびに重要な産業の統合を含み、四大保険グループは現在保険料収入のおよそ70%を占めている。

賃貸借・不動産サービス

賃貸借・不動産サービスには、有形もしくは無形の固定資産（著作権を除く）の賃貸借およびその他使用許可に主に従事する会社ならびに関連するサービスを提供する会社が含まれる。この部門の主要な部分は、自己所有資産の他人による賃貸、その他使用を許可する会社である。資産は、不動産および機器の場合有形資産であり、特許および商標の場合無形資産である。

この分類はまた、他人のための不動産の売却、賃貸および/または買取、他人のための不動産管理ならびに不動産鑑定評価等の不動産に関するサービスの提供に従事する会社を含む。

賃貸借・不動産サービスは、2010/11年において総付加価値（基準価格ベース）に2.7%貢献した。

専門・科学・技術サービス

専門・科学・技術サービスは科学研究、建築、エンジニアリング、コンピュータ・システム設計、法律、会計、広告、市場調査、経営およびその他コンサルタント・サービス業、獣医学および専門的写真撮影を含む。この分類は保健・社会扶助サービスの提供に主に従事する団体を除外する。専門・科学・技術サービスは、2010/11年の総付加価値（基準価格ベース）に6.8%貢献した。

管理・支援サービス

管理・支援サービス業には、主に、他の事業または組織の毎日の運営に対して日常的な支援業務を実行する企業を含む。これは主として業務管理、人材派遣、書類作成、電話による顧客からの注文受付、信用報告・徴収サービスの提供ならびに旅行、ツアーの手配からなる。その他のサービスとしては、建物およびその他清掃サービス、害虫駆除、庭の手入れおよび他社向け製品梱包などが含まれる。2010/11年、管理・支援サービスは総付加価値（基準価格ベース）の2.6%を占めた。

政府行政・安全

政府行政・安全には、主に中央政府、州政府および地方政府の立法、行政および司法業務に関係する法人を含む。これには規則の施行、ならびに物理的、社会的、経済的および一般的な治安および安全サービスを含む。2010/11年、政府行政・安全は総付加価値（基準価格ベース）の5.1%を占めた。

教育・研修

教育・研修産業は労働集約的で、サービスに基づく部門であり、多数の高等教育を受けた人材を擁している。教育・研修産業が総付加価値（基準価格ベース）に占める割合は、2010/11年には4.4%であり、過去5年間に於いて比較的安定していた。教育産業は公的部門が中心となっており、連邦政府と州政府の双方が経済全体にわたって主な教育サービス（初等、中等および高等教育ならびに（増加しつつある）早期児童教育）の提供に責任を負っている。

保健・社会扶助サービス

保健・社会扶助サービス産業は、病院、医療およびその他保健サービス、家事援助サービスならびに社会扶助サービスからなる。2010/11年において、保健・社会扶助サービスは総付加価値（基準価格ベース）に6.1%貢献した。

芸術・娯楽サービス

芸術・娯楽サービス産業は、歴史的、文化的、教育的興味の対象および場所の保存および展示に主に従事する会社からなる。芸術・娯楽サービスはまた、オリジナルの芸術的作品の創作および/または一般公衆の視聴を意図したライブ公演、イベントまたは展覧会への参加、顧客がスポーツ・娯楽活動への参加または興味の追求ができる施設の運営またはサービスの提供を含む。2010/11年において、芸術・娯楽サービスは総付加価値（基準価格ベース）の0.8%を占めた。

その他サービス

その他サービス産業には、個人向けサービス、宗教、市民、専門的およびその他利益団体が提供するサービス、特定の修繕・維持業務の提供ならびに家庭に雇用されるスタッフに主に従事する主体すべてが含まれる。その他サービスは、2010/11年の総付加価値（基準価格ベース）に1.6%貢献した。

住宅所有

住宅所有は、地主および持ち家の所有者からなる。持ち家の所有者は、総営業利益を生み出す事業を営業しているとみなされる。賃貸料を持ち家住宅に帰属させることで、住居がその所有者に提供するサービスを、賃貸住宅がその賃借人に提供する販売されたサービスと整合性のある方法で扱うことができる。持ち家の所有者は、（消費者としての自らから）家賃を受領し、費用を支払い、所有者として自らに発生する生産価値に純ベースで寄与しているとみなされる。2010/11年、住宅所有は総付加価値（基準価格ベース）に7.9%貢献した。

[前へ](#) [次へ](#)

貿易および国際収支

商品貿易

本船渡し価格（「f.o.b.」）基準で測定された財貨の価値には、その生産およびかかる財貨が当該輸出国から輸出のために国際運送業者に船積みされるまでに発生したその他費用すべてが含まれる。

過去5会計年度における、国際収支基準で算出された、名目価格によるオーストラリアの商品輸出高（f.o.b.）および商品輸入高（f.o.b.）は下表のとおりである。

表17：商品別輸出入

（単位：百万豪ドル）					
	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年	2010/11年
輸出					
農産品					
食肉および食肉加工品	7,080	6,542	7,454	6,350	6,941
穀類および穀類加工品	4,171	4,975	6,881	5,266	7,358
羊毛・羊皮	3,065	2,796	2,322	2,307	3,053
その他農産品	10,774	11,181	12,726	11,666	13,119
農産品合計	25,090	25,494	29,383	25,589	30,471
非農産品					
鉱石・鉱物	35,311	41,343	52,015	53,669	79,231
鉱物性燃料	37,569	43,488	75,664	55,741	67,517
石炭、コークスおよび石炭加工品	21,928	24,599	54,957	36,777	43,902
その他鉱物性燃料	15,641	18,889	20,707	18,964	23,615
金属（非貨幣用金を除く。）	14,821	14,039	12,394	10,735	12,707
機械	8,391	8,750	8,900	7,977	8,461
輸送機器	4,651	5,723	5,090	4,073	3,909
その他製造品	16,241	16,965	17,601	16,375	16,298
その他非農産品（砂糖および飲料を含む。）	15,113	13,126	11,077	11,711	11,938
輸送手段の港湾調達財貨	1,379	1,547	1,631	1,389	1,590
非農産品合計	133,576	144,981	184,372	161,670	201,651
商品純輸出	214	209	301	250	320
非貨幣用金	10,740	12,272	17,508	14,300	14,271
商品輸出合計	158,666	170,475	213,755	187,259	232,122
輸入					
消費財	54,913	59,371	61,419	62,333	63,567
資本財	41,774	45,299	49,843	47,027	51,366
中間財およびその他財貨	81,578	92,583	97,865	88,453	99,068
非貨幣用金	5,311	7,593	11,522	6,863	4,967
商品輸入合計	178,261	197,253	209,127	197,813	214,001
商品貿易収支	-19,599	-26,790	4,628	-10,554	18,121

出典：オーストラリア統計局要覧第5302.0号

次の表は、2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の各年度におけるオーストラリアの輸出入の相手国および地域別割合を示したものである。この比率は、国際収支基準ではなく、商品貿易基準で、金額を基準に算出されたものである。

表18：オーストラリアの商品貿易の地域別分布状況

	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年	2010/11年
輸出	%	%	%	%	%
中国	13.6	14.9	17.0	23.2	26.4
日本	19.4	19.3	22.9	18.5	19.1
韓国	7.8	7.9	8.3	8.2	9.2
ニュージーランド	5.6	5.3	3.7	4.0	3.1
英国	3.7	4.6	5.0	3.6	2.7
米国	5.8	5.9	5.0	4.8	3.7
インド	6.0	5.2	6.7	8.1	6.4
シンガポール	2.8	2.9	2.4	2.5	2.2
タイ	2.5	2.6	2.1	2.3	2.8
インドネシア	2.5	2.2	1.9	2.2	1.9
マレーシア	1.8	1.9	1.6	1.6	1.7
その他の欧州連合諸国 ^(a)	7.7	6.7	5.4	4.4	4.6
その他 ^(b)	20.7	20.7	17.9	16.8	16.2
合計	100	100	100	100	100
輸入	%	%	%	%	%
中国	15.0	15.3	16.9	17.9	19.2
日本	9.6	9.7	8.1	8.7	7.8
韓国	3.3	3.0	3.0	3.5	3.3
ニュージーランド	3.1	3.5	3.2	3.4	3.4
英国	4.1	4.2	4.1	2.8	2.8
米国	13.8	12.0	11.5	10.7	10.8
シンガポール	5.6	6.8	6.1	5.4	5.3
タイ	4.0	4.4	4.9	6.1	4.3
インドネシア	2.6	2.3	2.3	2.3	2.7
マレーシア	3.7	4.0	3.8	4.2	4.1
その他の欧州連合諸国 ^(a)	17.5	17.2	16.6	16.1	15.2
その他 ^(b)	17.8	17.6	19.5	18.9	21.1
合計	100	100	100	100	100

注(a) その他の欧州連合諸国とは、英国を除いた現在の全27加盟国との貿易を指す。

(b) 「その他」の範囲の解釈には注意が必要である。この分類には国別に分類されない非公開の品目が含まれているためである。よって、上記リスト中の各国または地域の輸出入の割合が過少表示されている可能性がある。

出典：オーストラリア統計局要覧第5368.0号ならびに未公表のオーストラリア統計局および財務省データ

年次国民経済計算ベースで、2010/11年のオーストラリアの財貨およびサービスの輸出額は298.2十億ドルであった。2010年に、オーストラリアの輸出市場の上位5カ国は、中国（64.4十億ドル）、日本（45.7十億ドル）、韓国（22.4十億ドル）、インド（19.6十億ドル）および米国（14.5十億ドル）であった。アジア地域（ASEANおよびその他の主要なアジア経済諸国）への輸出は195.7十億ドル（オーストラリア輸出の69.0%）、欧州連合への輸出は27.0十億ドル（オーストラリア輸出の9.5%）および北米への輸出は12.3十億ドル（オーストラリア輸出の6.1%）であった。2010年の主要な輸出商品およびサービスは、鉄鉱石、石炭、教育サービス、金およびその他個人旅行である。

年次国民経済計算ベースで、2010/11年のオーストラリアの財貨およびサービスの輸入は277.3十億ドルであった。2010年には中国がオーストラリアの最大の輸入相手であり（40.9十億ドルまたはオーストラリア輸入の15.4%）、米国（32.6十億ドルまたはオーストラリア輸入の12.2%）および日本（20.4十億ドルまたはオーストラリア輸入の7.7%）がその後に続いた。2010年のオーストラリアの主要な輸入品目は、個人旅行サービス、原油、乗用車、精製石油および貨物運送サービスであった。

国際収支

オーストラリアは伝統的に資本の純輸入国である。これにより、国内貯蓄のみが投資の資金源である場合よりは速いペースで豊かな天然資源の開発が可能となった。資本の純流入を利用して外国から実物資源を購入している状況を反映して、オーストラリアの経常収支は伝統的に赤字で推移してきた。

次の表は2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の各年度におけるオーストラリアの国際収支の詳細を示している。

表19：国際収支

	(単位：百万豪ドル)				
	2006/07年	2007/08年	2008/09年	2009/10年	2010/11年
経常収支	-60,821	-74,253	-38,780	-53,291	-33,567
財貨およびサービス	-13,511	-24,852	7,622	-3,977	20,841
受取	214,962	233,061	284,441	254,132	298,169
支払	-228,473	-257,913	-276,819	-258,109	-277,328
財貨	-13,956	-21,902	10,915	-2,867	27,745
受取	169,620	182,956	231,564	201,809	246,713
支払	-183,576	-204,858	-220,649	-204,676	-218,968
サービス	445	-2,950	-3,293	-1,110	-6,904
受取	45,342	50,105	52,877	52,323	51,456
支払	-44,897	-53,055	-56,170	-53,433	-58,360
第一次所得	-47,001	-49,496	-45,407	-47,782	-52,397
受取	38,318	44,217	42,823	36,825	41,927
支払	-85,319	-93,713	-88,231	-84,607	-94,324
第二次所得	-309	95	-995	-1,532	-2,011
受取	6,002	6,255	6,657	6,787	6,372
支払	-6,311	-6,160	-7,652	-8,319	-8,383
資本・金融勘定	61,153	72,572	39,873	53,959	33,204
資本収支	281	-232	-611	-291	-304
資本移転	-142	-231	-367	-287	-287
受取	0	0	0	0	0
支払	-142	-231	-367	-287	-287
非生産、非金融資産の取得/処分(純)	423	-1	-244	-4	-17
金融勘定	60,872	72,804	40,484	54,250	54,576
直接投資	11,507	29,117	17,665	20,810	23,750
資産(国外への投資)	-34,432	-27,291	-30,474	-19,236	-13,506
負債(オーストラリアへの投資)	45,938	56,407	48,140	40,046	24,074
証券投資	66,370	-4,084	49,220	70,100	64,937
金融デリバティブ	2,006	-7,043	-3,726	-9,768	-3,511
その他投資	1,116	10,523	-10,779	-32,821	4,431
準備資産	-20,127	44,292	-11,896	5,929	-5,605
誤差脱漏	-333	1,680	-1,094	-668	363

出典：オーストラリア統計局要覧第5302.0号

最初の項目で、2010/11年の経常収支は、33.6十億ドルの赤字で、2009/10年の53.3十億ドルの赤字から37.0%減少した。

2010/11年の財貨およびサービスの収支は、2009/10年の4.0十億ドルの赤字に対して、20.8十億ドルの黒字であった。2010/11年に、財貨受取は44.9十億ドルまたは22.2%増加し、財貨支払は14.3十億ドルまたは7.0%増加した。

2010/11年のサービスの赤字は6.9十億ドルで、2009/10年に1.1十億ドルの赤字であったのに対し、5.8十億ドルの増加となった。

2010/11年の第一次所得収支の赤字は、受取所得が5.1十億ドル（13.9%）増加し、支払が9.7十億ドル（11.5%）増加したため、4.6十億ドル増加した。

2010/11年の第二次所得収支は、受取所得が0.4十億ドル（6.1%）減少し、支払が0.1十億ドル（0.8%）増加したため、2.0十億ドルの赤字を記録した。

2010/11年の金融勘定収支は、36.5十億ドルの負債にかかる正味流入および3.0十億ドルの資本にかかる正味流出により、33.5十億ドルの正味流入を計上した。この結果は、2010/11年に記録された正味流入20.7十億ドルの減少であったが、これは以下の理由によるものである。

- ・証券投資の正味流入の37.6十億ドル減少
- ・その他投資の正味流出の25.0十億ドル減少
- ・準備資産の正味流入から正味流出への9.1十億ドルの転換
- ・金融デリバティブの正味流出の1.9十億ドル増加
- ・直接投資の正味流入の2.9十億ドル増加

公的準備資産の推移

オーストラリア政府は、オーストラリア準備銀行（「RBA」）による外国為替要件を満たしている。RBAは、主に為替介入を円滑に行うために公的準備資産（「ORA」）を保有している。オーストラリアの準備金の大部分は外国為替として保有されており、主に質の高い政府証券に投資される。RBAにより保有されるORAの価額は、RBAが外国為替市場で行う取引（その自己勘定取引および顧客（主にオーストラリア政府機関）を代理して行う取引の双方）ならびに外貨および準備金の投資対象資産の価額変動に対応して変動する。ORAはまた、RBAによる金融政策目的での国内流動性管理を助けるスワップに基づき借入れた外貨を含んでいる。

下表は、過去5年間におけるオーストラリアのORAの内訳を示している。2007/08年より前の数年間には、豪ドルとの為替スワップに基づき外貨が借入れられたために、RBAによる外貨の保有総額が急増した。これらのスワップに基づき市場に貸し出された豪ドルは、オーストラリア政府がRBAに預けた預金の国内流動性への影響の相殺に役立った。2007/08年において、オーストラリア政府はフューチャー・ファンドの投資計画を始めるためにこれらの預金を引き出した。預金が引き出されたため、関連するスワップは解消され、RBAが保有する外貨の総水準は減少した。外貨の正味保有額は、主に評価効果により、2008年以降減少している。

表20：公的準備資産

	(単位：百万ドル)				
	6月30日現在				
	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
金	1,967	2,481	2,957	3,747	3,599
その他	667	604	1,279	6,568	6,168
外貨	77,049	32,772	48,073	33,422	31,363
合計(総額)	79,682	35,857	52,309	43,737	41,130
合計(正味)	32,175	35,862	43,340	46,728	41,002

出典：オーストラリア準備銀行公報

為替レート

オーストラリアは変動相場制を敷き、実質上、為替管理は存在しない。銀行のほかに、公認のノンバンクの金融機関が外国為替取引を行うディーラーとしての免許を付与されている。1983年12月12日に豪ドルが変動相場制となって以来、オーストラリアの為替相場は、外国為替市場における豪ドルに対する全体的な需給によって決定されてきた。豪ドルの変動相場への移行は金融制度の規制緩和の一環として行われた。

為替相場にはかなりの変動があった。RBAは日々の、および景気循環の過程における両方の大幅な為替変動を受け容れる準備を整えている。より全般的に為替レートまたは市場状況に影響する、通常、介入として知られる取引は、比較的頻繁には行われず、豪ドルの価値がその基本的な経済発展に一致しない水準となったと判断される場合、または為替市場の状況が停滞して混乱している場合に限り、介入が行われる。2008年9月のリーマン・ブラザーズ破綻に続く金融混乱の最悪の時期にオーストラリアの為替市場における流動性が極めて乏しかったため、オーストラリア準備銀行は、2008年10月および11月に介入取引を行い、以前購入した外貨を高い為替レートで売却し、豪ドルをより低い為替レートで購入した。豪ドルの為替レートが上昇したので、介入によって引き下げられた外貨準備高は補充されている。

下表は、2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の各年度および2011年6月以降の各月末における米ドルに対する豪ドルの為替相場を示している。

表21：1豪ドル^(a)当たりの米ドルの単位

期間	期末現在	平均	高値	安値
各日に終了した年度：				
2007年6月30日	0.8486	0.7861	0.8521	0.7396
2008年6月30日	0.9578	0.8964	0.9667	0.7672
2009年6月30日	0.8067	0.7471	0.9849	0.6004
2010年6月30日	0.8399	0.8822	0.9405	0.7700
2011年6月30日	1.0717	0.9901	1.1011	0.8314
各日に終了した月：				
2011年7月31日	1.0988	1.0779	1.1080	1.0521
2011年8月31日	1.0701	1.0504	1.1065	0.9924
2011年9月30日	0.9658	1.0213	1.0764	0.9611

注(a) 各取引日についてトムソン・ロイターにより提供された為替相場の情報である。金額は買値を参照している。期中平均は同相場によるものである。これらの期間の高値および安値は日中データを参照している。

出典：トムソン・ロイター

下表は、2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の各年度および2011年6月以降の各月末における英国ポンドに対する豪ドルの為替相場を示している。

表22：1豪ドル^(a)当たりの英国ポンドの単位

期間	期末現在	平均	高値	安値
各日に終了した年度：				
2007年6月30日	0.4223	0.4065	0.4293	0.3920
2008年6月30日	0.4805	0.4475	0.4926	0.3897
2009年6月30日	0.4895	0.4624	0.5078	0.3689
2010年6月30日	0.5618	0.5587	0.6163	0.4764
2011年6月30日	0.6678	0.6218	0.6716	0.5509
終了月：				
2011年7月31日	0.6691	0.6671	0.6774	0.6571
2011年8月31日	0.6583	0.6420	0.6759	0.6098
2011年9月30日	0.6196	0.6473	0.6671	0.6192

注(a) 各取引日についてトムソン・ロイターにより提供された為替相場の情報である。金額は買値を参照している。期中平均は同相場によるものである。これらの期間の高値および安値は日中データを参照している。

出典：トムソン・ロイター

下表は、2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の各年度および2011年6月以降の各月末におけるユーロに対する豪ドルの為替相場を示している。

表23：1豪ドル^(a)当たりのユーロの単位

期間	期末現在	平均	高値	安値
各日に終了した年度：				
2007年6月30日	0.6265	0.6017	0.6338	0.5790
2008年6月30日	0.6078	0.6096	0.6460	0.5725
2009年6月30日	0.5745	0.5416	0.6170	0.4722
2010年6月30日	0.6862	0.6360	0.7180	0.5520
2011年6月30日	0.7387	0.7251	0.7737	0.6657
各日に終了した月：				
2011年7月31日	0.7632	0.7540	0.7734	0.7364
2011年8月31日	0.7442	0.7324	0.7726	0.7008
2011年9月30日	0.7214	0.7425	0.7679	0.7155

注(a) 各取引日についてトムソン・ロイターにより提供された為替相場の情報である。金額は買値を参照している。期中平均は同相場によるものである。これらの期間の高値および安値は日中データを参照している。

出典：トムソン・ロイター

下表は2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の各年度および2011年6月以降の各月末の豪ドルの貿易加重指数価額の詳細を示している。貿易加重指数とは、オーストラリアの主要貿易相手国の通貨バスケットの加重平均で、各通貨のウェイトは貿易におけるシェアと等しい。2011年10月1日にウェイトされた貿易加重指数において最も重要な通貨は中国人民元、日本円、ユーロおよび米ドルであった。貿易加重指数はオーストラリアの国際競争力の指標としてしばしば利用され、二国間の為替レートが乖離傾向を示す場合に豪ドル価値の便利な尺度となる。

表24：豪ドル^{(a)(b)}の貿易加重指数

期間	期末現在	平均	高値	安値
各日に終了した年度：				
2007年6月30日	68.9	64.8	69.0	62.1
2008年6月30日	73.4	69.7	73.4	63.3
2009年6月30日	64.7	60.3	74.1	51.0
2010年6月30日	67.3	68.9	72.5	62.0
2011年6月30日	77.8	73.9	79.2	66.1
各日に終了した月：				
2011年7月31日	78.4	77.7	79.0	76.7
2011年8月31日	76.5	75.3	78.1	73.4
2011年9月30日	72.4	74.7	76.7	71.9

注(a) 貿易加重指数は各取引日（シドニー時間午後4時時点）についてオーストラリア準備銀行により提供されている。期中平均はこれらのレートによるものである。

(b) 貿易加重指数のウェイトは貿易形態の変化を捉えるため毎年修正される。ウェイトの変更は、通常9月に計算され、再定義された指数は10月の最初の営業日の既存の貿易加重指数に加えらる。

出典：オーストラリア準備銀行公報

外国投資政策

外国投資へのオーストラリア政府の政策アプローチは、経済の発展および実績ならびに社会の利益に合致した投資の流れを促進させることである。オーストラリアの外国投資政策は、外国により提案されたオーストラリアの事業および不動産の取得についての政府による検討の枠組みを定めている。提案の大部分は承認されており、過去10年間で拒否された事業提案は2件（2001年に1件および2011年にもう1件）のみである。国益に関わる提案の場合は、政府は1975年外国資本による企業買収および公開買付に関する法律（連邦）（「FATA」）に基づき、提案を拒否、または国益に関する問題を軽減するための条件を付して承認する権限を有する可能性がある。FATAおよび1989年外国企業買収規則は、FATAの適用がない最低限度額を定め、米国人投資家については別途限度額を適用している。買収事業の価値が限度額を下回る場合、または重要な持分を下回る買収については、FATAに基づく審査は義務づけられない。しかし、当該政策は、外国政府およびその関連事業体によるすべての直接投資が、価値にかかわらず、FATAに基づき承認されることを義務付けている。

大部分の産業部門において、FATAまたは政策に基づく届出の適用免除により、小規模の提案は審査の対象外となっている。メディアおよび住宅用不動産などの部門に関する外国からの投資については、特定の審査要件および限定的な制限規定が適用される。別の法律は、一定の銀行業務、航空輸送、海運業および電気通信に関する投資の外国投資に対するその他の要件を含み、および/または制限を課す。

審査過程は、個別の外国投資案件が国益に反するかどうかについて、独立諮問機関である外国投資検討委員会からの意見を含め、オーストラリア財務大臣に対する助言を行うことが意図されている。関連政府機関および場合によっては利害関係者との協議も含まれる。FATAおよび政策に基づき、財務大臣が、「国益に反する」とは何かを決定する。

対外金融関係

オーストラリアは国際通貨基金（「IMF」）に加盟している。2011年6月30日現在のオーストラリアのIMF出資割当額は、特別引出権（「SDR」）建て3.2十億SDR（2011年6月30日現在の評価額は4.8十億豪ドル）であった。オーストラリアはIMFのSDRに参加しており、2011年6月30日現在、SDRの累積出資割当純額は3.08十億SDR、実際の保有高は3.09十億SDRであった。

2010年12月に基金によって合意されたIMF出資割当額（クォーター）の総額倍増の一環として、オーストラリアのIMFクォーターは、3.3十億SDR増加し、6.6十億SDRとなる。オーストラリアは、2011年6月にかかる増加に同意し、2012年に支払いを行う予定である。これは、財政収支および基礎現金収支に直接影響を及ぼさない資金取引となる。

1998年以降、オーストラリアは新規借入取決め（「NAB」）に基づき、IMFに対する信用枠を設定している。G20首脳会議のコミットメントに沿い、オーストラリアは他国と共に、拡大されたNABに基づき、信用枠を増額した。2011年3月11日に拡大されたNABが発効した際、オーストラリアのNAB信用協定は801.3百万SDRから4.4十億SDR（2011年6月30日現在の評価額は6.5十億豪ドル）に増加した。

オーストラリアは、国際復興開発銀行（「IBRD」）および世界銀行グループにおけるその関係機関である国際金融公社（「IFC」）、国際開発協会（「IDA」）、多国間投資保証機構（「MIGA」）および国際投資紛争解決センター（「ICSID」）にも加盟している。

2011年6月30日現在、オーストラリアは、IBRD株式に24,464株を所有しており、払込済部分の価額は181.8百万米ドル（約169.2百万豪ドル）であった。

オーストラリア政府はIBRDが2010年4月に発表した増資に出資する予定である。オーストラリアの払込済資本への拠出は51.6百万米ドル（約48.0百万豪ドル）で、2011/12年から5年間で支払われる予定である。オーストラリアは、請求払資本808.3百万米ドル（約752.7百万豪ドル）もさらに応募する予定である。かかる応募資本に関する初回の支払いは、2011年7月に行われた。

オーストラリアは、IFCの全額払込済株式47,329株も所有しており、その評価額は47.3百万米ドルで（約44.1百万豪ドル）であった。また、MIGAについては3,019株を所有しており、その払込済部分の価額は6.2百万米ドル（約5.8百万豪ドル）であった。ICSIDにおいては各加盟国は等しく代表されている。

2010年12月、オーストラリアのIDAの第16回増資に対する出資の約定額は、830.4百万豪ドルであった。オーストラリアが2011/12年から2019/20年にかけての9年間の出資を保証する。

オーストラリアは、アジア開発銀行（「ADB」）の加盟国でもあり、614,220株を所有している。当該株式の払込済部分の価額は、2011年6月30日現在、ADBの第5回一般増資に基づいて、今後払い込む予定の158.1百万米ドル（約147.2百万豪ドル）を含めて、約456.8百万豪ドルであり、2011年6月30日現在、未請求の部分の価額は7.0十億米ドル（評価額6.6十億豪ドル）であった。さらに、オーストラリアはADBの優遇貸付基金であるアジア開発基金（「ADF」）に対しても出資している。2008年5月、オーストラリアは、ADFの第9回増資に対し、332.8百万豪ドルの出資を約定した。オーストラリアが2009/10年から2017/18年にかけての9年間の出資を保証する。

オーストラリアは欧州復興開発銀行（「EBRD」）の加盟国でもあり、30,014株を所有している。EBRDの2010年の一般増資の一環として、オーストラリア政府は、追加で1,010株を無償で受領し、払込未請求株式を9,004株増加させた。2011年6月30日現在、オーストラリアの払込済株式の価額は62.6百万ユーロ（約84.5百万豪ドル）でオーストラリアの請求払株式の価額は237.5百万ユーロ（約320.8百万豪ドル）であった。

オーストラリアは経済協力開発機構（「OECD」）、アジア太平洋経済協力会議（「APEC」）および東アジア・サミットの加盟国である。オーストラリアはまた、グループ・オブ・トゥエンティ（「G-20」）会議の参加国でもある。

オーストラリアはまた、国際連合およびその関係機関の多くを含むさまざまなその他の地域および国際機関に加盟している。

詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における「 財政 - 保証およびその他の偶発債務 その他の偶発債務および約定」を参照のこと。

通貨・金融制度

オーストラリアの通貨

オーストラリアの通貨単位は、豪ドルである。オーストラリアの通貨には硬貨と紙幣がある。硬貨は1965年通貨法（連邦）に基づき連邦財務大臣が発行する。流通目的の硬貨には、5、10、20および50セント硬貨ならびに1ドルおよび2ドル硬貨がある。貨幣収集（流通目的でない収集家）の法定通貨の硬貨も随時、財務大臣が販売を承認する。1959年準備銀行法（連邦）に基づき、オーストラリアの紙幣は、オーストラリア準備銀行（「RBA」）により発行され、5ドル、10ドル、20ドル、50ドルおよび100ドル札の5つの券種で構成されている。

金融情勢

RBAの金融政策は、平均で2%から3%の中期的インフレ目標の枠内で実施されている。金融政策の実施にはタイムラグがあるため、RBAはその中期的インフレ目標を達成するため、将来を予測する形で金融政策を定めている。インフレを低く維持することは、すなわち、インフレ期待を低く維持することであり、持続的経済成長を確保するのに極めて重要であり、これにより生産的な投資および雇用を支えることができる。

RBAはインフレ圧力を測定するため、様々な範囲の国内・国際経済および金融指標を慎重に監視している。これらの指標は、経済状況、物価、賃金、労働市場および財政状態を対象としている。

オーストラリアでは、金融政策に対する立場は翌日物金利の目標値により表される。オーストラリア準備銀行が使用する利率は、キャッシュ・レート（銀行間翌日物金利としても知られる。）である。オーストラリア準備銀行のキャッシュ・レートは、無担保で翌日払いの他行からの資金借入または他行への資金貸付に銀行が支払うまたは請求する金利である。オーストラリア準備銀行は、銀行から直接集めたデータをもとに、毎日のキャッシュ・レートを計算し、公表する。オーストラリア準備銀行理事会が金融政策の変更を行うべきであると決定する場合、キャッシュ・レートの新たな目標値（ターゲット・キャッシュ・レートとして知られる。）を設定する。オーストラリア準備銀行の公開市場操作は実際のキャッシュ・レートがターゲット・キャッシュ・レートの近似値を維持するよう策定されている。

2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の会計年度および2011年6月以降の毎月の金利動向は下表に示すとおりである。

表25：主要金利

期間	目標キャッシュ・レート (%)	90日銀行手形利回り (%)	10年物トレジャリー・ bond利回り (%)
<i>終了年度</i>			
2007年6月30日	6.25	6.43	6.26
2008年6月30日	7.25	7.80	6.45
2009年6月30日	3.00	3.20	5.52
2010年6月30日	4.50	4.89	5.10
2011年6月30日	4.75	4.99	5.21
<i>終了月</i>			
2011年7月31日	4.75	5.04	4.81
2011年8月31日	4.75	4.86	4.37
2011年9月30日	4.75	4.86	4.22
2011年10月4日	4.75	4.69	4.00

出典：オーストラリア準備銀行

下表は、2006/07年、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の各会計年度におけるマネーサプライを示したものである。

表26：マネーサプライ

	2006/07年		2007/08年		2008/09年		2009/10年		2010/11年	
	十億豪ドル	% (a)	十億豪ドル	% (a)	十億豪ドル	% (a)	十億豪ドル	% (a)	十億豪ドル	% (a)
M1 (b)	226.0	15.7	234.2	0.5	256.4	9.1	250.6	-2.3	275.5	9.9
M3 (c)	869.5	16.2	1,035.6	17.9	1,177.9	13.5	1,230.2	4.4	1,341.0	9.0
広義の通貨 (d)	964.0	14.4	1,121.1	14.3	1,245.9	11.1	1,271.8	2.1	1,360.8	7.0

注(a) 12か月終了時点の変化率。

(b) M1とは、通貨に民間のノンバンク部門の銀行当座預金を加えたものをいう。

(c) M3とは、M1に民間の非ADI部門のその他すべての公認預金受入機関への預金を加えたものをいう。

(d) 広義の通貨とは、M3にすべての金融仲介機関による民間部門からの非預金借入を加えたものから、登録金融会社および資金管理信託による通貨および銀行預金の保有分を控除したものをいう。

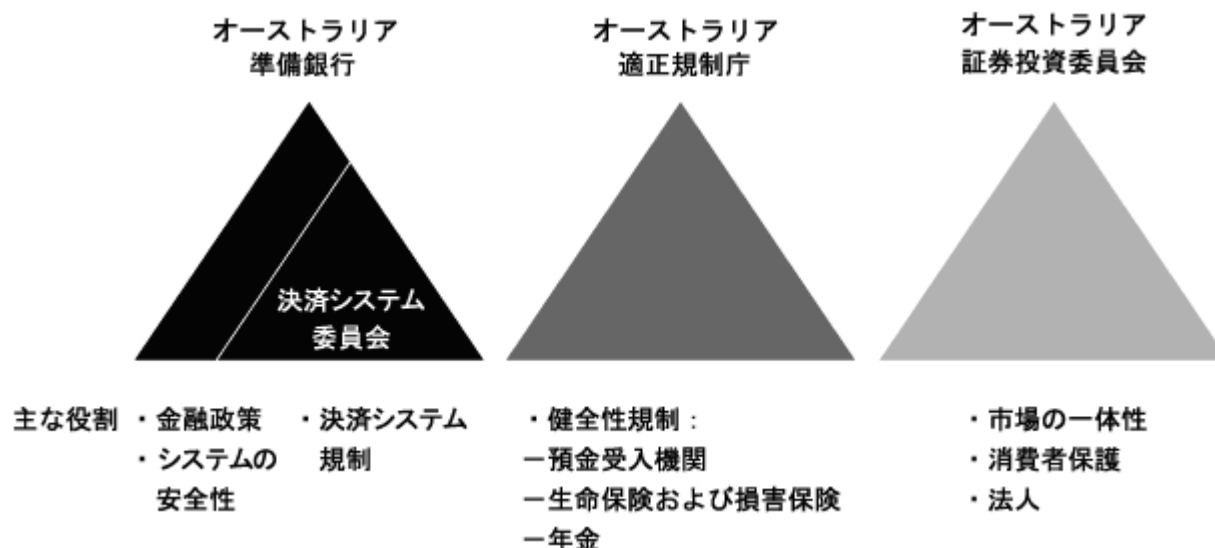
出典：オーストラリア準備銀行公報

金融制度の規制

オーストラリアの金融規制の枠組みは、機能的な区分により運営される異なる3つの機関に基づいている。これらの機関は、金融機関の安全性および健全性を維持すること、金融部門に適用となる規制制度の実施および管理を通じて、消費者保護および金融システム全体の安定性を増進することについて、その主な責任を有している。特に、以下の責任を負う。

- ・オーストラリア適正規制庁（「APRA」）は、公認預金受入機関、損害保険および生命保険会社ならびに年金基金の健全性規制および監督に責任を負う。
- ・オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）は、市場行動と投資家保護に責任を負う。
- ・オーストラリア準備銀行は、金融政策、金融制度の安定性の監督および決済システムの監視に責任を負う。

図1 オーストラリアにおける主要な監督官庁



金融機関およびマーケットの運営または日常の監督業務についての責任はこれらの独立した規制当局にある一方で、金融部門の規制における広義の枠組みにかかる責任は、金融規制者委員会およびオーストラリア財務省から助力を受けるオーストラリア政府が負っている。

金融規制者委員会は、RBA、財務省、APRAおよびASICの高官から構成されている。これらの各機関が、金融部門政策の策定、外国の対応する当局および基準設定者との交流ならびに国内および国際市場における動向の監視および評価において中心的な役割を担っていると考えると、金融規制者委員会は新しいトレンドおよび政策問題に対処するための重要なフォーラムである。このような調整は金融規制者委員会が公的な対応を展開するための主要な調整機関としての機能を果たすであろう危機の場合には特に重要である。危機調整における同委員会の役割は、2008年9月に調印された金融危機管理取決めを特に扱う覚書（「MOU」）により明確となった。MOUは、開かれた情報交換およびオーストラリアの金融制度の安定性に対する潜在的な脅威に対する協調的な対応についてのオーストラリアの規制当局の強いコミットメントを反映している。MOUは、金融危機管理の目的ならびに金融危機時の決定および行為の指導原理を対象としており、このような時期における個々の委員会メンバーの責務を定めている。

金融部門の規制は、次の連邦法のもとで運営されている。

- ・ 2001年オーストラリア証券投資委員会法（連邦）
- ・ 2001年会社法（連邦）
- ・ 1998年オーストラリア適正規制庁法（連邦）
- ・ 1998年決済システム（規制）法（連邦）
- ・ 1998年決済システムおよびネットィング法（連邦）
- ・ 1998年金融部門（株式所有）法（連邦）
- ・ 1999年金融部門（事業譲渡およびグループ再編）法（連邦）
- ・ 1997年退職貯蓄勘定法（連邦）

- ・1995年生命保険法（連邦）
- ・1993年退職年金事業（監督）法（連邦）
- ・1991年保険会社買収法（連邦）
- ・2009年消費者信用保護法（連邦）
- ・1973年保険法（連邦）
- ・1959年銀行法（連邦）および
- ・1959年準備銀行法（連邦）

さらに、オーストラリア競争消費者委員会は、2010年競争・消費者法（連邦）に基づき、競争政策について責任を有している。かかる責任は、金融部門を含む経済全体に及ぶ。

オーストラリア準備銀行

RBAは、金融制度全般の安定性の維持、決済システムの安全性および効率性の促進、紙幣発行の管理、オーストラリア政府への銀行業務の提供ならびにオーストラリアの公的準備資産の管理について責任を負う。

RBAはまた、同行理事会により決定される金融政策について責任を有している。金融政策は、キャッシュ・レート（無担保翌日物金利）の水準に関して設定される。RBAは、実際のキャッシュ・レートが金融政策目標近辺にとどまるようにするために、短期金融市場で日常業務を行う。

RBAの市場操作は非常に柔軟性があり、様々な満期について、広範な取引先と日々取引を行うことが認められており、国内の金融市場における緊張関係に素早く対応できるようになっている。

例外的な事情において、RBAは公認預金受入機関に対して個別に流動性支援を行うことがあるが、これは金融機関に対する支払能力の保証と同等ではなく、RBAはその貸借対照表を支払不能となった機関の支援に利用できるものとみなしていない。支払能力を評価する上で、RBAはAPRAの判断に依拠する。

2009年、2010年および2011年の各6月30日現在のオーストラリア準備銀行の財政状態計算書は、下表に示すとおりである。

表27：財政状態計算書 - オーストラリア準備銀行

	(単位：百万豪ドル)		
	2009年6月30日	2010年6月30日	2011年6月30日
資産			
現金および現金同等物	772	852	1,209
豪ドル建有価証券	47,125	36,972	31,834
外貨	51,156	43,096	37,727
金	2,957	3,747	3,599
有形固定資産	443	449	454
貸付、前払金およびその他	513	536	490
資産合計	102,966	85,652	75,313
負債			
預金	34,266	20,987	17,504
オーストラリア政府に対する未払分配金	5,977	750	-
その他	2,093	4,762	2,411
流通豪ドル紙幣	48,087	48,759	50,059
負債合計	90,423	75,258	69,974
純資産	12,543	10,394	5,339
資本および準備金			
準備金：			
未実現利益準備金	2,332	84	61
資産再評価準備金	3,308	4,087	3,921
準備銀行準備基金	6,863	6,183	1,317
資本金	40	40	40
資本および準備金合計	12,543	10,394	5,339

出典：オーストラリア準備銀行2011年および2010年年次報告書

オーストラリア適正規制庁

政府は、オーストラリアの金融制度における唯一の健全性規制当局として、1998年7月1日にAPRAを設立した。APRAは、公認預金受入機関（銀行、ビルディング・ソサイエティ、信用組合を含む。）ならびに生命・損害保険会社（再保険会社および共済組合を含む。）および退職年金事業（自己運用退職年金基金を除く。）の大部分を監督しており、安全性および安定性の目標を満たすだけでなく、類似する機能について一貫して規則が適用されることを確保することで、金融システムの競争力および効率を高める健全性規制の枠組みを構築することを目標としている。

APRAの主要な任務は、すべての合理的な状況において、APRAが監督する機関が行う財務上の約束が安定的、効率的かつ競争力ある金融システムの中で確実に満たされるように設計された、健全性基準および慣行を設定し実行することである。

APRAはまた、オーストラリアの金融部門の全国的な統計機関として行為し、オーストラリアの年金収入政策の完全性を維持する役割も果たす。

APRAの規制を受ける機関

下表で詳述されているとおり、APRAの規制を受ける機関は、22百万人のオーストラリアの預金者、保険契約者および退職年金基金加入者のために約3.7兆ドルの資産を保有している。

表28：APRAの規制を受ける機関

	機関数			資産（単位：十億豪ドル）		
	2010年 6月30日	2011年 6月30日	増減 (%)	2010年 6月30日	2011年 6月30日	増減 (%)
APRAの規制を受ける機関						
ADI	182	177	2.7	2,693.2	2,813.4	4.5
外資系銀行の駐在員事務所	17	18	5.9	-	-	-
損害保険会社	130	127	-2.3	99.2	114.9	15.8
生命保険会社	32	31	-3.1	227.7	235.0	3.2
共済組合	16	14	-12.5	6.2	6.2	0.0
免許を受けた信託会社	251	225	-10.4	-	-	-
退職年金法人	4,458	4,054	-9.1	722.6	802.6	11.1
非営業持株会社	21	25	19.0	-	-	-
合計	5,107	4,671	-9.0	3,748.9	3,972.1	6.0

出典：オーストラリア適正規制庁

資金調達

APRAは規制対象法人への賦課金を通じて、監督対象の業界から主として資金を調達している。政府は、世界金融危機の影響を管理できるように必要な資源をAPRAに提供した。2008年10月、政府はAPRAが引き続き世界的な発展の観点から、その役割を遂行するために十分な資源を確保するために、APRAに対して2008/09年に9百万ドルを、2009/10年に18.5百万ドル、2010/11年および2011/12年に9百万ドルを追加的に供給することにつき合意した。かかる資金は、金融部門への賦課金から回収するのではなく、2008年/09年の予算から供給された。かかる予算措置の前のAPRAの予算は、約570名の職員に対して約100百万ドルであった（主として金融部門への賦課金により主に回収された。）。

ガバナンス

APRAのガバナンス構造は、3名以上5名以内の構成員からなる常勤の執行役員グループで構成される。執行役員グループは、APRAの業務運営および実行についての責任を有し、これに関する説明責任を負う。現在、会長、副会長および構成員が各1名いる。

APRAの主な権限

APRAのリスクに基づく手法は、リスクが厳密かつ一貫性を持って査定され、重大な警告の兆候が早期に特定され、監督上の対応が迅速で慎重であることを確保するためにAPRA内部で開発された監督手段により支えられている。APRAは先手を取って行動しようと心がけ、その結果金融機関に対し新たに起こる危険な兆候を、受益者の利益が損なわれる前に対処する。予防的行為が可能でない場合、APRAの目的は、受益者の損失を最小とするために、適切な清算にもっていくかまたはその他出口戦略を準備することである。

オーストラリアの法律は、預金者、保険契約者および年金基金加入者を保護し、かつ金融システムの安定性を維持するために、金融機関の運営を規制し、これに介入する強い権限をAPRAに付与している。

APRAの主な権限は、その規制対象の各産業部門に関する法律（1959年銀行法（連邦）、1973年保険法（連邦）、1995年生命保険法（連邦）および1993年退職年金事業（監督）法（連邦））により規定されている。これらの法律は、APRAに対して金融機関を規制する上で以下の種類の主要な権限を定めている。

- ・ 許認可権限
- ・ 健全性基準を設定、適用および実行する権限。
- ・ 情報収集、監督下にある企業の実地調査の実施および第三者による監査を要求する権限。
- ・ 財政難の状況において預金者、保険契約者および年金基金メンバーを保護し、金融システムの安定性を維持するために行為する権限（経営難に陥った監督下企業の調査、指示および経営権の引受け権限を含む。）。APRAは、公認預金受入機関の完全な経営権を引受ける法定管理人を任命することができ、損害保険または生命保険会社の経営権を引受けるために、司法管理人の任命申請を裁判所に対して行うことができる。

大まかに言うと、各法律に基づき利用可能な権限は類似しているが、各産業部門の特性を反映して若干異なる。

ADI部門に関して、APRAは1959年銀行法（連邦）に基づきADIの業務を調査したり、ADIに対して指示を行う幅広い権限を有している。例えば、特定の状況において、APRAは以下のとおりADIに対して指示することができる。

- ・ 健全性要件に準拠すること。
- ・ 業務監査を行うこと。
- ・ 取締役、業務執行役員または従業員を解任すること。
- ・ 取引を行わないこと。

APRAは、認可要件を満たさない場合には、ADIの認可を撤回する権限も有する。

ADIがその責務を果たすことができない状況にある場合、または預金者の利益もしくは金融システムの安定性がリスクに晒されている場合、APRAは1959年銀行法（連邦）に基づきADIの取締役会を法定管理者に置き換える権限を有する。法定管理者は預金者の利益および金融システムの安定性に矛盾しない方法でADIを管理しなければならない。法定管理者は、取締役会の権限に加え、新株発行の方法などによりADIの資本を変更する権限を有し、設立関係書類を含むADIのガバナンス契約を変更することができる。また法定管理者は、ADIの資産を売却または処分することができる。

またAPRAは、1999年金融部門（事業譲渡およびグループ再編）法（連邦）を用いて、ADIの業務を他の法人に対して強制的に譲渡する権限を有する。譲受法人は、譲渡を承諾しなければならない。

金融請求制度

APRAは、2008年10月に制定された、ADIおよび損害保険業者に関する金融請求制度を管理する責任を有する。金融請求制度は、ADIまたは損害保険業者が支払い不能になった場合、ADIの預金者および損害保険業者の保険契約者およびその他請求者に対し損失からの保護を規定している。金融請求制度は、以下を定める。

- ・ 1959年銀行法（連邦）2AA章に基づく施策：
 - 適格ADI（外資系ADI以外）になされた口座保有者の預金ならびにかかる預金に生じた利息を、1ADIにつき1口座保有者当たり、合計1,000,000ドル（2012年2月1日付で新たな上限250,000ドルが効力を有する。）まで保護する。
 - ADIが破綻した場合、金融請求制度に基づいて保護された預金の口座保有者への迅速な払戻しを支援する。
- ・ 支払い不能に陥った損害保険会社に対して適格請求者が行う有効な請求に基づいて支払うべき金額の支払を促進する、1973年保険法（連邦）VC部の施策

健全性規制

APRAは、バーゼル銀行監督委員会により公表された銀行監督の原則に基づき、ADIのために規制枠組みを構築した。健全性規制に対する枠組みには、自己資本、信用リスク、市場リスク、証券化、流動性、信用度、大きなエクスポージャー、関係企業との提携、外注、事業の継続性管理、クレジット・カード業務のリスク管理、健全性報告書に対する監査および関連取決め、ガバナンスならびに適当かつ適切な基準に関する要件を含む。

健全性規制は、基本的には業務上の様々なリスクを特定し、測定し、管理するための金融機関の制度の質に関係しており、ほとんどの場合、予想外の損失に対する緩衝材としての自己資本の適正性に関係している。金融機関の破綻およびその結果として保険契約者、預金者または年金基金メンバーが被る損失が起きる可能性を軽減し、かつ金融制度の安定性を維持する目的で規制対象法人の健全な行動を促進する。

オーストラリアにおけるバーゼル の実施

APRAは2008年1月1日にバーゼル の枠組みを実施した。かかる新しい枠組みは、リスク管理を強化し、公認預金受入機関に対してよりリスク感応度の高い資本要件を提供するために設計されている。

オーストラリアにおけるすべてのADIは、バーゼル に服する。APRAの承認に基づき、ADIは信用リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、標準的なアプローチまたはより高度なアプローチの実施を選択することができる。大多数のADIは、規制自己資本コストを決定する上で、標準的なバーゼル アプローチを使用することを選択した。最大規模のADIは、バーゼル に基づくより精緻なアプローチを選択し、これによりかかるADIは規制自己資本を計算する上で自らの定量的リスク概算の一部を使用することができる。

バーゼル に基づく健全性規則は、オーストラリアの銀行制度に対して預金者保護および金融システムの安定性維持のために強化された規制枠組みを提供している。

APRAはまた、2009年7月にパーゼル銀行監督委員会（パーゼル委員会）によって発表されたパーゼルの枠組みの強化を行っている。この方策は、トレーディング業務、証券化およびオフバランスシート的手段に対するエクスポージャーに関連する銀行のポートフォリオに内在するリスクが最低資本要件、リスク管理慣行および付随する一般公衆への開示によりよく反映されることを目的とする。新しい要件は2012年1月1日に発効する。

2010年12月にパーゼル委員会は、より耐性のある銀行部門を促進することを目的としたグローバルな自己資本および流動性規制を強化する改革の最終的なパッケージ（パーゼル）を発表した。かかる改革には、以下のものが含まれる。

- ・ 自己資本基盤の質、一貫性および透明性を向上させ、資本の他の要素を調和するための方策
- ・ 銀行のデリバティブ、買戻しおよび証券金融活動から生じる取引相手方の信用リスク・エクスポージャーに対する資本要件の強化により、パーゼルの枠組みのリスク範囲を改善するための方策
- ・ 流動性バッファの量および質を増加することを通じて、ならびに銀行がより安定した資金調達特性を採用することを通じて、流動性ストレスに対する金融機関の耐性を改善するグローバルな流動性基準を初めて導入する方策
- ・ ストレス時に引出すことができる資金バッファを好況時に構築することを促進する方策
- ・ 銀行システムにおいて過剰なレバレッジ構築の抑制を促すため、リスクに基づくパーゼルの枠組みに対する補助的な方策としてレバレッジ比率を導入する方策

2011年9月、APRAは、健全性基準および報告基準を通じて資本改革を実施するための提案を要約した協議文書を公聴のために発表した。これらの改革の多くは2013年1月1日に開始し、資本バッファは2016年1月1日から開始する予定である。APRAは、2015年1月1日から実施される新しい量的要件を含む流動性基準に関する提案を要約した協議文書を近々発表する予定である。

データの収集

APRAはオーストラリアの金融部門の全国統計機関であり、連邦および州政府全体の7つの先任統計収集部署の任務を継承している。APRAのデータ収集の約80%が、他の機関（特にオーストラリア準備銀行およびオーストラリア統計局）と共有され、またはそれらに代理して収集されている。この単一の徴収ポイントは報告を行う機関にかなりの効率性の利益を与える。データ収集が費用と価値の適切なバランスをとるように、APRAは収集について検討するためにRBAおよびABSと定期的に三者で会合を行う。APRAはまた、定期的に産業と協議する。

国際的な認知

国際的レベルの総合的な健全性監督主体になるという目的に合わせて、APRAは銀行、保険および年金の国際的なグループおよびフォーラムにおいて積極的な役割を維持する。こういった関与により、APRAは国際的な進展と調和し、国際的な健全性監督の枠組みを調和させる世界的な努力にオーストラリアの視点をもたらすことが可能となる。海外の健全性監督機関の上層部との関係構築はまた、APRAが規制する機関の健全性に関する監督および国際的な運営においてオーストラリアを助ける。

APRAはアジア太平洋地域、およびより広い地域の主要な監督機関であるとみなされ、これら地域の健全性監督機関に対して一連の技術およびその他支援を提供する。

年金給付の早期開始

APRAは特定の配慮すべき事由がある場合に年金給付の早期開始を承認することにより、オーストラリアの年金収入政策を不都合のないものとする役割を果たす。これらの事由は、退職年金事業（監督）規則の中に定義される。

オーストラリア証券投資委員会

ASICは、2001年オーストラリア証券投資委員会法（連邦）に基づき設立された独立法定機関である。

ASICは、2001年会社法（連邦）（「会社法」）（オーストラリアにおける会社の事業経営、企業の資金調達、財務報告、買収および強制的企業買収および外部管理 / 破綻に関する規定を含む。）を管理する。

またASICは管理投資運用スキーム事業の登録および監視について責任を有する。集団投資ピークルに関する規制の枠組みは、1998年管理投資運用法（連邦）の可決により、1998年に改正された。

ASICは、金融サービスの提供に適用となる投資家保護体制について責任を有している。かかる体制には、金融サービス提供者に適用となる免許、行為および開示規定のほか、金融商品に適用となる商品開示規定が含まれる。

金融市場、清算および決済機関は、所管大臣による免許を受けている。ASICは、市場、清算および決済機関の免許取得者による関連する法的枠組みの遵守を監視することに責任を有している。2010年8月1日以降、ASICはすべてのオーストラリア国内の免許取得済み市場のリアルタイム取引を監視する責任を有している。RBAは、清算および決済機関向けに金融安定性基準を発行し、これらの基準を遵守しているかを監視することに責任を有している。オーストラリアの主要な免許取得済みの金融市場、清算および決済機関は、ASXリミテッドおよびその子会社により運営されている。

またASICは市場操作、インサイダー取引および誤解を招く行為または詐欺的行為を対象とする会社法の市場違法行為規定の管理についても責任を有する。

信用規制を連邦政府に移転するというオーストラリア政府評議会の2008年コミットメントに沿って、ASICは2010年7月1日付で全国的な信用規制に責任を持つこととなった。これにはすべての信用供与者および信用サービス提供者の免許認可を含む。

その他の規制当局

オーストラリア競争消費者委員会

オーストラリア競争消費者委員会（「ACCC」）は2010年競争・消費者法（連邦）（「CCA」）に基づき競争政策について責任を有している。かかる責任は、金融部門を含む経済全体に及ぶ。

CCAは、価格協定、市場分割協定および不買同盟といった競合他社間の不正競争取決めに禁止している。

業界規制

オーストラリア銀行協会（「ABA」）は、オーストラリアで免許を受けた銀行の全国組織である。オーストラリアで銀行業を営むことを正式に認可され、かかる銀行業を営む法人は、ABAの協会員になることができる。

ABAは、従来型のリテール銀行、商業銀行という組織スタイルから地方銀行、外国銀行およびホールセール銀行に至るまで23の加盟銀行によって資金を賄われている。運営費への拠出は、オーストラリアにおける個々の加盟銀行の負債に基づいている。

ABAの改訂済み銀行実務規範は、最善の銀行実務基準についての銀行業界の顧客憲章である。銀行実務規範は、銀行業務についての実務基準、開示および行動原則について、顧客に対する銀行業界の主な責任および義務を記載する。銀行実務規範は、個人および小企業の銀行顧客に適用される。

オーストラリアの信用組合、ビルディング・ソサイエティおよび共済組合のための業界団体であるアバカス - オーストラリアン・ミューチュアルズは、加盟銀行が調印者となる業界規範を維持する。アバカスの加盟組合は、顧客へのサービス基準を設定した規範に署名する。アバカスは、2009年7月1日以降ビルディング・ソサイエティおよび信用組合に適用となっている統合相互銀行業務規範を展開した。

規範に調印した者は、ノン・コンプライアンスについての申立に対応することを義務付けられており、関連のある外部紛争解決スキームもまたかかる申立を聴取したり、解決することができる。

金融システムの規制体制

オーストラリア政府は、金融システムの安全性と安定性という基本目標をないがしろにすることなく、金融商品すべてにわたって競争および競争可能性を奨励することを公約している。規制制度は、ノンバンクの預金受入部門が、銀行と同じ規制構造のもとで営業することにより、リテール市場において銀行に対しより効果的な競争相手となることを可能ならしめている。これらの機関は、相互会社ならびに「ビルディング・ソサイエティ」、「信用組合」および「銀行」の用語などを含む異なる企業形態を維持することで営業を行う上での柔軟性を確保することができる。「銀行」という用語を使用するための最低資本要件に関するAPRAの認可指針を満たす信用組合およびビルディング・ソサイエティは20を超えている。APRAは、「銀行」という単語の使用を申請する機関を迅速に承認すると報告している。2011年10月1日までに2つの信用組合が「銀行」という用語のもとで取引を開始している。政府はまた、金融業務と非金融業務の間に明らかな一致点が存在する金融サービス市場に将来、非従来型のサービス業者がより積極的に参加できるようにするための道を開拓しつつある。2002年のクレジット・カード制度改革はこの一例であり、これにより、ADIの新しい分類が設定され、クレジット・カード・サービスの提供を許可された組織の範囲が広がり、既存のクレジット・カード専門会社と大規模決済処理機関の双方による競争が高まった。かかる新規参入者によりシステム上のリスクが増大しないことを確保するため、健全性の監督が適用される。

オーストラリアは、安定的、競争的、かつ効率的な金融システムを維持しており、かかるシステムは、グローバル経済の中で競争に打勝つよう位置付けられているのみならず、オーストラリアでビジネスを行おうとする者またはオーストラリアを地域活動の拠点として利用しようとする者に機会を提供している。

銀行免許を申請することができる外国銀行の数について制限はない。国内機関を買収するための申請は、1975年外国資本による企業買収および公開買付に関する法律（連邦）および1998年金融部門（株式保有）法（連邦）に基づき、ケース・バイ・ケースで査定されている。

オーストラリアにおいてリテール銀行を設立することを希望する外国銀行は、健全性に関するすべての監督に服することを条件に、公認子会社として参入することができる。支店は250,000ドル未満のリテール預金の受入れを制限されているため、外国銀行は、ホールセール銀行業務を行う公認外国銀行支店として設立されることも可能である。それらはまた、非公認の金融市場会社、すなわちマーチャント・バンクとして設立されることも可能である。2011年10月1日現在、45行の外国人所有銀行がオーストラリアで営業しており、うち9行は現地設立子会社であり、36行は外国銀行の支店であった。

[前へ](#) [次へ](#)

財政

オーストラリア政府の公的資金の歳入および歳出に関する基本条項は憲法および1997年財政管理および説明責任法（連邦）（「FMA法」）に定められている。FMA法は、公的資金の徴収および保管、会計処理、報告および監査ならびに借入および投資に関する要件を定めている。1997年連邦公的機関・企業法（連邦）は、オーストラリア政府が支配する法人に関する個別の財政および企業統治要件を定めている。オーストラリア政府財政の全般的運営については、財政・規制緩和大臣が責任を負う。

憲法上、オーストラリア政府が受領する金銭または歳入はすべて一つの統合歳入基金を構成し、オーストラリア連邦の目的のために支出されなければならない。統合歳入基金からの歳出はすべて、議会在が制定した歳出法のもとでなされなければならない。

各オーストラリア政府機関の財務書類および会計記録ならびに政府の連結財務書類はオーストラリア会計監査官により監査されなければならない。オーストラリア国家会計検査院（「会計検査院」）が、財務書類の作成および業務監査の実施において会計監査官を補佐する。すべての財務書類は、関係各政府機関の年次報告書の各担当大臣により議会上に上程されることを要する。これらの財務書類は会計監査官により監査され、同監査官はまた、行政に関係する他の広範な事項について議会上に報告することができる。

連邦政府予算

各年次予算編成の一環として、財務大臣は年間の歳出法案を議会上に提出する。歳出法案には、政府機関による歳出目的が細かく規定される。年間歳出法が成立した後も、連邦政府が承認した新たな支出に要する資金を供給するため、議会上は年度の途中で追加歳出法を制定することができる。

予算の大半は、毎年再制定を要しない特別法に定める「特別」歳出または「継続」歳出のもとで支出される。例えば、社会保障給付および年金の支払はこのような方法で手当される。

オーストラリア政府の主要な財政指標は、「基礎現金収支」と「財政収支」（それぞれ政府の財政統計から貸出を除いたものの現金および発生主義ベースでの測定値）であり、政府の財政戦略を評価する上では基礎現金収支に圧倒的な重きが置かれている。発生主義予算への移行はすなわち、予算教書に一連のあらゆる発生主義ベースの財務書類（すなわち、損益計算書、資産・負債計算書およびキャッシュ・フロー計算書）が盛り込まれることを意味する。

財政政策を実施する枠組みについては、1998年公正予算憲章（連邦）に定められている。同憲章は、政府の財政政策の実行のための枠組みを定めている。同憲章の目的は、財政政策の成果を高めることである。同憲章は、財政戦略を健全な財政運営原則に基づかせるよう求め、かつ財政政策およびその成果に対し一般社会の監視の目が行き届くようにすることにより、その達成を目論んでいる。

連邦政府の中期財政戦略は以下の通りである。

- 中期にわたり、平均して予算黒字を実現すること、
- GDPに対する税金の比率を平均して2007/08年を下回る水準に維持すること、
- 中期にわたり政府の財政基盤を改善すること。

当該戦略は、現政府の第1回目の予算である2008/09年から変更されていない。当該戦略は、世界的な金融危機に対する政府の対応を導き、予算を黒字に転換するとしている政府の公約に関する基礎を提供する。

当該戦略は、マクロ経済の安定を支えるために、経済状況に応じて予算状況に必要な柔軟性を提供する。

財政戦略に沿って、政府は世界的な金融危機の中で経済を支えるために、2008年および2009年にわたり迅速な対策を取った。政府による適時かつ目標を定めた臨時的な財政刺激策の展開は、民間部門が後退していた時期に経済成長を支えた。

2009年2月の最新経済財政予測（「2009UEF0」）において、政府は経済がトレンドを上回る伸びを示すまでに回復した際に、予算を黒字に転換する措置をとることを約束した。かかる戦略の一環として、政府は以下のことを行う。

- 経済の回復に合わせて税収を自然に増加させると共に、税金の対GDP比を平均して2007/08年を下回る水準に保つという政府の公約を守る。
- 財政が黒字転換するまで実質支出の増加を年間2%まで抑制させる。

ひとたび予算が黒字に回復し、経済がトレンド以上の伸びを示した場合、予算黒字がGDP比で少なくとも1%以上となるまで、政府は実質支出の成長の上限を平均で年率2%に保つことで歳出抑制を維持する。

2007/08年および2008/09年において、基礎現金収支はそれぞれ19.7十億ドルおよびマイナス27.1十億ドルであった。オーストラリア政府の基礎現金収支は、2009/10年は54.8十億ドルの赤字（GDPの4.3%相当のマイナス）で、2010/11年は47.7十億ドル（GDPの3.4%相当のマイナス）であった。2011/12年予算において、2011/12年における政府の基礎現金収支の予測は、22.6十億ドルの赤字（GDPの1.5%相当のマイナス）であり、2012/13年、2013/14年および2014/15年における政府の基礎現金収支の見積もりは、それぞれ3.5十億ドルの黒字（GDPの0.2%相当）、3.7十億ドルの黒字（GDPの0.2%相当）および5.8十億ドルの黒字（GDPの0.3%相当）であった。

2010/11年におけるオーストラリア政府の一般政府部門の純債務は84.6十億ドル（GDPの6.1%相当）であった。2011/12年予算は、2011/12年に純債務が106.6十億ドル（GDPの7.2%相当）に達することを予想している。

政府は、連邦政府の有価証券を発行することにより予測される財政赤字を賄う考えである。このオーストラリア連邦の概況の「財政 - 政府債の国内発行」を参照のこと。

2011年6月30日現在の連邦予算

2010/11年において、オーストラリア政府の一般政府部門は、47.7十億ドル（GDPの3.4%相当のマイナス）の基礎現金赤字を計上した。財政収支は、51.5十億ドル（GDPの3.7%相当のマイナス）の赤字であった。

下表は、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の各年度における一般政府部門の予算の総計を示したものである。

表29：オーストラリア政府一般政府部門予算総計

	2007/08年 ^(a)	2008/09年 ^(a)	2009/10年 ^(a)	2010/11年
発生主義総計				
歳入（十億豪ドル）	303.7	298.9	292.8	309.9
対GDP比（%）	25.6	23.8	22.8	22.3
歳出（十億豪ドル）	280.1	324.6	340.0	356.1
対GDP比（%）	23.6	25.9	26.4	25.6
純事業収支（十億豪ドル）	23.6	-25.6	-47.3	-46.2
純資本投資（十億豪ドル）	2.6	4.1	6.4	5.3
財政収支（十億豪ドル）	21.0	-29.7	-53.7	-51.5
対GDP比（%）	1.8	-2.4	-4.2	-3.7
現金総計				
基礎現金収支（十億豪ドル）	19.7	-27.1	-54.8	-47.7
対GDP比（%）	1.7	-2.2	-4.3	-3.4
貸借対照表				
純債務（十億豪ドル）	-44.8	-16.1	42.3	84.6
対GDP比（%）	-3.8	-1.3	3.3	6.1
純資産（十億豪ドル）	70.9	19.4	-45.9	-95.4
対GDP比（%）	6.0	1.5	-3.6	-6.9

注(a) 2007/08年、2008/09年および2009/10年のデータは、関連ある場合は、継続性を保つために会計処理の変更につき調整されている。かかる調整の詳細については、2009/10年予算、予算教書第1号明細10、2009/10年最終決算書付属B、2009/10年期中経済財政予測付属D、2009/10年予算、予算教書第1号明細10、2010/11年予算、予算教書第1号明細10、2010/11年期中経済財政予測付属D、2011/12年予算、予算教書第1号明細10および2010/11年最終決算書付属Bを参照のこと。

出典：2010/11年最終決算書および2011/12年予算

オーストラリア政府の一般政府部門の純資産の合計は、2010/11年に49.5十億ドル減少して約マイナス95.4十億ドルとなった。これは、主に、予算赤字を反映したものである。純債務は、2010/11年に（2009/10年の42.3十億ドルまたはGDPの3.3%相当から）42.3十億ドル増加し、約84.6十億ドルまたはGDPの6.1%相当となった。

下表は、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の各年度における一般政府部門の歳入を示したものである。

表30：オーストラリア政府一般政府部門の歳入

	(単位：百万豪ドル)			
	2007/08年	2008/09年	2009/10年	2010/11年
個人その他の源泉税				
所得源泉税（総額）	114,700	117,086	119,922	130,790
その他個人所得税（総額）	31,036	32,260	27,287	30,642
控除：個人に対する税還付	19,601	23,569	24,390	24,660
個人その他の源泉税合計	126,135	125,777	122,820	136,772
付加給付税	3,796	3,581	3,523	3,348
法人税	64,790	60,705	53,193	57,312
退職年金基金	11,988	9,227	6,182	6,693
石油資源使用税	1,871	2,099	1,297	806
所得税歳入合計	208,579	201,389	187,016	204,931
消費税	45,486	43,716	47,800	49,329
物品税				
石油ならびにディーゼル	13,633	13,148	13,225	13,361
その他の物品税	9,893	11,171	11,322	12,442
物品税合計	23,526	24,319	24,547	25,803
関税	6,070	6,276	5,748	5,828
その他の間接税	2,567	2,954	2,889	3,115
間接税歳入合計	77,650	77,264	80,984	84,074
税歳入合計	286,229	278,653	268,000	289,005
受取利息	5,558	5,124	4,430	5,169
配当、財貨およびサービス販売 ならびにその他の非税歳入	11,942	15,155	20,337	15,716
非税歳入合計	17,500	20,280	24,767	20,885
歳入合計	303,729	298,933	292,767	309,890

出典：2007/08年および2008/09年のデータは、未公表の財務省のデータ、ならびに2010/11年予算、予算教書第1号、明細5、表C1から抽出し、関連ある場合は、継続性を維持するために会計処理の変更につき調整されている。2009/10年のデータは、2009/10年最終決算書から抽出されている。2010/11年のデータは、2010/11年最終決算書から抽出されている。

2010/11年に発生した歳入合計は、約309.9十億ドルであった。

下表は、2007/08年、2008/09年、2009/10年および2010/11年の各年度の一般政府部門の歳出を機能別に示したものである。

表31：オーストラリア政府一般政府部門の機能別歳出

	(単位：百万豪ドル)			
	2007/08年	2008/09年	2009/10年	2010/11年
一般公的サービス				
立法および行政関連事項	961	728	840	1,039
財務および財政関連事項	6,102	6,331	6,845	7,834
外交および経済援助	3,881	4,763	4,869	5,564
一般調査研究	2,146	2,237	2,358	2,687
一般サービス	925	995	818	1,208
政府公務員のための退職年金給付	2,600	2,142	3,472	4,150
防衛	17,670	19,190	20,150	20,408
治安および安全	3,506	3,558	3,593	3,823
教育	18,433	22,601	34,889	32,106
厚生	44,397	49,146	51,426	56,070
社会保障および福祉	97,842	124,581	109,197	117,093
住宅供給および公共施設整備	2,910	5,080	9,029	5,543
娯楽および文化	3,207	3,107	3,280	3,252
燃料およびエネルギー	5,361	5,806	8,473	5,914
農林水産業	3,834	2,723	2,816	2,546
鉱業、製造業および建設業	1,410	1,911	1,630	1,456
運輸および通信	4,129	6,941	6,641	4,664
その他の経済関連事項				
観光および地域振興	207	192	162	158
労働および雇用関連事項	3,404	3,764	4,694	4,669
その他の経済関連事項	1,213	1,275	2,200	2,013
移民	1,102	1,276	1,571	2,206
その他の目的				
公債利子	3,544	3,946	6,303	9,273
退職年金名目利子	6,011	6,715	6,687	6,997
一般目的政府間取引	45,277	45,248	47,157	49,298
自然災害救済 ^(a)	28	312	136	6,129
偶発損失準備金 ^(b)	8	0	0	0
歳出合計	280,109	324,569	339,239	356,100

注(a) 2010/11年の結果は、オーストラリア国家会計検査院が決定した自然災害に適用される会計処理の変更を反映している。

(b) 資産売却に関連する歳出は、偶発損失準備金の一部として処理されている。

出典：2007/08年のデータは、2007/08年最終決算書から抽出され、関連ある場合は、継続性を維持するため、会計処理の変更につき調整されている。2008/09年のデータは、2008/09年最終決算書から抽出され、関連ある場合は、継続性を維持するため、会計処理の変更につき調整されている。2009/10年のデータは、2009/10年最終決算書から抽出されている。2010/11年のデータは、2010/11年最終決算書から抽出されている。

2010/11年に発生した費用の合計は、約356.1十億ドルであった。

一般政府部門の純資本投資の機能別内訳は以下の通りである。

表32：オーストラリア政府一般政府部門
の純資本投資の機能別内訳

	(単位：百万豪ドル)			
	2007/08年	2008/09年	2009/10年	2010/11年
一般公的サービス	372	223	590	457
防衛	1,478	3,028	4,136	3,509
治安および安全	139	109	103	135
教育	4	5	26	-9
厚生	46	73	249	56
社会保障および福祉	175	52	60	64
住宅供給および公共施設整備	159	-36	219	180
娯楽および文化	53	27	110	50
燃料およびエネルギー	2	11	2	0
農林水産業	49	443	748	428
鉱業、製造業および建設業	9	-2	0	-2
運輸および通信	5	13	35	176
その他の経済関連事項	99	114	154	255
その他の目的	2	4	0	0
純資本投資の合計	2,593	4,064	6,433	5,297

出典：2007/08年のデータは、2007/08年最終決算書から抽出され、関連ある場合は、継続性を維持するため、会計処理の変更につき調整されている。2008/09年のデータは、2008/09年最終決算書から抽出され、関連ある場合は、継続性を維持するため、会計処理の変更につき調整されている。2009/10年のデータは、2009/10年最終決算書から抽出されている。2010/11年のデータは、2010/11年最終決算書から抽出されている。

2010/11年の純資本投資の合計は、約5.3十億ドルであった。

全国ブロードバンド・ネットワークへの連邦の投資

2009年4月7日、新たな高速の全国ブロードバンド・ネットワーク（「NBN」）を建設・運営するために、NBNカンパニー・リミテッド（「NBN Co」）が設立された。NBNに関する詳細な情報は、このオーストラリア連邦の概況における「主要な経済部門 - 情報メディア・電気通信サービス - 電気通信」を参照のこと。NBN Coはオーストラリア政府が全額出資する会社であり、政府事業会社と規定されている。NBN Coの構造および業務は、2011年4月13日に発効した2011年NBN会社法に準拠している。NBN Coのサービスの利用もまたCCA第XI部Cの電気通信利用制度に従う。政府はまた、NBN Coに対する期待に関する声明を発表しており、これはwww.dbcde.gov.au/nbnにて入手可能である。

2010年7月1日から2013年6月30日までの3年間に関するNBN Coの事業計画（「事業計画」）は、2010年12月に発表された。事業計画は、NBN Coが意図するNBNを供給するための取組みを概説し、かかる取組みを裏付ける仮定および費用概算の詳細を示し、ネットワーク設計および全国統一の卸価格設定などの課題に関する政府による決定を含む。

事業計画で概説されている通り、このプロジェクトのための資本支出総額は、35.9十億ドルと見積もられている。

政府の2011/12年予算におけるNBNへの投資に関する引当金は、事業計画で概説された見積りおよびNBN Coが経営上必要な資金と一致する資金調達水準を反映している。政府は、NBNの新規展開のために最大で株式に27.5十億ドルを拠出する予定であり、これは2011/12年の3.1十億ドルおよび2011/12年から2014/15年までの18.2十億ドルを含む。

NBN Coは、NBN Coが政府の明示的な支援を受けずに民間部門の債務を支えるための十分なキャッシュ・フローを得るまで、政府出資で資金を得る。政府は、NBNの新規展開の期間中、NBN Coが調達する民間部門の債務は、新規展開活動を賄うために政府出資を補完していくと予想している。政府は、NBNの地方における新規展開を優先する政府の約束を含む政策目標を達成するために、新規展開中はNBN Coの完全所有権を保持する予定である。

政府はまた、NBN Coが十分に資本増強されるまで、テルストラに対するNBN Coの金融債務に対する保証をテルストラへ提供することを約束している。政府の出資および保証の約束は、NBN Coおよびテルストラの間の正式契約合意の一環を成す。

2011年6月23日、NBN Coおよびテルストラは、NBN Coに一定のテルストラの通信インフラへのアクセスを提供し、またテルストラの銅線およびケーブル・ネットワークからNBNへ顧客を漸進的に移行するための正式契約を締結した。これらの契約は、現在ACCCによって検討されているテルストラの構造的分離の取決めとともに、テルストラの構造的分離を規定することとなる。

正式契約が発効する前に、当該契約はテルストラおよびNBN Coの株主による承認が必要となる。正式契約はまた、テルストラの構造的分離の取決めおよび移行計画の検討の一環として、ACCCによる審査が行われている。

詳しい情報は、「主要な経済部門 - 情報メディア・電気通信サービス - 電気通信」を参照のこと。

予算の関係

NBN Co は、政府事業会社として設立され、経済的に妥当な価格を請求する、公的非金融会社（「PFNC」）として運営される。オーストラリア連邦によるPFNCへの財政投資は、基礎現金収支に直接の影響を与えない。しかし、借入金から資金を調達する投資は、公債の金利コストを通じて間接的な影響を与え、オーストラリア政府は2010/2011年予算の作成においてこれを考慮した。

老齢年金および退職年金

オーストラリアの退職所得制度

オーストラリアの退職所得制度は、以下の3つの「柱」で構成されている。

- 退職後の完全に自立した生活が困難な人々のための、納税者による積立方式による資力調査に基づいた老齢年金
- 現役労働者にかかる最低水準の雇用主強制退職年金基金拠出制度
- 個人による自発的な退職年金およびその他の貯蓄

老齢年金は、1909年以降、オーストラリアの退職所得制度の根幹を成してきた。老齢年金は、完全に自立した生活が困難な人々のために最低限の生活を保障する。2009年9月20日時点で、単身者の老齢年金支給額の上限は1週間当たり32.50ドル増加し、夫婦の場合の上限は1週間当たり10.15ドル増加した。単身者の年金受給者に対する年金支給額（補足給付および連動型支払いを含む。）の上限は、2009年7月1日現在の2週間につき601.08ドルから、2010年9月20日以降2週間につき716.10ドルに増額している。同期間について、夫婦の受給者に対する合算年金支給額（補足給付および連動型支払いを含む。）の上限は、2週間につき983.08ドルから1,079.60ドルへ増加した。適格者が受け取る実際の金額は、それぞれの他の所得および資産状況如何である。

雇用主は、各適格従業員のために、毎年、所定の最低水準の退職年金補助金を拠出することを義務づけられている。所定の最低水準の補助金とは、現在、従業員の給与の9%である。この最低所要金額は、年金基金保証と呼ばれている。年金基金保証に基づく支払いは、従業員が退職時に加盟する法定の退職年金基金または退職貯蓄口座に拠出される。

自発的な退職年金貯蓄が、優遇税制やその他のインセンティブを通じて奨励されている。

2011年6月30日現在、APRAは、オーストラリアの老齢年金基金制度の資産残高合計が1.34兆ドルに達すると見積もっている。

2010年5月2日、政府は、議会における法律の可決を前提に、多数の年金改革を導入する意向を発表した。改革に基づき、政府は2013年7月1日から、2013年7月1日および2014年7月1日に0.25パーセント・ポイントの増加、その後2019年7月1日に12%に達するまで毎年0.5パーセント・ポイントの増加により、年金基金保証の率を9%から12%へと段階的に引上げる。政府はまた、2013年7月1日から年金基金保証の拠出の年齢制限を70歳から75歳に延ばす意向も発表した。

定年に近い人々により柔軟性を与えるために、2012年7月1日から、政府は50歳以上の年金収支合計が500,000ドル未満の勤労者に対して、優遇拠出の上限を年間50,000ドルに引上げるつもりである。これは、移行契約が終了する2012年7月1日から適用されるはずであった25,000ドルの上限の2倍である。低所得者を支援するために、政府は2012年7月1日から、37,000ドルまでの調整済み課税所得に対して個人向けに年間500ドルを上限とする新たな年金拠出税還付を付与するつもりである。これは低所得者から中間所得者向けの共同拠出に加えて行われる。政府は、年金に対するこれらの変更はオーストラリア人の退職年金所得を増加させ、今後10年間でオーストラリアの退職年金貯蓄の資金プールに85十億ドルを加えることになると予想している。

連邦政府公務員のための退職年金基金

オーストラリア連邦政府は、連邦政府公務員のために3つの主要な文民退職年金制度を運営管理している。現在の制度は、公的部門退職年金積立制度（「PSSAP」）で、これは、2005年退職年金法（連邦）の規定のもとで信託証書により設定されたものである。PSSAPは、全額積立式の制度である。PSSAPは、2005年7月1日に、公的部門退職年金制度（「PSS」）が新規加入者の受入を停止したのを受けて発足した。

PSSは、連邦政府退職年金制度（「CSS」）が新規加入者の受入を停止したのを受けて、1990年7月1日に発足した。

2011年6月30日現在、CSSへの拠出者は15,916名、PSSへの拠出者は113,224名で、CSSの受給者114,999名およびPSSの受給者23,921名に対し給付金が支払われていた。

オーストラリア連邦政府はCSSおよびPSSの両制度にかかる2011年6月30日現在の連邦政府の未積立の給付債務は、93.2十億ドルと見積もっている。

2006年、連邦政府は、基金に対する拠出金の投資利益を交付することで、将来、オーストラリア政府が公的部門の退職年金債務の費用を捻出するのを支援するため、「フューチャー・ファンド」として知られる投資基金を設立した。2011年9月30日現在、フューチャー・ファンドが保有する資産の評価額は73.18十億ドルであった。

税制

オーストラリアにおける税金は連邦政府、州政府および地方政府によって徴収される。オーストラリアには、相続税もしくは贈与税および独立の社会保険料税は存在しない。ただし、納税者は、課税所得の1.5%を医療税（メディケア）として納付している（さらに、納税者は、一定の所得基準を超え、条件を満たす民間健康保険を契約していない場合、追加のメディケア賦課金を負担する可能性がある（このオーストラリア連邦の概況の「財政 - 税制 - 個人所得税」を参照のこと）。）。

個人所得税

オーストラリア政府は、原則、個人を課税単位として、個人所得税を課している。課税対象所得には、給与・賃金所得、諸手当、配当、利息、譲渡所得、事業所得、一定の年金支払、賃料、鉱区使用料、組合所得および信託からの分配金が含まれる。

査定の期間は一般に7月1日から6月30日である。発生した年度に所得は査定され、控除が認められる。ただし、控除可能な資本支出には特別な規則が適用される。

税率および課税最低所得は指数化されていない。所得税率および課税最低所得は2009/10年および2010/11年で異なる（表33を参照のこと）。

表33：居住者にかかる個人所得税率および課税最低所得

2009年7月1日から 2010年6月30日まで		2010年7月1日から	
課税所得（豪ドル）	税率（%）	課税所得（豪ドル）	税率（%）
0 - 6,000	0	0 - 6,000	0
6,001 - 35,000	15	6,001 - 37,000	15
35,001 - 80,000	30	37,001 - 80,000	30
80,001 - 180,000	38	80,001 - 180,000	37
180,001以上	45	180,001以上	45

出典：2009/10年予算、予算教書第1号

個人所得税は、自己申告制である。税制は源泉徴収課税方式を利用しており、個人は、一般的に各自の当年度の雇用、事業または投資所得にかかる予想される納税債務の分割分を源泉徴収および分割払いを通じて支払う。税務上のオーストラリアの居住者は、オーストラリア国内および国外双方で得た所得に関して納税する。国外で得た所得で国外の法域で課税済みであるものは、オーストラリアの所得税を免除されるかまたは税額控除の対象となる。

居住者は公的医療保険給付が利用でき、結果として大半の居住者は、課税所得の1.5%の医療税も支払っている。居住者はまた一定の所得基準を超え、条件を満たす民間健康保険を契約していない場合、調整済み課税所得の1.0%の追加のメディケア賦課金も負担する可能性がある。

オーストラリアの居住納税者は、低・中所得者が支払う税を引き下げるための低所得税額控除（「LITO」）を利用することができる可能性がある。2010年7月1日以降、LITOは1,350ドルから1,500ドルに引き上げられた。満額LITOを利用しうる納税者は、2011年7月1日より、その年間所得が16,000ドルを超えるまで所得税を支払わないこととなる。

満額LITOを利用できない納税者もまた、その増額によって恩恵を被る。LITOは、30,000ドルを超える所得については、1ドルにつき4セントの割合で逡減していくため、所得が30,000ドルを超える納税者は引続き、部分的にLITOの恩恵を享受することができる。例えば、納税者は2010年7月1日以降、67,500ドルまでの所得に対して、部分的にLITOを受け取ることができる。

同様に、政府は、高齢者税額控除（「SATO」）を通じて、オーストラリア人高齢者を対象とした減税を提供する。所得検査要件を別にすれば、オーストラリアの年金受給年齢（2010/11年については男性65歳、女性64歳）に該当するオーストラリア人高齢者は、SATOに適格である。SATOは、LITOと組み合わせると、適格な単身オーストラリア人高齢者は2010年7月1日以降、所得税または医療税を支払わずに、30,685ドルまでの所得を得ることができる。

原則として、雇用主は、従業員に支払う給付手当の税込み金額について（46.5%の税率で）税金を納付する。

外国人居住者は、オーストラリア人居住者とは異なる課税に服する。このオーストラリア連邦の概況の「財政 - 税制 - オーストラリアの課税管轄：源泉および居住性」を参照のこと。

事業税課税措置

・法人税率

法人税率は現在30%である。外国企業の支店の法人所得にもこの税率が適用される。2010年7月2日に政府は、オーストラリア法人税率を2013/14年度以降29%へと引き下げ、2012/13年度に小規模事業会社が新税率の適格となるようにする意向を発表した。法人税率の変更は、提案されている鉱物資源使用税の導入に左右される。「小規模事業」および「間接税 - 資源税および鉱区使用料」を参照のこと。

・配当インピュテーション方式

配当インピュテーション方式により、居住者である個人株主に分配される法人所得を二重課税から免除する。既に課税された法人所得から支払われる課税済み配当は、株主にとって税額控除の対象となる。

・キャピタル・ゲイン税

資産が12ヵ月以上の期間保有されている場合、個人および信託については、当該資産にかかるキャピタル・ゲインの50%、退職年金基金の場合は66.66%の税率でキャピタル・ゲイン税が適用される。会社および信託同士の株式交換による買収を含む一部の事業再編繰延の場合は、かかる再編から生じるキャピタル・ゲインを繰延べる。小規模事業の稼働資産の処分にかかるキャピタル・ゲインに対しては幾つかのキャピタル・ゲイン税軽減措置が適用される。キャピタル・ゲイン税の軽減措置は、収益勘定でまたは流通在庫として保有されている資産にかかるキャピタル・ゲインには適用されない。

・研究開発

2011年7月1日現在、適格な研究開発（「R&D」）費用は、標準的な40%の還付不能な税控除および年間売上高が20百万ドルを下回る会社は還付可能な45%の税控除を受ける。

・一次産品生産

一次産品生産者のための特別規定には、所得平均化が含まれる。

・資本的支出控除

資産の実効耐用年数に基づき、統一資本的支出控除が、特例措置が適用される場合（一定の一次産品資産、石油およびガス資産ならびに自動車および航空資産等）を除き、適用される。

適格な産業活動に使用される収益性建物、10室以上の客室を備えたホテル、モーテルおよびゲストハウス（旅行者のための短期宿泊施設に利用されるもの）、ならびに納税者が少なくとも建物内の他の9ユニットを所有または賃貸しているアパート、ユニットまたはフラット（旅行者のための短期宿泊施設に利用されるもの）にかかる資本的支出については、一般的に年4%の償却率が適用される。

その他の収益性建築物および構造物の改良工事（道路、ダム、橋およびR&Dに使用される建築物を含む。）にかかる資本的支出については、年2.5%の償却率が適用される。

・小規模事業

年間総売上高が2百万ドル未満の小規模事業は、所得税（キャピタル・ゲイン税および簡易資本支出控除規則を含む。）、財貨・サービス税、源泉徴収税および付加給付税を対象とする税負担軽減措置を利用することができる。「 - 法人税率」を参照のこと。

2012/13年度から、政府は小規模事業が新たな29%の法人税率（施行された場合）に適格となり、また5,000ドル未満の資産は直ちに、また1つの償却プールに入る其他大半の資産についても30%の率で償却が可能となる意向を示している。

・退職年金

2010年5月2日に、政府は年金基金保証率を9%から12%へと段階的に上げるつもりであると発表した。2013/14年および2014/15年に、政府は、年金基金保証を0.25パーセント・ポイント上げる意向である。これらの増加に続き、年金基金保証が2019/20年に12%に達するまで、毎年0.5パーセント・ポイントの増加が続く。

政府は2012年7月1日から、37,000ドル以下の所得の労働者に対して500ドルを上限とする助成を提供する意向である。これは2012/13年に37,000ドル以下の所得層が年金保証拠出に対して税金を支払わないようにするためである。

・金融商品課税第3ステージおよび第4ステージ

2009年改正税法（金融商品課税）（連邦）によって制定された、金融商品課税（「TOFA」）第3ステージおよび第4ステージは発生主義およびその他課税タイミングルールならびにキャラクター・ヘッジ・ルールその他を対象とする。

間接税

・財貨・サービス税

財貨・サービス税（「GST」）は、食料品、教育および保健などの分野における限られた例外はあるが、オーストラリアで消費される大半の財貨およびサービスにかかる課税基盤の広い付加価値税である。財貨・サービス税は、課税対象の財貨およびサービスの供給または輸入について、販売価格に基づき10%の一律税で適用される。

オーストラリア政府は、GST歳入を徴収し、これを州および特別地域に交付する。GSTの税率および課税基盤は、州および特別地域の政府の全員一致の同意がある場合にのみ、変更することができる。

GSTは、生産工程のすべての段階で事業体に課せられる。事業体は、原則として、事業のための投入に対して支払われたGSTの還付を請求することができる。

GSTは、家賃および金融サービスには課せられないが、これらの商品およびサービスの供給者は、原則、生産のための投入について支払われたGSTにつき還付を請求することはできない。

・物品税および関税

物品税は、財貨（燃料、アルコール（ワイン製品を除く。）およびタバコを含む。）に対する個別税である。

消費財の輸入については、物品税に相当する関税が適用され、通常、当該税の輸入業者または所有者から国境で徴収される。さらに、関税は、輸入されたさまざまな財貨に適用され、これは財貨の種類および原産国によって異なる。企業は、自らの輸入について支払った関税につき、還付請求をすることはできない。

タバコおよびアルコール（ワイン製品を除く。）の物品税率は、消費者物価指数に沿って、年2回（2月および8月）、調整される。

紙タバコおよび葉巻などの一部のタバコ商品は、タバコの総含有量が0.8グラムを越えないものについては1本単位で課税される。重量（1キロ単位）に基づく課税が、その他のタバコ商品に一般的に適用される。2011年8月1日現在、紙タバコに適用される税率は1本当たり0.34474ドル、またはタバコの含有量1キロ当たり430.94ドルであった。

ビールおよび蒸留酒は、アルコール含有量に基づいて課税され、ビールにはアルコール濃度および容器に応じてさまざまな税率が適用される。ビールも低いアルコール濃度を基準としており、最初の1.15%のアルコール含有量は物品税が免税される。蒸留酒は、ビールより税率が高く、2011年8月1日におけるほとんどの蒸留酒に対する物品税は、アルコール1リットル当たり74.27ドルであった。

2001年以降、ガソリンおよびディーゼルに適用される物品税は、1リットル当たり38.143セントに固定されている。適格な企業は、重量車輛（車両総重量が4.5トンより大きい車両）の一定のオフロードおよびオンロード利用について、燃料税額控除を請求することができる。航空燃料は、2011年8月1日現在、1リットル当たり3.556セントの課税に服する。

・ワイン均等税

ワインには、物品税は適用されないが、別途、ワイン均等税（「WET」）が課せられる。WETは、価格に基づいて課税され、一般的にワイン（オーストラリアに輸入されたワインを含む。）の最終卸売販売価格に対して29%の税率が適用される。

ワイン生産者は、会計年度毎に、適格な課税可能なワイン売上高に対して支払うべきWETにつき上限500,000ドルの生産者割戻金を請求することができる。これは、各ワイン生産者（または生産者のグループ）が、課税可能なワイン売上高の約1.7百万ドルをWETから効果的に免税されることを可能にする。

・高級車税

高級車税率は、33%に設定されており、2011/12年会計年度の高級車税基準額である57,466ドル（GSTを含む。）を超える価額の自動車に適用されている。一定の低燃費車に対して、「低燃費車上限」として知られるより高い高級車税基準額を適用することができる。2011/12年会計年度の「低燃費車上限」は、75,375ドルである。

一般的に、高級車税は、中古車販売には適用されない。

適格な一次産品生産者および観光業者は、一定の自動車に関して支払った高級車税のうち、3,000ドルを上限とする還付を申請することができる。一次産品生産者の各会計年度における還付資格は、自動車1台に限られている。

・資源税および鉱区使用料

石油およびガスの採掘に対して、現在特定の資源税および鉱区使用料が適用されている。

2010年7月2日、オーストラリア政府は、2012年7月1日からオーストラリアにおけるすべての既存および新規の鉄鉱石および石炭プロジェクトに適用となる新しい鉱物資源使用税（「MRRT」）制度を導入し、また既存の石油資源使用税（「PRRT」）制度を、2012年7月1日から、ノース・ウェスト・シェルフ・プロジェクトなどを含む、すべてのオーストラリアの陸上および海洋の石油ガス・プロジェクトに適用拡張することを提案した。MRRTおよび既存のPRRT制度の適用拡張を実施するには、議会を通じた法案の可決が必要である。

MRRT提案に基づき、オーストラリアの鉄鉱石および石炭プロジェクトは、採掘直後の「粗鉱」貯鉱場を出る時点で決定される商品の価値からその時点までのすべての費用を控除した額に基づいて計算される課税利益の30%の税金が課せられる。MRRTは、25%の採掘控除を規定しており、これにより実効税率は22.5%に引下げられる。MRRTは、特定の条件の下での損失の移転および未利用損金の繰越しを規定する。2012年7月1日以降の投資は、複数年にわたって減価償却するのではなく、直ちに償却される。つまり、新しいプロジェクトについては、MRRTに対する義務を負うのは、初期投資を回収する十分な利益が実現した後となる。MRRTは、25年を上限とする期間にわたる投資の時価の減価償却、または資源の価値を除くプロジェクト資産の現在の償却簿価の5年間にわたる減価償却で算出される開始ベース控除額を通じて過去の投資を認識する。採掘収益が年間500万ドル未満である納税者については、MRRTに対する義務を負わない。

現在は海洋の石油プロジェクトにのみ適用されているPRRTを、オーストラリアにおける陸上および海洋のすべての石油、ガス、炭層メタンガス・プロジェクトに拡張する提案は、すべての石油およびガス・プロジェクトについて、公平な待遇を確保するものである。拡張後のPRRTには、一律40%の税率が適用される。未利用損金および資本償却に対する一連の増額控除、支出に対する即時の費用計上、および損金の税務上の価値の限定移転を含むPRRTの既存の特徴は、引き続き適用となる。PRRT制度へ移行される石油およびガス・プロジェクトについては、移行の規定が定められ、これによりプロジェクト資産の起点として、時価または償却簿価のいずれをも利用できる。

提案されたMRRTおよびPRRTの適用拡張は、資源会社に対して州および特別地域の支払い済み鉱区使用料および資源税について控除を付与する。

2010年7月2日に、オーストラリア政府はまた、詳細な技術的なパラメータ構築の進捗ならびに、MRRTおよびPRRT適用拡張の実施を監督するため、政策移行グループを結成することを発表した。2011年3月24日、政府は新しい措置に関連する政策移行グループのすべての提言を受諾した。政策移行グループの提言は、MRRT法案およびPRRTの拡張の基礎を形成する。

・その他の税金

さまざまなオーストラリアの政府省庁が、名目コストの回収、罰金、課徴金およびライセンス料など、さまざまな小規模税を管理している。

農産物には、約70の個別の税が適用される。かかる税収で、特定の農業におけるサービスおよび研究資金が賄われる。

[前へ](#) [次へ](#)

オーストラリアの課税管轄：源泉および居住性

オーストラリアにおける所得に対する課税は、主に、主体が税務上のオーストラリア居住者であるか外国人居住者であるかに基づいて決定される。オーストラリア居住者は、その全世界における所得に対して課税される一方、外国人居住者は、オーストラリア源泉の所得に対してのみ課税される。

・二重課税

二重課税は、上で述べた源泉および居住性の原則を適用することで課税管轄が重複することにより生ずる。例えば、二つの国が同一所得に対して課税しようとする場合がある。二重課税免除は、一般的に、国内法のもとで、(i)当該所得について国内課税を免除するか、または(ii)当該所得に対して納付済みの外国税を国内税から控除することにより、実現される。オーストラリアはまた、一定の限られた状況のもとで納付済みの外国税を控除することを認めている。国内法に加え、二国間租税条約に二重課税を回避するための一定の規則が定められる。

オーストラリアの租税条約は、課税権を（納税者の）居住国と（所得の）源泉国にそれぞれ配分し、課税権が競合する場合には、前者に二重課税回避策をとるよう義務づけている。当該条約はまた、これら両国で営業している多国籍企業グループの収益および費用の配分のために合意された基準を定めている。さらに、租税回避防止および税債務の徴収を補佐するために政府が協力しあうことを授權している。オーストラリアは、「所得と財産に対するOECDモデル租税条約」に基づき、44の包括的二国間租税条約を締結している。

高潔性ルール

・過小資本税制

この資本規則は、オーストラリアおよび外国の多国籍企業が、利息および配当支払いにそれぞれ適用される異なる税務処理を不正利用するのを防ぐことを目的としている。納税者は、利息を控除することはできるが、配当を控除することはできない。当該規則は、借入債務が一定の限度を超えた場合に、利子費用の損金算入を認めないことにより、オーストラリアの企業が（自己資本調達に対し）過度の借入に依存するのを阻止している。当該規則は、下記の法人に適用される。

- 国際的に業務を展開しているオーストラリア法人およびその関係会社の一部
- 外国人の支配下にあるオーストラリア法人、および
- オーストラリアで営業している外国法人

当該規則は、以下の法人には適用されない。すなわち、()年間の負債の控除額が250,000ドル以下の企業、()外国企業に投資しているオーストラリア法人で、その資産の90%以上がオーストラリア資産であるもの、()適格特別目的（証券化）法人であるもの。

・移転価格税制

移転価格税制は、オーストラリアおよび外国の多国籍企業が、それらの関連当事者間の国際取引を、独立当事者間原則に従って価格設定するよう確保することを意図している。その目的は、異なる法域に所在する関係会社間で、所得が移転されるのを阻止し、もって、課税されるオーストラリア企業の所得が、オーストラリアにおける経済的付加価値に見合うものとなるよう確保することである。

・外国源泉所得の課税繰延防止（帰属）制度

オーストラリアの帰属主義は、以下で構成されている。

- 被支配外国会社規則、および
- 譲渡者信託規則

これらの規則は、居住者が、国外に所得を蓄積することにより、オーストラリアの税を繰延べまたは回避するのを阻止することを目的としている。これらの規則のもとで、居住者は、国外に蓄積されつつある所得の分与分に基づいて発生主義により課税される。

2009年5月12日、オーストラリア政府は外国源泉所得帰属制度を改正する意向を発表した。改正により、制度の高潔性目標と他の目標（効率性、公平性、簡便さおよび遵守費用の低減等）のより適切なバランスをとることを目指す。これらの改正の一部として、政府はロールアップまたは貯蓄型ファンドを対象とした限定的な租税回避防止規定を導入する意向であることを公表した。

・税務情報交換協定

税務情報交換協定（「TIEA」）は、民事および刑事上の税犯罪を阻止するために、納税者情報の交換にかかる法的根拠を定めた二国間協定である。オーストラリアは、低税率国との間で25のTIEAに調印している。

連邦と州の財政関係

連邦と州の財政関係は、州および特別地域に対するオーストラリア政府の財政支援およびオーストラリア借入委員会による政府借入れの監督で成り立っている。

州および特別地域は、オーストラリア連邦から多額の財政支援を受けている。2011/12年予算によると、2011/12年における連邦の州および特別地域に対する支給額の合計は、一般歳入援助（GST交付金を含む。）49.5十億ドルおよび特定目的交付金45.5十億ドルからなる95.0十億ドルと推計された。これは、2010/11年と比較して、財政支援総額において1.2%の増加である。このオーストラリア連邦の概況の「経済見通し - 世界的金融危機に対する連邦の対応」を参照のこと。

一般歳入援助は、広範な交付金で、これらは、それぞれの州の予算上の優先順位に従って支出するという条件を課せられることなく、州および特別地域に支給される。オーストラリア連邦はまた、州および特別地域が管理することができる分野で重要な国の政策目標を追求するために、州および特別地域に特別目的交付金を支給する。

連邦財政関係に関する政府間協定においてオーストラリア政府評議会により合意されたところに従い、2011/12年予算の時点で2011/12年に総額48.4十億ドルと見積もられたGST交付金は、水平財政均衡原則に従って州および特別地域の間で配分される。この原則のもとで、州および特別地域は、もし、各州がその独自の財源から資金を調達する同じ努力をし、同水準の効率性をもって運営を行ったなら各州が同じ標準的水準でサービスおよび関連するインフラストラクチャーを提供する能力を有したであろうとの想定のもとに、オーストラリア連邦から資金を付与される。

オーストラリア借入委員会

オーストラリア借入委員会は、連邦と州の閣僚評議会で、公的部門の借入を取り纏める。同委員会は、オーストラリア国首相ならびに各州および特別地域の首長で構成される。しかし、実務上は、各委員は、名義人（通常、当該法域の財務大臣）によって代表され、連邦の財務大臣が委員長を務める。

現在の借入委員会協定は、自発ベースで運営されており、厳格な借入限度の遵守よりは、公的部門の資金調達の透明性に重点が置かれている。かかる協定は、公的部門の借入に対する金融市場の監視を強化し、各政府の財政状況について十分な情報に基づく判断が行われるようにすることを意図している。

借入委員会は、従来から、毎年3月に会合を開き、各法域の翌年度の借入申請の検討を行っている。合意された協定の一環として、借入委員会は、各法域の財政状態および割当額の総額のマクロ経済上の影響を考慮しながら、これらの申請額を検討する。

2009/10年以降、借入委員会の役割は、オーストラリア建築基金、医療および病院基金および教育投資基金からの歳出案のマクロ経済的影響についての報告を含むよう拡大された。

2011年4月に、連邦政府は、2011/12年につき14.2十億ドルの借入委員会割当額欠損を申請し、同委員会はこれを承認した。

政府債の国内発行

2008/09年以前に財政黒字が維持されてきたため、予算資金手当のための借入需要はなくなっているが、オーストラリア政府は、トレジャリー・ボンドの活発な市場を維持し、トレジャリー・ボンドの先物市場を支援するために、引続きトレジャリー・ボンドを発行した。これら2つの市場は、さまざまな金融商品の値決めおよびヘッジならびに市場参加者による金利リスク管理のために利用されている。これらの市場は、金融システムに厚みをもたらし、オーストラリアにおける資本コストの引き下げに貢献している。

2009年2月3日、オーストラリア政府は2009年最新経済財政予測（「2009UEF0」）を公表した。2009UEF0に含まれる予測を踏まえ、2009年2月4日、オーストラリア金融管理局はトレジャリー・ボンドの発行を増加させた。

2009UEF0の発表以来、オーストラリア金融管理局は2件のトレジャリー・ボンドの入札をほとんどの週（通常は水曜日および金曜日）に実施した。2009UEF0発表から2009/10年予算発表までの期間の各入札の提示額は500百万ドルから700百万ドルであった。2009年5月12日、政府は2009/10年予算の中で、最新経済財政予測を発表した。この発表に併せて、オーストラリア金融管理局によるトレジャリー・ボンドの入札が、2008/09年の残りの期間にそれぞれ800百万ドル以下で行われた。2009/10年および2010/11年に、オーストラリア金融管理局によるトレジャリー・ボンドの入札の提示額は500百万ドルから1.2十億ドルの範囲であった。入札が行われる債券の年限を決めるにあたり、オーストラリア金融管理局は債券市場の参加者と協議を行った。

2011年9月末に発行済みのトレジャリー・ボンドの額面総額は、2010年9月末時点より約46.9十億ドル増加の、178.8十億ドルであった。

2010/11年のトレジャリー・ボンドの発行は、額面金額でおよそ55.4十億ドルに達した。

2011/12年のトレジャリー・ボンドの発行は、約51十億ドルと予想される。14十億ドルが満期を迎えることを考慮すると、これは発行済みのトレジャリー・ボンドの額面金額で正味37十億ドルの増加である。2012年6月末に発行済みのトレジャリー・ボンドの額面金額は、約198十億ドルと予想される。

2011/12年に入札は水曜および金曜に行われると予想され、ある週に募集される債券銘柄および金額の詳細はその前の週の金曜の正午に公表される。各入札で募集される額面金額は500百万ドルから1.2十億ドルの間と予想されている。

2010/11年の発行は、2014年、2016年、2018年および2023年満期の新規トレジャリー・ボンド4銘柄であった。2011/12年の発行は、新規のミッド・カーブ・トレジャリー・ボンドを、1または2銘柄含む予定である。

予算歳入と歳出の時期が異なることにより、大規模な年度内の資金需要が生じる見通しである。将来の期間において、トレジャリー・ノートは短期的な資金需要の管理に使用されることが計画されている。また、オーストラリア金融管理局は、保有する期限付き金融資産に関する買戻契約をこの目的のために使用する可能性がある。

2009年3月5日、トレジャリー・ノートの発行がオーストラリア金融管理局により奨励された。2011年9月末時点の発行済トレジャリー・ノートの額面総額は、14.2十億ドルで、2010年6月末から約4十億ドルの減少であった。

発行済のトレジャリー・ノートの金額は、オーストラリア政府の資金の受取および支出に左右されて変動する。政府は流動性のある市場を維持するために、常に、少なくとも10十億ドルの発行済みトレジャリー・ノートを保つ計画である。

2011年6月30日時点の発行済トレジャリー・ノートの額は、16.1十億ドルであった。2011/12年末時点の発行済みの額は、約10十億ドルとなる見込みである。

2009年8月7日、金融市場の参加者との協議の後、オーストラリア金融管理局は、2003年に最終発行されたトレジャリー・インデックス型債券の発行を再開すると発表した。2010年7月から2011年6月30日にかけて、3.3十億ドルのトレジャリー・インデックス型債券が発行された。

2011年9月末時点での発行済のトレジャリーインデックス型債券の額面総額は、2010年9月末時点より約20億ドル増加の、14.4十億ドルであった。

2011/12年のトレジャリーインデックス型債券の発行は、約20億ドルと予想される。2030年満期の新規銘柄が、2010年9月にシンジケートによる募集を通じて発行された。

2012年6月末時点での発行済トレジャリーインデックス型債券の額面金額は、約16十億ドルと予想される。

2011年9月30日時点で、オーストラリア政府は1987年以来、直接外貨での借入を行っておらず、外貨建て借入金残高はわずかに6.3百万ドルであった。

2009年4月7日、政府は、NBN Coへの投資はオージー・インフラストラクチャー債券（「AIB」）の発行を通じて一部資金調達される予定であると発表した。AIBは、2010/11年のNBN Coに関する修正された政府出資要件がオーストラリア建築基金からの資金で完全に満たされるため、2011/12年まで必要にならない、2011/12年に、政府のNBNへの出資のうち2.7十億ドルは、オーストラリア金融管理局の全体的な債券プログラムの一環としての連邦政府債券のホールセール発行によりAIBを通じて資金調達される予定である。

AIBは、他の連邦政府債券から独立して特定することはできないが、予算教書においてAIBとして報告される予定である。さらに、2011年7月1日から、オーストラリア金融管理局の週1回の連邦政府債券入札公告は、入札の手取金の一部が政府のNBN Coへの投資の資金調達に使用される可能性を示している。

保証およびその他の偶発債務

連邦政府による借入保証

現在、政府系機関は、連邦政府を通じてではなく自身で直接借入れを行うのが慣行となっている。1997年財政管理および説明責任法（連邦）（「FMA法」）は連邦政府の大臣全員に対して、財政・規制緩和大臣の承認を条件として、オーストラリア憲法のもとでの行政権限を利用して、連邦政府に代わって借入保証を行う権限を与えている。ただし、一部の連邦政府系機関に係る法令には、FMA法制定前の法令上の取決めを反映して財務大臣のみにその借入を保証する裁量権を付与しているものがある。

オーストラリア政府が提供する新規貸付に対する保証件数は、近年、減少している。これは、事業経営に従事している連邦の機関は、民間企業により匹敵する基準で資本市場にアプローチすべきであるとの方針を反映したものである。

オーストラリア政府は、オーストラリアの輸出信用機関である輸出金融保険公社（「EFIC」）が、オーストラリア政府以外の主体に対して現に支払義務を負っているかまたはいずれかの時点で負うこととなる債務の期限通りの支払いを保証している。オーストラリア政府はまた、EFICが債務、損失および請求を補填するために必要とする資金を要請に応じて供給するため、現在、200百万ドルのコーラブル・ファシリティを提供している。

下表は、2008年、2009年および2010年の各6月30日現在の特定の連邦保証が付された借入ならびにその他の補償および偶発債務に関する情報の要約である。

表34：定量化可能な偶発債務

	(単位：百万豪ドル)		
	2008年6月30日現在	2009年6月30日現在	2010年6月30日現在
保証	285	277	261
補償	588	555	614
払込未請求株式 / 応募資本	5,720	6,766	12,114
損害 / 費用賠償請求	148	232	111
その他の偶発債務	117	123	117
定量化可能な偶発債務合計	6,858	7,953	13,217
控除：定量化可能な偶発利益	80	166	413
定量化可能な正味偶発債務	6,788	7,787	12,804

出典：2009年6月30日および2010年6月30日に終了した年度に関する連邦政府連結財務書類

オーストラリアの金融システムの安定性を強化するための連邦政府の取組み

金融システムの安定性を促進し、国際資本市場の混乱が深刻化する時期に経済全般にわたって信用が継続的に行き渡るようになるため、オーストラリア政府は、以下の制度を導入した。

- ・以下を定める金融請求制度：
 - 1959年銀行法（連邦）2AA章に基づく施策：
 - ・ 適格ADI（外資系ADI以外）になされた口座保有者の預金ならびにかかる預金に生じた利息を、1ADIにつき1口座保有者当たり、合計1,000,000ドルまで保護する。
 - ・ ADIが破綻した場合、金融請求制度に基づいて保護された預金の口座保有者への迅速な払戻しを支援する。
 - 支払い不能に陥った損害保険会社に対して適格請求者が行う有効な請求に基づいて支払うべき金額の支払を促進する、1973年保険法（連邦）VC部の施策
- ・ 以下を認める任意制度である、大口預金およびホールセール資金調達保証制度：
 - ADI（外資系ADI以外）が、1ADIにつき1顧客当たり、1,000,000ドルを超える預金残高および満期60ヵ月以内の一定の仕組みのない非劣後無担保債務証券。
 - 外資系ADIが、一定の条件を満たすことを条件として、オーストラリアの居住者が保有する請求払いまたは2009年12月31日までに満期となる一定の預金ならびに15ヵ月以内に満期となる一定の仕組みのない非劣後無担保短期債務証券。

のそれぞれのうち、制度規則に記載の適格基準を満たしたものにつき、オーストラリア連邦の保証を付すよう申請すること。

ADI保証制度は2010年3月31日付でホールセール債務の新規発行および追加預金の受入を終了した。

これらの制度の骨子は以下のとおりである。

金融請求制度

- ・オーストラリア連邦は、口座保有者に直接的な費用を負担させずに2011年10月12日までの3年間、
- 適格ADI（外資系ADI以外）に預けられた新規および既存の預金およびかかる預金の利息を1ADIにつき1口座保有者当たり1,000,000ドルを上限として保証する。
- ADIが破綻した場合、金融請求制度に基づいて保護された預金の口座保有者への迅速な払戻しを支援する。
- ・オーストラリア連邦政府は、支払い不能に陥った損害保険会社に対して適格請求者が行う有効な請求に基づいて支払うべき金額の支払を促進する。

2011年9月11日、オーストラリア政府は以下を発表した。

- ・2012年2月1日から導入される1機関につき1人当たり250,000ドルの新しい恒久的上限（2012年1月31日まで、預金は1,000,000ドルを限度として保護される。）。
- ・2012年12月31日までまたは満期日までのいずれか早く到来する日まで、既存の定期預金の1,000,000ドルが引続き保護される適用除外措置。かかる措置は、2011年9月10日に存在していた定期預金に適用される。

大口預金およびホールセール資金調達保証制度

- ・オーストラリア連邦は、ADI（外資系ADI以外）に預けられた新規および既存の1,000,000ドルを超える預金を申請により有償でADI保証制度の存続期間にわたり保証した。
- ・オーストラリア連邦政府は、発行案件毎に、ADI（外資系ADI以外）の一定の仕組みのない非劣後無担保短期債券（満期が15ヵ月未満のもの）および長期債券（満期が15ヵ月以上60ヵ月までのもの）を、申請により有償で保証した。
- ・外資系ADIについては、特定の条件を満たすことを前提として、オーストラリア連邦は、オーストラリア居住者が保有する一定の通知預金または満期が2009年12月31日（同日を含む。）までの預金ならびに一定の仕組みのない、満期が15ヵ月までの非劣後無担保短期債券を、申請により有償で保証した。

2010年2月7日、オーストラリア政府は以下を発表した。

- ・2010年3月24日を、ADIが適格な債務証券および適格な預金に関して、ADI保証制度に基づく適格証明を申請できる最終日（「最終申請日」）とする。
- ・2010年3月31日を、ADIがADI保証制度に基づく保証が付される債務証券を発行できる最終日および新たな保証付預金の受入れがなされる最終日（「最終発行日」）とする。

最終発行日において存在した被保証債務はそれらの条項に従い、その後も保証される。

ADI保証制度に関する発表は、金融請求制度に影響を与えない。金融請求制度は2011年10月に上限が見直されるまで、口座保有者の適格な預金（1,000,000ドル以内）を継続して保護する。

大口預金およびホールセール資金調達保証制度に基づく報告

オーストラリア準備銀行は、ウェブサイト（現在、www.guaranteescheme.gov.au）を開設し、ADI保証制度の運営についての情報を、ADIによる被保証債務、発行規模、保証の提供日、債務の種類、通貨、プログラム/商品名、有価証券識別情報および満期を特定して、提供している。オーストラリア準備銀行は、ADI保証制度の運営について月次報告書を作成する。政府はまた、オーストラリア議会に、下記の詳細を記載した6カ月毎の報告書を提出する。

- ・被保証債務の総額
- ・ADI保証制度のもとでなされた支払請求（もしあれば）
- ・ADI保証制度のもとでオーストラリア連邦が行った支払い（もしあれば）

2011年9月30日現在、ADI保証制度に基づくすべてのADIの保証債務の1日当たり平均総額は、120.3十億ドルと推計された。このうち大口預金の推計が3.4十億ドルおよびホールセール資金調達推計が116.9十億ドルであった。

州および特別地域の借入の連邦保証

2009年7月24日、オーストラリアの州および特別地域の政府が信用市場へ参入する能力を支援するために、オーストラリア連邦政府は州および特別地域の借入に対するオーストラリア政府保証を導入した。

州保証制度の主要事項は以下のとおりである。

- ・オーストラリア連邦は、申請を受けて、州または特別地域の借入（非政府所有法人の借入は含まない。）に関して発行された、一定の仕組みのない満期が180か月までの豪ドル建債券に関する当該各州または特別地域の債務を、手数料を課して保証した。
- ・州および特別地域は、適格な州および特別地域発行債券の現在の残高および将来発行分の双方について保証を申請することができた。

2010年2月7日、オーストラリア政府は州保証制度の終了を発表し、2010年12月31日を発行体が州保証制度に基づき保証が付されるそれぞれの州または特別地域の負債である債券を発行できる最終日（「州保証最終発行日」）と定めた。

最終発行日に存在した州保証制度に基づく被保証債務は、その条項に従い、引続き保証される。州保証制度に関連する保証証書は、2026年6月30日の午前零時に終了する。

州および特別地域の借入の保証に基づく報告

オーストラリア準備銀行は、ウェブサイト（現在、www.guaranteescheme.gov.au）を開設および維持し、発行体、州または特別地域、発行額、保証の提供日、債務の種類、プログラム/商品の名称、証券識別番号および満期により被保証債務を特定することで、州保証制度の運用に関する情報を提供する。当該ウェブサイトの内容は、参照により、このオーストラリア連邦の概況に組み込まれるものではない。オーストラリア準備銀行は、州保証制度の運営について月次報告書を作成する。

2011年6月30日、保証の対象となっている州および特別地域の借入の額面価額は、39.5十億ドルで、2011年3月30日の50.8十億ドルから減少した。

その他の偶発債務および約定

オーストラリア政府は、さまざまな国際金融機関に対して偶発債務を負っている。2011年6月30日現在、未請求資本応募額はそれぞれ、国際復興開発銀行（IBRD）に対しては2.8十億米ドル（約2.6十億豪ドル）、アジア開発銀行（ADB）に対しては7.0十億米ドル（推計額6.6十億豪ドル）、多国間投資保証機関（MIGA）に対しては26.5百万米ドル（約24.6百万豪ドル）および欧州復興開発銀行（EBRD）に対しては、237.5百万ユーロ（約320.8百万豪ドル）であった。さらに、2011年6月30日現在、IBRDの資本に対する価額維持義務として発行された要求払約束手形の未実行額は42.6百万米ドル（約39.6百万豪ドル）であった。オーストラリア政府はまた、国際通貨基金（IMF）に対する増資割当金として、またIMFが保有する豪ドルのSDRでの価値を維持するために約束手形を発行している。2011年6月30日現在、これらの目的のために発行された差入済約束手形の未実行額は3.8十億豪ドルであった。

オーストラリアは、1998年以来、新規借入取決め（「NAB」）に基づきIMFに利用可能な信用枠を設定している。G-20首脳会議のコミットメントに沿い、オーストラリアは他国と共に、拡大NABに基づき信用枠を増額した。2011年3月11日にNAB増額が発効した際、オーストラリアのNAB信用協定は801.3百万SDRから4.4十億SDR（2011年6月30日現在で推計額6.5十億豪ドル）に増加した。これは世界経済の安定を維持し、回復を支えるのに利用可能な財源をIMFが確実に保有するのを助けるための偶発貸付金である。資金はIMFの通常割当財源を補完するのに必要な場合にIMFにより引き出されており、利息付で全額返済される。

オーストラリア政府は2010年4月に発表されたIBRDの増資に出資する予定である。オーストラリアの払込済資本への拠出は51.6百万米ドル（約48.0百万豪ドル）で、2011/12年から5年間で支払われる予定である。かかる応募資本に関する初回の支払いは、2011年7月に行われた。オーストラリアは、請求払資本808.3百万米ドル（約752.7百万豪ドル）もさらに応募する予定である。

オーストラリア政府はADBの第5回一般増資に拠出することを約束した。オーストラリアは今後10年間で、197.6百万米ドル（約184.0百万豪ドル）の払込済みを資本を拠出する予定である。オーストラリアは2010年7月1日にこの一般増資のために第1回の払込みを行い、2011年6月30日時点で未払いの残額は158.1百万米ドルであった。

2010年5月に、オーストラリア政府は、EBRDの一般増資に参加することに同意した。2011年4月20日に、増資の請求部分が発効した。その結果、オーストラリアの偶発債務は現在、総額が237.5百万ユーロ（約320.8百万豪ドル）である。

2011年6月30日現在、オーストラリア政府は、アジア開発基金（「ADF」）、国際開発公社（「IDA」）（重債務国支援策にかかるものを含む。）および世界環境ファシリティに対する未履行約定額として1.8十億豪ドルの債務を抱えている。これらの債務は、誓約時に署名した約定証書によって規定されている。現金支出の合意された予定に沿って実行が可能となるよう、増資割当の期間にわたり、定期的に約束手形が差し入れられる。

公債

下表は、2011年9月30日現在のすべての連邦政府債を示したものである。

表35：発行済豪ドル建のもの

固定利付トレジャリー・ボンド(a)

発行年月	償還年月日	年利率(%)	2011年9月30日現在 未償還額(千豪ドル)
2006年12月～	2012年4月15日	5.75	14,055,000
2010年2月～	2012年11月15日	4.75	8,900,000
2000年5月～	2013年5月15日	6.50	16,698,400
2010年6月～	2013年12月15日	5.50	9,300,000
2008年7月～	2014年6月15日	6.25	11,899,000
2010年10月～	2014年10月15日	4.50	9,850,000
2002年5月～	2015年4月15日	6.25	14,098,000
2011年7月～	2015年10月21日	4.75	3,000,000
2010年7月～	2016年6月15日	4.75	11,700,000
2004年6月～	2017年2月15日	6.00	15,198,000
2011年9月～	2017年7月21日	4.25	2,000,000
2010年11月～	2018年1月21日	5.50	7,000,000
2006年7月～	2019年3月15日	5.25	13,947,500
2009年4月～	2020年4月15日	4.50	15,697,000
2007年9月～	2021年5月15日	5.75	13,500,000
2010年6月～	2022年7月15日	5.75	8,800,000
2011年5月～	2023年4月21日	5.50	3,200,000
合計(b)			178,842,900

トレジャリーインデックス型債券

発行年月	償還年月日	年利率(%)	2011年9月30日現在 未償還額(千豪ドル)
1994年 - 2003年、2010年2月～	2015年8月20日	4.00	3,195,800
1996年 - 2002年、2009年11月～	2020年8月20日	4.00	4,373,200
2009年9月～	2025年9月20日	3.00	4,910,000
2010年9月～	2030年9月20日	2.50	1,900,000
合計			14,379,000 (c)

トレジャリー・ノート(a)

発行年月	償還年月日	年利率(%)	2011年9月30日現在 未償還額(千豪ドル)
種々	種々	(d)	14,200,000

その他の証券(e)

発行年月	償還年月日	年利率(%)	2011年9月30日現在 未償還額(千豪ドル)
種々	種々	種々	13,784

発行済豪ドル建合計(千豪ドル)	207,435,684
-----------------	-------------

注(a) トレジャリー・ボンドおよびトレジャリー・ノートは1984年7月1日以来記名式のみで発行されている。それ以前は政府債券は無記名式でも発行されていた。

(b) 1982年8月5日以降、トレジャリー・ボンドは入札方式で発行されている。

(c) 当初額面。

(d) トレジャリー・ノートは割引債の形で発行され、満期日に額面の100%で償還される。

(e) 非課税および延滞を含む。

出典：オーストラリア金融管理局

次の表は、2011年9月30日現在のオーストラリア政府による対外債務を示したものである。以下に記載されたオーストラリアによって発行された債券のもとで、オーストラリア政府は、その要項に従い、これらの債券に対し（もしかかる担保がなければこれらの債券に優先したであろう）新たに発行される債券、借款、借入と同順位で担保を提供することを義務づけられている。

表36：英ポンド払いのもの

	発行年月	償還年月日	年利率(%)	2011年9月30日現在 未償還額 (千英ポンド)
連邦政府債券	種々	期日到来済み - ただし支払のための提示なき債券(a)	-	53
州政府債券	種々	州財務大臣の選択する期日	3.0	414
英国ポンド払い合計				467

注(a) 財務代理人から再請求のあった期限経過債券

出典：オーストラリア金融管理局

表37：米ドル払いのもの

発行年月	償還年月日	年利率(%)	2011年9月30日現在 未償還額 (千米ドル)
1987年3月	2017年3月15日	8.375	5,321
米ドル払い合計			5,321

出典：オーストラリア金融管理局

表38：ユーロ払いのもの

償還年月日	年利率(%)	2011年9月30日現在 未償還額 (千ユーロ)
期日到来済み - ただし支払のための提示なき債券 (a)	-	5
ユーロ払い合計(b)		5

注(a) 財務代理人から再請求のあった期限経過債券

(b) もともとドイツ・マルク払いの債券で、1998年12月31日に欧州中央銀行が取消不能の形で決定した1.0ユーロ = 1.95583ドイツ・マルクのレートでユーロに転換された。

出典：オーストラリア金融管理局

表39：日本円払いのもの

償還年月日	年利率(%)	2011年9月30日現在 未償還額(千円)
期日到来済み - ただし支払のための提示なき債券 (a)	-	416
日本円払い合計		416

注(a) 財務代理人から再請求のあった期限経過債券

出典：オーストラリア金融管理局

表40：スイス・フラン払いのもの

償還年月日	年利率(%)	2011年9月30日現在 未償還額 (千スイス・フラン)
期日到来済み - ただし支払のための提示なき債券(a)	-	51
スイス・フラン払い合計		51

注(a) 財務代理人から再請求のあった期限経過債券

出典：オーストラリア金融管理局

下記は、2011年6月30日現在未償還のオーストラリア政府の直接債務にかかる元本の支払予定額（期限前償還および満期償還を含む。）の一覧である。

表41：政府長期直接債務の支払一覧（2011年6月30日現在）

	(百万豪ドル)				
	2011/12年	2012/13年	2013/14年～ 2014/15年	2015/16年～ 2018/19年	2019/20年～ 2030/31年
償還額					
豪ドル払い	30,155	25,598	43,747	46,656	49,331
海外での償還額(a)					
米ドル払い	0	0	0	5	0
計	30,155	25,598	43,747	46,661	49,331

注(a) 2011年6月30日現在の為替レートにより豪ドルに換算。

出典：オーストラリア金融管理局、未公表のオーストラリア金融管理局のデータ

2009年2月4日、オーストラリア金融管理局は、トレジャリー・ボンドの発行を増やした。2010/11会計年度におけるトレジャリー・ボンドの発行は、額面金額で約55.4十億ドルに達した。

2011年9月末に発行済みのトレジャリー・ボンドの額面総額は、2010年9月末時点より約46.9十億ドル増加の、178.8十億ドルであった。

2011/12年のトレジャリー・ボンドの発行は、約51十億ドルと予想される。14十億ドルが満期を迎えることを考慮すると、発行済みのトレジャリー・ボンドの額面で正味37十億ドルの増加である。2012年6月末に発行済みのトレジャリー・ボンドの額面総額は、約198十億ドルと予想される。

2011/12年に入札は水曜および金曜に行われる予定であり、ある週に募集される債券銘柄および金額の詳細はその前の週の金曜の正午に公表される。各入札で募集される額面金額は500百万ドルから1.2十億ドルの間と予想されている。

2010/11年の発行は2014年、2016年、2018年および2023年満期の新規トレジャリー・ボンド4銘柄であった。2011/12年の発行は、新規のミッド・カーブ・トレジャリー・ボンドを1または2銘柄含む予定である。

2009年3月5日、トレジャリー・ノートの発行がオーストラリア金融管理局により奨励された。2011年9月末時点の発行済トレジャリー・ノートの額面総額は、14.2十億ドルで、2010年9月末から約4十億ドルの増加であった。

発行済のトレジャリー・ノートの金額は、オーストラリア政府の資金の受取および支出に左右されて変動する。政府は流動性のある市場を維持するために、常に、少なくとも10十億ドルの発行済トレジャリー・ノートを持続する計画である。

2011年6月30日時点の発行済トレジャリー・ノートの額は、16.1十億ドルであった。2012年6月末時点の発行済の額は、約10十億ドルになる見込みである。

2011年9月末時点での発行済のトレジャリー・インデックス型債券の額面総額は、2010年6月末時点より約2十億ドル増加の14.4十億ドルであった。

2011/12年のトレジャリー・インデックス型債券の発行は、約2十億ドルと予想される。2030年満期の新規銘柄が、2010年9月にシンジケートによる募集を通じて発行された。2012年6月末時点での発行済トレジャリー・インデックス型債券の額面金額は、約16十億ドルと予想される。

オーストラリア連邦の概況の「 財政 - 政府債の国内発行」を参照のこと。

債務不履行の有無

オーストラリア連邦はこれまで支払時に支払われるべき適法な通貨で、支払が行われるべき国において、すべての直接対外債務の元利金全額を期日に遅滞なく支払い、また保証の履行を求められたすべての間接対外債務を履行してきた。

信用格付

オーストラリア政府は、外貨建債務および自国通貨建債務の双方について、スタンダード・アンド・プアーズおよびムーディーズから最高格付を取得している。フィッチはオーストラリアの自国通貨建借入につきAAAおよび外貨建借入につきAA+の格付を付与している。すべての格付の見通しは、安定的である。オーストラリア政府は、予算上の資金需要を満たし、歳入と歳出の時間差の結果である年度内資金需要を賄うために連邦政府債券を発行する。オーストラリア政府の借入コストを最小にするために、オーストラリア政府の信用格付の維持は重要である。2011/12年予算の発表後、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチはそれぞれ、オーストラリアに対する格付を据え置いた。より最近では、2011年9月23日にスタンダード・アンド・プアーズがオーストラリアに対する格付を据え置いた。

法的事項

保証証書の有効性については、オーストラリアのLionel Murphy Building, 50 Blackall Street, Barton ACT 2600に所在するオーストラリア政府のカウンセルによりオーストラリア連邦のために意見が出された。日本国の法律に関する一定の事項については、〒106-6021 日本国東京都港区六本木1 - 6 - 1 泉ガーデンタワー21階に所在するスカデューン・アープス法律事務所がオーストラリア連邦の代理をしている。

[前へ](#)

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。

(訳文)
独立監査人の同意書

オーストラリア・ニュージーランド銀行
取締役会 御中

私どもは、2011年9月30日終了事業年度に係るオーストラリア・ニュージーランド銀行の年次報告書に含まれるオーストラリア・ニュージーランド銀行の財務報告書に関連した2011年11月2日付の監査報告書、および2010年9月30日終了事業年度に係るオーストラリア・ニュージーランド銀行の年次報告書に含まれるオーストラリア・ニュージーランド銀行の財務報告書に関連した2010年11月4日付の監査報告書が、金融商品取引法に従って2011年12月22日またはその前後に関東財務局長に提出される有価証券報告書の中に含まれることに同意する。

ケーピーエムジー(署名)

ピーター・ナッシュ(署名)
パートナー

オーストラリア、メルボルン市
2011年12月20日

[次へ](#)

CONSENT OF THE INDEPENDENT AUDITOR

To the Board of Directors

Australia and New Zealand Banking Group Limited

We hereby consent to the use of our auditors' reports:

- dated 2 November 2011 with respect to the financial report of Australia and New Zealand Banking Group Limited appearing in Australia and New Zealand Banking Group Limited's Annual Report for the year ended 30 September 2011 and
- dated 4 November 2010 with respect to the financial report of Australia and New Zealand Banking Group Limited appearing in Australia and New Zealand Banking Group Limited's Annual Report for the year ended 30 September 2010.

in the Annual Securities Report lodged with Director General of the Kanto Local Finance Bureau of Japan on or around 22 December 2011 for the purposes of satisfying the filing requirements of the Financial Instruments and Exchange Law in Japan.

KPMG

Peter Nash

Partner

Melbourne, Australia
20 December 2011

() 上記は、独立監査人の同意書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

(翻訳)

オーストラリア・ニュージーランド銀行
各位

財務書類に関する報告

私たちは、添付のオーストラリア・ニュージーランド銀行（以下、「当行」という。）の財務書類の監査を行った。これらの財務書類は、当行および当グループ（当行および当行の年度末現在または当事業年度中における被支配会社からなる）の2011年9月30日現在の貸借対照表、同日に終了した事業年度の損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、注記1から51の重要な会計方針およびその他の補足情報、ならびに取締役の宣誓書から構成されている。

財務書類に関する取締役の責任

当行の取締役には、オーストラリア会計基準および2001年会社法に従って財務書類を作成し、真実かつ公正な表示を行う責任がある。またこのための取締役が決定した内部統制には、不正または誤謬による重要な虚偽表示のないような財務報告を作成することを可能にするのでなければならない。また注記1(A)()において、取締役は、オーストラリア会計基準AASB第101号「財務諸表の表示」に従って、財務諸表および注記から構成される財務書類は国際財務報告基準に準拠していることについて記載している。

会計監査人の責任

私たちの責任は、私たちの監査に基づいて当財務書類について意見を表明することにある。私たちは、オーストラリア監査基準に準拠して監査を実施した。これらの監査基準は、私たちが監査業務に関連する倫理要件に準拠すること、また財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るための監査を私たちが計画し、実行することを要求している。

監査には、財務書類の金額と開示について監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、監査人の判断によって選定され、不正または誤謬により財務書類に重要な虚偽の表示が行われるリスクの評価が含まれている。私たちは、それらのリスク評価を行う際に、当該事業体の真実かつ公正に表示された財務諸表の作成に関連する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を選定するためであり、当該事業体の内部統制の有効性に関して意見を表明するためではない。監査はまた、取締役が採用した会計方針および取締役が行った重要な見積りの評価も含め、全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私たちは、財務書類が、すべての重要な点において、2001年会社法およびオーストラリア会計基準に準拠して、当行および当グループの財政状態および経営成績に関する私たちの理解と一致した公正な表示を真実かつ公正に示しているかどうかについて評価する手続を行った。

私たちが得た監査証拠は、私たちの意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供していると判断している。

独立性

私たちは監査を行う際に、2001年会社法の独立性要件に準拠している。

監査意見

私たちの意見は以下のとおりである。

- (a) オーストラリア・ニュージーランド銀行の財務書類は2001年会社法に準拠し、
- () 当行および当グループの2011年9月30日現在の財政状態および同日に終了した年度における経営成績を真実かつ公正に表示している。
 - () オーストラリア会計基準および2001年会社法規則に準拠している。
- (b) 注記1(A)()に記載のとおり、財務書類は国際財務報告基準に準拠している。

「報酬報告書」に関する報告

私たちは、取締役報告書の22ページから45ページ（訳者注：原文のページ数である。）に記載の2011年9月30日終了事業年度の「報酬報告書」の監査を行った。当行の取締役には、2001年会社法の第300A条に従って「報酬報告書」を作成し、表示を行う責任がある。私たちの責任は、オーストラリア監査基準に準拠して行った私たちの監査に基づいて「報酬報告書」について意見を表明することである。

監査意見

私たちは、2011年9月30日終了事業年度のオーストラリア・ニュージーランド銀行の報酬報告書が2001年会社法の第300A条に準拠しているものと認める。

ケーピーエムジー（署名） ピーター・ナッシュ（署名）

オーストラリア、メルボルン市 パートナー

2011年11月2日

[前へ](#) [次へ](#)

Independent auditor's report to the members of Australia and New Zealand Banking Group Limited

Report on the financial report

We have audited the accompanying financial report of Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company), which comprises the balance sheets as at 30 September 2011, and the income statements, and statements of comprehensive income, statement of changes in equity and cash flow statements for the year ended on that date, note 1 to 51 comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information and the directors' declaration of the Company and the Group comprising the Company and the entities it controlled at the year's end or from time to time during the financial year.

Directors' responsibility for the financial report

The directors of the Company are responsible for the preparation of the financial report that gives a true and fair view in accordance with Australian Accounting Standards and the *Corporations Act 2001* and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of the financial report that is free from material misstatement whether due to fraud or error. In note 1(A)(i), the directors also state, in accordance with Australian Accounting Standard AASB 101 *Presentation of Financial Statements*, that the financial statements complies with International Financial Reporting Standards.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial report based on our audit. We conducted our audit in accordance with Australian Auditing Standards. These Auditing Standards require that we comply with relevant ethical requirements relating to audit engagements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial report is free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial report. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial report, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of the financial report that gives a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the directors, as well as evaluating the overall presentation of the financial report.

We performed the procedures to assess whether in all material respects the financial report presents fairly, in accordance with the *Corporations Act 2001* and Australian Accounting Standards, a true and fair view which is consistent with our understanding of the Company's and the Group's financial position and of their performance.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Independence

In conducting our audit, we have complied with the independence requirements of the *Corporations Act 2001*.

Auditor's opinion

In our opinion:

(a) the financial report of Australia and New Zealand Banking Group Limited is in accordance with the *Corporations Act 2001*, including:

- (i) giving a true and fair view of the Company's and the Group's financial position as at 30 September 2010 and of their performance for the year ended on that date; and
- (ii) complying with Australian Accounting Standards and the Corporations Regulations 2001.

(b) the financial report also complies with International Financial Reporting Standards as disclosed in note 1(A)(i).

Report on the remuneration report

We have audited the Remuneration Report included in pages 22 to 45 of the directors' report for the year ended 30 September 2011. The directors of the Company are responsible for the preparation and presentation of the remuneration report in accordance with Section 300A of the *Corporations Act 2001*. Our responsibility is to express an opinion on the remuneration report, based on our audit conducted in accordance with Australian auditing standards.

Auditor's opinion

In our opinion, the remuneration report of Australia and New Zealand Banking Group Limited for the year ended 30 September 2011, complies with Section 300A of the *Corporations Act 2001*.

/s/KPMG

Peter Nash
Partner
Melbourne
2 November 2011

() 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

(翻訳)

オーストラリア・ニュージーランド銀行
各位

財務書類に関する報告

私たちは、添付のオーストラリア・ニュージーランド銀行（以下、「当行」という。）の財務書類の監査を行った。これらの財務書類は、当グループ（当行および当行の年度末現在または当事業年度中における被支配会社からなる）の2010年9月30日現在の貸借対照表、同日に終了した事業年度の損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針およびその他に関する注記1から52、ならびに取締役の宣誓書から構成されている。

財務書類に関する取締役の責任

当行の取締役には、オーストラリア会計基準（オーストラリア会計基準解釈指針を含む）および2001年会社法に従って財務書類を作成し、公正な表示を行う責任がある。この責任には、不正または誤謬により、財務書類の作成および公正な表示に重要な虚偽の表示が行われないようにするための内部統制の整備および維持、適切な会計方針の選定および適用、ならびに状況に即した合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。また注記1(A)()において、取締役は、オーストラリア会計基準AASB第101号「財務諸表の表示」に従って、財務諸表および注記から構成される財務書類は国際財務報告基準に準拠していることについて記載している。

会計監査人の責任

私たちの責任は、私たちの監査に基づいて当財務書類について意見を表明することにある。私たちは、オーストラリア監査基準に準拠して監査を実施した。これらの監査基準は、私たちが監査業務に関連する倫理要件に準拠すること、また財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るための監査を私たちが計画し、実行することを要求している。

監査には、財務書類の金額と開示について監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、監査人の判断によって選定され、不正または誤謬により財務書類に重要な虚偽の表示が行われるリスクの評価が含まれている。私たちは、それらのリスク評価を行う際に、当該事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を選定するためであり、当該事業体の内部統制の有効性に関して意見を表明するためではない。監査はまた、取締役が採用した会計方針および取締役が行った重要な見積りの評価も含め、全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私たちは、財務書類が、すべての重要な点において、2001年会社法およびオーストラリア会計基準（オーストラリア会計基準解釈指針を含む）に準拠して、当行および当グループの財政状態および経営成績に関する私たちの理解と一致した公正な概観を示しているかどうかについて評価する手続を行った。

私たちが得た監査証拠は、私たちの意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供していると判断している。

独立性

私たちは監査を行う際に、2001年会社法の独立性要件に準拠している。

監査意見

私たちの意見は以下のとおりである。

(a) オーストラリア・ニュージーランド銀行の財務書類は2001年会社法に準拠し、

() 当行および当グループの2010年9月30日現在の財政状態および同日に終了した年度における経営成績を真実かつ公正に表示している。

() オーストラリア会計基準（オーストラリア会計基準解釈指針を含む）および2001年会社法規則に準拠している。

(b) 注記1(A)()に記載のとおり、財務書類は国際財務報告基準に準拠している。

「報酬報告書」に関する報告

私たちは、取締役報告書の21ページから45ページ（訳者注：原文のページ数である。）に記載の2010年9月30日終了事業年度の「報酬報告書」の監査を行った。当行の取締役には、2001年会社法の第300A条に従って「報酬報告書」を作成し、表示を行う責任がある。私たちの責任は、監査基準に準拠して行った私たちの監査に基づいて「報酬報告書」について意見を表明することである。

監査意見

私たちは、2010年9月30日終了事業年度のオーストラリア・ニュージーランド銀行の報酬報告書が2001年会社法の第300A条に準拠しているものと認める。

ケーピーエムジー（署名） ミシェル・ヒンクリフ（署名）

オーストラリア、メルボルン市 パートナー

2010年11月4日

[次へ](#)

Independent auditor's report to the members of Australia and New Zealand Banking Group Limited

Report on the financial report

We have audited the accompanying financial report of Australia and New Zealand Banking Group Limited (the Company), which comprises the balance sheets as at 30 September 2010, and the income statements, and statements of comprehensive income, statement of changes in equity and cash flow statements for the year ended on that date, a summary or description of significant accounting policies and other explanatory notes 1 to 52 and the directors' declaration of the Group comprising the Company and the entities it controlled at the year's end or from time to time during the financial year.

Directors' responsibility for the financial report

The directors of the Company are responsible for the preparation and fair presentation of the financial report in accordance with Australian Accounting Standards (including the Australian Accounting Interpretations) and the *Corporations Act 2001*. This responsibility includes establishing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of the financial report that is free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances. In note 1(A)(i), the directors also state, in accordance with Australian Accounting Standard AASB 101 *Presentation of Financial Statements*, that the financial report, comprising the financial statements and notes, complies with International Financial Reporting Standards.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial report based on our audit. We conducted our audit in accordance with Australian Auditing Standards. These Auditing Standards require that we comply with relevant ethical requirements relating to audit engagements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial report is free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial report. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial report, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial report in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the directors, as well as evaluating the overall presentation of the financial report.

We performed the procedures to assess whether in all material respects the financial report presents fairly, in accordance with the *Corporations Act 2001* and Australian Accounting Standards (including the Australian Accounting Interpretations), a view which is consistent with our understanding of the Company's and the Group's financial position and of their performance.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Independence

In conducting our audit, we have complied with the independence requirements of the *Corporations Act 2001*.

Auditor's opinion

In our opinion:

(a) the financial report of Australia and New Zealand Banking Group Limited is in accordance with the *Corporations Act 2001*, including:

(i) giving a true and fair view of the Company's and the Group's financial position as at 30 September 2010 and of their performance for the year ended on that date; and

(ii) complying with Australian Accounting Standards (including the Australian Accounting Interpretations) and the Corporations Regulations 2001.

(b) the financial report also complies with International Financial Reporting Standards as disclosed in note 1(A)(i).

Report on the remuneration report

We have audited the Remuneration Report included in pages 21 to 45 of the directors' report for the year ended 30 September 2010. The directors of the Company are responsible for the preparation and presentation of the remuneration report in accordance with Section 300A of the *Corporations Act 2001*. Our responsibility is to express an opinion on the remuneration report, based on our audit conducted in accordance with auditing standards.

Auditor's opinion

In our opinion, the remuneration report of Australia and New Zealand Banking Group Limited for the year ended 30 September 2010, complies with Section 300A of the *Corporations Act 2001*.

/s/KPMG

Michelle Hinchliffe
Partner

Melbourne
4 November 2010

() 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。その原本は本有価証券報告書提出会社が別途保管しております。